

令和3年版

犯罪白書

— 詐欺事犯者の実態と処遇 —

法務省 法務総合研究所 編

令和3年版

犯罪白書

－ 詐欺事犯者の実態と処遇 －

法務総合研究所

本書は再生紙を利用しております。

はしがき

我が国の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が令和2年も戦後最少を更新するなど、全体としては改善傾向が続いているが、個別に見ると、特殊詐欺、児童虐待、配偶者間暴力、サイバー犯罪等のように検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にある犯罪もある。さらに、若年層を中心とした大麻取締法違反の検挙人員の急増、少年による家庭内暴力の認知件数の増加なども看過できない。また、出所受刑者全体の2年以内再入率は、低下傾向にあり、令和元年の出所受刑者については初めて16%を下回ったが、満期釈放等による出所受刑者の再入率は仮釈放による出所受刑者よりも相当に高い状態で推移しており、再犯防止対策の更なる充実強化が求められている。

近年の犯罪動向や再犯防止対策に関し、注目すべき犯罪類型の一つに、詐欺がある。中でも特殊詐欺は、認知件数及び被害総額いずれも減少傾向にはあるが、令和2年の認知件数は1万3,000件を上回り、検挙件数は平成16年以降最多となった。また、実質的な被害総額は280億円を超え、その被害者は依然として高齢者が高い割合を占めている。出所受刑者の5年以内再入率を主要な罪名別に見ても、詐欺は、覚醒剤取締法違反、窃盗、傷害・暴行に次いで高い。こうした情勢を踏まえ、近年、刑事施設や少年院では、特殊詐欺事犯者を対象とした指導用教材や再非行防止指導の実施要領に基づく実践がなされ、令和3年1月には、保護観察対象者に対する類型別処遇に「特殊詐欺」が新たな類型として加えられるなど、処遇の充実が図られている。

法務総合研究所は、これまで犯罪白書において、主として刑法犯の動向の中で詐欺を取り上げ、平成16年からはオレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺について紹介してきた。しかし、詐欺が注目すべき犯罪類型であると認識しながらも、高齢で無銭飲食を繰り返す者や、組織的な特殊詐欺を首謀する者等、その態様及び手口が多岐にわたる詐欺事犯者の実情等を細やかに分析し、更なる対策を検討するための素材を提供するまでには至っていなかった。そこで、本白書では、「詐欺事犯者の実態と処遇」と題して特集を組むこととし（第8編）、詐欺事犯全般、とりわけ特殊詐欺に焦点を当て、関連する法令、詐欺事犯の動向や刑事司法の各段階における詐欺事犯者の処遇の現状、詐欺事犯者の再犯の状況、詐欺被害者等を概観・分析するとともに、詐欺事犯者に関する特別調査を行い、その特徴を明らかにした。これらを踏まえ、詐欺事犯の防止や詐欺事犯者の処遇・再犯防止対策の在り方について検討を行い、今後の議論の参考に供することとした。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により我が国の国民生活・経済・社会が大きな変容を余儀なくされた年であるが、同感染症が我が国の犯罪動向・犯罪者処遇に与えた影響の有無・程度を判断することは尚早と言わざるを得ない。それでも、本白書では、過去のデータと比較・検討する過程を通し、同感染症が与えた影響が間接的に浮き彫りになるように試みた。さらに、令和3年3月には、同感染症の世界的流行により、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）が約1年遅れで開催されたことから、コンgresの歴史や意義に触れ、京都コンgresの概要や成果についても紹介することとした（第7編）。

令和2年を中心とする最近の犯罪動向と犯罪者処遇の実情を扱った本白書のルーティーン部分が、犯罪情勢の定点観測を行うための素材として、効果的な刑事政策の立案の基盤となるとともに、特集部分が、詐欺事犯者の実情を知り、詐欺事犯の防止や再犯防止対策等に関する様々な問題に取り組む上での基礎資料として広く活用されれば幸いである。

終わりに、本白書の作成に当たり、最高裁判所事務総局、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係各機関から多大な御協力を頂いたことに對し、改めて謝意を表する次第である。

令和3年12月

法務総合研究所長 上 富 敏 伸

凡 例

【罪名・用語・略称】

第1 罪名等の定義

罪名等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとするほか、各統計資料の区分による（特別法の略称は、第3，1参照）。

1 刑法犯

【**刑法犯**】は、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法に規定する罪をいう。ただし、後記2及び3に該当する刑法の罪を除く。[注1]（ア）㉞、㉟、（イ）㊲、（ウ）㊳及び（エ）㊴参照

- ①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号）④暴力行為等処罰法（大正15年法律第60号）⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）⑩組織的犯罪処罰法（平成11年法律第136号）

（1）刑法犯の基本罪名には、次の罪を含む。[注1]（ア）㉞～㉟及び（ウ）㊳参照

- ①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重減軽類型 ⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

（2）次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。[注1]（ア）㉞、㉟、（ウ）㊳及び（エ）㊴参照

- ①殺人（自殺関与、同意殺人）②強盗（事後強盗、昏酔強盗、強盗殺人、強盗・強制性交等）③傷害（現場助勢）④脅迫（強要）⑤窃盗（不動産侵奪）⑥公務執行妨害（封印等破棄）⑦偽造（刑法第2編第16章から第19章までの罪における文書等の各偽造（不実記載・不正作出等を含む。）及び同行使（供用等を含む。））⑧職権濫用（特別公務員暴行陵虐）⑨強制性交等（準強制性交等、監護者性交等、強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。)) ⑩強制わいせつ（準強制わいせつ、監護者わいせつ）

2 危険運転致死傷

【**危険運転致死傷**】は、自動車運転死傷処罰法（平成25年法律第86号）2条、3条、6条1項及び2項に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。[注1]（ア）㉟、（イ）㊲及び（ウ）㊳

3 過失運転致死傷等

【**過失運転致死傷等**】は、自動車運転死傷処罰法4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪並びに自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷をいう。[注1]（ア）㊴及び（イ）㊵

4 特別法犯

【**特別法犯**】は、前記1ないし3以外の罪をいい、条例・規則違反を含む。[注1]（ア）㊴及び（エ）

㊴参照

（1）【**道交違反**】は、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び保管場所法（昭和37年法律第145号）の各違反をいう。

（2）【**交通関係4法令違反**】は、道交違反に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の各違反を加えたものをいう。

（3）【**交通法令違反**】は、交通関係4法令違反に、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路

法（昭和27年法律第180号）、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の各違反を加えたものをいう。

[注1] 各統計資料による場合の特則

(ア) 警察庁の統計による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、刑法（後記㊦に該当するものを除く。）及び次の特別法に規定する罪をいう。
- ①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に関する法律 ⑤航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑥航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ⑦人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑧組織的犯罪処罰法 ⑨火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号） ⑩流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号） ⑪サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号） ⑫公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号） ⑬公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）
- ① 第1編第1章、第3編第1章第1節並びに第4編第7章及び第8章における「刑法犯」は、平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
- ㊦ 「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を、「傷害」は、同法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含み、「暴力行為等処罰法違反」は、同法2条及び3条に規定する罪をいう。
- ㊥ 「窃盗」は、不動産侵奪を含まない。
- ㊤ 「器物損壊」は、信書隠匿を含む。
- ㊦ 「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪並びに道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、過失致死傷及び業務上（重）過失致死傷をいう。

(イ) 検察統計年報による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、前記1の罪に加え、危険運転致死傷を含む。
- ① 「過失運転致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車による交通犯罪以外の業務上（重）過失致死傷を除く。

(ウ) 矯正統計年報及び保護統計年報による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、前記1の罪に加え、危険運転致死傷を含む。
- ① 「暴行」は、凶器準備集合を含む。

(エ) 司法統計年報による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、刑法及び次の特別法に規定する罪をいう。
- ①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に関する法律
- なお、自動車運転死傷処罰法違反は、「特別法犯」に含まれる。
- ① 「偽造」は、刑法第2編第16章の罪（通貨偽造の罪）及び同編第19章の罪（印章偽造の罪）を含まない。

第2 用語の定義

本白書における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

1 警察等

- (1) **【認知件数】** 警察が発生を認知した事件の数をいう。[注2] 参照
- (2) **【発生率】** 人口10万人当たりの認知件数をいう。
- (3) **【検挙件数】** 警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。[注2] 参照
- (4) **【検挙率】** $\frac{\text{検挙件数}}{\text{認知件数}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

なお、検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

- (5) **【検挙人員】** 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。[注2] 参照

2 検察・裁判

- (1) **【検察庁新規受理人員】** 検察官認知又は直受の事件及び司法警察員（特別司法警察員及び国税庁監察官を含む。）から送致・送付された事件の人員をいう。
- (2) **【起訴率】** $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (3) **【起訴猶予率】** $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (4) **【公判請求率】** $\frac{\text{公判請求人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (5) **【通常第一審】** 地方裁判所及び簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいい、略式手続を含まない。
- (6) **【終局処理】** 検察統計年報による場合は、検察庁間の移送及び中止によるものを、司法統計年報又は最高裁判所事務総局の資料による場合は、裁判所間の移送及び回付によるもの（第3編第2章及び第8編第3章第1節においては、更に併合審理され、既済事件として集計しないもの）を、それぞれ除外した事件処理をいう。
- (7) **【全部執行猶予率】** $\frac{\text{全部執行猶予人員}}{\text{有期懲役} + \text{禁錮人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 矯正・更生保護

- (1) **【入所受刑者】** 裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。
- (2) **【初入者】** 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。
- (3) **【再入者】** 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
- (4) **【満期釈放等】** 出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
- (5) **【仮釈放率】** $\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者} + \text{一部執行猶予の実刑部分の刑期終了者} + \text{仮釈放者}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (6) **【全部（一部）執行猶予者の保護観察率】** $\frac{\text{保護観察付全部（一部）執行猶予言渡人員}}{\text{全部（一部）執行猶予言渡人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

100の計算式で得た百分比をいう。

4 少年

(1) 少年

- ① **「年少少年」** 14歳以上16歳未満の者をいう。
- ② **「中間少年」** 16歳以上18歳未満の者をいう。
- ③ **「年長少年」** 18歳以上20歳未満の者をいう。

(2) 非行少年

- ① **「犯罪少年」** 罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。
 - ② **「触法少年」** 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
 - ③ **「 \triangleleft 犯少年」** 保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- (3) **「児童自立支援施設・児童養護施設送致」** 家庭裁判所終局処理における児童自立支援施設・児童養護施設送致には、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
- (4) **「少年院入院者」** 少年院送致の決定により新たに入院した者をいい、矯正統計年報における「新収容者」に相当する。

5 その他

- (1) **「pt」** 「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。
- (2) **「人口比」** 特定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員をいう。
- (3) **「女性比」** 又は **「女子比」** 男女総数のうち、女性又は女子（未成年の場合）の占める比率をいう。
- (4) **「少年比」** 少年・成人総数のうち、少年の占める比率をいう。
- (5) **「高齢」・「高齢者」** 65歳以上の者をいう。
- (6) **「来日外国人」** 我が国にいる外国人のうち、特別永住者、永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。
- (7) **「前科」** 有罪の確定裁判を受けたことをいう。
- (8) **「処遇」** 警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。
- (9) **「全部執行猶予」** 刑法25条に規定する刑の全部の執行猶予をいう。なお、本白書では、平成25年法律第49号による改正前の刑法25条に規定する刑の執行猶予についても「全部執行猶予」という。
- (10) **「一部執行猶予」** 刑法27条の2及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）3条に規定する刑の一部の執行猶予をいう。
- (11) **「仮釈放」** 一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放を含む。

[注2]

特別法犯の「検挙件数」、「検挙人員」は、平成28年以前は「送致件数」、「送致人員」をいい、過失運転致死傷等（前記[注1]（ア）㊦参照）及び危険運転致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪については、道路上の交通事故に係るものに限る。）は、「送致件数」を「認知件数」及び「検挙件数」として、「送致人員」を「検挙人員」として、それぞれ計上している。

なお、「送致件数」とは、警察が送致・送付した事件の数をいい、「送致人員」とは、警察が送付・送致した事件の被疑者の数をいう。

第3 略称

1 特別法の略称

我が国の主な特別法の略称は、次のとおりとする。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

[略称]	[法令名]
医薬品医療機器等法…	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
外為法……………	外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
海洋汚染防止法……………	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
刑事収容施設法……………	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）
携帯電話不正利用防止法…	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）
裁判員法……………	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）
再犯防止推進法……………	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）
私事性的画像被害防止法…	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）
児童買春・児童ポルノ禁止法…	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
児童虐待防止法……………	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
自動車運転死傷処罰法…	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）
銃刀法……………	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
出資法……………	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）
心神喪失者等医療観察法…	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
ストーカー規制法……………	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）
精神保健福祉法……………	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
組織的犯罪処罰法……………	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）
鳥獣保護管理法……………	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
出会い系サイト規制法…	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）
毒劇法……………	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
特殊開錠用具所持禁止法…	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）
独占禁止法……………	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
特定商取引法……………	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）
入管法……………	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
入札談合等関与行為防止法…	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
廃棄物処理法……………	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

- 配偶者暴力防止法……配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）
- 犯罪収益移転防止法…犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
- 風営適正化法……風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
- 不正アクセス禁止法…不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- 暴力行為等処罰法……暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
- 暴力団対策法……暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- 保管場所法……自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）
- 麻薬特例法……国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）
- 麻薬取締法……麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）
- 酩酊防止法……酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）
- 労働者派遣法……労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

2 国名の略称等

- (1) 国名の略称は、各統計資料における略称のほか、外務省「国名表」を参考にした。
- (2) 「中国」は、特に断らない限り、台湾及び香港等を含む。

【資料源】

第1 資料の種類

統計、図表その他の計数資料は、特に法務省の大臣官房司法法制部、刑事局、矯正局及び保護局並びに出入国在留管理庁から提供を受けたもの及び関係諸機関の調査等に基づくもののほか、以下の官庁統計によるものである。

- 警察庁の統計（警察庁刑事局）
- 検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
- 司法統計年報（最高裁判所事務総局）
- 矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
- 保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

[注3]

- (1) 警察庁の統計は、「令和（昭和又は平成）〇年の犯罪（昭和38年まで「犯罪統計書」）」をいう。
- (2) 総務省統計局の人口資料は、同局の人口推計をいい、国勢調査実施年には、国勢調査人口を含む。ただし、令和2年の総人口、男女別人口及び都道府県別人口は、2年度実施の国勢調査の人口速報集計を、2年の成人の各年齢層の人口は同年10月1日現在の人口推計を、同年の少年人口（年少・中間・年長の区分、14歳以上の区分等）は、元年10月1日現在の人口推計をそれぞれ用いた。
- (3) 昭和47年以前の統計資料には、同年5月14日以前の沖縄県該当分の数値を含まない。
- (4) 平成元年の統計資料には、昭和64年1月1日から同月7日までの数値を含む。
- (5) 令和元年の統計資料には、平成31年1月1日から同年4月30日までの数値を、令和元年度の統計資料には、平成31年4月1日から同月30日までの数値をそれぞれ含む。

第2 資料の範囲

統計資料は、原則として、令和3年7月末日までに入手し得た範囲内で、令和2年分までを集録した。

令和2年までの統計の中で、後日、当該関係機関から異なる数値が公表される場合は、次年度以降の犯罪白書において適宜訂正する扱いとする。

【図表の表示方法】

第1 図表番号

図及び表の番号は、編、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、**2-2-1-1 図**は、第2編第2章第1節の第1図を示す。）。

第2 数字等の表示

- 1 表中の数字等は、次のように表示している。
 - (1) 「-」 該当数が0のとき又は非該当のとき
 - (2) 「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
 - (3) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき
 - (4) 「…」 資料のないとき又は母数が0のときの比率
- 2 図中の数字は、次のように表示している。
 - (1) 「0」 該当数が0のとき又は非該当のとき
 - (2) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき

【その他】

第1 計数処理方法

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入した。したがって、構成比の和が100.0にならない場合がある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得られた数値を四捨五入する方法によっており、各数値を四捨五入した上で、和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例 12.76と7.53の差を求めるとき

「12.76 - 7.53」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており、「12.8 - 7.5」で得られる「5.3」とは一致しない。

第2 本白書の「資料編」は、CD-ROM版にのみ掲載し、紙面からは省いている。

本白書にある「CD-ROM資料〇-〇参照」とは、CD-ROM版にある「資料編」のエクセルデータを参照という趣旨である。

また、「CD-ROM参照」とは、CD-ROM版にある図表のエクセルデータを参照という趣旨である。

CD-ROM版にある図表及び資料編のエクセルデータの一部については、「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法について」（令和2年12月18日統計企画会議申合せ）に従って作成されたものも掲載している。

目 次

はしがき

第1編 犯罪の動向

第1章 刑法犯	2
第1節 主な統計データ	2
1 認知件数と発生率	3
2 検挙人員	5
3 検挙率	7
第2節 主な刑法犯	7
1 窃盗	8
2 強制性交等・強制わいせつ	10
3 その他の刑法犯	11
第2章 特別法犯	16
第1節 主な統計データ	16
第2節 主な特別法犯	18
第3章 諸外国における犯罪動向	20
第1節 諸外国における犯罪	20
1 殺人	21
2 強盗	22
3 窃盗	23
4 性暴力	24
第2節 国外における日本人の犯罪	25

第2編 犯罪者の処遇

第1章 概要	28
1 新規立法の動向	29
2 法テラスの活動	30
第2章 検察	31
第1節 概説	31
第2節 被疑事件の受理	32
第3節 被疑者の逮捕と勾留	33

第4節	被疑事件の処理	34
第3章	裁判	37
第1節	概説	37
第2節	確定裁判	38
第3節	第一審	38
1	終局裁判	38
2	科刑状況	40
3	裁判員裁判	42
4	即決裁判手続	45
5	公判前整理手続	45
6	勾留と保釈	45
第4節	上訴審	47
第4章	成人矯正	49
第1節	概説	49
1	刑事施設等	49
2	刑事施設における処遇	49
第2節	刑事施設の収容状況	50
1	刑事施設の収容人員	50
2	刑事施設の収容率	50
3	入所受刑者	51
4	出所受刑者	53
第3節	受刑者の処遇等	55
1	処遇の概要	55
2	作業	57
3	矯正指導	58
4	就労支援	60
5	福祉的支援	61
6	受刑者の釈放等に関する情報の提供	61
第4節	刑事施設の運営等	61
1	刑事施設視察委員会	61
2	給養・医療・衛生等	62
コラム1	刑事施設における新型コロナウイルス感染症への対策	62
3	民間協力	64
4	規律・秩序の維持	64
5	不服申立制度	64
第5節	未決拘禁者等の処遇	65
第6節	官民協働による刑事施設等の整備・運営	66
第5章	更生保護	67
第1節	概説	67
1	更生保護における処遇	67
2	更生保護の機関	67

第2節	仮釈放等と生活環境の調整	67
1	仮釈放等	67
2	生活環境の調整	70
第3節	保護観察	71
1	保護観察対象者の人員等	71
2	保護観察対象者に対する処遇	75
3	保護観察対象者に対する措置等	81
4	保護観察の終了	81
	コラム2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下での更生保護	82
第4節	応急の救護・更生緊急保護の措置等	84
第5節	恩赦	86
第6節	保護司，更生保護施設，民間協力者等と犯罪予防活動	87
1	保護司	87
2	更生保護施設	88
3	自立準備ホーム	90
4	民間協力者及び団体	91
5	更生保護協会等	92
6	犯罪予防活動	92
第6章	刑事司法における国際協力	94
第1節	刑事司法における国際的な取組の動向	94
1	国際組織犯罪対策及びテロ対策	94
2	薬物犯罪対策	95
3	マネー・ローンダリング対策	95
4	汚職・腐敗対策	96
5	サイバー犯罪対策	96
6	国際刑事裁判所	96
第2節	犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し	97
1	犯罪者の国外逃亡	97
2	逃亡犯罪人の引渡し	97
第3節	捜査・司法に関する国際協力	98
1	捜査共助	98
2	司法共助	98
3	刑事警察に関する国際協力	98
第4節	矯正・更生保護分野における国際協力	99
1	国際受刑者移送	99
2	矯正・更生保護に関する国際会議	100
第5節	刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等	100
1	国連アジア極東犯罪防止研修所における協力	100
2	法制度整備支援	101
3	矯正建築分野における協力	101

第3編 少年非行の動向と非行少年の処遇

第1章 少年非行の動向	104
第1節 少年による刑法犯	104
1 検挙人員	104
2 属性による動向	105
3 罪名別動向	108
4 共犯事件	109
第2節 少年による特別法犯	110
1 検挙人員	110
2 薬物犯罪	111
3 交通犯罪	112
第3節 ぐ犯少年	113
第4節 不良行為少年	114
第5節 家庭と学校における非行	115
1 家庭内暴力	115
2 校内暴力	116
3 いじめ	116
第2章 非行少年の処遇	117
第1節 概要	117
1 家庭裁判所送致までの手続の流れ	118
2 家庭裁判所における手続の流れ	118
3 保護処分に係る手続の流れ	119
4 少年法等の改正	120
第2節 検察・裁判	120
1 検察（家庭裁判所送致まで）	120
2 家庭裁判所	121
第3節 少年鑑別所	124
1 概説	124
2 入所・退所の状況	124
3 鑑別	127
4 観護処遇	128
5 非行及び犯罪の防止に関する援助	129
第4節 少年院	130
1 概説	130
2 少年院入院者	130
3 少年院における処遇	134
コラム3 少年院における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に 配慮した教育活動	137
4 出院者	140
5 少年院の運営等	141

第5節	保護観察	142
1	概説	142
2	少年の保護観察対象者	142
3	少年の保護観察対象者に対する処遇	145
4	少年の保護観察対象者に対する措置	146
5	少年の保護観察の終了	147
第3章	少年の刑事手続	148
第1節	概要	148
1	起訴と刑事裁判	148
2	刑の執行	148
3	仮釈放	148
第2節	起訴と刑事裁判	149
1	検察庁での処理状況	149
2	通常第一審の科刑状況	150
第3節	少年の受刑者	151

第4編 各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇

第1章	交通犯罪	154
第1節	交通犯罪関係法令の改正状況	154
1	自動車運転死傷処罰法	154
2	道路交通法	154
第2節	犯罪の動向	155
1	交通事故の発生動向	155
2	過失運転致死傷等・危険運転致死傷	156
3	ひき逃げ事件	158
4	道交違反	159
第3節	処遇	160
1	検察	160
2	裁判	162
3	矯正	164
4	保護観察	164
第2章	薬物犯罪	165
第1節	犯罪の動向	165
1	覚醒剤取締法違反	165
2	大麻取締法違反等	167
3	危険ドラッグに係る犯罪	168
第2節	取締状況	169
1	覚醒剤等の押収量の推移	169

2	密輸入事案の摘発の状況	170
3	麻薬特例法の運用	171
第3節	処遇	172
1	検察・裁判	172
2	矯正	173
3	保護観察	175
第3章	組織的犯罪・暴力団犯罪	176
第1節	組織的犯罪	176
第2節	暴力団犯罪	177
1	組織の動向	177
2	犯罪の動向	178
3	処遇	182
第4章	財政経済犯罪	185
第1節	税法違反	185
第2節	経済犯罪	186
第3節	知的財産関連犯罪	189
第5章	サイバー犯罪	190
第1節	不正アクセス行為等	190
第2節	その他のサイバー犯罪	191
第6章	児童虐待・配偶者間暴力・ストーカー等に係る犯罪	192
第1節	児童虐待に係る犯罪	192
第2節	配偶者間暴力に係る犯罪	193
第3節	ストーカー犯罪等	195
1	ストーカー犯罪	195
2	私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）	198
第7章	女性犯罪・非行	199
第1節	犯罪・非行の動向	199
第2節	処遇	201
1	検察	201
2	矯正	202
3	保護観察	206
第8章	高齢者犯罪	208
第1節	犯罪の動向	208
第2節	処遇	210
1	検察	210
2	矯正	211
3	保護観察	213

第9章 外国人犯罪・非行	215
第1節 外国人の在留状況等	215
1 外国人新規入国者等	215
2 不法残留者	215
3 退去強制	215
第2節 犯罪の動向	216
1 刑法犯	216
2 特別法犯	218
第3節 処遇	219
1 検察	219
2 裁判	221
3 矯正	222
4 保護観察	222
第4節 外国人非行少年の動向と処遇	223
1 外国人犯罪少年の動向	223
2 外国人非行少年の処遇	224
第10章 精神障害のある者による犯罪等	225
第1節 犯罪の動向	225
第2節 処遇	225
1 検察・裁判	225
2 矯正	225
3 保護観察	226
第3節 心神喪失者等医療観察制度	226
1 審判	227
2 指定入院医療機関による医療	227
3 地域社会における処遇	228
第11章 公務員犯罪	229

第5編 再犯・再非行

第1章 再犯防止推進法に基づく再犯防止施策	232
1 再犯防止推進法	232
2 再犯防止推進計画	232
3 再犯防止施策の取組状況	233
第2章 再犯・再非行の概況	234
第1節 検挙	234
1 刑法犯により検挙された再犯者	234
2 刑法犯により検挙された成人の有前科者	235

3	薬物犯罪により検挙された成人の同一罪名再犯者	237
第2節	検察・裁判	238
1	起訴人員中の有前科者	238
2	全部及び一部執行猶予の取消し	240
第3節	矯正	241
1	再入者	241
2	出所受刑者の再入所状況	244
3	出所受刑者の再入率の推移	247
4	再入者の再犯期間	249
第4節	保護観察	249
1	保護観察開始人員中の有前科者	249
2	保護観察対象者の再処分等の状況	251
第5節	少年の再非行・再犯	255
1	少年の再非行	255
2	保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴	256
3	少年院出院者の再入院等の状況	257
4	少年の保護観察対象者の再処分の状況	259

第6編 犯罪被害者

第1章	統計上の犯罪被害	262
第1節	被害件数	262
第2節	生命・身体への被害	264
第3節	性犯罪被害	265
第4節	財産への被害	266
第5節	被害者と被疑者の関係	267
第6節	国外における日本人の犯罪被害	268
第2章	刑事司法における被害者への配慮	269
第1節	刑事手続における被害者の関与	269
1	被害申告及び告訴	269
2	起訴・不起訴等に関する被害者等への通知	269
3	不起訴処分に対する不服申立制度	270
4	公判段階における被害者等の関与	272
5	矯正・更生保護段階等における被害者等の関与	274
6	少年事件における被害者等への配慮	275
7	法テラスによる被害者等に対する支援	275
8	地方公共団体における被害者支援に向けた取組	277
第2節	犯罪被害者等に対する給付金の支給制度等	277
1	犯罪被害給付制度	277
2	国外犯罪被害弔慰金等の支給制度	277

3	被害回復給付金支給制度	277
4	被害回復分配金支払制度	278
5	自動車損害賠償保障制度	278
6	地方公共団体による見舞金制度等	278
第3節	人身取引被害者保護	278

第7編 京都コンGRES

第1章	コンGRESの概要	282
第1節	コンGRESとは	282
1	コンGRESの役割	282
2	国連におけるコンGRESの位置付け	282
第2節	コンGRESの歴史	282
1	コンGRES設立までの経緯	282
2	コンGRESの変遷	283
第3節	コンGRESの意義	284
1	国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）	284
2	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い 又は刑罰を受けることからの全ての人の保護に関する宣言	285
3	少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）	285
4	非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）	285
5	バンコク宣言	285
6	サルバドル宣言	285
7	ドーハ宣言	286
第4節	コンGRESに対する日本の貢献	286
1	日本におけるコンGRESの開催	286
2	コンGRESで採択された基準規則等への関与	286
3	UNAFEIによるワークショップの企画運営	287
第2章	京都コンGRES	288
第1節	京都コンGRESの概要	288
1	京都コンGRES開催までの経緯	288
2	京都コンGRESの全体テーマ等	288
3	コロナ禍における新たな形の国際会議	289
4	京都コンGRESの成果	290
第2節	京都コンGRESにおける各種イベント	291
	コラム4 世界保護司会議と京都保護司宣言	291
	コラム5 京都コンGRES・ユースフォーラム	292
1	全体会合・ワークショップ	295
	コラム6 ワorkshop2「再犯防止：リスクの特定とその解決策」	295
2	附属会合（アンシラリーミーティング）	299

	コラム7 アンシラリーミーティング「実社会に役立つ研究」	300
3	展示	301

第8編 詐欺事犯者の実態と処遇

第1章	はじめに	304
第2章	詐欺に関連する法令	306
	第1節 詐欺に関連する処罰法規	306
	1 刑法・組織的犯罪処罰法	306
	2 詐欺と関係が深い特別法	307
	3 特殊詐欺対策関連の特別法	308
	4 その他の特別法	308
	第2節 詐欺被害者の救済に関する法律	309
	1 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律	309
	2 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	309
	第3節 詐欺の捜査に係る法律	309
	1 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	309
	2 合意制度	310
第3章	詐欺事犯の動向等	311
	第1節 詐欺事犯の動向等	311
	1 認知・検挙・取締り	311
	コラム8 新型コロナウイルス感染症に関連する詐欺事犯	324
	コラム9 特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組	338
	2 検察	341
	3 裁判	346
	4 矯正	349
	5 更生保護	357
	第2節 再犯・再非行	365
	1 検挙	365
	2 検察・裁判	367
	3 矯正	368
	4 保護観察	376
	第3節 詐欺被害者	382
	1 詐欺	382
	2 特殊詐欺	384
	3 被害回復	388
	コラム10 詐欺被害者の声	389
第4章	再犯防止に向けた各種施策	391

第1節	矯正	391
1	刑事施設	391
	コラム11 函館少年刑務所における特殊詐欺再犯防止指導	391
2	少年院	392
	コラム12 多摩少年院及び新潟少年学院における特殊詐欺再非行防止指導	393
第2節	更生保護	395
	コラム13 被害者から被害に関する心情等を伝達された 保護観察対象者に対する指導の実例	396
第5章 特別調査		398
第1節	調査の概要	398
第2節	全対象者調査の結果	399
1	調査対象事件の概要	399
2	全対象者の特徴	401
第3節	特殊詐欺事犯者の調査の結果	408
1	特殊詐欺事件の概要	408
2	特殊詐欺事犯者（確定記録調査対象者）の特徴	409
3	被害状況等	418
4	科刑状況	421
第4節	再犯に関する調査の結果	423
1	全対象者調査による再犯の有無	423
2	全部執行猶予者に対する再犯調査の結果	428
第6章 おわりに		431
第1節	詐欺事犯の動向等	431
1	認知・検挙状況等	431
2	処理状況等	432
3	少年による詐欺	432
4	再犯・再非行	432
5	詐欺被害者	433
第2節	特殊詐欺対策や詐欺事犯者処遇の経緯と現状	433
1	特殊詐欺撲滅に向けた取組	433
2	再犯防止に向けた取組	433
第3節	特別調査から判明した詐欺事犯者の特徴	434
1	全対象者の特徴	434
2	特殊詐欺事犯者調査の結果	435
3	詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因	436
第4節	特殊詐欺対策や詐欺事犯者の処遇の在り方	437
1	特殊詐欺の撲滅に向けた取組	437
2	詐欺事犯者の特性等を踏まえた処遇の充実	439
3	まとめ	441
事項索引		443

資料編目次（※CD-ROM収録）

- 資料1-1 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙率・検挙人員
- 資料1-2 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙人員（罪名別）
- 資料1-3 刑法犯 検挙率（罪名別）
- 資料1-4 特別法犯 検察庁新規受理人員（罪名別）
- 資料2-1 検察庁新規受理人員（罪名別）
- 資料2-2 検察庁終局処理人員
- 資料2-3 検察庁終局処理人員（罪名別）
- 資料2-4 地方裁判所における死刑・懲役・禁錮の科刑状況（罪名別）
- 資料2-5 刑事施設の一日平均収容人員
- 資料2-6 年末在所懲役受刑者人員（刑期別）
- 資料2-7 仮釈放・少年院仮退院審理事件 審理開始・許可等人員
- 資料2-8 保護観察開始人員・全部又は一部執行猶予者の保護観察率
- 資料2-9 保護観察開始人員（罪名別，男女別）
- 資料3-1 少年・成人の刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員・人口比・少年比
- 資料3-2 少年による刑法犯 検挙人員・人口比（年齢層別）
- 資料3-3 少年による刑法犯 検挙人員（罪名別）
- 資料3-4 触法少年による刑法犯 補導人員（非行名別）
- 資料3-5 少年による刑法犯 罪名別検挙人員（男女別，年齢層別）
- 資料3-6 少年による特別法犯 検挙人員（罪名別）
- 資料3-7 家庭裁判所終局処理人員（ぐ犯の態様別）
- 資料3-8 犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比（年齢層別）
- 資料3-9 犯罪少年の検察官処遇意見・家庭裁判所終局処理結果の各構成比（年齢層別）
- 資料3-10 少年保護事件 家庭裁判所終局処理人員（処理区分別，非行名別）
- 資料3-11 少年鑑別所入所者の人員・一日平均在所人員（男女別）
- 資料3-12 少年入所受刑者の人員（男女別，年齢層別，刑期別）
- 資料4-1 交通事故 発生件数・死傷者数・死傷率等の推移
- 資料4-2 覚醒剤取締法違反等 検察庁終局処理人員
- 資料4-3 覚醒剤取締法違反 通常第一審における有罪（懲役）人員（刑期別）
- 資料4-4 財政経済犯罪 起訴・不起訴人員
- 資料4-5 財政経済犯罪 通常第一審における懲役刑科刑状況
- 資料4-6 サイバー犯罪 検察庁終局処理人員
- 資料4-7 外国人の検察庁終局処理人員
- 資料4-8 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（罪名別）
- 資料4-9 被告人通訳事件 通常第一審における有罪人員・科刑状況（懲役・禁錮）の推移
- 資料4-10 F指標入所受刑者人員（国籍別）
- 資料4-11 外国人の保護観察開始人員（国籍別）
- 資料5-1 再入者人員（罪名別，男女別）
- 資料5-2 入所受刑者の入所度数別人員（罪名別）
- 資料5-3 再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）



法務省赤れんが棟（右手前の建物）

【写真提供：法務省大臣官房秘書課】

▶ 第1編 犯罪の動向

- 第1章 刑法犯
- 第2章 特別法犯
- 第3章 諸外国における犯罪動向

第1節 主な統計データ

令和2年における刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

なお、この節では、これまでの犯罪白書の統計との比較の便宜上、危険運転致死傷・過失運転致死傷等に係る数値を参考値として掲載している（交通犯罪については、第4編第1章参照）。

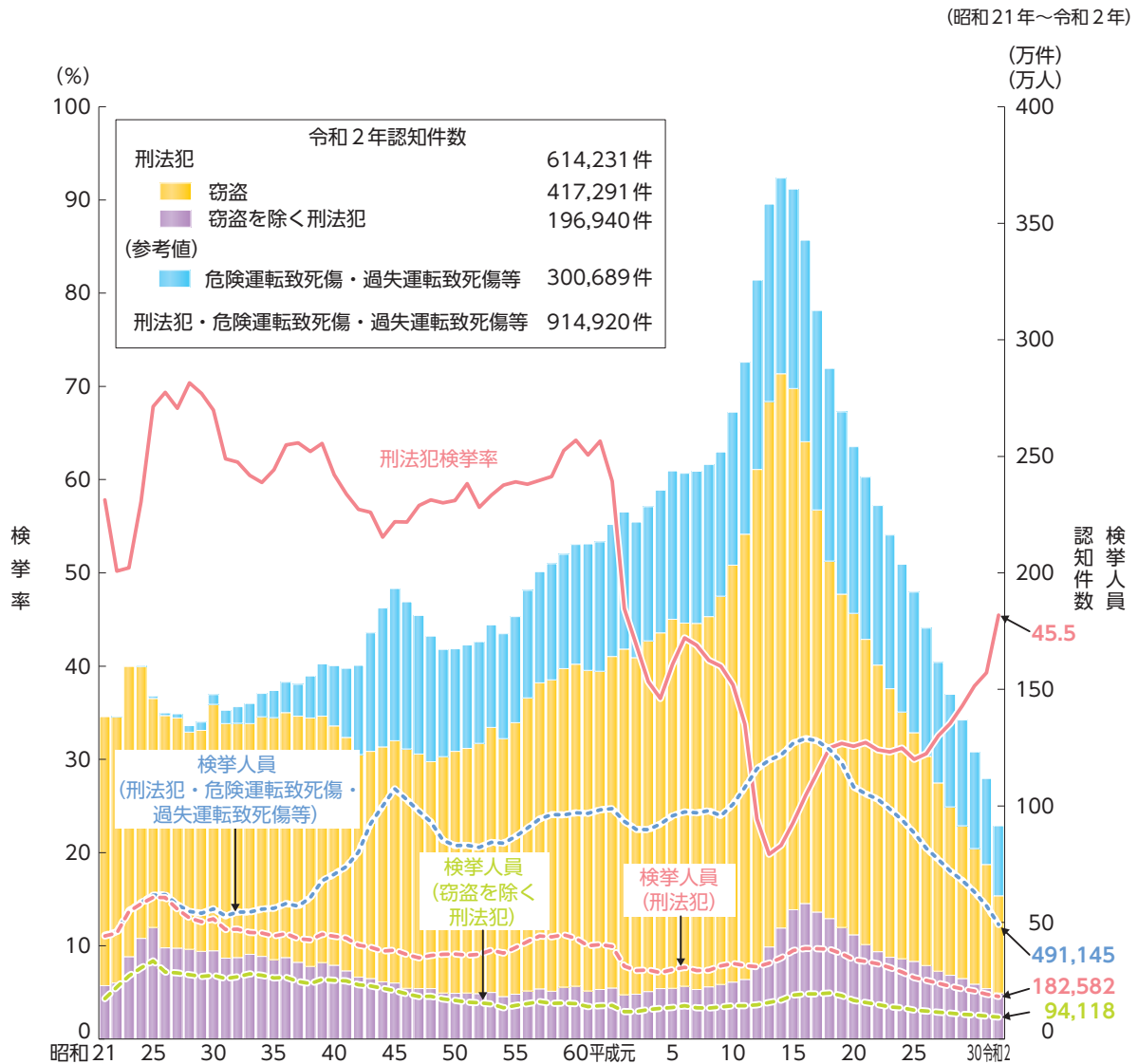
令和2年の主な統計データ（刑法犯）

	(前年比)	[平成13年比]
① 認知件数		
刑法犯	614,231件 (−134,328件, −17.9%)	[−77.5%]
窃盗を除く刑法犯	196,940件 (−19,054件, −8.8%)	[−50.2%]
(参考値)		
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	914,920件 (−202,821件, −18.1%)	[−74.5%]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	300,689件 (−68,493件, −18.6%)	
うち危険運転致死傷	730件 (+64件, +9.6%)	
うち過失運転致死傷等	299,959件 (−68,557件, −18.6%)	[−64.5%]
② 検挙件数		
刑法犯	279,185件 (−15,021件, −5.1%)	[−48.5%]
窃盗を除く刑法犯	108,498件 (−4,811件, −4.2%)	[−37.8%]
③ 検挙人員		
刑法犯	182,582人 (−10,025人, −5.2%)	[−43.9%]
窃盗を除く刑法犯	94,118人 (−4,345人, −4.4%)	[−39.8%]
(参考値)		
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	491,145人 (−80,297人, −14.1%)	[−58.9%]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	308,563人 (−70,272人, −18.5%)	
うち危険運転致死傷	732人 (+79人, +12.1%)	
うち過失運転致死傷等	307,831人 (−70,351人, −18.6%)	[−64.6%]
④ 発生率		
刑法犯	486.6 (−106.7)	[−1,662.1]
窃盗を除く刑法犯	156.0 (−15.2)	[−154.3]
(参考値)		
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	724.8 (−161.1)	[−2,088.3]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	238.2 (−54.4)	
うち危険運転致死傷	0.6 (+0.1)	
うち過失運転致死傷等	237.6 (−54.5)	[−426.8]
⑤ 検挙率		
刑法犯	45.5% (+6.1pt)	[+25.6pt]
窃盗を除く刑法犯	55.1% (+2.6pt)	[+10.9pt]

注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（昭和21年以降）は、**1-1-1-1 図**のとおりである（CD-ROM資料**1-1**参照）。

1-1-1-1 図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

1 認知件数と発生率

刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万4,061件にまで達したが、15年に減少に転じて以降、18年連続で減少しており、令和2年は61万4,231件（前年比13万4,328件（17.9%）減）と戦後最少を更新した。戦後最少は平成27年以降、毎年更新中である。同年から令和元年までの5年間に於ける前年比の減少率は平均9.2%であったが、2年は前年より17.9%減少した。平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けた（本章第2節1項参照）ことに伴うものである。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。平成8年（1,439.8）から毎年上昇し、14年には戦後最高の2,238.7を記録したが、15年から低下に転じ、25年からは毎年戦後最低を記録している（**1-1-1-1 図** CD-ROM参照）。

令和2年における刑法犯の認知件数・発生率等を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりであるが、窃盗の認知件数・発生率等の減少が著しい。

1-1-1-2表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率（罪名別）

		(令和2年)					
罪 名	認 知 件 数	発 生 率	検 挙 件 数	検 挙 人 員	検 挙 率		
総 数	614,231 (-134,328)	486.6 (-106.7)	279,185 (-15,021)	182,582 (-10,025)	45.5 (+6.1)		
殺 人	929 (-21)	0.7 (-0.0)	913 (-32)	878 (-46)	98.3 (-1.2)		
強 盗	1,397 (-114)	1.1 (-0.1)	1,358 (+32)	1,654 (+50)	97.2 (+9.5)		
放 火	786 (-54)	0.6 (-0.0)	700 (+42)	582 (+63)	89.1 (+10.7)		
強 制 性 交 等	1,332 (-73)	1.1 (-0.1)	1,297 (-14)	1,177 (-1)	97.4 (+4.1)		
凶 器 準 備 集 合	5 (+2)	0.0 (+0.0)	4 (+1)	22 (+17)	80.0 (-20.0)		
暴 行	27,637 (-2,639)	21.9 (-2.1)	24,315 (-1,241)	24,883 (-1,494)	88.0 (+3.6)		
傷 害	18,963 (-2,225)	15.0 (-1.8)	16,890 (-1,097)	18,826 (-1,279)	89.1 (+4.2)		
脅 迫	3,778 (+121)	3.0 (+0.1)	3,299 (+144)	2,862 (+98)	87.3 (+1.0)		
恐 喝	1,446 (-183)	1.1 (-0.1)	1,256 (-32)	1,515 (-23)	86.9 (+7.8)		
窃 盗	417,291 (-115,274)	330.6 (-91.5)	170,687 (-10,210)	88,464 (-5,680)	40.9 (+6.9)		
詐 欺	30,468 (-1,739)	24.1 (-1.4)	15,270 (-632)	8,326 (-517)	50.1 (+0.7)		
横 領	15,542 (-1,712)	12.3 (-1.4)	12,778 (-1,287)	12,073 (-1,203)	82.2 (+0.7)		
遺失物等横領	14,154 (-1,703)	11.2 (-1.4)	11,558 (-1,451)	10,992 (-1,367)	81.7 (-0.4)		
偽 造	2,090 (-233)	1.7 (-0.2)	1,558 (-491)	1,023 (-65)	74.5 (-13.7)		
贈 収 賄	32 (-)	0.0 (-0.0)	24 (-4)	38 (-14)	75.0 (-12.5)		
背 任	62 (+7)	0.0 (+0.0)	58 (+13)	63 (+12)	93.5 (+11.7)		
賭博・富くじ	118 (-149)	0.1 (-0.1)	112 (-143)	495 (+43)	94.9 (-0.6)		
強制わいせつ	4,154 (-746)	3.3 (-0.6)	3,766 (-233)	2,760 (-166)	90.7 (+9.0)		
公然わいせつ	2,463 (-106)	2.0 (-0.1)	1,784 (+14)	1,379 (-85)	72.4 (+3.5)		
わいせつ物頒布等	988 (+14)	0.8 (+0.0)	887 (+7)	568 (+4)	89.8 (-0.6)		
公務執行妨害	2,118 (-185)	1.7 (-0.1)	2,072 (-189)	1,666 (-200)	97.8 (-0.3)		
失 火	227 (-28)	0.2 (-0.0)	126 (+10)	99 (+4)	55.5 (+10.0)		
住 居 侵 入	11,021 (-1,832)	8.7 (-1.5)	6,357 (+25)	3,682 (+226)	57.7 (+8.4)		
略取誘拐・人身売買	337 (+44)	0.3 (+0.0)	335 (+67)	266 (+31)	99.4 (+7.9)		
盗品譲受け等	875 (-14)	0.7 (-0.0)	812 (-22)	709 (-36)	92.8 (-1.0)		
器 物 損 壊	64,089 (-7,606)	50.8 (-6.1)	8,576 (-6)	4,922 (+132)	13.4 (+1.4)		
暴力行為等処罰法	20 (-26)	0.0 (-0.0)	20 (-27)	25 (-31)	100.0 (-2.2)		
そ の 他	6,063 (+443)	4.8 (+0.3)	3,931 (+284)	3,625 (+135)	64.8 (-0.1)		

(参考値)

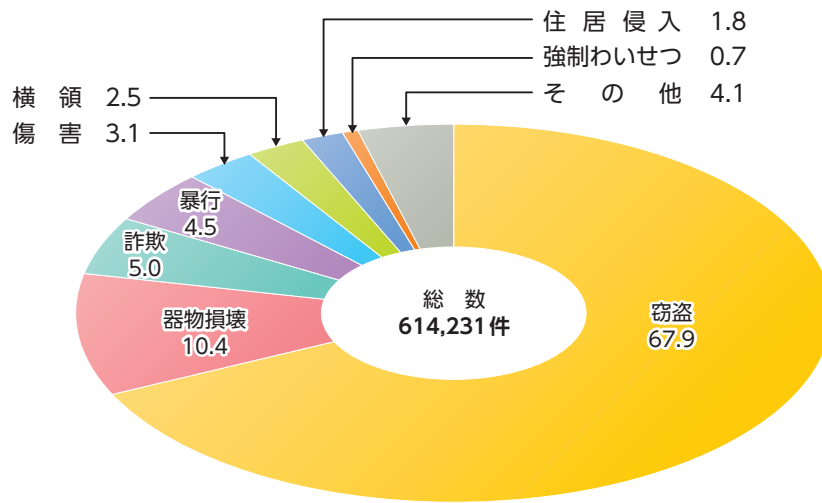
危険運転致死傷	730 (+64)	0.6 (+0.1)	730 (+64)	732 (+79)	100.0 (-)
過失運転致死傷等	299,959 (-68,557)	237.6 (-54.5)	299,959 (-68,557)	307,831 (-70,351)	100.0 (-)

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。
 3 ()内は、前年比である。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

令和2年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、1-1-1-3図のとおりである。

1-1-1-3図 刑法犯 認知件数の罪名別構成比

(令和2年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

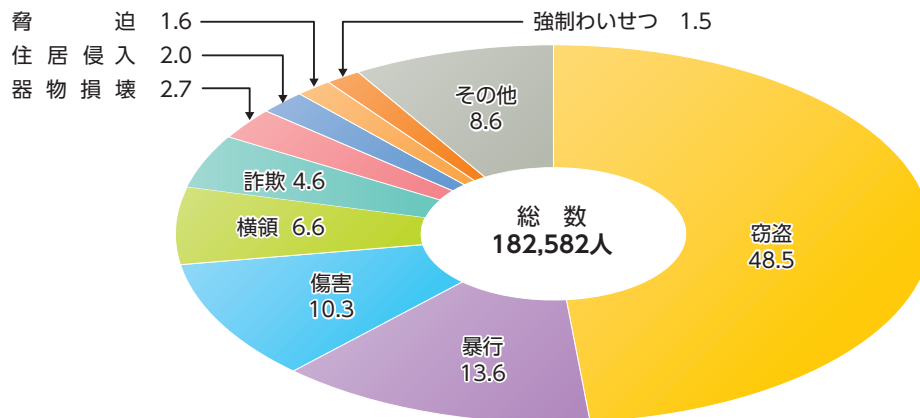
2 検挙人員

刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,297人を記録したが、17年から減少に転じ、25年からは毎年戦後最少を更新しており、令和2年は18万2,582人（前年比1万25人（5.2%）減）であった（1-1-1-1図CD-ROM参照）。

令和2年における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比は、1-1-1-4図のとおりである（罪名別の検挙人員については、1-1-1-2表参照）。

1-1-1-4図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和2年)



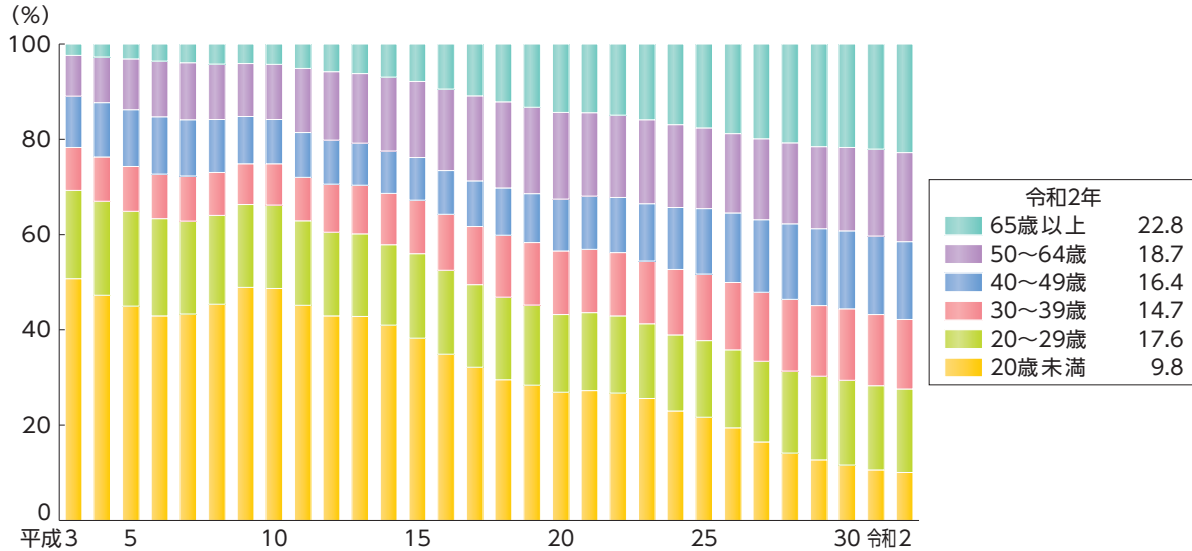
注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、1-1-1-5図のとおりである（男女別の年齢層別検挙人員の推移については、CD-ROM参照）。65歳以上の高齢者の構成比は、平成3年には2.4%（7,128人）であったが、令和2年は22.8%（4万1,696人）を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率の上昇が進んでいる（高齢者犯罪の動向については、第4編第8章参照）。

一方、20歳未満の者の構成比は、平成3年には50.8%（15万348人）であったが、その後減少傾向にあり、令和2年は、9.8%（1万7,904人）となり、昭和48年以来初めて10%を下回った（少年非行の動向については、第3編第1章参照）。

1-1-1-5図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成3年～令和2年)



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

令和2年における刑法犯の検挙人員を罪名別に見るとともに、これを男女別に見ると、1-1-1-6表のとおりである（女性犯罪の動向については、第4編第7章参照）。

1-1-1-6表 刑法犯 検挙人員（罪名別、男女別）

(令和2年)

罪名	総数	男性	女性	女性比
刑法犯	182,582 (100.0)	143,652	38,930	21.3
殺人	878 (0.5)	668	210	23.9
〔 嬰 児 殺 〕	16 (0.0)	2	14	87.5
強盗	1,654 (0.9)	1,525	129	7.8
放火	582 (0.3)	445	137	23.5
暴行	24,883 (13.6)	21,444	3,439	13.8
傷害	18,826 (10.3)	17,108	1,718	9.1
恐喝	1,515 (0.8)	1,375	140	9.2
窃盗	88,464 (48.5)	60,675	27,789	31.4
〔 万 引 き 〕	51,622 (28.3)	30,574	21,048	40.8
詐欺	8,326 (4.6)	6,849	1,477	17.7
横領	12,073 (6.6)	10,576	1,497	12.4
遺失物等横領	10,992 (6.0)	9,699	1,293	11.8
偽造	1,023 (0.6)	828	195	19.1
その他	24,358 (13.3)	22,159	2,199	9.0

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 () 内は、罪名別構成比である。
 3 [] 内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盗の内数である。
 4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

3 検挙率

刑法犯の検挙率は、平成7年から毎年低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録したが、14年から回復傾向にあり、一時横ばいで推移していたものの、26年以降再び上昇しており、令和2年は45.5%（前年比6.1pt上昇）であった（1-1-1-1 図CD-ROM参照）。

令和2年における刑法犯の検挙率を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

第2節 主な刑法犯

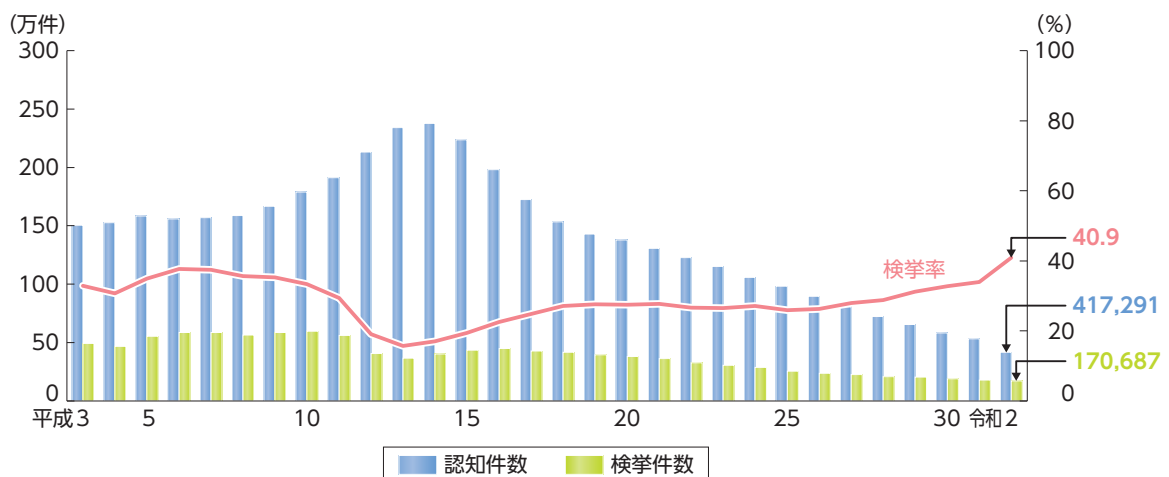
窃盗は、認知件数において刑法犯の7割近くを占める（1-1-1-3 図参照）。その認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-1 図①のとおりである。平成7年から13年まで、認知件数の増加と検挙率の低下が続いていたが、14年から検挙率が上昇に転じ、認知件数も、戦後最多を記録した同年（237万7,488件）をピークに15年から減少に転じた。認知件数は、26年以降、毎年戦後最少を更新し、令和2年は、41万7,291件（前年比11万5,274件（21.6%）減）であり、平成27年から令和元年までは前年比8.5～11.2%の幅で減少していたのに対し、2年は前年からの減少幅が大きかった。検挙件数は、平成17年から減少し続けており、令和2年は、17万687件（同1万210件（5.6%）減）であり、認知件数と比べると、前年からの減少幅が小さかった。検挙率は、前年より6.9pt上昇し、40.9%であった（1-1-1-1 図CD-ROM参照）。

窃盗を除く刑法犯の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-1 図②のとおりである。認知件数は、平成16年に58万1,463件と戦後最多を記録した後、17年から減少し続け、令和2年は、19万6,940件（前年比1万9,054件（8.8%）減）であり、窃盗の認知件数と比べると、前年からの減少幅が小さかった。検挙率は、平成16年に37.8%と戦後最低を記録した後、緩やかな上昇傾向にあり、令和2年は55.1%（同2.6pt上昇）であった（1-1-1-1 図CD-ROM参照）。

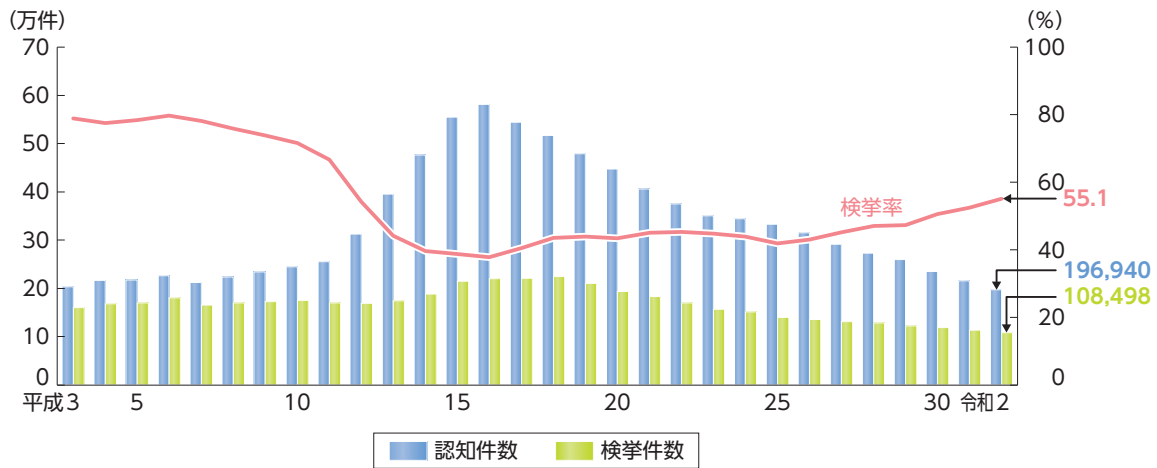
1-1-2-1 図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（窃盗・窃盗を除く刑法犯別）

(平成3年～令和2年)

① 窃盗



② 窃盗を除く刑法犯

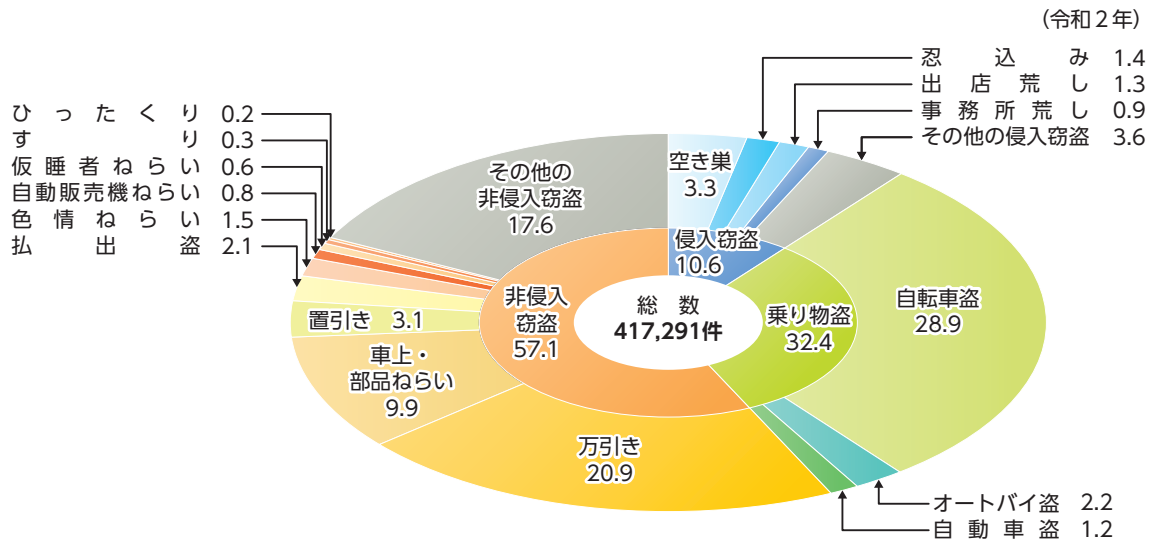


注 1 警察庁の統計による。
 2 ②の平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

1 窃盗

令和2年における窃盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-2図のとおりである（手口別の認知件数については、CD-ROM参照）。

1-1-2-2図 窃盗 認知件数の手口別構成比



注 1 警察庁の統計による。
 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するものをいう。

認知件数の推移（最近30年間）を態様別に見ると、1-1-2-3図①のとおりであり、手口別に見ると、1-1-2-3図②のとおりである。態様別では、侵入窃盗及び非侵入窃盗は、平成15年から減少し続けている。侵入窃盗は、27年から令和元年までは前年比4.4～14.2%の幅で減少していたのに対し、2年は前年から23.7%減少し、非侵入窃盗は、平成27年から令和元年までは前年比7.4～10.1%の幅で減少していたのに対し、2年は前年から17.2%減少した。乗り物盗は、平成14年から減少し続けているところ、27年から令和元年までは前年比10.0～13.4%の幅で減少していたのに対し、2年は前年から27.8%減少した。

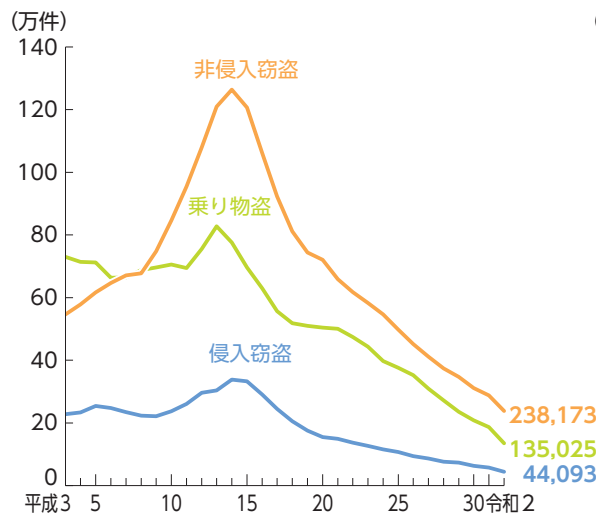
手口別では、侵入窃盗である空き巣は、平成27年から令和元年までは前年比5.7～13.7%の幅で

減少していたのに対し、2年は前年から29.0%減少したほか、乗り物盗のうち自転車盗は、平成27年から令和元年までは前年比8.3~13.1%の幅で減少していたのに対し、2年は前年から28.4%減少した。なお、特殊詐欺（第8編第3章第1節1項参照）に関する手口である払出盗（不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するもの）及び職権盗（公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、すきをみて金品を窃取するもの）の認知件数については、2年は払出盗が8,970件（前年比51.1%増）と前年より大きく増加したのに対し、職権盗が2,837件（同23.6%減）と大きく減少した（警察庁の統計による。）。

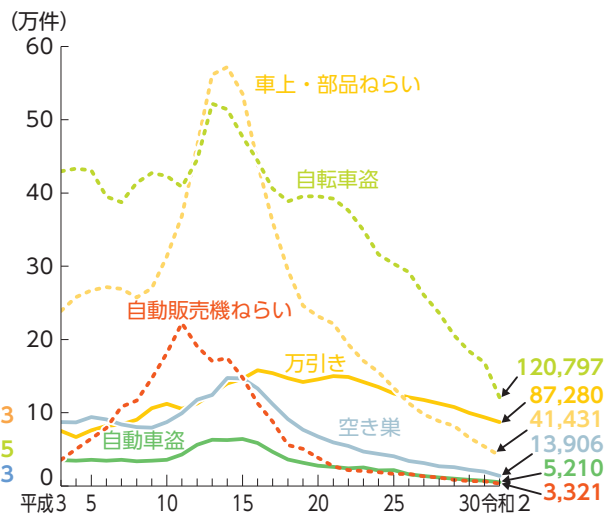
1-1-2-3図 窃盗 認知件数の推移（態様別，手口別）

（平成3年～令和2年）

① 態様別



② 手口別

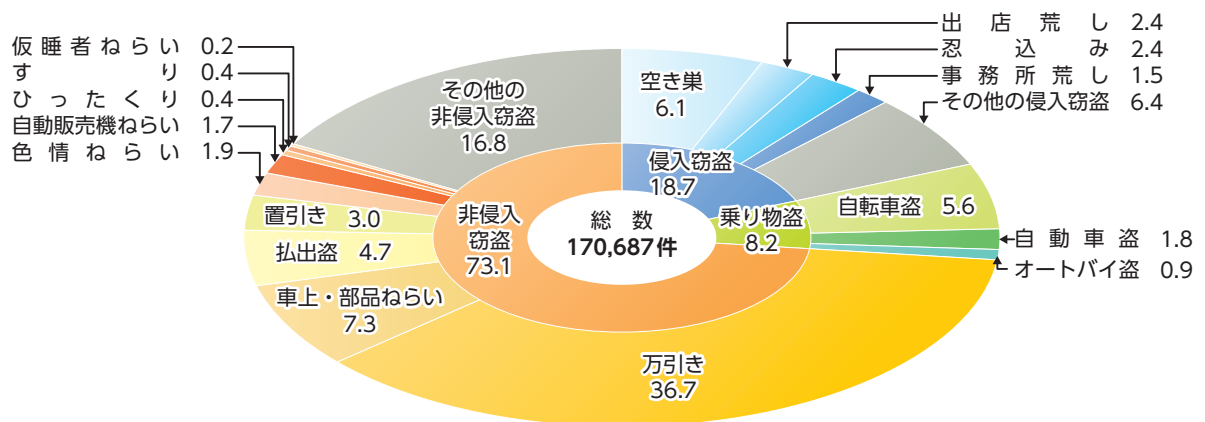


注 警察庁の統計による。

令和2年における窃盗の検挙件数の手口別構成比は、1-1-2-4図のとおりである（手口別の検挙件数については、CD-ROM参照）。

1-1-2-4図 窃盗 検挙件数の手口別構成比

（令和2年）



注 1 警察庁の統計による。

2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するものをいう。

令和2年の窃盗の検挙率を態様・手口別で見ると、侵入窃盗（72.2%）、非侵入窃盗（52.4%）、乗り物盗（10.4%）の順であったところ、非侵入窃盗のうち万引きは71.7%であった（警察庁の統計による。）。

2 強制性交等・強制わいせつ

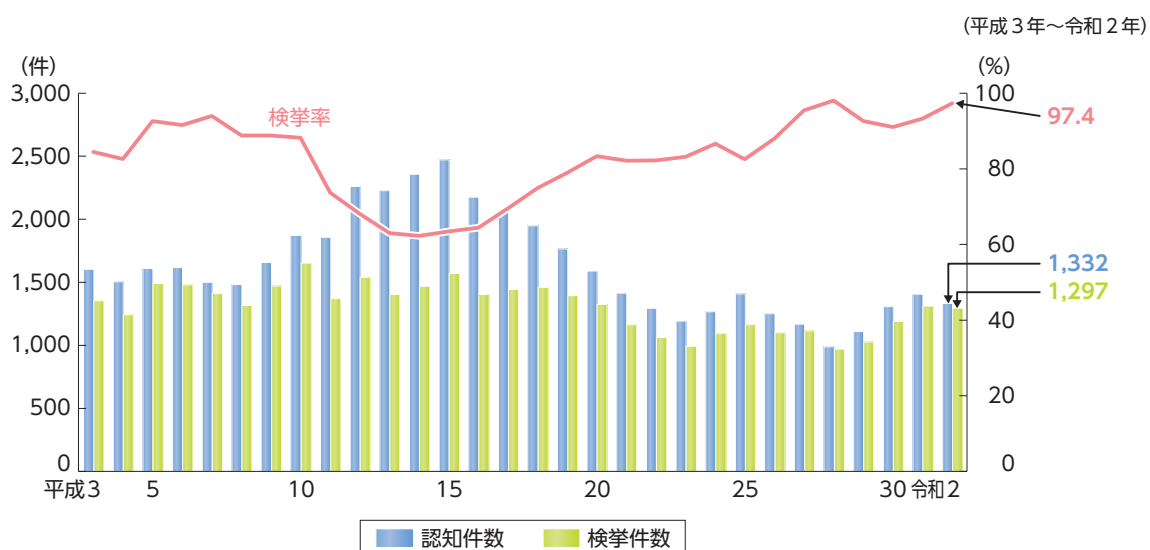
平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①従来の強姦が**強制性交等**に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②**監護者わいせつ・監護者性交等**が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪）の罪は親告罪であったが、これらの罪は、改正時に、監護者性交等の罪とともに、非親告罪とされた。

強制性交等（前記改正前は強姦及び準強姦であり、改正後は強姦、準強姦、準強制性交等及び監護者性交等を含む。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-5図**のとおりである。認知件数は、平成9年から増加傾向を示し、15年に2,472件を記録した後、23年まで減少し続け、24・25年にやや増加したものの、26年から再び減少し、28年は昭和57年以降で最少の989件であった。その後、平成29年から令和元年までやや増加したものの、2年は前年より減少し、1,332件（前年比73件（5.2%）減。なお、前記改正によって対象が拡大した点には留意が必要である。）であり、うち女性を被害者とするものは1,260件であった（**6-1-3-1表**参照）。検挙件数も、平成15年に1,569件を記録した後、減少傾向にあったが、29年から令和元年まで増加に転じ、2年は前年より減少し、1,297件（同14件（1.1%）減）であった。検挙率は、平成10年から低下し、14年に62.3%と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあり、29・30年と低下したが、令和元年から上昇し、2年は97.4%（同4.1pt上昇）であった。

このうち、令和2年における監護者性交等の認知件数は101件、検挙件数は102件（検挙率は101.0%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

なお、肛門性交のみ、口腔性交のみ、又は肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする強制性交等について、令和2年に第一審判決があったものとして法務省刑事局に対し各検察庁から報告があった件数は、66件であった（法務省刑事局の資料による。）。

1-1-2-5図 強制性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



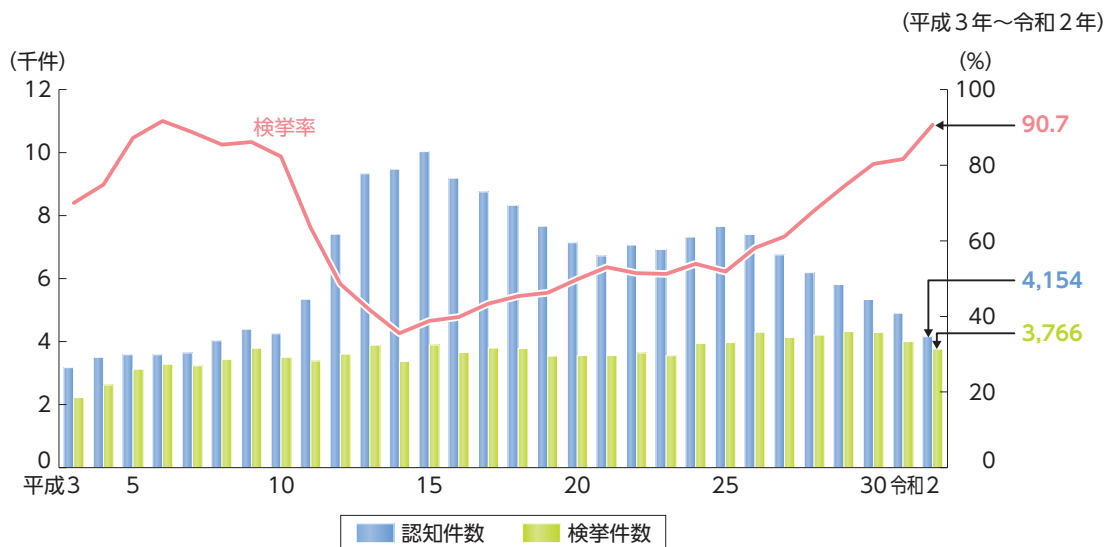
注 1 警察庁の統計による。

2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。

強制わいせつ（前記改正前は準強制わいせつを含み、改正後は準強制わいせつ及び監護者わいせつを含む。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-6図**のとおりである。認知件数は、平成の初期から増加傾向にあったが、平成11年から13年にかけて前年比25.8～38.6%の勢いで増加し続け、15年には昭和41年以降で最多の1万29件を記録した。その後、平成21年まで減少し、22年から25年まで増加傾向にあったが、26年から減少し続け、令和2年は4,154件（前年比746件（15.2%）減。なお、前記改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が、強姦性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点には留意する必要がある。）であった。検挙件数は、平成5年から25年までは3,000件台、26年から30年までは4,000件台で推移していたが、令和元年に再び3,000件台となり、2年は3,766件（同233件（5.8%）減）であった。検挙率は、平成11年に前年比18.9pt、12年に同14.8pt低下し、14年には35.5%と昭和41年以降で最低を記録したが、その後は上昇傾向にあり、令和2年は90.7%（同9.0pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

このうち、令和2年における監護者わいせつの認知件数は89件、検挙件数は83件（検挙率は93.3%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-2-6図 強制わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



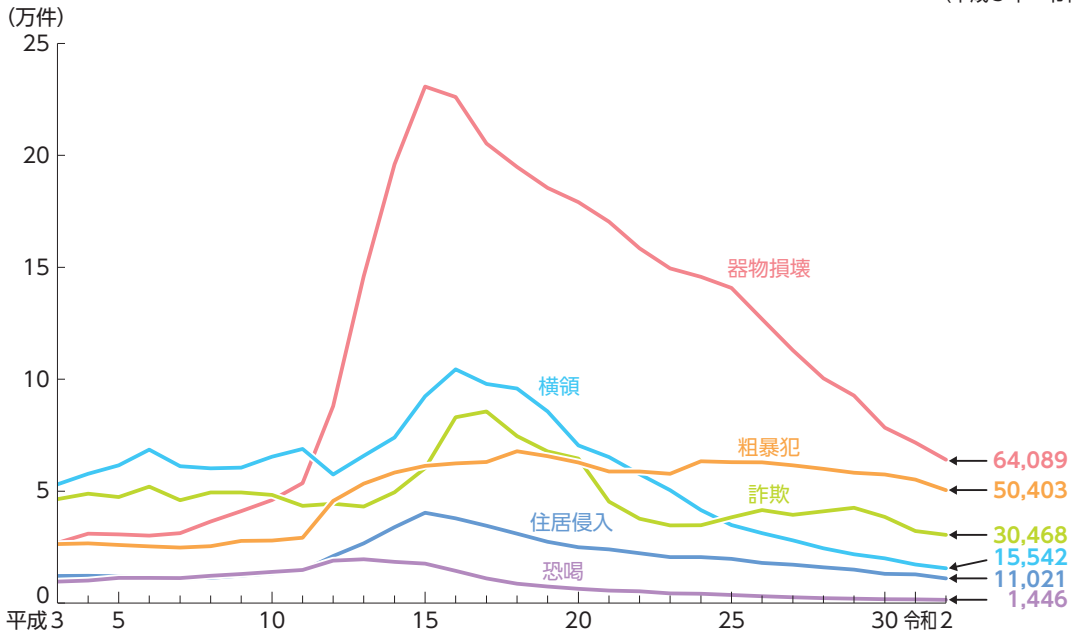
注 警察庁の統計による。

3 その他の刑法犯

窃盗及び強姦性交等・強制わいせつを除く刑法犯について、主な罪名・罪種ごとに認知件数の推移（最近30年間）を見ると、**1-1-2-7図**のとおりである。

1-1-2-7図 その他の刑法犯 認知件数の推移 (罪名・罪種別)

(平成3年～令和2年)



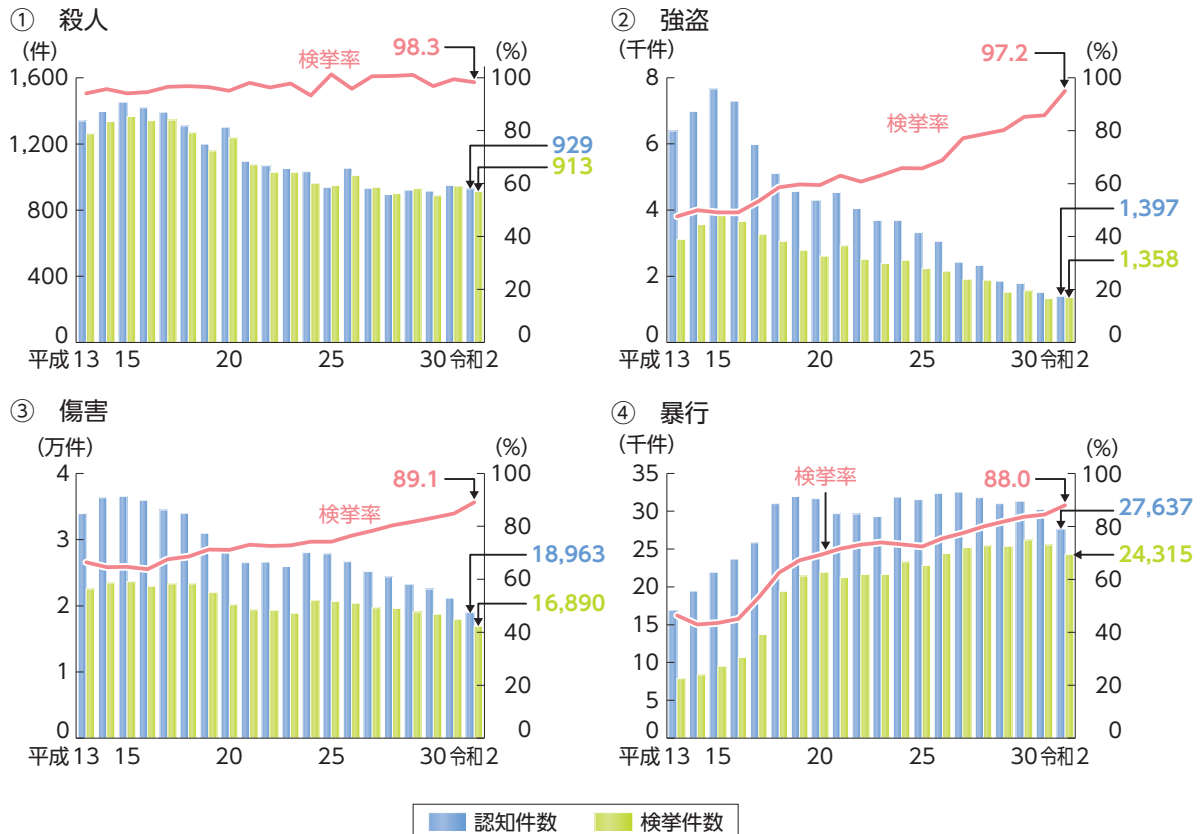
注 1 警察庁の統計による。
 2 「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、1-1-2-8図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料1-2及び1-3参照。詐欺の認知件数、検挙件数及び検挙率については第8編第3章第1節1項（1）ア及び同項（3）ア参照）。

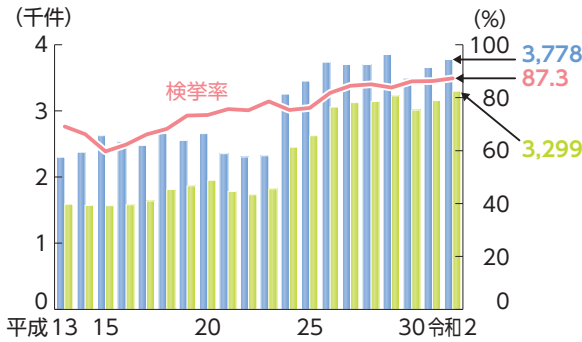
なお、盗品譲受け等、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、略取誘拐・人身売買、通貨偽造、文書偽造等及び賭博・富くじの認知件数等についてはCD-ROM参照。

1-1-2-8図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移 (罪名別)

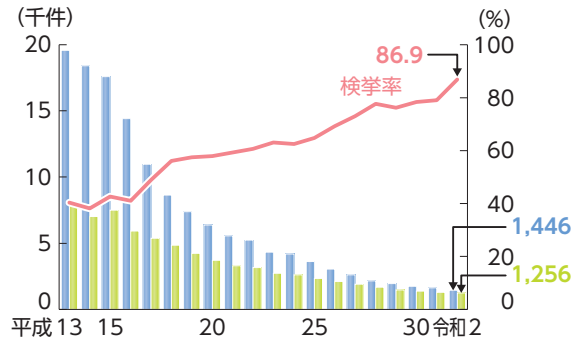
(平成13年～令和2年)



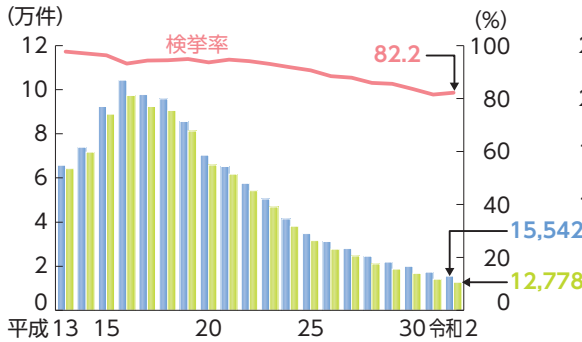
⑤ 脅迫



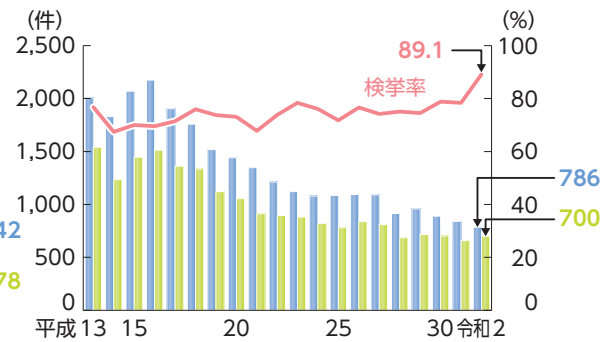
⑥ 恐喝



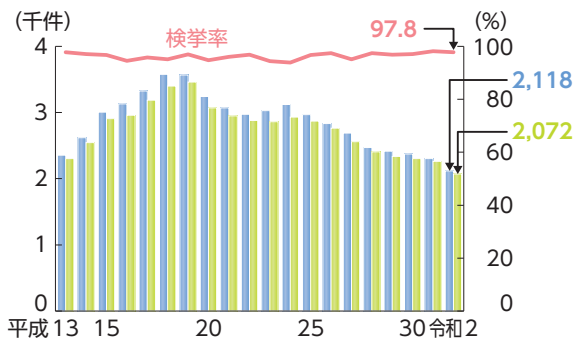
⑦ 横領 (遺失物等横領を含む)



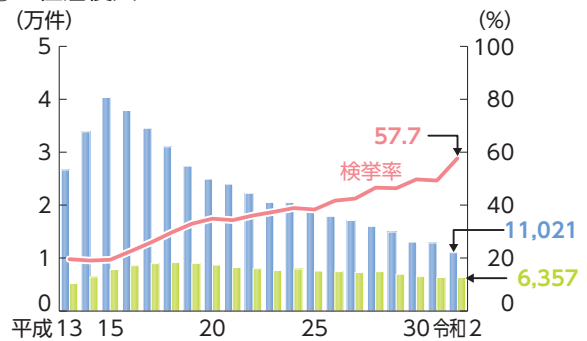
⑧ 放火



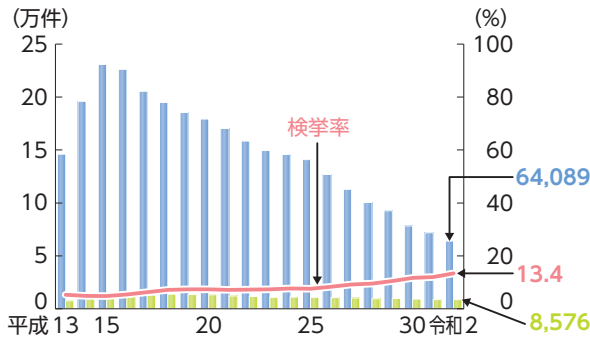
⑨ 公務執行妨害



⑩ 住居侵入



⑪ 器物損壊



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

(1) 殺人 (1-1-2-8図①)

殺人の認知件数は、平成16年から28年までは減少傾向にあり、同年に戦後最少の895件を記録した。その後はおおむね横ばいで推移しており、令和2年は929件（前年比21件（2.2%）減）であった。検挙率は、安定して高い水準（2年は98.3%）にある。

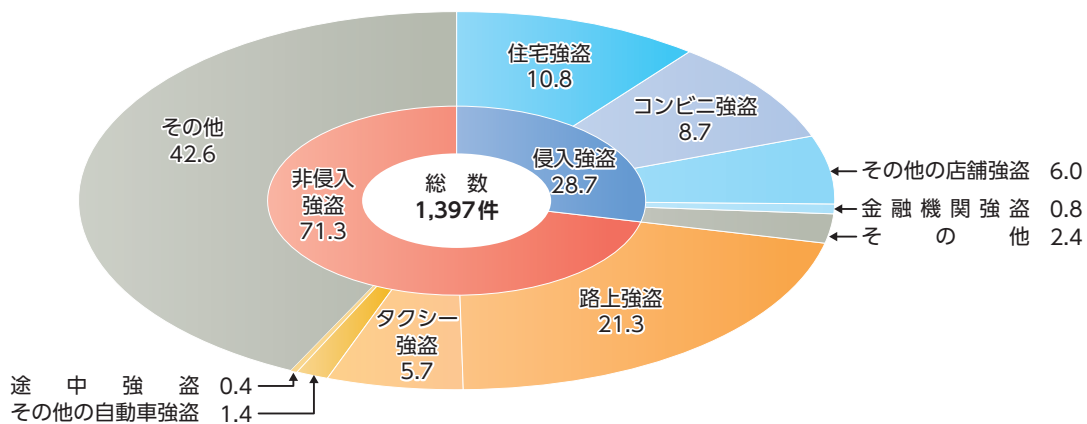
(2) 強盗 (1-1-2-8図②)

強盗の認知件数は、平成15年に昭和26年以降で最多の7,664件を記録した後、平成16年から減少傾向にあり、令和2年は1,397件（前年比114件（7.5%）減）と戦後最少を更新した。検挙率は、平成17年から上昇傾向にあり、令和2年は97.2%（同9.5pt上昇）であった。

令和2年における強盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-9図のとおりである。

1-1-2-9図 強盗 認知件数の手口別構成比

(令和2年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「タクシー強盗」及び「その他の自動車強盗」は、自動車に乗車中の者から自動車又は金品を強取するもの（暴行・脅迫を加えて運賃の支払を免れるものを含む。）をいう。

3 「途中強盗」は、金品を輸送中の者又は銀行等に預金に行く途中若しくは銀行等から払戻しを受けて帰る途中の者であることを知った上で、その者から金品を強取するものをいう。

(3) 傷害・暴行・脅迫 (1-1-2-8図③～⑤)

傷害の認知件数は、平成15年に3万6,568件を記録した後、16年から減少傾向にあり、27年から令和元年までの5年間における前年比減少率は平均4.5%であったが、2年は前年より10.5%減少した1万8,963件（前年比2,225件減）であった。暴行の認知件数は、平成18年以降おおむね高止まりの状況にあり、2万9,000件台から3万2,000件台で推移していたが、令和2年は2万7,637件（同2,639件（8.7%）減）と前年から大きく減少した。脅迫の認知件数は、平成12年以降2,000件台で推移していたが、24年に大きく増加し、同年以降は3,000件台で推移しており、令和2年は3,778件（同121件（3.3%）増）であった。いずれの検挙率も、平成16年前後からおおむね上昇傾向にある。

(4) 恐喝 (1-1-2-8図⑥)

恐喝の認知件数は、平成13年に1万9,566件を記録した後、14年から減少し続けており、令和2年は1,446件（前年比183件（11.2%）減）であった。

(5) 横領 (1-1-2-8図⑦)

横領（遺失物等横領を含む。）の認知件数は、平成16年に戦後最多の10万4,412件を記録した後、17年から減少し続けており、令和2年は1万5,542件（前年比1,712件（9.9%）減）であった。

(6) 放火 (1-1-2-8図⑧)

放火の認知件数は、平成16年に2,174件を記録した後、17年から減少傾向にあり、令和2年は786件（前年比54件（6.4%）減）であった。

(7) 公務執行妨害 (1-1-2-8図⑨)

公務執行妨害の認知件数は、平成18年に戦後最多の3,576件を記録した後、19年から減少傾向にあり、令和2年は2,118件（前年比185件（8.0%）減）であった。

(8) 住居侵入 (1-1-2-8図⑩)

住居侵入の認知件数は、平成15年に戦後最多の4万348件を記録した後、16年から減少傾向にあり、令和2年は1万1,021件（前年比1,832件（14.3%）減）であった。

(9) 器物損壊 (1-1-2-8図⑪)

器物損壊の認知件数は、平成15年に23万743件を記録した後、16年から減少し続けており、令和2年は6万4,089件（前年比7,606件（10.6%）減）であった。検挙率は、平成15年まで低下した後、16年から上昇傾向にあり、令和2年は13.4%（同1.4pt上昇）であったが、依然、刑法犯全体と比べて著しく低い。

第1節 主な統計データ

令和2年における特別法犯の主な統計データは、次のとおりである。

令和2年の主な統計データ（特別法犯）

	検察庁新規受理人員	(構成比)	(前年比)
① 道路交通法違反	218,540人	(71.1%)	(-20,960人, -8.8%)
② 覚醒剤取締法違反	13,644人	(4.4%)	(+319人, +2.4%)
③ 軽犯罪法違反	8,267人	(2.7%)	(+592人, +7.7%)
④ 廃棄物処理法違反	7,665人	(2.5%)	(+622人, +8.8%)
⑤ 入管法違反	7,436人	(2.4%)	(+638人, +9.4%)
⑥ 大麻取締法違反	7,243人	(2.4%)	(+988人, +15.8%)
⑦ 銃刀法違反	5,823人	(1.9%)	(+30人, +0.5%)
⑧ 自動車損害賠償保障法違反	3,212人	(1.0%)	(-132人, -3.9%)
⑨ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反	3,064人	(1.0%)	(-333人, -9.8%)
⑩ 犯罪収益移転防止法違反	2,502人	(0.8%)	(+104人, +4.3%)
その他	30,172人	(9.8%)	
総数	307,568人	(100.0%)	(-20,485人, -6.2%)
	【平成13年総数】		【平成13年比】
	1,009,850人		[-702,282人, -69.5%]

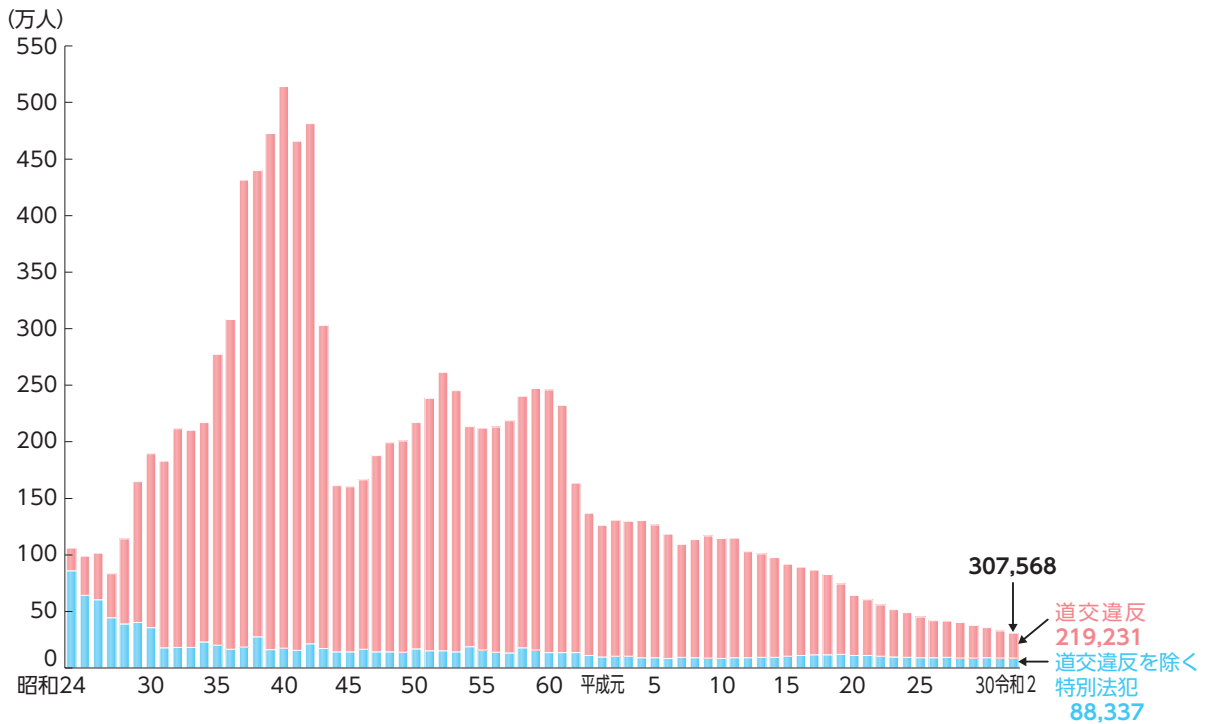
注 1 検察統計年報による。

2 「道路交通法違反」は、保管場所法違反を含まない。

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、**1-2-1-1**図のとおりである（罪名別の人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。その人員は、特別法犯全体では、43年に交通反則通告制度が施行されたことにより大幅に減少した後、50年代は200万人台で推移していたが、62年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。平成元年から11年までは増減を繰り返していたが、12年からは21年連続で減少しており、18年からは、昭和24年以降における最少を記録し続けている。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成13年から増加し、19年（11万9,813人）をピークとして、その後は減少傾向にあるが、令和2年は8万8,337人（前年比469人（0.5%）増）であった（CD-ROM参照）。

1-2-1-1 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(昭和24年～令和2年)

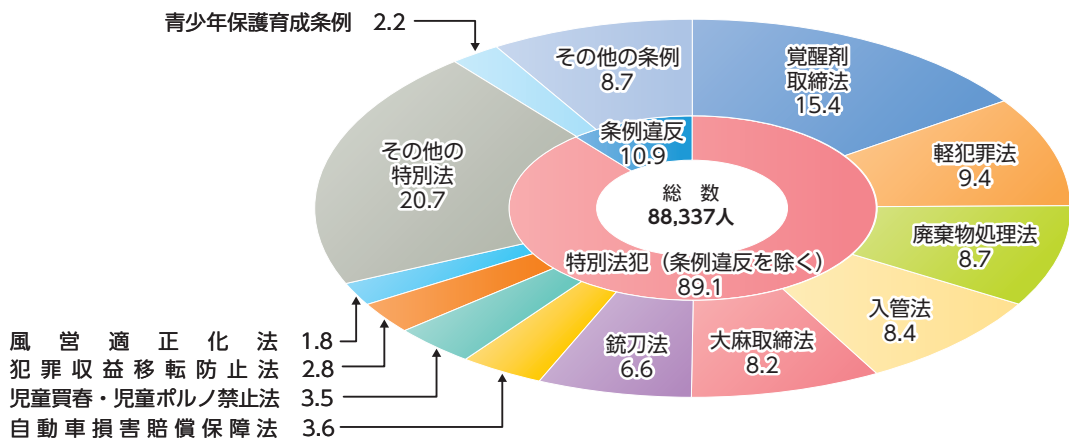


- 注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。
 2 「道交違反」は、次の法令の違反をいう。
 昭和24年 自動車取締令、道路取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令
 25年～34年 自動車取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令
 35年～37年 道路交通法及び道路交通取締令
 38年～43年 道路交通法、道路交通取締令及び保管場所法
 44年～令和2年 道路交通法及び保管場所法

令和2年における道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理人員の罪名別構成比は、1-2-1-2図のとおりである。

1-2-1-2 特別法犯 検察庁新規受理人員の罪名別構成比

(令和2年)



- 注 1 検察統計年報による。
 2 道交違反を除く。

迷惑防止条例違反の痴漢事犯の検挙件数（電車内以外で行われたものを含む。）は、近年減少傾向にあり、平成27年以降2,700～3,200件台で推移していたが、令和2年は1,915件（前年比874件（31.3%）減）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第2節 主な特別法犯

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）は、**1-2-2-1図**のとおりである。なお、交通犯罪、薬物犯罪、財政経済犯罪及びサイバー犯罪については、第4編第1，2，4及び5の各章をそれぞれ参照。

銃刀法違反は、平成21年（6,989人）をピークに一時減少傾向となったが、24年以降はおおむね横ばいとなっており、令和2年は5,823人（前年比0.5%増）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。なお、3年6月、同法が改正され（令和3年法律第69号）、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウについて、所持の禁止の対象とするとともに、所持許可制に関する規定を整備し、不法所持に対する罰則の新設等が行われた（4年3月までに施行）。

廃棄物処理法違反は、平成19年（8,879人）をピークに20年以降は7年連続で減少し、27年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和2年は7,665人（前年比8.8%増）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。なお、平成29年6月、同法が改正され（平成29年法律第61号）、産業廃棄物管理票の交付・写し送付・回付義務違反、虚偽交付、虚偽記載、写し保存義務違反等産業廃棄物管理票に関連する罰則の法定刑の引上げ等が行われた（30年4月施行）。

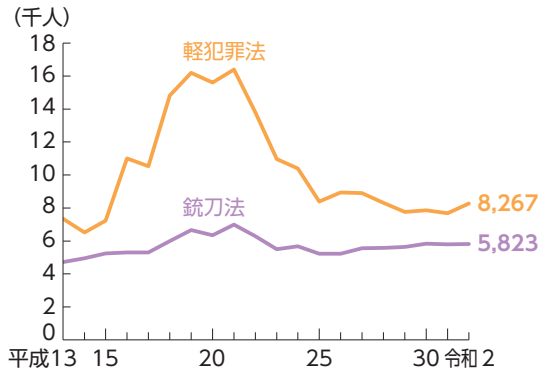
風営適正化法違反は、平成19年（4,900人）をピークに減少傾向にあり、令和2年は1,570人（前年比17.5%減）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、平成11年の同法施行後増加傾向にあり、特に24年以降7年連続で増加していたが、令和元年から減少し、2年は3,064人であった（前年比9.8%減）（CD-ROM資料**1-4**参照）。なお、平成26年6月、同法が改正され（平成26年法律第79号）、児童ポルノをみだりに所持することなどが一般的に禁止されたほか、児童ポルノの製造の罪について盗撮の場合にも処罰対象になるとともに（同年7月施行）、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持することなども処罰対象とされた（27年7月適用開始）。

なお、配偶者暴力防止法違反については第4編第6章第2節、ストーカー規制法違反及びいわゆるリベンジポルノ等の行為を処罰することなどを内容とする私事性的画像被害防止法違反については同章第3節をそれぞれ参照。

(平成13年～令和2年)

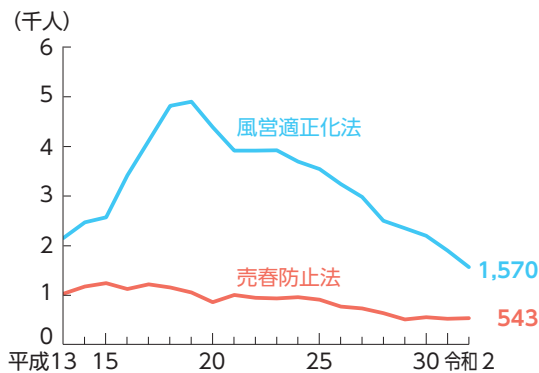
① 保安関係



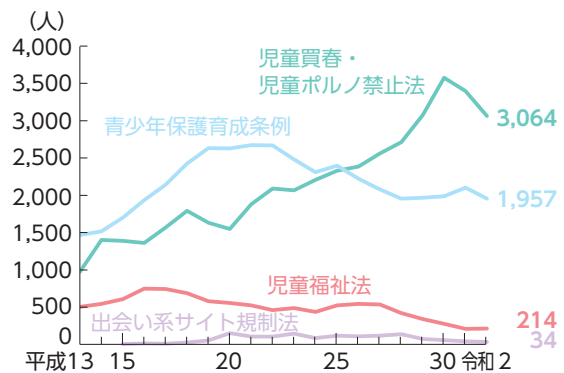
② 環境関係



③ 風紀関係



④ 児童買春・児童ポルノ禁止法等



注 検察統計年報による。

令和2年における**公職選挙法**（昭和25年法律第100号）違反の検察庁新規受理人員は、前年の720人から566人に減少した（CD-ROM資料1-4参照）。

令和2年における各種選挙違反の検挙人員は、前年の640人から45人に大幅に減少した。違反態様別に見ると、「文書図画に関する制限違反」が14人（31.1%）と最も多く、次いで、「選挙の自由妨害」10人（22.2%）、「買収、利害誘導」9人（20.0%）、「運動期間の違反」5人（11.1%）の順であった（警察庁の統計による。）。

なお、令和2年6月には、公職選挙法が改正され（令和2年法律第41号）、住所要件を満たさない者の立候補を抑止するため、地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」が追加され、上記宣誓内容に虚偽があった場合についても処罰対象とされた（同年9月施行）。

第1節 諸外国における犯罪

この節では、フランス、ドイツ、英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。以下この節において同じ。）及び米国の4か国の犯罪動向を紹介し、我が国と対比する。

統計資料については、**国際連合（国連）薬物・犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）**（注）が実施し、公表しているデータ（dataUNODC）を使用する。

UNODCの犯罪情勢等に関する調査（UN-CTS：United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems）においては、各犯罪を定義した上で、共通の調査票を用いて各国に照会し、回答を集計して、各国の犯罪情勢等に関する指標として公表する手法が採られている。UN-CTSで用いられている各犯罪の定義と各国における各犯罪の定義とは必ずしも一致しないため、各国がUN-CTSの犯罪の定義とは異なる定義により集計した数値を回答し、UN-CTSの統計数値として公表されることがあり得ること、各国における統計の取り方や精度は必ずしも同一ではないこと、限られた犯罪の発生件数等から各国の犯罪動向を即断することはできないことなど、留意すべき点はあるものの、これらの国の近年の犯罪指標の推移を示すことは、国際的な犯罪情勢を考察する上で参考となるものと考えられる。

本白書では、犯罪情勢を検討する上で重要な犯罪類型である殺人、強盗、窃盗及び性暴力について、前記4か国と我が国の犯罪指標の推移を掲載する（なお、本白書作成時点において入手かつ対比可能であった各年の数値を掲載しており、その範囲は犯罪ごとに異なる。また、UN-CTSの調査票では、各国は以前に回答した数値を修正することが可能であり、数値の変更が少なくないことや今後数値の変更があり得ることに留意する必要がある。）。

注 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、不正薬物及び犯罪に関する調査・分析、国連加盟国の不正薬物・犯罪・テロリズムに関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、国連加盟国に対する不正薬物・犯罪・テロ対策における能力向上のための技術協力の提供等を行うほか、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）（第2編第6章第1節参照）等の事務局を務めている。

1 殺人

この項でいう「殺人」とは、dataUNODCにおける「Intentional homicide」をいう。各国における「殺人」の発生件数及び発生率（人口10万人当たりの発生件数をいう。以下この節において同じ。）の推移（平成30年（2018年）までの最近5年間）を見ると、**1-3-1-1表**のとおりである。

1-3-1-1表 各国における殺人の発生件数・発生率の推移

(2014年～2018年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2014年	395	0.3
2015	363	0.3
2016	362	0.3
2017	306	0.2
2018	334	0.3

② フランス

年次	発生件数	発生率
2014年	792	1.2
2015	1,012	1.6
2016	874	1.4
2017	824	1.3
2018	779	1.2

③ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2014年	716	0.9
2015	682	0.8
2016	963	1.2
2017	813	1.0
2018	788	0.9

④ 英国

年次	発生件数	発生率
2014年	589	0.9
2015	652	1.0
2016	789	1.2
2017	809	1.2
2018

⑤ 米国

年次	発生件数	発生率
2014年	14,164	4.4
2015	15,883	4.9
2016	17,413	5.4
2017	17,284	5.3
2018	16,214	5.0

注 1 UNODC ResearchによるdataUNODCのHomicide rates（殺人率）統計（令和3年（2021年）5月14日確認）及び国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。
 2 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
 3 前記「殺人率」統計において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
 4 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

2 強盗

この項でいう「強盗」とは、dataUNODCにおける「Robbery」をいう。各国における「強盗」の発生件数及び発生率の推移（平成30年（2018年）までの最近5年間）を見ると、1-3-1-2表のとおりである。

1-3-1-2表 各国における強盗の発生件数・発生率の推移

(2014年～2018年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2014年	3,056	2.4
2015	2,426	1.9
2016	2,332	1.8
2017	1,852	1.5
2018	1,787	1.4

② フランス

年次	発生件数	発生率
2014年	114,093	177.7
2015	104,116	161.5
2016	104,439	161.5
2017	100,080	154.3
2018

③ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2014年	45,475	55.8
2015	44,666	54.6
2016	43,009	52.3
2017	38,849	47.0
2018

④ 英国

年次	発生件数	発生率
2014年	52,556	80.3
2015	53,270	80.9
2016	61,440	92.7
2017	79,212	118.7
2018

⑤ 米国

年次	発生件数	発生率
2014年	322,900	101.3
2015	328,100	102.3
2016	332,800	103.0
2017	320,600	98.6
2018

- 注 1 「発生件数」は、UNODC ResearchによるdataUNODCのRobbery（強盗）統計（令和3年（2021年）5月14日確認）による。ただし、「日本」の「発生件数」のうち、同「強盗」統計において数値が入手できなかった2017年及び2018年の数値は、警察庁刑事局の資料による。
- 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。
- 3 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
- 4 前記「強盗」統計又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
- 5 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

3 窃盗

この項でいう「窃盗」とは、dataUNODCにおける「Burglary」、「Theft of cars」及び「Theft」という三つの類型の総計をいう。各国における「窃盗」の発生件数及び発生率の推移（平成30年（2018年）までの最近5年間）を手口別に見ると、1-3-1-3表のとおりである。

1-3-1-3表 各国における窃盗の発生件数・発生率の推移

(2014年～2018年)

① 日本

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			件数	発生率	件数	発生率	件数	発生率
2014年	605,038	(472.1)	93,566	(73.0)	59,824	(46.7)	451,648	(352.4)
2015	547,030	(427.4)	86,373	(67.5)	49,307	(38.5)	411,350	(321.4)
2016	486,933	(381.1)	76,477	(59.9)	35,959	(28.1)	374,497	(293.1)
2017	450,117	(353.0)	73,122	(57.3)	30,397	(23.8)	346,598	(271.8)
2018	398,262	(313.1)	62,745	(49.3)	23,920	(18.8)	311,597	(245.0)

② フランス

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			件数	発生率	件数	発生率	件数	発生率
2014年	1,977,635	(3,080.7)	379,153	(590.6)	169,084	(263.4)	1,429,398	(2,226.7)
2015	1,944,688	(3,017.2)	379,253	(588.4)	168,072	(260.8)	1,397,363	(2,168.0)
2016	1,925,847	(2,978.1)	382,910	(592.1)	161,512	(249.8)	1,381,425	(2,136.2)
2017	…	(…)	…	(…)	…	(…)	…	(…)
2018	…	(…)	…	(…)	…	(…)	…	(…)

③ ドイツ

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			件数	発生率	件数	発生率	件数	発生率
2014年	1,826,618	(2,242.6)	446,073	(547.7)	58,401	(71.7)	1,322,144	(1,623.3)
2015	1,869,447	(2,285.7)	463,929	(567.2)	56,563	(69.2)	1,348,955	(1,649.3)
2016	1,782,844	(2,169.1)	432,730	(526.5)	59,633	(72.6)	1,290,481	(1,570.0)
2017	1,575,718	(1,906.3)	365,182	(441.8)	54,114	(65.5)	1,156,422	(1,399.0)
2018	1,459,327	(1,755.6)	326,409	(392.7)	50,440	(60.7)	1,082,478	(1,302.2)

④ 英国

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			件数	発生率	件数	発生率	件数	発生率
2014年	1,913,919	(2,925.5)	440,930	(674.0)	83,222	(127.2)	1,389,767	(2,124.3)
2015	1,986,414	(3,016.1)	427,805	(649.6)	88,591	(134.5)	1,470,018	(2,232.0)
2016	2,116,118	(3,191.8)	435,779	(657.3)	103,932	(156.8)	1,576,407	(2,377.8)
2017	2,261,010	(3,388.4)	459,600	(688.8)	118,456	(177.5)	1,682,954	(2,522.1)
2018	2,273,426	(3,386.0)	443,035	(659.9)	126,516	(188.4)	1,703,875	(2,537.7)

⑤ 米国

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			件数	発生率	件数	発生率	件数	発生率
2014年	8,209,100	(2,576.0)	1,713,200	(537.6)	686,800	(215.5)	5,809,100	(1,822.9)
2015	8,024,200	(2,500.7)	1,587,600	(494.8)	713,100	(222.2)	5,723,500	(1,783.7)
2016	7,928,500	(2,454.5)	1,516,400	(469.5)	767,300	(237.5)	5,644,800	(1,747.5)
2017	7,682,900	(2,363.4)	1,397,000	(429.7)	772,900	(237.8)	5,513,000	(1,695.9)
2018	7,196,000	(2,200.0)	1,230,100	(376.1)	748,800	(228.9)	5,217,100	(1,595.0)

注 1 「発生件数」は、UNODC ResearchによるdataUNODCのBurglary（侵入盗）、Theft of cars（自動車盗）及びTheft（その他の窃盗）の各統計（令和3年（2021年）5月14日確認）による。ただし、「日本」の「発生件数」のうち、同「侵入盗」、「自動車盗」及び「その他の窃盗」の各統計において数値が入手できなかった2017年及び2018年の数値は、警察庁刑事局の資料による。

2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。

3 「日本」の「自動車盗」はオートバイ盗を含み、車上・部品ねらいを含まない。

4 ()内は、発生率（前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数）である。

5 前記「侵入盗」、「自動車盗」及び「その他の窃盗」の各統計又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。

6 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

4 性暴力

この項でいう「性暴力」とは、dataUNODCにおける「Sexual violence」をいう。各国における「性暴力」の発生件数及び発生率の推移（平成30年（2018年）までの最近5年間）を見ると、1-3-1-4表のとおりである。なお、性犯罪については、一般に暗数が多いとされており、発生件数（認知件数）の統計のみによる比較には一定の制約があることに留意する必要がある。

1-3-1-4表 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

(2014年～2018年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2014年	8,650	6.7
2015	7,922	6.2
2016	7,177	5.6
2017	6,918	5.4
2018	6,647	5.2

② フランス

年次	発生件数	発生率
2014年	30,959	48.2
2015	33,283	51.6
2016	37,480	58.0
2017	41,587	64.1
2018

③ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2014年	34,959	42.9
2015	34,265	41.9
2016	37,166	45.2
2017	34,815	42.1
2018

④ 英国

年次	発生件数	発生率
2014年	89,923	137.4
2015	118,760	180.3
2016	135,445	204.3
2017	166,104	248.9
2018

⑤ 米国

年次	発生件数	発生率
2014年
2015
2016
2017
2018

- 注 1 「発生件数」は、UNODC ResearchによるdataUNODCのSexual Violence（性暴力）統計（令和3年（2021年）5月14日確認）による。ただし、「日本」の「発生件数」のうち、同「性暴力」統計において数値が入手できなかった2017年及び2018年の数値は、警察庁刑事局の資料による。
- 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。
- 3 「日本」の「性暴力」は、強姦等（強姦、準強姦、準強姦性交等及び監護者性交等を含む。）及び強制わいせつ（準強姦わいせつ及び監護者わいせつを含む。）をいう。
- 4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
- 5 前記「性暴力」統計又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
- 6 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

第2節 国外における日本人の犯罪

令和2年(2020年)の日本人の出国者数は、317万4,219人(前年比84.2%減)であった(出入国在留管理庁の資料による)。

在外公館が邦人援護事務を通じて把握した国外における日本人による犯罪は、令和元年(2019年)は418件(前年比6.1%増)、396人(同0.3%増)であった。罪名・罪種別に犯罪件数を見ると、

1-3-2-1表のとおりである。

1-3-2-1表 国外における日本人の犯罪件数

(令和元年(2019年))

総数	殺人	薬物関係 法令違反	傷・害 ・ 暴行	強制性交 等・強制 わいせつ	強盗	窃盗	詐欺	外国為替 ・関税関係 法令違反	出入国 ・査証	道路交通 関係法令 違反	売買春	銃器等 関係法令 違反	その他
418 (100.0)	3 (0.7)	31 (7.4)	41 (9.8)	26 (6.2)	—	22 (5.3)	16 (3.8)	13 (3.1)	126 (30.1)	31 (7.4)	7 (1.7)	3 (0.7)	99 (23.7)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 2 「出入国・査証」は、不法滞在等をいう。
 3 「その他」は、脅迫・恐喝を含む。
 4 ()内は、構成比である。



職親プロジェクトの活動の様子
【写真提供：法務省矯正局】



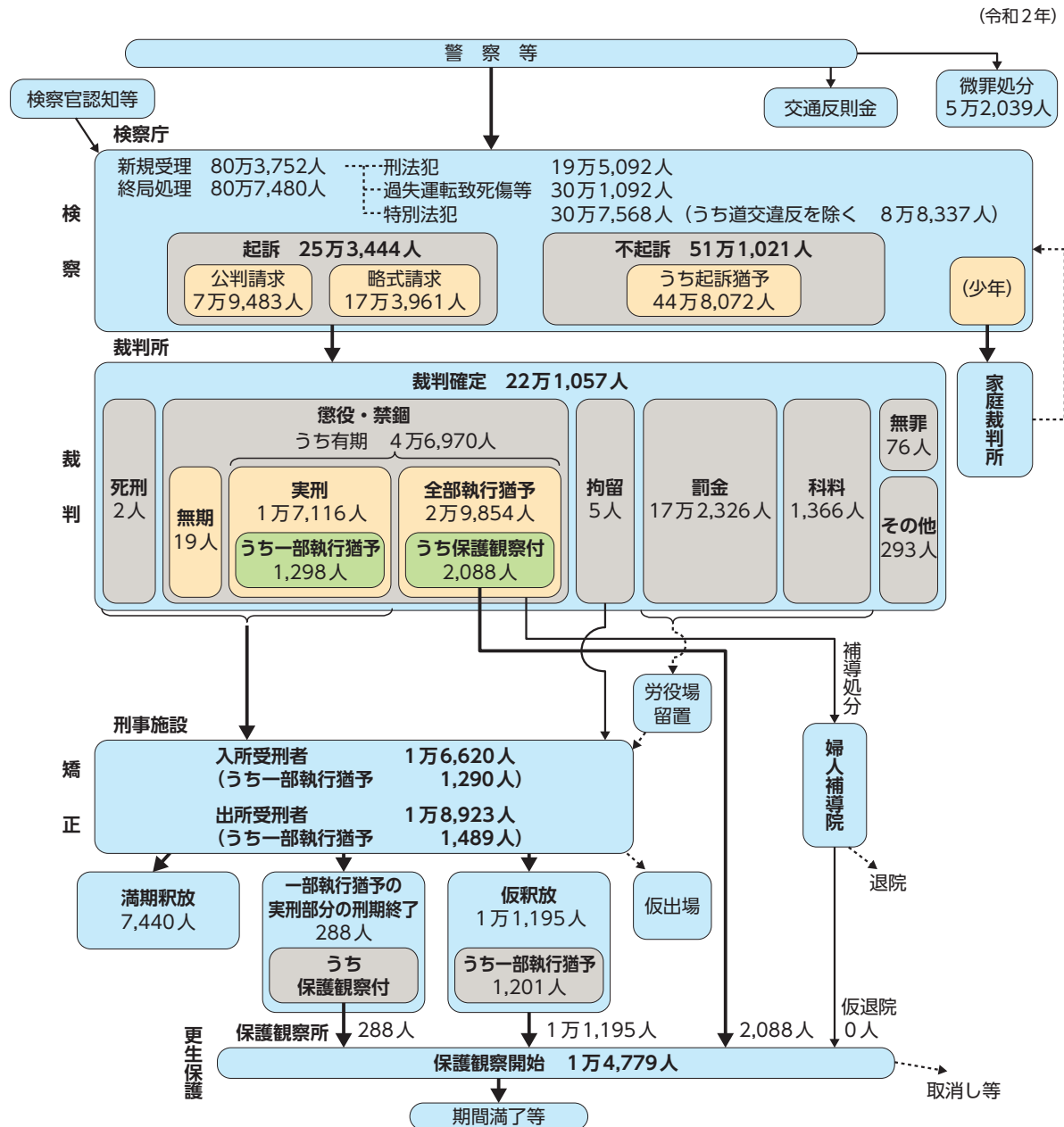
更生保護施設における処遇の様子
【写真提供：法務省保護局】

▶ 第2編 犯罪者の処遇

- | | |
|-----|--------------|
| 第1章 | 概要 |
| 第2章 | 検察 |
| 第3章 | 裁判 |
| 第4章 | 成人矯正 |
| 第5章 | 更生保護 |
| 第6章 | 刑事司法における国際協力 |

警察等で検挙された者は、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で処遇を受けるが、令和2年にこれらの各段階で処遇を受けた人員は、**2-1-1図**のとおりである（非行少年に対する処遇の概要については、**3-2-1-1図**参照）。

2-1-1図 犯罪者処遇の概要



注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 各人員は令和2年の人員であり、少年を含む。
 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察付一部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。そのため、各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
 7 出所受刑者における一部執行猶予の実刑部分の刑期終了の人員については、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了後に執行された他の実刑について仮釈放となったが、仮釈放を取り消され、当該取消刑の執行を終了した場合を含まない。
 8 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

1 新規立法の動向

(1) 少年法等の改正，犯罪者処遇の充実に関する検討

法務大臣は、平成29年2月、法制審議会に対し、少年法（昭和23年法律第168号）における「少年」の年齢を18歳未満とすることや非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等について諮問を行い（諮問第103号）、同審議会においては、それらの点について調査審議が重ねられ、令和2年10月、法務大臣に対する答申がなされた。

この答申においては、①罪を犯した18歳及び19歳の者について、家庭裁判所への送致、同裁判所における手続・処分、刑事事件の特例等に関する法整備を行うこと、②犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、自由刑の単一化、若年受刑者に対する処遇調査の充実、刑の全部の執行猶予制度の拡充等の法整備その他の措置を講ずることなどが掲げられた。

前記答申のうちの前記①を受け、令和3年2月、少年法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、同年5月21日、**少年法等の一部を改正する法律**（令和3年法律第47号）が成立した（4年4月1日施行）。これにより、特定少年（18歳以上の少年をいう。以下同じ。）について、家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件の範囲を拡大すること（検察官への送致についての特例）、保護処分の規定を整備し、ぐ犯をその対象から除外すること（保護処分についての特例）、検察官送致決定後の刑事事件の特例に関する規定（不定期刑等）は原則として適用しないこと（刑事事件の特例）、特定少年のとき犯した罪により公判請求された場合には、当該事件の本人であることを推知できる記事等の掲載の禁止に関する規定を適用しないこと（記事等の掲載の禁止の特例）などを内容とする少年法の一部改正が行われたほか、同改正に伴う更生保護法（平成19年法律第88号）及び少年院法（平成26年法律第58号）の一部改正が行われた（詳細については、第3編第2章第1節4項参照）。

(2) 公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備に関する検討

法務大臣は、令和2年2月、法制審議会に対し、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備について諮問を行い（諮問第110号）、同審議会は、刑事法（逃亡防止関係）部会において、それらの点について調査審議を行っている。

(3) 刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備に関する検討

法務大臣は、令和3年5月、法制審議会に対し、逮捕状・勾留状の呈示や起訴状謄本の送達を始めとして、刑事手続を通じて犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための法整備の在り方等について諮問を行い（諮問第115号）、同審議会において、それらの点について調査審議が重ねられ、同年9月、法務大臣に対する答申がなされた。

(4) 性犯罪に対処するための法整備に関する検討

法務大臣は、令和3年9月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための法整備について諮問を行い（諮問第117号）、同審議会では、刑事法（性犯罪関係）部会において、調査審議を行うこととされた。

(5) 侮辱罪の法定刑に関する検討

法務大臣は、令和3年9月、法制審議会に対し、侮辱罪の法定刑について諮問を行い（諮問第118号）、同審議会は、刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会において、その点について調査審議を行っている。

2 法テラスの活動

日本司法支援センター（通称「法テラス」。以下「法テラス」という。）では、被疑者・被告人に国選弁護人を、少年に国選付添人を選任する必要がある場合に、裁判所等からの求めに応じ、法テラスと契約している弁護士の中から、国選弁護人・国選付添人の候補を指名して裁判所等に通知する業務等を行っている。令和2年度の法テラスにおける国選弁護人候補の指名通知請求等の受理件数は、被疑者に関するものが7万6,073件（前年度比4,072件減）、被告人に関するものが5万76件（同2,934件減）であり、国選付添人候補の指名通知請求の受理件数は2,941件（同384件減）であった（法テラスの資料による。）。

第1節 概説

警察等が検挙した事件は、**微罪処分**（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。）の対象となったものや交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、全て検察官に送致される。なお、令和2年に微罪処分により処理された人員は、5万2,039人（刑法犯では、微罪処分により処理された人員は5万2,035人であり、全検挙人員に占める比率は28.5%）であった（警察庁の統計による。）。

検察官は、警察官（一般司法警察員）及び海上保安官、麻薬取締官等の特別司法警察員からの送致事件について捜査を行うほか、必要に応じて自ら事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査を行い、犯罪の成否、処罰の要否等を考慮して、起訴・不起訴を決める。

平成28年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により、刑事手続を時代に即したより機能的なものとするため、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化等が図られ、これにより、検察官が行う捜査に関連するものとして、①取調べの録音・録画制度の導入、②証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（以下この節において「合意制度」という。）の導入、③犯罪捜査のための通信傍受（以下この節において「通信傍受」という。）の対象犯罪の拡大、④通信傍受の手続の合理化・効率化等がなされた（③については、同年12月施行、②については、30年6月施行、①及び④については、令和元年6月それぞれ施行。合意制度については、第8編第2章第3節2項、通信傍受については、同節1項をそれぞれ参照。）。詐欺に係る通信傍受実施事件数及び傍受令状発付件数については、**8-3-1-29表**参照。

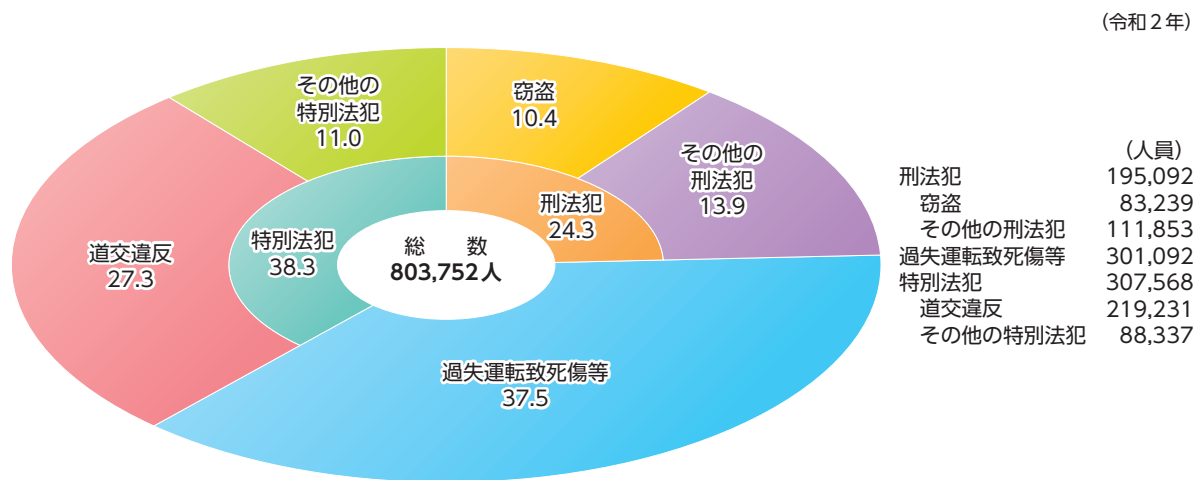
なお、検察庁における取調べの録音・録画は前記改正法施行以前から実施されており、令和元年度の検察庁における被疑者取調べの録音・録画実施件数（前記改正法により録音・録画義務の対象とされた事件以外の事件において実施したものを含む。）は、10万3,380件であり、平成27年度（5万9,411件）の約1.7倍の水準であった（最高検察庁の資料による。）。

第2節 被疑事件の受理

令和2年における検察庁新規受理人員の総数は、80万3,752人であり、前年より9万7,000人(10.8%)減少した。その中でも減少が大きかったのは、過失運転致死傷等であり、2年は30万1,092人で、前年より6万9,508人(18.8%)減少した。刑法犯の検察庁新規受理人員は、平成19年から減少し続けており、令和2年は19万5,092人(前年比3.5%減)であった。特別法犯は、平成12年から減少し続けており、令和2年は30万7,568人(同6.2%減)であったが、そのうち道交違反を除く特別法犯は、前年よりわずかに増加し、8万8,337人(同0.5%増)であった(CD-ROM資料2-1参照)。

令和2年における検察庁新規受理人員の罪種別構成比は、2-2-2-1図のとおりである。

2-2-2-1図 検察庁新規受理人員の罪種別構成比



注 検察統計年報による。

令和2年における検察庁新規受理人員(過失運転致死傷等及び道交違反を除く。)のうち、検察官が自ら認知し、又は告訴・告発を受けたのは、5,328人であった(検察統計年報による)。

第3節 被疑者の逮捕と勾留

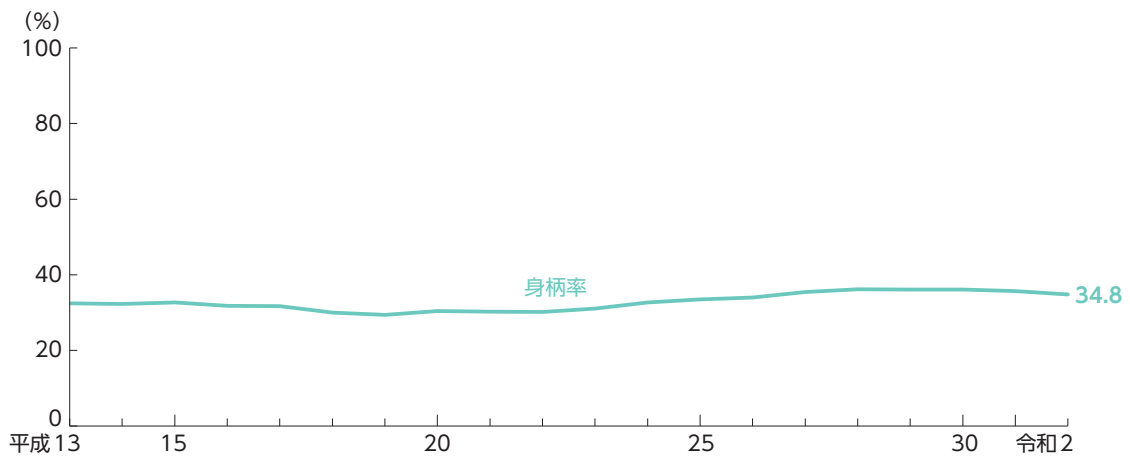
検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）について、全被疑者（法人を除く。）に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率（身柄率）、**勾留請求率**（身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率）及び**勾留請求却下率**（検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率）の推移（最近20年間）は、**2-2-3-1 図**のとおりである。

勾留請求率は、平成13年以降、90%台前半で推移している。勾留請求却下率は、18年以降、毎年上昇していたが、令和2年は低下し、4.2%（前年比1.0pt低下）であった。

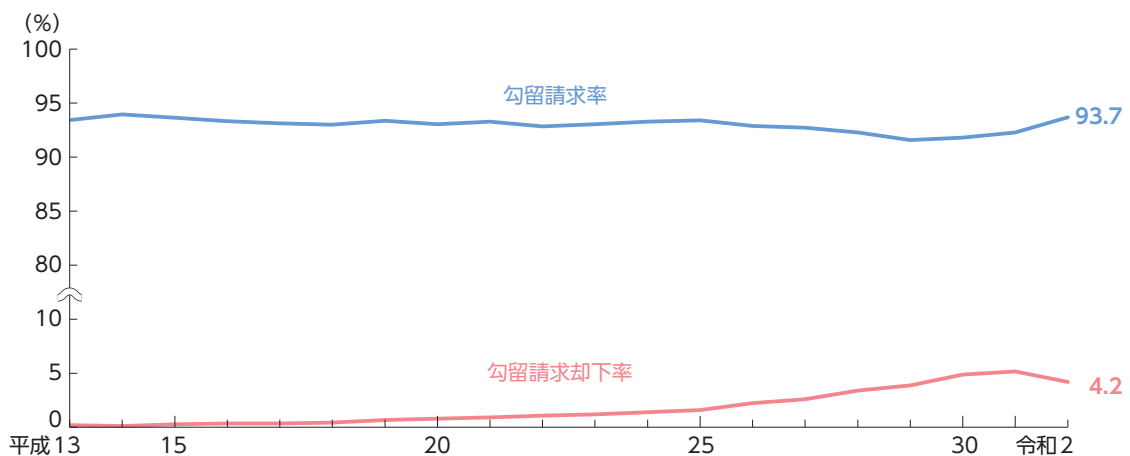
2-2-3-1 図 検察庁既済事件の身柄率・勾留請求率・勾留請求却下率の推移

（平成13年～令和2年）

① 身柄率



② 勾留請求率・勾留請求却下率



注 1 検察統計年報による。

2 「身柄率」は、検察庁既済事件の被疑者人員に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率をいう。

3 「勾留請求率」は、身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率であり、「勾留請求却下率」は、検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率をいう。

4 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。

5 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。

令和2年における検察庁既済事件について、被疑者の逮捕・勾留人員を罪名別に見ると、**2-2-3-2表**のとおりである。

2-2-3-2表 検察庁既済事件の身柄状況（罪名別）

(令和2年)

罪 名	総 数 (A)	逮 捕 関 係				勾 留 関 係				
		逮捕され ない者	警察等で 逮捕後 釈放	警察等で 逮捕・身 柄付送致	検察庁 で逮捕 (C)	身柄率 $\frac{B+C}{A}$ (%)	認 容 (D)	却 下 (E)	勾 留 請求率 $\frac{D+E}{B+C}$ (%)	
総 数	281,342	176,076	7,426	97,683	157	34.8	87,810	3,853	93.7	
刑 法 犯	194,806	119,713	6,244	68,746	103	35.3	61,045	2,953	93.0	
放 火	703	248	11	444	—	63.2	437	3	99.1	
強 制 わ い せ つ	3,903	1,733	24	2,145	1	55.0	1,989	119	98.2	
強 制 性 交 等	1,439	634	2	801	2	55.8	799	1	99.6	
殺 人	1,190	775	1	414	—	34.8	411	1	99.5	
傷 害	20,192	9,041	1,080	10,066	5	49.9	8,569	514	90.2	
暴 行	15,524	8,829	1,361	5,331	3	34.4	3,855	469	81.1	
窃 盗	83,035	56,231	1,858	24,916	30	30.0	22,711	779	94.2	
強 盗	2,003	868	3	1,132	—	56.5	1,125	4	99.7	
詐 欺	13,364	5,913	118	7,317	16	54.9	7,239	45	99.3	
恐 喝	1,974	496	11	1,466	1	74.3	1,431	13	98.4	
そ の 他	51,479	34,945	1,775	14,714	45	28.7	12,479	1,005	91.4	
特 別 法 犯	86,536	56,363	1,182	28,937	54	33.5	26,765	900	95.4	
銃 刀 法	5,899	4,540	303	1,056	—	17.9	850	41	84.4	
大 麻 取 締 法	7,254	2,747	74	4,430	3	61.1	4,256	95	98.2	
覚 醒 剤 取 締 法	13,530	3,922	32	9,568	8	70.8	9,521	22	99.7	
入 管 法	7,323	1,993	17	5,309	4	72.6	5,269	8	99.3	
地方公共団体条例	10,099	6,387	440	3,269	3	32.4	1,902	566	75.4	
そ の 他	42,431	36,774	316	5,305	36	12.6	4,967	168	96.1	

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。
 4 「逮捕されない者」は、他の被疑事件で逮捕されている者等を含む。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 「地方公共団体条例」は、公安条例及び青少年保護育成条例を含む地方公共団体条例違反である。

第4節 被疑事件の処理

検察官が行う起訴処分には、公判請求と略式命令請求があり、不起訴処分には、①訴訟条件（親告罪の告訴等）を欠くことを理由とするもの、②事件が罪にならないことを理由とするもの（心神喪失を含む。）、③犯罪の嫌疑がないこと（嫌疑なし）又は十分でないこと（嫌疑不十分）を理由とするもののほか、④犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないこと（起訴猶予）を理由とするものなどがある。

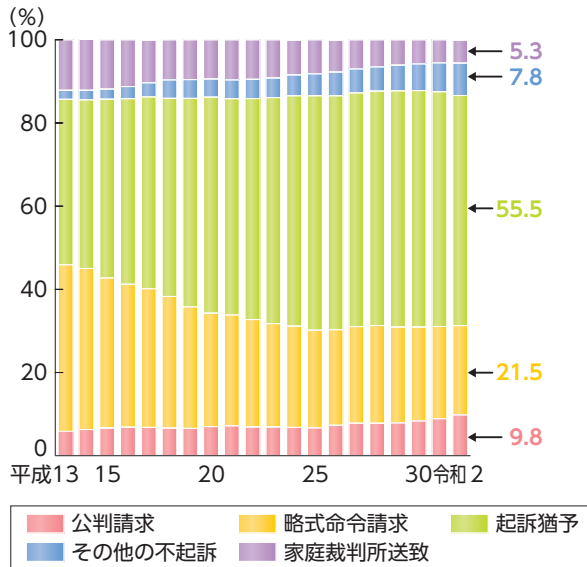
検察庁終局処理人員総数（過失運転致死傷等及び道交違反を含む。以下この節において同じ。）について、処理区分別構成比及び公判請求人員・公判請求率の推移（最近20年間）は、**2-2-4-1図**のとおりである。令和2年における検察庁終局処理人員総数は、80万7,480人（前年比9万9,793人（11.0%）減）であり、その内訳は、公判請求7万9,483人、略式命令請求17万3,961人、起訴猶予44万8,072人、その他の不起訴6万2,949人、家庭裁判所送致4万3,015人であった。公判請求人員は、平成17年から減少傾向にあり、令和2年は前年より1,703人（2.1%）減少した。公判請求率は、平成14年から26年までは7%台で推移していたが、同年以降上昇傾向にあり、令和2年は前年

より1.0pt上昇して、10.4%であった（CD-ROM参照。罪名別の検察庁終局処理人員については、CD-ROM資料2-3参照）。

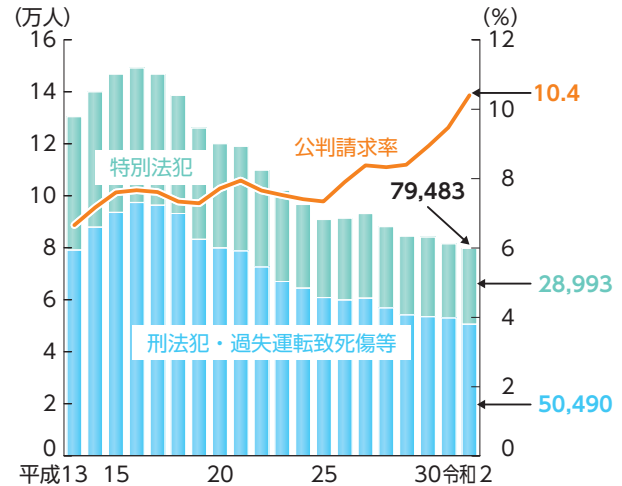
2-2-4-1 図 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比・公判請求人員等の推移

(平成13年～令和2年)

① 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比



② 公判請求人員・公判請求率



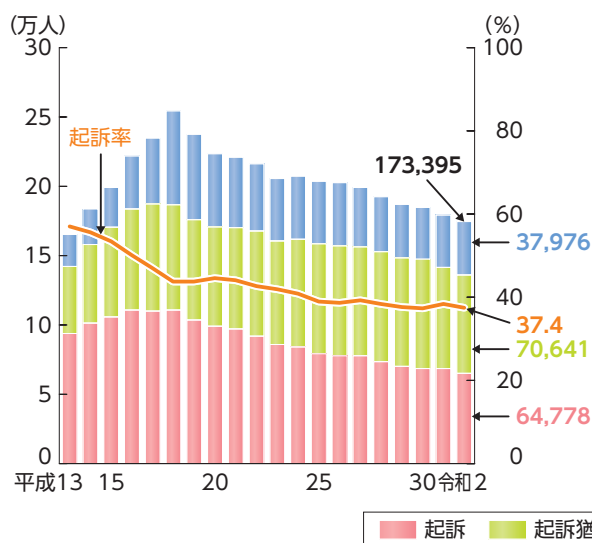
注 検察統計年報による。

起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率の推移（最近20年間）を、刑法犯、道交違反を除く特別法犯に分けて見ると、2-2-4-2図のとおりである（詐欺の起訴・不起訴人員等の推移については、8-3-1-33図のとおりである）。なお、令和2年における検察庁終局処理人員総数の起訴率は、33.2%であった（CD-ROM資料2-2参照）。

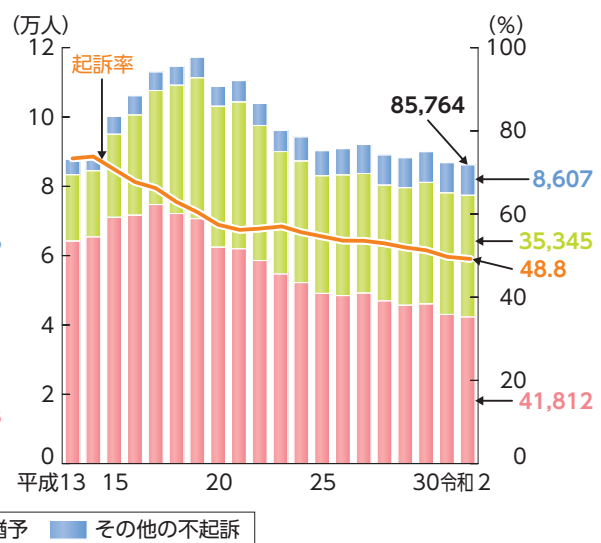
2-2-4-2 図 起訴・不起訴人員等の推移

(平成13年～令和2年)

① 刑法犯



② 道交違反を除く特別法犯



注 検察統計年報による。

令和2年における不起訴処分を受けた者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）の理由別人員は、**2-2-4-3表**のとおりである。起訴猶予により不起訴処分とされた者の比率は、平成23年と比較して0.9pt上昇したのに対し、嫌疑不十分（嫌疑なしを含む。）により不起訴処分とされた者の比率は、0.5pt低下した（CD-ROM参照）。

2-2-4-3表 不起訴人員（理由別）

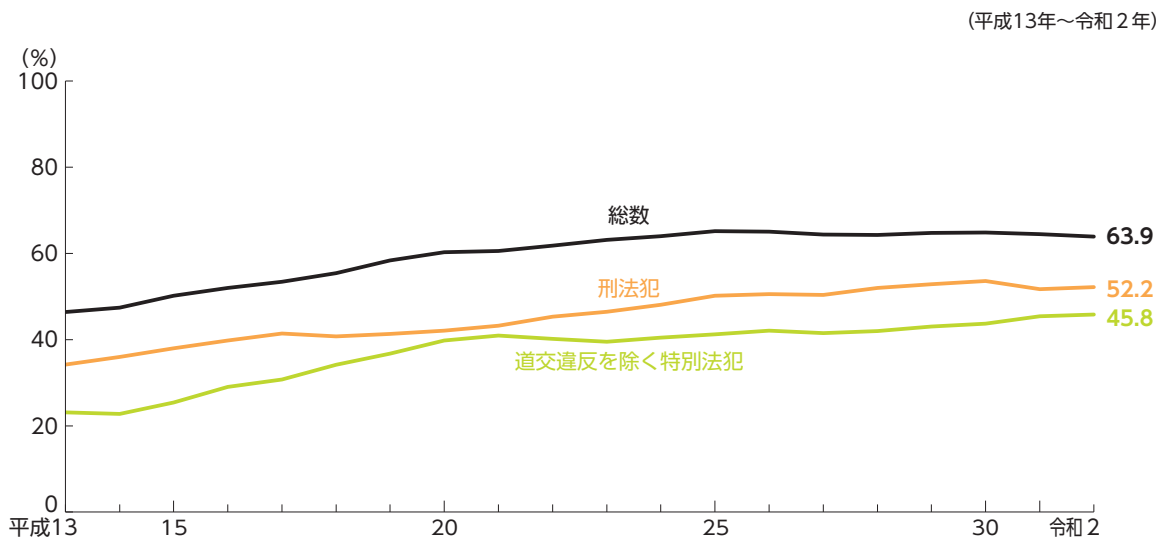
(令和2年)					
総数	起訴猶予	嫌疑不十分	告訴の取消し等	心神喪失	その他
152,569	105,986	33,539	6,064	367	6,613
(100.0)	(69.5)	(22.0)	(4.0)	(0.2)	(4.3)

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「嫌疑不十分」は、嫌疑なしを含む。
 4 「告訴の取消し等」は、親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消しである。
 5 「その他」は、時効完成、被疑者死亡等である。
 6 ()内は、構成比である。

検察庁終局処理人員総数、刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の**起訴猶予率**の推移（最近20年間）を見ると、**2-2-4-4図**のとおりである（過失運転致死傷等及び道交違反の起訴猶予率の推移については**4-1-3-2図** CD-ROM，罪名別・年齢層別の起訴猶予率については**4-8-2-1図**をそれぞれ参照）。

なお、検察庁と保護観察所等が連携して行う「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」については、本編第5章第4節参照。

2-2-4-4図 起訴猶予率の推移



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「総数」は、刑法犯，過失運転致死傷等及び特別法犯の総数をいう。

第1節 概説

刑事事件の第一審は、原則として、地方裁判所（罰金以下の刑に当たる罪及び内乱に関する罪を除き、第一審の裁判権を有する。）又は簡易裁判所（罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博罪等の一定の罪について、第一審の裁判権を有する。）で行われる。

通常第一審の裁判は、公判廷で審理を行う公判手続により行われ、有罪と認定されたときは、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留又は科料の刑が言い渡される。なお、簡易裁判所は、原則として禁錮以上の刑を科することはできないが、窃盗等の一定の罪については、3年以下の懲役を科することができる。3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金を言い渡された者については、情状により、一定期間、刑の全部又は一部の執行が猶予されることがあり（罰金刑については全部執行猶予のみ）、事案によっては、その期間中、保護観察に付されることがある。また、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる事件を除き、明白軽微な事件については、**即決裁判手続**によることができ、この手続では、懲役又は禁錮の言渡しをする場合は、刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。簡易裁判所においては、**略式手続**による裁判を行うこともでき、その場合、書面審理に基づいて100万円以下の罰金又は科料の裁判を行う。略式命令を受けた者は正式裁判を請求することができ、その場合、公判手続による裁判に移行する。

第一審判決に対しては、高等裁判所に控訴をすることができ、控訴審判決に対しては、最高裁判所に上告をすることができる。

第2節 確定裁判

裁判確定人員の推移（最近10年間）を裁判内容別に見ると、**2-3-2-1表**のとおりである。裁判確定人員総数は、平成12年（98万6,914人）から毎年減少し、令和2年は、22万1,057人（前年比10.0%減）となっており、最近10年間でおおむね半減している（CD-ROM参照）。その減少は、道交違反の略式手続に係る罰金確定者の減少によるところが大きい（**4-1-3-2** CD-ROM参照）。同年の無罪確定者は、76人であり、裁判確定人員総数の0.034%であった。

また、令和2年に一部執行猶予付判決が確定した人員は1,298人（前年比10.6%減）であり、その全員が有期の懲役刑を言い渡された者であった（CD-ROM参照）。

2-3-2-1表 裁判確定人員の推移（裁判内容別）

（平成23年～令和2年）

年次	総数	有罪											無罪	
		死刑	無期懲役	有期懲役			有期禁錮			罰金	拘留	科料		
				一部執行猶予	全部執行猶予	全部執行猶予率	全部執行猶予	全部執行猶予率						
23年	432,051	22	46	59,852	…	33,845	56.5	3,229	3,111	96.3	365,474	8	2,964	77
24	408,936	10	38	58,215	…	32,855	56.4	3,227	3,122	96.7	344,121	5	2,868	82
25	365,291	8	38	52,725	…	29,463	55.9	3,174	3,058	96.3	306,316	4	2,559	122
26	337,794	7	28	52,557	…	30,155	57.4	3,124	3,051	97.7	279,221	4	2,417	116
27	333,755	2	27	53,710	…	31,620	58.9	3,141	3,068	97.7	274,199	5	2,247	88
28	320,488	7	15	51,824	855	30,837	59.5	3,193	3,137	98.2	263,099	6	1,962	104
29	299,320	2	18	49,168	1,525	29,266	59.5	3,065	2,997	97.8	244,701	5	1,919	130
30	275,901	2	25	47,607	1,567	28,831	60.6	3,159	3,099	98.1	222,841	1	1,834	123
元	245,537	5	16	46,086	1,452	28,044	60.9	3,076	3,021	98.2	194,404	3	1,556	96
2	221,057	2	19	44,232	1,298	27,163	61.4	2,738	2,691	98.3	172,326	5	1,366	76

- 注 1 検察統計年報による。
 2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除を含む。
 3 平成28年の「一部執行猶予」は、同年6月から12月までに一部執行猶予付判決が確定した人員である。

第3節 第一審

1 終局裁判

2-3-3-1表は、令和2年の通常第一審における終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。通常第一審における終局処理人員は、最近10年間では減少傾向にあり、2年は4万9,640人（前年比4.6%減）であった（司法統計年報による。）。

(令和2年)

罪 名	総 数	有 罪							罰金等
		死 刑	懲 役 ・ 禁 錮				罰 金		
			無 期	有 期	一部執行 猶 予	保 護 観 察 付		全部執行 猶 予	
総 数	49,640 (75)	3	12	46,997	1,272	1,269	29,743	2,052	2,295
地 方 裁 判 所	45,916 (72)	3	12	44,044	1,270	1,267	27,746	1,785	1,627
刑 法 犯	22,494	3	11	21,426	48	48	11,500	1,246	936
公 務 執 行 妨 害	284	—	—	240	—	—	162	9	40
放 火	182	—	—	180	—	—	101	51	—
偽 造	522	—	—	519	—	—	420	10	1
わ い せ つ 等	1,369	—	—	1,346	12	12	756	150	8
殺 人	216	2	3	205	—	—	55	13	—
傷 害	2,583	—	—	2,236	6	6	1,481	197	324
過 失 傷 害	43	—	—	37	—	—	36	—	4
窃 盗	10,941	—	—	10,547	22	22	5,081	529	365
強 盗	436	1	8	425	—	—	108	43	—
詐 欺	2,943	—	—	2,932	3	3	1,548	92	—
恐 喝	344	—	—	341	—	—	214	12	—
横 領	475	—	—	448	—	—	255	14	23
毀 棄 ・ 隠 匿	485	—	—	424	—	—	273	28	58
暴 力 行 為 等 処 罰 法	275	—	—	244	1	1	110	20	30
そ の 他	1,396	—	—	1,302	4	4	900	78	83
特 別 法 犯	23,422	—	1	22,618	1,222	1,219	16,246	539	691
公 職 選 挙 法	9	—	—	7	—	—	7	—	2
銃 刀 法	112	—	—	78	—	—	29	7	34
児 童 福 祉 法	64	—	—	62	—	—	34	3	2
大 麻 取 締 法	2,009	—	—	2,004	41	41	1,735	55	—
覚 醒 剤 取 締 法	7,020	—	1	6,999	1,157	1,154	2,559	235	—
麻 薬 取 締 法	407	—	—	402	13	13	327	9	1
麻 薬 特 例 法	68	—	—	67	—	—	35	—	—
税 法 等	234	—	—	165	1	1	155	—	66
出 資 法	46	—	—	46	—	—	39	—	—
道 交 違 反	5,292	—	—	5,051	2	2	4,251	106	202
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	4,329	—	—	4,230	1	1	3,980	42	71
入 管 法	2,289	—	—	2,205	—	—	2,190	1	83
廃 棄 物 処 理 法	129	—	—	95	—	—	82	—	33
組 織 的 犯 罪 処 罰 法	59	—	—	56	—	—	25	—	3
そ の 他	1,355	—	—	1,151	7	7	798	81	194
簡 易 裁 判 所	3,724 (3)	…	…	2,953	2	2	1,997	267	668
刑 法 犯	3,438	…	…	2,953	2	2	1,997	267	428
住 居 侵 入	88	…	…	75	—	—	46	8	13
傷 害	126	…	…	—	—	—	—	—	109
過 失 傷 害	5	…	…	—	—	—	—	—	5
窃 盗	3,095	…	…	2,832	2	2	1,928	256	237
横 領	74	…	…	44	—	—	21	3	28
盗 品 讓 受 け 等	2	…	…	2	—	—	2	—	—
そ の 他	48	…	…	—	—	—	—	—	36
特 別 法 犯	286	…	…	—	—	—	—	—	240
公 職 選 挙 法	—	…	…	—	—	—	—	—	—
銃 刀 法	16	…	…	—	—	—	—	—	12
道 交 違 反	94	…	…	—	—	—	—	—	80
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	73	…	…	—	—	—	—	—	57
そ の 他	103	…	…	—	—	—	—	—	91

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「総数」は，免許，公訴棄却，管轄違い及び正式裁判請求の取下げを含む。

3 「罰金等」は，拘留，科料及び刑の免除を含む。

4 「わいせつ等」は，刑法第2編第22章の罪をいう。

5 「傷害」は，刑法第2編第27章の罪をいい，平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。

6 「過失傷害」は，刑法第2編第28章の罪をいい，平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。

7 「横領」は，遺失物等横領を含む。

8 「毀棄・隠匿」は，刑法第2編第40章の罪をいう。

9 「税法等」は，所得税法，法人税法，相続税法，地方税法，酒税法，消費税法及び関税法の各違反をいう。

10 () 内は，無罪人員で，内数である。

有期の懲役刑又は禁錮刑を言い渡された総数における全部執行猶予率は63.3%であった。令和2年に一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は1,272人であり、罪名別では、覚醒剤取締法違反が1,157人(91.0%)と最も多く、次いで、大麻取締法違反41人(3.2%)、窃盗22人(1.9%)の順であった。

なお、通常第一審における少年に対する科刑状況(罪名別、裁判内容別)については、**3-3-2-2表**参照。

2 科刑状況

(1) 死刑・無期懲役

通常第一審における死刑及び無期懲役の言渡人員の推移(最近10年間)を罪名別に見ると、**2-3-3-2表**のとおりである。

最近10年間における死刑の言渡しは、殺人(自殺関与・同意殺人・予備を含まない)、強盗致死(強盗殺人を含む。以下この章において同じ。)又は強盗・強制性交等致死に限られている(司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。)

2-3-3-2表 通常第一審における死刑・無期懲役言渡人員の推移(罪名別)

(平成23年～令和2年)

① 死刑

年次	総数	殺人	強盗致死及び強盗・強制性交等致死
23年	10	3	7
24	3	2	1
25	5	2	3
26	2	—	2
27	4	2	2
28	3	1	2
29	3	3	—
30	4	2	2
元	2	2	—
2	3	2	1

② 無期懲役

年次	総数	殺人	強盗致死傷及び強盗・強制性交等	その他
23年	30	9	18	3
24	39	20	19	—
25	24	6	17	1
26	23	2	19	2
27	18	7	10	1
28	25	9	16	—
29	21	7	13	1
30	15	8	6	1
元	18	5	13	—
2	12	3	8	1

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「殺人」は、自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。
 3 「強盗致死(傷)」は、強盗殺人を含む。
 4 「強盗・強制性交等(致死)」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦(致死)をいい、29年以降は強盗・強制性交等(致死)及び同改正前の強盗強姦(致死)をいう。

(2) 有期懲役・禁錮

令和2年における通常第一審での有期の懲役・禁錮の科刑状況は、**2-3-3-3表**のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況については、CD-ROM資料**2-4**参照）。

なお、通常第一審における科刑状況に関し、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道交違反については**4-1-3-4表**、覚醒剤取締法違反についてはCD-ROM資料**4-3**、財政経済犯罪についてはCD-ROM資料**4-5**、外国人である被告人に通訳・翻訳人の付いた事件についてはCD-ROM資料**4-9**をそれぞれ参照。

2-3-3-3表 通常第一審における有期刑（懲役・禁錮）科刑状況

(令和2年)

① 3年を超える科刑状況

罪 名	総 数	25年を超え	20年を超え	15年を超え	10年を超え	7年を超え	5年を超え	3年を超え
		30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下
地 方 裁 判 所	2,912	4	7	48	96	287	482	1,988
殺 人	141	2	3	27	29	31	25	24
傷 害	98	—	—	2	1	10	18	67
窃 盗	715	—	—	—	2	4	41	668
強 盗	253	1	—	5	13	46	74	114
詐 欺	416	—	—	—	2	16	66	332
恐 喝	13	—	—	—	—	1	1	11
強制性交等・ 強制わいせつ	335	—	2	6	13	55	93	166
銃 刀 法	17	—	—	—	—	3	6	8
薬 物 犯 罪	704	—	2	6	20	100	115	461
自動車運転 死傷処罰法	57	—	—	1	4	6	7	39

② 3年以下の科刑状況

罪 名	総 数	2年以上3年以下			1年以上2年未満			6月以上1年未満			6月未満		
		実刑	一部執行 猶 予	全部執行 猶 予	実刑	一部執行 猶 予	全部執行 猶 予	実刑	一部執行 猶 予	全部執行 猶 予	実刑	一部執行 猶 予	全部執行 猶 予
地 方 裁 判 所	41,132	5,431	577	7,270	5,128	658	13,317	2,409	32	6,435	418	3	724
殺 人	64	7	—	55	2	—	—	—	—	—	—	—	—
傷 害	2,138	160	3	457	256	2	767	216	1	251	25	—	6
窃 盗	9,832	1,921	7	1,807	1,936	14	2,839	879	1	435	15	—	—
強 盗	172	62	—	107	2	—	—	—	—	1	—	—	—
詐 欺	2,516	588	2	905	319	1	620	57	—	23	4	—	—
恐 喝	328	52	—	115	59	—	99	3	—	—	—	—	—
強制性交等・ 強制わいせつ	849	133	8	462	57	4	190	4	—	3	—	—	—
銃 刀 法	61	7	—	2	2	—	7	16	—	20	7	—	—
薬 物 犯 罪	8,768	2,144	557	1,025	1,794	626	2,374	139	25	1,248	35	3	9
自動車運転 死傷処罰法	4,173	65	—	635	65	1	2,359	58	—	972	5	—	14
簡 易 裁 判 所	2,953	58	—	236	571	2	1,417	315	—	344	12	—	—
窃 盗	2,832	58	—	233	558	2	1,388	283	—	307	5	—	—

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反をいう。

(3) 罰金・科料

令和2年における第一審での罰金・科料の科刑状況は、2-3-3-4表のとおりである。

2-3-3-4表 第一審における罰金・科料科刑状況（罪名別）

(令和2年)

① 通常第一審

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円 以 上	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	2,289	113	232	817	659	378	64	22	4
公務執行妨害	47	—	1	32	13	1	—	—	—
傷 害	433	1	27	118	137	128	20	2	—
過失傷害	9	—	4	2	—	3	—	—	—
窃 盗	602	2	21	192	348	39	—	—	—
公職選挙法	2	—	—	2	—	—	—	—	—
風営適正化法	16	2	8	6	—	—	—	—	—
銃 刀 法	46	—	—	4	11	29	1	1	—
道交違反	282	—	48	163	12	7	41	11	—
自動車運転死傷処罰法	128	5	54	48	11	10	—	—	—
そ の 他	724	103	69	250	127	161	2	8	4

② 略式手続

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	171,639	312	14,594	44,319	18,292	20,864	56,520	15,522	1,216
過失運転致死傷等	35,794	109	6,553	13,179	7,211	8,728	12	2	—
道交違反	99,558	12	4,396	18,756	2,309	2,579	55,915	15,439	152
公務執行妨害	488	—	41	297	130	20	—	—	—
窃 盗	5,141	—	455	1,942	2,468	272	4	—	—
そ の 他	30,658	191	3,149	10,145	6,174	9,265	589	81	1,064

注 1 司法統計年報による。

2 ①は、懲役・禁錮と併科されたものを除く。

3 ①は、略式手続から移行したものを含む。

4 ①において、「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、傷害致死及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含まない。

5 ①において、「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。

6 ②において、「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法4条並びに6条3項及び4項に規定する罪を除く。

3 裁判員裁判

裁判員裁判（裁判員の参加する刑事裁判）の対象事件は、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件及び法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪（強盗等を除く。))であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件である。ただし、被告人の言動等により、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがある、そのために裁判員等が畏怖し裁判員の職務の遂行ができないなどと認められる場合には、裁判所の決定によって対象事件から除外される（令和2年において、同決定がなされた終局人員は2人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。また、審判に著しい長期間を要する事件等は裁判所の決定によって対象事件から除外される（同年にはそのような決定はなかった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。なお、対象事件に該当しない事件であっても、対象事件と併合された事件は、裁判員裁判により審理される。

裁判員裁判対象事件の第一審における新規受理・終局処理（移送等を含む。以下この節において同じ。）人員の推移（最近5年間）を罪名別に見ると、**2-3-3-5表**のとおりである。令和2年は、強盗致傷の新規受理人員が前年から36.9%増加して304人となり、罪名別で最も多かったほか、強盗致死、強盗・強制的性交等の新規受理人員もそれぞれ前年から増加しており、いずれも最近5年間で最多となった。一方、2年における覚醒剤取締法違反の新規受理人員は、前年から69.4%減少して77人であり、通貨偽造（偽造通貨行使を含む。）の新規受理人員も、前年から76.0%減少して6人であった。

2-3-3-5表 裁判員裁判対象事件 第一審における新規受理・終局処理人員の推移（罪名別）

（平成28年～令和2年）

区分	総数	殺人	強盗致死	強盗致傷	強盗・強制的性交等	傷害致死	強制的性交等致死傷	強制わいせつ致死傷	危険運転致死	現住建造物等放火	通貨偽造	銃刀法	覚醒剤取締法	麻薬特例法	その他
新規受理人員															
28年	1,077	255	22	224	20	103	76	115	28	124	13	10	67	3	17
29	1,122	278	19	253	21	96	69	90	18	105	24	16	102	2	29
30	1,090	250	23	281	24	82	49	104	7	115	23	16	96	1	19
元	1,133	255	21	222	18	71	55	77	16	100	25	7	252	1	13
2	1,005	217	33	304	28	57	47	90	22	97	6	10	77	-	17
終局処理人員															
28年	1,126	298	33	207	24	103	74	96	28	137	12	10	31	36	37
29	993	230	21	195	17	108	57	81	25	91	18	9	68	22	51
30	1,038	247	17	203	19	109	63	85	13	100	9	10	98	30	35
元	1,021	242	25	209	23	80	46	71	8	101	18	14	116	32	36
2	933	197	11	202	12	44	44	68	14	84	8	2	190	22	35

注 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。

3 新規受理人員は、受理時において裁判員裁判の対象事件であったものの人員をいい、1通の起訴状で複数の異なる罪名の裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。

4 終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（移送等を含み、裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。）であり、有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪、移送等の場合は、当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）にそれぞれ計上している。

5 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。

6 「強盗・強制的性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦をいい、29年以降は強盗・強制的性交等及び同改正前の強盗強姦をいう。

7 「強制的性交等致死傷」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦致死傷をいい、29年以降は強制的性交等致死傷及び同改正前の強姦致死傷をいう。

8 「危険運転致死」は、自動車運転致死傷処罰法2条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪である。

9 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。

10 「その他」は、保護責任者遺棄致死、身の代金拐取、爆発物取締罰則違反等である。ただし、終局処理人員の「その他」は、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。

令和2年に第一審で判決を受けた裁判員裁判対象事件（裁判員裁判の対象事件及びこれと併合され、裁判員裁判により審理された事件。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったもの及び裁判員法3条1項の除外決定があったものは含まない。以下この節において同じ。）における審理期間（新規受理から終局処理までの期間をいう。以下この節において同じ。）の平均は12.0月（前年比1.7月増）であり、6月以内のものが11.7%（同13.9pt低下）を占め、そのうち3月以内のものはなかったのに対し、1年を超えるものが34.0%（同11.0pt上昇）を占めた。また、開廷回数の平均は4.7回であり、3回以下が24.0%、5回以下が81.3%を占めた。なお、2年3月から6月までの間に指定されていた一部の裁判員等選任手続期日について、新型コロナウイルス感染症を理由として取り消されており、その件数は、193件であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-6表は、令和2年において、第一審の判決（少年法55条による家裁移送決定を含む。）に至った裁判員裁判対象事件について、無罪の人員及び有罪人員の科刑状況等を罪名別に見たものである。同年の裁判員裁判対象事件についての第一審における判決人員の総数は、905人（前年比96人減）であった。

2-3-3-6表 裁判員裁判対象事件 第一審における判決人員（罪名別、裁判内容別）

（令和2年）

罪 名	総数	無罪	有 罪														免訴	家裁へ移送
			死刑	懲 役										禁錮	罰金			
				無期	20年を超える	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下							
											実刑	一部執行猶予	全執行猶予			保護観察付		
総 数	905	12	3	12	8	43	76	202	199	136	33	-	179	88	1	1	-	-
殺 人	194	2	2	3	5	26	29	30	25	22	7	-	43	11	-	-	-	-
覚 醒 剤 取 締 法	189	3	-	1	2	6	16	83	72	4	1	-	1	-	-	-	-	-
強盗致傷	183	2	-	-	-	1	9	39	56	43	6	-	27	21	-	-	-	-
現住建造物等放火	84	1	-	-	-	1	2	4	8	14	6	-	48	32	-	-	-	-
強制わいせつ致死傷	66	-	-	-	-	-	-	1	5	23	6	-	31	18	-	-	-	-
傷害致死	44	3	-	-	-	2	1	9	9	11	1	-	8	1	-	-	-	-
強制性交等致死傷	42	-	-	-	-	1	7	16	7	8	2	-	1	-	-	-	-	-
麻薬特例法	22	-	-	-	-	-	2	4	10	6	-	-	-	-	-	-	-	-
危険運転致死	13	-	-	-	-	1	3	6	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗・強制性交等	12	-	-	-	-	4	3	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死	11	-	-	8	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	9	-	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	3	1	-	-	-	-
通貨偽造	8	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	5	2	-	-	-	-
銃 刀 法	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	26	1	1	-	-	1	-	3	1	2	3	-	12	2	1	1	-	-

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
 3 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。
 5 懲役・禁錮には、罰金が併科されたものを含む。
 6 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 7 「強制性交等致死傷」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗致死傷を含む。
 8 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦を含む。
 9 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
 10 「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪である。
 11 「その他」は、傷害等の裁判員裁判対象事件ではない罪名を含む。

4 即決裁判手続

令和2年に即決裁判手続に付された事件の人員を罪名別に見ると、**2-3-3-7表**のとおりである。同年に地方裁判所において即決裁判手続に付された人員は162人（前年比72人増）、簡易裁判所においては5人（同6人減）であった。

2-3-3-7表 即決裁判手続に付された事件の人員（罪名別）

（令和2年）

区分	総数	公務執行妨害	住居侵入	窃盗	大麻取締法	覚醒剤取締法	麻薬取締法	道路交通法	入管法	その他
地方裁判所	162 (47,117)	1 (286)	- (529)	8 (11,420)	22 (2,021)	30 (7,116)	1 (410)	7 (5,341)	83 (2,307)	10 (17,687)
簡易裁判所	5 (3,900)	- (15)	1 (89)	4 (3,187)	- (-)	- (-)	- (-)	- (102)	- (4)	- (503)

- 注 1 司法統計年報による。
 2 即決裁判手続により審判する旨の決定があった後に有罪陳述・即決裁判手続によることへの同意を撤回したことなどにより同決定が取り消された者を含まない。
 3 ()内は、通常第一審の終局処理人員（移送等を含む。）である。

5 公判前整理手続

充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があるときは、第一回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理する**公判前整理手続**が行われることがある。裁判員法により、裁判員裁判の対象事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない。また、裁判所において、審理状況等を考慮して必要と認めるときは、第一回公判期日後に、公判前整理手続と同様の手続により事件の争点及び証拠を整理する**期日間整理手続**が行われることがある。

令和2年に地方裁判所で終局処理がされた通常第一審事件のうち、公判前整理手続に付された事件の人員は1,123人であり、期日間整理手続に付された事件の人員は165人であった（司法統計年報による。）。

令和2年に公判前整理手続に付された事件の地方裁判所における審理期間の平均は13.1月（前年比1.9月増）であり、平均開廷回数は5.0回（同0.1回減）であった（司法統計年報による。）。

また、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件となったものを除き、令和2年に第一審で判決を受けた裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）の平均は10.0月（前年比1.5月増）であり、公判前整理手続期日の回数については、平均は4.7回（同0.3回減）で、6回以上の割合は29.3%（同0.3pt上昇）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

6 勾留と保釈

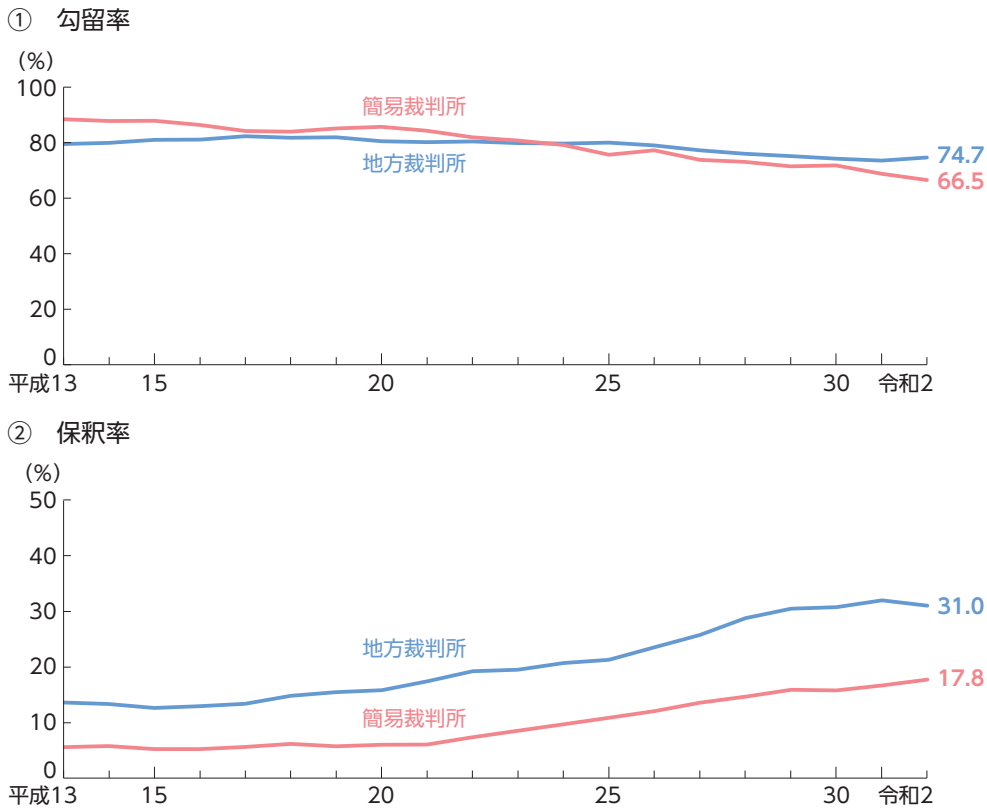
2-3-3-8図は、通常第一審における被告人の勾留率（移送等を含む終局処理人員に占める勾留総人員の比率）・保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）の推移（最近20年間）を地方裁判所・簡易裁判所別に見たものである。勾留率については、地方裁判所では、平成13年から26年までは、17年（82.3%）をピークに80%前後で推移した後、26年以降低下し続けていたが、令和2年は74.7%（前年比1.1pt上昇）であった。簡易裁判所では、平成21年までは83～88%台で推移していたが、同年以降は低下傾向を示し、24年以降は一貫して地方裁判所の勾留率を下回っており、令和2年は66.5%（同2.2pt低下）であった。

保釈率については、地方裁判所の方が簡易裁判所よりも約7～15pt高い水準で推移している。地

方裁判所では、平成15年（12.7%）を境に16年から毎年上昇し続けていたが、令和2年は31.0%（前年比1.0pt低下）、簡易裁判所においても平成16年（5.3%）を境に上昇傾向にあり、令和2年は17.8%（同1.0pt上昇）であった。

2-3-3-8図 通常第一審における被告人の勾留率・保釈率の推移（裁判所別）

（平成13年～令和2年）



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「勾留率」は、移送等を含む終局処理人員に占める勾留総人員の比率をいう。
 3 「保釈率」は、勾留総人員に占める保釈人員の比率をいう。

令和2年の通常第一審における被告人の勾留状況を終局処理人員で見ると、2-3-3-9表のとおりである。

2-3-3-9表 通常第一審における被告人の勾留状況

（令和2年）

区 分	終局処理 総人員 (A)	勾 留 総人員 (B)	勾 留 期 間			保釈人員 (C)	勾留率 $\frac{B}{A}$ (%)	保釈率 $\frac{C}{B}$ (%)
			1月以内	3月以内	3月を超える			
地 方 裁 判 所	47,117	35,173 (100.0)	8,345 (23.7)	17,792 (50.6)	9,036 (25.7)	10,914	74.7	31.0
簡 易 裁 判 所	3,900	2,595 (100.0)	455 (17.5)	1,905 (73.4)	235 (9.1)	461	66.5	17.8

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。
 3 () 内は、構成比である。

第4節 上訴審

令和2年における通常第一審の終局裁判に対する上訴率（公訴棄却の決定，正式裁判請求の取下げ及び移送等による終局を除く終局処理人員に対する上訴（控訴及び跳躍上告）人員の比率）は，地方裁判所の裁判については11.9%，簡易裁判所の裁判については6.6%であった。同年の高等裁判所における控訴事件の終局処理人員を受理区分別に見ると，被告人側のみの控訴申立てによるものが5,231人（98.1%），検察官のみの控訴申立てによるものが83人（1.6%），双方からの控訴申立てによるものが14人（0.3%），破棄差戻し・移送等によるものが4人（0.08%）であった（司法統計年報による。）。

令和2年における高等裁判所の控訴審としての終局処理人員を罪名別に見るとともに，これを裁判内容別に見ると，**2-3-4-1表**のとおりである。高等裁判所の控訴審としての終局処理人員は，平成25年以降，5,700人台から6,100人台で推移していたが，令和2年は5,332人であり，前年から8.5%減少した（司法統計年報による。）。

破棄人員507人について破棄理由を見ると，判決後の情状によるものが344人と最も多く，次いで，事実誤認（74人），量刑不当（65人）の順であった（二つ以上の破棄理由がある場合は，それぞれに計上している。司法統計年報による。）。また，第一審の有罪判決が覆されて無罪となった者は12人であり（司法統計年報による。），第一審の無罪判決が覆されて有罪となった者は，検察官が無罪判決を不服として控訴した38人のうち22人であった（検察統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の控訴事件について見ると，令和2年の終局処理人員は316人（前年比16.8%減）であり，そのうち控訴棄却が258人と最も多く，控訴取下げが33人，公訴棄却が1人であった。破棄人員は24人であり，破棄のうち自判が19人（自判内容は，有罪が17人，一部有罪が1人，無罪が1人），差戻し・移送が5人であった（司法統計年報による。）。

2-3-4-1表 控訴審における終局処理人員（罪名別，裁判内容別）

(令和2年)

罪 名	総数	破 棄						差戻し ・移送	控訴 棄却	取下げ	公訴 棄却
		自 判									
		計	有罪	一部 有罪	無罪	免訴					
総 数	5,332	482	456	14	12	-	25	3,850	948	27	
刑 法 犯	3,290	398	378	9	11	-	11	2,352	507	22	
公務執行妨害	54	4	4	-	-	-	-	39	10	1	
放 火	28	4	2	2	-	-	1	18	4	1	
偽 造	46	4	4	-	-	-	-	40	2	-	
わいせつ等	234	40	38	1	1	-	1	177	13	3	
殺 人	70	7	6	-	1	-	1	56	5	1	
傷 害	320	31	29	1	1	-	1	247	40	1	
過 失 傷 害	22	5	4	-	1	-	1	15	1	-	
窃 盗	1,503	157	151	4	2	-	3	1,049	284	10	
強 盗	134	13	13	-	-	-	2	99	20	-	
詐 欺	556	97	95	1	1	-	1	378	78	2	
恐 喝	47	8	8	-	-	-	-	32	7	-	
横 領	49	9	8	-	1	-	-	38	1	1	
毀棄・隠匿	41	4	4	-	-	-	-	27	8	2	
暴力行為等処罰法	39	3	2	-	1	-	-	25	11	-	
そ の 他	147	12	10	-	2	-	-	112	23	-	
特 別 法 犯	2,042	84	78	5	1	-	14	1,498	441	5	
公職選挙法	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
銃 刀 法	25	-	-	-	-	-	-	23	2	-	
大麻取締法	75	7	7	-	-	-	1	52	15	-	
覚醒剤取締法	1,163	35	34	1	-	-	6	793	327	2	
麻薬取締法	22	2	2	-	-	-	-	18	1	1	
麻薬特例法	14	-	-	-	-	-	-	7	7	-	
出 資 法	13	1	1	-	-	-	2	9	1	-	
道 交 違 反	333	12	12	-	-	-	-	288	32	1	
自動車運転致死傷処罰法	129	11	9	1	1	-	4	101	13	-	
入 管 法	13	-	-	-	-	-	-	10	2	1	
そ の 他	253	16	13	3	-	-	1	195	41	-	

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「わいせつ等」は，刑法第2編第22章の罪をいう。
 3 「傷害」は，刑法第2編第27章の罪をいい，平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 4 「過失傷害」は，刑法第2編第28章の罪をいい，平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。
 5 「横領」は，遺失物等横領を含む。
 6 「毀棄・隠匿」は，刑法第2編第40章の罪をいう。

令和2年に言い渡された控訴審判決に対する上告率（控訴棄却の決定，控訴の取下げ，公訴棄却の決定及び移送・回付による終局を除く終局処理人員に対する上告人員の比率）は，45.9%であった。最高裁判所の上告事件の終局処理人員は，平成25年以降，1,800人台から2,000人台で推移しており，令和2年は1,881人（前年比10.0%減。第一審が高等裁判所であるものがある場合には，これを含む。）であり，その内訳は，上告棄却が1,518人（80.7%），上告取下げが354人（18.8%）と続く。破棄については，3人（全員が差戻し・移送）であった（司法統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の上告事件について見ると，令和2年の終局処理人員は161人で，その内訳は，上告棄却が140人，上告取下げが21人であり，破棄及び公訴棄却の者はいなかった（司法統計年報による。）。

第1節 概説

刑を言い渡した有罪の裁判が確定すると、全部執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行される。懲役、禁錮及び拘留は、**刑事施設**において執行される。

罰金・料金を完納できない者は、刑事施設に附置された労役場に留置され、労役を課される（労役場留置）。法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）2条により監置に処せられた者は、監置場に留置される。

売春防止法（昭和31年法律第118号）5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された成人女性は、**婦人補導院**に収容される。

1 刑事施設等

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所の3種類がある。**刑務所**及び**少年刑務所**は、主として受刑者を収容する施設であり、**拘置所**は、主として未決拘禁者を収容する施設である。令和3年4月1日現在、刑事施設は、本所が75庁（刑務所61庁（社会復帰促進センター4庁を含む。）、少年刑務所6庁、拘置所8庁）、支所が105庁（刑務支所8庁、拘置支所97庁）である（法務省矯正局の資料による。）。刑事施設には、労役場が附置されているほか、監置場が一部の施設を除いて附置されている。

現在、婦人補導院は、東京に1庁置かれている。令和2年には、婦人補導院への入院はなかった（矯正統計年報による。）。

2 刑事施設における処遇

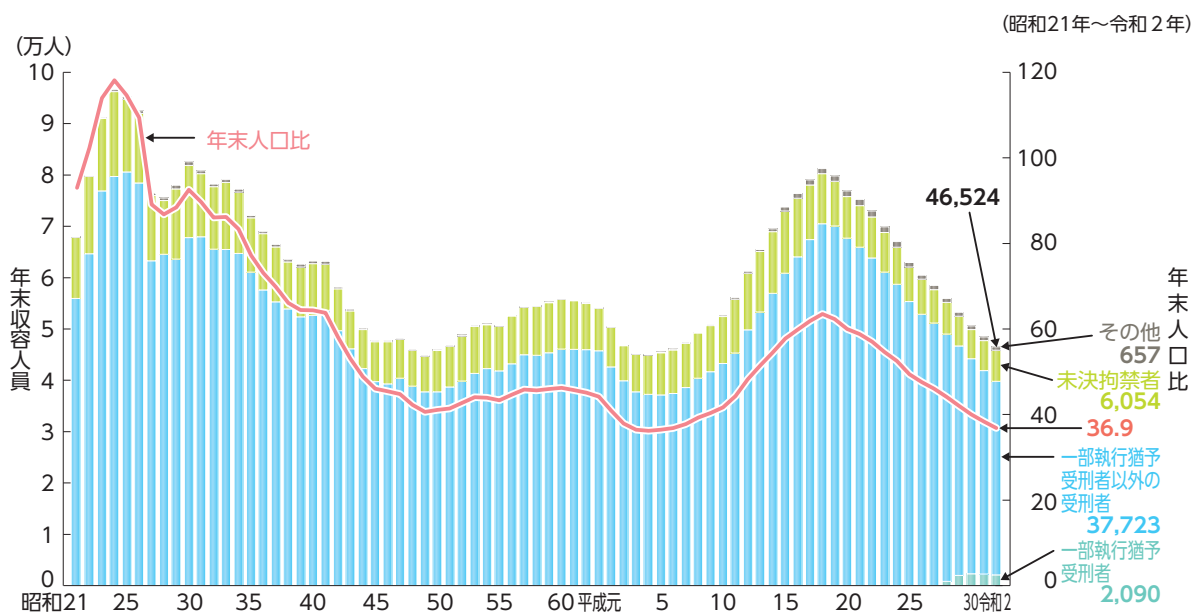
刑事施設に収容されている未決拘禁者、受刑者等の被収容者の処遇は、刑事収容施設法に基づいて行われている。未決拘禁者の処遇は、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意して行われる。受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行われる。受刑者には、矯正処遇として、作業を行わせるほか、改善指導及び教科指導が行われる。

第2節 刑事施設の収容状況

1 刑事施設の収容人員

刑事施設の被収容者の年末収容人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、**2-4-2-1図**のとおりである（女性については**4-7-2-3図**，一日平均収容人員の推移についてはCD-ROM資料**2-5**をそれぞれ参照）。年末収容人員は，平成18年に8万1,255人を記録したが，19年以降減少し続け，令和2年末現在は4万6,524人（前年末比3.9%減）であり，このうち，受刑者は3万9,813人（同4.9%減）であった。なお，2年における刑事施設の受刑者の年末収容人員のうち，**一部執行猶予受刑者**は，2,090人（同8.3%減）であった。

2-4-2-1図 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移

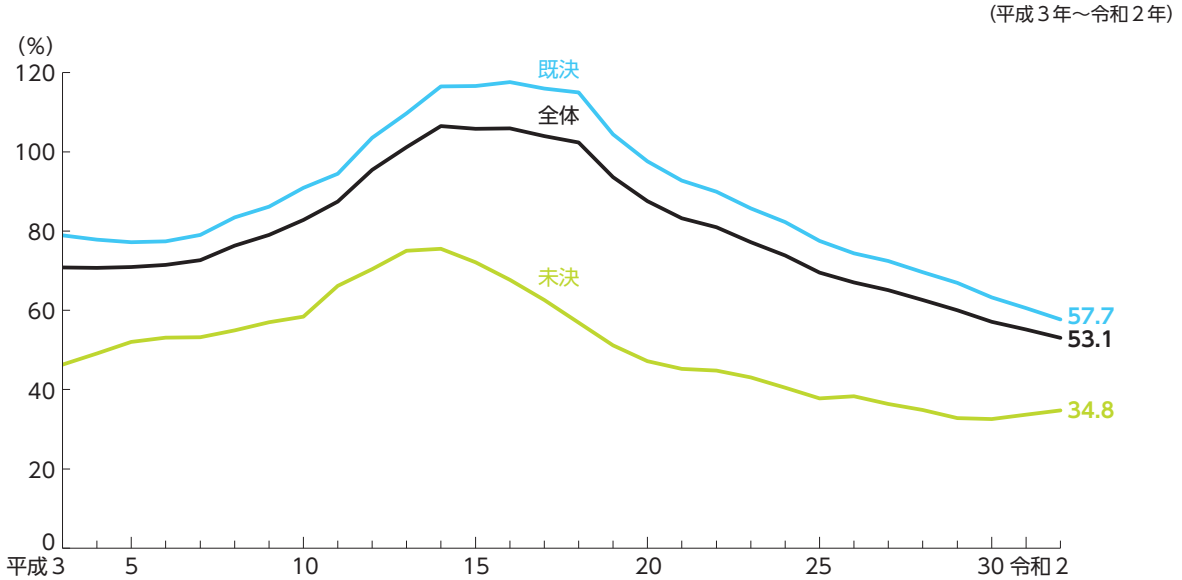


- 注 1 行刑統計年報，矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
2 「年末収容人員」は，各年12月31日現在の収容人員である。
3 「その他」は，死刑確定者，労役場留置者，引致状による留置者，被監置者及び観護措置の仮収容者である。
4 「年末人口比」は，人口10万人当たりの各年12月31日現在の収容人員である。

2 刑事施設の収容率

刑事施設の**収容率**の推移（最近20年間）は，**2-4-2-2図**のとおりである（女性については，**4-7-2-3図**参照）。令和2年末現在において，収容定員が8万7,679人（このうち既決の収容定員は6万9,928人，未決の収容定員は1万7,751人）であるところ，収容人員は，4万6,524人（前年末比1,905人（3.9%）減）であり，このうち既決の人員は4万355人（同2,078人（4.9%）減），未決の人員は6,169人（同173人（2.9%）増）であった。収容率は，全体で53.1%（同2.1pt低下）であり，既決では57.7%（同2.9pt低下），未決では34.8%（同1.1pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

2-4-2-2図 刑事施設の収容率の推移



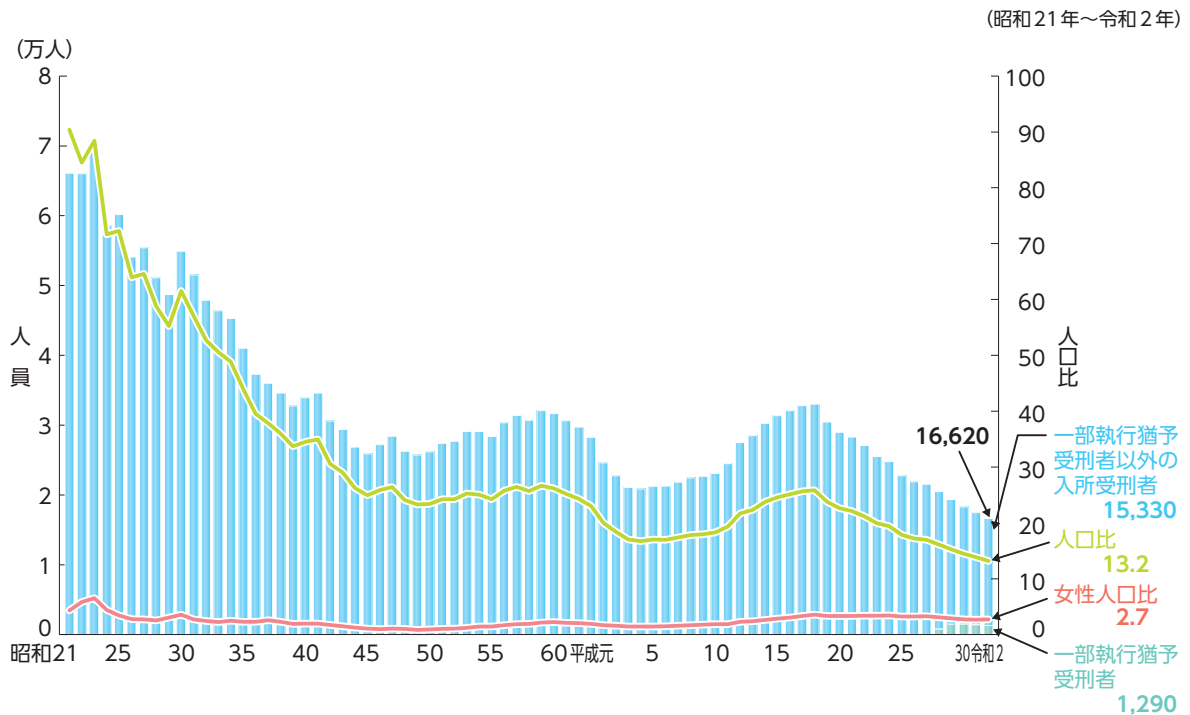
- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「収容率」は、各年12月31日現在の収容人員の収容定員に対する比率をいう。
 3 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
 4 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

3 入所受刑者

(1) 人員

入所受刑者の人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、2-4-2-3図のとおりである。その人員は、平成19年から減少し続け、令和2年は1万6,620人（前年比4.8%減）と戦後最少を更新した（CD-ROM参照。女性については4-7-2-4図、年齢層別及び高齢者率については4-8-2-2図をそれぞれ参照）。

2-4-2-3図 入所受刑者の人員・人口比の推移



- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

令和2年における受刑者の入所事由別人員は、**2-4-2-4表**のとおりである。

2-4-2-4表 受刑者の入所事由別人員

(令和2年)

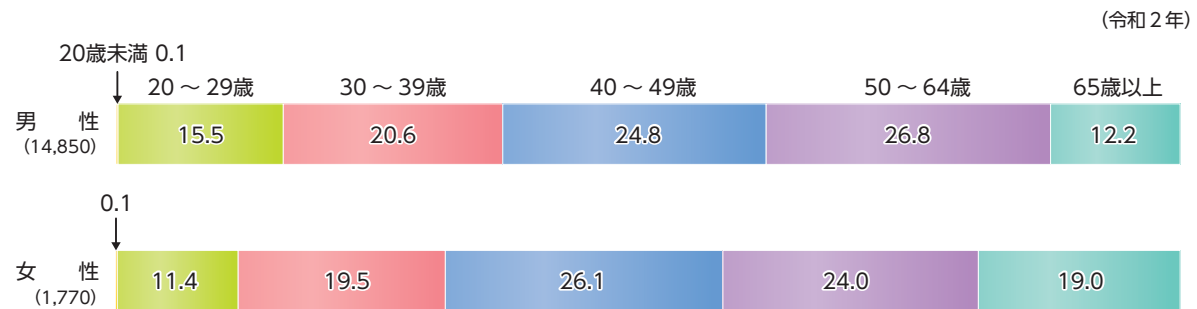
総数	新入所	仮釈放の取消し		一部執行猶予の取消し	仮釈放及び一部執行猶予の取消し	刑執行停止の取消し	労役場からの移行	逃走者の連戻し	留置施設等からの移送
		一部執行猶予なし	一部執行猶予あり						
17,777 (100.0)	16,620 (93.5)	448 (2.5)	19 (0.1)	68 (0.4)	4 (0.0)	2 (0.0)	446 (2.5)	-	170 (1.0)

- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「新入所」は、裁判が確定し、その執行を受けるため新たに入所した者をいう。死刑の執行を受けた者を含み、国際受刑者移送法(平成14年法律第66号)による受入受刑者及び少年処遇から成人処遇に移行した受刑者を含まない。
 3 「仮釈放の取消し」の「一部執行猶予あり」は、実刑期に係る仮釈放の取消しにより復所等した者(入所時に刑の一部執行猶予の取消しがなされている者を除く。), 「仮釈放及び一部執行猶予の取消し」は、実刑期に係る仮釈放及び刑の一部執行猶予の取消しにより復所等した者をいう。
 4 () 内は、構成比である。

(2) 特徴

令和2年における入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-5図**のとおりである(女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移については、**4-7-2-5図**参照)。

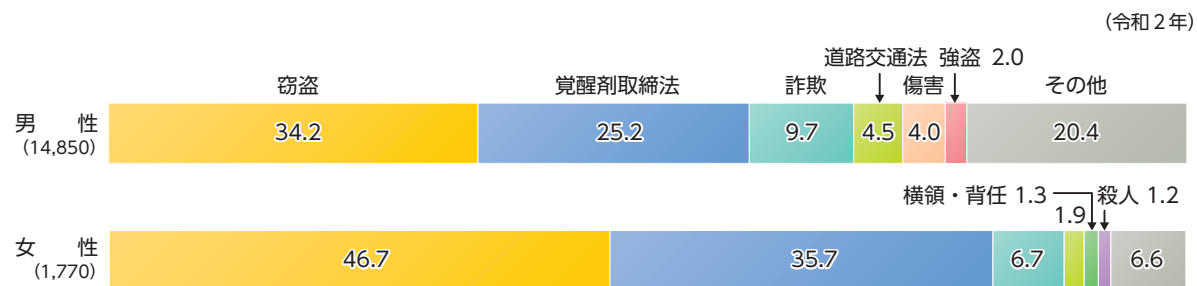
2-4-2-5図 入所受刑者の年齢層別構成比(男女別)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。
 3 () 内は、実人員である。

令和2年における入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-6図**のとおりである(高齢入所受刑者の罪名別構成比(男女別)については、**4-8-2-3図**参照)。

2-4-2-6図 入所受刑者の罪名別構成比(男女別)

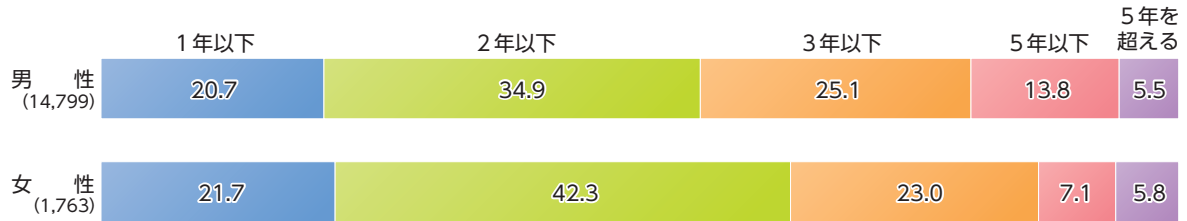


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 () 内は、実人員である。

令和2年の入所受刑者について、刑の種類を見ると、懲役1万6,562人(99.7%)、禁錮53人(0.3%)、拘留5人であった(矯正統計年報による。)。懲役受刑者の刑期別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-7図**のとおりである(懲役受刑者の刑期別の年末収容人員の推移については、CD-ROM資料**2-6**参照)。

2-4-2-7図 入所受刑者(懲役)の刑期別構成比(男女別)

(令和2年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 4 「5年を超える」は、無期を含む。
 5 ()内は、実人員である。

4 出所受刑者

(1) 人員

令和2年における受刑者の出所事由別人員は、**2-4-2-8表**のとおりである。出所受刑者(仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。)に占める満期釈放者等(満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。)の比率は、40.8%(前年比0.8pt低下)であった(CD-ROM参照)。

2-4-2-8表 受刑者の出所事由別人員

(令和2年)

総数	満期釈放等	満期釈放	一部執行猶予の実刑部分の刑期終了	仮釈放	一部執行猶予なし	一部執行猶予あり	不定期刑終了	恩赦	刑執行停止	労役場への移行	留置施設等への送	逃走	死亡
19,823	7,728 (40.8)	7,440	288	11,195 (59.2)	9,994	1,201	-	-	22	463	185	-	230 [-]

- 注 1 矯正統計年報による。
 2 ()内は、満期釈放等と仮釈放の合計に対する比率である。
 3 []内は、死刑の執行を受けた者であり、内数である。

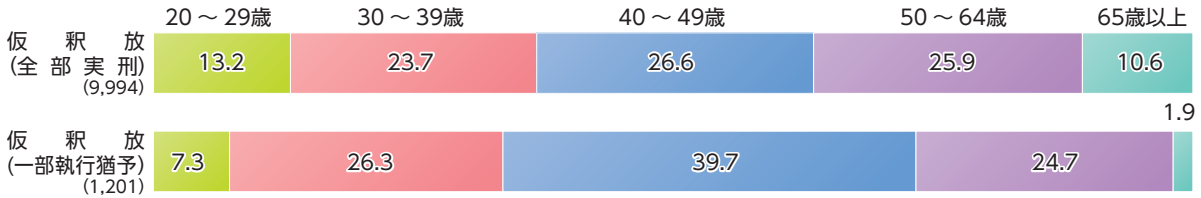
(2) 特徴

令和2年における出所受刑者の年齢層別構成比を出所事由別に見ると、2-4-2-9図のとおりである。

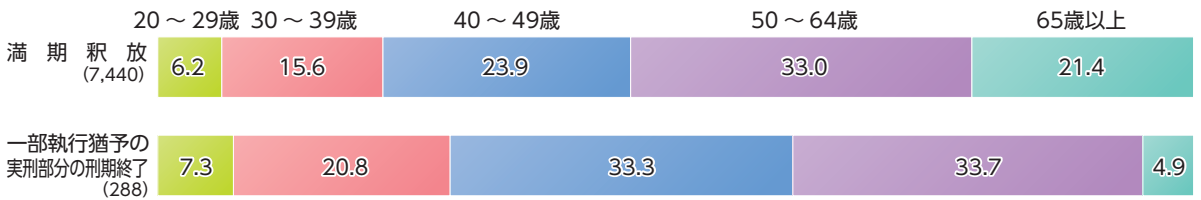
2-4-2-9図 出所受刑者の年齢層別構成比（出所事由別）

(令和2年)

① 仮釈放



② 満期釈放等



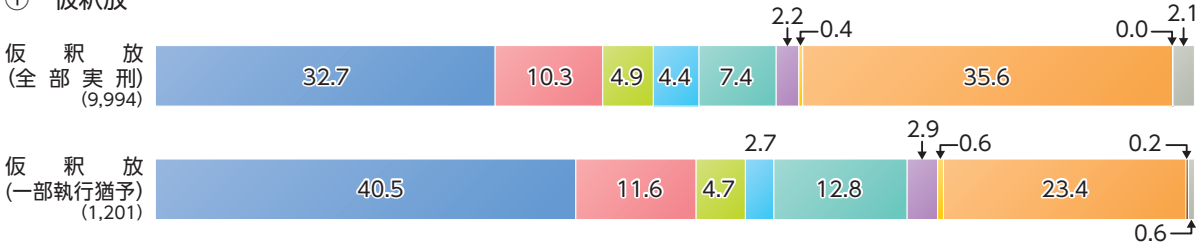
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所時の年齢による。
 3 ()内は、実人員である。

令和2年における出所受刑者の帰住先別構成比を出所事由別に見ると、2-4-2-10図のとおりである（男女別については、4-7-2-6図参照）。

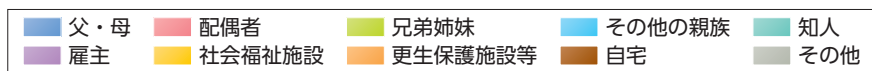
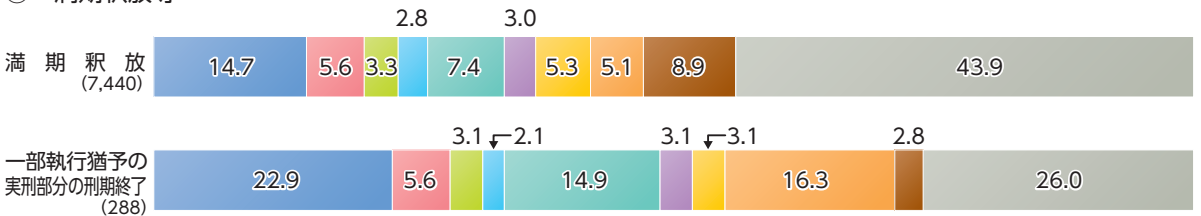
2-4-2-10図 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）

(令和2年)

① 仮釈放



② 満期釈放等



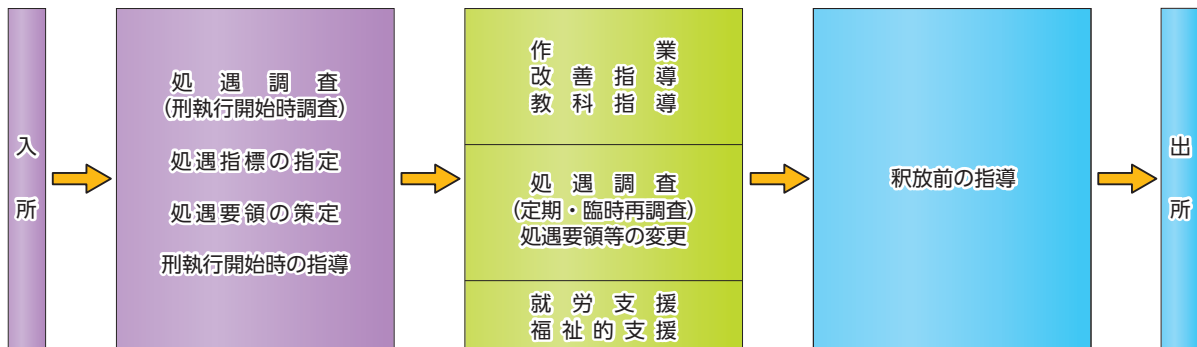
注 1 矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 7 ()内は、実人員である。

第3節 受刑者の処遇等

1 処遇の概要

受刑者の処遇は、刑事収容施設法に基づき、受刑者の人権を尊重しつつ、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行う。その流れは、**2-4-3-1 図**のとおりである。

2-4-3-1 図 受刑者処遇の流れ



(1) 処遇指標及び処遇要領

受刑者の処遇の中核となるのは、矯正処遇として行う作業（次項参照）、改善指導及び教科指導（本節3項参照）である。矯正処遇は、個々の受刑者の資質及び環境に応じて適切な内容と方法で実施しなければならない（**個別処遇の原則**）。

そのため、各刑事施設では、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、受刑者の資質及び環境の調査（**処遇調査**）を行っている。また、新たに刑が確定した受刑者で、26歳未満の者及び特別改善指導（本節3項（2）参照）の受講に当たり特に調査を必要とする者等には、**調査センター**として指定されている特定の刑事施設で精密な処遇調査が行われている。また、受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握するために開発を進めている受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）のうち、一部機能の運用を開始し、原則として、全受刑者を対象に、刑の執行開始時に行う処遇調査においてGツールを実施し、それによって得られる結果や情報を処遇の参考としている。

刑事施設では、刑の執行開始時に処遇調査（調査センターでの処遇調査を含む。）を行い、その調査結果を踏まえ、受刑者に**処遇指標**を指定する。処遇指標は、矯正処遇の種類・内容、受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗から構成される。処遇指標の区分及び令和2年末現在の符号別の人員は**2-4-3-2 表**のとおりである。処遇指標は、その指定がなされるべきものは、重複して指定され、処遇指標を指定されることで、受刑者の収容される刑事施設と矯正処遇の重点方針が定まる。

2-4-3-2表 処遇指標の区分・符号別人員

① 矯正処遇の種類及び内容

種 類	内 容		符 号
作業	一般作業		V0
	職業訓練		V1
改善指導	一般改善指導		R0
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R1
		暴力団離脱指導	R2
		性犯罪再犯防止指導	R3
		被害者の視点を取り入れた教育	R4
		交通安全指導	R5
		就労支援指導	R6
教科指導	補習教科指導	E1	
	特別教科指導	E2	

② 受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗

(令和2年12月31日現在)

属性及び犯罪傾向の進捗	符 号	人 員
拘留受刑者	D	—
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt	—
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M	223
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P	311
女子	W	2,925
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F	1,071
禁錮受刑者	I	76
少年院への収容を必要としない少年	J	3
執行すべき刑期が10年以上である者	L	4,385
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y	1,686
犯罪傾向が進んでいない者	A	8,819
犯罪傾向が進んでいる者	B	16,434

注 1 矯正統計年報による。

2 複数の処遇指標が指定されている場合は、符号の欄において上に掲げられているものに計上している。

受刑者には、刑の執行開始時の処遇調査の結果に基づいて、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法（例えば、具体的にどのような方法や期間・回数で薬物依存離脱指導を行うかなど）が**処遇要領**として定められ、矯正処遇はこの処遇要領に沿って計画的に実施される。

また、矯正処遇の進展に応じて、定期的に又は臨時に処遇調査を行い、その結果に基づき、必要に応じ処遇指標及び処遇要領を変更する。

(2) 制限の緩和と優遇措置

受刑者の自発性や自律性を^{かん}涵養するため、受刑者処遇の目的（改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成）を達成する見込みが高まるに従い、順次、規律・秩序維持のための制限を緩和することとし、その制限が緩和された順に第1種から第4種までの区分を指定し、定期的に、及び随時、前記の見込みを評価し、その評価に応じて、制限区分の指定を変更している。各区分に指定された受刑者の制限の内容は、第4種では、原則として居室棟内で矯正処遇等を行うこと、第3種では、主として刑事施設内の居室棟外（工場等）で矯正処遇等を行うこと、第2種では、刑事施設外での矯正処遇等が可能となること、第1種では、居室に施錠をしないことなどである。令和3年4月10日現在、刑事施設本所75庁並びに刑務支所8庁及び大規模拘置支所4庁（札幌、横浜、さいたま及び小倉）合計87庁の施設における受刑者の制限区分別人員は、第1種349人（0.9%）、第2種

6,230人(15.9%)、第3種2万7,821人(71.0%)、第4種772人(2.0%)、指定なし4,018人(10.3%)であった(法務省矯正局の資料による。)

また、受刑者に改善更生の意欲を持たせるため、刑事施設では、定期的に受刑態度を評価し、良好な順に第1類から第5類までの優遇区分に指定し、良好な区分に指定された受刑者には、外部交通の回数を増やしたり、自弁(自費購入又は差入れを受けること。以下この章において同じ。)で使用できる物品の範囲を広げたりするなどの優遇をした処遇を行っている。令和3年4月10日現在、前記87庁の施設における受刑者の優遇区分別人員は、第1類841人(2.1%)、第2類6,414人(16.4%)、第3類1万6,473人(42.0%)、第4類3,328人(8.5%)、第5類3,352人(8.6%)、指定なし8,782人(22.4%)であった(法務省矯正局の資料による。)

なお、受刑者の自発性や自律性を涵養し、社会適応性を向上させ、その改善更生及び円滑な社会復帰を目指すため、開放的施設として6施設(旭川刑務所西神楽農場、網走刑務所二見ヶ岡農場、市原刑務所、広島刑務所尾道刑務支所所有井作業場、松山刑務所大井造船作業場及び鹿児島刑務所(農場区))が指定されている。

(3) 外出・外泊

受刑者は、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高く、開放的施設で処遇を受けているなど、一定の要件を備えている場合において、円滑な社会復帰を図る上で、釈放後の住居又は就業先の確保、家族関係の維持・調整等のために外部の者を訪問し、あるいは保護司その他の更生保護関係者を訪問するなどの必要があるときに、刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設から外出し、又は7日以内の期間で外泊することを許されることがある。令和2年度の実績は、外出20件、外泊0件であった(法務省矯正局の資料による。)

2 作業

(1) 概況

懲役受刑者には、法律上、作業が義務付けられている(労役場留置者も同様である。)。このほか、禁錮受刑者及び拘留受刑者も希望により作業を行うことができる。令和2年度における作業の一日平均就業人員は、3万8,864人であった。また、禁錮受刑者は、3年3月31日現在で、79.8%が作業に従事していた(法務省矯正局の資料による。)

(2) 作業の内容等

受刑者は、作業として職業訓練を受けることがあるほか、生産作業(物品を製作する作業及び労務を提供する作業で、木工、印刷、洋裁、金属等の業種がある。)、**社会貢献作業**(労務を提供する作業であって、公園等の除草作業等社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認める作業)、自営作業(刑事施設における炊事、清掃、介助、矯正施設の建物の修繕等の作業)の中から、受刑者の希望も参酌し、適性に応じて指定される。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療機関において、全国的に医療用ガウンが不足している状況を踏まえ、厚生労働省からの依頼に基づく医療用ガウンの縫製を42庁(刑務支所を含む。)の施設において、延べ8万人を超える受刑者が実施した(本章コラム1参照)ほか、25庁(刑務支所を含む。)でも163人の受刑者が様々な社会貢献作業を実施した(法務省矯正局の資料による。)

作業は、刑事施設内で行うものが大部分であるが、刑事施設が管理する構外作業場で行うものもあり、さらに、刑事施設の外の事業所の協力を得て、受刑者を職員の同行なしに、その事業所に通勤させて業務に従事させる(職業訓練を受けさせることを含む。)こともある(**外部通勤作業**)。令和3年

3月31日現在、外部通働作業を実施しているのは、3庁7人であった（法務省矯正局の資料による。）。なお、前記の外出、外泊及び外部通働作業の運用に当たっては、GPS機器が活用されている。

作業の収入は、全て国庫に帰属する。令和2年度における作業による歳入額は、約28億円であった（法務省矯正局の資料による。）。

他方、受刑者には、従事した作業に応じ、作業報奨金が原則として釈放時に支給される。作業報奨金に充てられる金額（予算額）は、令和2年度には、一人1か月当たり平均で4,320円であった（法務省矯正局の資料による。）。また、同年の出所受刑者が出所時に支給された作業報奨金の金額を見ると、5万円を超える者が36.5%、1万円以下の者が16.8%であった（矯正統計年報による。）。

（3）職業訓練

刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、**職業訓練**を実施している。職業訓練には、総合訓練、集合訓練及び自庁訓練の三つの方法がある。総合訓練は全国の刑事施設から、集合訓練は主に各矯正管区単位で、自庁訓練は刑事施設ごとに、それぞれ適格者を選定して実施している。男性受刑者に対する総合訓練は、同施設として指定された7庁（山形、福井、山口及び松山の各刑務所並びに函館、川越及び佐賀の各少年刑務所）で実施している。女性受刑者に対する職業訓練は、各女性施設で実施している一部の職業訓練種目について、他の女性施設からも希望者を募集して実施している。

刑事施設では、令和2年度には、ビジネススキル科、溶接科、フォークリフト運転科、情報処理技術科等のほか、同年度に新たに開講された介護コース、建築・土木コース、農業コース、建築CAD科、食の総合知識科及びWebスキル科を合わせ合計53種目の職業訓練が実施され、1万1,288人がこれを修了し、溶接技能者、ボイラー技士、情報処理技術者等の資格又は免許を取得した者は、総数で6,216人であった（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設では、出所後の就労先への定着を図り、再犯防止につなげていくことを目的として、在所中に内定を受けた者等を対象に、内定を受けた事業所等において一定期間就労を体験させる職場体験制度が職業訓練の一環として位置付けられた上で実施されている。令和2年度に職場体験を経験した受刑者数は、2人であった（法務省矯正局の資料による。）。

3 矯正指導

改善指導、教科指導並びに刑執行開始時及び釈放前の指導の四つを総称して**矯正指導**という。

（1）刑執行開始時の指導

受刑者には、入所直後、原則として2週間の期間で、受刑等の意義や心構え、矯正処遇を受ける上で前提となる事項（処遇制度、作業上の留意事項、改善指導等の趣旨・概要等）、刑事施設における生活上の心得、起居動作の方法等について指導が行われる。

（2）改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもので、一般改善指導及び特別改善指導がある。

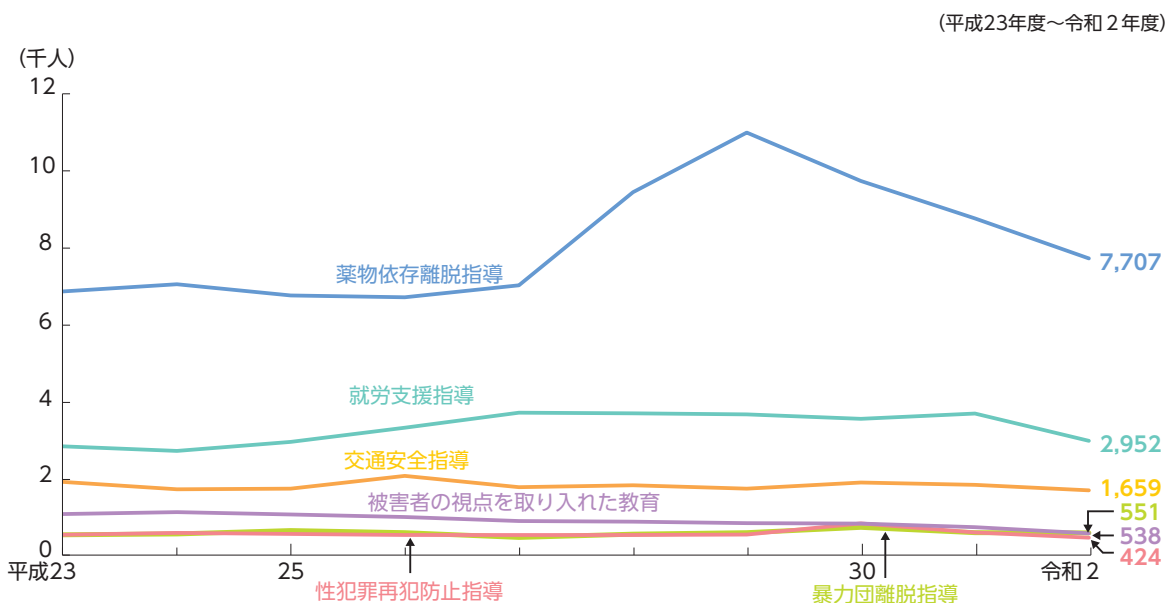
一般改善指導は、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、①被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせること、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行う。また、高齢又は障害を有する受刑者のうち、福祉的支援を必要とする者又は受講させることにより改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者を対

象に、比較的早期の段階から、出所後の円滑な社会生活を見据えた指導を実施することを目的とした「社会復帰支援指導プログラム」が策定され、これまで全国的に展開されてきたところ、令和3年には同プログラムに特別調整、地域生活定着支援センター（本節5項参照）、更生緊急保護等に関する指導内容が新たに設けられた。

特別改善指導は、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う。現在、①「**薬物依存離脱指導**」（薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせるなど。令和2年度の実施指定施設数は74庁。）、②「**暴力団離脱指導**」（警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るなど。同35庁。）、③「**性犯罪再犯防止指導**」（性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯に至らないための具体的な方法を習得させるなど。性犯罪者調査、各種プログラムの実施、メンテナンスの順に行われる。同21庁。）、④「**被害者の視点を取り入れた教育**」（罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなど。同75庁。）、⑤「**交通安全指導**」（運転者の責任と義務を自覚させ、罪の重さを認識させるなど。同54庁。）及び⑥「**就労支援指導**」（就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させるなど。同65庁。）の6類型の特別改善指導を実施している。薬物依存離脱指導については、標準プログラムを複線化した必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があると認められる者全員に対して実施するもの（同年度の受講開始人員は4,524人）、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの（同1,223人）、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの（同1,552人））を受刑者個々の問題性やリスク、刑期の長さ等に応じ、組み合わせて実施している。

特別改善指導の受講開始人員の推移（最近10年間）は、**2-4-3-3図**のとおりである。

2-4-3-3図 特別改善指導の受講開始人員の推移



注 1 法務省矯正局の資料による。
2 受講開始人員は、延べ人員である。

(3) 教科指導

教科指導とは、学校教育の内容に準ずる指導である。社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う教科指導（補習教科指導）のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導（特別教科指導）を行っている。

法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験を実施し、また、指定された4庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。令和2年度の受験者数は309人であり、合格者数は、高卒認定試験合格者が136人、一部科目合格者が160人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

松本少年刑務所内には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入させ、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。また、盛岡少年刑務所及び松本少年刑務所では、近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施し、そのうち松本少年刑務所は、全国の刑事施設から希望者を募集し、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与される。

(4) 釈放前の指導

受刑者には、釈放前に、原則として2週間の期間で、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与や指導が行われる。

4 就労支援

法務省は、受刑者等の出所時の就労の確保に向けて、刑事施設及び少年院に就労支援スタッフを配置するとともに、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うものであるが、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している（保護観察所における就労支援については、本編第5章第3節2項（4）参照）。

また、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。

さらに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、全国8か所の全ての矯正管区に設置されている**矯正就労支援情報センター**（通称「コレワーク」）が、受刑者等の居住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。また、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主等を刑務所出所者等雇用支援アドバイザーとして招へいし、刑務所出所者等の雇用前後における事業主の不安や疑問等の相談に応じられる体制を整備するとともに、同アドバイザーによる事業主への相談会を実施（令和2年度は26回実施し、延べ113人参加）したほか、事業主等に対する就労支援セミナーを開催（同年度は12回開催し、延べ140人参加）した。

このほか、日本財団及び関西の企業7社が発足させた日本財団職親プロジェクトは、少年院出所者や刑務所出所者に就労先・住まいを提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯者率の低下の実現を目指しており、令和3年5月末現在で、176社が参加している（日本財団の資料による。）。

5 福祉的支援

法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、矯正施設と保護観察所において**特別調整**を実施している（概要については、本編第5章第2節2項参照）。この取組では、福祉関係機関等との効果的な連携が求められるところ、その中心となるのは、厚生労働省の地域生活定着促進事業により整備が進められ、各都道府県が設置した**地域生活定着支援センター**であり、この取組によって司法と福祉との多機関連携による支援が行われている。

刑事施設においては、特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする者に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する非常勤職員を配置しているほか、**福祉専門官**（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している。令和3年度の社会福祉士の配置施設数は刑事施設68庁、精神保健福祉士の配置施設数は刑事施設8庁、福祉専門官の配置施設数は刑事施設58庁である。また、認知能力や身体機能の低下した高齢受刑者等に対し、専門的な知識・経験を有する者が介助を行うため、介護福祉士及び介護専門スタッフ（介護職員実務者研修又は介護職員初任者研修の修了者等）を配置している。同年度の配置施設数は、介護福祉士が8庁、介護専門スタッフが41庁であった（法務省矯正局の資料による。）。

さらに、女性の受刑者を収容する刑事施設における医療・福祉等の問題に対処するため、これらの施設が所在する地域の医療・福祉等の各種団体の協力を得て、「女子施設地域連携事業」を行っている（第4編第7章第2節2項（1）イ参照）。

6 受刑者の釈放等に関する情報の提供

法務省は、警察において、犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として、次のとおり、警察庁に対し、重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報を提供している。

平成17年6月から、刑事施設等の長は、警察庁に対し、13歳未満の者に対する強制わいせつ、強制性交等（強姦）、わいせつ目的略取誘拐、強盗・強制性交等（強盗強姦）等に係る受刑者について、釈放予定日のおおむね1か月前に、釈放予定日、入所日、帰住予定地等の情報を提供している。令和3年5月31日までに情報提供した対象者数は、2,298人であった（法務省矯正局の資料による。）。

これに加え、平成17年9月から、法務省は、警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結び付きやすいと考えられる侵入窃盗、薬物犯罪等に係る受刑者について、毎月、釈放（予定）日、入所日、出所事由等の情報を提供している。令和3年5月31日までに情報提供した対象者数は、延べ約37万7,000人であった（法務省矯正局の資料による。）。

第4節 刑事施設の運営等

1 刑事施設視察委員会

刑事施設には、法務大臣が任命する10人以内の外部の委員で構成され、刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べる刑事施設視察委員会が刑事施設（本所）ごとに置かれている。令和2年度の活動状況は、会議の開催428回、刑事施設の視察152回、被収容者との面接334件であり、委員会が刑事施設の長に対して提出した意見は483件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 給養・医療・衛生等

被収容者には、食事及び飲料（湯茶等）が支給される。令和3年度の成人の受刑者一人当たりの一日の食費（予算額）は536.07円（主食費104.40円、副食費431.67円）である。高齢者、妊産婦、体力の消耗が激しい作業に従事している者や、宗教上の理由等から通常の食事を摂取できない者等に対しては、食事の内容や支給量について配慮している。また、被収容者には、日常生活に必要な衣類、寝具、日用品等も貸与又は支給されるが、日用品等について自弁のものを使用することも認めている。なお、同年度の刑事施設の被収容者一人一日当たりの収容に直接に必要な費用（予算額）は、2,208円である（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設には、医師その他の医療専門職員が配置されて医療及び衛生関係業務に従事している。さらに、専門的に医療を行う刑事施設として、医療専門施設4庁（東日本成人矯正医療センター並びに岡崎、大阪及び北九州の各医療刑務所）を設置しているほか、医療重点施設9庁（札幌、宮城、府中、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各刑務所並びに東京拘置所）を指定し、これら13庁には、医療機器や医療専門職員を集中的に配置している。

矯正医官の人員は、令和3年4月1日現在で299人（前年比7人増）であり、定員の約9割にとどまっている（法務省矯正局の資料による。）。

コラム1 刑事施設における新型コロナウイルス感染症への対策

我が国においては、令和2年1月15日に国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認された。同年3月下旬から、国内における新規感染者数が急増し、政府は、同年4月7日、7都府県を対象とした新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出した（同月16日には緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大した。）。その後、新型コロナウイルスの陽性者数は増減を繰り返し、政府は、3年1月7日に2回目の、同年4月23日に3回目の緊急事態宣言を発出した。

法務省矯正局及び全国の刑事施設においては、1回目の緊急事態宣言の発出の前から、新型コロナウイルスの感染防止に向けた取組を進めてきたが、令和2年4月5日、刑事施設の職員として初めて、大阪拘置所の刑務官の新型コロナウイルス感染が確認され、同月11日には、被収容者で初めての感染が東京拘置所で確認された。それ以降、3年3月末までに確認された刑事施設における新型コロナウイルス感染者数は、職員127人及び被収容者289人に上った。

法務省は、令和2年4月6日、「法務省危機管理専門家会議」を開催し、職員に感染が確認された大阪拘置所の状況及び感染拡大防止策並びに矯正施設全体における新型コロナウイルス感染症対策について議論した。同月13日には、同専門家会議の下に「矯正施設感染防止タスクフォース」を開催し、逃走防止の観点から窓や扉を開放することが困難であること、いわゆる三つの密（密閉・密集・密接）が重なりやすいこと、これらのことから施設内で感染症が発生した場合の感染拡大のリスクが大きいことなどの矯正施設の特性を踏まえて対応策を検討し、同月27日、「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。ガイドラインは、3年8月末までに、2回（2年6月及び11月）改訂された。このコラムでは、ガイドラインを始め、刑事施設における新型コロナウイルス感染症対策を紹介する。

感染症対策を適切に講じるためには、新型コロナウイルス及び感染症に関する基本的な知識が必要であることから、ガイドラインは、感染のメカニズム、防護に関する基本的な事項等を説明している。これを受けて刑事施設では、各施設におけるマニュアルの作成、職員研

修の実施等により、新型コロナウイルス感染症対策に関する理解の促進を図った。

刑事施設は、ガイドラインに基づき、マスクの着用、手洗い、手指消毒、食事等の場面における対面での会話の回避等の対策を講じた。また、事務室等のほか、受刑者が刑務作業を行う工場等においても、毎時2回以上換気を行い、共有の場所・備品の消毒を徹底した。さらに、在宅勤務・テレワークの活用により、出勤職員数を抑制する措置をとった。

以上のような対策に加えて、被収容者の処遇についても様々な措置を講じた。令和2年4月16日から、特定警戒都道府県（特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとして政府に位置付けられた都道府県）に所在する刑事施設では、刑務作業（炊事等の施設運営上最低限必要な作業及び医療衛生資材を生産する作業を除く。）、矯正指導等の実施も、当面の間、見合わせるものとされた。しかし、刑務作業、矯正指導等の重要性に鑑み、少人数化、十分な換気、人と人との距離の確保等の感染症対策を講じることで、刑務作業、矯正指導等を再開・継続する取組も行われた。また、外来者からの感染を防止するため、外来者の健康状態の確認、マスク着用、手指消毒の協力要請等も行われた。

職員・被収容者が感染し、又は感染の疑いが生じた場合に行うべき対応は多岐にわたり、感染拡大を防ぐためには、様々な対応を迅速に行う必要がある。一般社会においては、保健所により濃厚接触者と判断された場合、感染者と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い、不要不急の外出を控えることが要請されているが、刑事施設においては、感染拡大のリスクが大きいことなどの矯正施設の特殊性を踏まえて、保健所が判断した濃厚接触者だけではなく、濃厚接触者の定義には該当しなくとも感染者と一定程度の接触があった者や感染者が汚染した可能性がある部屋や備品を利用した者についても、健康観察の対象とし、職員の場合には自宅待機を、被収容者の場合には他の被収容者からの分離を行った。感染の疑いがある者が発生した場合には、新型コロナウイルス感染が確定する前の段階から、その者との接触者の調査を開始し、感染の疑いがある者に実施するウイルス検査で陰性が確定するまでの間は、健康観察及び自宅待機又は分離の対象とした。

以上、刑事施設における新型コロナウイルス感染症対策について概観したが、刑事施設が一般社会における感染症対策に貢献する取組を行ったことも紹介する。一部の刑事施設では、令和2年1月に民間企業からの依頼を受けたことをきっかけに、布マスクの製作を開始した。また、関係省庁からの要請に応じ、全国42庁（刑務支所を含む。）において、同年5月から10月末までの間に、医療現場で不足していた医療用ガウン（アイソレーションガウン）約120万着を製作した。当時の医療現場での深刻な物資不足に早急に対応するため、医療用ガウンの製作作業は、同年4月16日から当面の間、刑務作業の実施を原則として見合わせていた状況下においても、例外的に実施された。製作された医療用ガウンは、地方公共団体や民間企業に納品され、医療現場等において活用された。法務省矯正局の担当者は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、家族や社会に何もできないもどかしさを感じていた受刑者が、医療用ガウンの製作作業を通じて社会に貢献できることにやりがいを感じ、懸命に作業に取り組んでくれたと振り返っている。



刑務所における医療用ガウン製作の様子
【写真提供：法務省矯正局】

3 民間協力

(1) 篤志面接

刑事施設では、必要があるときは、**篤志面接委員**に、被收容者と面接し、専門的知識や経験に基づいて助言指導を行うことを依頼している。その助言指導の内容は、被收容者の精神的な悩みや、家庭、職業及び将来の生活に関するものから、趣味・教養に関するものまで様々である。令和2年末現在、篤志面接委員は、978人であり、その内訳は、教育・文芸関係者318人、更生保護関係者102人、法曹関係者79人、宗教・商工・社会福祉関係者248人、その他231人である。同年の篤志面接の実施回数は、8,235回（前年比32.9%減）であり、その内訳は、趣味・教養の指導3,779回（同36.1%減）、家庭・法律・職業・宗教・保護に関する相談1,550回（同30.0%減）、悩み事相談1,023回（同30.2%減）、その他1,883回（同29.7%減）であった（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 宗教上の儀式行事・教誨

刑事施設では、**教誨師**（民間の篤志の宗教家）に宗教上の儀式行事や教誨（読経や説話等による精神的救済）の実施を依頼し、被收容者がその希望に基づいてその儀式行事に参加し、教誨を受けられるように努めている。令和2年末現在、教誨師数は、1,613人であり、同年の宗教上の儀式行事・教誨の実施回数は、集団に対して6,520回（前年比30.0%減）、個人に対して5,559回（同11.6%減）であった（法務省矯正局の資料による。）。

4 規律・秩序の維持

被收容者の収容を確保し、刑事施設内における安全で平穏な生活と適切な処遇環境を維持するためには、刑事施設の規律・秩序が適正に維持されなければならない。そのために、刑事施設では、被收容者が遵守すべき事項を定めており、被收容者がこれを遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わないときは、懲罰を科することがある。令和2年に懲罰を科せられた被收容者は、延べ3万1,834人であり、懲罰理由別に見ると、怠役（正当な理由なく作業を怠ること。34.6%）が最も高い比率を占め、次いで、抗命（5.5%）、物品不正授受（4.4%）及び被收容者に暴行（4.3%）の順となっている（矯正統計年報による。）。

令和2年に刑事施設で発生した逃走、殺傷等の事故の発生状況は、**2-4-4-1表**のとおりである。

2-4-4-1表 刑事施設における事故発生状況

(令和2年)

総数	逃走		自殺	被收容者殺傷	作業上死亡	事故死	火災	その他
	件数	人員						
15 (12)	-	-	12 (12)	3 (-)	-	-	-	-

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 「逃走」については、事故発生件数及び人員であり、「逃走」以外については、事故発生件数である。また、()内は、死亡人員である。

3 「被收容者殺傷」の傷害は、全治1か月以上のものである。

5 不服申立制度

刑事施設の処置に対する被收容者の不服申立制度としては、一般的な制度として、民事・行政訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等がある。また、被收容者は、刑事収容施設法に基づき、刑事施設の長による一定の措置（信書の発受の差止めや懲罰等の処分等）については、その取消し等を求める審査の申請・再審査の申請を、刑事施設の職員による一定の事実行為（被收容者の身体に対する違法な

有形力の行使等)については、その事実の確認を求める事実の申告をすることができる(いずれも、まず、矯正管区の長に対して申請・申告を行い、その判断に不服があるときは、法務大臣に対して、申請(再審査の申請)・申告を行うことができる。)ほか、自己が受けた処遇全般について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができる。被収容者の不服申立件数の推移(最近5年間)は、**2-4-4-2表**のとおりである。

2-4-4-2表 被収容者の不服申立件数の推移

(平成28年～令和2年)

年次	審査の申請	再審査の申請	事実の申告		法務大臣に対する苦情の申出	訴訟	告訴・告発	その他
			管区長	大臣				
28年	3,053	1,189	1,091	490	2,758	279	566	1,188
29	3,348	1,128	1,282	312	2,381	326	484	1,182
30	4,063	1,292	973	342	3,872	164	477	1,023
元	5,424	2,232	1,017	476	4,922	199	477	1,070
2	5,591	2,489	1,415	504	4,560	170	685	990

- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「告訴・告発」の件数は、被収容者が捜査機関宛てに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。
 3 「その他」は、人権侵犯申告、付審判請求等であり、監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は含まない。

第5節 未決拘禁者等の処遇

未決拘禁者の処遇は、逃走及び罪証隠滅を防止するとともに、被疑者又は被告人としての防御権を尊重しつつ、適正な収容を確保するよう配慮しながら行っている。昼夜、居室内で処遇を行うのが原則であり、居室は、できる限り単独室としている。

未決拘禁者は、受刑者と異なり、衣類・寝具は自弁のものを使用するのが一般的であり、飲食物・日用品も、規律・秩序の維持その他管理運営上の支障を及ぼすおそれがない限り、広範囲に自弁のものゝ摂取・使用が認められている。書籍等(新聞紙及び雑誌を含む。)の閲覧は、懲罰として書籍等の閲覧を停止されている場合のほか、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがなく、かつ、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがない限り許される。面会及び信書の発受は、刑事訴訟法上の制限があるほか、懲罰として面会及び信書の発受の停止をされている場合、被収容者において負担すべき外国語の翻訳・通訳の費用を負担しない場合、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある場合又は刑事施設の規律・秩序の維持上やむを得ない場合にも、制限を受けることがある。また、面会は、弁護人等との場合を除いて、原則として職員が立ち会い、信書の内容については検査が行われる。

なお、被勾留者等は、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができる(代替収容)とされており(代替収容)、被勾留者は、起訴前においては留置施設に収容される場合が多い。令和2年度に留置施設に代替収容された者の一日平均収容人員は、7,557人であった(法務省矯正局の資料による)。

死刑の判決が確定した者は、その執行に至るまで他の被収容者と分離して刑事施設に拘置される。死刑確定者の処遇においては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話等を実施している。令和2年末現在、死刑確定者の収容人員は、109人であった(矯正統計年報による)。

第6節 官民協働による刑事施設等の整備・運営

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、刑事施設の整備・運営にPFI（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建築，維持管理，運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）の活用が図られ，現在，美祢社会復帰促進センター（収容定員1,300人，うち女性800人），喜連川社会復帰促進センター（収容定員2,000人），播磨社会復帰促進センター（同1,000人），島根あさひ社会復帰促進センター（同2,000人）がPFI手法により運営されている。

これらの社会復帰促進センターにおいては，民間のノウハウとアイデアを活用した各種の特色あるプログラムに基づく職業訓練や改善指導を実施している。

このほか，競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき，黒羽刑務所，静岡刑務所，笠松刑務所，大阪拘置所，加古川刑務所及び高知刑務所では，刑事施設の運営業務の一部の民間委託を行っており，令和3年度末にPFI手法による事業期間が終了する喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターについて，4年度から運営業務の一部の民間委託が行われる。

これらに加えて，矯正研修所，東日本成人矯正医療センター，東日本少年矯正医療・教育センター，東京西少年鑑別所等が集約されている国際法務総合センターでは，それらの維持管理及び運営業務の一部について，PFI手法を活用した民間委託を行っている。

第1節 概説

1 更生保護における処遇

保護観察付全部・一部執行猶予者は、執行猶予の期間中、保護観察に付される。また、受刑者は、地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に仮釈放が許されることがあるが、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。保護観察付一部執行猶予者が仮釈放された場合は、仮釈放期間中の保護観察が終了した後、執行猶予期間中の保護観察が開始される。保護観察に付された者は、保護観察所の保護観察官及び民間のボランティアである保護司の指導監督・補導援護を受ける。

犯罪をした者及び非行のある少年に対する更生保護における処遇は、更生保護法に基づいて行われている。なお、令和3年5月の少年法の一部改正に伴い、更生保護法の一部改正が行われた（詳細については、本編第1章1項（1）及び第3編第2章第1節4項参照）。

2 更生保護の機関

更生保護の機関には、法務省に置かれている**中央更生保護審査会**（委員長と委員4人で組織する合議制の機関）、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている**地方更生保護委員会**（3人以上15人以内の委員で組織する合議制の機関）及び地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている**保護観察所**がある。中央更生保護審査会は、法務大臣への個別恩赦の申出等の権限を有し、地方更生保護委員会は、矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院の許否を決定するなどの権限を有している。保護観察所は、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、犯罪予防活動の促進等の業務を行っている。

第2節 仮釈放等と生活環境の調整

1 仮釈放等

仮釈放は、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするものであり、その審理は地方更生保護委員会が行う。

仮釈放は、懲役又は禁錮の受刑者について、有期刑については刑期の3分の1、無期刑については10年の法定期間を経過した後、許すことができる。仮釈放を許すかどうかについては、①悔悟の情及び改善更生の意欲があるかどうか、②再び犯罪をするおそれがないかどうか、③保護観察に付することが改善更生のために相当であるかどうかを順に判断し、それらの基準を満たした者について、④社会の感情が仮釈放を許すことを是認するかどうかを最終的に確認して判断される。

また、地方更生保護委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、仮退院を許す。

地方更生保護委員会において、被害者等から申出があったときは、仮釈放等審理において、その意見等を聴取している（第6編第2章第1節5項参照）。

(1) 仮釈放審理等

仮釈放審理を開始した人員（平成28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）は、20年から減少傾向にあり、令和2年は1万1,995人（前年比8.3%減）であった。このうち一部執行猶予者の人員は1,226人（同4.7%減）であった（CD-ROM資料2-7参照）。

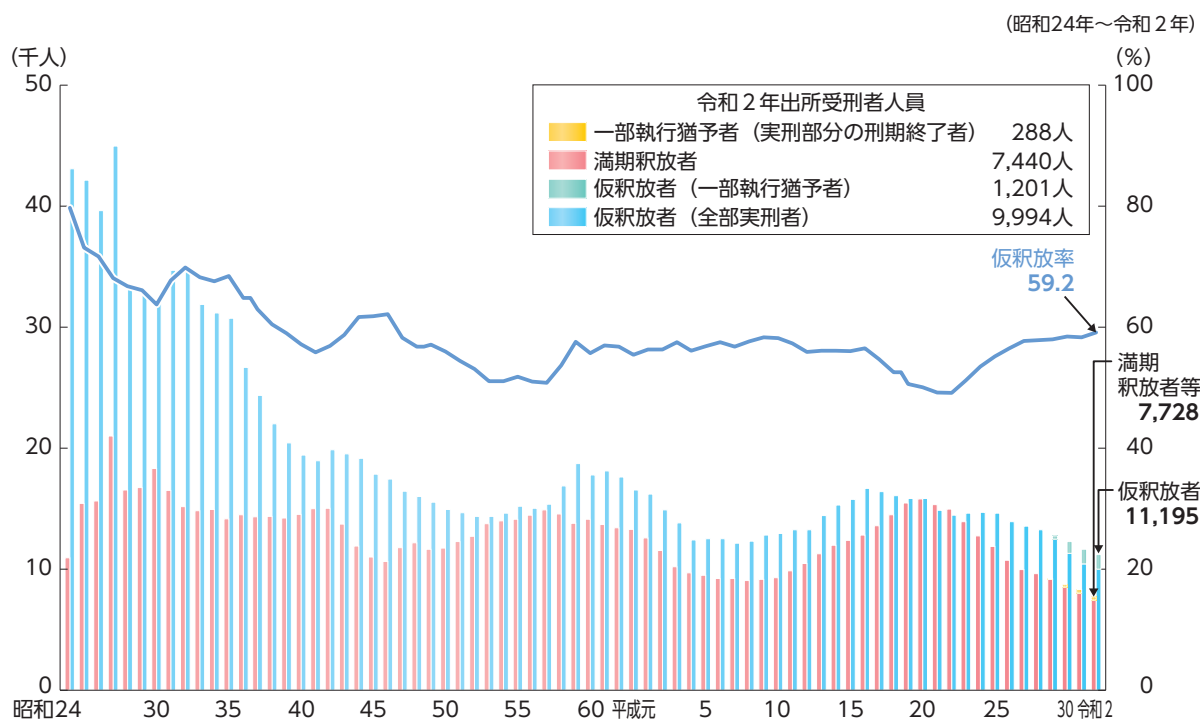
令和2年に、仮釈放が許可された人員と許可されなかった人員（仮釈放の申出が取り下げられた者を除く。）の合計に占める後者の比率は、3.6%（前年比0.1pt上昇）であったところ、このうち一部執行猶予者について見ると、0.3%であった（CD-ROM資料2-7参照）。

少年院からの仮退院を許可された人員は、平成15年以降減少傾向にあり、令和2年は1,712人（前年比15.2%減）であった（CD-ROM資料2-7参照）。

(2) 仮釈放者の人員

出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率の推移（昭和24年以降）は、2-5-2-1図のとおりである。仮釈放率は、平成17年から6年連続で低下していたが、23年に上昇に転じて再び50%を超え、令和2年は59.2%（前年比0.8pt上昇）であった。これを男女別に見ると、男性が57.5%（同0.5pt上昇）、女性が74.0%（同2.7pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

2-5-2-1図 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。
 2 「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」及び「仮釈放者（一部執行猶予者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 3 女性の満期釈放者等及び仮釈放者の人員の推移等については、CD-ROM参照。

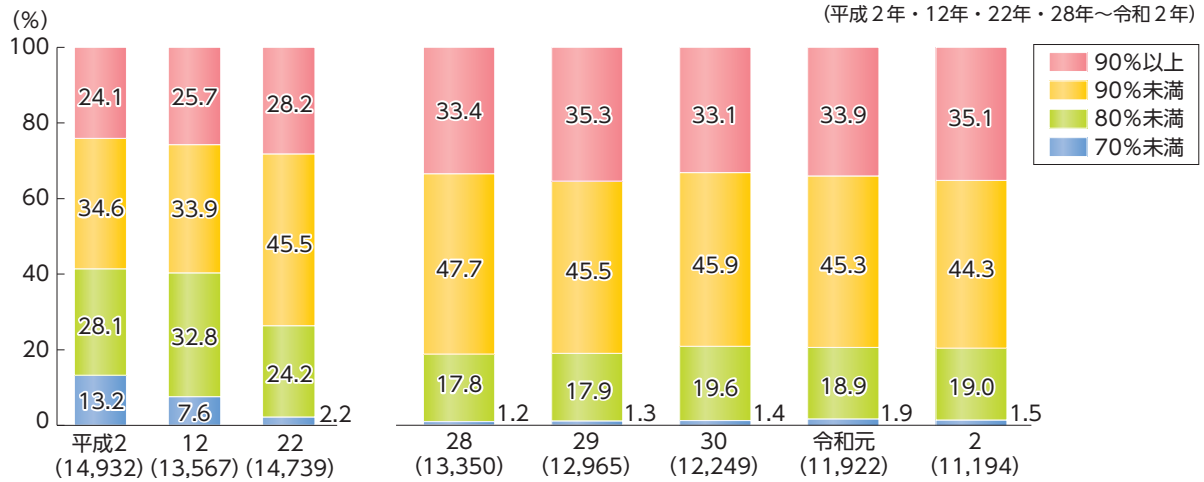
(3) 刑の執行率

2-5-2-2図は、定期刑受刑者の仮釈放許可人員について、**刑の執行率**（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率）の区分別構成比の推移（平成2年・12年・22年・28年～令和2年）を見るとともに、同年の同人員の刑の執行率を刑期別に見たものである。

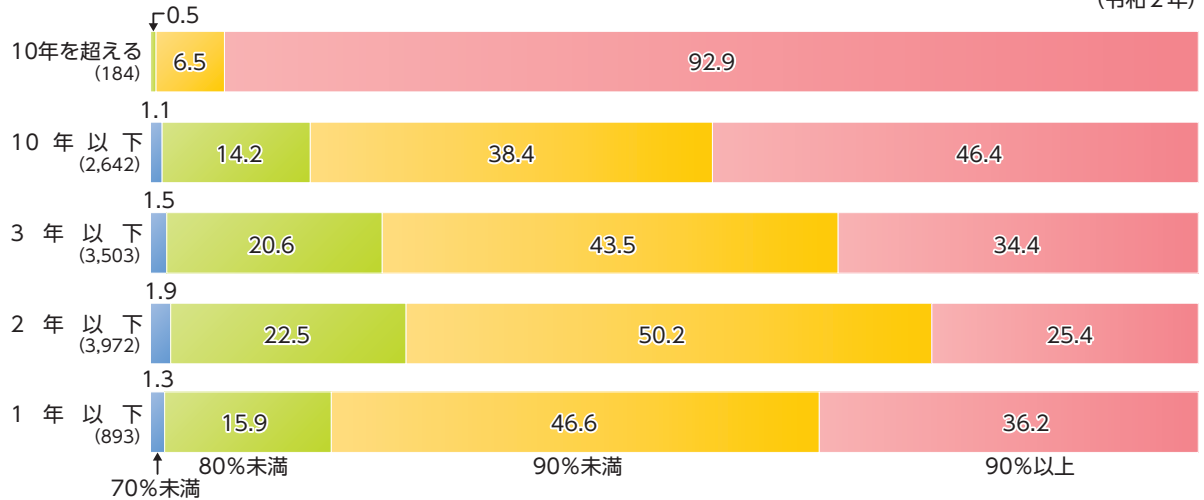
2-5-2-2図

定期刑の仮釈放許可人員の刑の執行率の区別構成比の推移等

① 総数



② 刑期別



注 1 保護統計年報による。

2 定期刑の仮釈放許可人員のうち、一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放許可人員は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

3 一部執行猶予の場合、実刑部分の刑期に基づく。

4 () 内は、実人員である。

(4) 無期刑受刑者の仮釈放

2-5-2-3表は、無期刑の仮釈放許可人員の推移（最近10年間）を刑の執行期間別に見たものである。

2-5-2-3表

無期刑仮釈放許可人員の推移（刑の執行期間別）

(平成23年～令和2年)

刑の執行期間	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
総数	6	4	8	4	11	6	9	10	15	9
20年以内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25年以内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30年以内	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
35年以内	5	4	8	2	11	5	7	10	9	3
35年を超える	1	-	-	1	-	1	2	-	6	6

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放を許された者を除く。

2 生活環境の調整

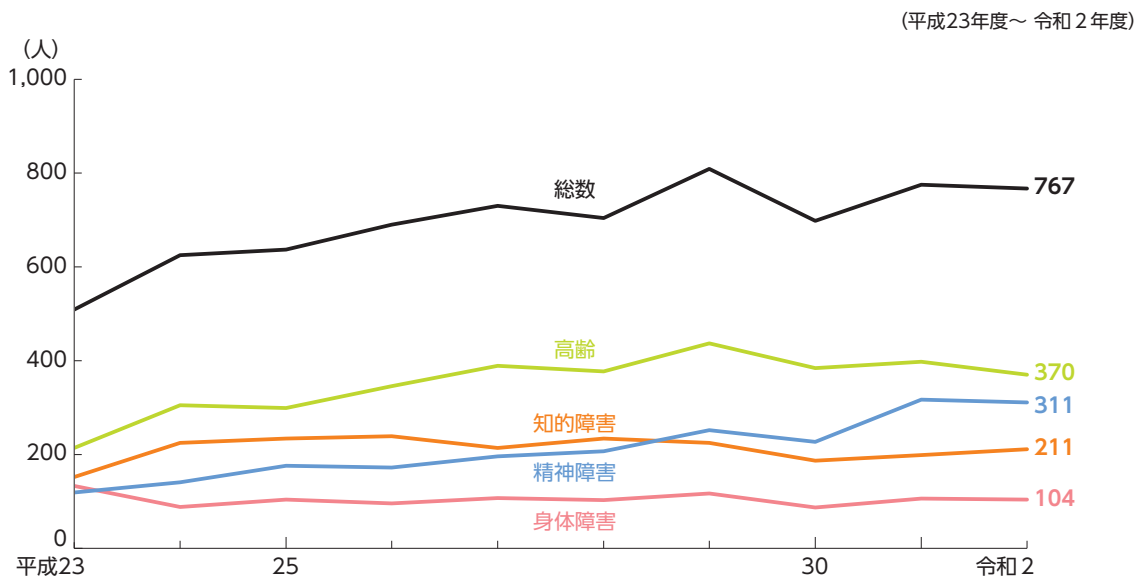
受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所では、刑事施設から受刑者の身上調査書の送付を受けるなどした後、保護観察官又は保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を確認、住居、就労先等の生活環境を整えて改善更生に適した環境作りを働き掛ける**生活環境の調整**を実施している。この結果は、仮釈放審理における資料となるほか、受刑者の社会復帰の基礎となる。

刑の一部執行猶予制度の導入に伴う更生保護法の一部改正により、平成28年6月から、保護観察所が行う生活環境の調整について、地方更生保護委員会が指導・助言・連絡調整を行うこと、受刑者に対する調査を行うことが可能となり、調整機能の充実化が図られた。また、保護観察付一部執行猶予者について、猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から猶予期間中の保護観察へ円滑に移行できるよう、地方更生保護委員会が、生活環境の調整の結果を踏まえて審理し（**住居特定審理**）、その者が居住すべき住居を釈放前に特定することができるようになった。令和2年に住居特定審理を経て住居が特定された者は217人（前年比24人減）であった（保護統計年報による。）。

令和2年に生活環境の調整を開始した受刑者の人員は、3万1,340人（前年比4.7%減）であり、このうち保護観察付一部執行猶予者の人員は2,861人であった（保護統計年報による。）。

高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**（本編第4章第3節5項参照）を実施している。具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する**地域生活定着支援センター**（厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置）に依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。特別調整の終結人員（少年を含む。）の推移（統計の存在する平成23年度以降）は、**2-5-2-4図**のとおりである。特別調整の終結人員は、24年度から増加傾向にあり、令和2年度は767人であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-2-4図 特別調整の終結人員の推移



- 注 1 法務省保護局の資料による。
2 本図は、統計の存在する平成23年度以降の数値で作成した。
3 終結人員は、少年を含む。
4 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
5 内訳は重複計上による。

第3節 保護観察

保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する（事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある。）。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなどの**指導監督**を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の**補導援護**を行う。

保護観察対象者は、家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（**保護観察処分少年**）、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**少年院仮退院者**）、仮釈放を許されて保護観察に付されている者（**仮釈放者**）、刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（**保護観察付全部執行猶予者**及び**保護観察付一部執行猶予者**）及び婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**婦人補導院仮退院者**）の5種類である。

保護観察対象者は、保護観察期間中、**遵守事項**を遵守しなければならないが、これに違反した場合には、仮釈放の取消し等のいわゆる不良措置が執られることがある。遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして法律で規定されている**一般遵守事項**と、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**とがあり、特別遵守事項は、主として次の五つの類型、すなわち、①犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしないこと、②健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行又は継続すること、③指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること、④特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること（本節2項（2）ウ参照）、⑤社会貢献活動を一定の時間行うこと（本節2項（5）参照）の中から、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内で具体的に定められる。また、保護観察対象者には、遵守事項のほか、改善更生に資する生活又は行動の指針となる**生活行動指針**が定められることがあり、遵守事項と共に、指導の基準とされる。

1 保護観察対象者の人員等

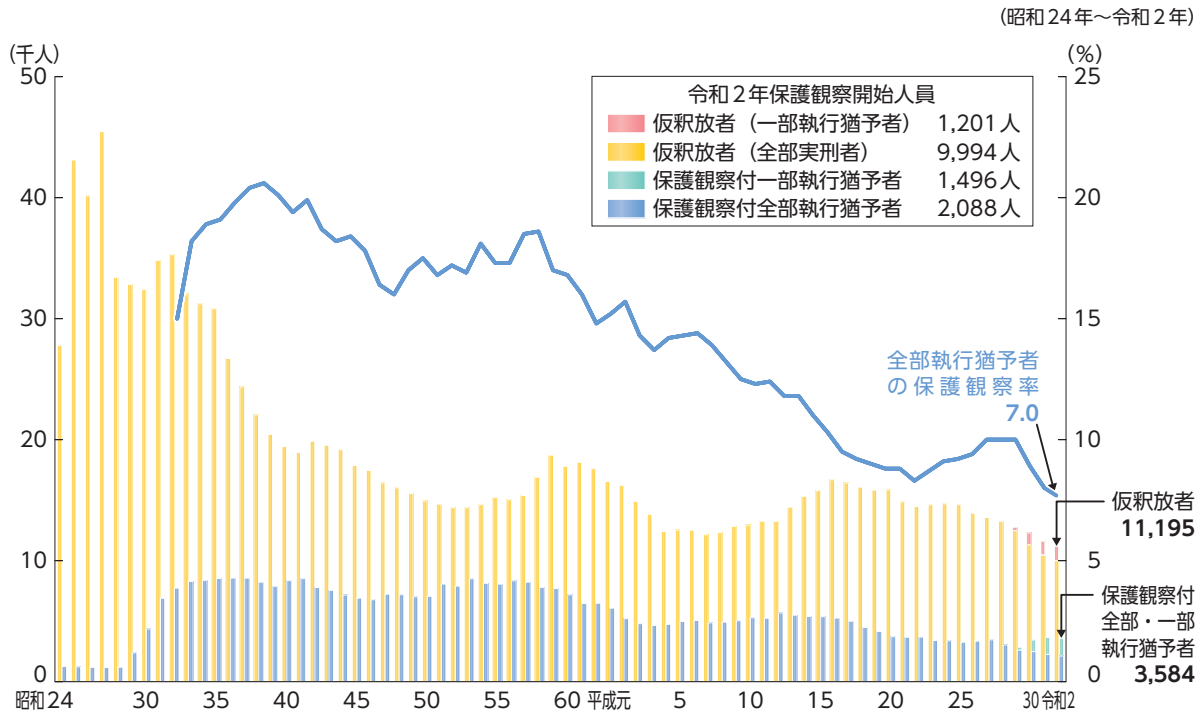
（1）保護観察開始人員の推移

2-5-3-1図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員の推移（昭和24年以降）並びに**全部執行猶予者の保護観察率**の推移（32年以降）を見たものである。なお、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者及び保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、事件単位の延べ人員である（特に断らない限り、以下この項において同じ。）。

令和2年の保護観察開始人員については、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者は前年より減少した（前年比4.3%減、同7.1%減）が、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者は前年より増加した（同0.3%増、同5.4%増）。全部執行猶予者の保護観察率は、平成20年までの低下傾向が、21年に上昇に転じた後、25年以降10.0%が続いていたが、28年以降低下し、令和2年は7.0%と前年より0.2pt低下した（一部執行猶予者の保護観察率についてはCD-ROM資料2-8参照）。

なお、令和2年には、婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付された者はいなかった（CD-ROM資料2-8参照）。

2-5-3-1図 保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移



注 1 法務統計年報、保護統計年報及び検察統計年報による。
 2 「全部執行猶予者の保護観察率」については、検察統計年報に全部執行猶予者の保護観察の有無が掲載されるようになった昭和32年以降の数値を示した。
 3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

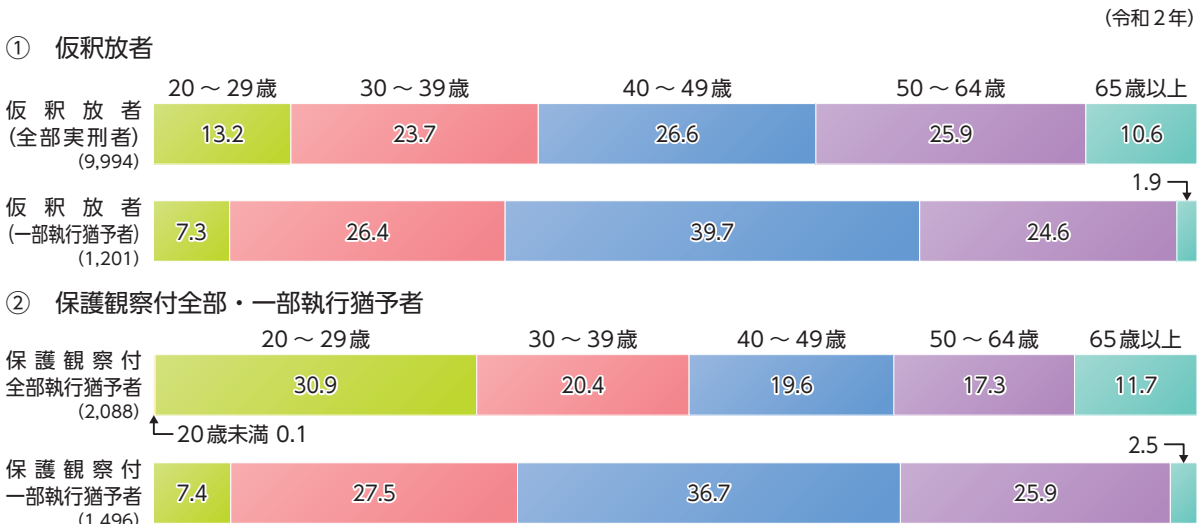
令和2年末の保護観察対象者の人員は、仮釈放者（全部実刑者）が3,929人（前年末比4.8%減）、仮釈放者（一部執行猶予者）が320人（同11.6%減）、保護観察付全部執行猶予者が7,411人（同7.0%減）、保護観察付一部執行猶予者が2,688人（同25.0%増）であった（保護統計年報による。）。

(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

2-5-3-2図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和2年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見たものである。

2-5-3-2図 保護観察開始人員の年齢層別構成比



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

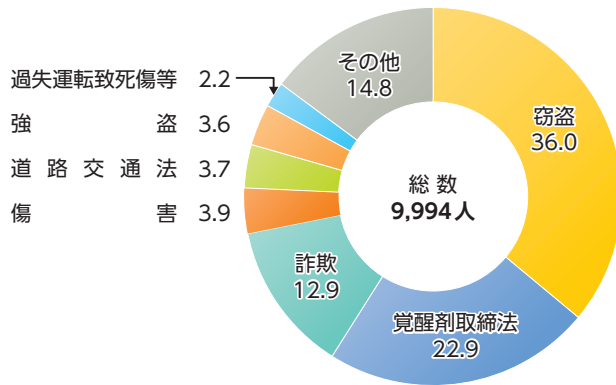
イ 罪名

2-5-3-3図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和2年における保護観察開始人員の罪名別構成比を見たものである。

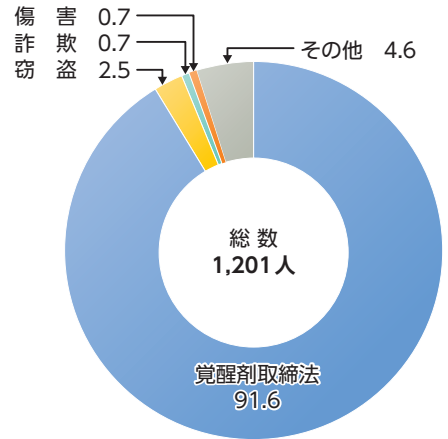
2-5-3-3図 保護観察開始人員の罪名別構成比

(令和2年)

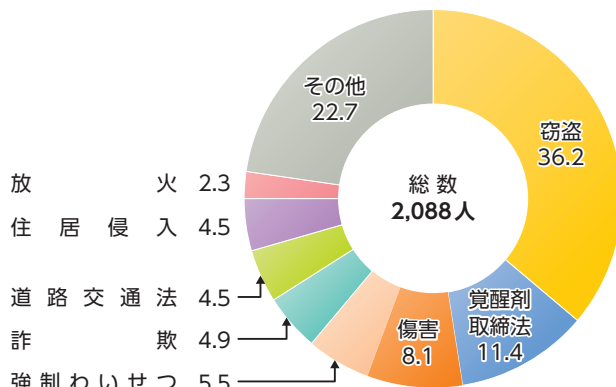
① 仮釈放者
ア 全部実刑者



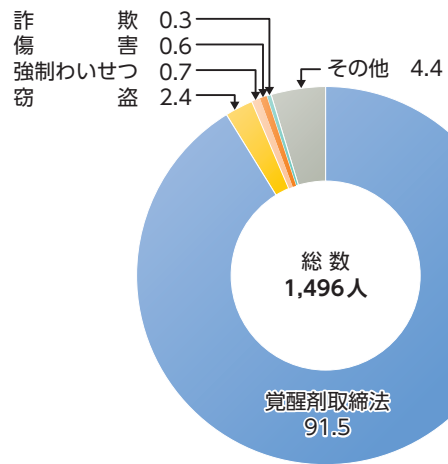
イ 一部執行猶予者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者
ア 全部執行猶予者



イ 一部執行猶予者



注 保護統計年報による。

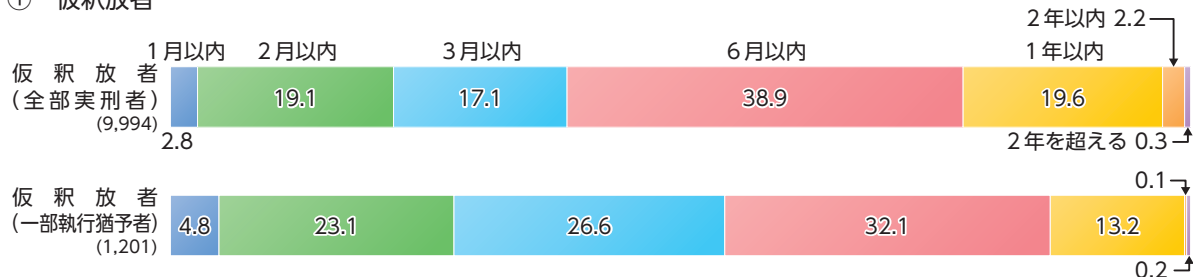
ウ 保護観察期間

2-5-3-4図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和2年における保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見たものである。

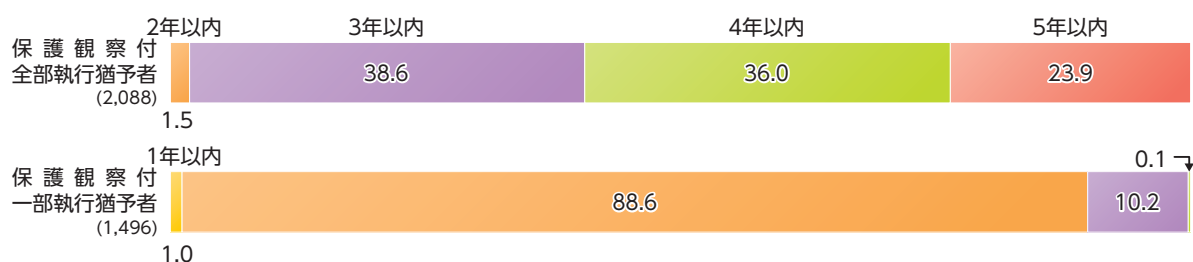
2-5-3-4図 保護観察開始人員の保護観察期間別構成比

(令和2年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報による。
 2 仮釈放者の「2年を超える」は、無期を含む。
 3 ()内は、実人員である。

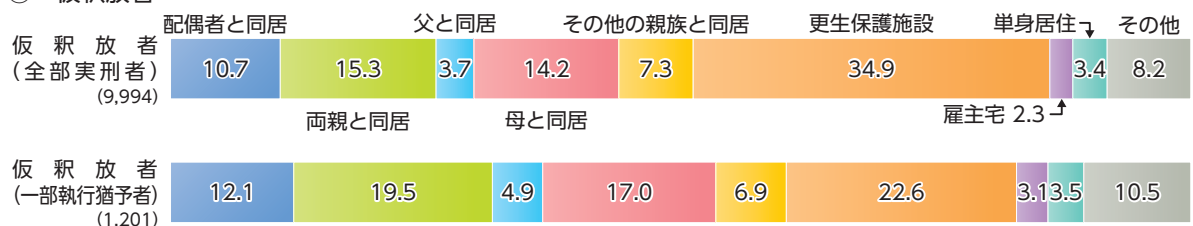
エ 居住状況

2-5-3-5図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和2年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見たものである。

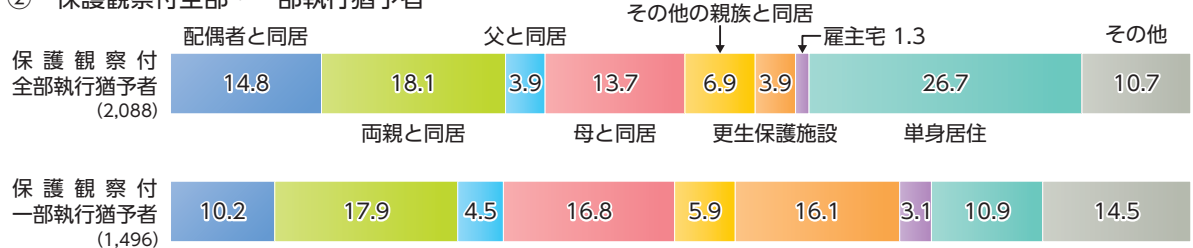
2-5-3-5図 保護観察開始人員の居住状況別構成比

(令和2年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

2 保護観察対象者に対する処遇

保護観察対象者の処遇は、原則として、保護観察官と保護司が協働して実施するほか、定期駐在制度（保護観察官が、市町村や公的機関、各更生保護施設等、あらかじめ定められた場所に、毎週又は毎月等定期的に出張し、保護観察対象者やその家族等関係者との面接等を行うもの）を併せて実施している。

（1）段階別処遇の廃止とアセスメントに基づく保護観察の実施

段階別処遇は、保護観察対象者を、改善更生の進捗や再犯可能性の程度及び補導援護の必要性等に応じて4段階に区分し、各段階に応じて保護観察官の関与の程度や接触頻度等を異にする処遇を実施する制度であったが、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツールである**CFP**（Case Formulation in Probation/Parole）を活用した**アセスメントに基づく保護観察**が令和3年1月から実施されたことに伴い、発展的に解消された。

本アセスメントツールは、平成30年10月から、保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うために試行されていたものであり、家庭、家庭以外の対人関係、就労就学、物質使用、余暇活動、経済状態、犯罪非行歴等、心理・精神状態の8要因ごとに犯罪や非行に結び付く要因又は改善更生を促進する事項を抽出し、それぞれの事項の相互作用、因果関係等について分析して図示することなどにより、犯罪や非行に至る過程等を検討するものである。今般、再犯リスクの程度の評価や処遇方針の決定に資する情報を的確に把握し、保護観察対象者に対する一層効果的な処遇を実施するため、アセスメント機能の強化を図るとともに、理論的・実証的根拠を基盤とするアセスメントに基づく保護観察の実施を徹底することを目的として、全面実施された。アセスメントに基づく保護観察の実施に当たっては、CFPを活用するなどして再犯又は再非行のリスク等に関するアセスメントを行い、これを踏まえて保護観察対象者を5つの処遇区分のいずれかに編入する。アセスメントの結果、明らかになった介入の対象とすべき要因等について、処遇区分に応じて保護観察官の関与の程度や接触頻度等を異にする処遇を実施している。

(2) 問題性に応じた処遇

ア 類型別処遇

類型別処遇は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇を実施するものである。令和2年末における仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の類型の認定状況は、**2-5-3-6表**のとおりである。なお、3年1月、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、類型に新たに「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」及び「就学」を加え、「暴力団等」及び「薬物」について認定対象を拡大するなどしたほか、全体の構造が体系化された。新たに加えられた類型の同年3月31日現在の認定状況を見ると、ストーカー226人（仮釈放者（全部実刑者）8人、仮釈放者（一部執行猶予者）0人、保護観察付全部執行猶予者216人、保護観察付一部執行猶予者2人）、特殊詐欺504人（同288人、0人、216人、0人）、嗜癖的窃盗421人（同117人、1人、297人、6人）及び就学10人（同2人、0人、8人、0人）であった（法務省保護局の資料による。なお、特殊詐欺類型については第8編第4章第2節参照）。

2-5-3-6表 保護観察対象者の類型認定状況

(令和2年12月31日現在)

区分	類型												
	シンナー等乱用	覚せい剤事犯	問題飲酒	暴力団関係	暴走族	性犯罪等	精神障害等	高齢	無職等	家庭内暴力	児童虐待	配偶者暴力	ギャング等依存
仮釈放者	12 (0.3)	1,364 (32.1)	482 (11.3)	74 (1.7)	1 (0.0)	302 (7.1)	527 (12.4)	496 (11.7)	1,293 (30.4)	43 (1.0)	16 (0.4)	19 (0.4)	522 (12.3)
保護観察付全部・一部執行猶予者													
保護観察付全部執行猶予者	21 (0.3)	971 (13.1)	789 (10.6)	91 (1.2)	1 (0.0)	1,094 (14.8)	1,198 (16.2)	715 (9.6)	1,305 (17.6)	317 (4.3)	105 (1.4)	118 (1.6)	398 (5.4)
保護観察付一部執行猶予者	15 (0.6)	2,372 (88.2)	365 (13.6)	72 (2.7)	-	57 (2.1)	469 (17.4)	64 (2.4)	348 (12.9)	11 (0.4)	2 (0.1)	7 (0.3)	45 (1.7)

- 注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 3 ()内は、令和2年12月31日現在、保護観察中の仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者又は保護観察付一部執行猶予者の各総数（類型が認定されていない者を含む。）のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

イ 特定暴力対象者等に対する処遇

仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、暴力的犯罪を繰り返してきた者で、シンナー等乱用、覚せい剤事犯、問題飲酒、暴力団関係、精神障害等、家庭内暴力のいずれかの類型に認定された者、及び極めて重大な暴力的犯罪をした者等を、処遇上特に注意を要する者として**特定暴力対象者**と認定している（なお、令和3年1月から、類型が児童虐待、配偶者暴力、家庭内暴力、ストーカー、暴力団等、精神障害、薬物、アルコールに変更された。）。特定暴力対象者として認定された者については、保護観察官が積極的に対象者やその家族と面接するなどして、生活状況を的確に把握することに努めるなど、処遇の充実強化が図られている。2年に特定暴力対象者として認定された人員（受理人員）は、仮釈放者（全部実刑者）が199人、仮釈放者（一部執行猶予者）が3人、保護観察付全部執行猶予者が43人、保護観察付一部執行猶予者が5人であった（法務省保護局の資料による。）。

このほか、保護観察所と警察との間において、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察実施上の特別遵守事項及びそれぞれが把握した当該対象者の問題行動等の情報を共有し、再犯を防止するための連携強化を図っている。

ウ 専門的処遇プログラム

ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、指導監督の一環として、その傾向を改善するために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法（自己の思考（認知）のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行う**専門的処遇プログラム**が実施されている。

専門的処遇プログラムとしては、**性犯罪者処遇プログラム**、**薬物再乱用防止プログラム**、**暴力防止プログラム**及び**飲酒運転防止プログラム**の4種があり、その処遇を受けることを特別遵守事項として義務付けて実施している。

性犯罪者処遇プログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものであり、コア・プログラムを中核として、導入プログラム、指導強化プログラム及び家族プログラムを内容とする。このうちコア・プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けている。

薬物再乱用防止プログラムは、依存性薬物（規制薬物等（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律2条1項に規定する規制薬物等）、指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物）及び危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いのある物品）をいう。以下ウにおいて同じ。）の使用を反復する傾向を有する者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、コアプログラムの内容を定着・応用又は実践させるためのステップアッププログラム及び**簡易薬物検出検査**を内容とする。なお、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の規定により保護観察に付された者については、原則として、薬物再乱用防止プログラムを受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めている。

暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。なお、令和元年10月から、児童に対する虐待行為をした者について、暴力防止プログラムの対象者には当たらない場合であっても、その問題性に適合し、かつ改善更生に資する処遇を行うことを目的として、同プログラム（児童虐待防止版）が試行されている。

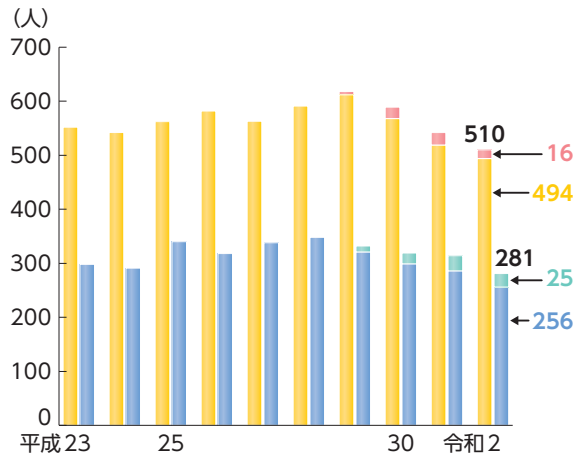
飲酒運転防止プログラムは、飲酒運転を反復する傾向を有する者に対し、アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を認識させ、飲酒運転に結び付く自己の問題性について理解させるとともに、再び飲酒運転をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。

これらの専門的処遇プログラムは、特別遵守事項として義務付けて実施する以外に、必要に応じて生活行動指針として定めるなどして実施することもある。専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近10年間）は、**2-5-3-7図**のとおりである。

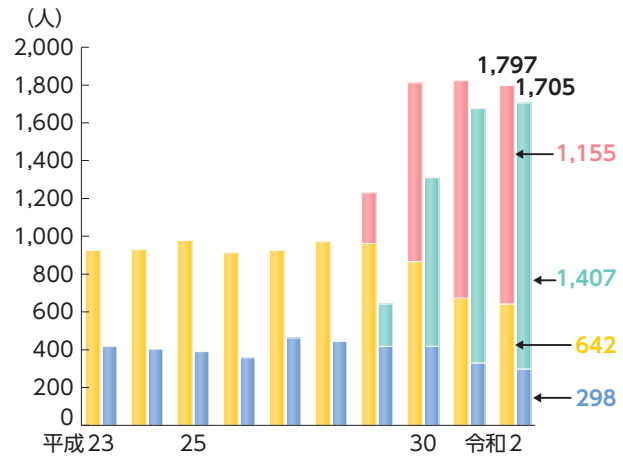
2-5-3-7図 専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移

(平成23年～令和2年)

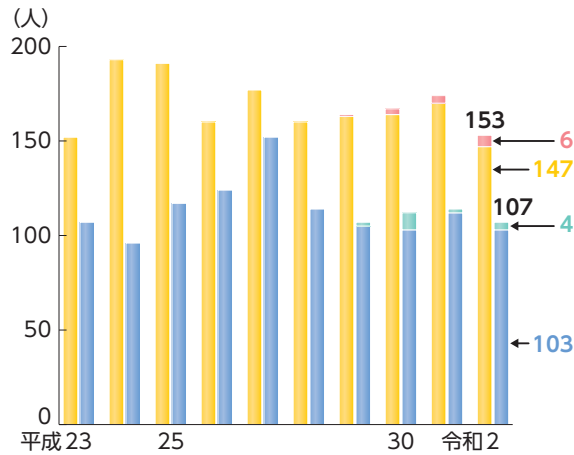
① 性犯罪者処遇プログラム



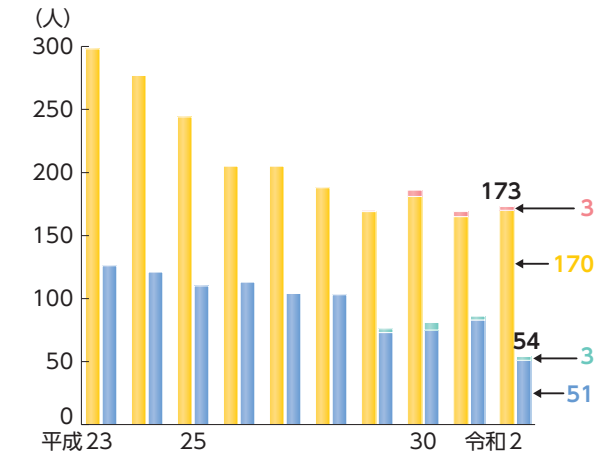
② 薬物再乱用防止プログラム



③ 暴力防止プログラム



④ 飲酒運転防止プログラム



■ 仮釈放者(一部執行猶予者) ■ 保護観察付一部執行猶予者
■ 仮釈放者(全部実刑者) ■ 保護観察付全部執行猶予者

- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 「薬物再乱用防止プログラム」については、平成23年から28年5月までは、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 3 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
 4 「仮釈放者(一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 5 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者(一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

エ しょく罪指導プログラム

自己の犯罪により被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者には、**しょく罪指導プログラム**による処遇を行うとともに、被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるように指導している。令和2年にしょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は、390人であった(法務省保護局の資料による。)

なお、平成25年4月から、法テラス(本編第1章2項及び第6編第2章第1節7項参照)と連携し、一定の条件に該当する保護観察対象者が被害弁償等を行うに当たっての法的支援に関する手続が実施されている(令和2年度までの処理件数は27件であった(法テラスの資料による。))。

(3) 中間処遇制度

無期刑又は長期刑の仮釈放者は、段階的に社会復帰させることが適当な場合があるため、本人の意向も踏まえ、必要に応じ、仮釈放後1か月間、更生保護施設で生活させて指導員による生活指導等を受けさせる**中間処遇**を行っており、令和2年は64人に対して実施した（法務省保護局の資料による。）。

(4) 就労支援

出所受刑者等の社会復帰には、就労による生活基盤の安定が重要な意味を持つため、従来から保護観察の処遇において就労指導に重きを置いているが、法務省は、厚生労働省と連携し、出所受刑者等の就労の確保に向けて、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している（本章第6節4項（3）参照）。また、令和2年度は、保護観察所22庁が**更生保護就労支援事業**を実施しており、このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている（法務省保護局の資料による。）。

なお、令和2年度に刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施した保護観察所において、就職活動支援が終了した者は延べ2,891人であり、そのうち延べ2,038人（70.5%）が就職に至っている（法務省保護局の資料による。）。

(5) 社会貢献活動

保護観察対象者による**社会貢献活動**は、自己有用感の涵養^{かん}、規範意識や社会性の向上を図るため、公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行うことを内容とするものである。活動の実施においては、他者とコミュニケーションを図ることによって処遇効果が上がることを期待し、更生保護女性会員やBBS会員等の協力者を得て行われることが多い。令和元年に実施要領が改訂され、実施回数や対象者の選定がより柔軟に行われるようになった。

令和3年3月31日現在、活動場所として2,059か所（うち、福祉施設1,029か所、公共の場所800か所）が登録されており、2年度は、379回（前年比663回減）実施され、延べ665人（同1,113人減）が参加した。その内訳は、保護観察処分少年353人、少年院仮退院者43人、仮釈放者94人、保護観察付全部・一部執行猶予者175人であった（法務省保護局の資料による。）。なお、実施回数及び参加人員の減少は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から期日の延期等、活動計画が変更された影響が考えられる。

(6) 自立更生促進センター

親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない仮釈放者、少年院仮退院者等を対象とし、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的に設立された国立の施設を**自立更生促進センター**といい、全国に四つの施設がある。北九州自立更生促進センター（平成21年6月開所、定員男性14人）及び福島自立更生促進センター（22年8月開所、定員男性20人）は、仮釈放者等を対象とし、犯罪傾向等の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を行っている。自立更生促進センターのうち、主として農業の職業訓練を実施する施設を**就業支援センター**といい、少年院仮退院者等を対象とする北海道の沼田町就業支援センター（19年10月開所、定員男性12人）、仮釈放者等を対象とする茨城就業支援センター（21年9月開所、定員男性12人）が、それぞれ運営されている。各施設における開所の日から令和3年3月31日までの入所人員は、北九州自立更生促進センターが325人、福島自立更生促進センターが142人、沼田町就業支援センターが78人、茨城就業支援センターが177人である（法務省保護局の資料による。）。

(7) その他

ア 薬物事犯者に対する処遇

薬物事犯者の保護観察対象者に対し、薬物依存に関する専門的な知見に基づき、薬物依存に関する専門的な処遇を集中して行うことにより、効果的な保護観察を実施するため、令和3年4月1日現在、28庁の保護観察所において**薬物処遇ユニット**が設置されている（法務省保護局の資料による。）。なお、同ユニットが設置されていない保護観察所においても、同ユニットに準じて、薬物事犯者に係る処遇体制が整備されている。

(ア) 自発的意思に基づく簡易薬物検出検査

依存性薬物の所持・使用により保護観察に付された者であって、薬物再乱用防止プログラム（本項(2)ウ参照）に基づく指導が義務付けられず、又はその指導を受け終わった者等に対し、必要に応じて、断薬意志の維持等を図るために、その者の自発的意思に基づいて**簡易薬物検出検査**を実施することがある。令和2年における実施件数は5,475件であった（法務省保護局の資料による。）。

(イ) 他機関等との連携による地域での薬物事犯者処遇

保護観察所は、依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、依存性薬物の使用経験のある者のグループミーティングにおいて、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、依存性薬物に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを内容とする、**薬物依存回復訓練**を実施している。令和2年度に同訓練を委託した施設数は40施設であり（前年比18施設減）、委託した実人員は、504人（同83人減）であった（法務省保護局の資料による。）。

また、保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者の改善更生を図るための**指導監督**（本節参照）の方法として、医療・援助を受けることの指示等（**通院等指示**）を行っているところ、一定の要件を満たした者について、コアプログラムの開始を延期若しくは一部免除し、又はステップアッププログラムの開始を延期若しくは一時的に実施しないことができる。令和2年において、コアプログラムの開始を延期した件数は95件、ステップアッププログラムを一時的に実施しないこととした件数は120件であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、薬物犯罪の保護観察対象者が、保護観察終了後も薬物依存からの回復のための必要な支援を受けられるよう、保護観察の終了までに、精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラムや薬物依存症リハビリテーション施設等におけるグループミーティング等の支援につなげるなどしている。令和2年度において、保健医療機関等による治療・支援を受けた者は613人であった（法務省保護局の資料による。）。

イ 窃盗事犯者に対する処遇

窃盗事犯者は、保護観察対象者の多くを占め、再犯率が高いことから、嗜癖的な窃盗事犯者^しに対しては、その問題性に^し応じ、令和2年3月から、「窃盗事犯者指導ワークブック」や自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用して保護観察を実施している（女性の保護観察対象者のうち、窃盗事犯者に対する処遇については、第4編第7章第2節3項参照）。

3 保護観察対象者に対する措置等

(1) 良好措置

保護観察対象者が健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると思われる場合に執られる措置として、不定期刑の仮釈放者について刑の執行を受け終わったものとする**不定期刑終了**及び保護観察付全部・一部執行猶予者について保護観察を仮に解除する**仮解除**がある（少年の保護観察対象者に対する良好措置については、第3編第2章第5節4項（1）参照）。令和2年に、不定期刑終了が決定した仮釈放者はなく、仮解除が決定した保護観察付全部執行猶予者は61人、保護観察付一部執行猶予者は15人であった（保護統計年報による。）。

(2) 不良措置

保護観察対象者に遵守事項違反又は再犯等があった場合に執られる措置として、仮釈放者に対する**仮釈放の取消し**、保護観察付全部・一部執行猶予者に対する**刑の執行猶予の言渡しの取消し**及び婦人補導院仮退院者に対する婦人補導院に再収容する**仮退院の取消し**がある（少年の保護観察対象者に対する不良措置については、第3編第2章第5節4項（2）参照）。

保護観察対象者が出頭の命令に応じない場合等には、保護観察所の長は、裁判官が発する引致状により引致することができ、さらに、引致された者のうち、仮釈放者及び少年院仮退院者については地方更生保護委員会が、保護観察付全部・一部執行猶予者については保護観察所の長が、それぞれ一定の期間留置することもできる。令和2年中に引致された者（保護観察処分少年及び少年院仮退院者を含む。）は220人で、そのうち留置された者は206人であった（保護統計年報による。）。

なお、所在不明になった仮釈放者については、刑期の進行を止める**保護観察の停止**をすることができる。令和2年にこの措置が決定した仮釈放者は202人であった（保護統計年報による。）。また、所在不明となった仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の所在を迅速に発見するために、保護観察所の長は、警察からその所在に関する情報の提供を受けているが、平成17年12月からの試行期間を含め令和3年3月31日までの間に、この情報提供により3,406人（仮釈放者2,064人、保護観察付全部執行猶予者1,322人、保護観察付一部執行猶予者20人）、当該情報提供によらない保護観察所の調査により1,854人（同748人、1,094人、12人）の所在が、それぞれ判明した（法務省保護局の資料による。）。

4 保護観察の終了

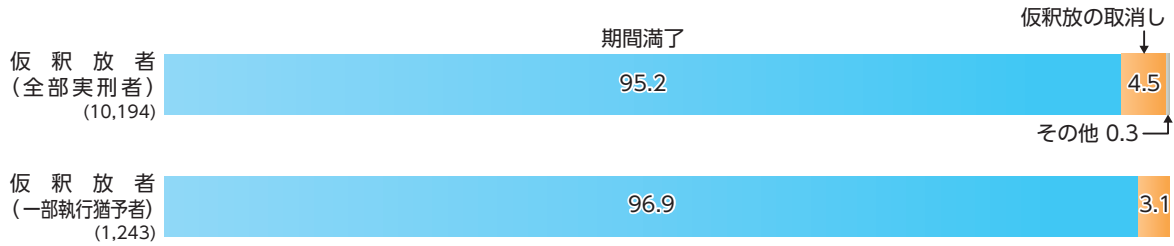
2-5-3-8図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和2年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。仮釈放者のうち、一部執行猶予者1,243人については、1,205人が仮釈放の期間を満了し、うち1,204人が引き続き保護観察付一部執行猶予者として保護観察を開始し、38人が仮釈放の取消しで終了した。一方、保護観察付一部執行猶予者で執行猶予の期間を満了して保護観察を終了した者は623人で、刑の執行猶予の言渡しの取消しで終了した者は321人であった（CD-ROM参照）。なお、刑の一部執行猶予制度の開始から経過した期間が短いため、執行猶予の期間満了に至っていない者がいることに留意する必要がある。

取消しで保護観察が終了した者の割合について見ると、仮釈放者（仮釈放の取消し）よりも保護観察付全部執行猶予者（刑の執行猶予の言渡しの取消し）の方が著しく高い。しかしながら、仮釈放者では、保護観察期間が6月以内である者が4分の3以上を占めている一方、保護観察付全部執行猶予者では、2年を超えて長期間にわたる者がほとんどである（**2-5-3-4図** CD-ROM参照）という保護観察期間の違いに留意する必要がある。

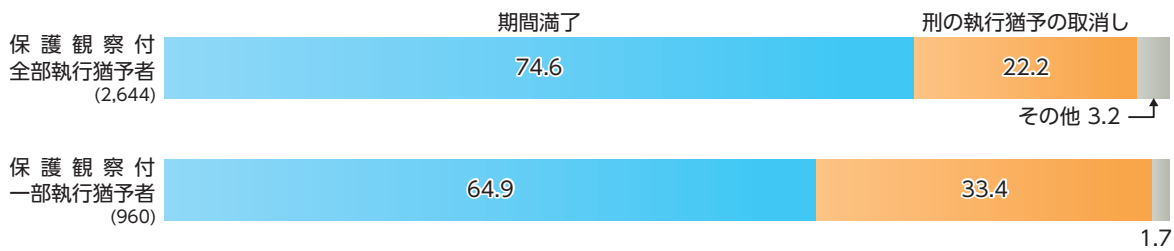
2-5-3-8図 保護観察終了人員の終了事由別構成比

(令和2年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



- 注 1 保護統計年報による。
 2 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。
 3 () 内は、実人員である。

コラム2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下での更生保護

更生保護は、犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、その再犯を防ぎ、自立更生を助けることで安全・安心な社会を築くことを目的としている。このコラムでは、新型コロナウイルス感染症が感染拡大していった中で、更生保護がどのように実施されてきたのか、実際の取組例を通して紹介する。

保護観察は、保護観察官や保護司が保護観察対象者との面接等を行い、生活状況等を把握し、指導監督や補導援護を実施する社会内処遇であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下という状況において、保護観察対象者との接触を通じて同感染症の感染拡大につながるリスクが懸念される中で、感染症対策を図りながら、保護観察対象者の改善更生や再犯防止のために適正に業務を継続していくことが課題となった。大阪保護観察所では、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発令されたことに伴い、感染症対策として、保護観察官が行う個別の面接については延期や代替手段も検討し、保護司については電話等の代替手段による面接を行うこととした。また、同保護観察所では、集団処遇により実施してきた薬物再乱用防止プログラムや性犯罪者処遇プログラムの専門的処遇プログラム（同保護観察所堺支部については、一部のプログラムのみで集団処遇を実施）を延期することとした。それでも、保護観察開始後の最初の面接のほか、遵守事項違反のおそれがあると認められるときなど、保護観察所として介入する必要性・緊急性が高いとみられる場合等には、十分な感染症対策をとった上で保護観察官が対面での面接を行ったり、専門的処遇プログラムについても個別処遇に替えて実施したりするなど、再犯・再非行を防止するための措置を講じてきた。保護司も、生活状況等に不安定な様子が見られた保護観察対象者に対しては、連日のように電話で連絡を取りながら必要な指導や助言を行ったケースもあり、対面で面接できない点を補うよう工夫をしながら処遇したという。

令和2年5月に前記緊急事態宣言が解除されてからは、保護観察官による対面での面接や専門的処遇プログラムにおける集団処遇を徐々に再開するとともに、保護司による対面での面接についても再開していった。その一方で、緊急事態宣言が再び発令されるなど、感染症対策の必要性がより高まったと考えられる時期には、専門的処遇プログラムを個別処遇により実施したり、保護司の面接を電話等で実施したりするなど、状況に応じた柔軟な対応をとっている。大阪保護観察所は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化することが予想されたことから、庁として業務全般に関する感染症対策に係る方針を策定し、同方針に基づいて業務の遂行に当たっている。保護司に対しても、感染症対策を踏まえた保護観察処遇の方法等について文書による確実な情報共有を図っており、面接前にはチェックシートにより保護観察対象者に体調等を確認してもらうようにしているほか、保護司自身やその家族に体調等への不安があり、一定期間面接が困難である場合には、保護観察官が保護司と協議した上で、保護観察官による面接を実施するなどし、保護司との協働による保護観察処遇が適切に行われるよう対策を講じている。同保護観察所によると、同方針を策定以降、常に感染症対策を念頭に置いた処遇を行ってきたが、今後も、同感染症の感染拡大という状況に対応しながら、安全・安心な社会を実現するために、保護観察処遇を適切に実施していくことが何よりも重要であると考えているという。

津市にある更生保護施設三重県保護会は、住居や頼るべき人がないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を受け入れ、宿泊や食事の供与、就労や退所先の確保の支援等を行う更生保護施設である。定員は男性20人で、県外の刑事施設からの仮釈放者も多く受け入れている。令和2年4月に緊急事態宣言が発令された当初は、県外から帰住する者を受け入れることが新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながってしまうのではという不安も生じたというが、事前に入所予定者が在所している刑事施設と連絡を取り、入所予定者に注意事項を伝えてもらったり、入所後一定期間は毎日の検温を実施したりするなどの感染症対策をとることで受入れを中止することはなかった。

三重県保護会は、津保護観察所の助言等も受けながら、様々な感染症対策を講じており、入所者に対しても、施設内や外出時に感染症対策を励行することを、入所時に加え、集会等の機会も利用して定期的に注意喚起を図っている。更生保護施設では、入所者一人一人が円滑に自立できるよう、日頃から生活状況を見守りながら、社会復帰に向けた助言や指導を行っており、三重県保護会でも、職員が感染症対策を徹底しながら、施設に常駐し、業務に当たっている。万が一職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、その他の職員も自宅待機を余儀なくされるなど、施設の運営に支障が生じる場合等を想定し、津保護観察所の職員が代替で職務に当たれるような対応策を講じており、同保護観察所とは、日頃から具体的な業務の内容や進め方等を共有し、連携体制を構築している。このように、可能な限りの対策を講じながら、更生保護施設としての使命を果たすべく取り組んでいる。三重県保護会によると、入所者は従来と変わりなく、落ち着いて生活を送ることができており、これからも、同感染症の感染拡大という状況に対応しながら、県内唯一の更生保護施設として、一人でも多くの者の自立更生を支えられるよう、地道に取り組みたいと考えているという。

更生保護においては、保護観察対象者の処遇だけでなく、犯罪や非行を防止するとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りに理解を求めるための犯罪予防活動が各地域で取り組まれている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大という状況においても、毎年7月を強調月間として行われる「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」(本章第6節6項参照)では、同活動の一環として非接触型の広報が各地で展開された。また、

更生保護の民間ボランティア団体である更生保護女性会（同節4項（1）参照）やBBS会（同項（2）参照）の活動においても、新たな取組が模索され、実施されている。

札幌更生保護女性連盟では、様々な活動が中止や延期を余儀なくされる中、札幌刑務所から「出所者に渡すマスクの調達に苦慮しているの、マスクを作ってもらえないか。」との要請を受けたことから、マスクの材料が品薄な中、会員がガーゼ等を調達し、数日間で450枚ものマスクを作り、寄贈する取組を行った。刑務所や出所者からは大変感謝され、その後も手作りマスクを更生保護施設にも配布するなど、最終的に1,200枚ものマスクを寄贈し、同感染症の感染拡大下においても更生保護女性会としての活動に取り組んだ。

また、兵庫県の西宮地区BBS会では、令和2年4月からオンラインを取り入れた活動を始め、同会の毎月の定例会もオンラインで開催した結果、これまでは参加が難しかった保護司の参加も得ることができ、これまで以上に顔の見える関係を築くきっかけになった。定例会のオンライン化により保護司とのコミュニケーションの機会が増えたことで、保護司の側から保護観察対象者の学習支援の提案があり、その後、週1回会員が学習支援を行う「ともだち活動」につながったこともあった。また、他地区のBBS会とのオンラインでの研修会の実施のほか、これまでは実施が困難となっていたグループワークをオンラインで行うことを試みた。グループワークに参加した少年もレクリエーションが「楽しかった。」と感想を述べるなど、会員にとって自信を深める活動となったといい、新たな日常に対応した活動を模索することで、BBS会としての活動に広がりを見いだしている。

更生保護は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下という困難な状況においても、安全・安心な地域社会を構築していくために欠かすことができない重要な取組である。保護観察所や、保護司、更生保護施設等の民間ボランティアや団体は、それぞれの使命を果たそうと、感染症対策を十分に講じ、創意工夫しながら取り組み続けている。



テーブルの席を半減させ、パーティションを設置するなどした更生保護施設三重県保護会の食堂の様子
【写真提供：津保護観察所】

第4節 応急の救護・更生緊急保護の措置等

保護観察所では、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合は、医療機関、福祉機関等から必要な援助を得るように助言・調整を行っているが、その援助が直ちに得られないなどの場合、保護観察対象者に対して、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置（**応急の救護**）を講じている。

また、満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部執行猶予者、起訴猶予者、罰金又は料料の

言渡しを受けた者、労役場出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対しても、その者の申出に基づいて、応急の救護と同様の措置である**更生緊急保護**の措置を講じている。更生緊急保護は、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。

2-5-4-1表は、令和2年における応急の救護等（補導援護としての措置を含む。以下この章において同じ。）及び更生緊急保護の措置の実施状況を見たものである。

2-5-4-1表 応急の救護等・更生緊急保護の措置の実施状況

(令和2年)

① 応急の救護等

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託
	総数	主な措置別人員						
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	一時保護事業を営む者へのあつせん	
総数	4,883	24	204	550	2	77	656	6,227 (564)
仮釈放者	4,221	18	119	484	2	31	321	5,146 (240)
全部実刑	3,955	18	115	455	1	29	297	4,774 (195)
一部執行猶予	266	—	4	29	1	2	24	372 (45)
保護観察付全部・一部執行猶予者	425	—	54	35	—	28	212	732 (202)
一部執行猶予	170	—	20	13	—	10	72	414 (94)
全部執行猶予	255	—	34	22	—	18	140	318 (108)
保護観察処分少年	92	1	10	3	—	9	56	107 (51)
少年院仮退院者	145	5	21	28	—	9	67	242 (71)

② 更生緊急保護

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託
	総数	主な措置別人員						
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	一時保護事業を営む者へのあつせん	
総数	5,577	11	239	661	5	333	1,847	4,595 (1,204)
全部実刑の刑の執行終了	3,637	11	108	228	2	159	621	2,795 (605)
全部執行猶予	687	—	51	151	2	62	432	669 (221)
一部執行猶予	10	—	—	—	—	—	—	—
起訴猶予	781	—	58	193	—	76	513	734 (238)
罰金・科料	347	—	19	67	1	32	240	282 (96)
労役場出場・仮出場	102	—	3	22	—	4	39	85 (33)
少年院退院・仮退院期間満了	13	—	—	—	—	—	2	30 (11)

- 注 1 保護統計年報による。
 2 「主な措置別人員」は、1人について2以上の保護の措置を実施した場合は、実施した保護の措置別にそれぞれ計上している。
 3 「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。
 4 ()内は、自立準備ホーム等の更生保護施設以外への委託であり、内数である。
 5 「応急の救護等」は、補導援護としての措置を含む。
 6 婦人補導院仮退院、刑の執行停止、刑の執行免除及び補導処分終了による対象者は、令和2年はいなかった。

起訴猶予者については、その再犯防止に資するため、平成27年度から、全国の保護観察所において、検察庁と連携の上、特に支援の必要性が高い者に対し、継続的かつ重点的に生活指導等を行った上で福祉サービスの調整や就労支援等を行う「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」が実施されてきた。30年度からは、高齢又は障害のある更生緊急保護対象者等に対する支援等に特化した業務を行う特別支援ユニットが設置された保護観察所において、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする保護観察に付されない全部執行猶予者、起訴猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者等を対象として、本人の希望に基づき、検察庁（起訴猶予者及び略式命令により罰金又は科料の言渡しを受けた者に限る。）や地方公共団体等と連携しながら、更生緊急保護の措置として福祉的な支援を実施する「保護観察所が行う入口支援」が開始された。令和2年度に実施された入口支援の対象者の人員は44人であり、このうち41人については、検察庁との事前協議が行われている。入口支援の内容は、更生保護施設又は自立準備ホームへの入所支援35人、生活保護申請支援17人、帰住援助4人、医療支援9人、障害者福祉に係るサービスの利用支援4人等であった（法務省保護局の資料による。）。

令和3年度からは、各都道府県が設置する地域生活定着支援センター（厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置。本章第2節2項参照）により、高齢又は障害のある被疑者・被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う「被疑者等支援業務」が実施されることとなったことを踏まえ、更生緊急保護の重点実施等の枠組みについて見直しを行い、全国の保護観察所において、更生緊急保護の措置として社会復帰支援をすることが適当である保護観察に付されない全部執行猶予者、起訴猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者等を対象として、検察庁等と連携した「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」を行い、その枠組みにおいて、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする者については、本人が支援を希望する場合に、地域生活定着支援センターと連携した支援を実施している。

また、満期釈放者等については、令和元年12月に決定された「再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～」（第5編第1章第3項参照）において、「令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる」という成果目標が掲げられたことを踏まえ、満期釈放者対策の充実強化に向けて、更生保護施設等による受入れ促進、更生保護施設による退所者へのフォローアップ事業（本章第6節2項参照）等の取組を進めている。こうした満期釈放者対策を一層推進するため、3年度から、特別支援ユニットを廃止して、保護観察所15庁に社会復帰対策官を配置し、これらの庁では新設した社会復帰対策班の下、関係機関等と連携するなどして、帰住先の確保や地域への定住等に困難が見込まれる矯正施設被収容者に対して、生活環境の調整から出所後の保護観察や更生緊急保護の措置の実施まで一貫して関与し、効果的な社会復帰支援を行っている（法務省保護局の資料による。）。同班が設置されていない庁においても、帰住先の確保等の調整が特に必要であると認められる者に対する継続的な支援を行う処遇体制を構築している。

第5節 恩赦

恩赦は、憲法及び恩赦法（昭和22年法律第20号）の定めに基づき、内閣の決定によって、刑罰権を消滅させ、又は裁判の内容・効力を変更若しくは消滅させる制度であり、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の5種類がある。恩赦を行う方法については、恩赦法において、政令で一定の要件を定めて一律に行われる政令恩赦と、特定の者について個別に恩赦を相当とするか否かを審査する個別恩赦の2種類が定められている。また、個別恩赦には、常時行われる常時恩赦と、内閣の定める基準により一定の期間を限って行われる特別基準恩赦とがある。個別恩赦の審査は、中央更生保護審査会が行っている。

常時恩赦について、令和2年に復権となった者は7人であり、特赦、減刑又は刑の執行の免除となった者はいなかった（保護統計年報による。）。

内閣は、令和元年10月22日に即位の礼が行われるに当たり、同月18日の閣議において、政令による復権のほか、刑の執行の免除及び復権を内容とする特別基準恩赦を行うことを決定した。復権令（令和元年政令第131号）は同月22日に公布・施行され、特別基準恩赦は同日から実施された。今回の特別基準恩赦により、復権となった者は20人、刑の執行の免除となった者は8人であった（法務省保護局の資料による。）。

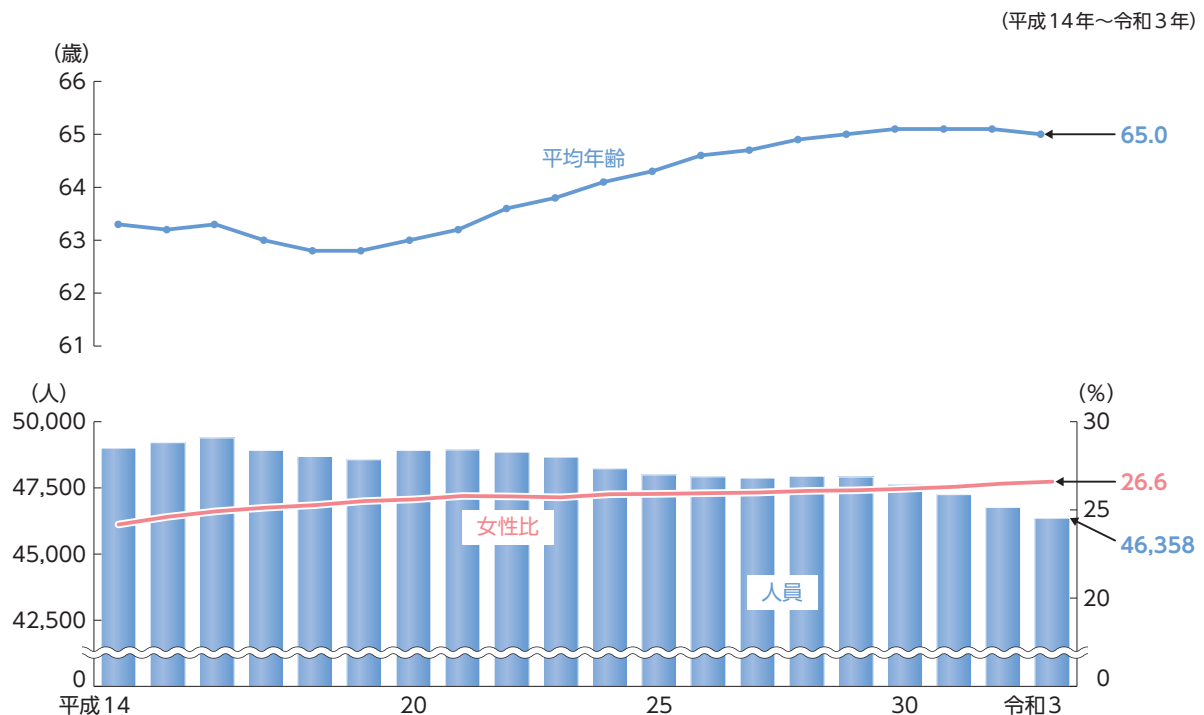
第6節 保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動

1 保護司

保護司は、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、非常勤の国家公務員である。

令和3年4月1日現在、保護司は、全国を886の区域に分けて定められた保護区に配属されている。保護司の人員、女性の比率及び平均年齢の推移（最近20年間）を見ると、**2-5-6-1図**のとおりである。保護司の定数は、保護司法により5万2,500人を超えないものと定められているところ、その人員は減少傾向が続いている（CD-ROM参照）。

2-5-6-1図 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移



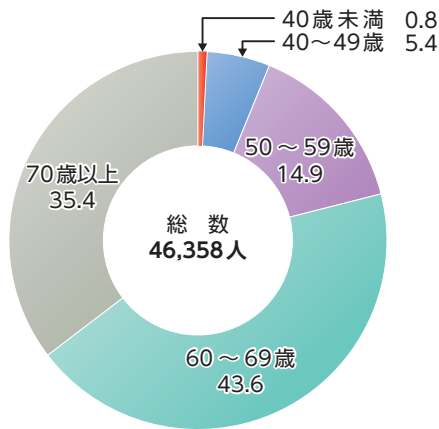
注 1 法務省保護局の資料による。
2 各年1月1日現在の数値である。

2-5-6-2図は、令和3年1月1日現在における保護司の年齢層別・職業別構成比を見たものである。

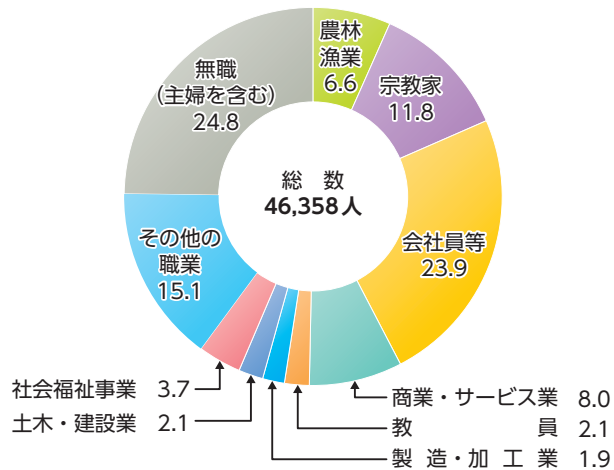
2-5-6-2図 保護司の年齢層別・職業別構成比

(令和3年1月1日現在)

① 年齢層別



② 職業別



注 1 法務省保護局の資料による。
2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

保護司会（保護司が職務を行う区域ごとに構成する組織であり、保護司の研修や犯罪予防活動等を行う。）がより組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や地域の関係機関・団体と連携した更生保護活動を行う拠点として、**更生保護サポートセンター**が設置されている。令和元年度に全国全ての保護司会に設置され、2年度の利用回数は7万6,370回であった（法務省保護局の資料による。）。

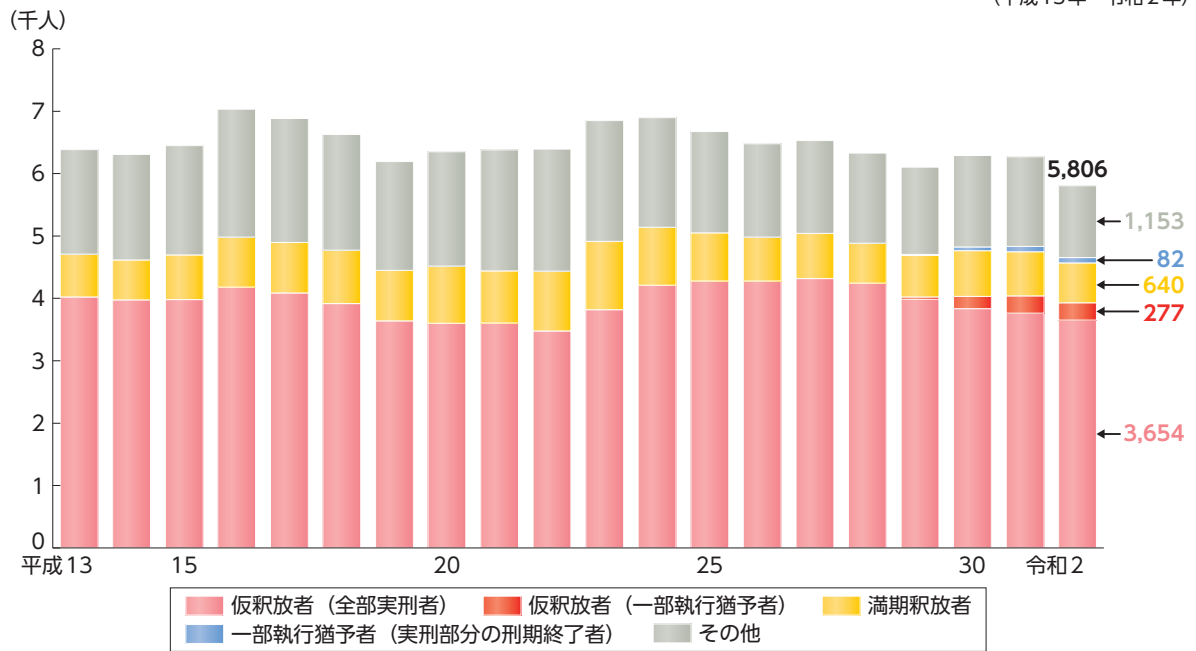
2 更生保護施設

更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設である。

令和3年4月1日現在、全国に103施設があり、更生保護法人により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性の施設88、女性の施設7及び男女施設8である。収容定員の総計は、2,402人であり、男性が成人1,900人と少年311人、女性が成人140人と少年51人である（法務省保護局の資料による。）。

令和2年における更生保護施設への委託実人員は、7,539人（うち新たに委託を開始した人員5,806人）であった（保護統計年報による）。更生保護施設へ新たに委託を開始した人員の推移（最近20年間）は、2-5-6-3図のとおりである。

(平成13年～令和2年)



注 1 保護統計年報による。

2 種別異動の場合（仮釈放者（全部実刑者）において、仮釈放期間の満了後も引き続き刑の執行終了者として収容の委託を継続する場合等）を除く。

3 「その他」は、保護観察処分少年、少年院仮退院者、保護観察付全部執行猶予者、婦人補導院仮退院者、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたが裁判の確定していない者、保護観察の付かない全部執行猶予者、起訴猶予者等であり、平成14年以降は、罰金・料金の言渡しを受けた者、労役場出場者・仮出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者を含む。

令和元年度における更生保護施設退所者（応急の救護等及び更生緊急保護並びに家庭裁判所からの補導委託のほか、任意保護（更生緊急保護の期間を過ぎた者に対する保護等、国からの委託によらず、被保護者の申出に基づき、更生保護事業を営む者が任意で保護すること）による者を含む。）の更生保護施設における在所期間は、3月未満の者が50.9%、3月以上6月未満の者が37.2%、6月以上1年未満の者が11.2%、1年以上の者が0.7%であり、平均在所日数は79.7日であった。退所先については、借家（32.6%）、就業先（18.3%）の順であった。退所時の職業については、労務作業（46.1%）、サービス業（8.3%）の順であり、無職は35.0%であった（法務省保護局の資料による。）。

更生保護施設では、生活技能訓練（SST）、酒害・薬害教育等を取り入れるなど、処遇の強化に努めており、令和2年度においては、SSTが31施設、酒害・薬害教育が44施設で実施されている（法務省保護局の資料による。）。

また、適当な帰住先がなく、かつ、高齢又は障害により福祉サービス等を受けることが必要であるが、出所後直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、一旦更生保護施設において受け入れ、退所後円滑に福祉サービスを受けるための調整及び社会生活に適應するための指導や助言を内容とする**特別処遇**が行われており、その役割を担うための施設（**指定更生保護施設**）が指定されている。令和2年度に特別処遇の対象となったのは、1,812人（前年比73人（3.9%）減）であり、3年4月1日現在、全国で74施設が指定更生保護施設に指定されている（法務省保護局の資料による。）。

平成25年度からは、薬物処遇に関する専門職員を配置して、薬物依存がある保護観察対象者等への依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する更生保護施設（**薬物処遇重点実施更生保護施設**）が指定されており、令和3年4月1日現在、全国で25施設が指定されている（法務省保護局の資料による。）。

さらに、平成29年度からは、更生保護施設を退所するなどして地域に生活基盤を移した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対し、更生保護施設に通所させて、自立更生に向けた生活上の諸課

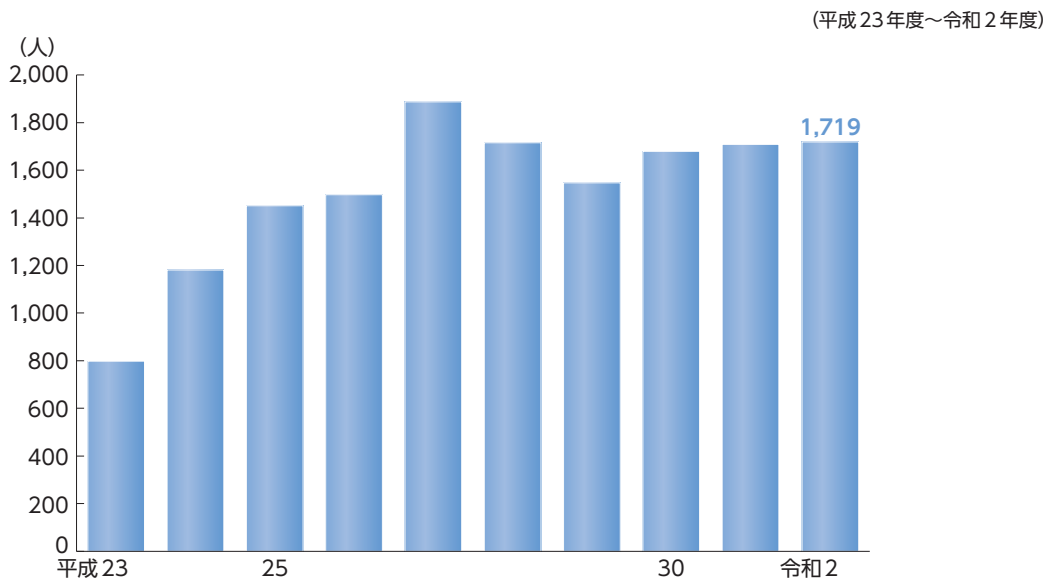
題を解決するための生活相談に乗り、必要な指導や助言を行ったり、継続的に薬物処遇を受けさせたりする**フォローアップ事業**を更生保護施設に委託する取組が開始されている。令和2年度にフォローアップ事業の対象となった人員は208人であり、その内容は、生活相談支援が182人、薬物依存からの回復プログラムが19人、薬物依存回復訓練が7人であった（法務省保護局の資料による。）。

このほか、令和元年度から、従前の運用では仮釈放期間が比較的短期間である薬物依存のある受刑者について、早期に仮釈放し、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう、地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施する**薬物中間処遇**が試行されている。同試行は、3年4月1日現在、3施設において実施されている（法務省保護局の資料による。）。

3 自立準備ホーム

適当な住居の確保が困難な者について、更生保護施設だけでは定員に限界があることなどから、社会の中に更に多様な受皿を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」が実施されている。これは、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者により、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託するものである。この宿泊場所を**自立準備ホーム**と呼ぶ。令和3年4月1日現在の登録事業者数は、447（前年同日比15（3.5%）増）となっている。制度が開始された平成23年度以降の自立準備ホームへの委託実人員の推移は、**2-5-6-4図**のとおりである。令和2年度の委託実人員は1,719人、委託延べ人員は12万7,567人であった。自立準備ホームには、薬物依存症リハビリテーション施設も登録されており、薬物依存のある保護観察対象者を委託するなどしているところ、同年度の同施設への委託実人員は290人、委託延べ人員は2万1,758人であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-4図 自立準備ホームへの委託実人員の推移



- 注 1 法務省保護局の資料による。
2 前年度からの繰越しを含む。

4 民間協力者及び団体

(1) 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である。犯罪・非行予防活動として、地域住民を対象に、子ども食堂の実施や子育て支援地域活動、近隣の更生保護施設に対する食事作り等の援助、社会貢献活動（本章第3節2項（5）参照）等の保護観察処遇への協力等が行われている。令和3年4月1日現在における更生保護女性会の地区会数は1,281団体、会員数は14万539人であった（法務省保護局の資料による。）。

(2) BBS会

BBS会は、非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体であり、近年は学習支援等も行っている。令和3年1月1日現在におけるBBS会の地区会数は455団体、会員数は4,432人であった（法務省保護局の資料による。）。

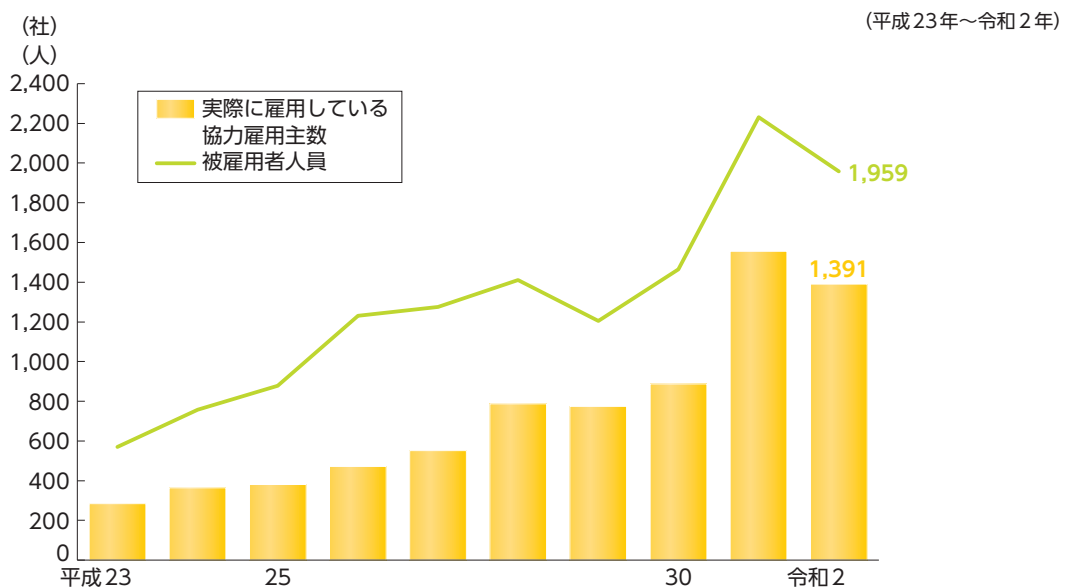
(3) 協力雇用主

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主である。

令和2年10月1日現在における協力雇用主（個人・法人を合わせたものをいう。以下同じ。）は、2万4,213社（前年同日比897社（3.8%）増）であり、その業種は、建設業が過半数（54.4%）を占め、次いで、サービス業（16.3%）、製造業（9.9%）の順である（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-5図は、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の人員の推移（最近10年間）を見たものである。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は、令和2年10月1日現在、1,391社であり、平成23年4月（285社）と比べて約4.9倍であった。

2-5-6-5図 実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数・被雇用者人員の推移



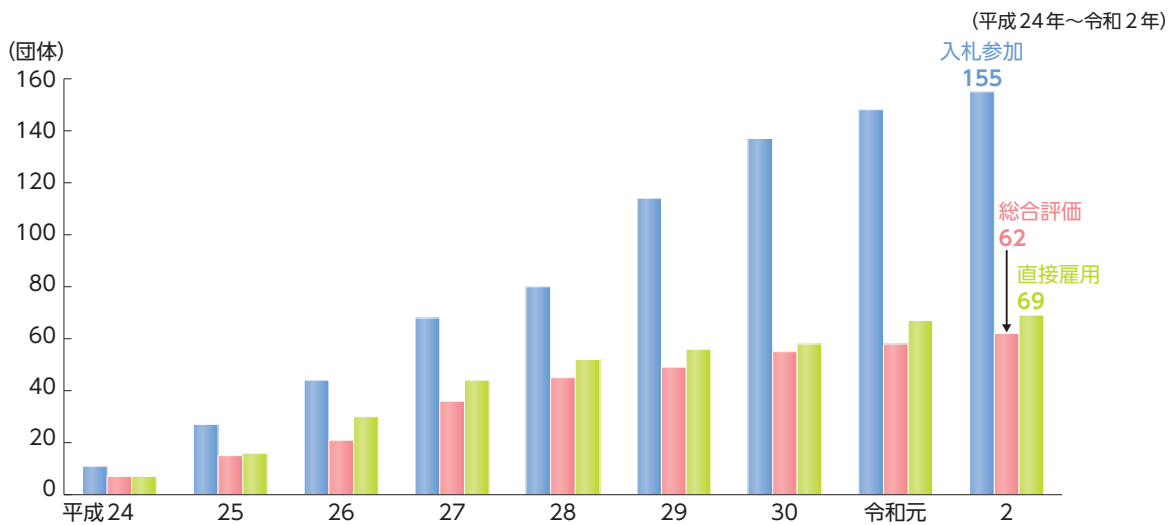
注 1 法務省保護局の資料による。

2 平成30年までは各年4月1日現在の数値であり、令和元年以降は10月1日現在の数値である。

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して、平成27年4月から、年間最大72万円（最長1年間）の**就労・職場定着奨励金**及び**就労継続奨励金**を支給する制度が実施されている。令和2年度に奨励金を新たに適用した件数は、就労・職場定着奨励金が2,850件、就労継続奨励金が471件であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-6図は、地方公共団体における協力雇用主支援等の取組状況の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見たものである。保護観察対象者等を雇用した経験のある協力雇用主等に対し、入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置を導入する地方公共団体が年々増加している。

2-5-6-6図 地方公共団体における協力雇用主支援等の取組状況の推移（取組別）



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 本図は、令和2年末現在において、各取組の実施の事実及び実施した年が確認された地方公共団体の数で作成した。
 3 「入札参加」は、入札参加資格審査において、「総合評価」は、総合評価落札方式において、それぞれ協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点し、優遇するものをいう。
 4 「直接雇用」は、地方公共団体が保護観察対象者の就労支援のため非常勤職員として一定期間雇用するものをいう。

5 更生保護協会等

各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（令和3年4月1日現在、全国で67事業者（法務省保護局の資料による。））は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設等の円滑な活動を支えるための助成、研修のほか、更生保護に関する広報活動等も推進している。

6 犯罪予防活動

更生保護における**犯罪予防活動**は、世論の啓発、社会環境の改善等多岐にわたる。具体的な活動として、地域社会での講演会、非行相談、非行問題を地域住民と考えるミニ集会等、住民が参加する様々な行事や、学校との連携強化のための取組等が行われている。これらの活動は、保護観察所、保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護協会等が年間を通じて地域の様々な関連機関・団体と連携しながら実施している。

また、犯罪予防等を目的として、法務省の主唱により、毎年7月を強調月間として、「**社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～**」が展開されており、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントが実施されてい

る。令和2年の「社会を明るくする運動」の行事参加人数は、約58万人であった。同年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年同様に実施することが困難な取組が多かったが、非接触型の広報媒体を活用した広報活動を行ったり、ソーシャルディスタンスを確保しながら地域住民を集めて行事を開催したりするなど、地域の実情に応じて、創意工夫した活動も展開された（非接触型の広報活動についてはコラム2参照）。

なお、再犯防止推進法においては、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を**再犯防止啓発月間**に定めるとともに、国及び地方公共団体は再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされており、「社会を明るくする運動」においても、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしている。



感染症対策を講じるとともに、オンラインも活用し、「社会を明るくする運動」の行事として開催された公開講演会の様子
【写真提供：法務省保護局】

第1節 刑事司法における国際的な取組の動向

国際連合（以下この章において「国連」という。）においては、平成4年（1992年）に経済社会理事会の下に機能委員会として設置された**犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）**が、毎年会合を開いて犯罪防止及び刑事司法分野の政策決定を行っているところ、我が国は設立当初から同委員会のメンバー国に選出されており、毎年の会合において積極的に関与している。

また、犯罪防止及び刑事司法の分野における国連最大規模の国際会議である**国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）**が、この分野に関する政策の大綱の決定、意見交換等を目的として、国連の主催により、昭和30年（1955年）から5年ごとに開催されている（第7編第1章参照）。令和3年（2021年）3月7日から同月12日まで、京都において、第14回コングレス（**京都コングレス**）が開催された（同編第2章参照）。

1 国際組織犯罪対策及びテロ対策

(1) 国連における取組

国際組織犯罪対策について、国連は、平成12年（2000年）、**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）**を採択した。この条約は、組織的な犯罪集団への参加、マネー・ロンダリング及び腐敗行為の犯罪化、犯罪収益の没収、犯罪人の引渡し、捜査共助等について定めたものである。また、平成13年（2001年）までに、この条約を補足する「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）、「陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」（密入国議定書）及び「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」（銃器議定書）も採択された。我が国は、平成15年（2003年）に国際組織犯罪防止条約、平成17年（2005年）に人身取引議定書及び密入国議定書の締結について、それぞれ国会の承認を受け、同年6月に刑法等を、平成29年（2017年）6月に組織的犯罪処罰法等を改正して、国内担保法を整備し、同年7月、同条約及び両議定書を締結した。

テロ対策については、従来から、国連等様々な国際機関において、テロリストをいずれかの国で処罰できるようにすることなどを目的とした国際条約等が作成され、我が国は、テロ防止対策に関する13の国際条約について締結済みである。

(2) G7/G8における取組

G7（日本、英国、イタリア、フランス、ドイツ、カナダ及び米国の総称。なお、平成10年（1998年）から平成26年（2014年）までは、前記7か国にロシアを加えた8か国について、「G8」と総称された。）において、昭和53年（1978年）、テロ対策専門家会合（通称ローマ・グループ）が発足し、国際テロの動向等について意見交換が行われてきた。また、平成7年（1995年）のG7サミットにおいて、国際組織犯罪に取り組む上級専門家会合（通称リヨン・グループ）の設立が決定され、リヨン・グループでは、国際組織犯罪に対処するための捜査手法や法制等について議論等が行われている。平成13年（2001年）の米国における同時多発テロ事件以降は、これらは統合され、ローマ／リヨン・グループとなり、年数回程度継続的に会合が開催されている。

2 薬物犯罪対策

国連は、昭和36年（1961年）の「1961年の麻薬に関する単一条約」、昭和46年（1971年）の「向精神薬に関する条約」に引き続き、昭和63年（1988年）、**麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約**を作成した。我が国は、これらの条約を締結し、国内法を整備している。

さらに、平成2年（1990年）、平成10年（1998年）及び平成28年（2016年）には、国連麻薬特別総会が開催されたほか、国連経済社会理事会の下部機関として設立された麻薬委員会（CND：Commission on Narcotic Drugs）が毎年開催され、我が国は、昭和36年（1961年）以降、平成22年（2010年）から平成23年（2011年）までを除き、継続して委員国を務めている。

平成3年（1991年）には、国連の麻薬関連部局等の機能を統合した国連薬物統制計画が設置された。国連薬物統制計画は、平成9年（1997年）、犯罪防止刑事司法計画と統合され、国連薬物統制犯罪防止事務所が設立された後、平成14年（2002年）に改称して現在の国連薬物・犯罪事務所（UNODC）となった。我が国は、UNODCが中心となって取り組んでいる国際的な薬物犯罪対策への協力にも力を入れている。

3 マネー・ローンダリング対策

平成元年（1989年）にG7サミットの宣言を受けて設立された**金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）**は、平成2年（1990年）にマネー・ローンダリング対策に関する40の勧告（平成8年（1996年）及び平成15年（2003年）に改訂）を、平成13年（2001年）にテロ資金供与に関する8の特別勧告（平成16年（2004年）に改訂され、9の特別勧告となった。）をそれぞれ採択し、平成24年（2012年）には、従来の40の勧告及び9の特別勧告を統合・合理化する一方で、大量破壊兵器の拡散に関与する者の資産凍結の実施、法人・信託等に関する透明性の向上、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の温床となるリスクが高い分野における対策の重点化等を求める勧告を採択した。

我が国も、FATF参加国の一員として、**犯罪収益移転防止法**に基づき、金融機関等の特定事業者による顧客の身元等の確認や疑わしい取引の届出制度等の対策を実施し、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報を外国関係機関に提供するなどしているほか、金融庁が共同議長を務めるFATF関連部会で暗号資産に係る新たな規範の実施に向けた議論・検討において主導的な役割を果たすなどしており、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策における国際的な連携に積極的に参加している。

国内においては、平成26年（2014年）、いわゆるマネロン・テロ資金対策関連三法が成立し、①公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第113号）により、公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定等が整備され、②犯罪収益移転防止法の改正（平成26年法律第117号）により、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等が定められたほか、③国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。いわゆる国際テロリスト財産凍結法）が制定され、国際テロリストとして公告又は指定された者に係る国内取引が規制されることとなった。

FATFは、各国における勧告の遵守状況の相互審査を行っている。令和3年（2021年）6月には、FATFの全体会合において、第4次対日相互審査報告書が採択された。国内では、同報告書で指摘された事項に対応するべく、同年8月にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が設置され、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」が策定された。

4 汚職・腐敗対策

平成9年（1997年）、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）において、**国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約**が採択された。我が国は、この条約を締結済みであり、その国内担保法として、平成10年（1998年）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）の改正により外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が新設され（11年2月施行）、同罪については、その後、国民の国外犯処罰規定の追加、自然人に対する罰則強化、法人に対する公訴時効期間の延長等の改正がなされている。

国連は、平成15年（2003年）、自国及び外国の公務員等に係る贈収賄や公務員による財産の横領等の腐敗行為の犯罪化のほか、腐敗行為により得られた犯罪収益の他の締約国への返還の枠組み等について定めた**腐敗の防止に関する国際連合条約**を採択した。我が国は、平成18年（2006年）に同条約の締結について国会の承認を受け、平成29年（2017年）に同条約を締結した。

令和3年（2021年）には、国連腐敗特別総会が開催され、腐敗対策に関する政治宣言が採択された。

5 サイバー犯罪対策

平成13年（2001年）に欧州評議会において採択された**サイバー犯罪に関する条約**は、①コンピュータ・システムに対する違法なアクセス、コンピュータ・ウイルスの製造等の行為の犯罪化、②コンピュータ・データの搜索・押収手続の整備等、③捜査共助・犯罪人引渡し等について定めたものである。我が国は、平成24年（2012年）、同条約を締結した。この条約の国内担保法として、平成23年（2011年）、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）が成立し、不正指令電磁的記録作成等の罪が新設されるなどした。

6 国際刑事裁判所

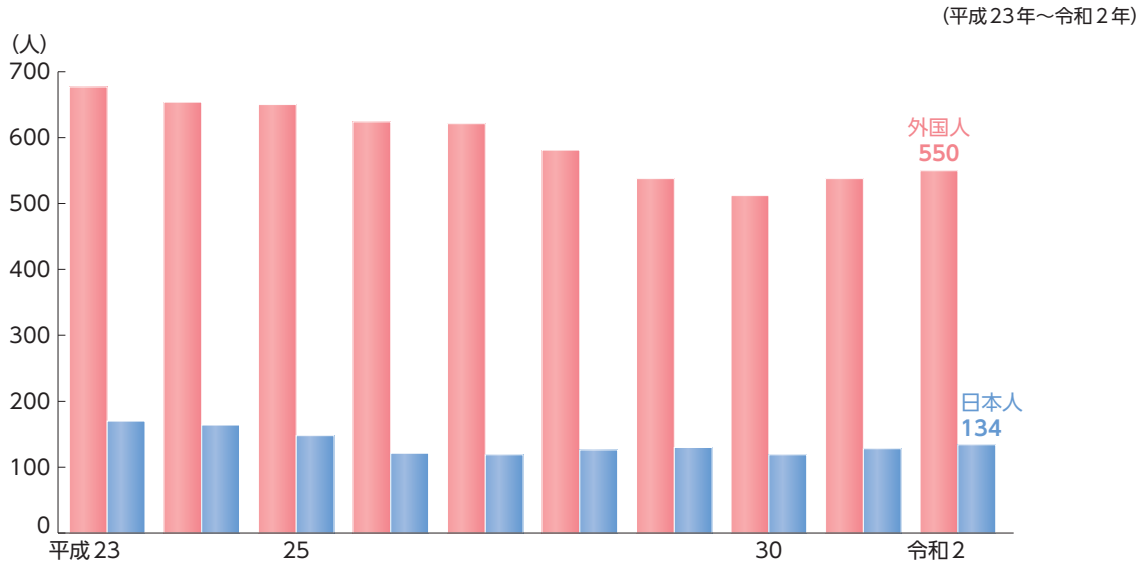
平成10年（1998年）、国連主催の外交会議において、**国際刑事裁判所に関するローマ規程**が作成され、平成14年（2002年）の発効を経て、オランダのハーグに国際刑事裁判所（ICC：International Criminal Court）が設置された。我が国は、平成19年（2007年）に国際刑事裁判所の加盟国となり、これまで通算3人の日本人が裁判官に就任している。

第2節 犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し

1 犯罪者の国外逃亡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としているものの人員の推移（最近10年間）を日本人と外国人の別に見ると、2-6-2-1図のとおりである。

2-6-2-1図 国外逃亡被疑者等の人員の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。人員は、各年12月31日現在のものである。
2 「外国人」は、無国籍・国籍不明の者を含む。

2 逃亡犯罪人の引渡し

我が国は、逃亡犯罪人引渡条約を締結していない外国との間で、**逃亡犯罪人引渡法**（昭和28年法律第68号）に基づき、相互主義の保証の下で、逃亡犯罪人の引渡しの請求に応ずることができるとともに、その国の法令が許す限り、逃亡犯罪人の引渡しを受けることもできる。これに加えて、**逃亡犯罪人引渡条約**を締結することで、締約国間では、一定の要件の下に逃亡犯罪人の引渡しを相互に義務付けることになるほか、我が国の逃亡犯罪人引渡法で原則として禁止されている自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることにより、締約国との間の国際協力の強化を図ることができる。我が国は、アメリカ合衆国（昭和55年（1980年）発効）及び大韓民国（平成14年（2002年）発効）との間で、逃亡犯罪人引渡条約を締結している。

外国との間で逃亡犯罪人の引渡しを受け、又は引き渡した人員の推移（最近10年間）は、2-6-2-2表のとおりである。なお、我が国から外国に逃亡犯罪人の引渡しを要請する場合、検察庁が依頼する場合と警察等が依頼する場合とがある。

2-6-2-2表 逃亡犯罪人引渡人員の推移

(平成23年～令和2年)

区 分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
外国から引渡しを受けた逃亡犯罪人	1	—	3	2	—	—	2	—	—	—
外国に引き渡した逃亡犯罪人	1	1	1	1	1	—	1	2	5	—

注 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

第3節 捜査・司法に関する国際協力

1 捜査共助

我が国は、**国際捜査共助等に関する法律**（昭和55年法律第69号）に基づき、相互主義の保証の下で、外交ルートを通じて刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等の共助を行い、逆に、相手国・地域の法令が許す範囲で、我が国の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けているほか、アメリカ合衆国（平成18年（2006年）発効）、大韓民国（平成19年（2007年）発効）、中華人民共和国（平成20年（2008年）発効）、中華人民共和国香港特别行政区（平成21年（2009年）発効）、欧州連合（平成23年（2011年）発効）及びロシア連邦（平成23年（2011年）発効）との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、現在30以上の国・地域との間で円滑な捜査共助体制を構築している。

外国・地域との間で、我が国が捜査共助等を要請し、又は要請を受託した件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-1表**のとおりである。なお、捜査共助等について、我が国から要請する際には、検察庁からの依頼に基づく場合と警察等からの依頼に基づく場合とがある。

2-6-3-1表 捜査共助等件数の推移

(平成23年～令和2年)

区 分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
捜査共助等を要請した件数	10 (8)	17 (12)	17 (6)	17 (10)	12 (6)	12 (8)	8 (4)	24 (9)	12 (7)	13 (6)
	46 (34)	62 (37)	138 (101)	78 (60)	54 (44)	85 (67)	110 (95)	156 (125)	186 (160)	169 (137)
捜査共助等の要請を受託した件数	55 (37)	98 (78)	76 (61)	62 (49)	70 (46)	79 (67)	54 (45)	94 (83)	64 (61)	81 (74)

- 注 1 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。
2 「捜査共助等を要請した件数」欄の上段は検察庁の依頼によるもの、下段は警察等の依頼によるもの（警察が依頼した捜査共助等の要請件数並びに特別司法警察職員が所属する行政庁及び裁判所が法務省刑事局を経由して依頼した捜査共助等の要請件数）である。
3 () 内は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約又は協定の締結国・地域との間における共助の要請・受託の件数で、内数である。

2 司法共助

司法共助とは、我が国と外国との間で、裁判所の囑託に基づいて、裁判関係書類の送達や証拠調べに関して協力することをいい、我が国の裁判所が外国の裁判所に対して協力する場合は、外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法（明治38年法律第63号）に基づいてなされる。令和2年（2020年）において、我が国の裁判所から外国の裁判所又は在外領事等に対する刑事司法共助の囑託はなく、外国の裁判所から我が国の裁判所に対する刑事司法共助の囑託は、書類の送達が20件であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

3 刑事警察に関する国際協力

国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）は、加盟警察機関間での迅速かつ確実な情報交換を行うための独自の通信網を運用するほか、指紋、DNA、国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両等の各種データベースを整備し、国際的なデータバンクとしての機能を果たしている。また、ICPOの枠組みで発展してきた各種の国際手配制度を通じ、被手配者である国外逃亡被疑者等の所在発見を求めたり（青手配書）、被手配者の犯罪行為につき警告を発し、各国警察に注意を促す（緑手配書）など、全加盟警察機関の組織力を活用して犯罪防止活動や捜査の進展を図っている。

ICPO 経由での国際協力件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-2表**のとおりである。

2-6-3-2表 ICPO 経由の国際協力件数の推移

(平成23年～令和2年)

① ICPOルートによる捜査協力件数

区 分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
捜査協力を要請した件数	412	504	473	371	318	294	327	445	424	385
捜査協力の要請を受けた件数	2,343	2,752	2,920	3,021	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277

② ICPOを通じた情報の発信・受信状況

区 分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
総 数	54,359	63,810	76,104	88,196	94,737	79,525	79,340	74,998	78,114	65,031
警察庁からの発信数	3,928	4,801	3,761	3,666	2,856	2,469	2,440	2,333	2,116	1,535
警察庁の受理数	39,684	46,354	58,561	67,098	72,368	56,130	55,338	51,486	54,858	44,809
国際手配書の受理数	10,747	12,655	13,782	17,432	19,513	20,926	21,562	21,179	21,140	18,687

注 警察庁刑事局の資料による。

第4節 矯正・更生保護分野における国際協力

1 国際受刑者移送

我が国は、外国の刑務所等で拘禁されている者等をその本国に移送してその刑の執行の共助を行うため、平成15年（2003年）に多国間条約である**刑を言い渡された者の移送に関する条約**に加入したほか、タイ王国（平成22年（2010年）発効）、ブラジル連邦共和国（平成28年（2016年）発効）、イラン・イスラム共和国（平成28年（2016年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和2年（2020年）発効）との間で二国間条約を締結している。我が国は、これらの条約の下、締約国との間で、**国際受刑者移送法**（平成14年法律第66号）に基づき、受刑者移送を行っている。

令和2年（2020年）における我が国からの送出移送人員（執行国別、罪名別）は、**2-6-4-1表**のとおりである。なお、同年における我が国への受入移送はなかった（法務省矯正局の資料による。）。同年は、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置（検疫の強化等）、航空旅客便の減便等の影響により、外国の官憲への引渡ししが困難となり、送出移送人員が前年より33人（80.5%）減少した。

2-6-4-1表 受刑者送出移送人員（執行国別、罪名別）

(令和2年)

執行国	人 員	強盗殺人	死体遺棄	傷 害	暴 行	覚醒剤取締法	入管法	関税法
総 数	8	1	1	1	1	7	1	7
韓 国	1	1	1	1	1	—	1	—
ルーマニア	1	—	—	—	—	1	—	1
ド イ ツ	2	—	—	—	—	2	—	2
オ ラ ン ダ	1	—	—	—	—	1	—	1
米 国	2	—	—	—	—	2	—	2
オーストラリア	1	—	—	—	—	1	—	1

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 1人の受刑者につき数罪ある場合には、それぞれの罪名に計上している。

2 矯正・更生保護に関する国際会議

(1) アジア太平洋矯正局長等会議

アジア太平洋矯正局長等会議 (APCCA : Asian and Pacific Conference of Correctional Administrators) は、アジア太平洋地域の矯正行政の責任者等が、意見交換及び情報共有を行う国際会議である。我が国は、過去3回(昭和57年(1982年)、平成7年(1995年)及び平成23年(2011年))にわたり会議を主催している。令和2年(2020年)にシンガポールで開催される予定であった第40回会議は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により中止された。令和3年(2021年)に韓国で開催される予定であった会議も、中止が決定した。

(2) 世界保護観察会議

世界保護観察会議は、社会内処遇の発展や、国際ネットワークの拡大を期して、世界各国の実務家や研究者等が意見交換等を行う会議である。我が国で平成29年(2017年)9月に開催された第3回会議に引き続き、第4回会議が、令和元年(2019年)9月、「犯罪者の社会内処遇に対する市民の信頼を確立する」をテーマにオーストラリアで開催され、世界23の国・地域が参加した。

第5節 刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等

1 国連アジア極東犯罪防止研修所における協力

国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI : United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders) は、日本国政府と国連の協定に基づき、昭和37年(1962年)に設置された、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) を中核とする国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関 (PNI : United Nations Crime Prevention and Criminal Justice Programme Network Institutes) の一つであり、法務総合研究所国際連合研修協力部により運営され、刑事司法分野における研修、研究及び調査を実施することにより、世界各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化に努めている。

UNAFEIでは、毎年、世界中の開発途上国の警察官、検察官、裁判官、矯正職員、保護観察官等を対象として、国際研修(年2回)、国際高官セミナー(年1回)及び汚職犯罪対策に特化した「汚職防止刑事司法支援研修」を実施してきた。令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、これらの研修・セミナーは実施されなかったが、令和3年度(2021年度)は、新型コロナウイルス感染症の情勢を踏まえつつ、オンライン会議システムを用いた方法を取り入れて実施する予定である。また、同年度からは、包摂的な社会に向けた再犯者、児童・女性等を含む弱者に対する刑事司法的対処をテーマとした新たな国際研修(年1回)も実施する予定である。

このほか、UNAFEIは、世界各国や国連等の要請を受け、特定の国・地域を対象とする研修や共同研究等を実施しており、現在は、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー及びカンボジア、ネパール、東ティモール、フィリピン、ベトナム等の刑事司法関係機関を対象とした研修・共同研究等を実施している。令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の流行により、従来のように相手国との往来を伴う活動を実施することができなかったが、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーのほか、ネパール及びフィリピンに対する研修・共同研究については、オンライン会議システムを用いて実施した。

さらに、UNAFEIは、令和3年度(2021年度)に、日本の大学生や大学院生、海外からの留学生を対象とした新たな取組として、「薬物に関連する犯罪の防止及び薬物からの離脱のための若者の取組について」をテーマとしたユース国際研修をオンライン会議システムを用いて実施した。

UNAFEIの研修に参加した刑事司法関係者（日本人を含む。）は、139の国・地域から、6,100人以上となっている（令和3年（2021年）3月現在）。

また、UNAFEIは、PNIの一員として、毎回コミッション（本章第1節参照）や कांग्रेस（第7編参照）に出席するとともに、他のPNIとも緊密な連携を取りながら、犯罪防止や刑事司法に関する国連の政策の立案・実施に協力し、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の推進にも努めている。

2 法制度整備支援

我が国による法制度整備支援は、その多くが政府開発援助（ODA）の枠組みで、法務省、外務省、最高裁判所、**独立行政法人国際協力機構（JICA）**や学識経験者等の関係者の協力により行われてきた。法務省は、平成13年（2001年）、これを所管する部署として法務総合研究所内に**国際協力部（ICD：International Cooperation Department）**を設置し、職員の派遣、支援対象国の関係者の研修等の支援活動を活発に展開している。我が国は、平成6年（1994年）にベトナムに対する支援を開始して以来、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、中国、東ティモール、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ等の主としてアジア諸国に対して支援を行ってきている。支援の内容としては、民商事法分野のものが中心であるが、刑事法分野でも、ベトナム等の東南アジア4か国、南アジア2か国及び中央アジア1か国に対する支援を実施している。令和2年（2020年）1月及び令和3年（2021年）3月には、JICAと協力し、スリランカに対する刑事司法実務改善のための支援として、刑事訴訟の遅延解消に向けた我が国の取組等を紹介する研修を実施した（令和3年（2021年）3月の研修はオンライン会議システムを用いて実施した。）。また、令和2年（2020年）6月からは、ウズベキスタンにおける犯罪白書作成支援を実施している。

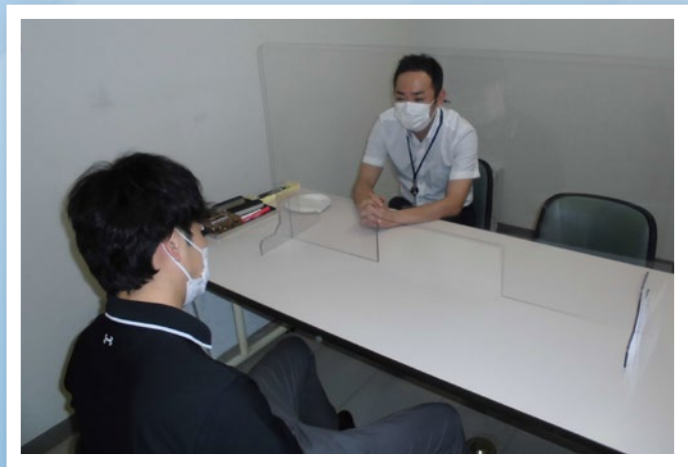
3 矯正建築分野における協力

アジア矯正建築会議（ACCFA：Asian Conference of Correctional Facilities Architects and Planners）は、アジア諸国における矯正建築分野での最新技術の情報共有や技術協力を図ることを目的として、平成24年（2012年）に東京で開催された第1回会議以降、毎年、アジア各国で開催されており、我が国は、法務省大臣官房施設課において、会議の設立及びその後の会議運営について中心的・主導的な役割を果たしている。

令和元年（2019年）10月から11月にかけて再び東京で開催された第8回会議には、13か国及びUNAFEI等4機関が参加し、矯正施設整備における設計者、企画者及び利用者の協働、矯正施設が処遇プログラムの遂行に果たす役割、矯正施設の維持管理等のための持続可能な環境の実現、矯正施設の特異性に対応する技術等について議論がなされた。



多摩少年院におけるFC東京によるサッカー教室の様子
【写真提供：法務省矯正局】



保護観察処遇における面接（模擬）の様子
【写真提供：法務省保護局】

▶ 第3編 少年非行の動向と非行少年の処遇

- 第1章 少年非行の動向
- 第2章 非行少年の処遇
- 第3章 少年の刑事手続

この編において、非行少年とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、①犯罪少年、②触法少年及び③ぐ犯少年をいう（少年法3条1項）。

第1節 少年による刑法犯

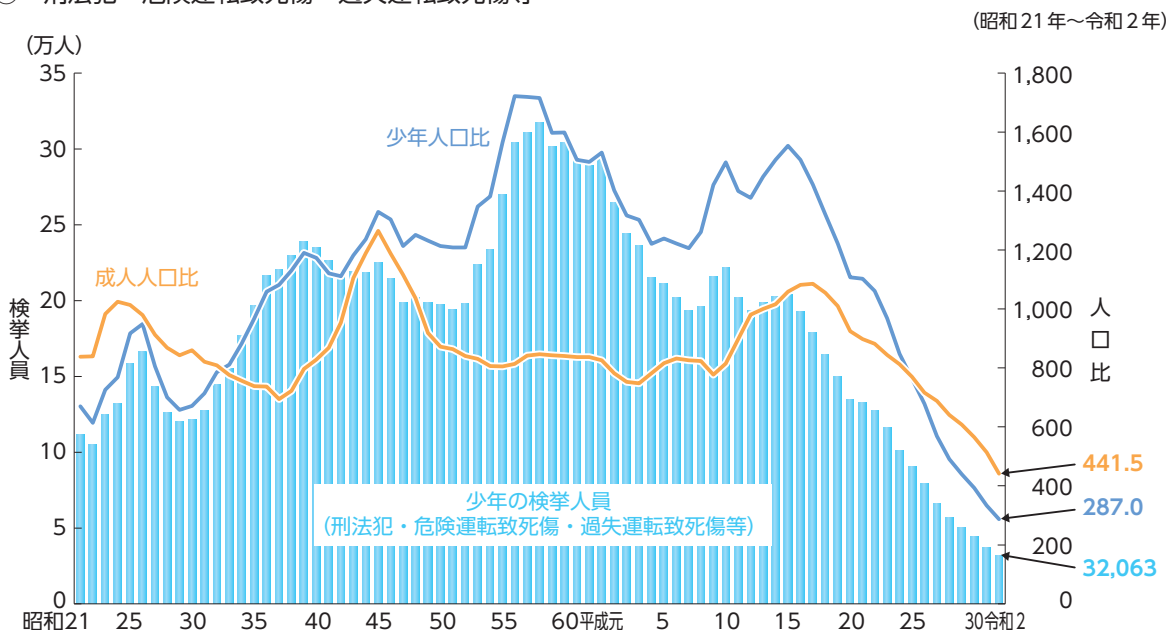
1 検挙人員

少年による刑法犯，危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員（触法少年の補導人員を含む。特に断らない限り，以下この節において同じ。）並びに人口比の推移（昭和21年以降）は，**3-1-1-1 図①**のとおりである（CD-ROM資料**3-1**参照）。少年による刑法犯，危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員の推移には，昭和期において，26年の16万6,433人をピークとする第一の波，39年の23万8,830人をピークとする第二の波，58年の31万7,438人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。平成期においては，平成8年から10年及び13年から15年にそれぞれ一時的な増加があったものの，全体としては減少傾向にあり，24年以降戦後最少を記録し続け，令和2年は戦後最少を更新する3万2,063人（前年比13.8%減）であった。

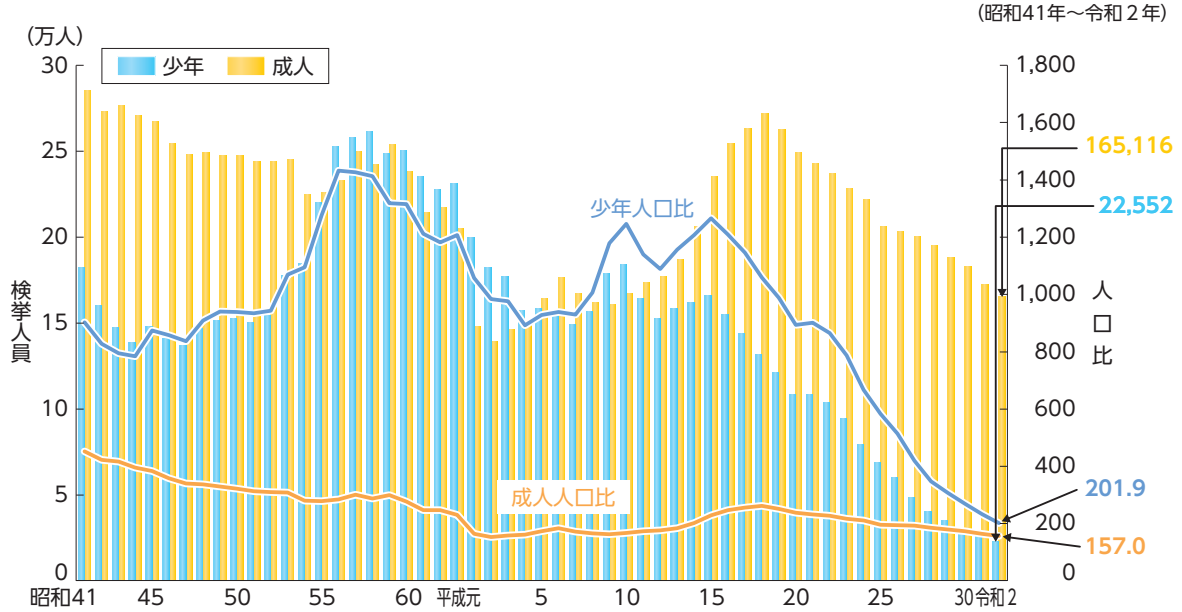
3-1-1-1 図②は，少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を成人と比較して見たものである。少年による刑法犯の検挙人員は，平成16年以降減少し続けており，令和2年は2万2,552人（前年比13.5%減）であった。少年の人口比についても低下傾向が見られ，2年は201.9（同13.5%減）と人口比の最も高かった昭和56年（1,432.2）の約7分の1になっており，成人の人口比と比較すると依然として約1.3倍と高いものの，成人の人口比にそれほど大きな変動がないため，その差は減少傾向にある。

3-1-1-1 図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



② 刑法犯



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。
 3 触法少年の補導員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。
 5 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。
 6 ②において、平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

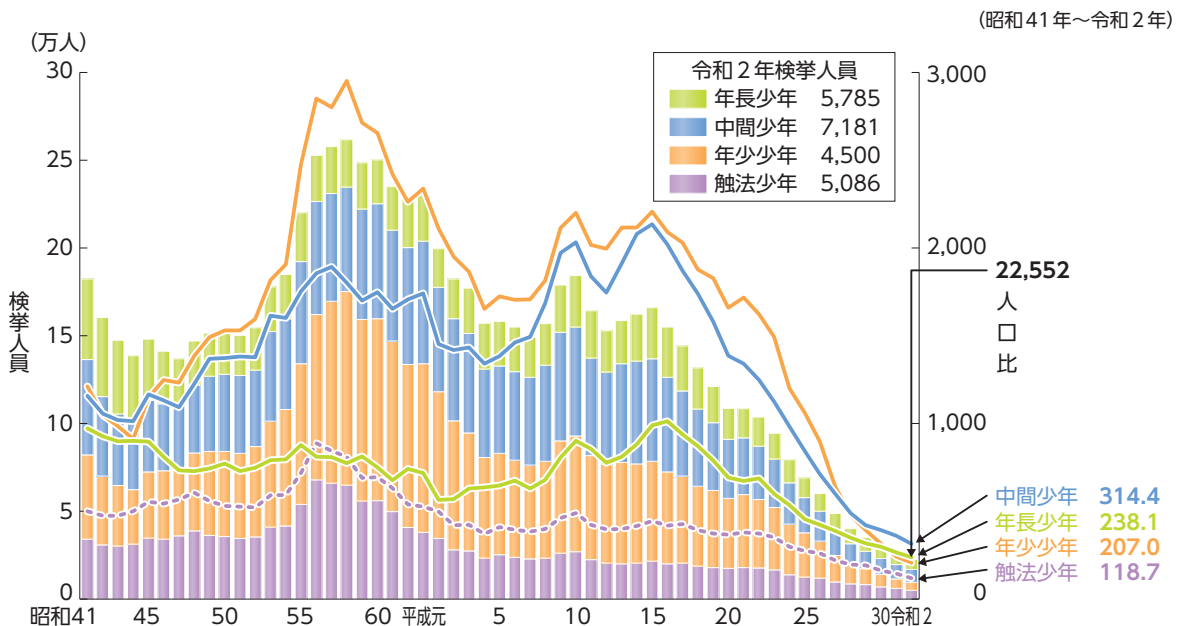
2 属性による動向

(1) 年齢層別動向

ア 年齢層別検挙人員・人口比の推移

少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を年齢層別に見ると、3-1-1-2図のとおりである（CD-ROM資料3-2参照）。令和元年以降は、年少少年の人口比が中間少年及び年長少年の人口比をいずれも下回っている。

3-1-1-2図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）

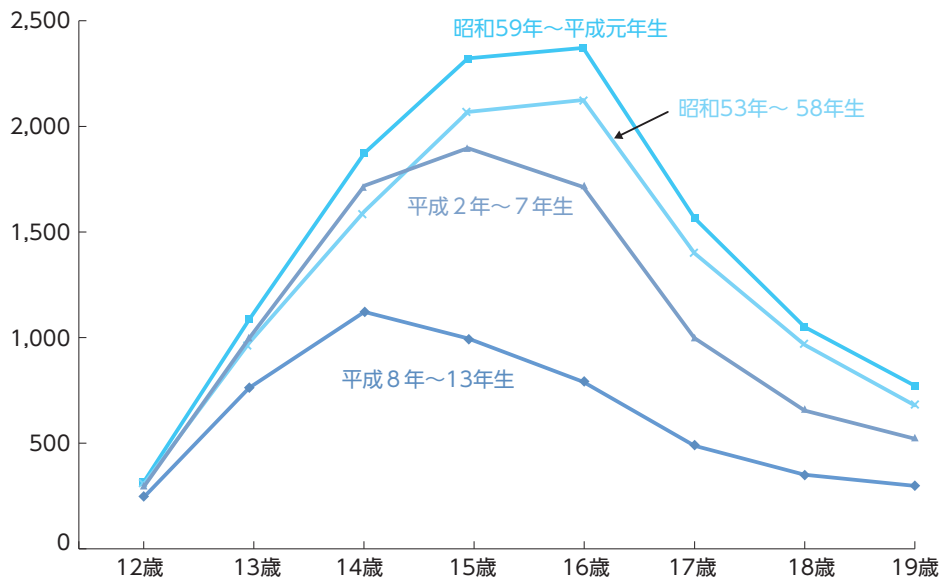


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導員である。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 5 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。

イ 非行少年率

3-1-1-3図は、少年の成長に伴う非行率の変化を知るために、出生年（推計）が昭和53年から平成13年までの者について、6年ごとに世代を区分し、各世代について、12歳から19歳までの各年齢時における**非行少年率**（各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。以下この項において同じ。）の推移を見たものである。昭和53年～58年生まれの世代は、ピークが16歳の2,124.8となっている。昭和59年～平成元年生まれの世代も、ピークは16歳であるが、2,371.4に上昇している。平成2年～7年生まれの世代は、ピークが15歳になり、1,897.0に低下している。平成8年～13年生まれの世代は、ピークが14歳と更に下がり、1,121.7に低下している。同世代の非行少年率は、12歳から19歳までの各年齢時において、全世代の中で一貫して最も低い。

3-1-1-3図 少年による刑法犯 非行少年率の推移



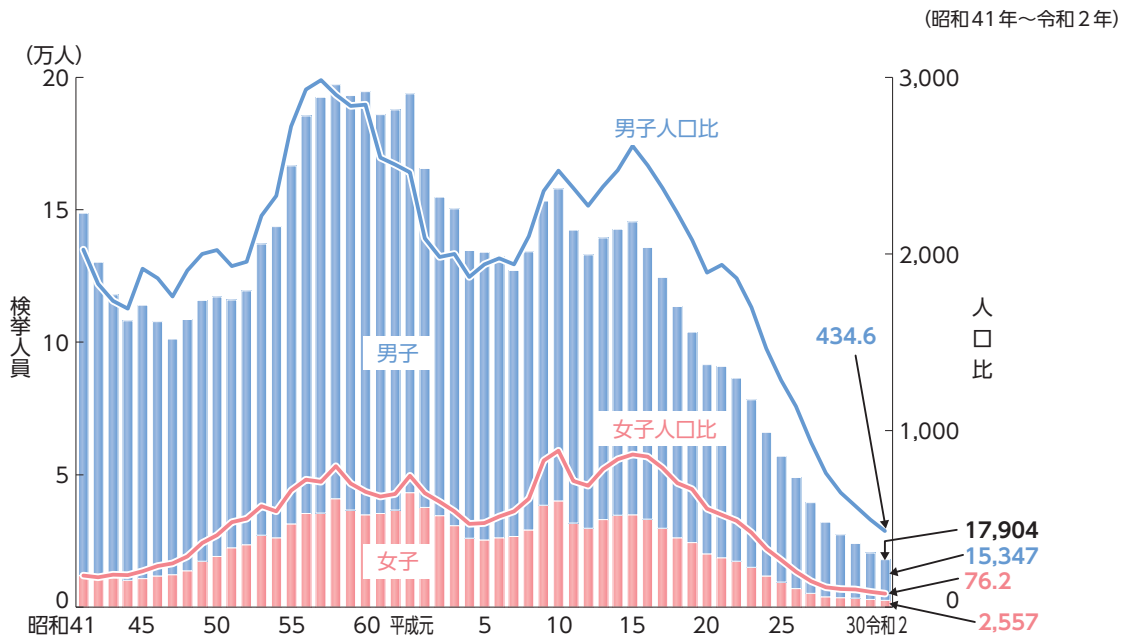
- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 平成14年から26年の検挙人員については、危険運転致死傷によるものを含む。
4 「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。

(2) 男女別動向

3-1-1-4図は、犯罪少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を男女別にみたものである（なお、成人女性と少年女子の検挙人員及び女性比の推移は、4-7-1-1図参照）。

女子比は、平成20年以降低下し続けていたが、29年から上昇に転じ、令和2年は14.3%（前年比0.0pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

3-1-1-4図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）

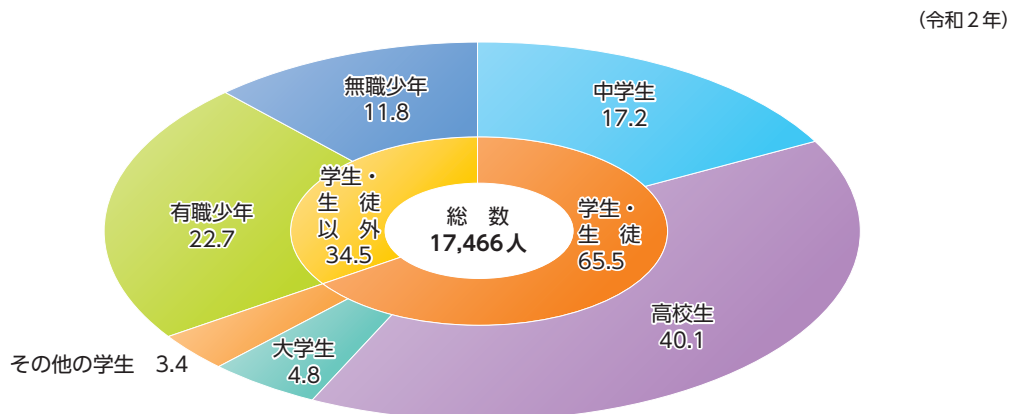


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
- 2 犯行時の年齢による。
- 3 触法少年の補導人員を含まない。
- 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
- 5 「男子人口比」は、14歳以上の男子少年10万人当たりの、「女子人口比」は、14歳以上の女子少年10万人当たりの、それぞれ刑法犯検挙人員である。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。

(3) 就学・就労状況

令和2年における犯罪少年による刑法犯の検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-1-1-5図のとおりである。

3-1-1-5図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比



- 注 1 警察庁の統計による。
- 2 犯行時の就学・就労状況による。
- 3 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
- 4 触法少年の補導人員を含まない。

3 罪名別動向

令和2年における少年による刑法犯の検挙人員（男女別）及び少年比を罪名別に見ると、**3-1-1-6表**のとおりである（CD-ROM資料**3-3**、**3-4**及び**3-5**参照）。

なお、特殊詐欺（第8編第3章第1節1項（3）参照）による少年の検挙人員については、同項（3）参照。

3-1-1-6表 少年による刑法犯 検挙人員・少年比（罪名別、男女別）

（令和2年）

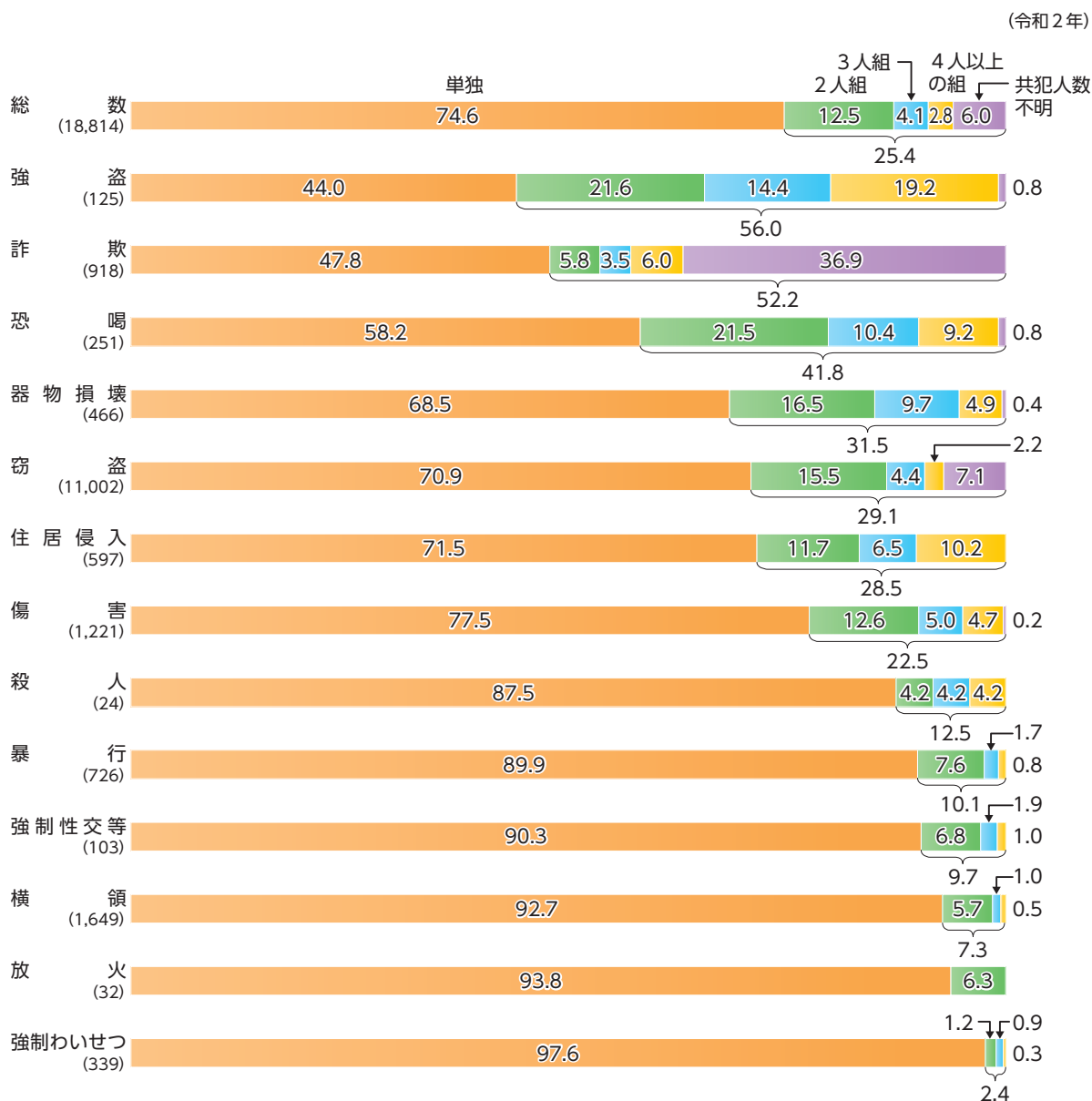
罪 名	総 数		男 子	女 子	女子比	少年比
		(%)				
総 数	22,990	(100.0)	19,299	3,691	16.1	12.3
殺 人	51	(0.2)	45	6	11.8	5.8
強 盗	344	(1.5)	313	31	9.0	20.8
放 火	59	(0.3)	46	13	22.0	9.7
強 制 性 交 等	160	(0.7)	159	1	0.6	13.3
暴 行	1,291	(5.6)	1,142	149	11.5	5.1
傷 害	2,033	(8.8)	1,863	170	8.4	10.7
恐 喝	395	(1.7)	349	46	11.6	25.6
窃 盗	12,514	(54.4)	9,898	2,616	20.9	13.7
詐 欺	715	(3.1)	585	130	18.2	8.6
横 領	1,834	(8.0)	1,646	188	10.3	15.0
遺失物等横領	1,812	(7.9)	1,626	186	10.3	16.3
強制わいせつ	420	(1.8)	410	10	2.4	14.4
住居侵入	957	(4.2)	865	92	9.6	24.9
器物損壊	833	(3.6)	744	89	10.7	15.7
そ の 他	1,384	(6.0)	1,234	150	10.8	10.6

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「遺失物等横領」は、横領の内数である。
 6 () 内は、構成比である。

4 共犯事件

令和2年における刑法犯の検挙事件（触法少年の補導件数を含まない。また、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）のうち、少年のみによる事件（少年の単独犯又は少年のみの共犯による事件）での共犯率（共犯による事件数（共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを含む。）の占める比率をいう。）・共犯者数別構成比を主な罪名別に見ると、3-1-1-7図のとおりである。総数では、少年のみによる事件での共犯率は25.4%であり、成人のみによる事件（成人の単独犯又は成人のみの共犯による事件）での共犯率（12.0%）と比べて高い（CD-ROM参照）。

3-1-1-7図 少年のみによる刑法犯 検挙事件の共犯率・共犯者数別構成比（罪名別）



注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 触法少年の補導件数は含まない。
 4 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 5 「共犯人数不明」は、共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを計上している。
 6 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 7 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 8 ()内は、件数である。

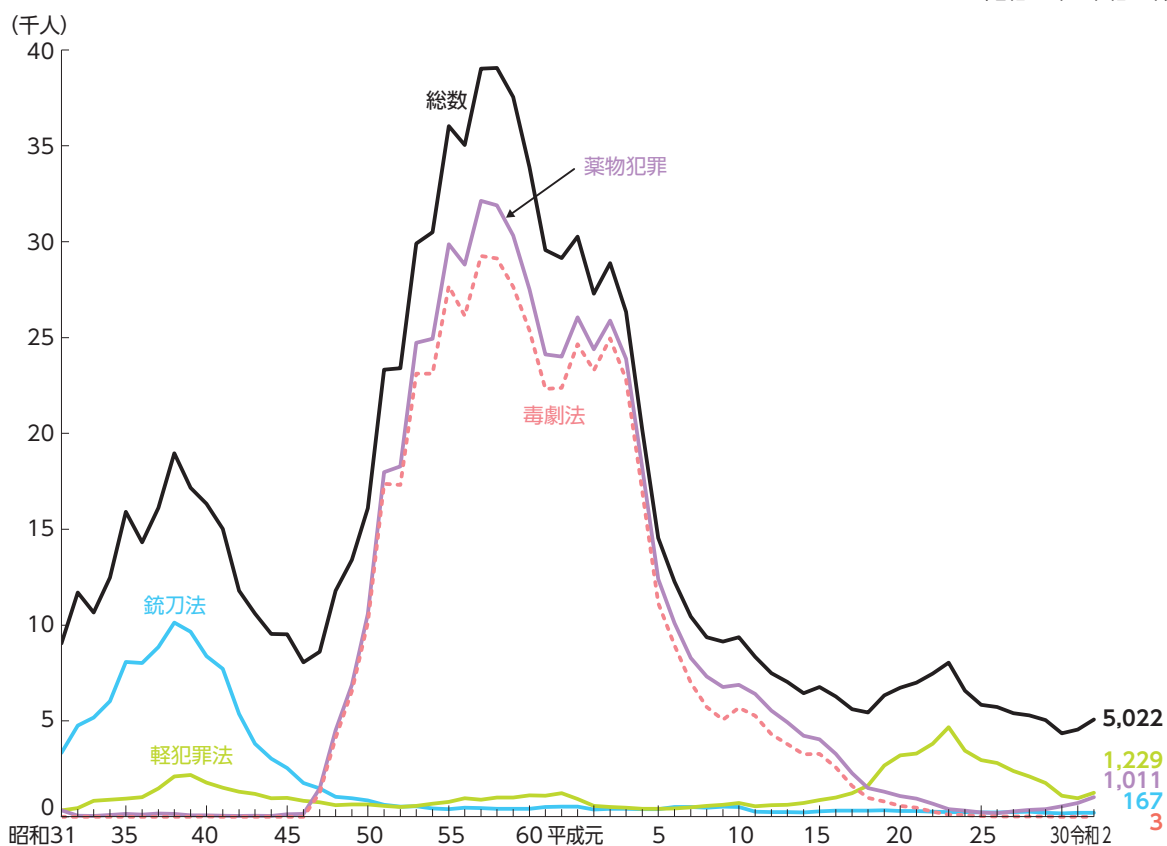
第2節 少年による特別法犯

1 検挙人員

犯罪少年による特別法犯（平成15年までは交通関係4法令違反（昭和36年までは道路交通取締法（昭和22年法律第130号）違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙人員の推移（昭和31年以降）は、**3-1-2-1図**のとおりである（罪名別検挙人員については、CD-ROM資料**3-6**参照）。その総数は、38年（1万8,967人）と58年（3万9,062人）をピークとする大きな波が見られた後、平成3年から18年にかけて大きく減少した。19年に増加に転じ、24年からは再び減少し続けていたが、令和元年から増加に転じ、2年は5,022人（前年比10.2%増）であった。罪名別に見ると、薬物犯罪（覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違法をいう。以下この節において同じ。）の人員は、昭和47年から大きく増加し、57年（3万2,129人）にピークを迎えたが、平成5年前後に著しく減少し、それ以降減少傾向にあったものの、26年（190人）を底として、翌年からは増加し続けている。その一方で、軽犯罪法違反の人員は、12年から23年まで増加し続け、令和元年まで減少を続けていたが、平成18年以降一貫して、特別法犯の中で最も多い。同年以降の軽犯罪法違反の人員を違反態様別に見ると、30年及び令和元年は「業務妨害の罪」（同法1条31号）が最も多かったが、その他の年は「田畑等侵入の罪」（同法1条32号）が最も多い（警察庁の統計による。）。

3-1-2-1図 少年による特別法犯 検挙人員の推移

(昭和31年～令和2年)

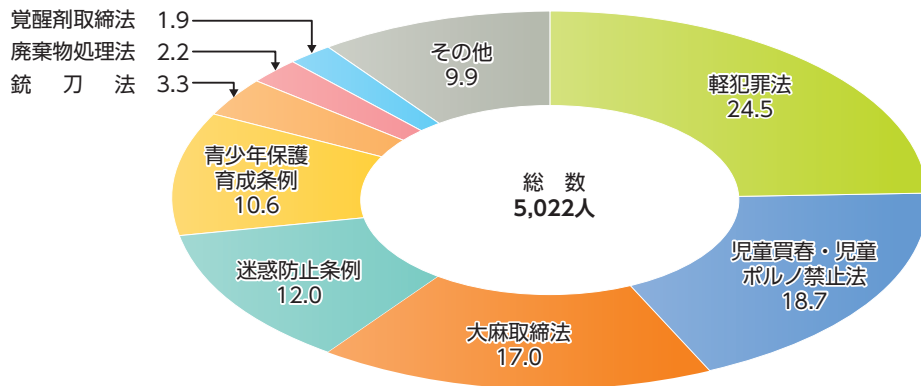


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違法をいう。
 5 平成15年までは交通関係4法令違反（昭和36年までは道路交通取締法違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。

令和2年における犯罪少年による特別法犯の検挙人員の罪名別構成比は、**3-1-2-2図**のとおりである。

3-1-2-2図 少年による特別法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和2年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 交通法令違反を除く。

2 薬物犯罪

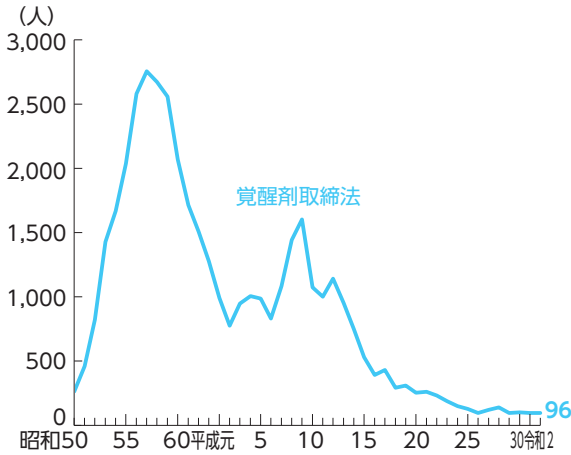
犯罪少年の薬物犯罪においては、昭和47年に毒劇法が改正されてシンナーの乱用行為等が犯罪とされた後、同法違反が圧倒的多数を占め、その検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）は、57年のピーク（2万9,254人）後増減を繰り返していたが、平成5年前後に著しく減少し、それ以降減少傾向にあり、令和2年は3人であった（**3-1-2-1図**及びCD-ROM資料**3-6**参照）。

犯罪少年による覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の検挙人員の推移（昭和50年以降）は、**3-1-2-3図**のとおりである。覚醒剤取締法違反は、57年（2,750人）及び平成9年（1,596人）をピークとする波が見られた後、10年以降は減少傾向にあったが、29年以降は90人台で推移し、令和2年は前年より4人増加し、96人であった。大麻取締法違反は、昭和61年以降増加傾向にあり、平成6年（297人）をピークとする波が見られた後、増減を繰り返していたが、26年から7年連続で増加しており、令和2年は853人（前年比258人（43.4%）増）であった。麻薬取締法違反は、平成16年（80人）をピークとする小さな波が見られるものの、昭和50年以降、おおむね横ばいなく増加傾向にとどまっていたが、平成29年から増加傾向にある。

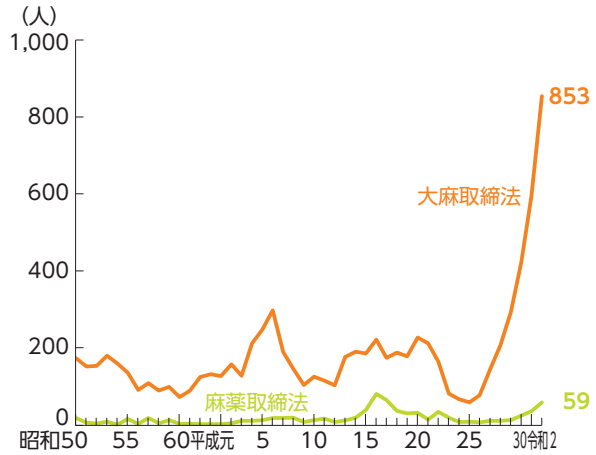
3-1-2-3 少年による覚醒剤取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

（昭和50年～令和2年）

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法・麻薬取締法



注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。
3 触法少年を含まない。

3 交通犯罪

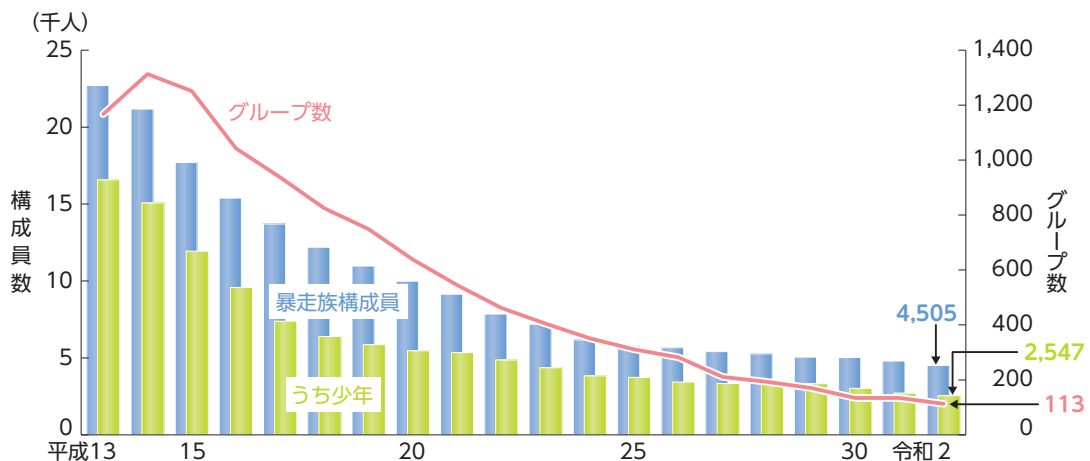
犯罪少年による道路交通法違反の取締件数（軽車両以外の車両等の運転によるものに限る。ただし、教唆・帮助犯は除く。）は、昭和60年に193万8,980件を記録した後、減少傾向が続き、令和2年は12万4,077件（前年比0.6%減）であった（警察庁交通局の資料による。）。

令和2年における犯罪少年による危険運転致死傷の検挙人員は48人（前年比2人増）であり、そのうち、致死事件の検挙人員は6人（同1人増）であった（警察庁の統計による。）。

暴走族の構成員数及びグループ数の推移（最近20年間）は、3-1-2-4図のとおりである。

3-1-2-4 暴走族の構成員数・グループ数の推移

（平成13年～令和2年）



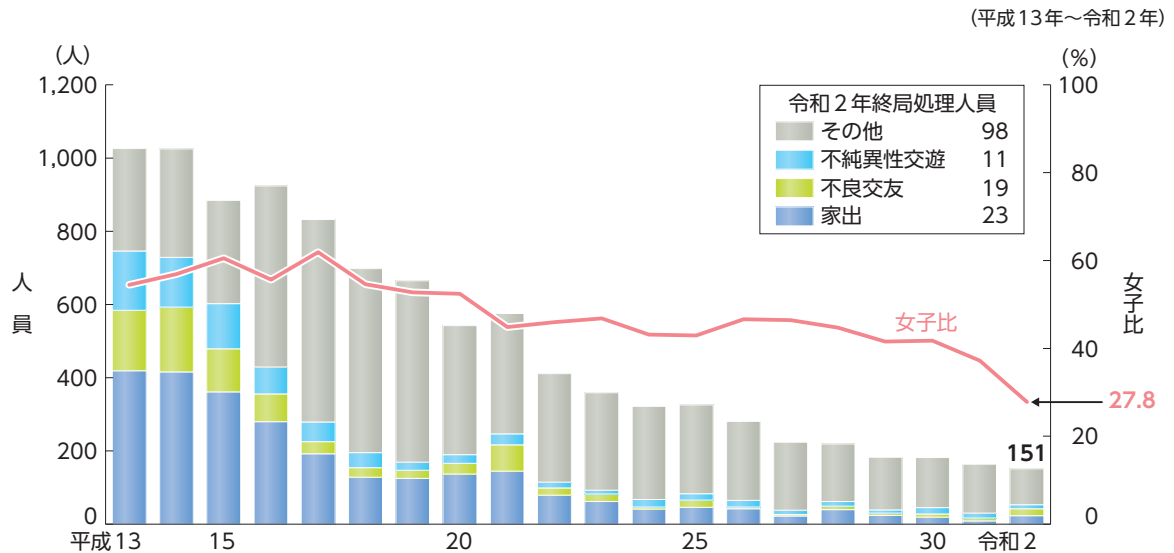
注 1 警察庁交通局の資料による。
2 共同危険型暴走族（爆音を伴う暴走等を集団で行う暴走族をいう。）に限る。

第3節 ぐ犯少年

ぐ犯について、態様別の家庭裁判所終局処理人員及び女子比の推移（最近20年間）を見ると、**3-1-3-1 図**のとおりである（CD-ROM資料**3-7**参照）。令和2年における家庭裁判所終局処理人員は151人（前年比7.9%減）、女子比は27.8%（同9.4pt低下）であった。

なお、令和2年における家庭裁判所終局処理人員のうち、行為時の年齢が14歳未満の者は10人（前年比14人減）であった（司法統計年報による。）。

3-1-3-1 図 家庭裁判所終局処理人員（ぐ犯の態様別）・女子比の推移



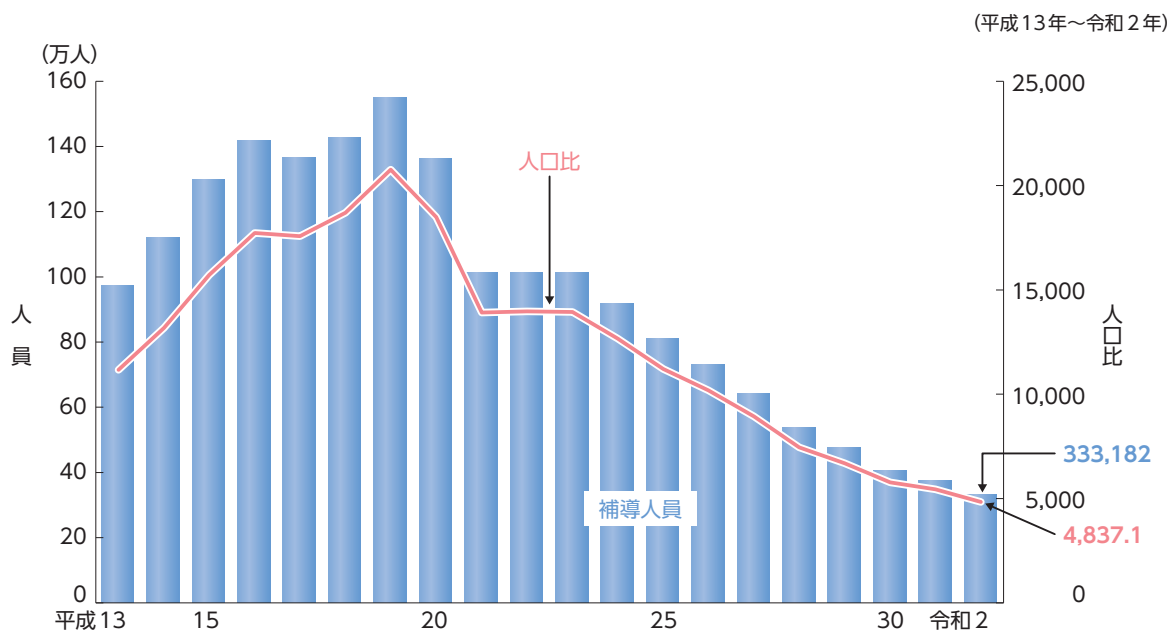
- 注 1 司法統計年報による。
 2 所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。

第4節 不良行為少年

不良行為少年（犯罪少年，触法少年又はぐ犯少年には該当しないが，飲酒，喫煙，深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。）の補導人員及び人口比の推移（最近20年間）を見ると，**3-1-4-1図**のとおりである。令和2年における補導人員は33万3,182人（前年比11.1%減），人口比は4,837.1（同606.8低下）であった。

また，令和2年における補導人員を態様別に見ると，深夜はいかい17万9,186人（53.8%），喫煙9万9,220人（29.8%）の順に多く，この2態様で補導人員総数の8割以上を占めた（警察庁生活安全局の資料による。）。

3-1-4-1図 不良行為少年 補導人員・人口比の推移



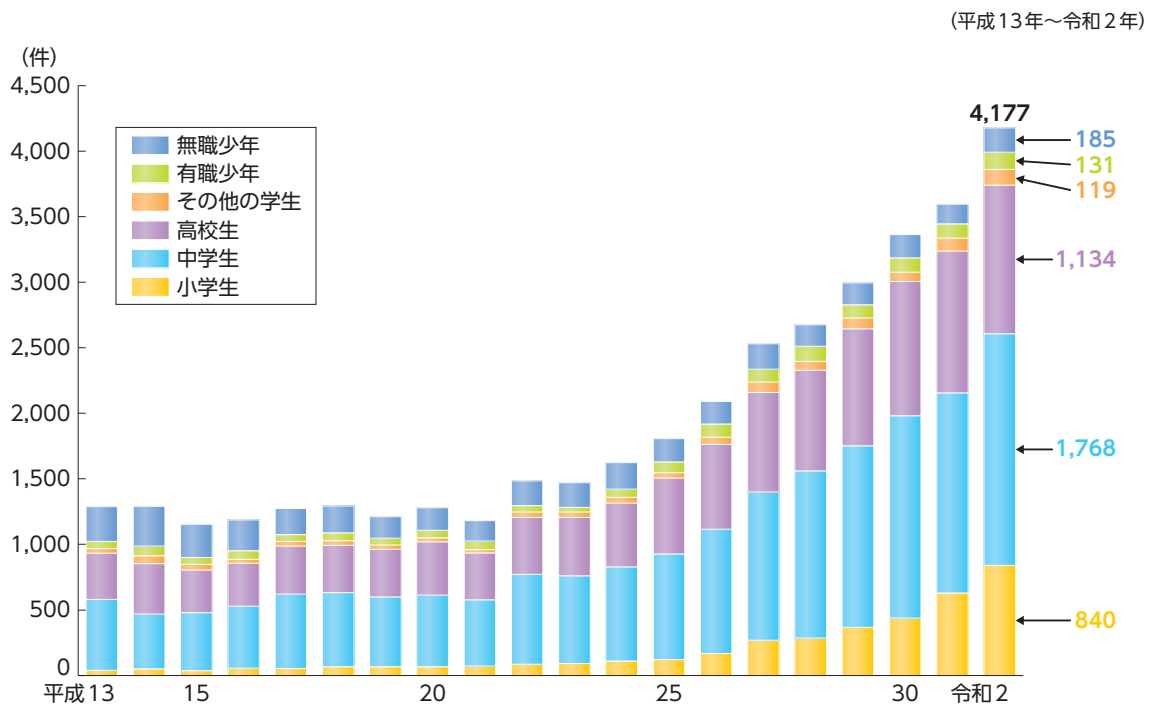
- 注 1 警察庁生活安全局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「不良行為少年」は，犯罪少年，触法少年又はぐ犯少年には該当しないが，飲酒，喫煙，深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
 3 「人口比」は，少年10万人当たりの補導人員である。ただし，令和2年の人口比は，元年10月1日現在の14歳以上20歳未満の人口を使用して算出した。

第5節 家庭と学校における非行

1 家庭内暴力

少年による家庭内暴力事件の認知件数の推移（最近20年間）を就学・就労状況別に見ると、3-1-5-1図のとおりである。認知件数の総数は、平成24年から毎年増加しており、令和2年は4,177件（前年比16.2%増）であった。特に、近年、小学生が大きく増加しており、2年は840件（同33.1%増）であった。

3-1-5-1図 少年による家庭内暴力 認知件数の推移（就学・就労状況別）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 一つの事件に複数の者が関与している場合は、主たる関与者の就学・就労状況について計上している。
 4 「その他の学生」は、浪人生等である。

令和2年における家庭内暴力事件の対象について、同居している家族の内訳を見ると、母親が2,430件と最も多く、次いで、父親が532件、兄弟姉妹が417件、同居の親族が173件の順であり、同居している家族以外では、家財道具等が612件、その他が13件であった（警察庁生活安全局の資料による）。

2 校内暴力

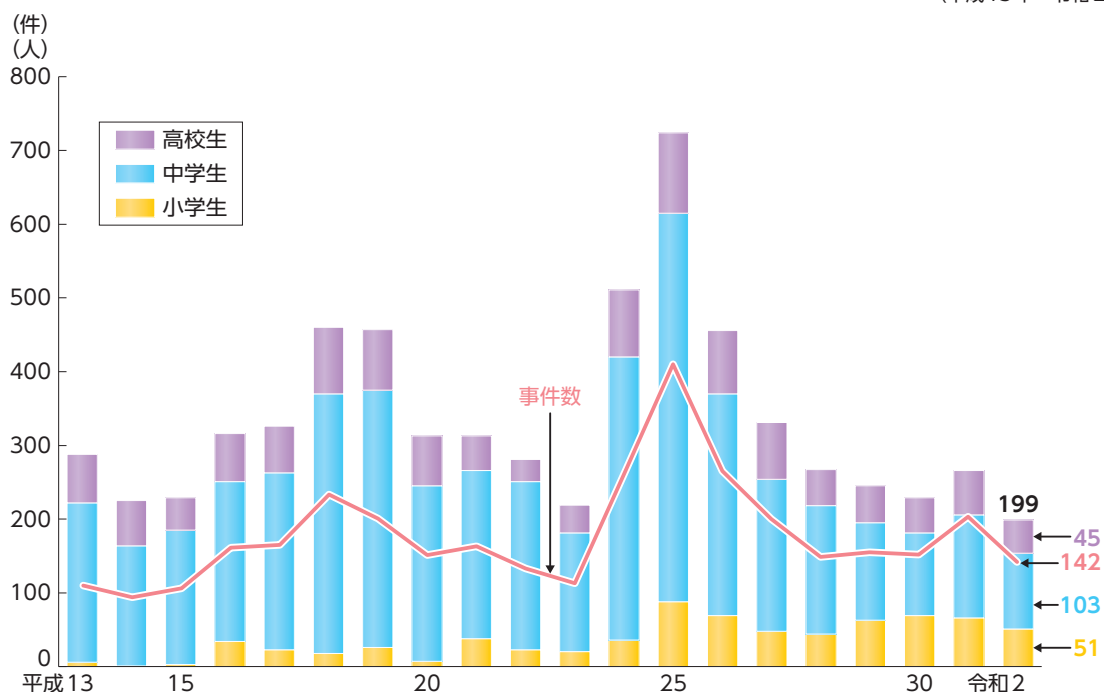
校内暴力事件の事件数及び検挙・補導人員は、事件数では昭和58年に2,125件を、検挙・補導人員では56年に1万468人を、それぞれ記録した後は大きく減少し、その後の増減を経て、平成26年以降減少し続け、令和2年は507件（前年比18.0%減）、549人（同20.4%減）であった。検挙・補導された者の就学状況を見ると、かつては、中学生が圧倒的に多い状況が続いていたが、平成26年以降、中学生の検挙・補導人員及び総数に占める構成比が減少・低下し続け、令和2年は、中学生が334人（60.8%）、小学生が118人（21.5%）、高校生が97人（17.7%）であった。中学生は、減少が始まる直前の平成25年（1,569人）と比べると令和2年は約2割となった一方で、小学生は、平成24年から増加傾向にあり、令和2年にやや減少したものの、平成28年以降は高校生を上回っている（警察庁生活安全局の資料による）。

3 いじめ

警察において取り扱ったいじめに起因する事件の事件数及び検挙・補導人員の推移（最近20年間）を見ると、**3-1-5-2図**のとおりである。事件数及び検挙・補導人員は、昭和60年に638件、1,950人を記録して以降、63年の97件、279人まで大きく減少し、その後の増減を経て、令和2年の事件数は142件（前年比30.0%減）、検挙・補導人員は199人（同25.2%減）と、いずれも前年より減少した（CD-ROM参照）。

3-1-5-2図 いじめに起因する事件 事件数・検挙・補導人員の推移

(平成13年～令和2年)



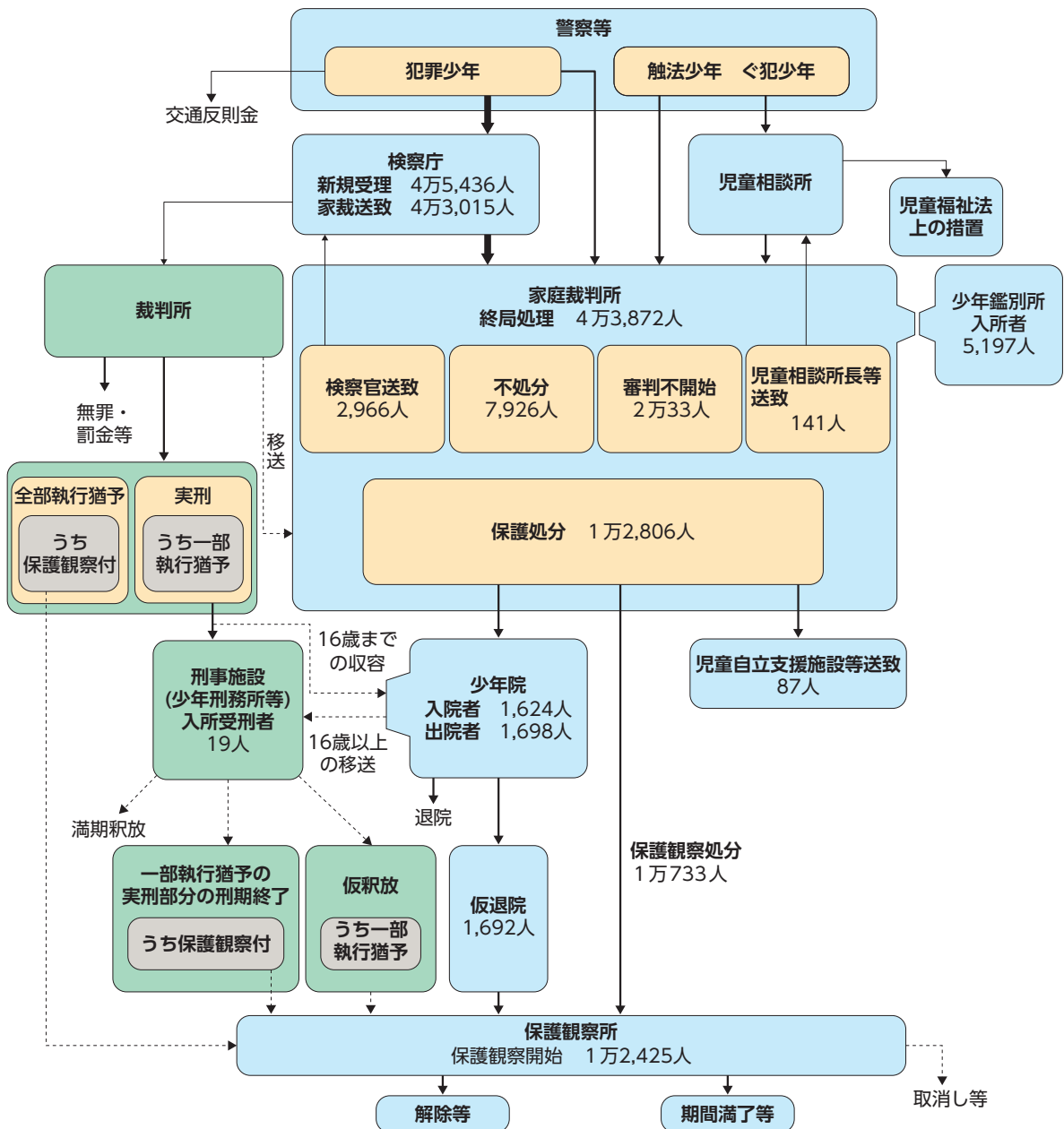
- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「いじめに起因する事件」とは、いじめによる事件及びいじめの仕返しによる事件をいう。

第1節 概要

非行少年に対する手続の流れは、3-2-1-1図のとおりである（少年に対する刑事処分に係る手続（同図の緑色部分）については、本編第3章参照）。

3-2-1-1 図 非行少年処遇の概要

(令和2年)



注 1 検察統計年報，司法統計年報，矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は，事件単位の延べ人員である。例えば，1人が2回送致された場合には，2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は，知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は，児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は，出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は，保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。

1 家庭裁判所送致までの手続の流れ

(1) 犯罪少年

警察等は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、罰金以下の刑に当たる犯罪の被疑事件は家庭裁判所に送致し、それ以外の刑に当たる犯罪の被疑事件は検察官に送致する。検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、又は家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、事件を家庭裁判所に送致する。そのため、検察官は、少年が満20歳に達した場合や、犯罪の嫌疑がなく、家庭裁判所の審判に付すべき事由もない場合などを除き、事件を家庭裁判所へ送致しなければならない。

(2) 触法少年及びぐ犯少年

触法少年及び14歳未満のぐ犯少年については、家庭裁判所は、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、審判に付することができる。保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を発見した者は、これを都道府県等の福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされているので、触法少年及び14歳未満のぐ犯少年が要保護児童である場合には、この通告対象となる。都道府県知事又は児童相談所長は、通告を受けた少年について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合には、家庭裁判所に送致する。警察官は、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を見つけた場合に、事件の調査をすることができるが、その結果、少年の行為が、一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料する場合等には、事件を児童相談所長に送致しなければならない。都道府県知事又は児童相談所長は、送致を受けた少年のうち一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れる行為を行った触法少年については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならない。ただし、それ以外の少年についても、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合は、家庭裁判所に送致する。他方、14歳以上のぐ犯少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。ただし、警察官又は保護者は、ぐ犯少年が18歳未満であり、かつ、家庭裁判所に送致・通告するよりも、まず児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置に委ねるのが適当であると認めるときは、児童相談所に通告することができる。

2 家庭裁判所における手続の流れ

(1) 家庭裁判所の調査

家庭裁判所は、検察官等から事件の送致等を受けたときは、事件について調査しなければならないが、家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。

(2) 少年鑑別所の鑑別

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、観護措置の決定により、少年を少年鑑別所に送致する。この場合、少年鑑別所は、送致された少年を収容して、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づいて、収容審判鑑別を行うとともに、必要な観護処遇を行う。

(3) 家庭裁判所の審判等

家庭裁判所は、調査の結果に基づき、審判不開始、審判開始等の決定をする。

少年及び保護者は、付添人を選任することができるが、弁護士以外の者を選任するには、家庭裁判所の許可を要する。

審判は、非公開で行われるが、家庭裁判所は、一定の重大事件の被害者等から審判の傍聴の申出があった場合、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、傍聴を許すことができる（第6編第2章第1節6項参照）。

また、家庭裁判所は、犯罪少年の一定の重大犯罪に係る事件において、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができる。家庭裁判所は、この場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人（国選付添人）を付さなければならない。

なお、家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、相当の期間、少年を家庭裁判所調査官に直接観察させる試験観察に付することができる。

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又はその必要がないと認めるときは、不処分の決定をする。調査又は審判の結果、児童福祉法上の措置を相当と認めるときは、事件を都道府県知事又は児童相談所長に送致し、本人が20歳以上であることが判明したときは、事件を検察官に送致する。また、調査又は審判の結果、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致するが、犯行時16歳以上の少年による一定の重大な事件及び犯行時18歳以上の少年による選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす連座制に係る事件については、原則として事件を検察官に送致しなければならない（いわゆる**原則逆送**）、送致を受けた検察官は、原則として当該事件を起訴しなければならない。家庭裁判所は、これらの場合以外は、**保護処分**をしなければならないが、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致（18歳未満の少年に限る。）又は少年院送致（おおむね12歳以上の少年に限る。）のいずれかの決定を行う。

少年、その法定代理人又は付添人は、保護処分の決定に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、高等裁判所に抗告をすることができる。他方、検察官は、検察官関与の決定があった事件について、非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。

3 保護処分に係る手続の流れ

(1) 家庭裁判所の決定による保護観察

家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年は、原則として20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間）又は保護観察が解除されるまで、保護観察官又は保護司から、改善更生のために必要な指導監督及び補導援護を受ける（保護観察の概要については、本章第5節参照）。

なお、家庭裁判所は、少年を保護観察に付する際、非行性の進捗がそれほど深くないなど、短期間の保護観察により改善更生を期待できる者について、短期保護観察又は交通短期保護観察が相当である旨の処遇勧告を行い、これらの処遇勧告がなされた場合、保護観察は、この勧告に従って行われる。

(2) 児童自立支援施設・児童養護施設送致

児童自立支援施設・児童養護施設送致の決定を受けた少年は、児童福祉法による施設である児童自立支援施設又は児童養護施設に入所措置される。

(3) 少年院収容と仮退院後の保護観察

家庭裁判所の決定により少年院送致とされた少年は、少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受ける。

少年院での収容期間は、原則として20歳に達するまでであるが、少年院の長は、20歳に達した後

も、送致の決定のあった日から1年間に限り、収容を継続することができる。在院者は、収容期間の満了により退院するが、家庭裁判所は、一定の場合には、少年院の長の申請により、23歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定をする。さらに、家庭裁判所は、在院者の精神に著しい障害があり、医療に関する専門的知識及び技術を踏まえて矯正教育を継続して行うことが特に必要な場合には、少年院の長の申請により、26歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定を行い、同決定を受けた在院者は、第3種の指定を受けた少年院（本章第4節3項（1）参照）に収容される。

他方、在院者については、生活環境の調整を行い、地方更生保護委員会の決定により、収容期間の満了前に**仮退院**を許されることがある。この場合、仮退院した後は、収容期間の満了日又は退院の決定があるまで保護観察に付される。

4 少年法等の改正

令和3年5月、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情に鑑み、必要な措置を講ずるため、**少年法等の一部を改正する法律**（第2編第1章1項（1）参照。以下この項において「改正法」という。）が成立し、4年4月1日から施行されることとなった。同法により、少年法が改正され、18歳以上の少年が**特定少年**とされ、特定少年の保護事件の特例として、①家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、犯行時に特定少年に係るものが加えられ、②家庭裁判所が審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合に決定すべき保護処分（6月若しくは2年の保護観察又は少年院送致）の内容等に関する規定が整備されるとともに、③ぐ犯が対象から除外されるなどの規定の整備が行われた。また、特定少年の刑事事件の特例として、不定期刑（本編第3章第1節1項参照）、換刑処分の禁止の規定等を適用しないものとするなどの規定の整備が行われた。さらに、特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する規定を適用しないこととされた。

また、改正法により、更生保護法が改正され、前記②の保護処分に係る保護観察に付された特定少年を保護観察処分少年（本章第5節2項（1）参照）に加えるなどの所要の規定の整備が行われた。さらに、改正法により、少年院法が改正され、少年院の種類（本章第4節3項（1）参照）に、前記②の保護処分に係る保護観察のうち2年の保護観察に付されている者（特定保護観察処分少年）について、遵守事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ改善更生を図ることができないと家庭裁判所が認めるときに決定をもって収容するものとして、第5種を新たな少年院の種類として加えるなどの所要の規定の整備が行われた。

第2節 検察・裁判

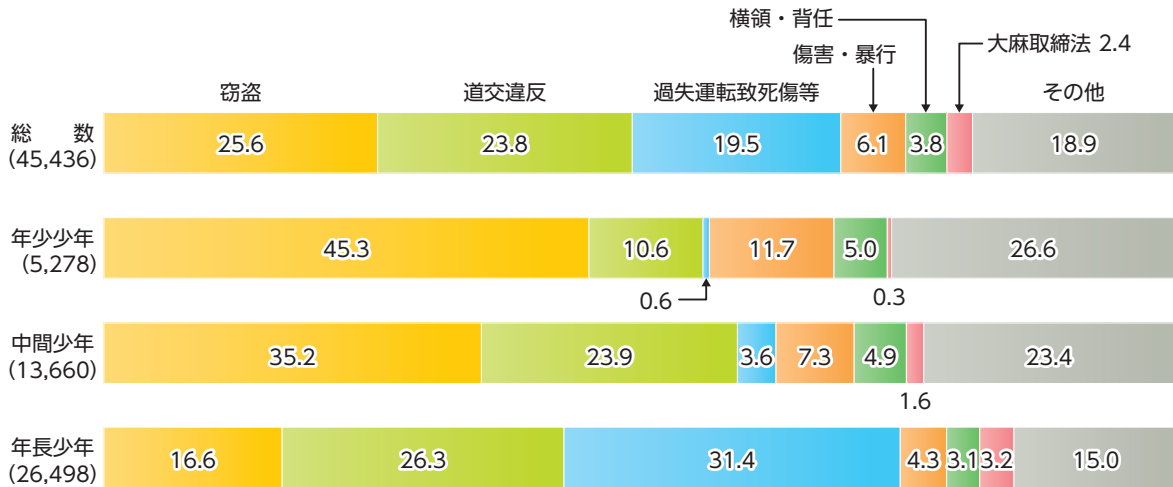
1 検察（家庭裁判所送致まで）

（1）受理状況

令和2年における犯罪少年の検察庁新規受理人員は、4万5,436人（少年比5.7%）であった。その内訳は、刑法犯が2万2,128人（同11.3%）、過失運転致死傷等が8,846人（同2.9%）、特別法犯が1万4,462人（同4.7%）であり、道交違反を除いた特別法犯は3,659人（同4.1%）であった（検察統計年報による。）。

3-2-2-1 図は、令和2年における犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比を年齢層別に見たものである。犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比の推移については、CD-ROM資料**3-8**参照。

(令和2年)



- 注 1 検察統計年報による。
 2 受理時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、人員である。

(2) 家庭裁判所への送致

検察官は、少年事件を家庭裁判所に送致するとき、どのような処分が相当であるかについて意見を付けることができる。令和2年における家庭裁判所の終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち年長少年（9,058人）について、検察官が刑事処分相当との意見を付けた割合は6.9%、家庭裁判所が検察官送致（刑事処分相当）の決定をした割合は6.0%であった（法務省刑事局の資料による。）。検察官処遇意見等の状況については、CD-ROM資料3-9参照。

2 家庭裁判所

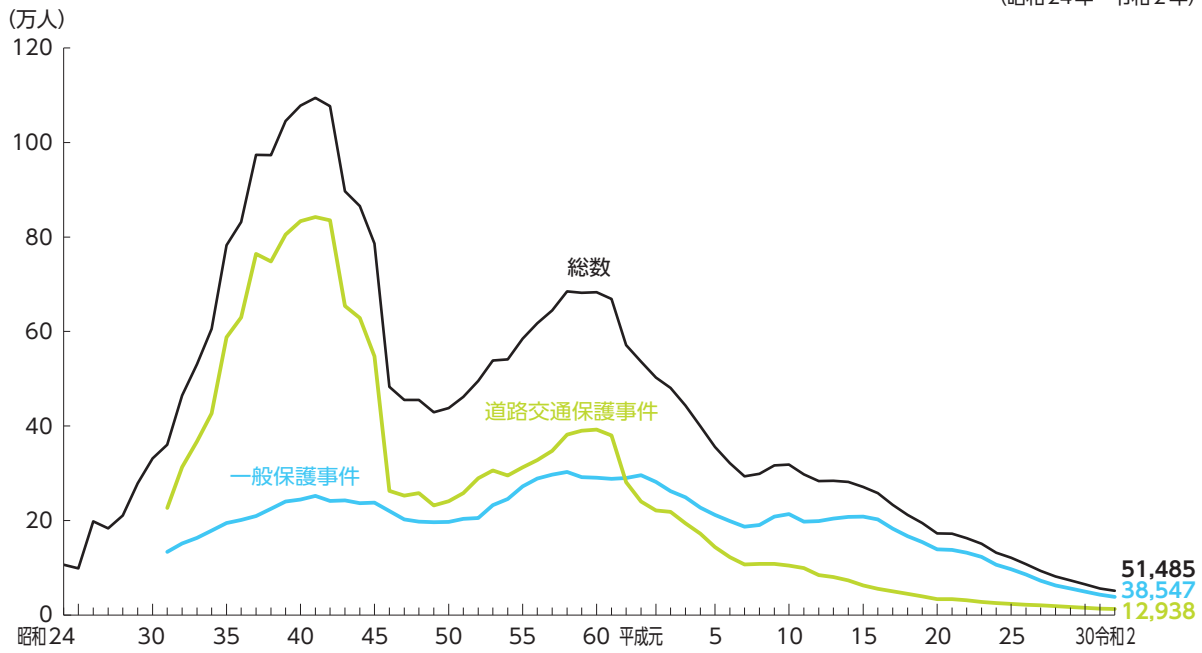
(1) 受理状況

少年保護事件の家庭裁判所新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、3-2-2-2図のとおりである。一般保護事件（道交違反に係るもの以外の少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和41年及び58年のピークを経て、しばらく減少傾向にあった後、20万人前後で推移していたが、平成16年以降、毎年減少しており、令和2年は3万8,547人（前年比10.5%減）であった。

道路交通保護事件（道交違反に係る少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和45年の交通反則通告制度の少年への適用拡大、62年の同制度の反則行為の拡大により急減した後、近年も減少傾向にあり、令和2年は1万2,938人（前年比3.0%減）であった。

3-2-2-2 図 少年保護事件 家庭裁判所新規受理人員の推移

(昭和24年～令和2年)



注 1 司法統計年報による。
2 内数である一般保護事件と道路交通保護事件の区分については、統計の存在する昭和31年以降の数値を示した。

(2) 処理状況

ア 終局処理の概要

令和2年における少年保護事件について、①一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐ犯を除く。）、②過失運転致死傷等保護事件（過失運転致死傷等及び危険運転致死傷に係る少年保護事件）、③道路交通保護事件別に、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、3-2-2-3図のとおりである。処理区分別・非行名別の終局処理人員については、CD-ROM資料3-10参照。

3-2-2-3 図 少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比

(令和2年)

① 一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐ犯を除く）(23,835)



② 過失運転致死傷等保護事件 (8,735)



③ 道路交通保護事件 (11,138)



■ 検察官送致 (刑事処分相当) ■ 検察官送致 (年齢超過) ■ 少年院送致 ■ 保護観察
■ 不処分 ■ 審判不開始 ■ その他

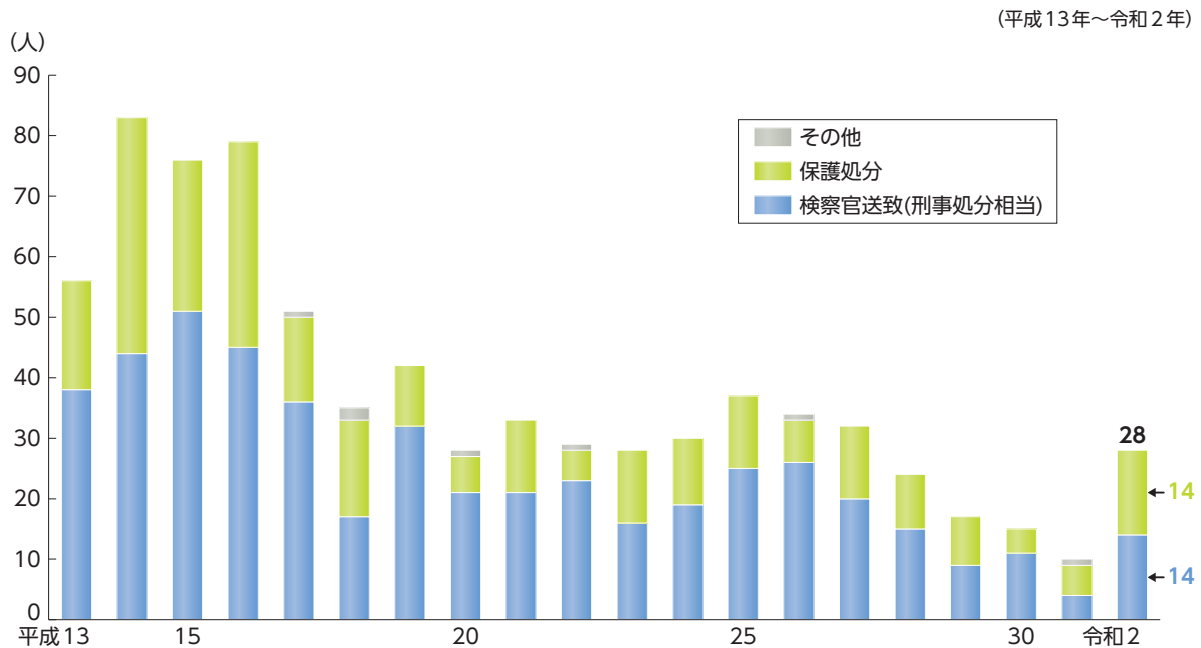
注 1 司法統計年報による。
2 「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。
3 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。
4 「その他」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致である。
5 () 内は、実人員である。

イ 原則逆送事件の処理状況

犯行時16歳以上の少年による故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件については、家庭裁判所は、原則として検察官に送致しなければならないが、これに該当する原則逆送事件の終局処理人員（年齢超過による検察官送致を除く。以下イにおいて同じ。）の推移（原則逆送制度が開始された平成13年以降）は、**3-2-2-4図**のとおりである。14年（83人）のピーク後、16年までは大きな増減はなかったが、17年以降は減少傾向にあった。その後、24年に増加に転じ、26年以降は毎年減少していたが、令和2年は28人（前年比18人増）であった。

平成13年4月以降令和2年末までの間における原則逆送事件の終局処理人員の合計は767人であり、このうち487人（63.5%）が検察官送致決定を受けている。

3-2-2-4図 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員の推移（処理区分別）



- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
 3 年齢超過による検察官送致を除く。
 4 平成13年は、原則逆送制度が開始した同年4月1日以降の人員である。
 5 「その他」は、不処分及び審判不開始である。

令和2年における家庭裁判所の終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見ると、**3-2-2-5表**のとおりである。

3-2-2-5表 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員（罪名別、処理区分別）

(令和2年)

罪 名	終局処理人員	検察官送致 (刑事処分相当)	保護処分	少年院送致			保護 観察	不処分	審 判 不開始
				第1種 少年院	第2種 少年院	第3種 少年院			
総 数	28	14	14	8	4	—	2	—	—
殺 人	16	7	9	4	3	—	2	—	—
傷 害 致 死	8	3	5	4	1	—	—	—	—
危険運転致死	4	4	—	—	—	—	—	—	—

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「殺人」は、既遂に限る。
 3 少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
 4 年齢超過による検察官送致を除く。

第3節 少年鑑別所

1 概説

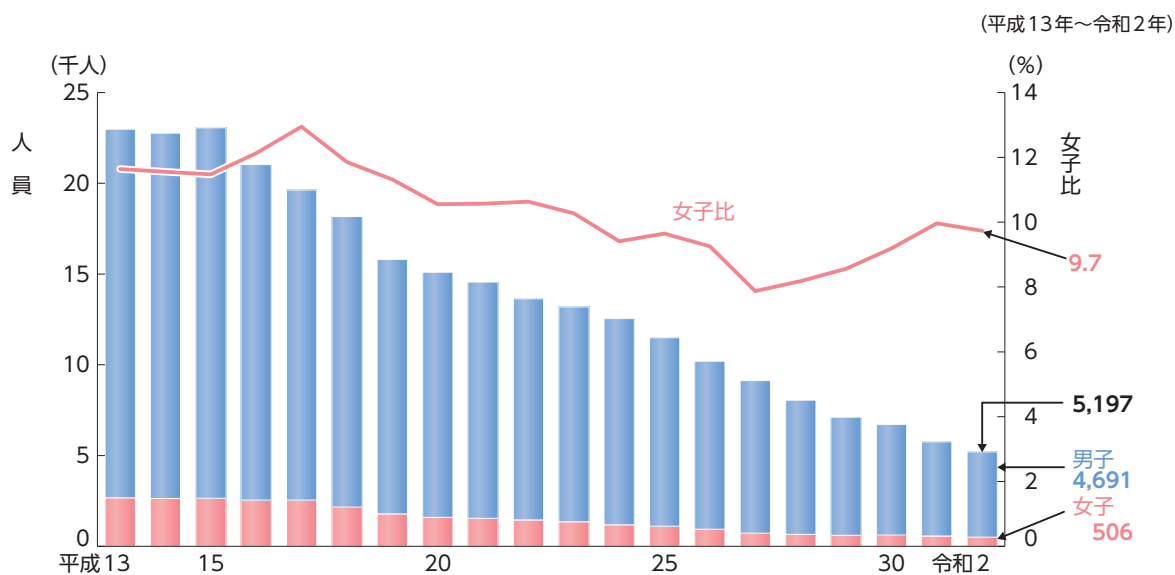
少年鑑別所の業務は、①専門的知識及び技術に基づいた鑑別を実施すること、②在所者の情操の保護に配慮し、その者の特性に応じた観護処遇を実施すること、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を実施することである。少年鑑別所は、令和3年4月1日現在、全国に52庁（分所8庁を含む。）が設置されている。

2 入所・退所の状況

(1) 入所人員の推移

少年鑑別所の入所者（観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいう。）の人員（男女別）及び女子比の推移（最近20年間）は、3-2-3-1図のとおりである。その人員は、平成8年から増加し、15年（2万3,063人）に昭和45年以降最多を記録したが、その後、17年連続で減少し、令和2年は5,197人（前年比9.6%減）であった（CD-ROM資料3-11参照）。2年におけるその人員の内訳は、観護措置による者が88.0%、勾留に代わる観護措置による者が6.4%であった（矯正統計年報による。）。

3-2-3-1図 少年鑑別所入所者の人員（男女別）・女子比の推移



注 1 矯正統計年報による。

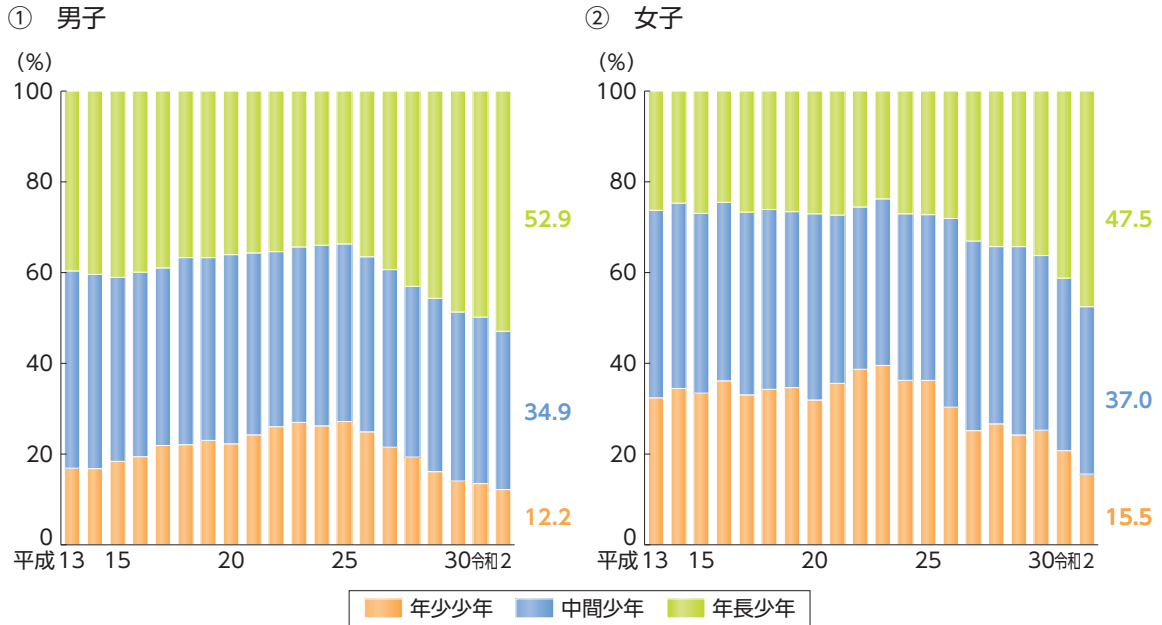
注 2 「入所者」は、観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し、施設間の移送又は仮収容により入所した者は含まない。

(2) 被收容者の特徴

3-2-3-2図は、少年鑑別所被收容者（観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。以下同じ。）の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見たものである。

3-2-3-2図 少年鑑別所被收容者の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成13年～令和2年)



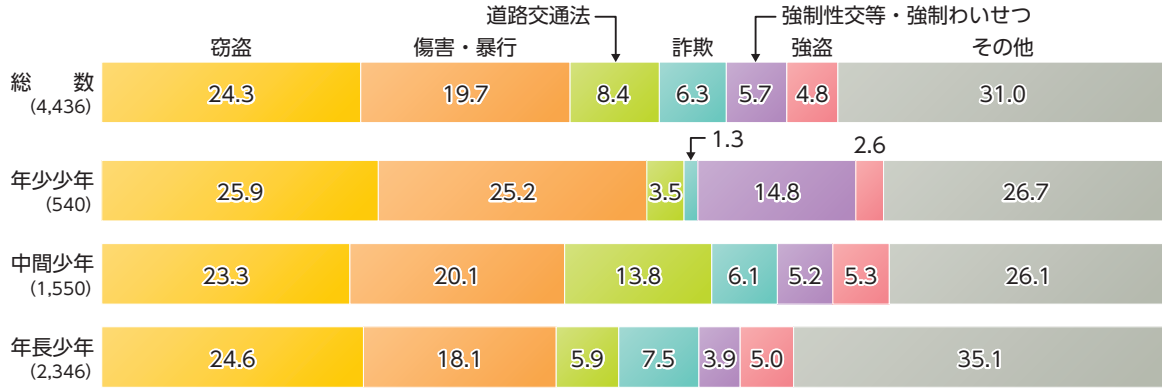
- 注 1 矯正統計年報による。
- 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
- 3 少年鑑別所退所時の年齢による。
- 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。

3-2-3-3図は、令和2年における少年鑑別所被收容者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子は、全ての年齢層で窃盗の構成比が最も高く、ぐ犯及び覚醒剤取締法違反の構成比が、女子と比べて顕著に低い（男子におけるぐ犯は2.6%、覚醒剤取締法違反は1.0%。CD-ROM参照）。女子は、年齢層が上がるにつれて、ぐ犯の構成比が低くなり、覚醒剤取締法違反の構成比が高くなっている。また、平成28年から令和2年までにおける総数について見ると、元年までは、窃盗、ぐ犯及び傷害・暴行が上位3つを占めていたが、2年は、窃盗、傷害・暴行、詐欺の順であり、詐欺がぐ犯を上回っている。

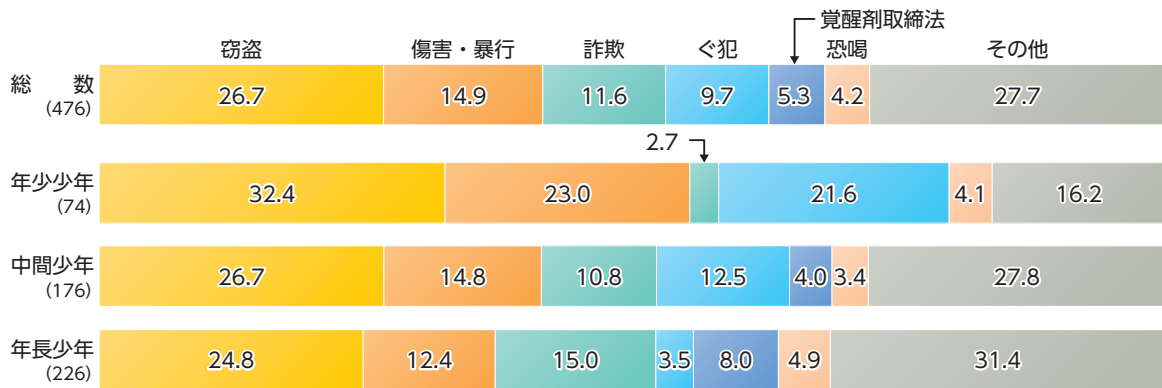
3-2-3-3 少年鑑別所被収容者の非行名別構成比（男女別，年齢層別）

（令和2年）

① 男子



② 女子



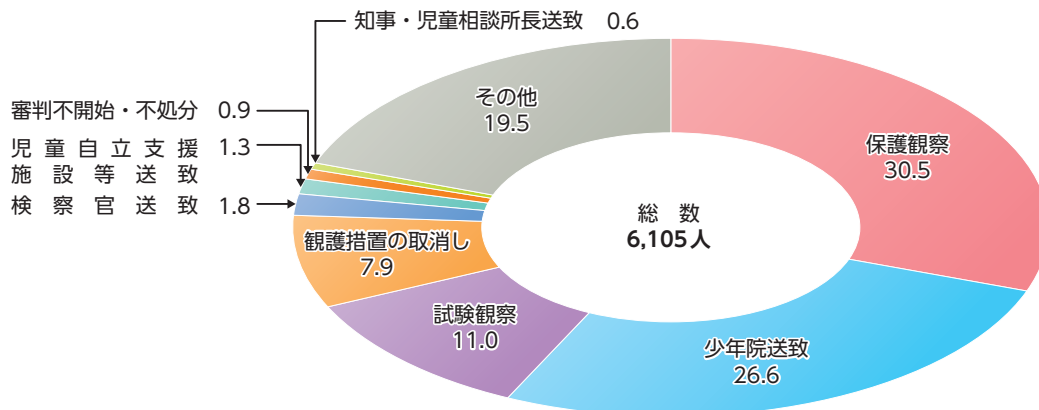
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「被収容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、令和2年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 少年鑑別所退所時の年齢による。
 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 () 内は、実人員である。

(3) 退所事由

令和2年における少年鑑別所の退所者の退所事由別構成比は、3-2-3-4図のとおりである。

3-2-3-4 少年鑑別所退所者の退所事由別構成比

（令和2年）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 3 「その他」は、施設間の移送、少年院在院者の鑑別のための収容の終了、仮収容の終了、同行指揮等により退所した者である。

3 鑑別

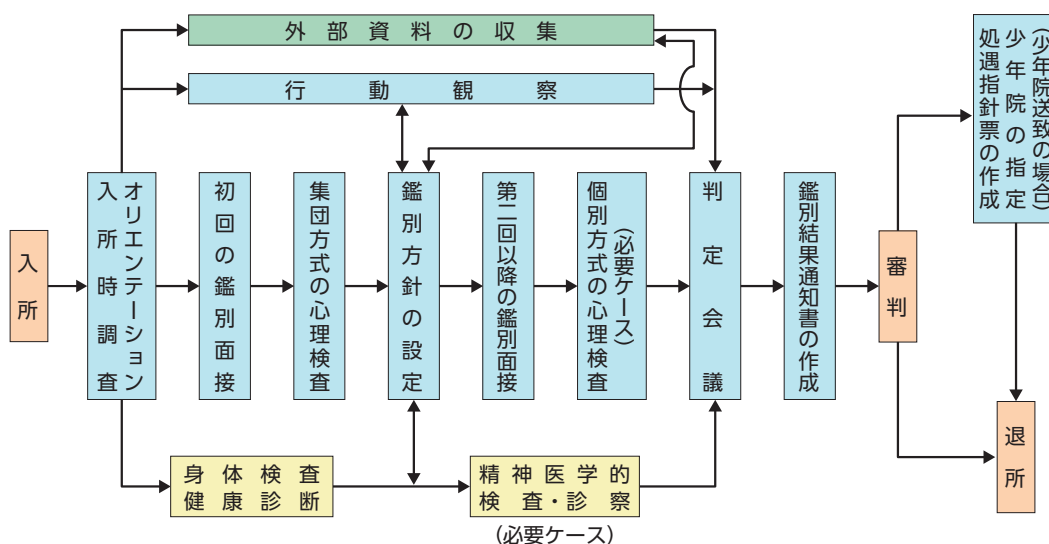
鑑別（非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。）は、家庭裁判所の求めに応じて行う**審判鑑別**、家庭裁判所以外の関係機関の求めに応じて行う**処遇鑑別**に大別される。

(1) 審判鑑別

ア 収容審判鑑別

審判鑑別のうち、観護措置の決定により少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別を**収容審判鑑別**という。収容審判鑑別の標準的な流れは、**3-2-3-5図**のとおりである。少年鑑別所では、鑑別面接、心理検査、行動観察、医学的検査及び診察の結果に、外部から得られた情報を加えて検討し、在宅保護（保護観察等）、収容保護（少年院送致等）等の処遇に係る判定を行う。判定の結果は、鑑別対象者の資質の特徴、非行要因、改善更生のための処遇指針等と共に鑑別結果通知書に記載されて家庭裁判所に送付され、審判の資料となる。審判の結果、保護観察や少年院送致の決定がなされた場合には、それぞれ、保護観察を行う保護観察所及び送致先の少年院に送付され、処遇の参考に供される。また、法務省矯正局では、「再犯防止に向けた総合対策」の一環として、少年の再非行防止に資するための調査ツールである**法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）**を開発し、少年鑑別所において運用している（MJCAは、心理学、犯罪学等の人間科学の知見を踏まえて、少年鑑別所における実証データに基づき、統計学的な分析を経て開発したもので、対象者の再非行の可能性等を把握するとともに、保護者との関係性の調整や社会適応力の向上等、何を目標とした働き掛けを行えば再非行を防止できるのかを明らかにしようとするものである。）。

3-2-3-5図 少年鑑別所における収容審判鑑別の流れ



3-2-3-6表は、令和2年に収容審判鑑別を終了した者について、鑑別の判定と審判における決定等との関係を見たものである。

3-2-3-6表 収容審判鑑別の判定と審判決定等との関係

(令和2年)

鑑別の判定	総数	審判決定等								その他
		終局決定				未了				
		保護処分			知事・ 児童相談所長 送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	観護 措置の 取消し	試験観 察	
保護 観察	少年院 送致	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致								
総数	4,413 (100.0)	1,839 (41.7)	1,607 (36.4)	77 (1.7)	34 (0.8)	40 (0.9)	30 (0.7)	119 (2.7)	667 (15.1)	-
保護不要	25 (100.0)	18 (72.0)	2 (8.0)	-	-	-	4 (16.0)	-	1 (4.0)	-
在宅保護 収容保護	1,405 (100.0)	1,157 (82.3)	20 (1.4)	2 (0.1)	18 (1.3)	-	11 (0.8)	38 (2.7)	159 (11.3)	-
少年院	2,821 (100.0)	649 (23.0)	1,567 (55.5)	17 (0.6)	4 (0.1)	14 (0.5)	12 (0.4)	75 (2.7)	483 (17.1)	-
児童自立支援施設・ 児童養護施設	114 (100.0)	12 (10.5)	7 (6.1)	58 (50.9)	12 (10.5)	-	-	1 (0.9)	24 (21.1)	-
保護不適	48 (100.0)	3 (6.3)	11 (22.9)	-	-	26 (54.2)	3 (6.3)	5 (10.4)	-	-

- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所し、かつ、令和2年に退所した者（ただし、鑑別の判定が保留、判定未了等の者を除く。）を計上している。
 3 「その他」は、観護措置変更決定等である。
 4 （ ）内は、鑑別の判定ごとの審判決定等別構成比である。

イ 在宅審判鑑別

審判鑑別のうち、少年鑑別所に収容されていない者に対して、少年鑑別所に来所させて行う鑑別等、収容審判鑑別以外のものを**在宅審判鑑別**という。令和2年における在宅審判鑑別の受付人員は207人であった（矯正統計年報による。）。

(2) 処遇鑑別

地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めによる鑑別を処遇鑑別という。処遇鑑別では、処遇の経過、課題及びその分析、今後の処遇指針等について鑑別結果通知書を作成し、各機関における対象者の処遇に資することとしている。令和2年における処遇鑑別の受付人員の内訳は、地方更生保護委員会又は保護観察所が2,530人、少年院又は刑事施設が1,298人、児童自立支援施設又は児童養護施設が17人であった（矯正統計年報による。）。

4 観護処遇

少年鑑別所では、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき、各在所者の法的地位に応じた処遇を行うとともに、その特性に応じた適切な働き掛けによってその健全な育成に努めている。健全な育成への配慮として、在所者の自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営

むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習や文化活動等に関する助言・援助を行っており、各少年鑑別所の実情に応じて、外部の協力者による学習支援や就労等に関する講話、季節の行事等の機会を設けている。

5 非行及び犯罪の防止に関する援助

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における**非行及び犯罪の防止に関する援助**（以下「地域援助」という。）を行っている。少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関等のニーズに幅広く対応している。

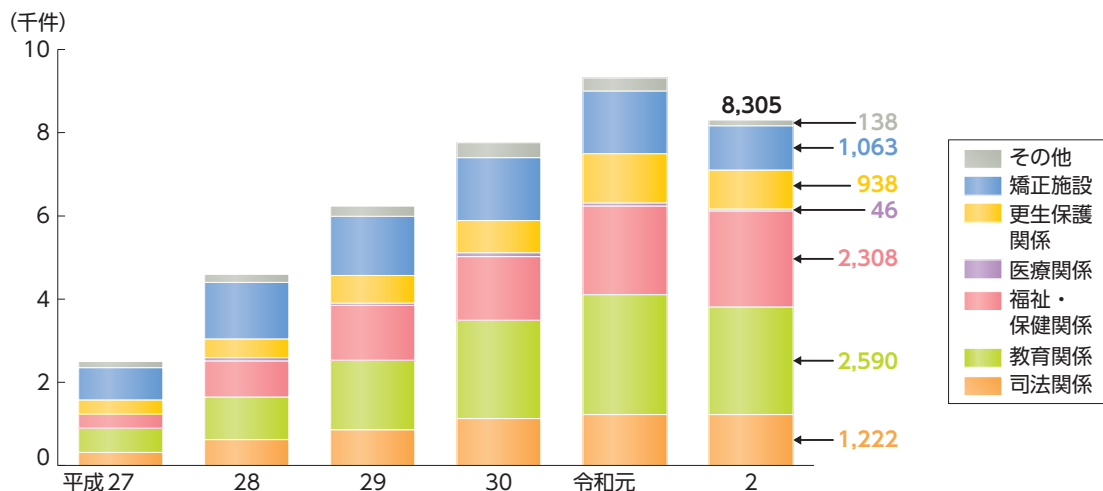
令和2年に実施した地域援助のうち、少年、保護者等の個人からの依頼に基づく援助の実施人員は、延べ4,312人であり、前年（4,694人）と比べて382人減少した（矯正統計年報による。）。

また、機関・団体からの依頼に基づく援助の実施状況の推移（地域援助が開始された平成27年以降）を依頼元機関等別に見ると、**3-2-3-7図**のとおりである。令和2年においては、依頼元機関等のうち、学校や教育委員会等の「教育関係」の構成比が最も高く、実施件数の約3分の1を占めているほか、児童相談所や地域生活定着支援センター等の「福祉・保健関係」、都道府県警察や検察庁等の「司法関係」といった多様な機関等に対して援助を実施している。同年の実施件数は、総数で8,305件であり、前年（9,317件）と比べて1,012件減少した。依頼元機関等別では、「福祉・保健関係」は前年より159件増加した一方、「矯正施設」、「教育関係」、「更生保護関係」の順に前年より減少（それぞれ445件減、289件減、258件減）した（CD-ROM参照）。

個人及び機関・団体からの依頼に基づく援助の実施状況は、令和2年に初めて減少したものの、地域援助が開始された平成27年以降、増加傾向にある（矯正統計年報による。）。

3-2-3-7図 機関等からの依頼に基づく地域援助の実施状況の推移（依頼元機関等別）

（平成27年～令和2年）



注 1 法務省矯正局の資料による。

2 機関又は団体からの依頼に基づく援助に限り、個人からの依頼に基づく相談等への対応は除く。

3 「司法関係」は、都道府県警察、検察庁、裁判所その他司法に関する機関又は団体である。

4 「教育関係」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に定める学校、都道府県及び市町村の教育委員会その他教育に関する機関又は団体である。

5 「福祉・保健関係」は、児童相談所、地域生活定着支援センター、児童自立支援施設、児童養護施設、保健所、精神保健福祉センターその他福祉・保健に関する機関又は団体である。

6 「医療関係」は、医療法（昭和23年法律第205号）1条の5に定める病院及び診療所その他医療に関する機関又は団体である。

7 「更生保護関係」は、地方更生保護委員会、保護観察所、保護司会、更生保護法人その他更生保護に関する機関又は団体である。

8 「矯正施設」は、刑事施設、少年院及び婦人補導院である。

9 「その他」は、非行及び犯罪の防止に資する活動、青少年の健全育成に資する活動等を実施する機関又は団体である。

10 平成27年は、地域援助が開始された同年6月からの実施状況について計上している。

第4節 少年院

1 概説

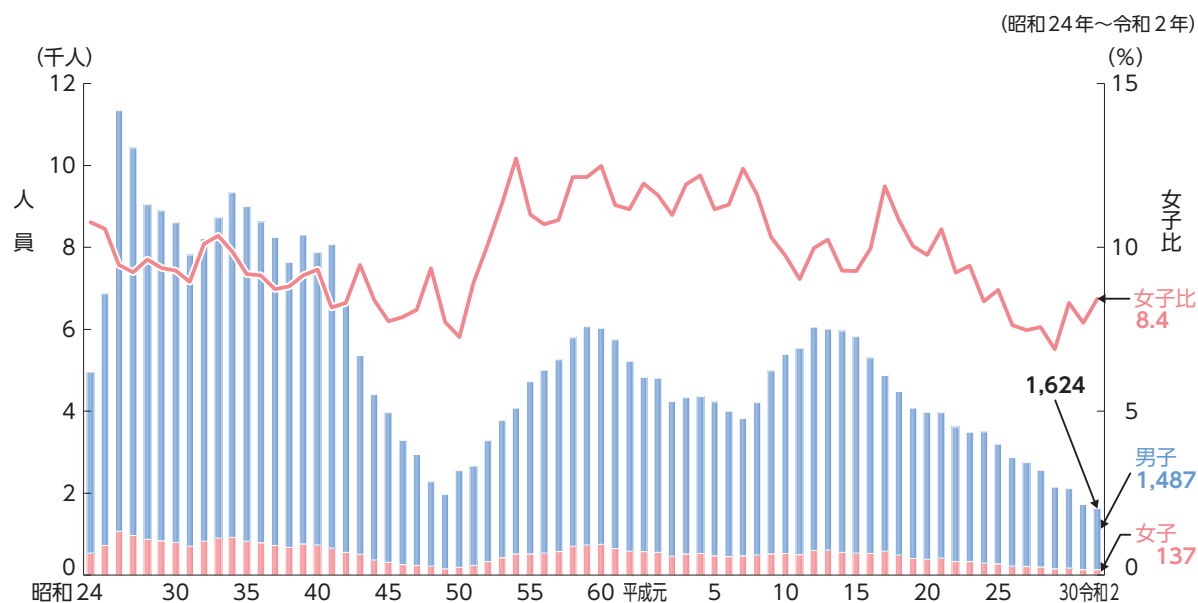
少年院は、主として、家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である。令和3年4月1日現在、全国に47庁（分院6庁を含む。）が設置されている。

2 少年院入院者

(1) 少年院入院者の人員の推移

3-2-4-1図は、少年院入院者の男女別の人員及び女子比の推移（昭和24年以降）を見たものである。入院者の人員は、最近25年間では、平成12年（6,052人）をピークに減少傾向が続いており、令和2年は1,624人（前年比6.0%減）であり、昭和24年以降最少であった。また、令和2年の女子比は、前年より0.7pt上昇した。

3-2-4-1図 少年院入院者の人員（男女別）・女子比の推移



注 少年矯正保護統計，少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。

(2) 少年院入院者の特徴

ア 年齢

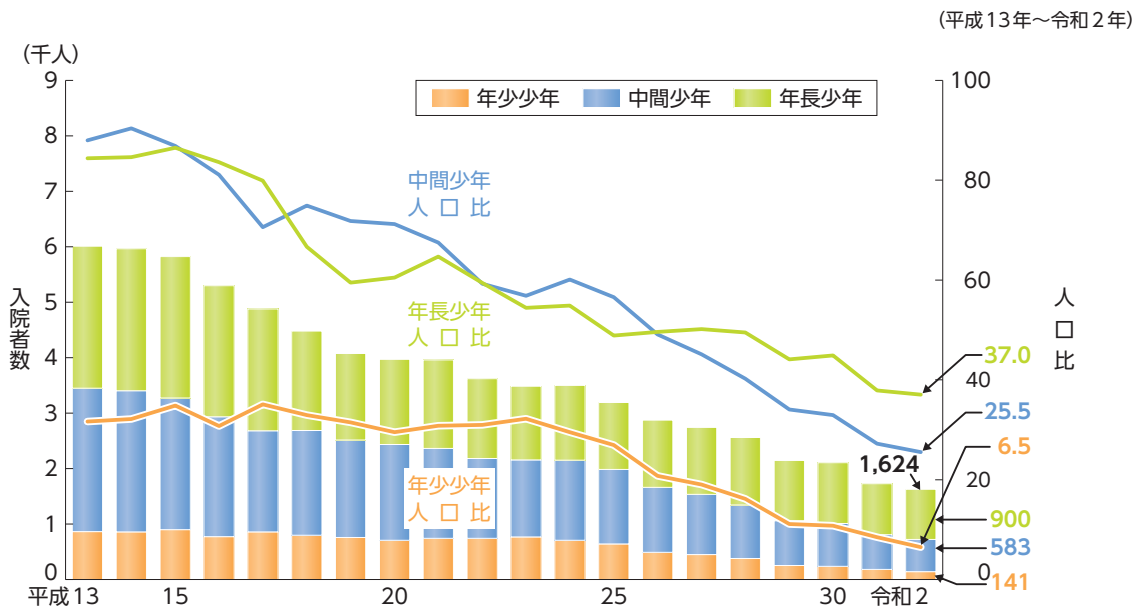
3-2-4-2図は、少年院入院者の人員及び人口比の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである。

その人員は、年長少年（入院時に20歳に達している者を含む。以下（2）において同じ。）では、平成13年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあり、令和2年は前年（921人）よりも減少し、900人（前年比2.3%減）であった。中間少年では、年長少年と同様に平成13年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあり、令和2年は583人（同6.3%減）であった。年少少年（入院時に14歳未満の者を含む。以下（2）において同じ。）も、平成24年から毎年減少しており、令和2年は141人（同23.4%減）であった。2年の年齢層別構成比は、年長少年（55.4%）が最も高く、次いで、中間少年（35.9%）、年少少年（8.7%）の順であった（CD-ROM参照）。

令和2年における年長少年、中間少年及び年少少年の人口比は、いずれも前年と比べ低下している。

なお、令和2年における14歳未満の少年院入院者は、3人（いずれも男子）であった（矯正統計年報による。）。

3-2-4-2図 少年院入院者の人員・人口比の推移（年齢層別）



注 1 矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの少年院入院者の人員である。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。

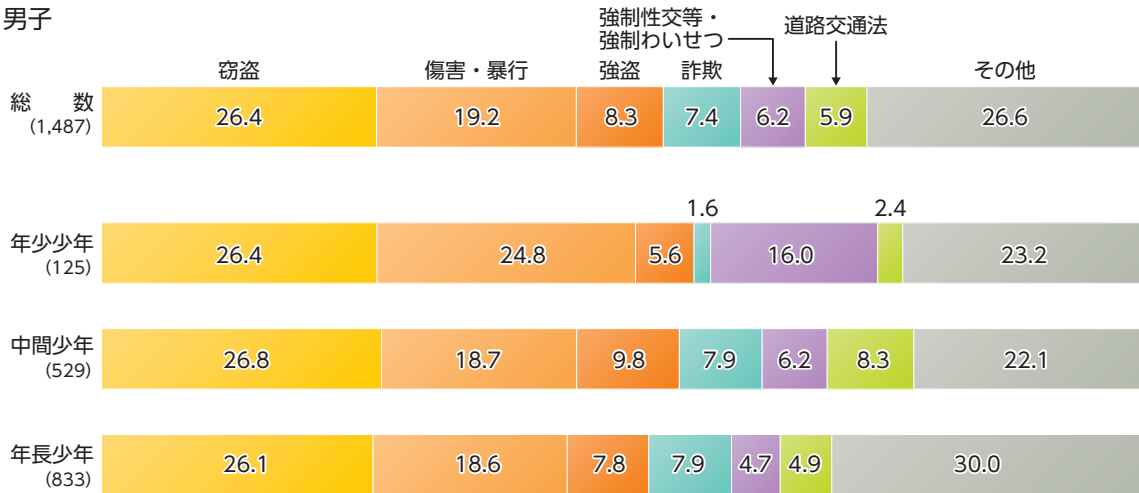
イ 非行名

3-2-4-3図は、令和2年における少年院入院者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子の構成比を見ると、いずれの年齢層でも、窃盗、傷害・暴行の順に高く、年少少年では強制性交等・強制わいせつ、中間少年では強盗、年長少年では詐欺がそれぞれ続く。また、年齢層が上がるにつれて、強制性交等・強制わいせつの構成比が低くなっている。女子の構成比を見ると、総数では、窃盗、傷害・暴行、覚醒剤取締法違反の順に高く、年齢層が上がるにつれて、ぐ犯の構成比が低くなり、覚醒剤取締法違反及び強盗の構成比が高くなっている。また、女子は、男子と比べ、覚醒剤取締法違反及びぐ犯の構成比が顕著に高い（女子の少年院入院者の特徴については、第4編第7章第2節2項（2）参照）。

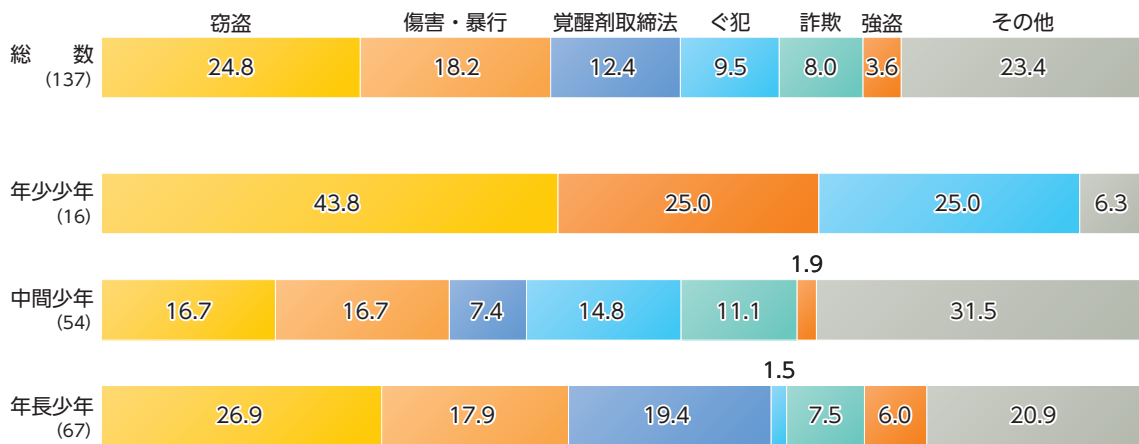
3-2-4-3 図 少年院入院者の非行名別構成比（男女別，年齢層別）

（令和2年）

① 男子



② 女子



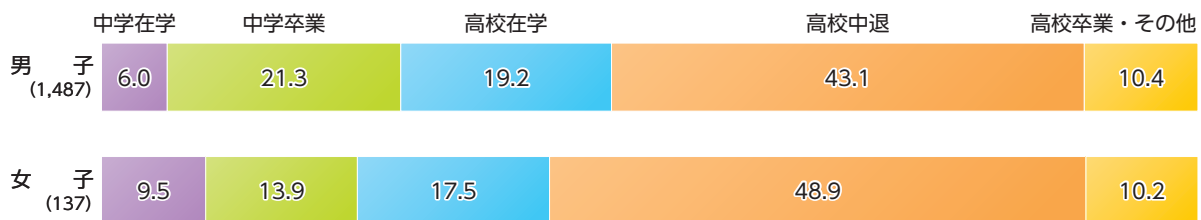
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「強姦・強制わいせつ」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 ()内は、実人員である。

ウ 教育程度，就学・就労状況

3-2-4-4 図及び3-2-4-5 図は，令和2年における少年院入院者の教育程度別構成比及び就学・就労状況別構成比を，いずれも男女別に見たものである。

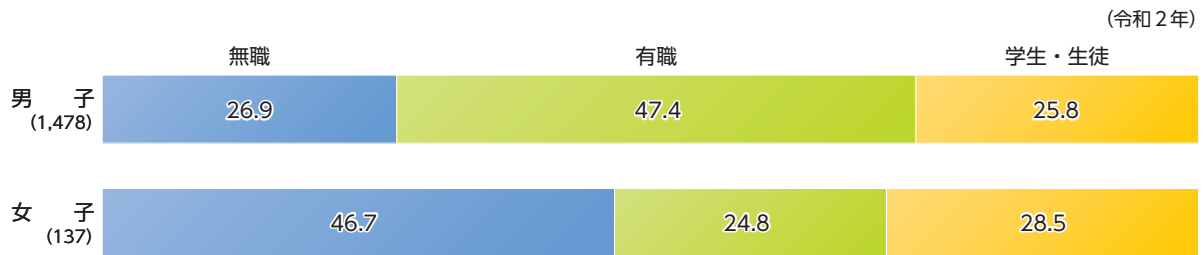
3-2-4-4 図 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）

（令和2年）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 教育程度は，非行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 「その他」は，高等専門学校中退，大学（短期大学を含む。）在学・中退，専修学校在学・中退・卒業等である。
 4 ()内は，実人員である。

3-2-4-5 少年院入院者の就学・就労状況別構成比（男女別）

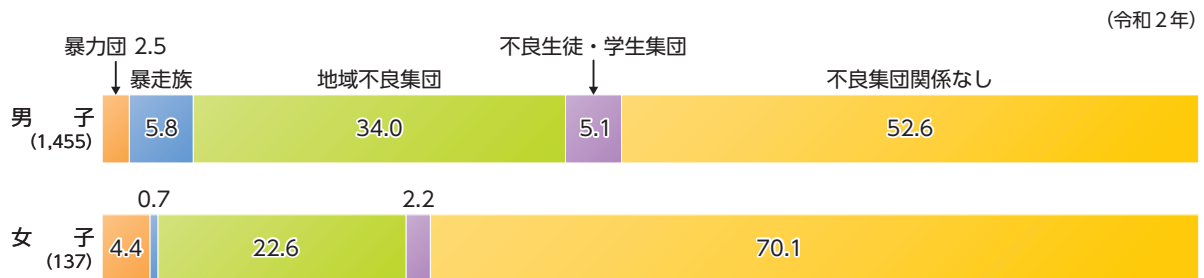


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 就学・就労状況は、非行時による。
 3 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

エ 不良集団関係

3-2-4-6 図は、令和2年における少年院入院者の不良集団関係別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-6 少年院入院者の不良集団関係別構成比（男女別）

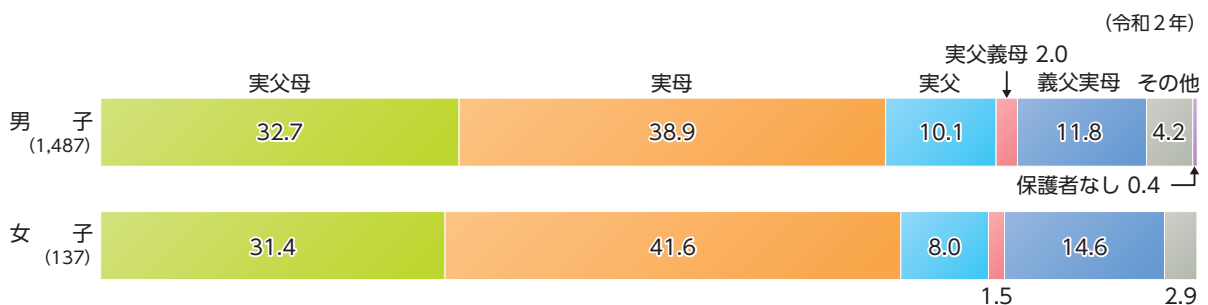


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不良集団関係は、非行時による。
 3 不良集団関係が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

オ 保護者の状況

3-2-4-7 図は、令和2年における少年院入院者の保護者状況別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-7 少年院入院者の保護者状況別構成比（男女別）

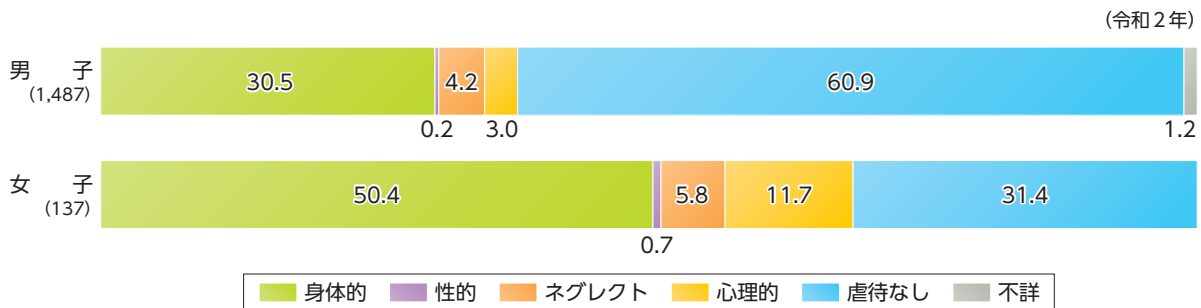


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 保護者状況は、非行時による。
 3 「その他」は、養父(母)等である。
 4 () 内は、実人員である。

カ 被虐待経験

3-2-4-8図は、令和2年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。ただし、ここでいう被虐待経験の有無・内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握することのできたものに限られている点に留意する必要がある。

3-2-4-8図 少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。

3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。

4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。

5 () 内は、実人員である。

3 少年院における処遇

(1) 少年院の種類及び矯正教育課程

少年院には、次の①から④までの種類があり、それぞれ、少年の年齢、犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて、以下の者を収容している。

- ① 第1種 保護処分の実行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（②の者を除く。）
- ② 第2種 保護処分の実行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のもの
- ③ 第3種 保護処分の実行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの
- ④ 第4種 少年院において刑の実行を受ける者

少年院においては、在院者の特性に応じて体系的・組織的な矯正教育を実施するため、**矯正教育課程**が定められている。矯正教育課程は、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適応するために必要な能力その他の事情に照らして一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものである。

少年院の種類ごとに指定された矯正教育課程は、**3-2-4-9表**のとおりであり、令和2年における少年院入院者の矯正教育課程別人員は、**同表**の人員欄のとおりである。

3-2-4-9表 少年院入院者の人員（矯正教育課程別）

（令和2年）

少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容	標準的な期間	人員
第1種	短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導	6月以内の期間	15 (0.9)
	義務教育課程Ⅰ	E1	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	小学校の学習指導要領に準拠した教科指導	2年以内の期間	-
	義務教育課程Ⅱ	E2	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したものの	中学校の学習指導要領に準拠した教科指導		51 (3.1)
	短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導	6月以内の期間	219 (13.5)
	社会適応課程Ⅰ	A1	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	社会適応を円滑に進めるための各種の指導	2年以内の期間	644 (39.7)
	社会適応課程Ⅱ	A2	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		172 (10.6)
	社会適応課程Ⅲ	A3	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導		7 (0.4)
	支援教育課程Ⅰ	N1	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導		86 (5.3)
	支援教育課程Ⅱ	N2	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適應する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導	2年以内の期間	98 (6.0)
	支援教育課程Ⅲ	N3	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		241 (14.8)
社会適応課程Ⅳ	A4	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者	健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導	43 (2.6)		
第2種	社会適応課程Ⅴ	A5	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導	2年以内の期間	-
	支援教育課程Ⅳ	N4	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導		5 (0.3)
	支援教育課程Ⅴ	N5	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適應する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導		3 (0.2)
第3種	医療措置課程	D	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者	心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導	-	40 (2.5)
第4種	受刑在院者課程	J	受刑在院者	個別的事情を特に考慮した各種の指導	-	-

注 1 矯正統計年報による。
2 ()内は、矯正教育課程別の構成比である。

(2) 矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは**矯正教育**であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって指導が行われる。少年院の長は、個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、方法、期間等を定めた個人別矯正教育計画を作成し、矯正教育はこれに基づき実施される。

少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状

況等に応じて上位又は下位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる。

前記の五つの分野における指導の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活指導

少年院においては、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を行う。生活指導は、①基本的な生活訓練、②問題行動指導、③治療的指導、④被害者心情理解指導、⑤保護関係調整指導及び⑥進路指導について、全体講義、面接指導、作文指導、日記指導、グループワーク等の方法を用いて行われている。

また、在院者の抱える特定の事情の改善に資するために、6種類の**特定生活指導**が実施されており、令和2年における各指導の受講終了人員は、①**被害者の視点を取り入れた教育**が43人、②**薬物非行防止指導**が293人、③**性非行防止指導**が134人、④**暴力防止指導**が456人、⑤**家族関係指導**が399人、⑥**交友関係指導**が915人であった（法務省矯正局の資料による。）。

このうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、**重点指導施設**が指定され、指導の実が図られている。令和2年度は、薬物非行防止指導では11庁、性非行防止指導では2庁が重点指導施設に指定されており、これらの施設においては、他の少年院からも対象者を受け入れるなどして、グループワーク等による重点的かつ集中的な指導が実施されている。

さらに、女子少年については、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に実施する処遇プログラムが行われている（詳細については、第4編第7章第2節2項（2）参照）。

イ 職業指導

少年院においては、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために必要な職業指導を行っており、①就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした「職業能力開発指導」、②職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした「自立援助的職業指導」、③有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした「職業生活設計指導」が実施されている。それらの実施種目として、電気工事科、自動車整備科、給排水設備科、情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科、クリーニング科、農園芸科、伝統工芸科、手芸科、陶芸科、木工科等がある。

令和2年における出院者（退院又は仮退院により少年院を出院した者に限る。以下この節において同じ。）のうち、在院中に指定された職業指導の種目において、溶接、情報処理、土木・建築等の資格・免許を取得した者は延べ人員で1,083人、それ以外の資格取得講座において、小型車両系建設機械運転、フォークリフト運転、危険物取扱者等の資格・免許を取得した者は延べ人員で1,687人であった（法務省矯正局の資料による。）。

ウ 教科指導

少年院においては、義務教育未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行う。そのほか、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた教科指導を行うことができる。令和2年における出院者のうち、中学校又は高等学校への復学が決定した者は、それぞれ33人、60人であり、在院中に中学校の修了証明書を授与された者は、63人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、法務省と文部科学省の連携により、少年院内において、高等学校卒業程度認定試験を実施しており、同年度の受験者数は484人、合格者数は、高卒認定試験合格者が220人、一部科目合格者が246人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

エ 体育指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため必要な体育指導が行われている。体育指導においては、各種スポーツ種目等を通じて、日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず、遵法の精神や協調性を育むような指導に留意している。

オ 特別活動指導

特別活動指導においては、在院者の情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うため、自主的活動、クラブ活動、情操的活動、行事及び社会貢献活動が行われている。このうち、社会貢献活動としては、社会に有用な活動を通じて規範意識、社会性の向上等を図ることを目的として、公共施設における清掃活動等が行われている。



体育指導の様子
【写真提供：法務省矯正局】



社会貢献活動（近隣の高齢者施設での除草作業）の様子
【写真提供：法務省矯正局】

コラム3 少年院における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮した教育活動

在院者は、各少年院で定められている日課（食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯、矯正教育の時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯を定めたものをいう。）に基づき、「寮」と呼ばれる生活空間に分かれて、集団生活を送っていることが多い。集団生活では、とりわけ、新型コロナウイルス感染症感染拡大へのリスク回避が必要となる。そのような状況において、法務省矯正局は、令和2年4月、「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」（第2編第4章コラム1参照）を発出したほか、在院者が新型コロナウイルスの症状や予防法等について正しい知識を習得することや、感染を拡大させ得る行為等について学ばせ、在院者自らが積極的に予防対策を実践することができるようになることを目的として、在院者に対する新型コロナウイルス感染予防指導の方針を示した。同方針に基づき、各少年院においては、法務教官、医師・看護師等医療関係職員が指導者となり、講話、講義、集団討議、VTR視聴等を実施している。また、少年院における篤志面接委員等の民間協力者による活動は、民間協力者の意向を踏まえつつ、各少年院や地域の感染状況を勘案し、感染防止対策を講じた上で、実施している。

新型コロナウイルスの感染症対策が講じられている中での矯正教育の実践について、多摩少年院の事例を紹介する。東京都をホームタウンとするプロサッカークラブであるFC東京は、平成28年度から、多摩少年院において、在院者を対象としたサッカー教室を実施しているところ、令和元年には、新たに在院者の社会復帰のサポートとして、FC東京の練習グラ

ウンド等において職場体験の機会を提供する活動を行っている。在院者は、この職場体験を通して、FC東京の活動を支える様々な仕事を実際に体験することで、プロサッカーという一見華やかに見える世界でも、多くの方々の地道な活動に支えられていることを実感し、感謝することの必要性等を感じる機会となっている。また、プロとして活躍する選手たちに間近で触れることを通し、努力し続けることの大切さを感じ、さらに、その選手たちから、直接、激励してもらうことで、出院後の更生に向けた決意をより強くしている。令和元年度においては、3回（3人）の職場体験が実施され、「Jリーグの表舞台に立つ選手たちの活動を維持するために様々な業務があり、たくさんの人の支えがあって成り立っていることを実感した。」「責任を持って仕事をするものの大切さを学ぶことができた。」等の感想が聞かれるなど、在院者にとって、有意義な時間となっていることがうかがえた。しかし、2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から実施を見合わせなければならない状況となったことから、同クラブから在院者に向けた動画メッセージが届けられた。同動画は、18年間プロサッカー選手として活躍された方が、スタジアムのピッチ上から、自らの体験を基に、苦しみの多い時こそ自分にとって何が必要なかをしっかりと考える必要があり、そういう時には情けないと思える自分の中に熱＝「情熱」のエネルギーがたまるので、それを自分に向けて取り組んでほしいなどと語りかける熱い激励の言葉を主とする内容であった。在院者は、食い入るように動画メッセージを見て、今後の生活への決意を新たにしていたという。後日、多摩少年院職員がFC東京のクラブ事務所に赴き、在院者が選手への応援の言葉等を書き込んだメッセージボールを渡すことで、在院者の感謝の気持ちを伝えている。この事例は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しながら、矯正教育の実践を続ける好事例の一つといえる。



FC東京による指導の様子
【写真提供：法務省矯正局】

(3) 保護者に対する協力の求め等

少年院においては、在院者の保護者等に対し、在院者の処遇に関する情報の提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する教育活動への参加依頼等を通じて、在院者の処遇への理解と協力を得よう努めている。令和2年に保護者等の参加を依頼した少年院の主な教育活動としては、保護者等と在院者が共同で活動し、相互理解を深めさせることなどを目的とした**保護者参加型プログラム**を延べ137回（保護者等の参加人員は延べ880人）、保護者等に在院者の処遇や円滑な社会復帰に向けた支援内容に関する理解を深めさせることを目的とした**保護者会**を延べ679回（保護者等の参加人員は延べ2,248人）、家族間のコミュニケーション等に関する**講習会**を延べ137回（保護者等の参加人員は延べ753人）実施した（法務省矯正局の資料による。）。

また、少年院においては、家族関係を調整する上で必要があると認められる場合のほか、在院者と保護者等との間で、将来の進路や出院後の生活、被害弁償等の重要な問題について話し合う必要があると認められるなどの場合、在院者を少年院の特に区分した場所に収容し、同所にその保護者等を宿泊させる方法により面会をさせることができる（**宿泊面会**）が、令和2年に実施された宿泊面会は延べ11回であった（法務省矯正局の資料による。）。

(4) 関係機関等に対する協力の求め等

少年院においては、家庭裁判所等の関係機関を始めとして、学校、病院、民間の篤志家等に対して協力を求め、その専門的な知識・技術を活用して在院者の改善更生を図っている。

民間の篤志家として、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会員、BBS会員等が支援活動を行っている。**篤志面接委員**は、在院者に対し、精神的悩みについての相談・助言、教養指導等を行っており、令和2年末現在、415人を少年院の篤志面接委員として委嘱している（法務省矯正局の資料による。）。**教誨師**は、在院者の希望に応じて宗教教誨を行っており、同年末現在、311人を少年院の教誨師として依頼している（法務省矯正局の資料による。第2編第4章第4節3項参照）。**更生保護女性会員**、**BBS会員**等は、定期的に少年院を訪問し、様々な形で少年院の処遇を支援している（同編第5章第6節4項（1）及び（2）参照）。

(5) 社会復帰支援

少年院は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携して、適切な帰住先を確保すること、医療及び療養を受けることを助けること、修学又は就業を助けることなどの社会復帰支援を行っている。

法務省においては、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**の一環として、少年院在院者に対してハローワークの職員による職業相談等を実施しており（第2編第4章第3節4項参照）、また、障害を有し、かつ、適当な帰住先がない在院者に対して、出院後速やかに福祉サービスを受けることができるようにするための**特別調整**を実施している（同節5項及び同編第5章第2節2項参照）。

令和2年における出院者のうち、就労支援の対象者に選定されて支援を受けた者は448人（26.4%）、そのうち就職の内定を得た者は142人（出院者の8.4%、就労支援を受けた者の31.7%）であった（矯正統計年報による。出院者の進路については、本節4項（1）参照）。

さらに、少年院においては、高等学校等への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るために行う修学支援についても充実が図られている。平成28年度からは、全在院者に対し、「学ぶ」ことの意義、学校の種類、学校卒業後の進路等について情報提供することを目的とした**修学支援ハンドブック**が配布され、在院者が自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配慮されている（なお、修学支援ハンドブックは、30年度から、少年鑑別所においても在所者のうち希望する者に配布され、活用されている。）。また、

転学又は入学が可能な学校や、利用可能な経済的支援等に係る情報収集と提供を民間の事業者に委託する修学支援情報提供等請負業務（通称「**修学支援デスク**」）が整備され、在院者がこれを利用して転入学に関する具体的な情報を得られるようになった。令和2年度における修学支援デスクの利用状況は、進路希望依頼が254件、調査報告が753件であった（法務省矯正局の資料による。）。

4 出院者

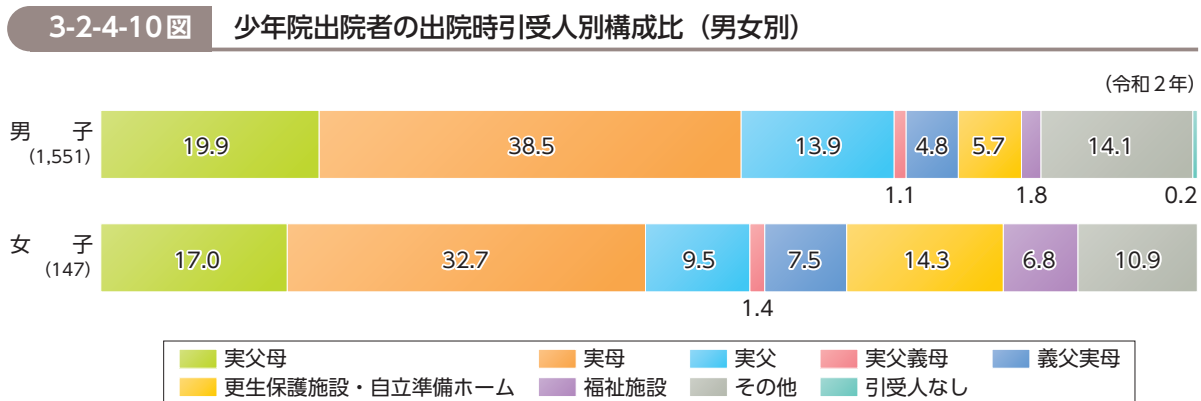
(1) 出院状況・進路

令和2年における少年院の出院者は1,698人であり、このうち1,692人（99.6%）が仮退院によるものであった。仮退院者の平均在院期間を出院時の矯正教育課程別に見ると、短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者では146日、SE及びSA以外の対象者では383日であった（矯正統計年報による。）。

出院者の進路は、36.8%が就職決定、0.6%が進学決定、1.9%が中学校復学決定、3.5%が高等学校復学決定、0.6%が短期大学・大学・専修学校復学決定であり、38.5%が就職希望、15.5%が進学希望、1.4%が進路未定であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

(2) 帰住先

令和2年における出院者の出院時引受人別構成比を男女別に見ると、**3-2-4-10図**のとおりである。



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「その他」は、養父（母）、雇用主等である。
 3 （ ）内は、実人員である。

(3) 出院者等からの相談

少年院においては、出院者又はその保護者等から、出院者の交友関係、進路選択等について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員がその相談に応じている。また、他の機関が対応をすることが適当である場合には、他の適切な機関を紹介するとともに、仮退院した者に係る相談を求められた場合には、保護観察所と連携して対応に当たっている。令和2年における出院者又はその保護者等からの相談件数は675件であり、そのうち主な相談内容の件数（重複計上による。）は、進路選択が123件、家族関係が120件、交友関係が97件であった（法務省矯正局の資料による。）。

5 少年院の運営等

(1) 少年院視察委員会

各少年院には、法務大臣が任命する7人以内の外部の委員で構成され、少年院を視察し、その運営に関し、少年院の長に対して意見を述べる少年院視察委員会が設置されている。在院者は、委員による面接を希望する場合には、これを申し出ることができるほか、委員会に対する意見等がある場合には、意見等を記載した書面を少年院内に設置された提案箱に投かんすることができる。令和2年度における少年院視察委員会の活動状況は、会議の開催205回、少年院の視察67回、在院者との面接395件であり、同委員会が少年院の長に対して提出した意見は330件であった（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 保健衛生・医療

在院者には、できる限り戸外で、健全な心身の成長を図るため適切な運動を行う機会が与えられている。運動においては、矯正教育における体育指導とは異なり、在院者の自主性が尊重されている。また、少年院においては、職員である医師等又は少年院の長が委嘱する医師等が、在院者の診療を行い、必要な医療上の措置を執っている（第2編第4章第4節2項参照）。

なお、令和3年4月1日現在、専門的に医療を行う少年院（第3種）として、東日本少年矯正医療・教育センター及び京都医療少年院の2庁が設置されている。

(3) 規律・秩序の維持

在院者の処遇の適切な実施を確保し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るのにふさわしい安全かつ平穏な共同生活を保持するためには、少年院の規律及び秩序は適正に維持されなければならない。そのため、少年院においては、少年院法により定められた要件や手続等に基づき、少年院の規律及び秩序を害する反則行為をした在院者に対して、不利益処分である懲戒を行うことがある。懲戒は、少年院の規律及び秩序の維持を主たる目的としつつ、当該在院者の規範意識を喚起する教育的機能を持つものであり、①厳重な訓戒（少年院の長が、反則行為をした在院者にその非を教え、今後を戒めるもの）、②20日以内の謹慎（反則行為をした在院者を集団処遇から離脱させ、居室内で処遇することで反省を促すもの）の2種類がある。令和2年における出院者（1,698人）のうち、在院中に、厳重な訓戒の処分を受けた者は196人、20日以内の謹慎の処分を受けた者は398人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

(4) 不服申立制度

不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出の制度がある。救済の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について苦情があるときに、法務大臣に対して、救済を求める申出をすることができる制度であり、苦情の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について、監査官及び少年院の長に対して申出をすることができる制度である。令和2年における救済の申出件数は、62件であった（法務省矯正局の資料による。）。

第5節 保護観察

1 概説

少年は、家庭裁判所の決定により保護観察に付される場合のほか、保護観察所で生活環境の調整（第2編第5章第2節2項参照）を行い、地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院が許された場合にも、保護観察に付される。

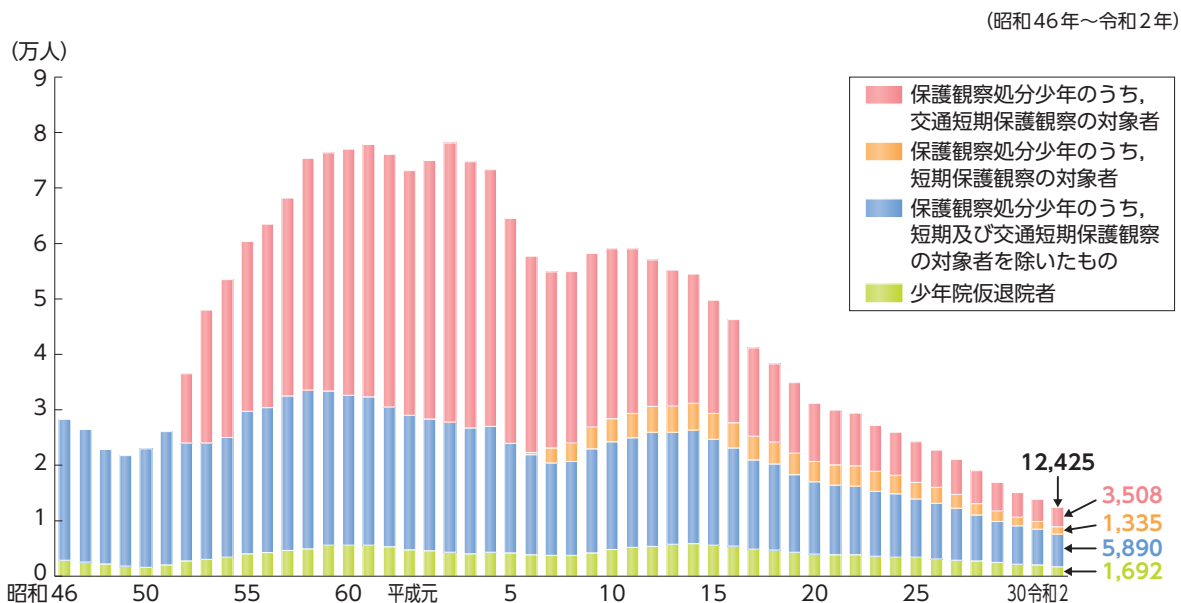
家庭裁判所が、少年を保護観察に付する決定をする場合、短期保護観察又は交通短期保護観察が相当である旨の処遇勧告をすることがあるが、その場合、保護観察はこの勧告に従って行われる。短期保護観察は、交通事故以外の非行少年であって、非行性の進度がそれほど深くなく、短期間の保護観察により更生が期待できる者を対象とするものである。交通短期保護観察は、交通事故による非行少年であって、一般非行性がないか又はその進度が深くなく、交通関係の非行性も固定化していない者を対象とするものであり、通常の処遇に代えて、集団処遇を中心とした処遇を集中的に実施している。

2 少年の保護観察対象者

(1) 保護観察開始人員の推移

保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）及び少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）について、保護観察開始人員の推移（最近50年間）を見ると、**3-2-5-1図**のとおりである。保護観察処分少年の保護観察開始人員は、平成11年以降減少し続け、令和2年は1万733人（前年比1,094人（9.3%）減）であった。少年院仮退院者の保護観察開始人員は、平成9年から14年まで増加していたが、その後、減少傾向にあり、令和2年は1,692人（同361人（17.6%）減）であった（CD-ROM資料**2-8**参照）。

3-2-5-1図 少年の保護観察開始人員の推移



注 1 保護統計年報による。

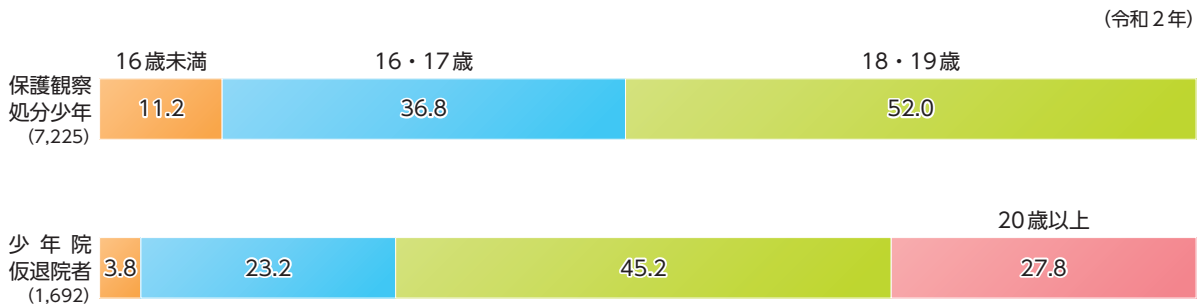
注 2 「交通短期保護観察」及び「短期保護観察」については、それぞれ制度が開始された昭和52年、平成6年以降の数値を計上している。

(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和2年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見ると、**3-2-5-2図**のとおりである。

3-2-5-2図 少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比

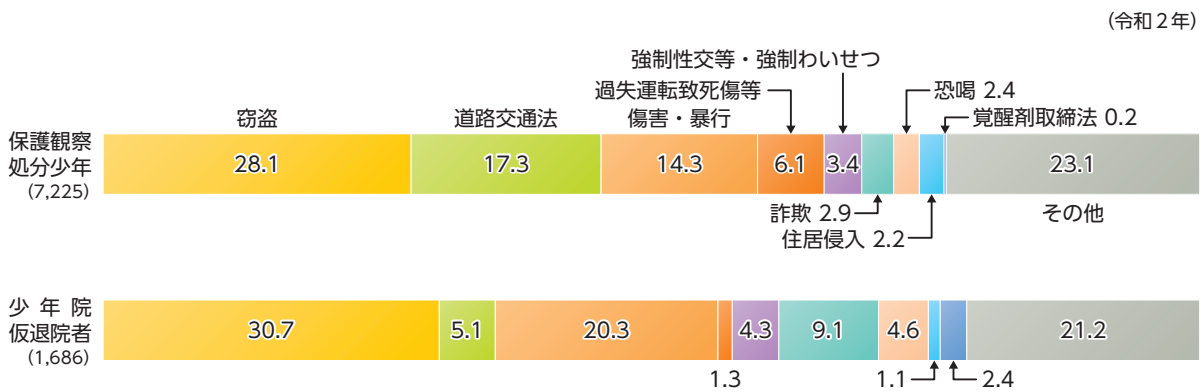


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

イ 非行名

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和2年における保護観察開始人員の非行名別構成比を見ると、**3-2-5-3図**のとおりである。保護観察処分少年では、男女共、窃盗が最も高く、次いで、道路交通法違反、傷害・暴行の順であった。少年院仮退院者では、男子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、詐欺の順であり、女子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行及びぐ犯であった（CD-ROM参照）。

3-2-5-3図 少年の保護観察開始人員の非行名別構成比

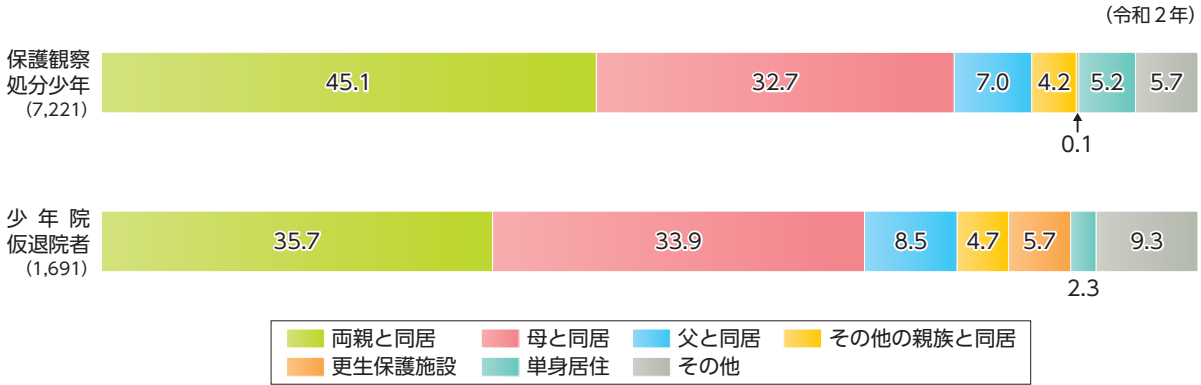


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 少年院仮退院者は、施設送致申請に基づき少年法26条の4第1項の決定により少年院に収容され仮退院した6人を除く。
 5 () 内は、実人員である。

ウ 居住状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和2年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見ると、**3-2-5-4図**のとおりである。

3-2-5-4図 少年の保護観察開始人員の居住状況別構成比

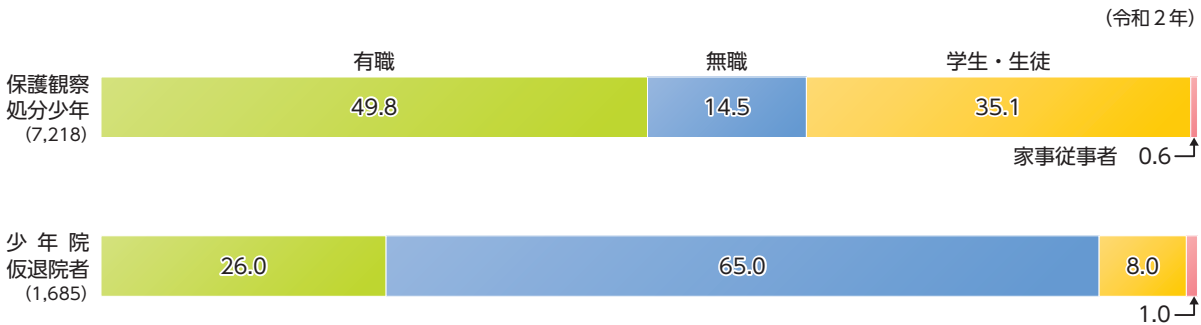


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 「その他の親族と同居」は、配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居を含まない。
 5 「その他」は、配偶者と同居、雇住宅等である。
 6 居住状況が不詳の者を除く。
 7 () 内は、実人員である。

エ 就学・就労状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和2年における保護観察開始時の就学・就労状況別構成比を見ると、**3-2-5-5図**のとおりである（年齢層別の人員については、CD-ROM参照）。

3-2-5-5図 少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察開始時の就学・就労状況による。
 4 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

3 少年の保護観察対象者に対する処遇

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇は、基本的に、特定暴力対象者に対する処遇，専門的処遇プログラム及び中間処遇制度を除き，仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者に対する処遇と同様である（第2編第5章第3節2項参照）。

(1) 類型別処遇

保護観察処分少年（短期保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。以下（1）において同じ。）及び少年院仮退院者に対しても，**類型別処遇**（第2編第5章第3節2項（2）ア参照）が実施されている。令和2年12月末日における保護観察処分少年及び少年院仮退院者の類型の認定状況を見ると，**3-2-5-6表**のとおりである。なお，3年1月に新たに加えられた類型の同年3月末日現在の認定状況を見ると，ストーカー23人（保護観察処分少年21人，少年院仮退院者2人），特殊詐欺348人（同224人，124人），嗜癡的窃盗22人（同19人，3人）及び就学1,153人（同1,017人，136人）であった（法務省保護局の資料による。なお，特殊詐欺類型については第8編第4章第2節参照）。

3-2-5-6表 少年の保護観察対象者の類型認定状況

(令和2年12月31日現在)

区分	類型	シンナー等乱用	覚せい剤事犯	問題飲酒	暴力団関係	暴走族	性犯罪等	精神障害等	中学生	校内暴力	無職等	家庭内暴力	ギャンブル等依存
保護観察処分少年		4 (0.0)	34 (0.4)	205 (2.5)	13 (0.2)	239 (2.9)	743 (9.2)	600 (7.4)	254 (3.1)	49 (0.6)	712 (8.8)	142 (1.8)	33 (0.4)
少年院仮退院者		1 (0.0)	50 (2.4)	76 (3.7)	8 (0.4)	117 (5.7)	219 (10.7)	393 (19.2)	21 (1.0)	17 (0.8)	528 (25.8)	63 (3.1)	33 (1.6)

- 注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については，該当する全ての類型について計上している。
 3 ()内は，令和2年12月31日現在，保護観察中の保護観察処分少年（交通短期保護観察及び短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の各総数（類型が認定されていない者を含む。）のうち，各類型に認定された者の占める比率である。

(2) 凶悪重大な事件を起こした少年に対する処遇

殺人等の凶悪重大な事件を起こした保護観察処分少年及び少年院仮退院者は，生活環境の調整及び保護観察の実施において特段の配慮を要するため，重点的な処遇期間（保護観察開始後1年間）を定め，保護観察官の関与を深めるとともに，しよく罪指導プログラム（第2編第5章第3節2項（2）エ参照）を実施するなど，被害者への対応に関する助言指導も行っている。

(3) 専門的処遇プログラム

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しては，その者の非行事実等に照らして必要と認められる場合，その特性等に十分配慮した上で，**専門的処遇プログラム**を受けることを生活行動指針として定め，当該プログラムが実施されることがある（第2編第5章第3節2項（2）ウ参照）。

(4) 社会貢献活動

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても，社会性の向上，自己有用感の^{かん}涵養，規範意識の強化等を図るため，**社会貢献活動**が実施されており，平成27年6月からは，特別遵守事項として定めて義務付けられている。令和2年度は379回（前年比663回減）実施され，延べ人員として，353人（同497人減）の保護観察処分少年，43人（同115人減）の少年院仮退院者が参加した（法務省保護局の資料による。社会貢献活動の内容等については，第2編第5章第3節2項（5）参照）。

(5) 就労支援等

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、法務省と厚生労働省が連携して実施している**刑務所出所者等総合的就労支援対策**に基づく計画的な就労支援及び**更生保護就労支援事業**による寄り添い型の就労支援が行われている（第2編第5章第3節2項（4）参照）。また、沼田町就業支援センターでは、将来の就農に意欲を持つ保護観察処分少年、少年院仮退院者及び若年仮釈放者を宿泊させて、実習農場等において職業訓練を実施している（同項（6）参照）。

(6) 保護者に対する措置

保護観察所においては、少年の保護観察対象者の保護者に対し、少年の生活実態等を把握して適切にその監護に当たるべきことや、少年の改善更生を妨げていると認められる保護者の行状を改めるべきことについて指導又は助言を行うほか、少年の非行に関連する問題の解消に資する知識等の提供を目的とする講習会や、保護者同士が子育てに関する経験、不安や悩みを話し合う**保護者会**を開催するなどしている。令和2年度においては、講習会・保護者会等が23回（前年比19回減）実施され、91人（前年比319人減）が参加した（法務省保護局の資料による。）。

4 少年の保護観察対象者に対する措置

(1) 良好措置

保護観察処分少年は、原則として、20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間）保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができるものと認められるに至ったときは、保護観察所の長の判断により、**解除**の措置が執られて保護観察は終了する。また、保護観察所の長の判断により、一定期間、指導監督、補導援護等を行わず経過を観察する**一時解除**の措置が執られることもある。少年院仮退院者は、少年院の収容期間（収容すべきであった期間）の満了まで保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができるものと認められるに至ったときは、保護観察所の長の申出に基づき地方更生保護委員会が退院を決定し、保護観察は終了する。令和2年に解除となった者（交通短期保護観察の対象者を除く。）は5,621人、一時解除となった者は12人、退院となった者は196人であった（保護統計年報による。）。

(2) 不良措置

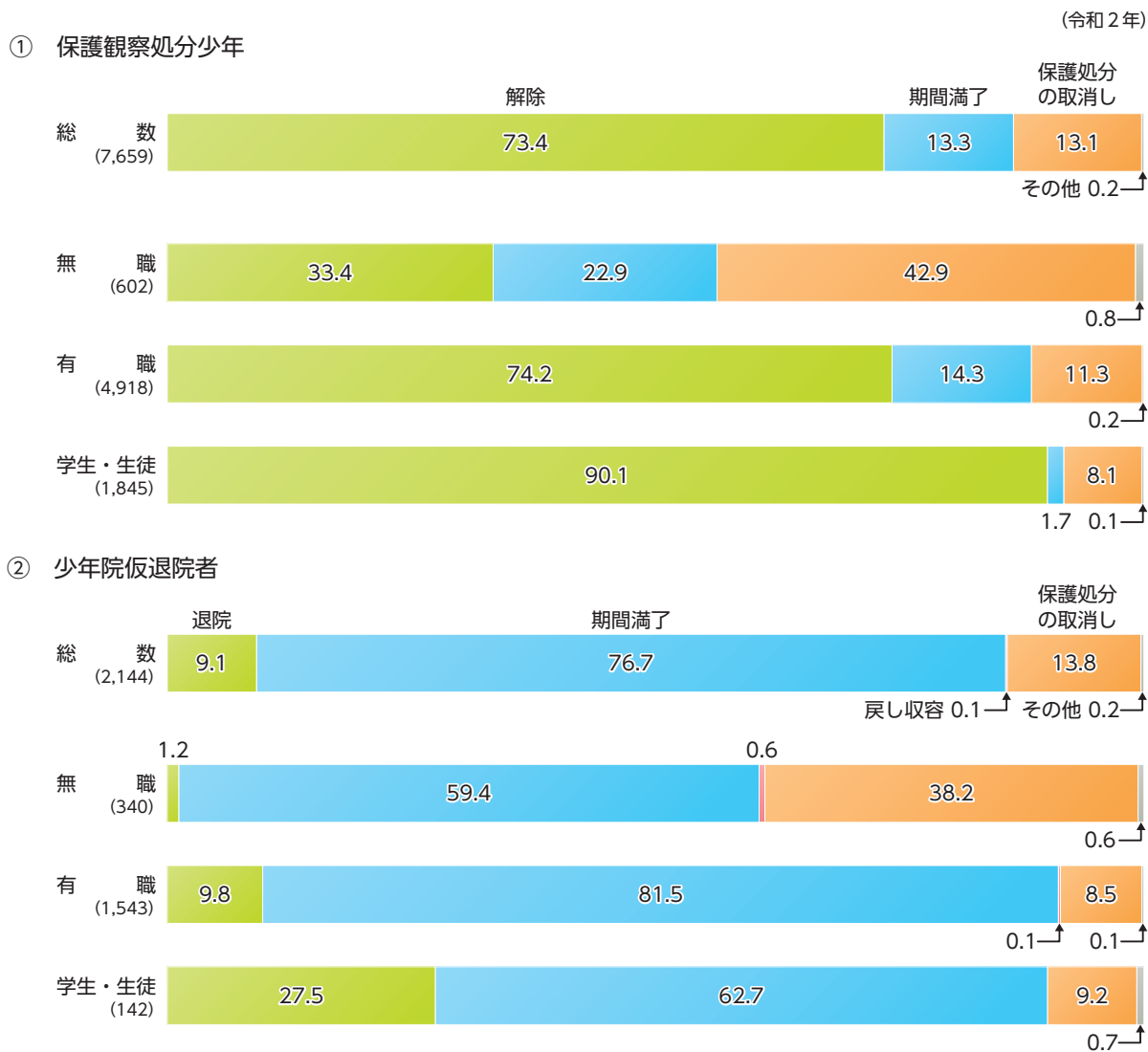
保護観察所の長は、保護観察処分少年が遵守事項を遵守しなかったときは、これを遵守するよう**警告**を発することができ、なお遵守事項を遵守せず、その程度が重いときは、家庭裁判所に対し、新たな保護処分として児童自立支援施設・児童養護施設送致又は少年院送致の決定をするように申請（**施設送致申請**）することができる。また、保護観察所の長は、保護観察処分少年について、新たにぐ犯事由があると認めるときは、家庭裁判所に**通告**することができる。令和2年に警告がなされた人員は13人、施設送致申請がなされた者は3人、通告がなされた者は2人であった（保護統計年報及び法務省保護局の資料による。）。

少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったときは、保護観察所の長の申出と地方更生保護委員会の申請を経て、家庭裁判所の決定により、少年院に再収容（**戻し収容**）することがある。令和2年に戻し収容となった者は、3人であった（保護統計年報による。）。

5 少年の保護観察の終了

保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和2年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を総数及び保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、**3-2-5-7図**のとおりである。保護観察終了時に無職である者は、保護観察処分少年では42.9%、少年院仮退院者では38.2%が保護処分の取消し（競合する新たな処分を受けたことなどにより、保護処分が取り消されること）で終了している（年齢層別の人員については、CD-ROM参照）。

3-2-5-7図 少年の保護観察終了人員の終了事由別構成比（総数，終了時の就学・就労状況別）



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「総数」は、「無職」、「有職」及び「学生・生徒」のほか、家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を含む。
 4 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
 5 「その他」は、死亡等である。
 6 ()内は、実人員である。

第1節 概要

1 起訴と刑事裁判

検察官は、家庭裁判所から刑事処分相当として少年の事件の送致を受けた場合、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、原則として、公訴を提起しなければならない。

起訴された少年の公判の手続は、20歳以上の者の場合とほぼ同様である。ただし、裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定で、事件を家庭裁判所に移送する。

少年を有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、刑の執行を猶予する場合を除き、処断すべき刑の範囲内において、長期（15年を超えることはできない。）を定めるとともに、長期の2分の1（長期が10年を下回るときは、長期から5年を減じた期間。以下この項において同じ。）を下回らない範囲内において短期（10年を超えることはできない。）を定めて、**不定期刑**を言い渡す。また、不定期刑の短期は、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の2分の1を下回らず、かつ、長期の2分の1を下回らない範囲内において、処断刑の下限を下回る期間を定めることができる。犯行時18歳未満の者には、死刑をもって処断すべきときは無期徒刑を科さなければならない、無期徒刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、10年以上20年以下において言い渡す。

2 刑の執行

少年の受刑者は、主として少年刑務所に収容され、20歳以上の者と分離し、特に区画した場所でその刑の執行を受ける。懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対しては、16歳に達するまでは、少年院で刑の執行をすることができる。

3 仮釈放

少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、無期徒刑の言渡しを受けた者は7年（ただし、犯行時18歳未満であったことにより死刑をもって処断すべきところを無期徒刑の言渡しを受けた者については10年）、犯行時18歳未満であったことにより無期徒刑をもって処断すべきところを有期徒刑の言渡しを受けた者はその刑期の3分の1、不定期刑の言渡しを受けた者はその刑の短期の3分の1の期間をそれぞれ経過した後、仮釈放を許すことができる。

第2節 起訴と刑事裁判

1 検察庁での処理状況

3-3-2-1表は、令和2年における**逆送事件**（少年法20条に基づき家庭裁判所から検察官に送致された事件）の検察庁処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見たものである。

3-3-2-1表 逆送事件 検察庁処理人員（罪名別、処理区分別）

（令和2年）

罪 名	総 数	起 訴	家庭裁判所に再送致		不起訴・中止
			公判請求		
総 数	1,610	1,577	192	14	19
刑 法 犯	102	99	94	—	3
放 火	—	—	—	—	—
強制わいせつ・強制性交等	1	1	1	—	—
殺 人	7	7	7	—	—
傷 害	16	16	13	—	—
窃 盗	30	29	28	—	1
強 盗	19	19	19	—	—
詐 欺	14	13	13	—	1
恐 喝	2	2	2	—	—
そ の 他	13	12	11	—	1
危 険 運 転 致 死 傷	9	9	9	—	—
過 失 運 転 致 死 傷 等	65	64	30	1	—
特 別 法 犯	1,434	1,405	59	13	16
道交違反を除く特別法犯	18	17	10	—	1
覚 醒 剤 取 締 法	3	3	3	—	—
そ の 他	15	14	7	—	1
道 交 違 反	1,416	1,388	49	13	15

- 注 1 検察統計年報による。
 2 移送及び年齢超過後の処分を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

2 通常第一審の科刑状況

3-3-2-2表は、令和2年における少年の通常第一審での科刑状況を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。

3-3-2-2表 通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別，裁判内容別）

(令和2年)

罪 名	有罪 総数	死刑	無期 懲役	有期懲役・禁錮							罰金	家裁 移送
				不定期刑	定 期 刑				全部執行猶予	罰金		
					一部執行猶予	保 護 観 察 付	全部執行猶予	保 護 観 察 付				
総 数	74	-	-	17	55	-	-	55	2	2	4	
刑 法 犯	16	-	-	10	6	-	-	6	1	-	1	
わいせつ等	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	
殺 人	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	
傷 害	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
窃 盗	3	-	-	1	2	-	-	2	1	-	-	
強 盗	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	
詐 欺	3	-	-	2	1	-	-	1	-	-	-	
恐 喝	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 別 法 犯	58	-	-	7	49	-	-	49	1	2	3	
覚醒剤取締法	3	-	-	2	1	-	-	1	-	-	-	
道 路 交 通 法	35	-	-	2	31	-	-	31	-	2	-	
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	20	-	-	3	17	-	-	17	1	-	2	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいう。
 4 裁判時20歳未満の者に限る。

第3節 少年の受刑者

少年入所受刑者（懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年であって、その刑の執行のため入所した受刑者をいう。）の人員は、昭和41年には1,000人を超えていたが、その後、大幅に減少し、63年以降は100人未満で推移し、令和2年は19人（前年比3人増）であった。2年における少年入所受刑者の人員を刑期（不定期刑は、刑期の長期による。）別に見ると、無期が0人、5年を超える者が11人、3年を超え5年以下の者が1人、3年以下の者が7人であった（CD-ROM資料**3-12**参照）。なお、同年は、少年入所受刑者中、一部執行猶予受刑者はいなかった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

少年の受刑者については、心身が発達段階にあり、可塑性に富んでいることから、刑事施設ではその特性に配慮した処遇を行っている。すなわち、処遇要領の策定（第2編第4章第3節1項（1）参照）に関しては、導入期、展開期及び総括期に分けられた処遇過程ごとに、矯正処遇の目標及びその内容・方法を定めている。また、矯正処遇の実施に関しては、教科指導を重点的に行い、できる限り職業訓練を受けさせ、一般作業に従事させる場合においても、有用な作業に就業させるなどの配慮をしている。

さらに、少年の受刑者ごとに1人以上の職員を指定し（個別担任制）、その個別担任において、他の職員と緊密な連携を図りつつ、個別面接、日記指導等の個別に行う指導を継続的に実施している。

なお、少年院において刑の執行をするときには、少年には、矯正処遇ではなく、矯正教育を行う（**3-2-4-9表**参照）。



刑事施設における交通安全指導の様子
【写真提供：法務省矯正局】

は れ れ ば
#8008
ひとりでは悩んでいませんか？

配偶者や恋人等からの暴力（DV）に悩んでいませんか。
相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。
ひとりでは悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

「DV相談ナビ」
【画像提供：内閣府男女共同参画局】

▶ 第4編 各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇

- | | |
|------|-------------------------|
| 第1章 | 交通犯罪 |
| 第2章 | 薬物犯罪 |
| 第3章 | 組織的犯罪・暴力団犯罪 |
| 第4章 | 財政経済犯罪 |
| 第5章 | サイバー犯罪 |
| 第6章 | 児童虐待・配偶者間暴力・ストーカー等に係る犯罪 |
| 第7章 | 女性犯罪・非行 |
| 第8章 | 高齢者犯罪 |
| 第9章 | 外国人犯罪・非行 |
| 第10章 | 精神障害のある者による犯罪等 |
| 第11章 | 公務員犯罪 |

第1節 交通犯罪関係法令の改正状況

1 自動車運転死傷処罰法

平成25年11月、自動車の運転による死傷事件に対して、運転の悪質性や危険性等の実態に応じた処罰ができるようにするため、**自動車運転死傷処罰法**が成立し、26年5月に施行された。この法律において、①従来の危険運転致死傷罪が刑法から移されて規定されるとともに、危険運転致死傷罪の新たな類型として、通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転して人を死傷させた場合が追加され、②アルコール、薬物又は病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合が、従来の危険運転致死傷罪より刑の軽い、新たな危険運転致死傷罪として新設された。また、③従来の自動車運転過失致死傷罪が刑法から移されて過失運転致死傷罪として規定されるとともに、④アルコール又は薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転して過失により人を死傷させ、その運転のときのアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為をした場合が、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として新設され、⑤危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪及び過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪を犯した時に無免許運転であったときは、刑を加重する規定が新設された。

さらに、令和2年法律第47号による改正では、いわゆるあおり運転に関し、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、①車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転して人を死傷させた場合、②高速自動車国道等において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせて人を死傷させた場合が、危険運転致死傷罪の新たな類型として追加された（令和2年7月施行）。

2 道路交通法

道路交通法については、平成27年法律第40号による改正で、一定の違反行為をした75歳以上の運転者に対して臨時認知機能検査を行い、その結果が直近において受けた認知機能検査の結果と比較して悪化している場合に臨時高齢者講習を実施することとされたほか、運転免許証の更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された者には、その者の違反状況にかかわらず、臨時適性検査の受検又は医師の診断書提出を要することとされた（平成29年3月施行）。

また、令和元年法律第20号による改正により、①自動車の自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定が整備されるとともに、②自動車等を運転中に携帯電話等を使用する行為等の法定刑が引き上げられた（①は令和2年4月に、②は元年12月にそれぞれ施行）。

さらに、令和2年法律第42号による改正では、①他の車両等の通行を妨害する目的で、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反（通行区分、急ブレーキ禁止、車間距離保持等の規定違反）行為をした者を妨害運転（あおり運転）として処罰する規定や、妨害行為により高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著し

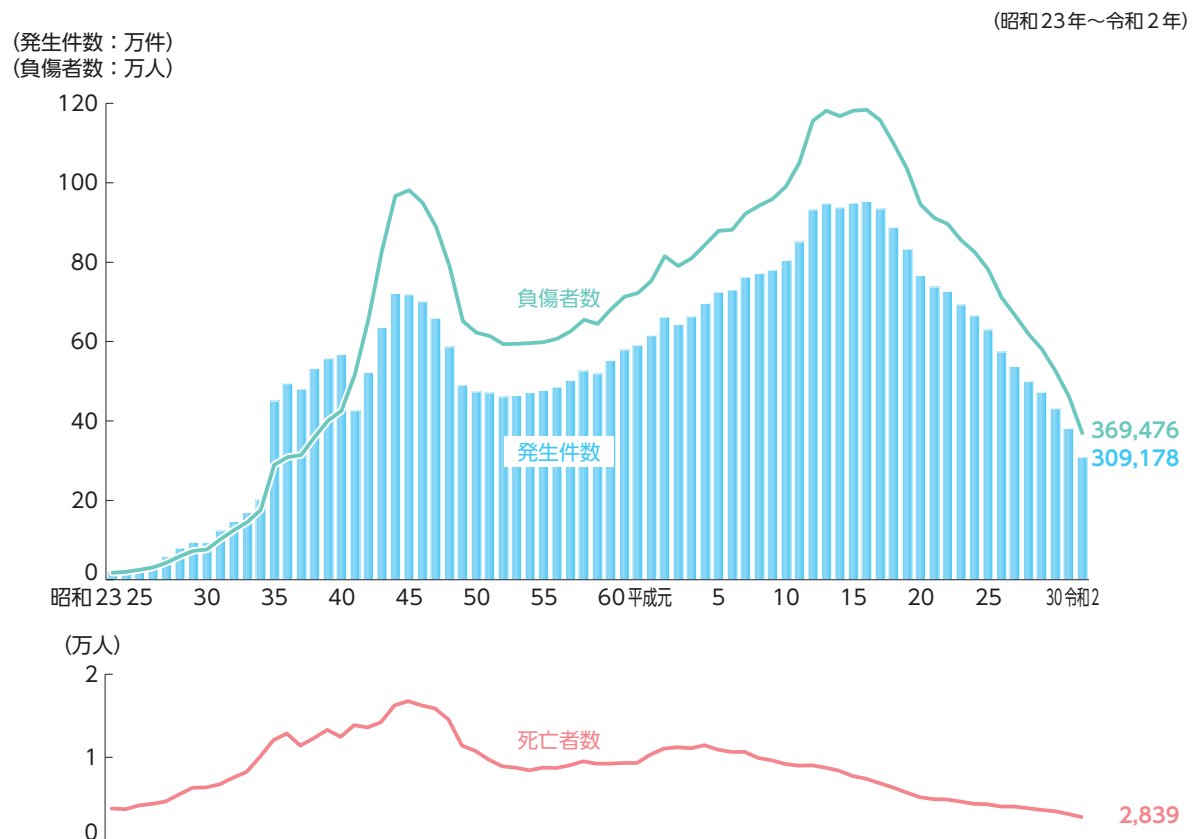
い交通の危険を生じさせた者を加重処罰する規定等を新設し、②一定の違反行為をした75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合、運転免許証の更新期間満了日の前6か月以内に、運転技能検査を受けなければならない、公安委員会は、運転技能検査の結果が、一定の基準に達しない者には運転免許証の更新をしないことができるとするなどの高齢運転者対策を充実・強化した（①は令和2年6月に、②は4年6月までにそれぞれ施行）。

第2節 犯罪の動向

1 交通事故の発生動向

交通事故（道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。以下この節において同じ。）の発生件数及び交通事故による死傷者数の推移（23年以降）は、**4-1-2-1図**のとおりである（詳細については、CD-ROM資料**4-1**参照）。発生件数及び負傷者数は、平成17年以降減少し続けており、27年から令和元年まで前年比それぞれ5%台から11%台、6%台から12%台で減少したところ、2年は、それぞれ30万9,178件（前年比18.9%減）、36万9,476人（同20.0%減）であった。死亡者数も、平成4年（1万1,452人）をピークに減少傾向にあり、令和2年は2,839人（同376人減）と、昭和23年以降初めて3,000人を下回り、最少を更新した（CD-ROM資料**4-1**参照）。

4-1-2-1図 交通事故 発生件数・死傷者数の推移



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「発生件数」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。
 3 「発生件数」及び「負傷者数」は、昭和34年以前は、2万円以下の物的損害及び1週間以下の負傷の事故を除く。
 4 「死亡者」は、交通事故により発生から24時間以内に死亡した者をいう。

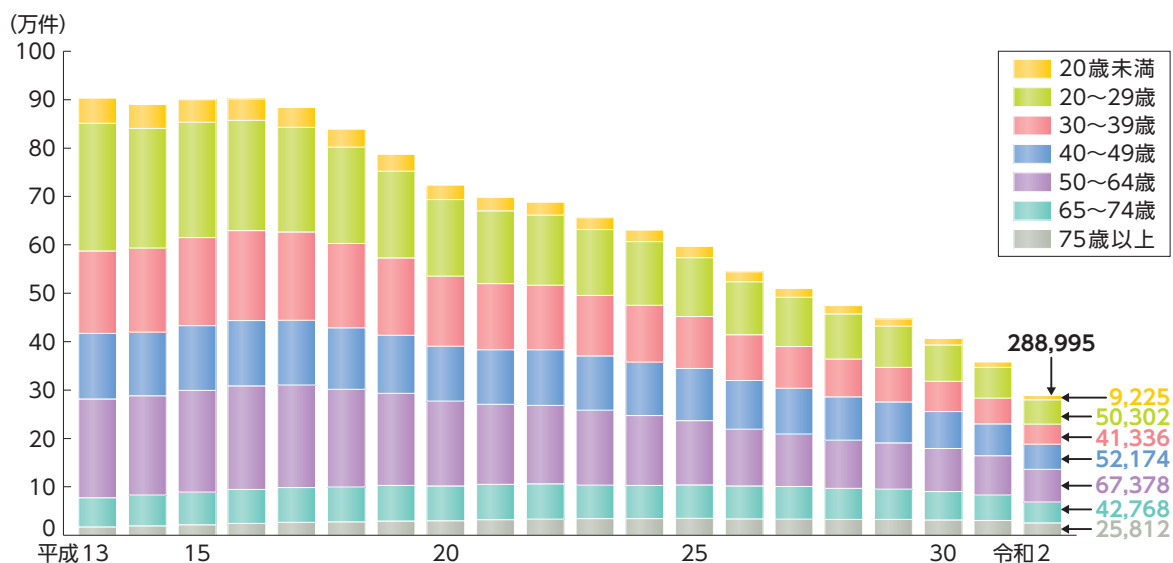
交通事故の発生件数（第一当事者（事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。以下この項において同じ。）が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を第一当事者の年齢層別に見ると、**4-1-2-2図**のとおりである。少年が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成13年から減少し続けており、令和2年（9,225件）は平成13年（5万2,000件）の約6分の1の水準であった。また、20～29歳の者が第一当事者の交通事故の発生件数も、13年から減少し続けており、令和2年（5万302件）は平成13年（26万3,706件）の約5分の1の水準であった。一方、65～74歳の者が第一当事者の交通事故の発生件数は、19年（7万3,609件）まで増加し続けた後は、横ばいないし減少傾向にあったが、26年（6万7,900件）以降は減少し続けており、令和2年は4万2,768件（前年比19.1%減）であった。75歳以上の者が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成25年（3万4,759件）まで増加し続けた後、おおむね横ばいないしわずかな減少にとどまっていたが、30年（3万1,935件）以降は減少し続けており、令和2年は2万5,812件（同15.3%減）であった。

交通事故の発生件数における高齢者率（第一当事者が高齢者であるものが占める比率をいう。）は、上昇し続けており、令和2年は23.7%（前年比0.4pt上昇）であった。

なお、交通事故による死亡者数を年齢層別に見ると、そのうちの高齢者が占める比率は、令和2年は56.2%（前年比0.8pt上昇）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-2図 交通事故 発生件数の推移（第一当事者の年齢層別）

（平成13年～令和2年）



- 注 1 警察庁交通局の統計及び資料による。
 2 「第一当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。
 3 第一当事者が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。
 4 事故発生時の年齢による。

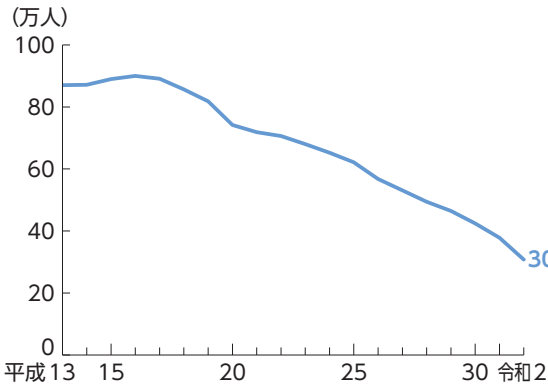
2 過失運転致死傷等・危険運転致死傷

過失運転致死傷等の検挙人員の推移（最近20年間）及び危険運転致死傷の検挙人員の推移（平成13年以降）を見ると、**4-1-2-3図**のとおりである。過失運転致死傷等の検挙人員は、16年（90万119人）をピークに高止まりの状態にあったが、17年以降減少し続けており、令和2年は30万7,831人（前年比18.6%減）であった。危険運転致死傷の検挙人員は、平成14年から25年まで、270人台から420人台で推移した後、26年5月に自動車運転死傷処罰法の施行により処罰範囲が拡大されるなどすると、27年以降、その検挙人員は590人台から650人台で推移していたが、令和2年は732人（同12.1%増）であった。

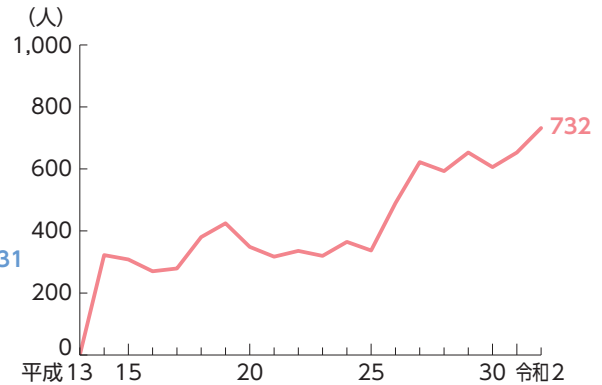
4-1-2-3 図 過失運転致死傷等・危険運転致死傷 検挙人員の推移

(平成13年～令和2年)

① 過失運転致死傷等



② 危険運転致死傷



注 1 警察庁の統計による。

2 平成13年の危険運転致死傷は、刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第138号）の施行日である同年12月25日以降の人員である。

令和2年における危険運転致死傷・過失運転致死傷等の罪名別検挙人員は、**4-1-2-4表**のとおりである。同年の危険運転致死傷の検挙人員732人のうち致死事件は42人（前年比2人増）で、2年の過失運転致死傷等の検挙人員30万7,831人のうち致死事件は2,547人（同130人減）であった（CD-ROM参照）。

なお、犯罪少年による危険運転致死傷の検挙状況については、第3編第1章第2節3項参照。

4-1-2-4 表 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員

(令和2年)

罪 名	検 挙 人 員	致 傷 致 死	
		致 傷	致 死
自動車運転死傷処罰法	302,779	300,237	2,542
危険運転致死傷(2条)	381	353	28
危険運転致死傷(3条)	293	279	14
無免許危険運転致傷(6条1項)	48	48	...
無免許危険運転致死傷(6条2項)	10	10	-
過失運転致死傷	300,830	298,350	2,480
過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	104	98	6
無免許過失運転致死傷	1,107	1,093	14
無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	6	6	-
刑 法	5,784	5,737	47
危険運転致死傷	-	-	-
自動車運転過失致死傷等	244	233	11
重過失致死傷	3,980	3,958	22
過失致死傷	1,560	1,546	14

注 1 警察庁交通局の統計による。

2 「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法4条に規定する罪をいう。

3 「無免許過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法6条4項に規定する罪をいう。

4 「無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法6条3項に規定する罪をいう。

5 「刑法」は、道路上の交通事故に係る事案に限る。

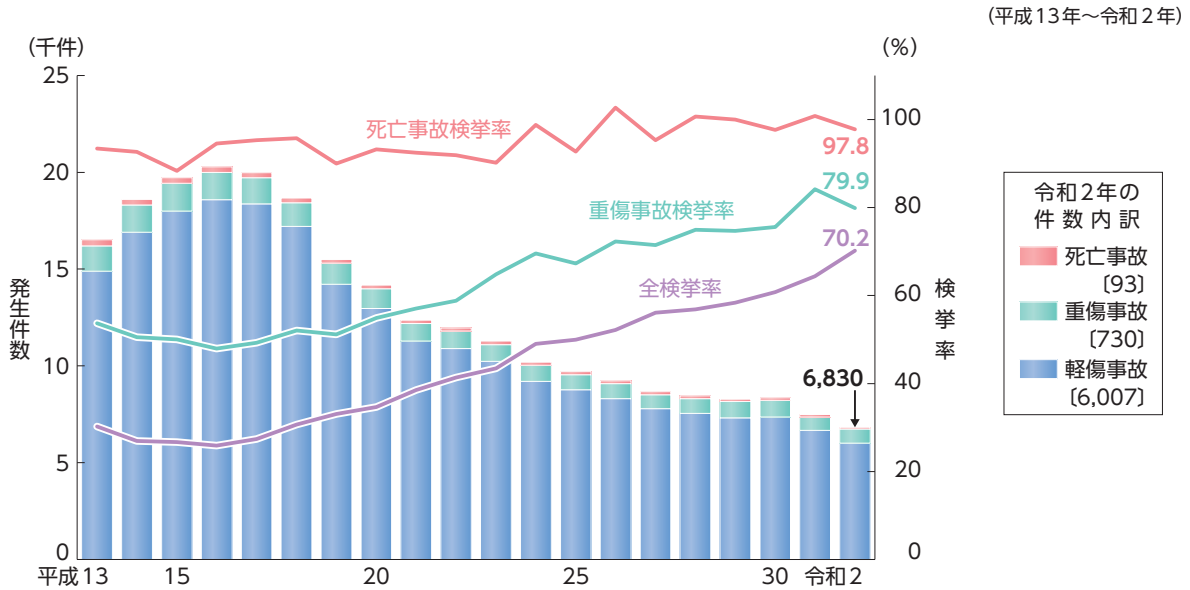
6 「刑法」の「危険運転致死傷」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。

7 「自動車運転過失致死傷等」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条1項前段及び2項に規定する罪をいう。

3 ひき逃げ事件

ひき逃げ事件（人の死傷を伴う交通事故に係る救護措置義務違反）の発生件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、**4-1-2-5図**のとおりである。発生件数は、平成12年以降急増した後、17年から減少傾向にあり、令和2年は前年比661件（8.8%）減の6,830件であった（CD-ROM参照）。全検挙率は、平成16年には25.9%を記録したが、翌年から上昇し続けており、令和2年は70.2%であった。死亡事故に限ると、検挙率は、おおむね90%を超える高水準で推移している。

4-1-2-5図 ひき逃げ事件 発生件数・検挙率の推移



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「全検挙率」は、ひき逃げの全事件の検挙率をいう。
 3 「重傷」は交通事故による負傷の治療を要する期間が1か月（30日）以上のもの、「軽傷」は同未満のものをいう。
 4 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

4 道交違反

道交違反の取締件数は、告知事件（交通反則通告制度に基づき反則事件として告知された事件をいう。以下この項において同じ。）と送致事件（非反則事件として送致される事件をいう。以下この項において同じ。）を合わせた件数であり、平成15年以降800万件台で推移していたが、23年に800万件を下回ると、それ以降は減少傾向を示し、令和2年は578万289件（前年比4万3,114件（0.8%）増）であった。その取締件数の内訳は、告知事件556万1,335件、送致事件21万8,954件であった（警察庁交通局の統計による。）。

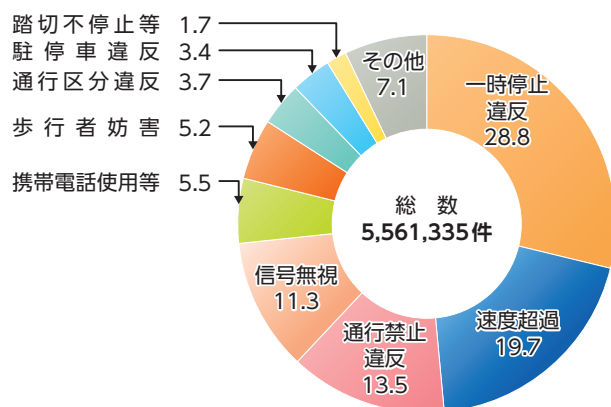
令和2年における道交違反の告知事件及び送致事件について、違反態様別構成比を見ると、**4-1-2-6図**のとおりである。

なお、犯罪少年による道路交通法違反の取締状況については、第3編第1章第2節3項参照。

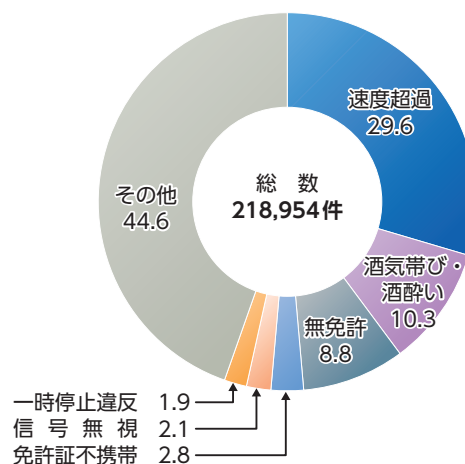
4-1-2-6図 道交違反 取締件数（告知事件・送致事件）の違反態様別構成比

（令和2年）

① 告知事件



② 送致事件



注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 ②において、軽車両等による違反は「その他」に計上している。

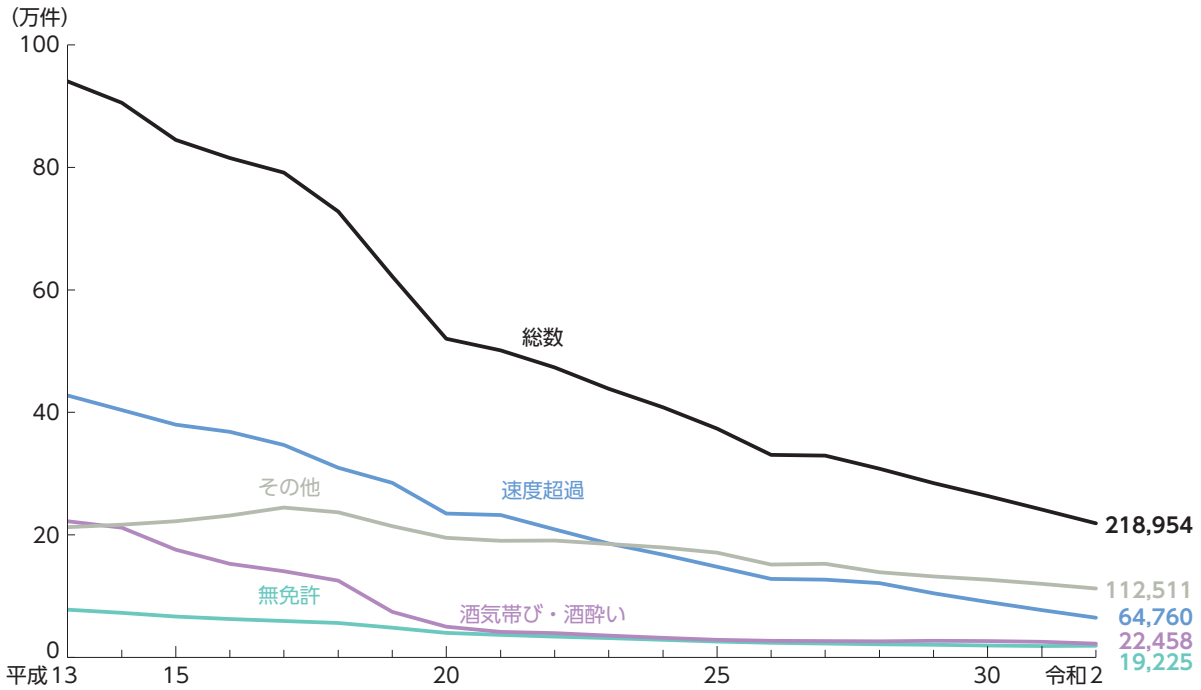
告知事件については、平成17年には816万5,633件まで増加したが、22年からは減少傾向にあり、令和2年は、前記のとおり556万1,335件（前年比6万5,551件（1.2%）増）であった（警察庁交通局の統計による。）。

送致事件の推移（最近20年間）を見ると、**4-1-2-7図**のとおりである。その総数は、平成13年から減少し続け、令和2年は前記のとおり21万8,954件（前年比9.3%減）であった。違反態様別に見ると、無免許運転は、平成10年以降、減少し続けていたが、令和2年は前年から増加し、1万9,225件（同3.3%増）であった。速度超過は、平成14年以降、減少し続けている。酒気帯び・酒酔いは、12年に急減すると、それ以降減少し続け、25年に3万件を下回った後は、おおむね横ばい状態にあったが、30年以降再び減少し続けており、令和2年は2万2,458件（同11.7%減）と、平成期最多であった平成9年（34万3,593件）の約15分の1の水準であった（CD-ROM参照）。

なお、近年、自転車を含む軽車両の違反に係る送致事件が増加しているところ、令和2年の送致件数は、前年比11.4%増の2万5,467件であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-7図 道交違反 取締件数（送致事件）の推移

(平成13年～令和2年)



注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 軽車両等による違反は、「その他」に計上している。

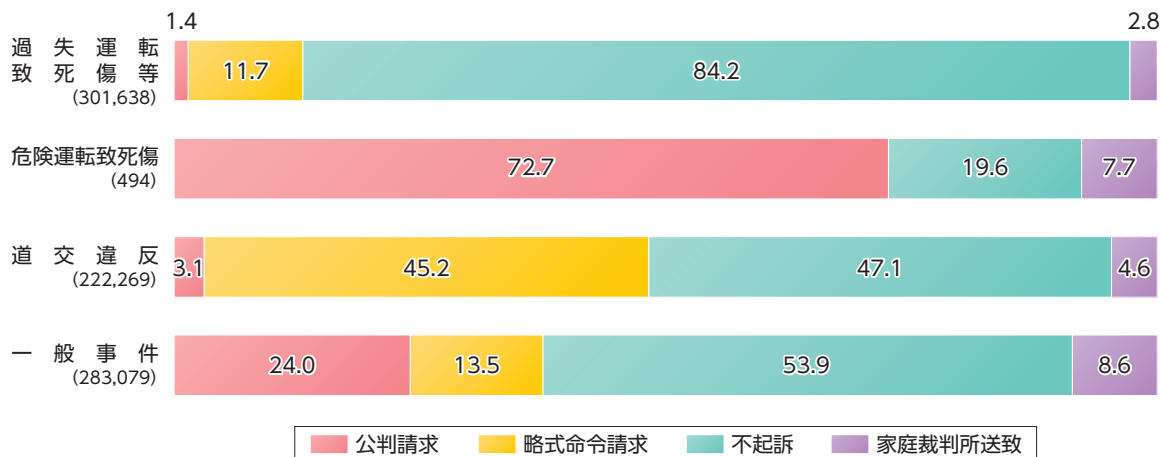
第3節 処遇

1 検察

4-1-3-1図は、令和2年における交通事件（過失運転致死傷等，危険運転致死傷及び道交違反の事件をいう。以下この節において同じ。）の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を，それ以外の事件（以下この項において「一般事件」という。）と比較して見たものである。

4-1-3-1図 交通事件 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

(令和2年)

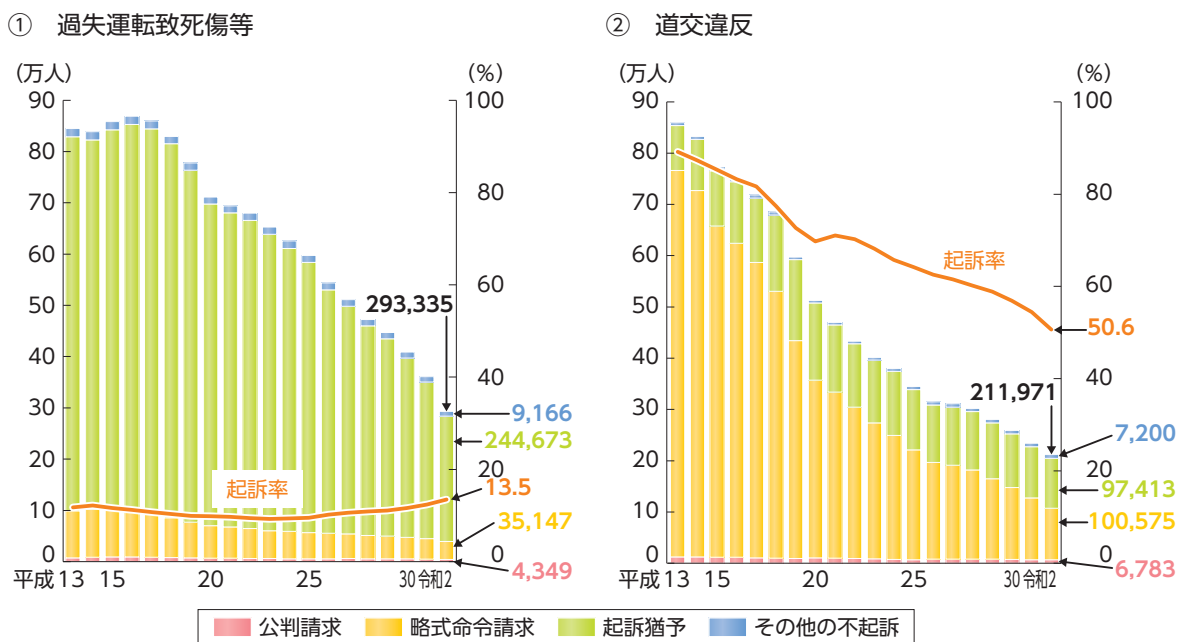


注 1 検察統計年報による。
 2 「一般事件」は，過失運転致死傷等，危険運転致死傷及び道交違反以外の事件である。
 3 () 内は，人員である。

4-1-3-2図は、過失運転致死傷等及び道交違反の検察庁終局処理人員について、起訴・不起訴人員（処理区分別）及び起訴率の推移（最近20年間）を見たものである。過失運転致死傷等では、起訴猶予率は90%前後で推移しているが、起訴猶予人員は、平成17年以降減少し続け、令和2年は前年よりも6万1,135人減少した。また、起訴率は、昭和62年に大幅に低下して以降、低下傾向にあったが、平成24年からは緩やかに上昇しており、令和2年は13.5%（前年比1.1pt上昇）であった。道交違反では、起訴・不起訴人員に占める略式命令請求人員の割合は、平成22年以降低下し続け、令和2年は47.4%（同4.0pt低下）であった。略式命令請求人員も、平成10年以降減少し続けている。起訴率も、昭和60年以降低下傾向にあり、令和2年は50.6%と平成13年（89.2%）と比べて38.5pt低下した（CD-ROM参照）。

4-1-3-2図 過失運転致死傷等・道交違反 起訴・不起訴人員（処理区分別）等の推移

（平成13年～令和2年）



令和2年における危険運転致死傷の公判請求人員について、態様別に見ると、4-1-3-3表のとおりである。なお、「無免許」の者（37人）については、無免許運転で、「飲酒等影響」（7人）、「高速度等」（2人）、「妨害行為」（3人）、「赤信号無視」（17人）、「通行禁止道路進行」（2人）又は「飲酒等影響運転支障等」（6人）の各態様による危険運転致死傷を犯した者である（検察統計年報による。）。

4-1-3-3表 危険運転致死傷による公判請求人員（態様別）

（令和2年）

総数	飲酒等影響	高速度等	妨害行為	赤信号無視	通行禁止道路進行	飲酒等影響運転支障等	無免許
359	121	19	6	55	3	118	37

注 1 検察統計年報による。
 2 「飲酒等影響」は、自動車運転死傷処罰法2条1号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項前段に規定する罪をいう。
 3 「高速度等」は、自動車運転死傷処罰法2条2号及び3号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項後段に規定する罪をいう。
 4 「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法2条4号、5号及び6号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項前段に規定する罪をいう。
 5 「赤信号無視」は、自動車運転死傷処罰法2条7号に規定する罪、令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条5号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項後段に規定する罪をいう。
 6 「通行禁止道路進行」は、自動車運転死傷処罰法2条8号に規定する罪及び令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条6号に規定する罪をいう。
 7 「飲酒等影響運転支障等」は、自動車運転死傷処罰法3条に規定する罪をいう。
 8 「無免許」は、自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪をいう。

2 裁判

令和2年に交通事故により通常第一審で懲役又は禁錮を言い渡された者について、これらの罪名ごとの科刑状況を見ると、**4-1-3-4表**のとおりである。危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では8.5%（無免許危険運転致傷（自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪）事件では46.4%）だったのに対し、同致死事件では95.2%であった。同致死事件では、言渡しを受けた者21人のうち13人の刑は5年を超えている。過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では1.4%（無免許過失運転致傷事件では18.1%）だったのに対し、同致死事件では6.5%（無免許過失運転致死事件では60.0%）であった。道交違反について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は15.8%であった。道交違反では、言渡しを受けた者のうち1年未満の刑の者の割合は75.5%であったが、3年を超える刑の者も2人いた。

令和2年に交通事故で一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は、危険運転致傷につき1人及び道路交通法違反につき2人であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、自動車運転死傷処罰法違反及び道交違反について、第一審における罰金・科料の科刑状況は、**2-3-3-4表**参照。

4-1-3-4表

交通事故 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の科刑状況

(令和2年)

罪名	総数	10年を超える	10年以下	7年以下	5年以下	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
						実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予
危険運転致傷	247	-	-	2	2	-	10	6 (-)	40	7 (1)	151	4 (-)	25	-	-
危険運転致死	21	5	6	2	7	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
無免許危険運転致傷(6条1項)	21	-	-	-	6	1 (-)	1	2 (-)	5	2 (-)	4	-	-	-	-
無免許危険運転致傷(6条2項)	7	-	-	-	1	-	-	-	1	1 (-)	4	-	-	-	-
無免許危険運転致死(6条2項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致傷	2,337	-	-	-	-	1 (-)	21	5 (-)	145	8 (-)	1,384	17 (-)	750	1 (-)	5
過失運転致死	1,071	-	-	1	12	8 (-)	98	31 (-)	274	16 (-)	615	2 (-)	14	-	-
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	45	-	-	-	1	-	-	-	15	1 (-)	27	-	1	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無免許過失運転致傷	474	-	-	-	9	1 (-)	7	8 (-)	16	29 (-)	174	35 (-)	182	4 (-)	9
無免許過失運転致死	5	-	-	-	1	1 (-)	1	1 (-)	1	-	-	-	-	-	-
無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (-)	-	-	-	-	-
無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道交違反	5,051	-	-	-	2	7 (-)	19	20 (-)	79	134 (1)	979	446 (1)	2,569	191 (-)	605

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

注 2 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。

注 3 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。

注 4 罪名区分の()内は、自動車運転死傷処罰法の該当条文である。

注 5 刑期区分の()内は、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員で、内数であり、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

3 矯正

令和2年における交通犯罪（危険運転致死傷，過失運転致死傷等及び道路交通法違反をいう。以下この節において同じ。）の入所受刑者人員は966人（前年比12.5%減）であり，その内訳は危険運転致死傷が57人，過失運転致死傷等が203人，道路交通法違反が706人であった。なお，2年における交通犯罪の入所受刑者人員のうち，懲役受刑者の占める比率は95.0%であった。禁錮受刑者は48人であり，その内訳は全て過失運転致死傷等であった（矯正統計年報による。）。

4 保護観察

令和2年における交通犯罪の保護観察開始人員は，保護観察処分少年が5,220人（なお，交通短期保護観察の対象者（交通犯罪以外の非行名（保管場所法，道路運送法，道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反）による者を含む。以下この項において同じ。）は3,508人（**3-2-5-1** 参照）），少年院仮退院者が116人，仮釈放者が640人，保護観察付全部・一部執行猶予者が146人（うち一部執行猶予者が3人）であった。同年の保護観察開始人員について，罪名・非行名が危険運転致死傷の者は，保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）が22人，少年院仮退院者が8人，仮釈放者が49人，保護観察付全部・一部執行猶予者が6人（うち一部執行猶予者はいなかった。）であった（保護統計年報による。）。

第1節 犯罪の動向

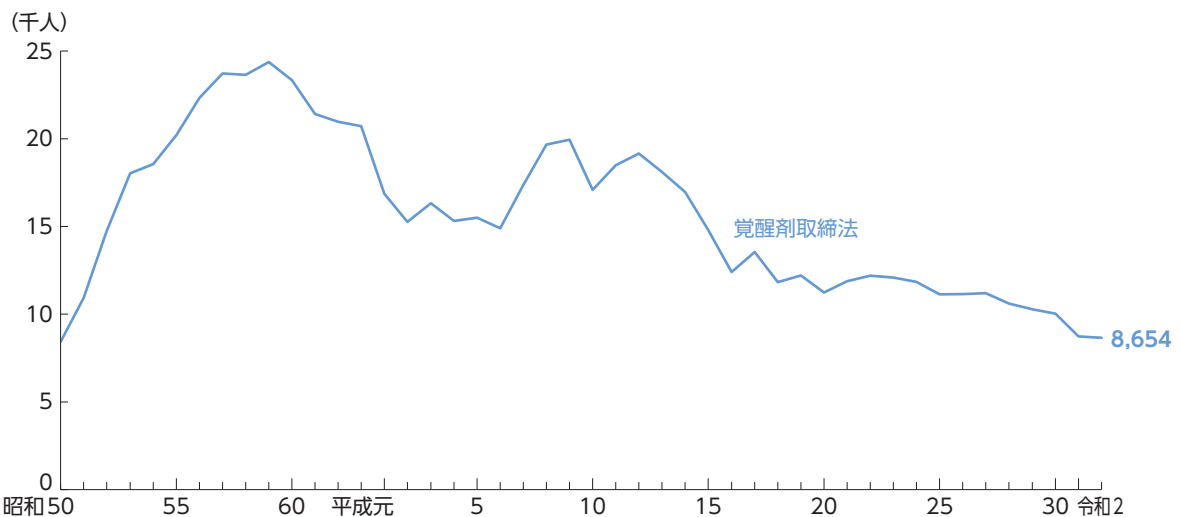
1 覚醒剤取締法違反

覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、**4-2-1-1図**のとおりである。昭和期から見てみると、まず、29年（5万5,664人）に最初のピークを迎えたが、罰則の強化や徹底した検挙等により著しく減少し、32年から44年までは毎年1,000人を下回っていた。その後、45年から増加傾向となり、59年には31年以降最多となる2万4,372人を記録した。60年からは減少傾向となったが、平成6年（1万4,896人）まで小さく増減を繰り返した後、7年から増加に転じ、9年には平成期最多の1万9,937人を記録した。13年から減少傾向にあり、18年以降おおむね横ばいで推移した後、28年から毎年減少し続け、令和2年は8,654人（前年比0.9%減）であり、元年以降、2年連続で1万人を下回った（CD-ROM参照。なお、検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の成人検挙人員中の同一罪名再犯者の比率については、**5-2-1-4図**①参照。

4-2-1-1図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移

(昭和50年～令和2年)



注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。

2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

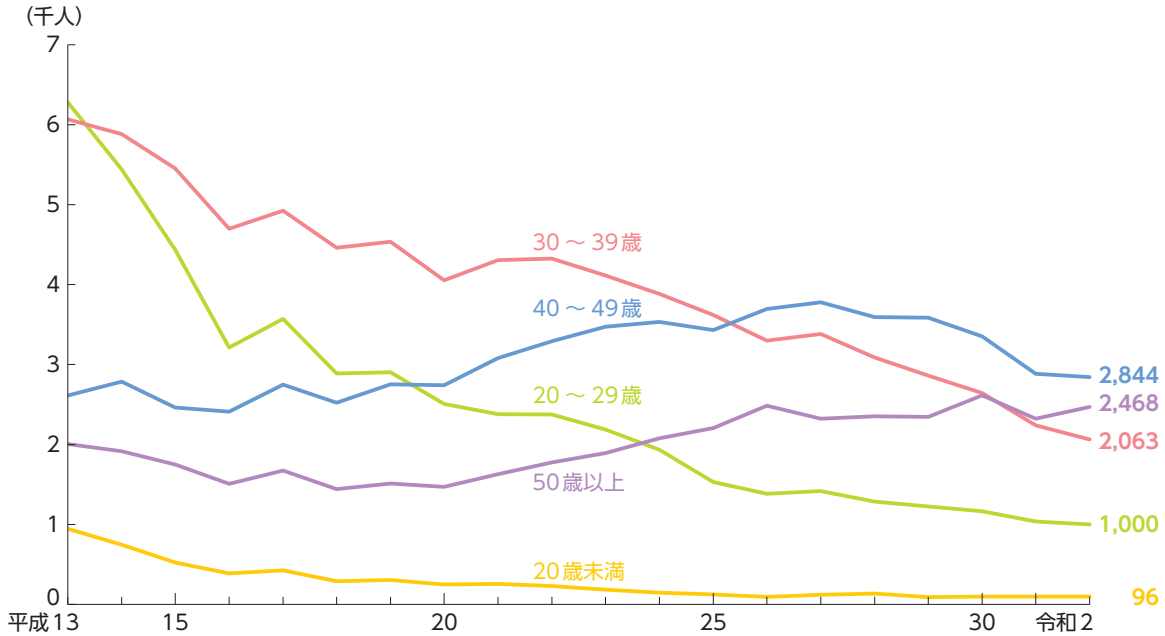
覚醒剤取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近20年間）は、**4-2-1-2図**のとおりである。20歳代の年齢層の人員は、平成期に入って以降、平成13年まで全年齢層の中で最も多かったが、10年以降減少傾向にあり、令和2年（1,000人）は平成13年（6,280人）の約6分の1であった（CD-ROM参照）。30歳代の年齢層の人員も、14年から25年まで全年齢層の中で最も多かったが、13年以降減少傾向が続いている。40歳代の年齢層の人員は、21年から増加傾向にあり、26年以降全年齢層の中で最も多くなっているものの、28年から5年連続で減少している。50歳以上の年齢層の人員は、21年から毎年増加し、26年以降はほぼ横ばいで推移している。令和2

年の同法違反の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、40歳代の年齢層が最も多く（33.6%）、次いで、50歳以上（29.1%）、30歳代（24.4%）、20歳代（11.8%）、20歳未満（1.1%）の順であった。

なお、令和2年の覚醒剤取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）を就学状況別に見ると、高校生が11人（前年比1人増）、大学生が8人（同18人減）（20歳以上の者を含む。）であり、中学生はいなかった（同3人減）（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-2図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

（平成13年～令和2年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

4-2-1-3表は、令和2年に覚醒剤取締法違反により検挙された者（警察が検挙した者に限る。）のうち、営利犯で検挙された者及び暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下この項において同じ。）の各人員を違反態様別に見たものである。同年の営利犯で検挙された者の比率は5.8%であり、暴力団構成員等の比率は42.2%であった。

4-2-1-3表 覚醒剤取締法違反 営利犯・暴力団構成員等の検挙人員（違反態様別）

（令和2年）

区分	総数	密輸入	所持	譲渡し	譲受け	使用	その他
総数	8,471	114	2,717	344	127	4,933	236
営利犯	490 (5.8)	101 (88.6)	290 (10.7)	96 (27.9)	3 (2.4)	-	-
暴力団構成員等	3,577 (42.2)	20 (17.5)	1,142 (42.0)	199 (57.8)	38 (29.9)	2,109 (42.8)	69 (29.2)

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 () 内は、各違反態様による検挙人員に「営利犯」又は「暴力団構成員等」の人員がそれぞれ占める比率である。

令和2年における覚醒剤取締法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）のうち、外国人の比率は、5.7%（480人）であった。国籍等別に見ると、平成22年から30年までは、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルの順に多かったが、令和元年に韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピンの順となり、2年は、韓国・朝鮮（123人、25.6%）が最も多く、次いで、ブラジル（94人、19.6%）、フィリピン

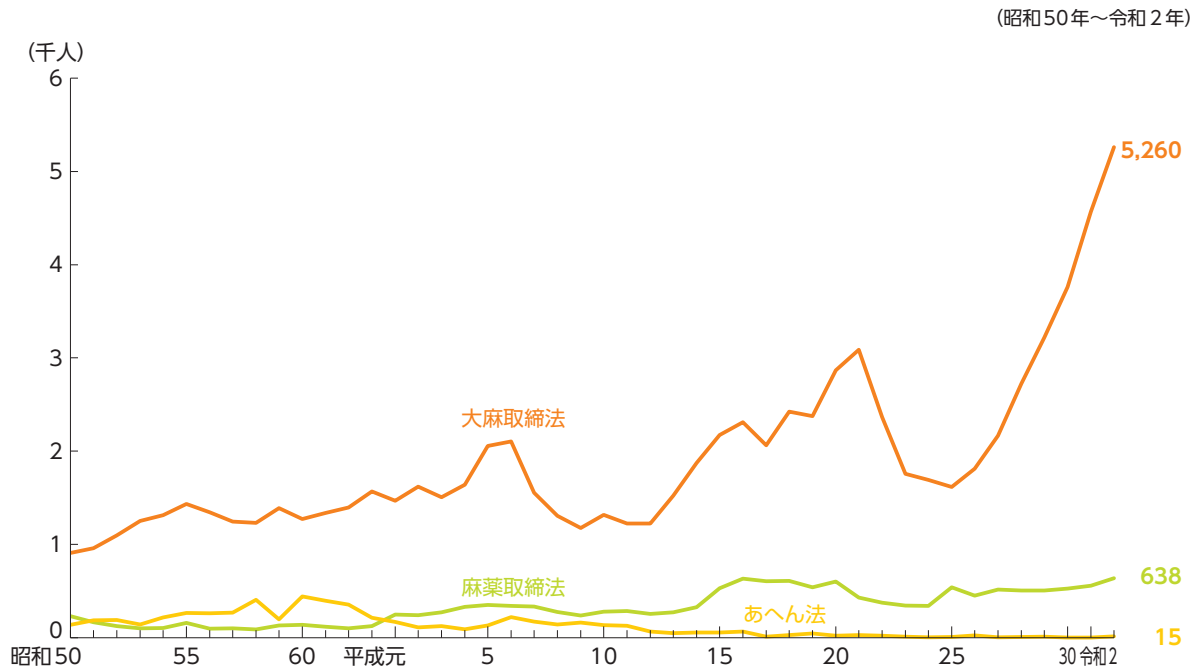
(75人, 15.6%), ベトナム (64人, 13.3%), タイ (21人, 4.4%) の順であった (警察庁刑事局の資料による)。

2 大麻取締法違反等

大麻取締法, 麻薬取締法及びあへん法の各違反 (それぞれ, 大麻, 麻薬・向精神薬及びあへんに係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。) の検挙人員 (特別司法警察員が検挙した者を含む。) の推移 (昭和50年以降) は, **4-2-1-4図**のとおりである (検察庁新規受理人員については, CD-ROM資料**1-4**参照)。大麻取締法違反は, 52年から平成30年までの間は, 1,000人台から3,000人台で増減を繰り返していた。9年には1,175人まで減少するなどしたが, 6年 (2,103人) と21年 (3,087人) をピークとする波が見られた後, 26年から7年連続で増加している。29年からは, 昭和46年以降における最多を記録し続けており, 令和2年は5,260人 (前年比15.1%増) であった (CD-ROM参照)。

なお, 大麻取締法違反の成人検挙人員中の同一罪名再犯者の比率については, **5-2-1-4図**②参照。

4-2-1-4図 大麻取締法違反等 検挙人員の推移 (罪名別)

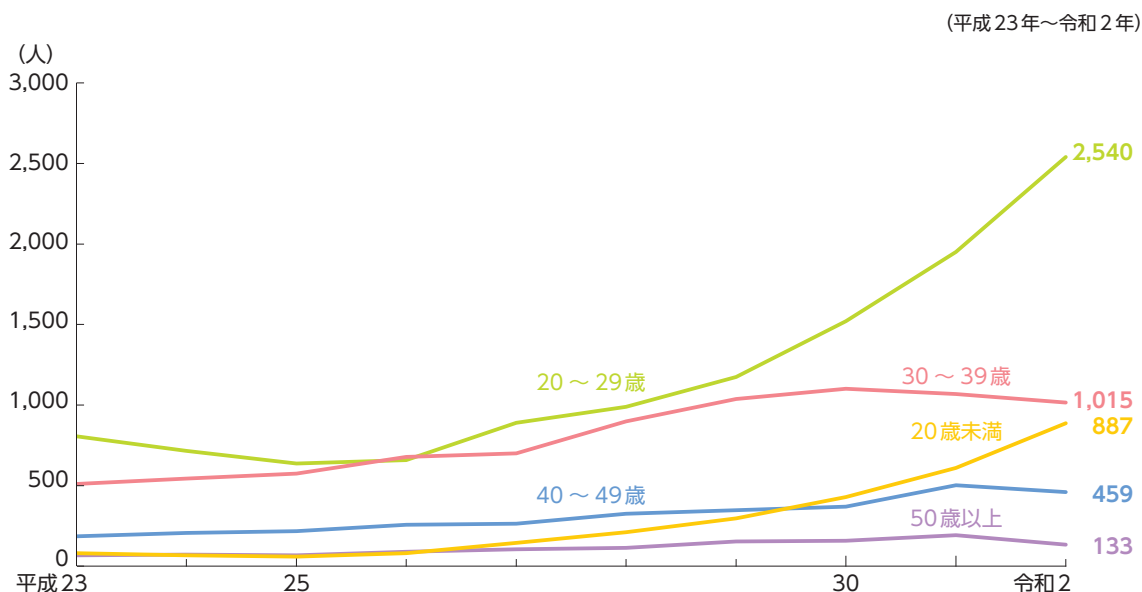


- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし, 平成19年までは, 厚生労働省医薬食品局, 警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により, 20年から27年までは, 内閣府の資料による。
 2 大麻, 麻薬・向精神薬及びあへんに係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか, 特別司法警察員が検挙した者を含む。

大麻取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近10年間）は、**4-2-1-5図**のとおりである。平成23年以降、20歳代及び30歳代で全検挙人員の約7～8割を占める状況が続いているが、30歳代が近年横ばい状態で推移しているのに対し、20歳代は26年から増加し続けており、令和2年は、前年から30.3%増加し、2,540人であった。一方、20歳未満の検挙人員も平成26年から増加し続けており、令和2年は887人（前年比45.6%増）であった。

なお、令和2年の大麻取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）を就学状況別に見ると、中学生が8人（前年比2人増）、高校生が159人（同50人増）、大学生が219人（同87人増）（20歳以上の者を含む。）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-5図 大麻取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 大麻に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

毒劇法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）は、昭和50年代後半は3万人台で推移し、60年代以降も2万7,000人台から3万1,000人台で推移していたが、平成期に入り、平成3年から9年にかけて大きく減少した。その後も減少傾向が続き、令和2年は180人（前年比1.7%増）であった（警察庁の統計による。）。

3 危険ドラッグに係る犯罪

いわゆる**危険ドラッグ**（規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下この項において同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。以下この項において同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。以下この項において同じ。）に係る犯罪の検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）の推移（最近5年間）を適用法令別に見ると、**4-2-1-6表**のとおりである。

令和2年の指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員は131人（前年比34人減）であるが、そのうち82人（同41人減）は指定薬物の単純所持・使用等の検挙人員（同法84条28号に規定される所持・使用・購入・譲受けに係る罪による検挙人員のうち、販売目的等の供給者側の検挙人員を除く。）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-6表 危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移（適用法令別）

(平成28年～令和2年)

適用法令	28年	29年	30年	元年	2年
総数	920	651	396	182	150
医薬品医療機器等法（薬事法）	758	578	346	165	131
麻薬取締法	126	56	48	17	19
交通関係法令	7	1	1	-	-
その他	29	16	1	-	-

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 警察が検挙した人員に限る。
 3 複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 「危険ドラッグ」は、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらを用いたもの）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
 5 「医薬品医療機器等法（薬事法）」は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙人員である。
 6 「麻薬取締法」は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙人員である。
 7 「交通関係法令」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、過失運転致死傷、道路交通法違反の検挙人員である。
 8 「その他」は、覚醒剤取締法違反、危険ドラッグ服用に係る保護責任者遺棄致死、各都道府県の薬物乱用防止に関する条例違反等のほか、指定薬物以外の医薬品医療機器等法違反を含む。
 9 「交通関係法令」及び「その他」は、指定薬物として指定されていない薬物が検出され、当該薬物について、検挙後に指定薬物として指定された場合等を含む。

令和2年における危険ドラッグ乱用者の検挙人員（危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員のうち、危険ドラッグの販売等により検挙された供給者側の検挙人員を除いたものをいう。）は、140人であり、年齢層別では、50歳代（41人、29.3%）が最も多く、次いで、40歳代（34人、24.3%）、30歳代（32人、22.9%）、20歳代（31人、22.1%）、20歳未満（2人、1.4%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

第2節 取締状況

1 覚醒剤等の押収量の推移

覚醒剤等の薬物の押収量（警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した薬物の合計量）の推移（最近5年間）は、4-2-2-1表のとおりである。覚醒剤の押収量は、平成28年から30年までの間、1,100kg台から1,500kg台で推移した後、令和元年に平成元年以降最多の2,649.7kgを記録したが、令和2年（824.4kg）は前年の3分の1以下に急減した。

4-2-2-1表 覚醒剤等の押収量の推移

(平成28年～令和2年)

年次	覚醒剤	乾燥大麻	大麻樹脂	コカイン	ヘロイン	MDMA等錠剤型合成麻薬	あへん
28年	1521.4	159.7	1.0	113.3	0.0	5,122	0.7
29	1136.6	270.5	21.9	11.6	70.3	3,244	0.0
30	1206.7	337.3	3.1	157.4	0.0	12,307	0.0
元	2649.7	430.1	14.8	639.9	16.7	73,915	0.0
2	824.4	299.1	3.6	821.7	14.8	106,308	0.0

(単位は、kg。ただし、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
 2 押収量は、警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した合計量である。
 3 「乾燥大麻」は、大麻たばこを含む。
 4 「MDMA等錠剤型合成麻薬」の押収量について、1錠未満の端数は切捨てである。

2 密輸入事案の摘発の状況

覚醒剤（覚醒剤原料を含む。以下この項において同じ。）及び大麻の密輸入事犯（税関が関税法違反で摘発した事件である。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。以下この項において同じ。）の摘発件数の推移（最近5年間）を形態別に見ると、**4-2-2-2表**のとおりである。覚醒剤の「航空機旅客（航空機乗組員を含む。以下この項において同じ。）による密輸入」は、平成28年から30年までの間、50件台から90件台で推移した後、令和元年に229件に増加したが、2年（23件）は前年の約10分の1に急減した。覚醒剤の「国際郵便物を利用した密輸入」及び「航空貨物（別送品を含む。）を利用した密輸入」も、元年に顕著に増加したが、2年はいずれも急減した。大麻の「航空機旅客による密輸入」も、平成28年から令和元年までの間、40件台から60件台で推移していたが、2年（21件）は前年の約3分の1に急減した。

4-2-2-2表 覚醒剤等の密輸入事案の摘発件数の推移（形態別）

（平成28年～令和2年）

① 覚醒剤

形態	28年	29年	30年	元年	2年
総数	104 (1,501)	151 (1,159)	169 (1,159)	425 (2,587)	72 (800)
航空機旅客による密輸入	53 (79)	99 (190)	91 (160)	229 (427)	23 (54)
国際郵便物を利用した密輸入	20 (53)	38 (96)	52 (50)	85 (188)	23 (14)
商業貨物を利用した密輸入	21 (653)	11 (398)	23 (948)	109 (367)	26 (733)
航空貨物	15 (72)	10 (48)	13 (22)	107 (325)	20 (93)
海上貨物	6 (581)	1 (351)	10 (926)	2 (43)	6 (639)
船員等による密輸入	10 (715)	3 (475)	3 (0)	2 (1,605)	－ (－)

② 大麻

形態	28年	29年	30年	元年	2年
総数	118 (9)	171 (131)	218 (156)	242 (82)	203 (116)
航空機旅客による密輸入	49 (1)	57 (3)	49 (92)	60 (28)	21 (0)
国際郵便物を利用した密輸入	59 (4)	99 (10)	148 (45)	167 (49)	144 (77)
商業貨物を利用した密輸入	9 (4)	12 (118)	19 (19)	11 (5)	38 (40)
航空貨物	7 (4)	10 (18)	19 (19)	10 (5)	36 (40)
海上貨物	2 (0)	2 (100)	－ (－)	1 (0)	2 (…)
船員等による密輸入	1 (0)	3 (0)	2 (0)	4 (0)	－ (－)

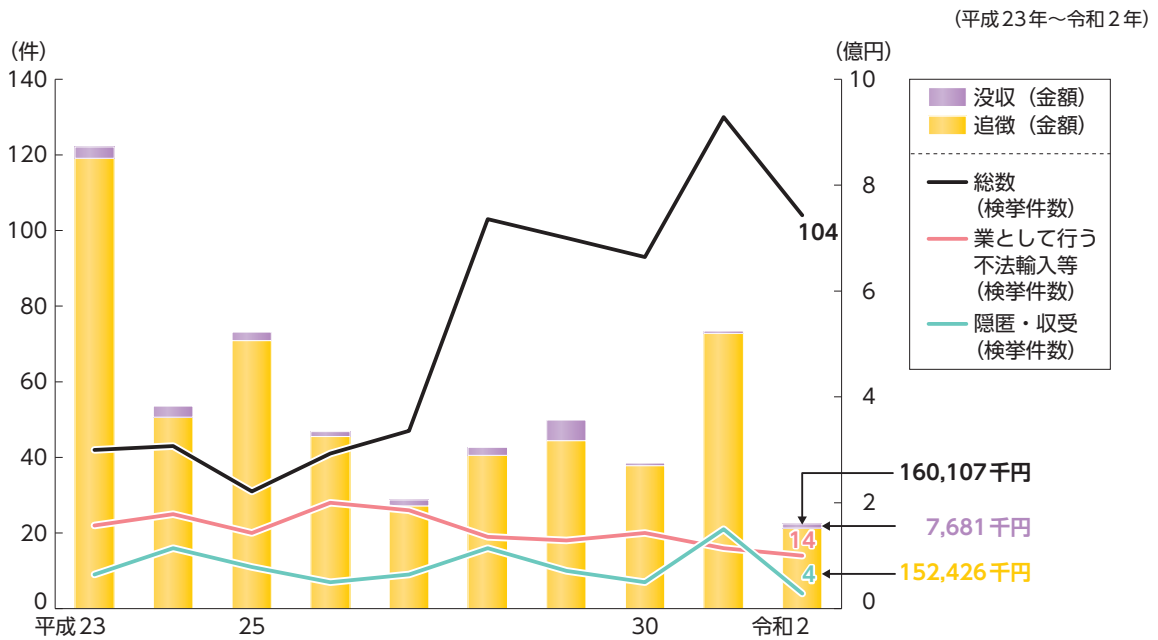
- 注 1 財務省関税局の資料による。
 2 税関が関税法違反で摘発した事件である。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 3 「覚醒剤」は、その原料を含む。
 4 ()内は押収量であり、単位はkgである。
 5 「航空機旅客」は、航空機乗組員を含む。
 6 「商業貨物」は、別送品を含む。
 7 「船員等」は、洋上取引及び船舶旅客を含む。

令和2年における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数を仕出地別に見ると、地域別では、アジア（29件）が半数近くを占めて最も多く、次いで、北米（12件）、ヨーロッパ（10件）の順であり、国・地域別では、米国及びメキシコ（9件）が最も多く、次いで、ベトナム（8件）、タイ（7件）の順であった（財務省関税局の資料による。）。

3 麻薬特例法の運用

麻薬特例法違反の検挙件数及び第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-2-2-3図のとおりである。

4-2-2-3図 麻薬特例法違反 検挙件数・没収・追徴金額の推移



- 注 1 検挙件数は、厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
- 注 2 没収・追徴金額は、法務省刑事局の資料による。
- 注 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
- 注 4 「総数」は、麻薬特例法5条（業として行う不法輸入等）、6条（薬物犯罪収益等隠匿）、7条（薬物犯罪収益等收受）及び9条（あおり又は唆し）の各違反の検挙件数の合計である。
- 注 5 「没収」及び「追徴」は、第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。
- 注 6 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
- 注 7 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

第3節 処遇

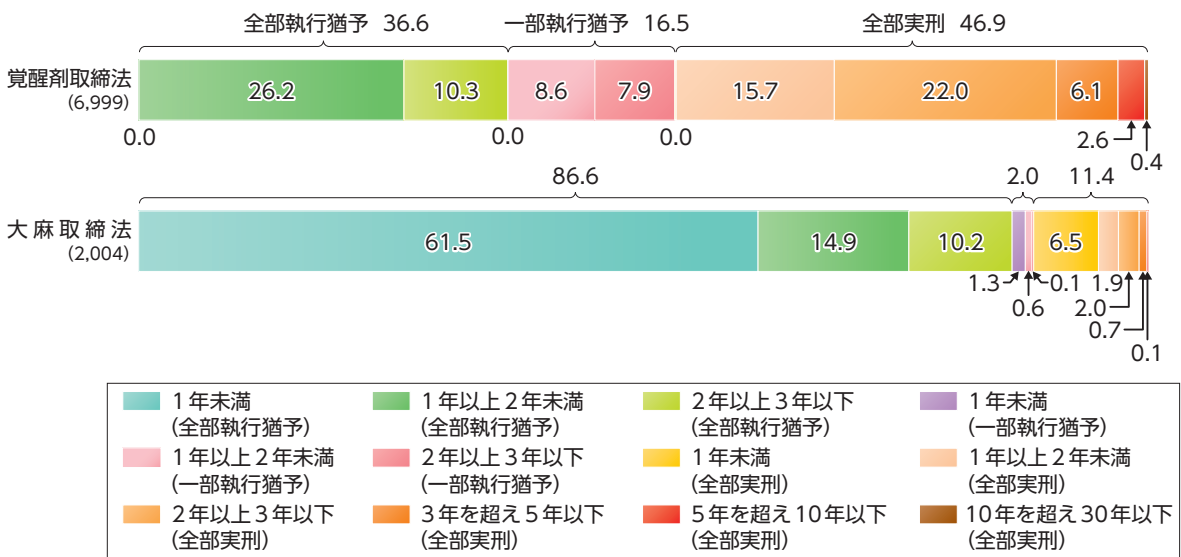
1 検察・裁判

令和2年における起訴率及び起訴猶予率は、それぞれ覚醒剤取締法違反では77.2%、8.5%、大麻取締法違反では49.4%、35.5%、麻薬取締法違反では62.0%、17.7%であり、覚醒剤取締法違反の起訴猶予率は、道交違反を除く特別法犯全体（令和2年は45.8%。2-2-4-4図参照）と比較して顕著に低かった（起訴・不起訴人員等については、CD-ROM資料4-2参照）。なお、同年における麻薬特例法違反の起訴率は31.6%、起訴猶予率は61.7%であった。もっとも、同法違反のうち、「業として行う不法輸入等」について見ると、起訴率は65.0%（起訴13人、起訴猶予4人及びその他の不起訴3人）であった。同年において、あへん法違反で起訴された者は1人であった（検察統計年報による。）。

覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反について、令和2年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、4-2-3-1図のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況についてはCD-ROM資料2-4を、覚醒剤取締法違反の科刑状況の推移についてはCD-ROM資料4-3をそれぞれ参照）。

4-2-3-1図 覚醒剤取締法違反等 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比

(令和2年)



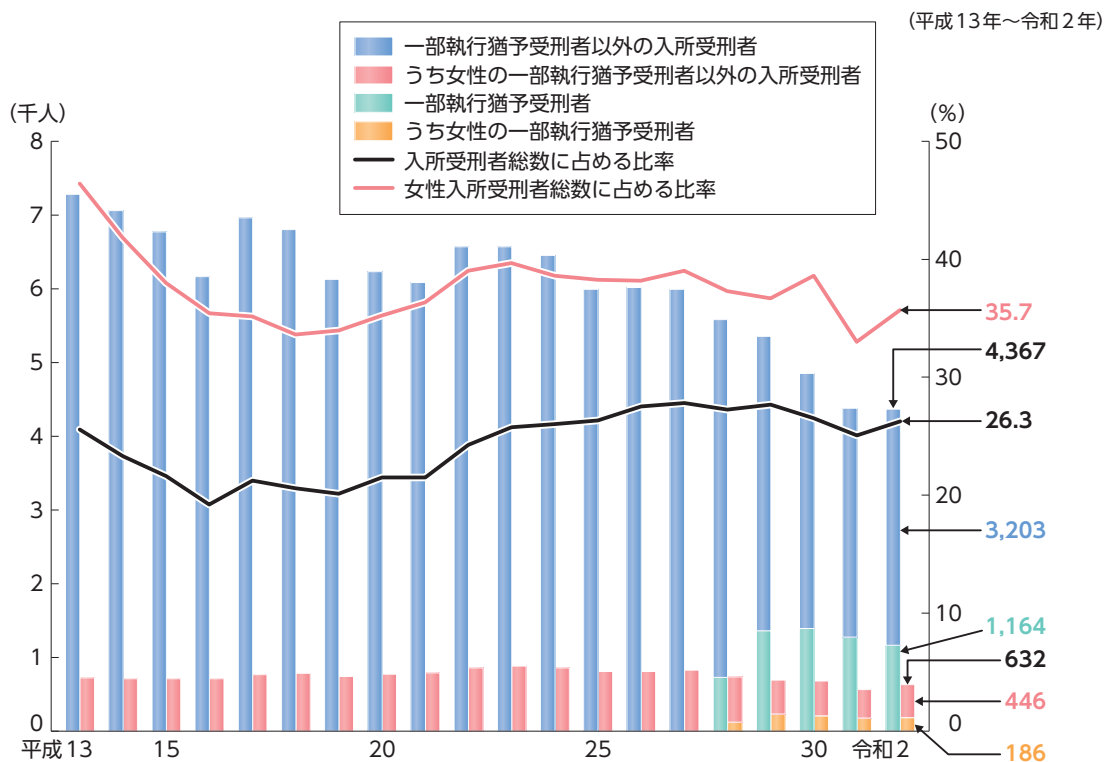
注 1 司法統計年報による。
 2 一部執行猶予は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 () 内は、実人員である。

令和2年における覚醒剤取締法違反の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を処理区分別に見ると、少年院送致が37人（53.6%）と最も多く、次いで、保護観察17人（24.6%）、検察官送致（年齢超過）8人（11.6%）、審判不開始3人（4.3%）、検察官送致（刑事処分相当）及び不処分各2人（それぞれ2.9%）の順であった。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致はいなかった（司法統計年報による。）。

2 矯正

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、**4-2-3-2図**のとおりである。令和2年における同法違反の入所受刑者人員は、4,367人（前年比11人（0.3%）減）であり、そのうち一部執行猶予受刑者は、1,164人（同111人（8.7%）減）であった（CD-ROM参照）。

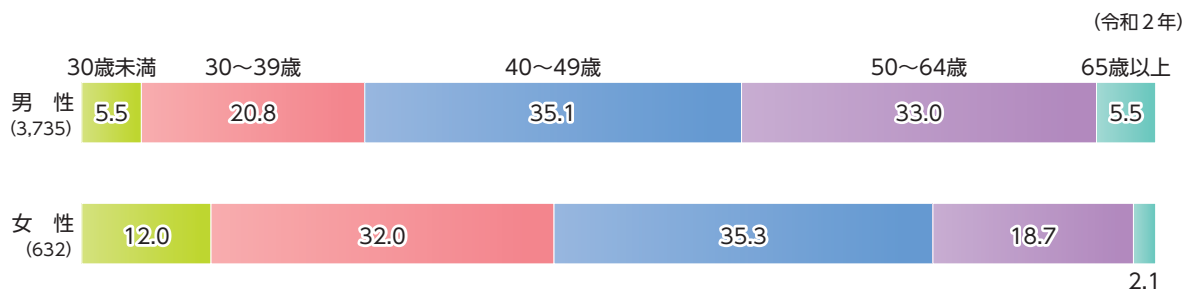
4-2-3-2図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移



注 矯正統計年報による。

令和2年における覚醒剤取締法違反の入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、**4-2-3-3図**のとおりである。

4-2-3-3図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）



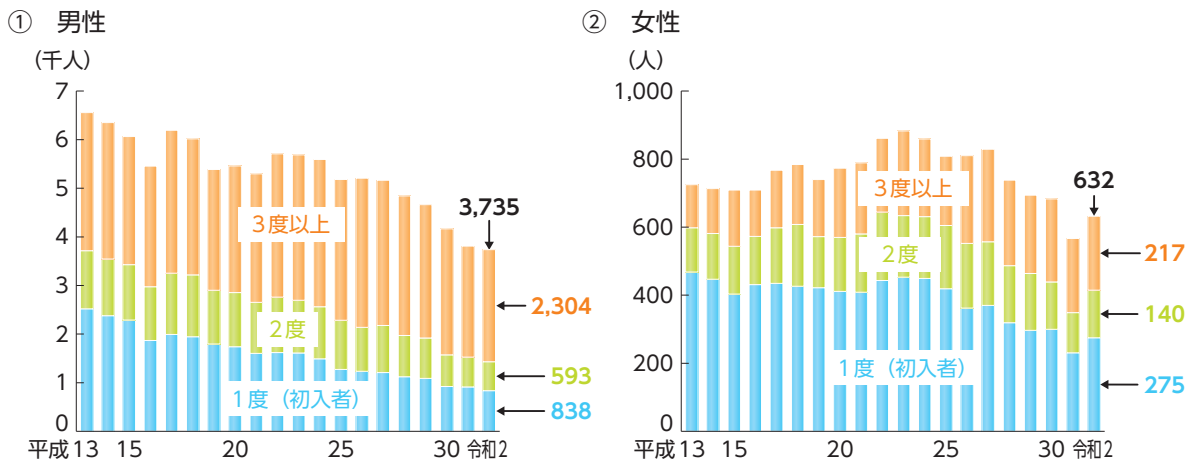
注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。
3 () 内は、実人員である。

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、これを入所度数別に見ると、**4-2-3-4図**のとおりである。男性は、初入者の人員が平成14年以降、2度の人員が19年以降、3度以上の人員が27年以降それぞれ減少傾向にある。女性については、初入者の人員が24年以降、2度の人員が27年以降、3度以上の人員が28年以降それぞれ減少し、又は減少傾向にあったが、令和2年の初入者及び2度の人員はいずれも前年より増加し、それぞれ275人（前年比19.0%増）、140人（同18.6%増）であった。また、男性は、入所受刑者全体のうち入所度数が3度以上の者の割合が一貫して最も高いのに対し、女性は、初入者の割合が一貫して最も高い（CD-ROM参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の出所受刑者の出所事由別5年以内再入率については**5-2-3-8図**を、2年以内再入率の推移については**5-2-3-10図**③をそれぞれ参照。

4-2-3-4図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移（男女別，入所度数別）

（平成13年～令和2年）



注 矯正統計年報による。

3 保護観察

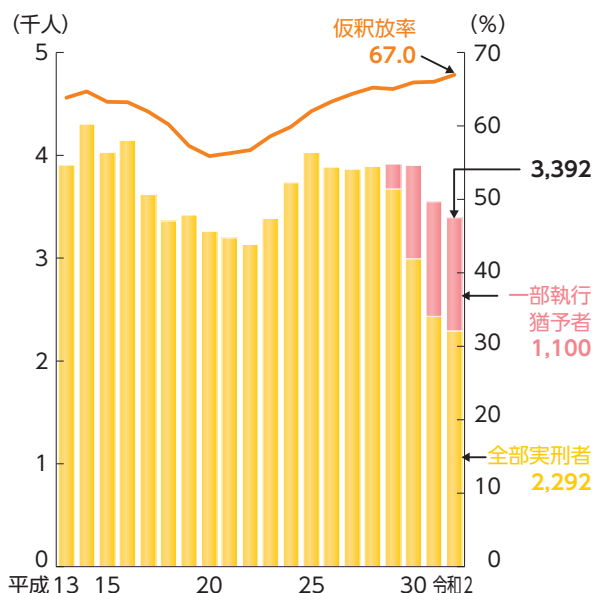
覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（最近20年間）は、**4-2-3-5図**のとおりである。仮釈放者（全部実刑者）の保護観察開始人員は、平成23年から3年連続で増加した後、26年以降はほぼ横ばいで推移していたが、29年から減少し、令和2年は2,292人（前年比5.9%減）であった。一方、仮釈放者（一部執行猶予者）は、平成29年以降増加傾向にある。仮釈放率は、21年から上昇傾向が続き、令和2年は平成13年以降最も高い67.0%（同1.1pt上昇）であり、出所受刑者全体の仮釈放率（**2-5-2-1図**参照）と比べると7.8pt高かった。保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、13年から減少傾向にあった後、18年以降はほぼ横ばいで推移していたが、28年から5年連続で減少し、令和2年は237人（同11.6%減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成初期は20%前後であったが、平成6年以降緩やかな低下傾向が見られ、18年には8.6%にまで低下し、19年に上昇に転じた後はおおむね10~12%台で推移している。保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された翌年の29年は208人であったが、その後増加し続け、令和2年は1,369人（同4.5%増）であった。

令和2年の保護観察終了者のうち、覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の取消率（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部・一部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）は、それぞれ4.5%、3.1%、27.4%、35.1%であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、取消・再処分率の推移等については、**5-2-4-3図**（CD-ROM参照）。

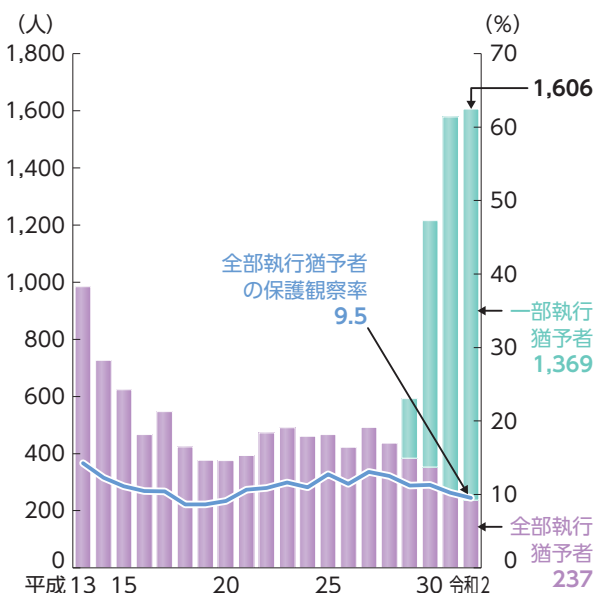
4-2-3-5図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員等の推移

（平成13年～令和2年）

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報，検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 「一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

第1節 組織的犯罪

組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員及び通常第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-3-1-1図のとおりである。

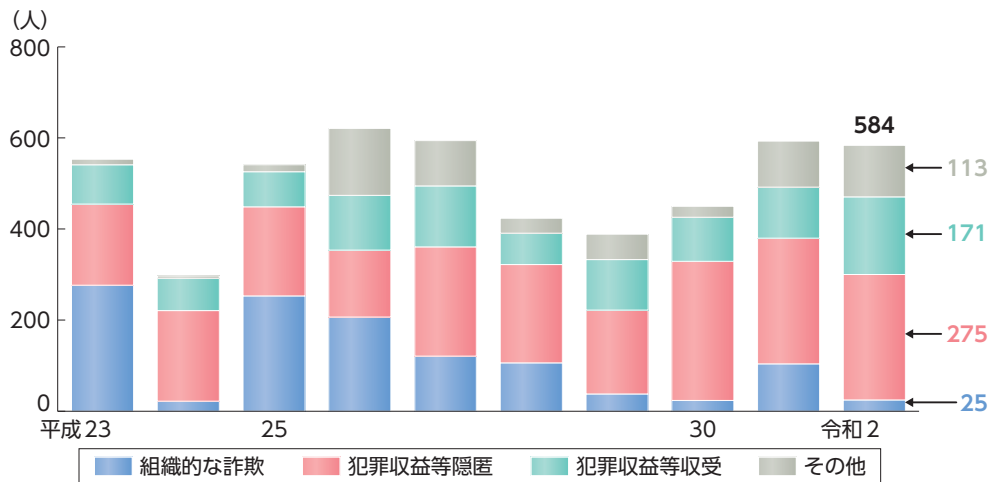
令和2年における組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員のうち、暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）は52人（8.9%）であった（検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

なお、組織的犯罪処罰法の改正（平成29年法律第67号。平成29年7月施行）により、テロ等準備罪が新設されたが、同罪の新設から令和2年まで、同罪の受理人員はない。

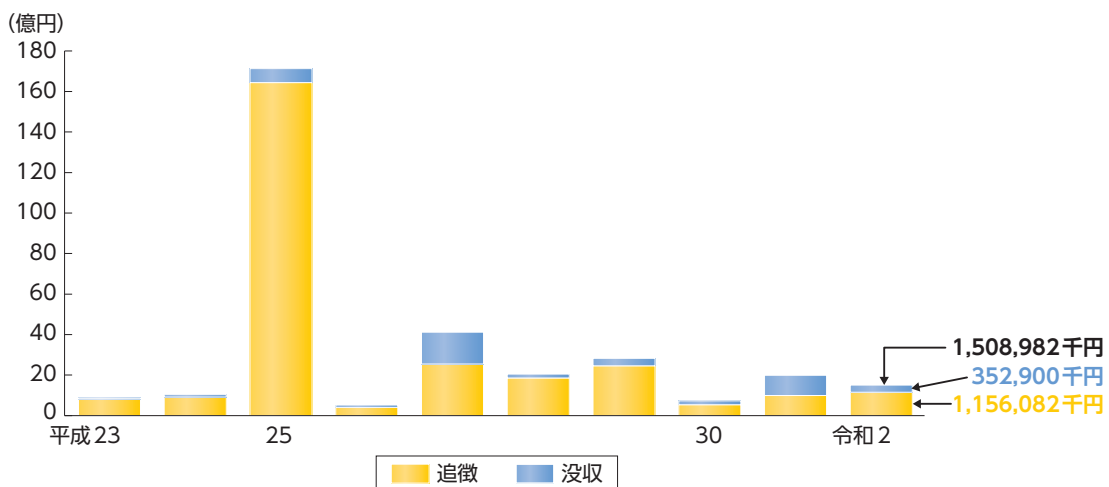
4-3-1-1図 組織的犯罪処罰法違反 検察庁新規受理人員・没収・追徴金額の推移

（平成23年～令和2年）

① 検察庁新規受理人員



② 没収・追徴金額



注 1 検察統計年報及び法務省刑事局の資料による。
 2 「没収」及び「追徴」は、通常第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。共犯者に重複して言い渡された没収・追徴については、重複部分を控除した金額を計上している。
 3 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

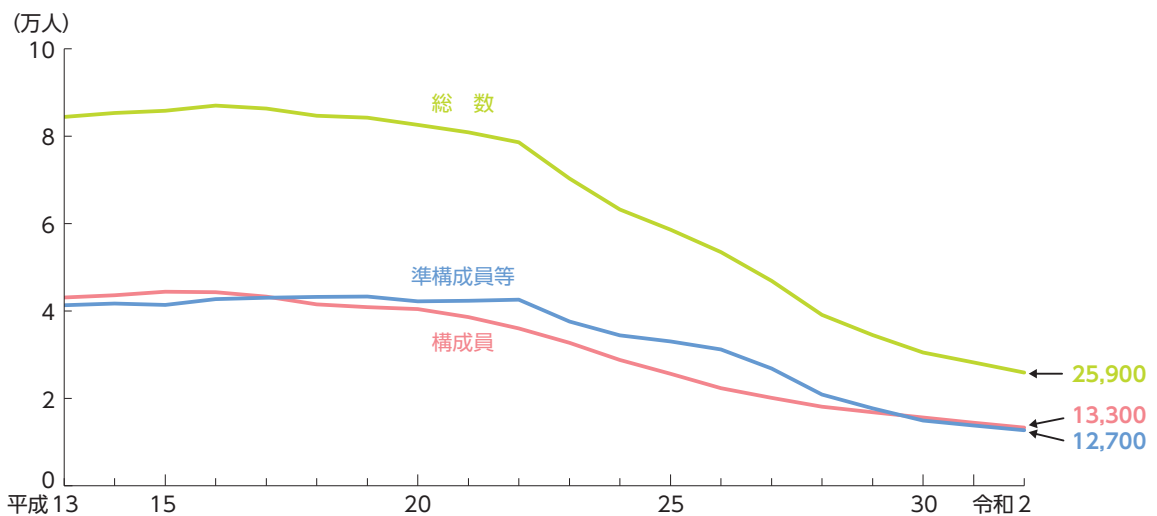
第2節 暴力団犯罪

1 組織の動向

暴力団構成員及び準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の人員の推移（最近20年間）は、4-3-2-1図のとおりである。

4-3-2-1図 暴力団構成員・準構成員等の人員の推移

（平成13年～令和2年）



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 人員は、各年12月31日現在の概数であり、「構成員」と「準構成員等」の合計は「総数」と必ずしも一致しない。

3 「準構成員等」は、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

暴力団対策法により、令和2年末現在、24団体が**指定暴力団**として指定されており、六代目山口組、神戸山口組、絆會（任侠山口組）、住吉会及び稲川会に所属する暴力団構成員は、同年末現在、約9,900人（前年末比約800人減）であり、全暴力団構成員の約4分の3を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

令和2年に暴力団対策法に基づき発出された中止命令は1,134件（前年比22件増）、再発防止命令は52件（同20件増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

また、平成24年の暴力団対策法の改正（平成24年法律第53号）により導入された特定抗争指定暴力団等の指定や特定危険指定暴力団等の指定を含む市民生活に対する危険を防止するための規定に基づき、令和3年6月30日現在、2団体が特定抗争指定暴力団等に指定され、1団体が特定危険指定暴力団等として指定されている（官報による。）。

2 犯罪の動向

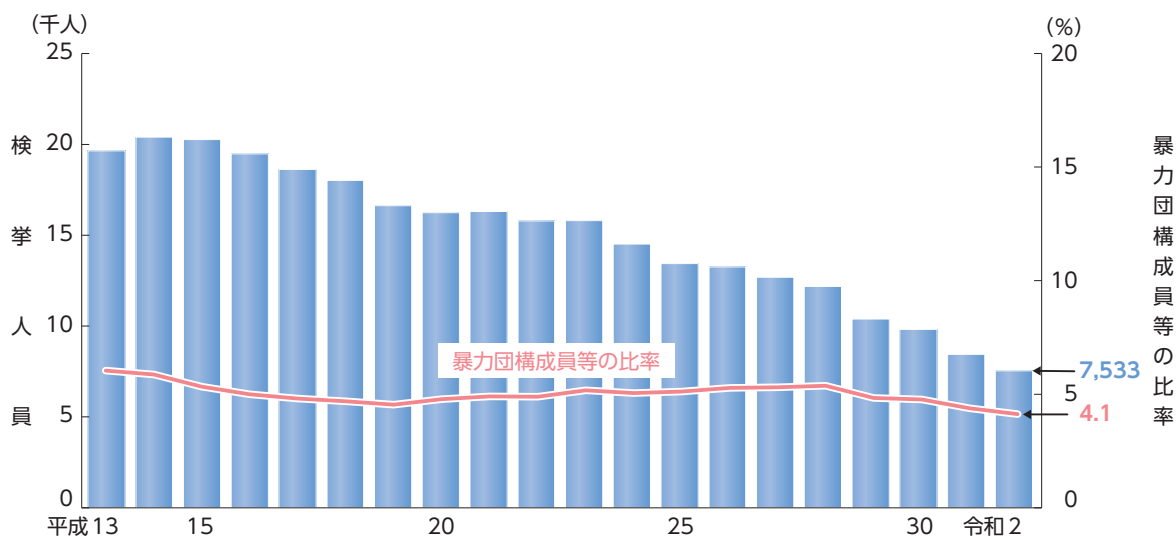
(1) 検挙人員

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（1）において同じ。）の検挙人員等の推移（最近20年間）を刑法犯と特別法犯（交通法令違反を除く。）の別に見ると、4-3-2-2図のとおりである。

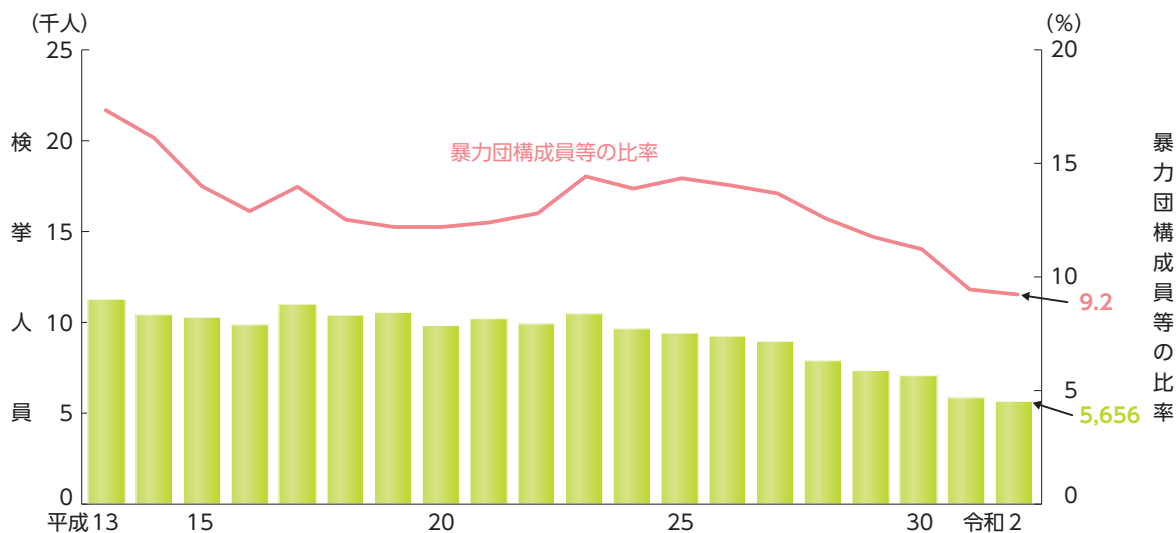
4-3-2-2図 暴力団構成員等 検挙人員等の推移（刑法犯・特別法犯別）

（平成13年～令和2年）

① 刑法犯



② 特別法犯



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

令和2年における暴力団構成員等の検挙人員及び全検挙人員に占めるその比率を罪名別に見ると、4-3-2-3表のとおりである。

4-3-2-3表 暴力団構成員等 検挙人員（罪名別）

（令和2年）

① 刑法犯

罪 名	全検挙人員	暴力団構成員等	
		数	比率（％）
総 数	182,582	7,533	(4.1)
殺 人	878	97	(11.0)
強 盗	1,654	175	(10.6)
強 制 性 交 等	1,177	40	(3.4)
暴 行	24,883	829	(3.3)
傷 害	18,826	1,629	(8.7)
脅 迫	2,862	415	(14.5)
恐 喝	1,515	575	(38.0)
窃 盗	88,464	1,157	(1.3)
詐 欺	8,326	1,249	(15.0)
賭 博	495	225	(45.5)
公 務 執 行 妨 害	1,666	127	(7.6)
逮 捕 監 禁	400	117	(29.3)
器 物 損 壊	4,922	201	(4.1)
暴力行為等処罰法	25	7	(28.0)

② 特別法犯

罪 名	全検挙人員	暴力団構成員等	
		数	比率（％）
総 数	61,345	5,656	(9.2)
暴力団対策法	9	9	(100.0)
暴力団排除条例	121	121	(100.0)
競 馬 法	3	-	
風 営 適 正 化 法	1,195	127	(10.6)
売 春 防 止 法	396	71	(17.9)
児 童 福 祉 法	161	9	(5.6)
銃 刀 法	4,819	133	(2.8)
麻 薬 取 締 法	546	58	(10.6)
大 麻 取 締 法	4,904	732	(14.9)
覚 醒 剤 取 締 法	8,245	3,510	(42.6)
職 業 安 定 法	79	37	(46.8)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 5 ()内は、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

(2) 銃器犯罪

ア 対立抗争事件

暴力団相互の対立抗争事件数及び銃器（拳銃，小銃，機関銃，砲，猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃。以下（2）において同じ。）の使用率（対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率）の推移（最近10年間）は、**4-3-2-4表**のとおりである。

4-3-2-4表 暴力団対立抗争事件 事件数・銃器使用率の推移

(平成23年～令和2年)

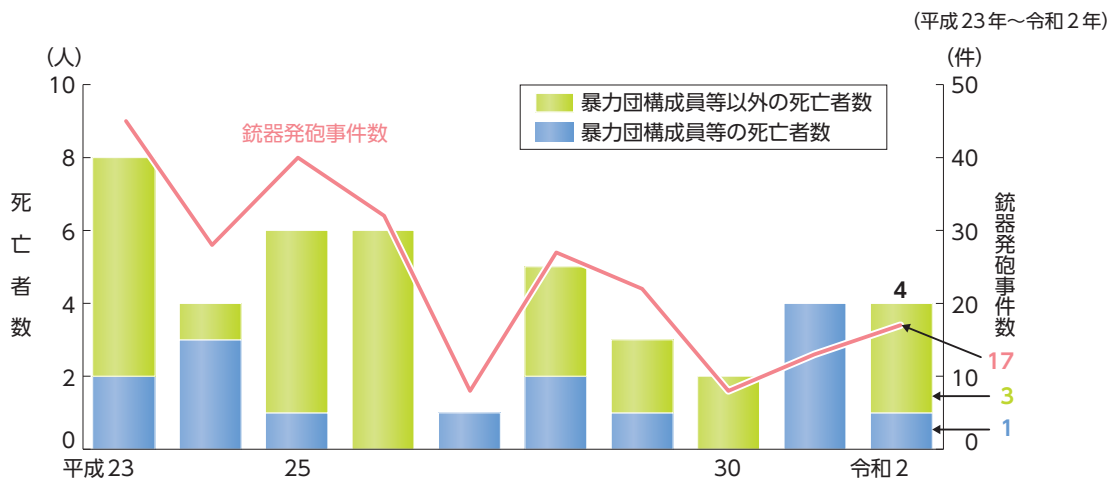
年次	対立抗争事件数	銃器使用率	
		銃器使用事件数	銃器使用率
23年	13	9	69.2
24	14	7	50.0
25	27	20	74.1
26	18	9	50.0
27	—	—	...
28	42	6	14.3
29	9	1	11.1
30	8	1	12.5
元	14	3	21.4
2	10	5	50.0

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本表は、令和3年5月末現在において確認された数値で作成した。
 3 「対立抗争事件数」は、暴力団間の対立抗争に起因するとみられる事件を計上している。
 4 「銃器使用率」は、対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率である。

イ 銃器使用事件

銃器発砲事件数及びこれによる死亡者数の推移（最近10年間）は、**4-3-2-5図**のとおりである。

4-3-2-5図 銃器発砲事件 事件数・死亡者数の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

銃器使用犯罪の検挙件数の推移（最近10年間）を拳銃とそれ以外の銃器の別に見ると、4-3-2-6表のとおりである。

4-3-2-6表 銃器使用犯罪 検挙件数の推移（使用銃器別）

(平成23年～令和2年)

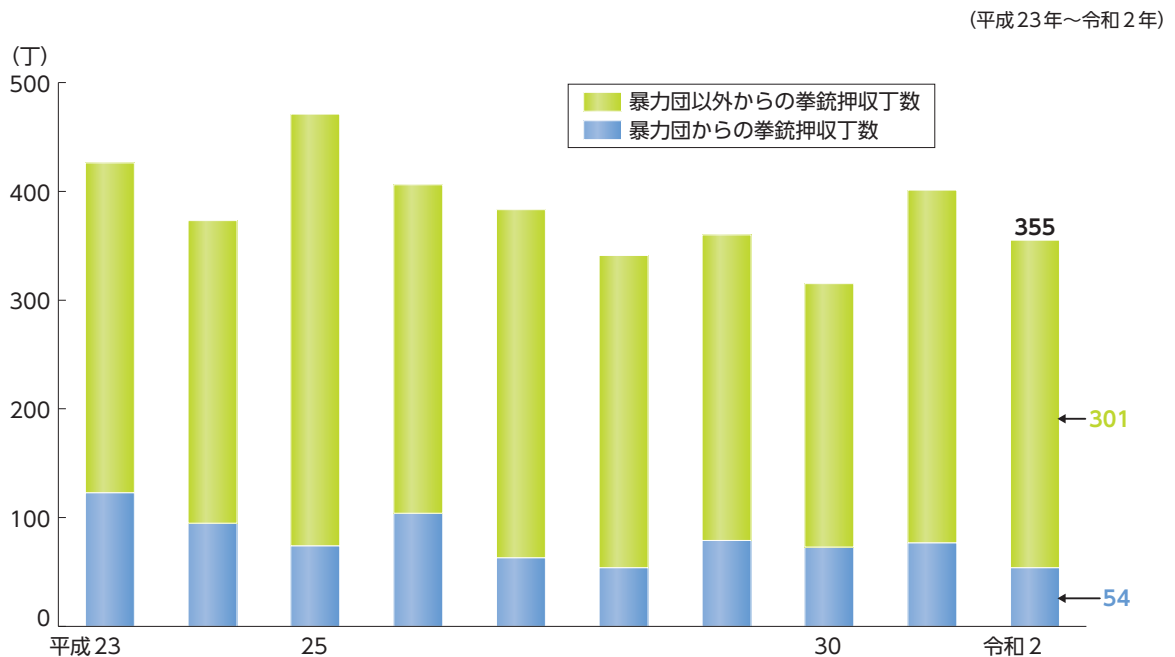
年次	総数	拳銃使用		その他の銃器使用	
		暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの
23年	31	12	10	21	3
24	26	9	9	17	1
25	37	18	15	22	4
26	65	14	25	40	—
27	25	13	15	10	—
28	27	11	14	13	—
29	28	14	16	12	—
30	22	8	12	10	—
元	25	12	14	11	—
2	21	12	10	11	3

注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯罪供用物として銃器を使用した事件を計上している。ただし、模造拳銃等によるものを除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

ウ 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数の推移（最近10年間）は、4-3-2-7図のとおりである。

4-3-2-7図 拳銃押収丁数の推移



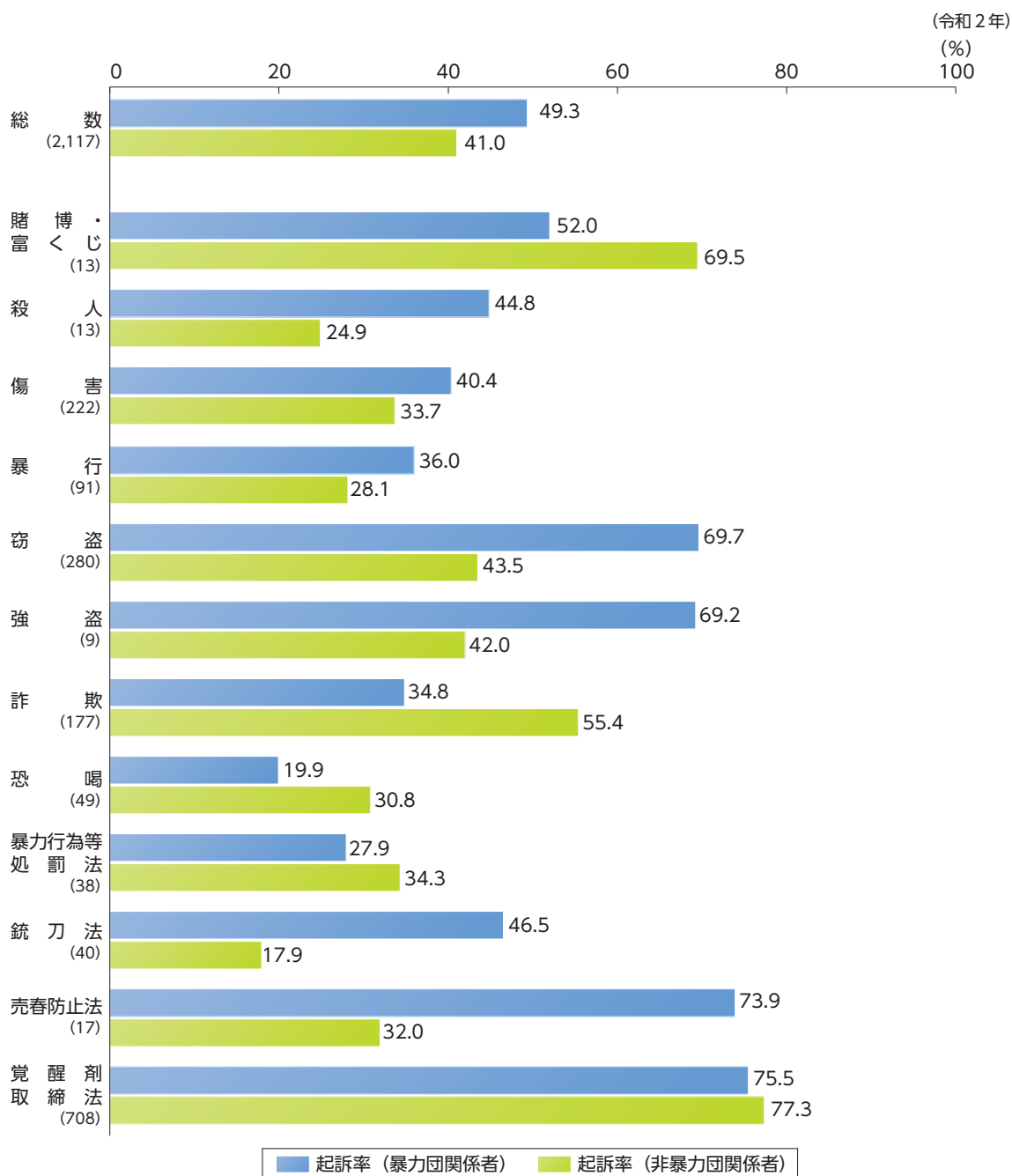
注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団からの拳銃押収丁数」は、暴力団の管理と認められる拳銃の押収丁数をいう。
 3 「暴力団以外からの拳銃押収丁数」には、被疑者が特定できないものを含む。

3 処遇

(1) 検察

令和2年における暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）の起訴率を罪名別に見ると、4-3-2-8図のとおりである。

4-3-2-8図 暴力団関係者の起訴率（罪名別）



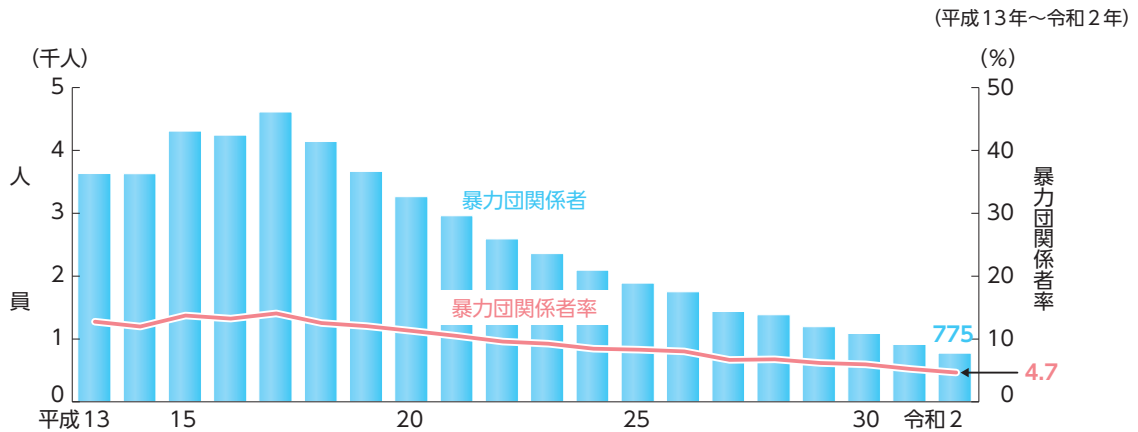
- 注 1 検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「暴力団関係者」は、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。
 3 「総数」は、過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 () 内は、暴力団関係者に係る起訴人員である。

(2) 矯正

ア 暴力団関係者の入所受刑者人員の推移

暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。以下（2）において同じ。）の入所受刑者人員及び暴力団関係者率（入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**4-3-2-9図**のとおりである。令和2年の入所受刑者中の暴力団関係者について、その地位別内訳を見ると、幹部260人、組員431人、地位不明の者84人であった（矯正統計年報による。）。

4-3-2-9図 暴力団関係者の入所受刑者人員・暴力団関係者率の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 「暴力団関係者率」は、入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率である。

イ 入所受刑者中の暴力団関係者の特徴

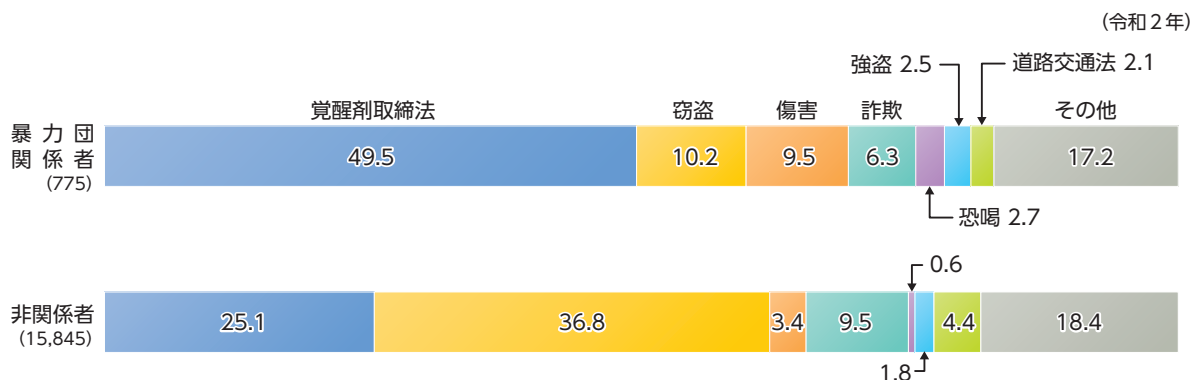
(ア) 年齢

令和2年における入所受刑者のうち、暴力団関係者の年齢層別構成比を見ると、40歳代が34.6%と最も高く、次いで、50歳代(27.0%)、30歳代(19.4%)、20歳代(8.0%)、60歳代(7.9%)の順であった（矯正統計年報による。）。

(イ) 罪名

令和2年における入所受刑者の罪名別構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-3-2-10図**のとおりである。

4-3-2-10図 入所受刑者の罪名別構成比（暴力団関係者・非関係者別）

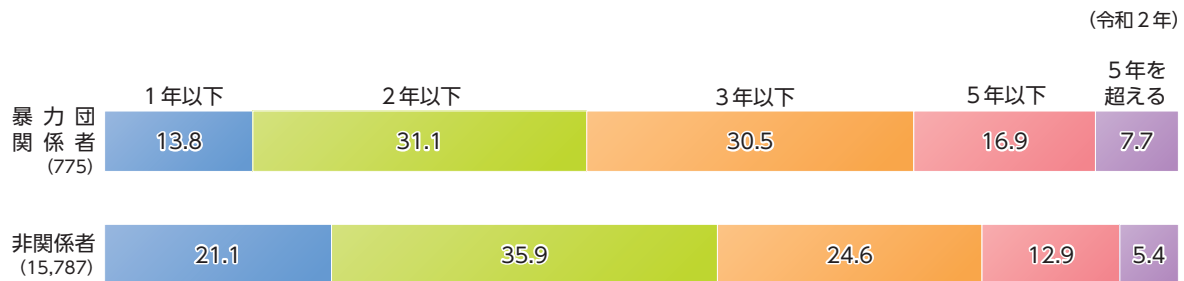


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 () 内は、実人員である。

(ウ) 刑期

令和2年における入所受刑者のうち、懲役受刑者の刑期別構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、4-3-2-11図のとおりである。

4-3-2-11 図 入所受刑者の刑期別構成比（暴力団関係者・非関係者別）

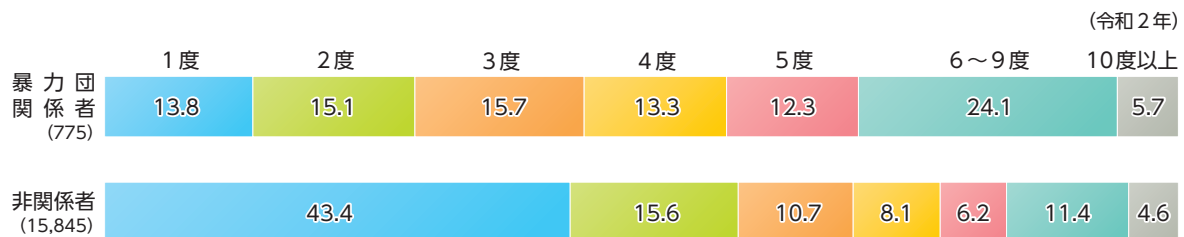


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所受刑者は、懲役刑の者に限る。
 3 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 4 不定期刑は、刑期の長期による。
 5 一部執行猶予の場合、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 6 「5年を超える」は、無期を含む。
 7 ()内は、実人員である。

(エ) 入所度数

令和2年における入所受刑者の入所度数別構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、4-3-2-12図のとおりである。

4-3-2-12 図 入所受刑者の入所度数別構成比（暴力団関係者・非関係者別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 ()内は、実人員である。

(3) 保護観察

令和2年の仮釈放者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者（保護観察開始時までに暴力団対策法に規定する指定暴力団等との交渉があったと認められる者をいう。以下（3）において同じ。）の人員及び仮釈放者に占める比率は、917人、8.2%（前年比0.1pt上昇）であり、そのうち、一部執行猶予者の暴力団関係者は129人であった。2年の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者の人員及び保護観察付全部・一部執行猶予者に占める比率は、238人、6.6%（同0.7pt上昇）であり、そのうち、保護観察付一部執行猶予者の暴力団関係者は、202人であった（保護統計年報による。）。

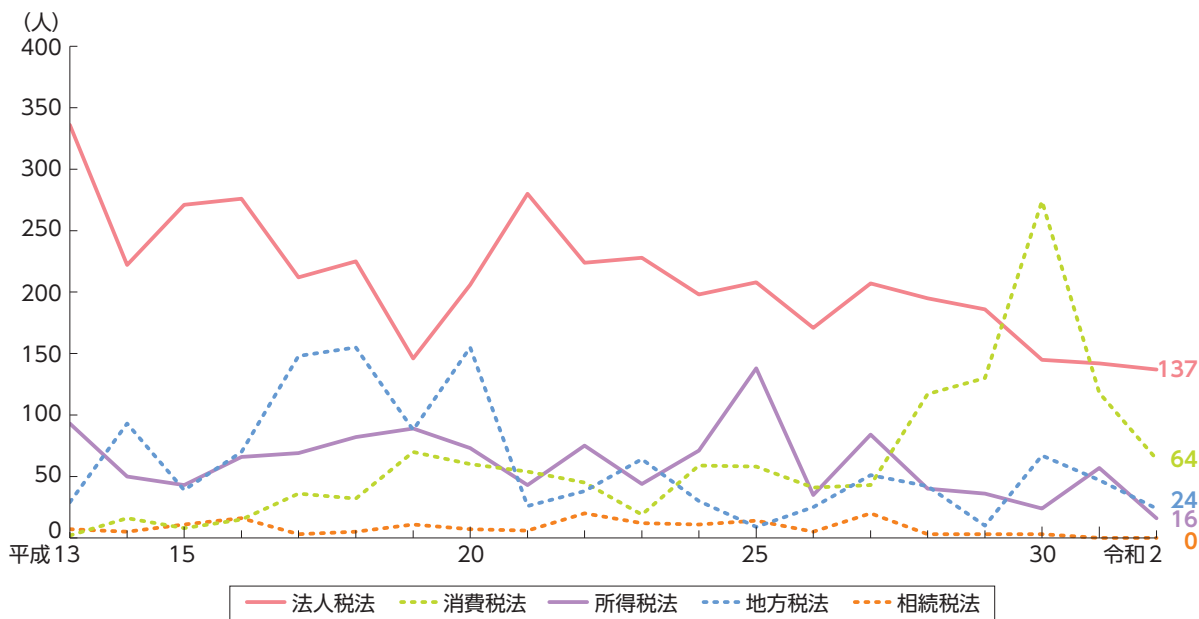
この章で取り上げる財政経済犯罪の起訴・不起訴の人員は、CD-ROM資料4-4参照。通常第一審での懲役刑の科刑状況は、CD-ROM資料4-5参照。令和2年に財政経済犯罪により一部執行猶予判決の言渡しを受けた人員は1人（罪名は関税法違反）であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

第1節 税法違反

相続税法（昭和25年法律第73号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-1-1図のとおりである。消費税法違反については、平成17年以降、おおむね50人前後で推移した後、金の密輸入事件の増加の影響もあり、28年から30年にかけて急増したが、令和元年以降減少に転じ、2年は64人（前年比45.8%減）であった。

4-4-1-1 図 税法違反 検察庁新規受理人員の推移

(平成13年～令和2年)



注 検察統計年報による。

国税当局から検察官に告発された税法違反事件の件数及び1件当たりの脱税額の推移（最近5年間）を見ると、**4-4-1-2表**のとおりである。

4-4-1-2表 税法違反 告発件数・1件当たりの脱税額の推移

(平成28年度～令和2年度)

年 度	所得税法		法人税法		相続税法		消費税法	
	件 数	1件当たりの脱税額	件 数	1件当たりの脱税額	件 数	1件当たりの脱税額	件 数	1件当たりの脱税額
28年度	28	83.14	79	82.32	2	241.00	23	146.91
29	22	100.05	61	92.54	3	129.00	27	65.48
30	24	107.13	55	81.27	1	241.00	41	94.98
元	20	83.25	64	88.06	—	…	32	61.72
2	10	106.90	55	69.56	—	…	18	112.83

(金額の単位は、百万円)

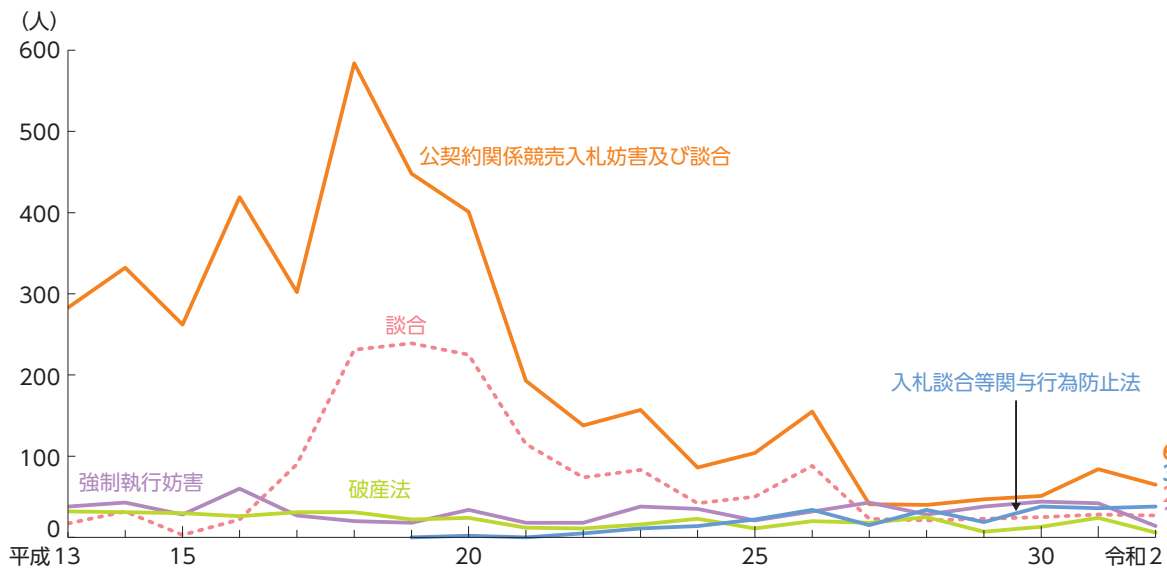
- 注 1 国税庁の資料による。
 2 「脱税額」は、加算税額を含む。
 3 「所得税法」は、源泉所得税に係る違反を含む。

近年、金の密輸入事件が急増傾向にあったことから、金の密輸入に対する抑止効果を高めるために、平成30年3月、関税法が改正され（平成30年法律第8号）、無許可輸出入罪等に対する罰則が強化されるとともに、消費税法が改正され（平成30年法律第7号）、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れた者等に対する罰則の強化が行われた（いずれも同年4月施行）。金の密輸入事件について、令和元事務年度（令和元年7月1日から2年6月30日まで）における処分（税関長による通告処分又は税関長等による告発）件数は、前事務年度（404件）からおおむね半減し、199件であった（財務省関税局の資料による。）。

第2節 経済犯罪

強制執行妨害（刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。）、**公契約関係競売入札妨害**、**談合**、**破産法**（平成16年法律第75号による廃止前の大正11年法律第71号を含む。）違反及び**入札談合等関与行為防止法**違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-1図**のとおりである。

(平成13年～令和2年)



注 1 検察統計年報による。

2 「公契約関係競売入札妨害」は、刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の3第1項に規定する罪を含む。

3 「談合」は、「公契約関係競売入札妨害及び談合」の内数である。

4 「強制執行妨害」は、刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。

5 「破産法」(平成16年法律第75号)は、同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)違反を含む。

会社法(平成17年法律第86号)・平成17年法律第87号による改正前の**商法**(明治32年法律第48号)、**独占禁止法**及び**金融商品取引法**(昭和23年法律第25号。平成19年9月30日前の題名は「証券取引法」)の各違反について、検察庁新規受理人員の推移(最近20年間)を見ると、**4-4-2-2 図**のとおりである。

令和元年6月、独占禁止法が改正され(令和元年法律第45号)、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課することができるものとするなどにより、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、①課徴金減免制度の改正(事業者が事件の解明に資する資料の提出等をした場合に、**公正取引委員会**が課徴金の額を減額する仕組み(調査協力減算制度)の導入、減額対象事業者数の上限の廃止等)、②課徴金の算定方法の見直し(課徴金の算定基礎の追加、算定期間の延長等)、③罰則規定の見直し(検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額の引上げ等)等が行われた(①及び②は2年12月、③は元年7月にそれぞれ施行)。なお、2年度における公正取引委員会による独占禁止法違反の告発は、1件・10人(法人を含む。)であった(公正取引委員会の資料による。)

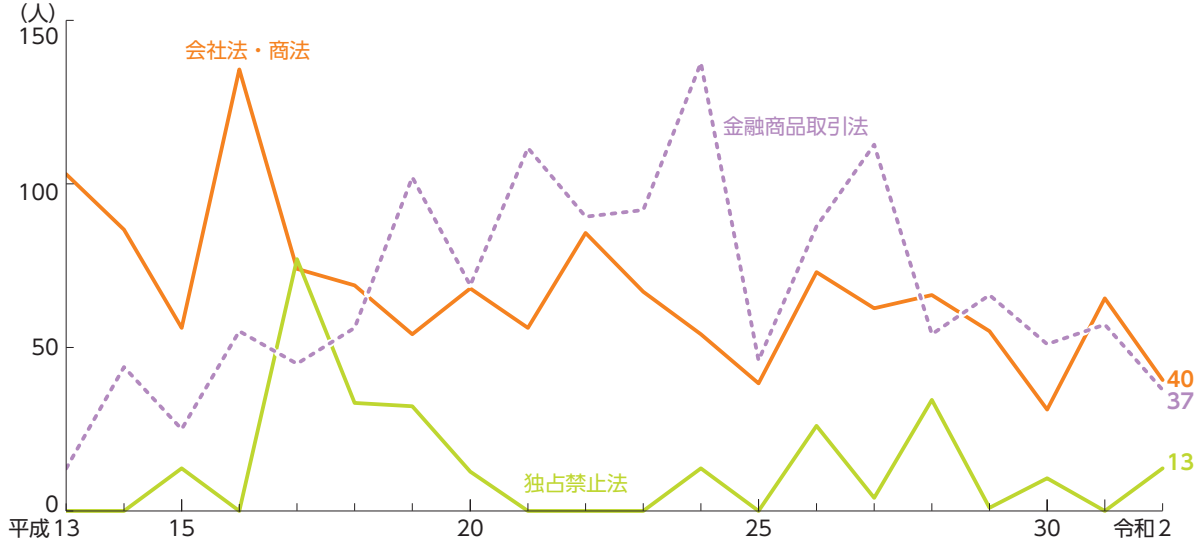
平成29年5月、金融商品取引法が改正され(平成29年法律第37号。30年4月施行)、株式等の高速取引行為を行う者に対する登録制が導入されるとともに、登録をしないで高速取引行為を行った者や自己の名義をもって他人に高速取引行為を行わせた者等に係る罰則が新設された。なお、令和2年度における**証券取引等監視委員会**による金融商品取引法違反の告発は、2件・3人(法人を含む。)であり、その内訳は、「インサイダー取引」1件・1人、「相場操縦」1件・2人であった(証券取引等監視委員会の資料による。)

また、不正競争防止法についても、平成27年6月の改正により、営業秘密侵害について、より実効的な刑事罰による抑止を図ることなどを目的に、営業秘密の転得者に対する処罰規定が整備され、営業秘密侵害罪の未遂犯処罰規定が導入されるとともに、営業秘密侵害罪の罰金刑の上限引上げ及び非親告罪化等が行われた(平成27年法律第54号。28年1月施行)。30年5月の改正により、保護対象にデータ(電磁的記録に記録された情報)を追加するとともに、技術的制限手段(音楽・映画・

写真・ゲーム等のコンテンツやプログラムを無断でコピーや視聴・実行することを防止するための技術)の効果を妨げる行為にサービスの提供等を追加するなど、技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化等が行われた(平成30年法律第33号。同年11月施行)。

4-4-2-2 図 会社法・商法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成13年～令和2年)

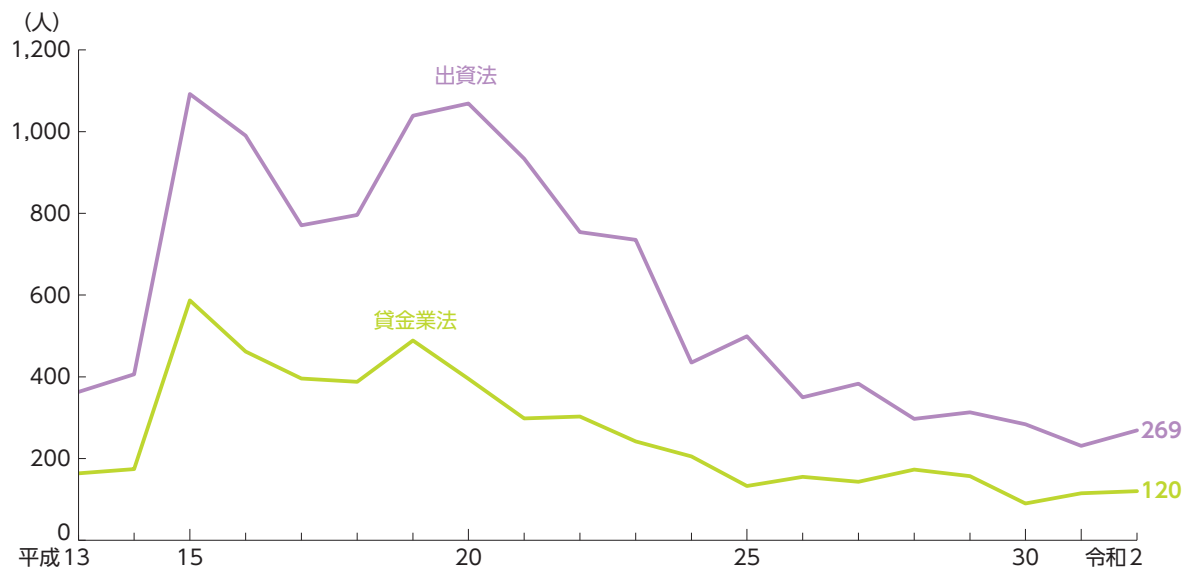


注 1 検察統計年報による。
 2 「会社法・商法」は、会社法(平成17年法律第86号)違反及び平成17年法律第87号による改正前の商法(明治32年法律第48号)違反である。

出資法及び貸金業法(昭和58年法律第32号。平成19年12月19日前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」)の各違反について、検察庁新規受理人員の推移(最近20年間)を見ると、**4-4-2-3 図**のとおりである。

4-4-2-3 図 出資法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成13年～令和2年)



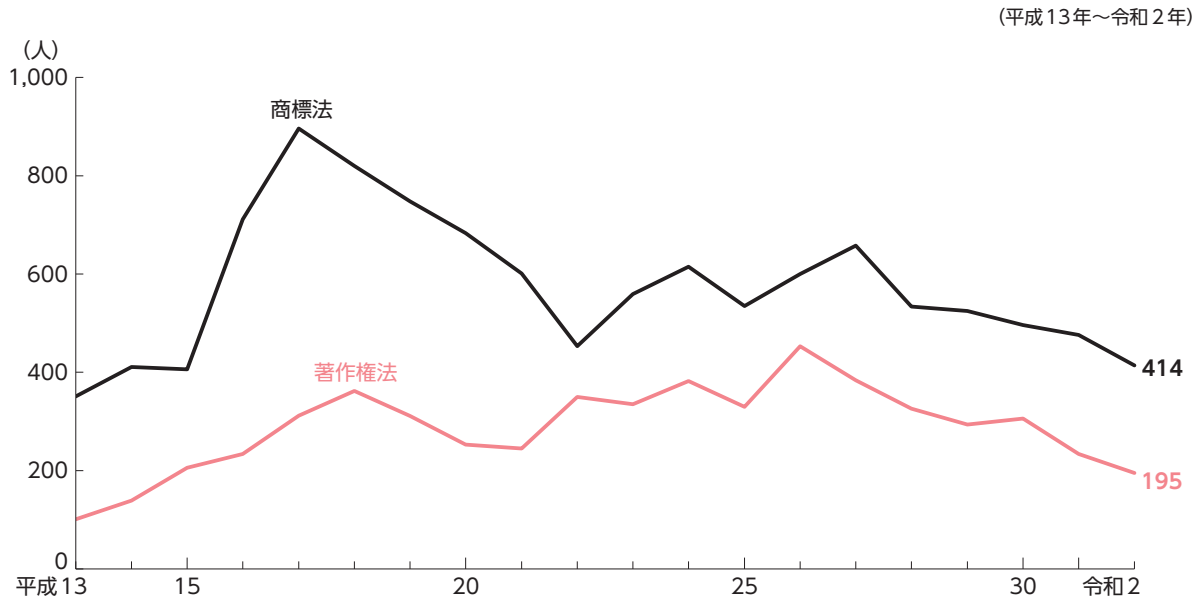
注 検察統計年報による。

第3節 知的財産関連犯罪

商標法（昭和34年法律第127号）及び著作権法（昭和45年法律第48号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-3-1図**のとおりである。

なお、令和2年6月、著作権法が改正され（令和2年法律第48号）、インターネット上のいわゆる海賊版対策の強化として、いわゆるリーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）へのリンクを提供する行為やリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為に対する罰則が新設された（同年10月施行）。また、同改正により、違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制について、その対象を著作物全般に拡大し、違法にアップロードされたものと同様に侵害コンテンツをダウンロードする行為を、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法とし、このうち正規版が有償提供されている侵害コンテンツのダウンロードを継続的に又は反復して行う行為に対する罰則が新設された（3年1月施行）。

4-4-3-1図 商標法違反等 検察庁新規受理人員の推移



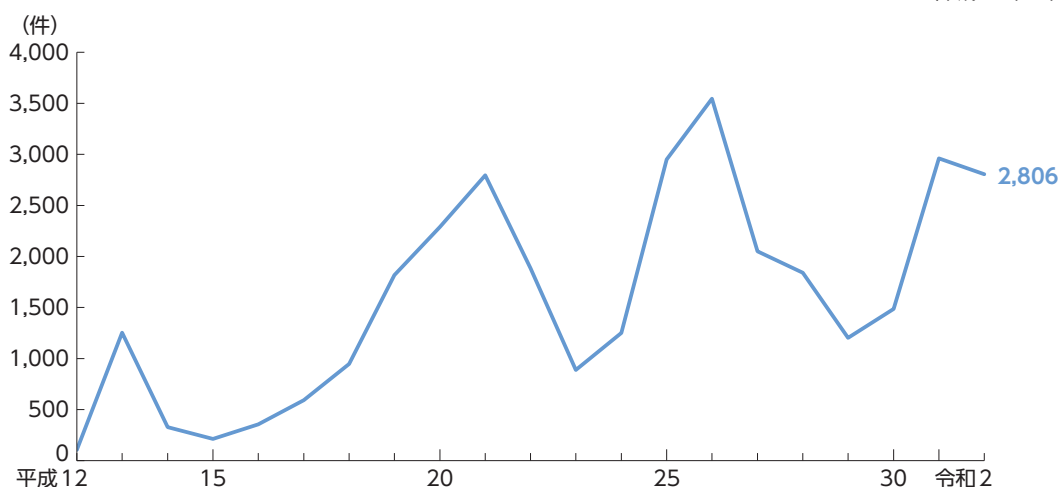
注 検察統計年報による。

第1節 不正アクセス行為等

4-5-1-1図は、不正アクセス行為（不正アクセス禁止法11条に規定する罪をいう。）の認知件数の推移（同法が施行された平成12年以降）である。不正アクセス行為の認知件数については、増減を繰り返しながら推移し、令和2年は2,806件（前年比154件（5.2%）減）であった。

4-5-1-1図 不正アクセス行為 認知件数の推移

(平成12年～令和2年)



- 注 1 警察庁生活安全局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
 2 認知件数は、不正アクセス被害の届出を受理して確認した事実のほか、余罪として新たに確認した不正アクセス行為の事実、報道を踏まえて事業者等から確認した不正アクセス行為の事実その他関係資料により確認した不正アクセス行為の事実中、犯罪構成要件に該当する被疑者の行為の数である。
 3 平成12年は、不正アクセス禁止法の施行日である同年2月13日以降の件数である。

令和2年の不正アクセス行為の認知件数について、被害を受けた特定電子計算機（ネットワークに接続されたコンピュータをいう。）のアクセス管理者（特定電子計算機を誰に利用させるかを決定する者をいう。）別の内訳を見ると、被害は、「一般企業」が圧倒的に多く（2,703件）、「行政機関等」は84件、「大学、研究機関等」は11件、「プロバイダ」は5件であった。また、不正アクセス行為後の行為の内訳を見ると、「インターネットバンキングでの不正送金等」が最も多く（1,847件、65.8%）、次いで、「メールの盗み見等の情報の不正入手」（234件、8.3%）、「インターネットショッピングでの不正購入」（172件、6.1%）、「オンラインゲーム・コミュニティサイトの不正操作」（81件、2.9%）の順であった。「インターネットバンキングでの不正送金等」は前年と比較して39件（前年比2.2%）増加した（警察庁生活安全局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。）。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（電磁的記録不正作出・毀棄等、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び不正指令電磁的記録作成等）、支払用カード電磁的記録に関する罪（刑法第2編第18章の2に規定する罪）及び不正アクセス禁止法違反の検挙件数の推移（最近5年間）は、4-5-1-2表のとおりである。不正アクセス禁止法違反の検挙件数は、近年、増減を繰り返しており、令和2年は609件（前年比25.4%減）であった（CD-ROM参照）。

なお、罪名ごと（罪名別の統計が存在するものに限る。）の検察庁終局処理人員は、CD-ROM資料4-6参照。

4-5-1-2表 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等 検挙件数の推移

(平成28年～令和2年)

年次	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	電磁的記録不正作出・毀棄等	電子計算機損壊等業務妨害	電子計算機使用詐欺	不正指令電磁的記録作成等	支払用カード電磁的記録に関する罪	不正アクセス禁止法
28年	374	24	11	281	58	608	502
29	355	39	13	228	75	579	648
30	349	84	9	188	68	405	564
元	436	83	12	325	16	286	816
2	563	15	17	511	20	91	609

- 注 1 警察庁の統計及び警察庁長官官房の資料による。
 2 「電磁的記録不正作出・毀棄等」は、「支払用カード電磁的記録に関する罪」の検挙件数のうち、支払用カード電磁的記録不正作出の検挙件数を含めて計上している。
 3 「不正指令電磁的記録作成等」は、刑法第2編第19章の2の罪をいう。

第2節 その他のサイバー犯罪

サイバー犯罪のうち、インターネットを利用した詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、コンピュータ・ネットワークを不可欠な手段として利用した犯罪の検挙件数の推移（最近5年間）は、**4-5-2-1表**のとおりである。検挙件数は、平成29年から4年連続で増加し、令和2年は8,703件（前年比5.3%増）であった。2年の検挙件数を見ると、詐欺は前年より32.8%増加した。性的な事件のうち、児童ポルノに係る犯罪は前年より8.7%、青少年保護育成条例違反は前年より2.4%それぞれ減少した。

4-5-2-1表 その他のサイバー犯罪 検挙件数の推移（罪名別）

(平成28年～令和2年)

区分	28年	29年	30年	元年	2年
総数	7,448	8,011	8,127	8,267	8,703
詐欺	828	1,084	972	977	1,297
オークション利用詐欺	208	212
脅迫	387	376	310	349	408
名誉毀損	215	223	240	230	291
わいせつ物頒布等	819	769	793	792	803
児童買春・児童ポルノ禁止法	2,002	2,225	2,057	2,281	2,015
児童買春	634	793	672	706	577
児童ポルノ	1,368	1,432	1,385	1,575	1,438
出会い系サイト規制法	222
青少年保護育成条例	616	858	926	1,038	1,013
商標法	298	302	375	327	306
著作権法	586	398	691	451	363
ストーカー規制法	267	323	269	325	347
その他	1,208	1,453	1,494	1,497	1,860

- 注 1 警察庁長官官房の資料による。
 2 「オークション利用詐欺」は、「詐欺」の内数であり、その数値が入手可能であった年につき数値を示している。
 3 「その他」は、売春防止法違反等であり、平成29年以降は出会い系サイト規制法違反を含む。

令和2年におけるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ただし、インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）を除く。）に起因する事犯の被害児童数の総数は1,819人であり、主な罪名別に見ると、青少年保護育成条例違反が738人と最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうち、児童ポルノ所持、提供等（597人）、児童買春（311人）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

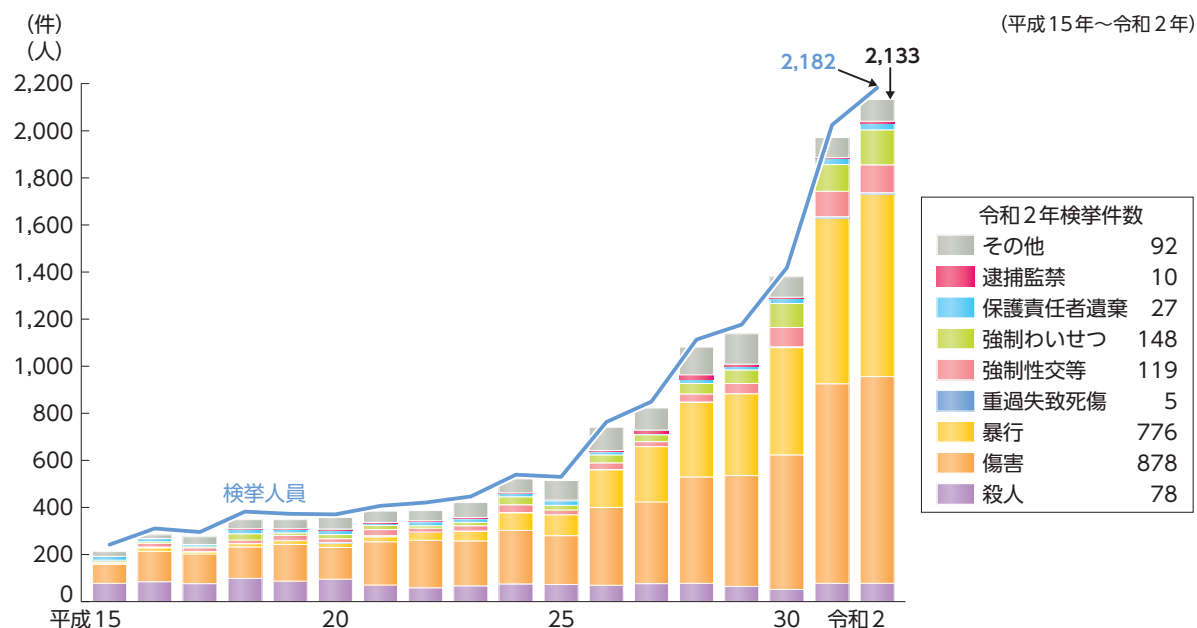
第1節 児童虐待に係る犯罪

近年、児童虐待（保護者によるその監護する18歳未満の児童に対する虐待の行為。児童虐待防止法2条参照）の事例が深刻化及び複雑化していることなどから、**児童虐待防止法**の制定とその改正を始めとする関係法令の整備等によって、児童虐待を防止するための制度の充実が図られている。平成29年6月の改正では、都道府県知事等が、保護者に対し、児童の身辺につきまったりしてはならないことなどを命ずる、いわゆる接近禁止命令の対象が拡大された（平成29年法律第69号。30年4月施行）。また、令和元年6月の改正では、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことなどが明記された（令和元年法律第46号。一部を除き2年4月施行）。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、近年一貫して増加しており、令和元年度は、19万3,780件（前年度比21.2%増）であった（厚生労働省政策統括官の資料による。）。

4-6-1-1 図は、児童虐待に係る事件（刑法犯等として検挙された事件のうち、児童虐待防止法2条に規定する児童虐待が認められたものをいう。以下この節において同じ。）について、罪名別の検挙件数及び検挙人員総数の推移（資料を入手し得た平成15年以降）を見たものである（罪名別の検挙人員については、CD-ROM参照）。検挙件数及び検挙人員は、20年前後には緩やかな増加傾向が見られていたが、26年以降は大きく増加し、令和2年は2,133件（前年比8.2%増）、2,182人（同7.8%増）であり、それぞれ平成15年（212件、242人）と比べると約10.1倍、約9.0倍であった。罪名別では、特に、暴行や強制わいせつが顕著に増加している。なお、強制わいせつについては、29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同法により、監護者わいせつ等が新設され、処罰対象が拡大した点に留意する必要がある。

4-6-1-1 図 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成15年以降の数値で作成した。
 3 「殺人」、「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。
 6 「その他」は、未成年者拐取、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

4-6-1-2表は、令和2年の児童虐待に係る事件の検挙人員について、被害者と加害者の関係別及び罪名別に見たものである。総数では、父親等の割合（71.4%）が高いが、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等の割合がそれぞれ72.8%、62.5%と高かった。また、母親等のうち、実母の割合は94.2%とほとんどを占めるのに対し、父親等の内訳を見ると、実父の割合は63.9%であり、実父以外が36.1%を占めた。さらに、加害者別に罪名の内訳を見ると、父親等のうち、実父では傷害及び暴行が8割以上を占め、強姦性交等及び強制わいせつは1割程度であったが、実父以外では傷害及び暴行が6割台にとどまり、強姦性交等及び強制わいせつが3割弱を占めた。

4-6-1-2表 児童虐待に係る事件 検挙人員（被害者と加害者の関係別、罪名別）

(令和2年)

加害者	総数	殺人	傷害	傷害致死	暴行	逮捕監禁	強姦性交等	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
総数	2,182	81	907	11	781	11	123	150	7	32	5	85
父親等	1,558	22	621	6	569	6	119	146	5	12	3	55
実父	995	17	386	2	437	2	47	58	3	9	3	33
養父・継父	300	1	125	1	63	1	53	46	1	1	—	9
母親の内縁の夫	210	4	98	1	51	3	15	28	—	2	—	9
その他(男性)	53	—	12	2	18	—	4	14	1	—	—	4
母親等	624	59	286	5	212	5	4	4	2	20	2	30
実母	588	59	266	3	201	4	3	3	2	20	2	28
養母・継母	14	—	10	—	3	1	—	—	—	—	—	—
父親の内縁の妻	5	—	3	—	—	—	1	1	—	—	—	—
その他(女性)	17	—	7	2	8	—	—	—	—	—	—	2

注 1 警察庁生活安全局の資料による。

2 「殺人」、「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも、無罪心中及び出産直後の事案を含む。

3 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。

4 「強姦性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

5 加害者の「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

6 罪名の「その他」は、未成年者拐取、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

第2節 配偶者間暴力に係る犯罪

配偶者暴力防止法は、被害者からの申立てを受けて裁判所が加害者に対して発した、被害者の身辺へのつきまといをすることなどを禁止する保護命令に違反する行為（保護命令違反行為）等に対して罰則を設けている。令和元年6月の改正では、被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記された（令和元年法律第46号。2年4月施行）。

配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（平成22年以降）を見ると、**4-6-2-1図**のとおりである。配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数は、平成27年以降減少傾向にあったが、令和2年は増加し、76件（前年比5件増）であった。その一方で、他法令による検挙件数の総数は、平成23年以降増加し続けていたが、令和2年は減少し、8,702件（同388件減）であったものの、平成22年の約3.7倍であった。特に、暴行及び暴力行為等処罰法違反の検挙件数が大きく増加している。また、令和2年における強姦性交等の検挙件数は、10件（同4件増）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

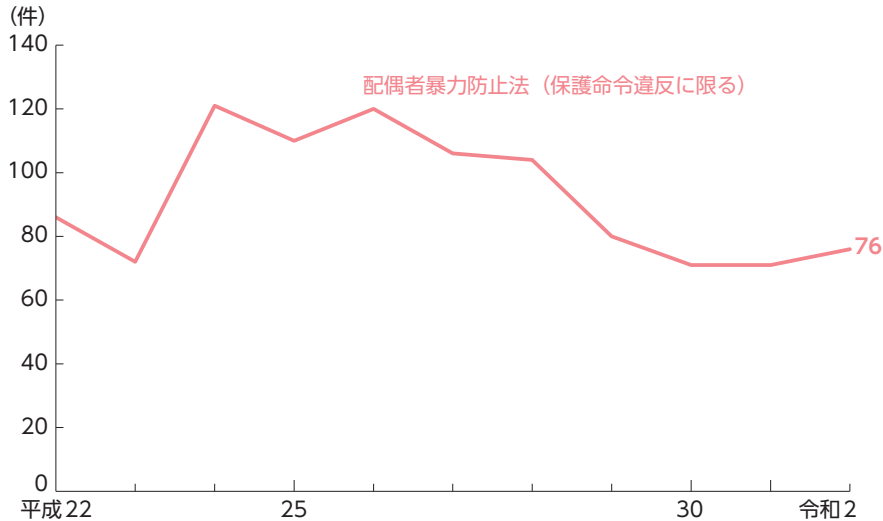
なお、令和2年における配偶者からの暴力事案等に関する相談件数（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。）は、8万2,643件（前年比0.5%増）であり、被害者の性別の内訳を見ると、男性が1万9,478件（23.6%）、女性が6万3,165件（76.4%）であった。被害者と加害者の関係別に見ると、婚姻関係が6万1,808件

(74.8%)と最も多く、次いで、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係1万4,528件（17.6%）、内縁関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。）6,307件（7.6%）の順であった（いずれも、元々その関係にあったものを含む。警察庁生活安全局の資料による。）。

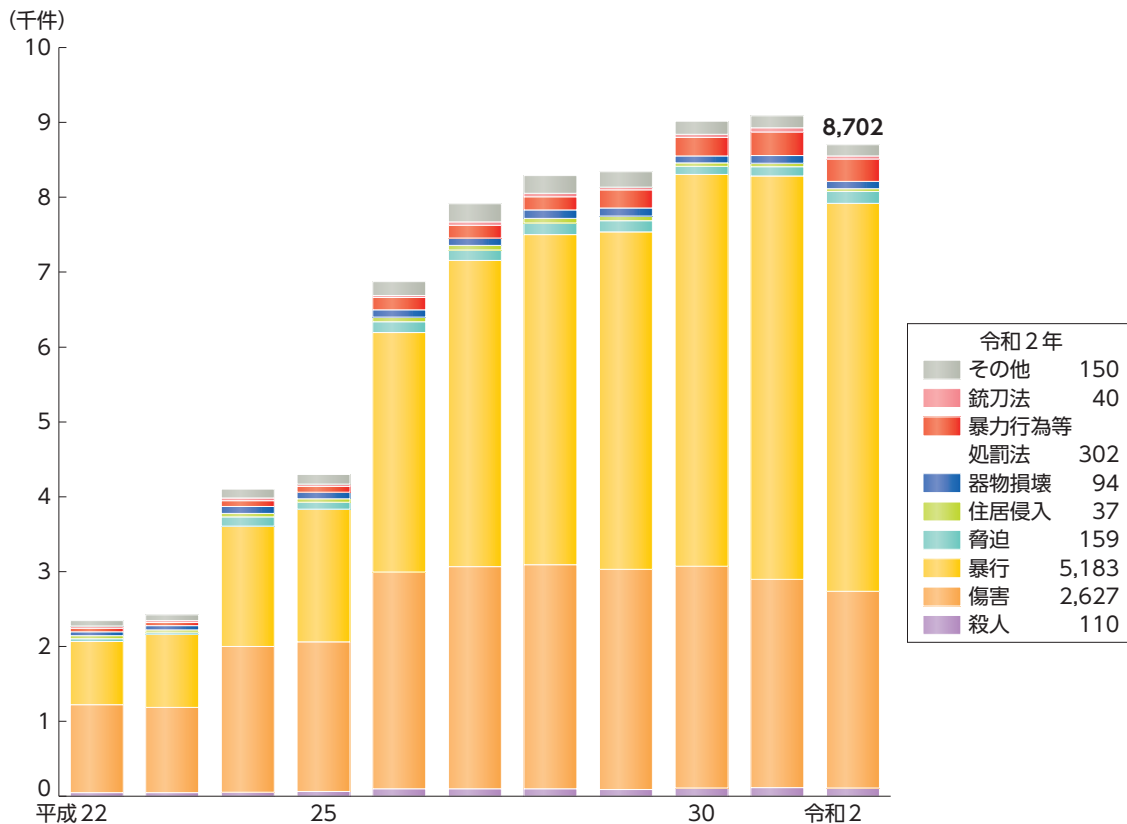
4-6-2-1 図 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（罪名別）

（平成22年～令和2年）

① 配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）



② 他法令



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）」による検挙件数は、同法に係る保護命令違反で検挙した件数全てを計上している。
 3 「他法令」による検挙件数は、刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「その他」は、公務執行妨害、放火等である。

第3節 ストーカー犯罪等

ストーカー犯罪等には、加害者と被害者とが配偶者や交際相手等の一定の関係にない事案も含まれるが、再被害の防止等に特段の配慮を要するなどの配偶者間暴力等との共通点に鑑み、この章で取り上げる。

1 ストーカー犯罪

ストーカー規制法は、ストーカー行為（同一の者に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、恋愛感情等の対象者又はその配偶者等に対し、同法に規定された「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすること）を処罰するなどストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることを目的としている。

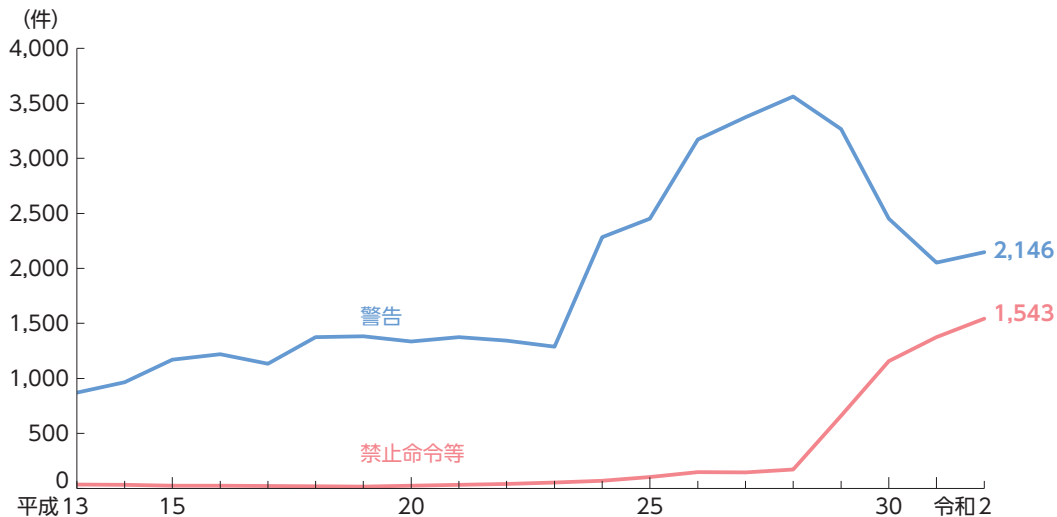
警察署長等は、申出を受けた場合に、つきまとい等をして相手方に不安を覚えさせる行為があり、かつ、更に反復のおそれがあると認めるときには、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を**警告**することができる。また、平成28年12月のストーカー規制法改正（平成28年法律第102号）により、急に加害者の行為が激化して重大事件に発展するおそれがあるなどのストーカー事案の特徴を踏まえて、都道府県公安委員会は、警告の存在を要件とせずに**禁止命令等**をすることなどが可能となった（警告前置の廃止及び緊急禁止命令等。29年6月施行）。同改正では、住居等の付近をみだりにうろつく行為、拒まれたにもかかわらず、連続してSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能を利用してメッセージを送信する行為、ブログ等の個人ページにコメント等を書き込む行為等が「つきまとい等」に追加されるとともに、ストーカー行為罪の非親告罪化、ストーカー行為罪等についての法定刑の引上げがなされた（同年1月施行）。

令和3年5月の改正（令和3年法律第45号）では、相手方が現に所在する場所の付近における見張り等や拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送付する行為が「つきまとい等」に追加されるとともに、相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る位置情報を取得する行為及び相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付けるなどの行為が「位置情報無承諾取得等」として規制対象行為に加えられるなどした（同年8月全面施行）。

ストーカー規制法による警告等の件数の推移（最近20年間）は、**4-6-3-1図**のとおりである。警告の件数は、平成26年以降は3,000件を超えていたが、30年から2,000件台で推移しており、令和2年は2,146件（前年比4.6%増）であった。禁止命令等の件数は、平成29年から急増し、令和2年は1,543件（同12.2%増。うち緊急禁止命令等は729件）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

4-6-3-1図 ストーカー規制法による警告等の件数の推移

(平成13年～令和2年)



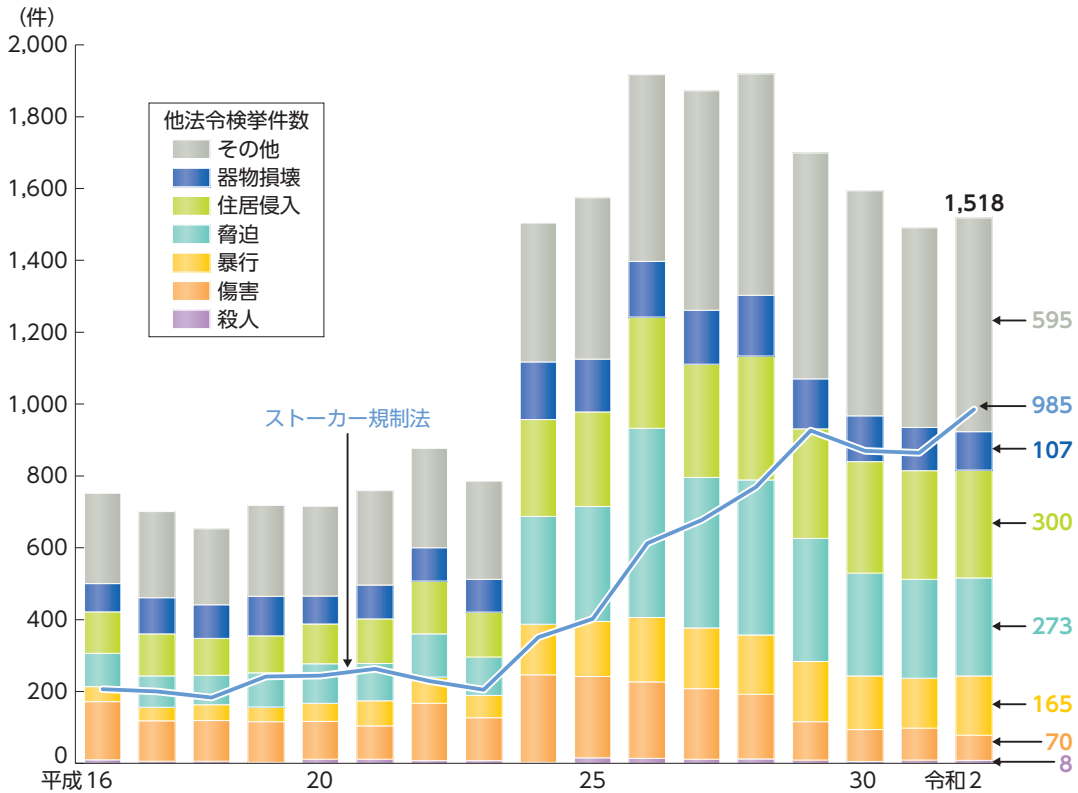
注 警察庁生活安全局の資料による。

ストーカー規制法違反として、ストーカー行為又は禁止命令等違反行為が処罰対象であるほか、ストーカー行為をしている者による行為が殺人、傷害等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。ストーカー事案の検挙件数の推移（資料を入手し得た平成16年以降）を罪名別に見ると、**4-6-3-2図**のとおりである。

ストーカー規制法違反は、平成24年から著しく増加し、30年から2年連続で減少したものの、令和2年は985件（前年比14.0%増）と再び増加し、増加直前の平成23年と比べると約4.8倍であった。また、他法令による検挙件数の総数も、24年以降、1,500件を超えて推移していたが、29年から3年連続で減少し、令和元年は1,400件台となったものの、2年は1,518件（同1.8%増）となり、同様に平成23年と比べると約1.9倍であった。

4-6-3-2図 ストーカー事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成16年～令和2年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成16年以降の数値で作成した。
 3 「ストーカー規制法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
 4 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 6 「その他」は、迷惑防止条例違反、窃盗、強制わいせつ、銃刀法違反等である。

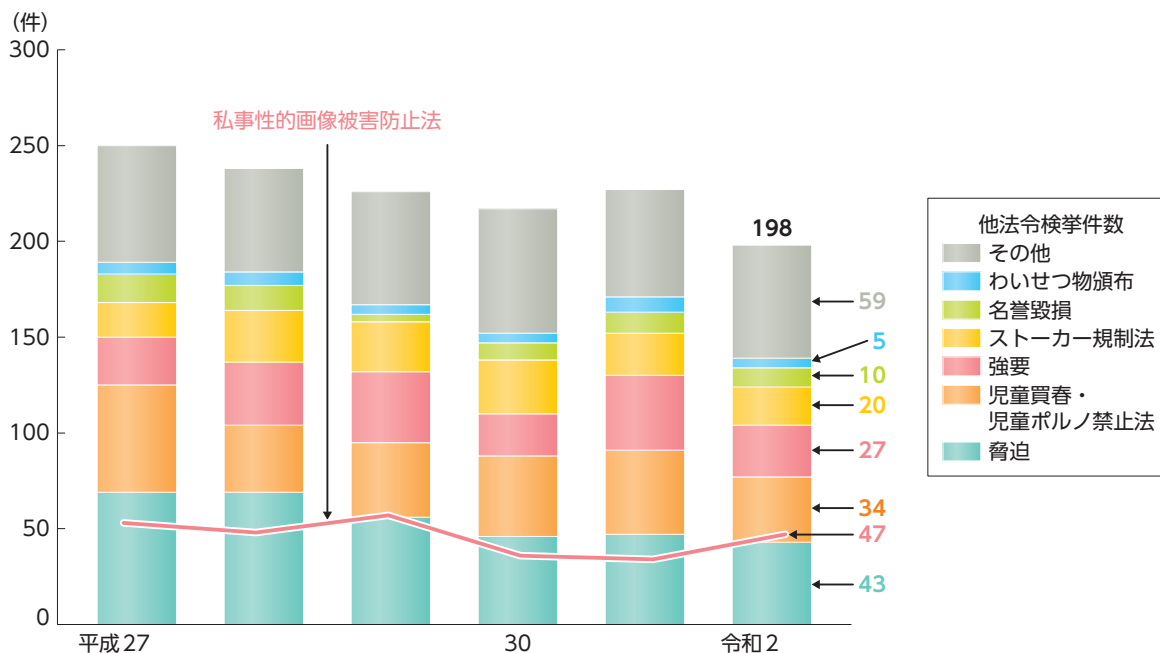
なお、令和2年におけるストーカー事案に関する相談等件数（ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、2万189件であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が8,239件（40.8%）と最も多く、次いで、知人・友人2,552件（12.6%）、勤務先同僚・職場関係2,437件（12.1%）、関係（行為者）不明1,841件（9.1%）、面識なし1,567件（7.8%）、配偶者（内縁・元配偶者を含む。）1,497件（7.4%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）

私事性的画像被害に係る事案は、**私事性的画像被害防止法**違反で処罰されるほか、脅迫、強要等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。平成27年以降の私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移を罪名別に見ると、**4-6-3-3図**のとおりである。

4-6-3-3図 私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成27年～令和2年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「私事性的画像被害防止法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
 3 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（私事性的画像被害防止法違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 4 「脅迫」は、強要を含まない。また、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を含まない。
 5 「その他」は、強制性交等、恐喝等である。
 6 私事性的画像被害防止法は、平成26年11月27日に施行され、同法3条の規定（第三者が撮影対象者を特定することができる方法で私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供する行為等に対する罰則）は同年12月17日に施行されており、同年における検挙件数は、同法違反0件、他法令7件であった。

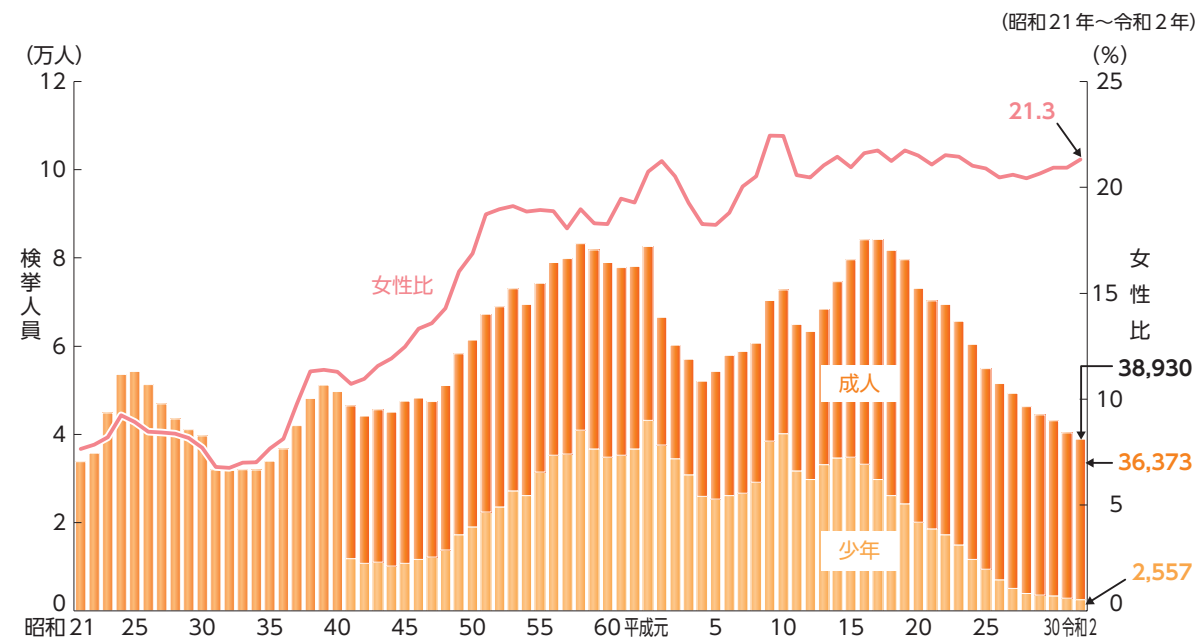
なお、令和2年における私事性的画像被害に係る事案に関する相談等件数（私事性的画像被害防止法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、1,570件であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が848件（54.0%）と最も多く、次いで、知人・友人（インターネット上のみとの関係）258件（16.4%），知人・友人（インターネット上のみとの関係以外）208件（13.2%），関係（行為者）不明79件（5.0%），配偶者（元配偶者を含む。）51件（3.2%），職場関係者29件（1.8%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第1節 犯罪・非行の動向

4-7-1-1図は、女性の刑法犯について、検挙人員及び女性比の推移（昭和21年以降）を見たものである（罪名別の刑法犯検挙人員及び女性比については、1-1-1-6表参照）。女性の検挙人員は、平成17年に戦後最多の8万4,175人を記録した後、減少に転じ、令和2年は3万8,930人（前年比1,396人（3.5%）減）であった。女性の検挙人員の人口比も、検挙人員の推移とおおむね同様の傾向にある（CD-ROM参照）。検挙人員の女性比は、近年20～21%で推移している。

女性の検挙人員の少年比は、平成10年に55.2%を記録した後、低下傾向にあり、令和2年は6.6%（前年比0.6pt低下）であった（CD-ROM参照。なお、少年による刑法犯の検挙人員の女子人口比については3-1-1-4図、少年による刑法犯の罪名別検挙人員及び女子比については3-1-1-6表をそれぞれ参照）。

4-7-1-1図 女性（成人・少年）の刑法犯 検挙人員・女性比の推移

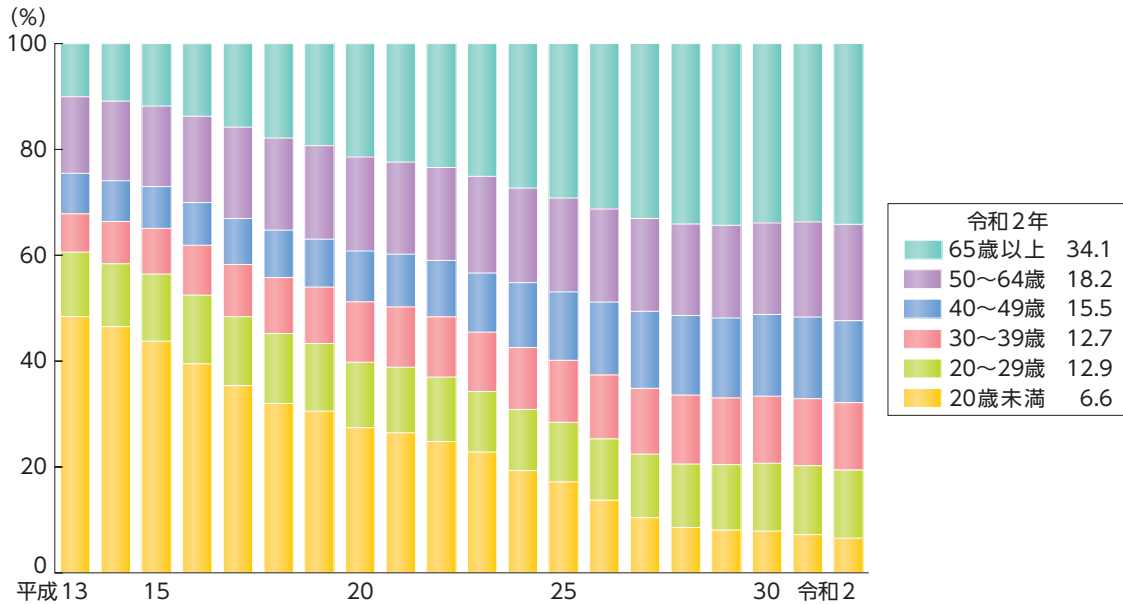


- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 4 昭和40年以前は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
 5 成人と少年の区分については、統計の存在する昭和41年以降の数値を示した。
 6 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-7-1-2図は、女性の刑法犯の検挙人員について、年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。65歳以上の高齢者の構成比は、顕著な上昇傾向にあり、平成13年に10%を超えた後、20年に20%を、26年には30%を超えた。29年に34.3%となった後、30年から令和元年にやや低下したが、2年は34.1%（前年比0.5pt上昇）であった。これは、男性（19.8%）と比べて顕著に高く、高齢者の刑法犯検挙人員（4万1,696人）の約3人に1人が女性であった。なお、全年齢では、女性は約5人に1人であった（1-1-1-5図CD-ROM参照）。

4-7-1-2図 女性の刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成13年～令和2年)

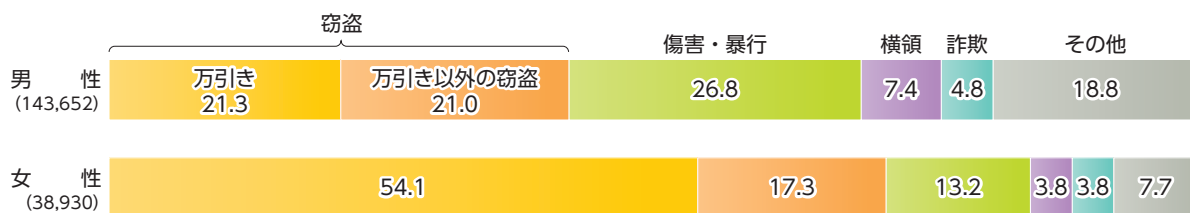


- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
2 犯行時の年齢による。
3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-7-1-3図は、令和2年における刑法犯の検挙人員について、罪名別構成比を男女別に見たものである。男女共に、窃盗の構成比が最も高いが、女性は7割を超え、男性と比べて顕著に高く、特に、万引きによる者の構成比が高い。なかでも、女性高齢者については、その傾向が顕著である（高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比については、4-8-1-3図参照）。

4-7-1-3図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和2年)



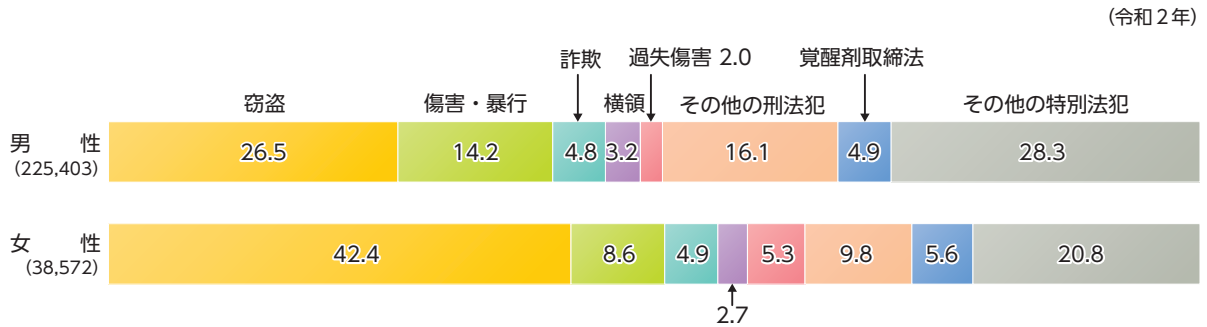
- 注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
3 () 内は、人員である。

第2節 処遇

1 検察

4-7-2-1図は、令和2年における検察庁終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の罪名別構成比を、男女別に見たものである。

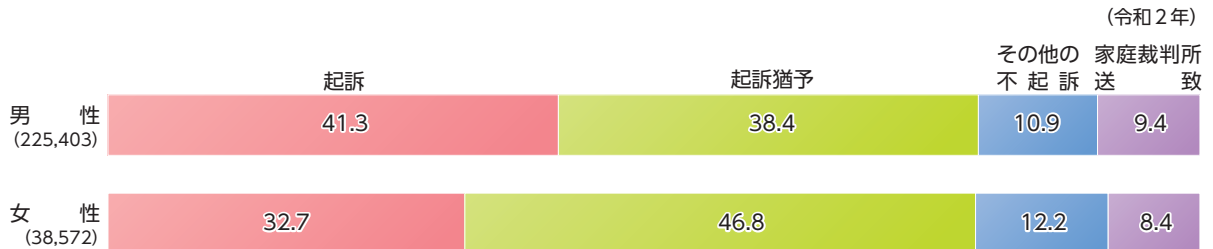
4-7-2-1図 検察庁終局処理人員の罪名別構成比（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、人員である。

4-7-2-2図は、令和2年における検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、男女別に見たものである。同年の起訴猶予率は、男性が48.2%，女性が58.9%であった（CD-ROM参照）。

4-7-2-2図 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 ()内は、人員である。

2 矯正

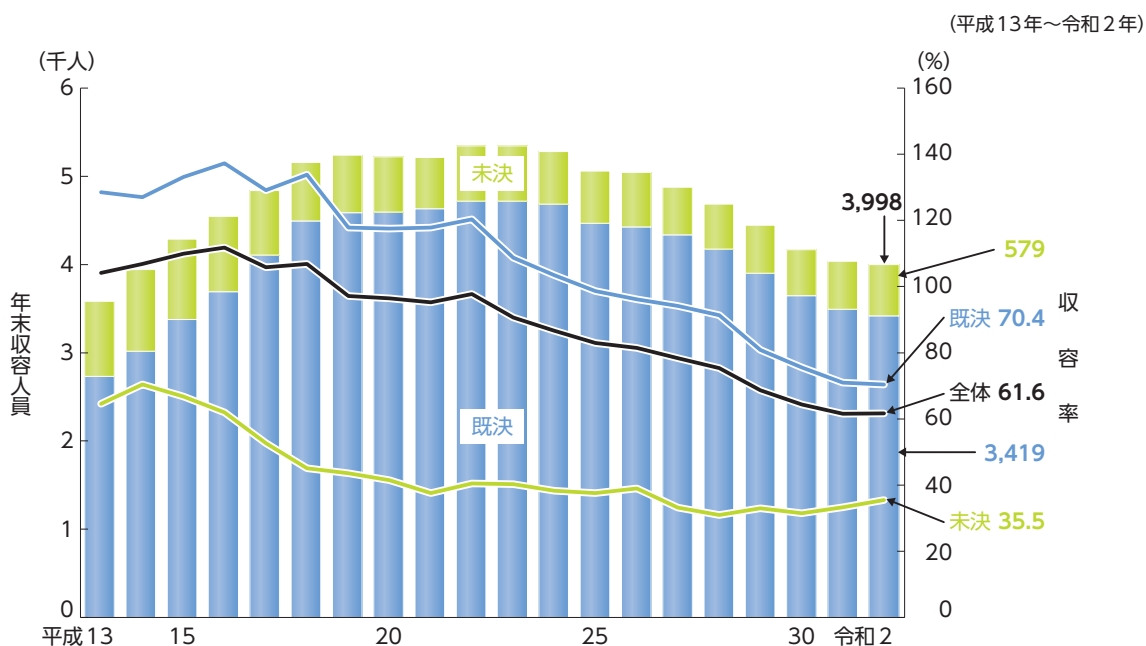
(1) 受刑者

ア 女性受刑者の収容状況

令和3年1月1日現在、女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。以下（1）において「女性刑事施設」という。）は、栃木、笠松、和歌山、岩国及び麓の各刑務所、札幌、福島、豊橋及び西条の各刑務支所並びに加古川刑務所及び美祿社会復帰促進センターの各女性収容棟である。

4-7-2-3図は、刑事施設における女性被収容者の年末収容人員及び収容率（年末収容人員の収容定員に対する比率）の推移（最近20年間）を見たものである。女性被収容者の年末収容人員は、平成23年まで増加傾向にあったが、24年からは減少し続けている。収容率は、13年から18年までは100%を超えていたが、女性の収容定員が拡大されたこともあって、23年から令和元年まで低下し続けた。2年末現在において、女性の収容定員は6,487人（このうち既決の収容定員は4,855人、未決の収容定員は1,632人）であるところ、その収容率は61.6%（既決70.4%、未決35.5%）であった（なお、男女総数の収容率については、2-4-2-2図参照）。

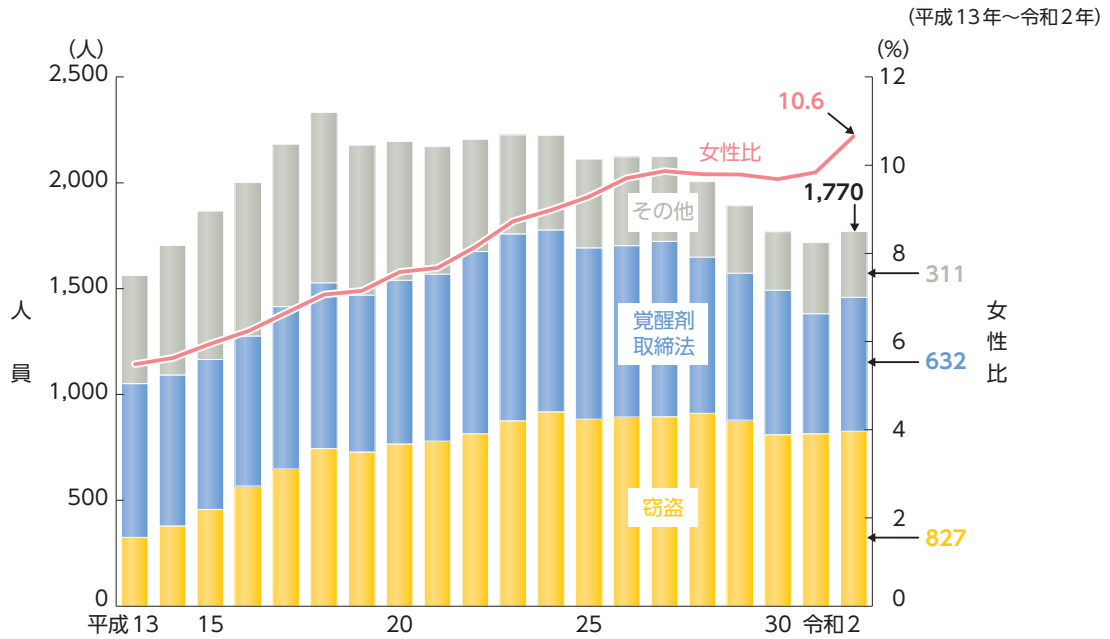
4-7-2-3図 刑事施設の年末収容人員・収容率の推移（女性）



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
2 「年末収容人員」は、各年12月31日現在の収容人員である。
3 「収容率」は、各年12月31日現在の収容人員の収容定員に対する比率をいう。
4 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
5 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

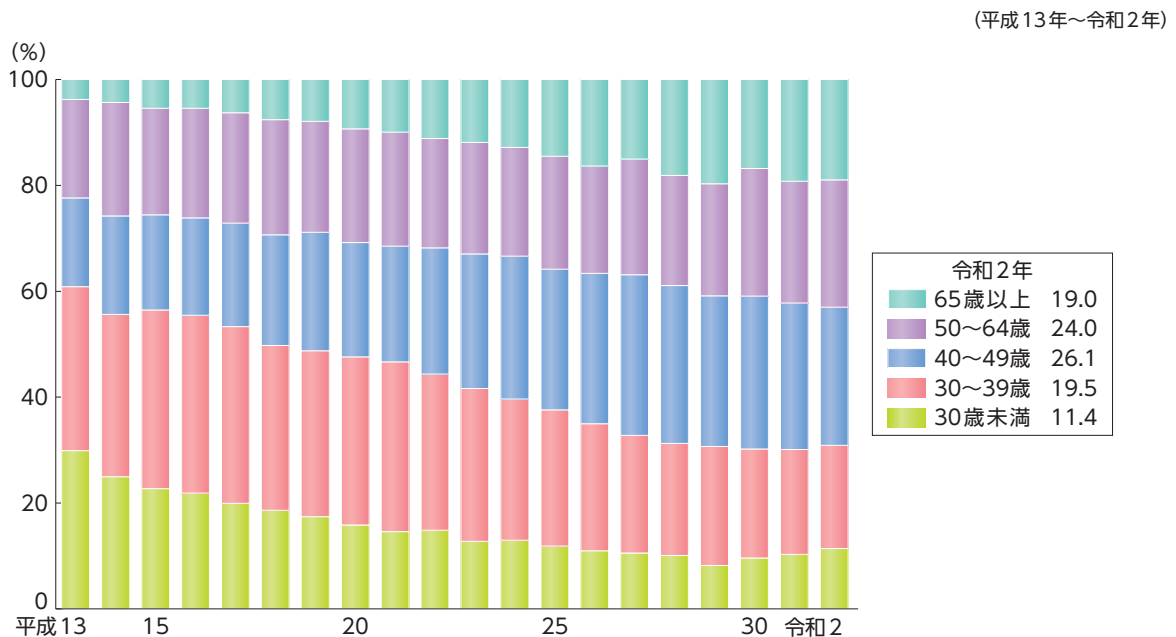
4-7-2-4図は、女性入所受刑者の人員（罪名別）及び女性比の推移（最近20年間）を見たものである。女性入所受刑者の人員は、平成18年（2,333人）まで増加し続け、19年に若干減少した後はおおむね横ばいで推移していたが、28年から令和元年まで減少し続けた後、2年（1,770人）は増加に転じた（前年比52人（3.0%）増）。罪名別に見ると、窃盗の増加が著しく、2年（827人）は、平成13年（326人）の約2.5倍であり、24年以降は覚醒剤取締法違反を上回っている。女性比については、27年まで上昇し続けた後、28年からは横ばいとなっていたが、令和2年（10.6%）は、前年より0.8pt上昇し、平成元年以降で初めて10%台となった（なお、入所受刑者の女性人口比については、2-4-2-3図参照）。

4-7-2-4図 女性入所受刑者の人員（罪名別）・女性比の推移



4-7-2-5図は、女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである（入所受刑者の男女別の年齢層別構成比については、2-4-2-5図参照）。30歳未満の若年者層の構成比は、平成14年以降低下傾向にあり、30歳以降は上昇し続けているものの、25歳以降は他の年齢層と比べて構成比が最も低い。40歳代の年齢層の構成比は、14年から上昇傾向にあり、28年からは低下傾向にあるものの、24歳以降は他の年齢層と比べて構成比が最も高い。65歳以上の高齢者層の構成比は、14年以降上昇傾向にあり、令和2年（19.0%）は、平成13年（3.8%）と比べると、約5倍に上昇している。なお、令和2年における女性高齢者の罪名別構成比を見ると、窃盗が約9割を占めている（4-8-2-3図参照）。

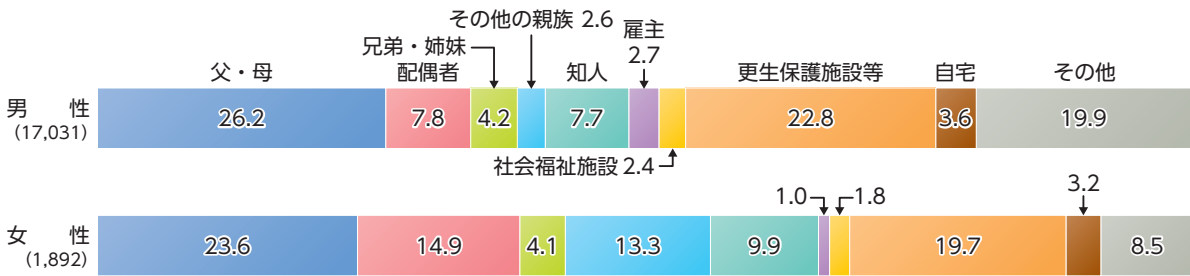
4-7-2-5図 女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移



4-7-2-6図は、令和2年における出所受刑者（出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。）の帰住先別構成比を男女別に見たものである。

4-7-2-6図 出所受刑者の帰住先別構成比（男女別）

（令和2年）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。
 3 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 5 「更生保護施設等」は、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームを含む。
 6 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 7 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 8 () 内は、実人員である。

イ 女性受刑者の処遇

女性受刑者については、その特性に応じた処遇の充実を図るため、地域の医療・福祉等の専門家と連携する「女子施設地域連携事業」が推進されているほか、女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムが策定・実施されるなどしている。

女子施設地域連携事業は、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、女性刑事施設が所在する地域の医療、福祉、介護等の専門職種とネットワークを作り、専門職種の助言・指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものであり、美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。

女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムとしては、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類のプログラムが実施されている。

また、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな取組として、札幌刑務所札幌刑務支所において、令和元年度から5か年の事業計画により、「女子依存症回復支援モデル」が試行されている。同事業では、同刑務支所に設置された「女子依存症回復支援センター」において、グループワーク等の集団処遇が実施されており、そのプログラムは、依存症に関する知識や依存症からの回復の原則、家族関係、未成年の子を持つ女性受刑者に対応した内容、女性特有の精神状態の変化や不定愁訴に関する事項等が盛り込まれ、出所後も継続実施できる構成となっている。

(2) 少年院入院者

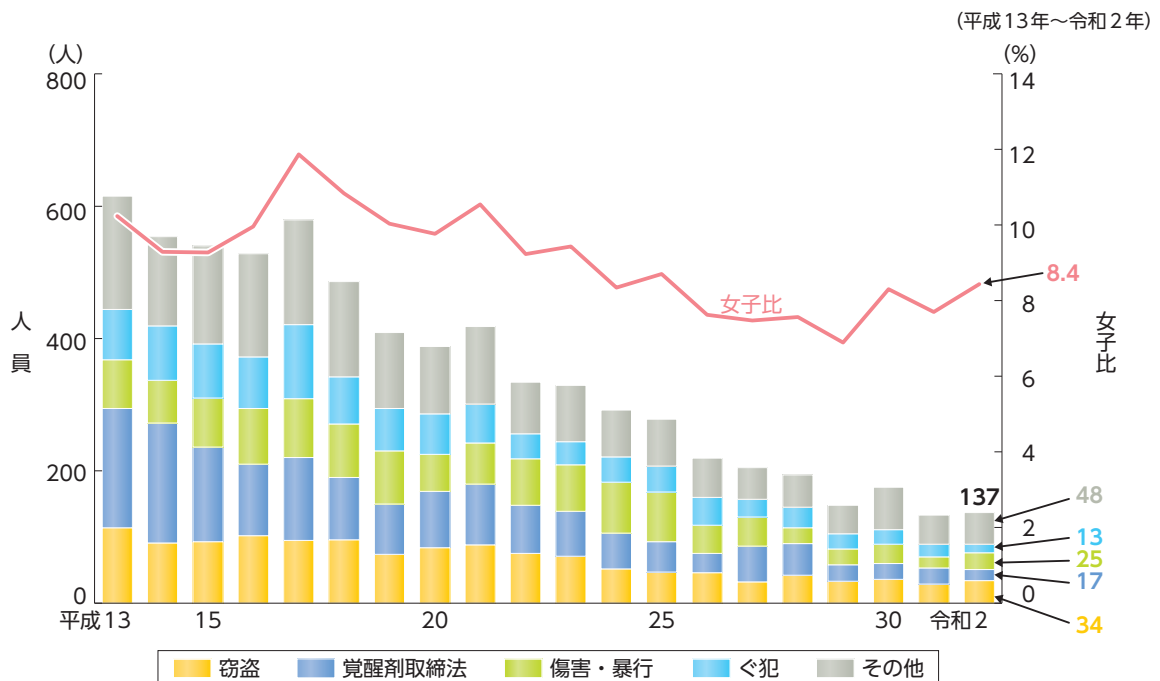
女子の少年院入院者は、女子のみを収容する少年院（9庁（分院4庁を含む。））又は男女を分隔する施設がある第3種少年院（2庁）のいずれかに収容される。

4-7-2-7図は、女子少年院入院者の人員（非行名別）及び女子比の推移（最近20年間）を見たものである。女子の少年院入院者の人員は、平成13年に615人に増加した後、14年からは減少傾向にあり、令和2年は137人（前年比4人（3.0%）増）であった。男子の少年院入院者の人員も減少傾向にあるものの、女子の減少の程度がより大きいことから、女子比は、平成18年以降、緩やかな低下傾向にあり、令和2年は8.4%（同0.7pt上昇）であった（男子の少年院入院者の人員については、3-2-4-1図参照）。非行名別に見ると、平成17年までは覚醒剤取締法違反の人員が他の非行名と比べて最も多かったが、その人員は13年以降減少傾向にあり、令和2年（17人）は平成13年（180人）の約1割であった（少年院入院者の非行名別構成比については、3-2-4-3図参照）。

なお、女子の少年院入院者は、男子と比べ、保護者等からの被虐待経験があるとする者の割合が高い（3-2-4-8図参照）。

女子の少年院入院者の処遇に関しては、平成28年度から、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に実施する「基本プログラム」（自己開示・他者理解の態度を育て、自尊感情を高めるとともに、状況に適した対応が取れるようにすることを目的とした「アサーション・トレーニング」及びマインドfulness瞑想を体験的に理解させることで衝動性の低減や統制力の向上等を目指す「マインドfulness」）と、特に自己を害する程度の深刻な問題行動を有する処遇ニーズの高い在院者を対象に実施する「特別プログラム」（自傷及び摂食障害に対するプログラム）が試行されている。

4-7-2-7図 女子少年院入院者の人員（非行名別）・女子比の推移



注 矯正統計年報による。

3 保護観察

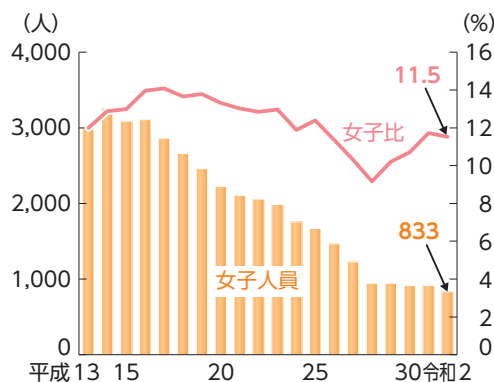
4-7-2-8図は、女性の保護観察開始人員及び女性比の推移（最近20年間）を、保護観察の種別ごとに見たものである。保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者の人員は、平成14年まで増加していたが、15年から減少傾向にある。いずれの女子比も、近年は低下傾向にあったが、保護観察処分少年については、28年に10%を下回った後は、29年から令和元年まで上昇し、2年は前年より若干低下した。少年院仮退院者については、平成30年に6.9%まで低下した後、令和元年以降は上昇している。仮釈放者の人員は、平成20年までは増加し続けた後、若干の増減を経て、26年から減少傾向にある。女性比は、上昇傾向にあって12%前後まで上昇しており、30年から令和元年まで低下したが、2年は再び上昇した。保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成12年（674人）をピークとして減少傾向に転じた後、22年からの緩やかな増加と28年からの減少を経て、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加し、令和元年は減少したものの、2年は再び増加した。近年、女性比は、14～15%台で推移している。

なお、女性の仮釈放率は、令和2年は、74.0%であり、平成13年（80.7%）と比べると6.7pt低下しているが、男性の仮釈放率（令和2年は57.5%）と比べて、相当に高い（2-5-2-1図CD-ROM参照）。

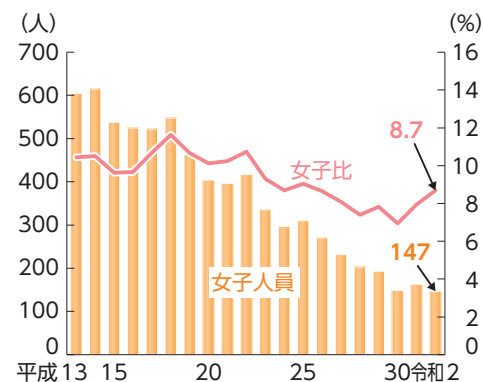
4-7-2-8図 女性（成人・少年）保護観察開始人員・女性比の推移

（平成13年～令和2年）

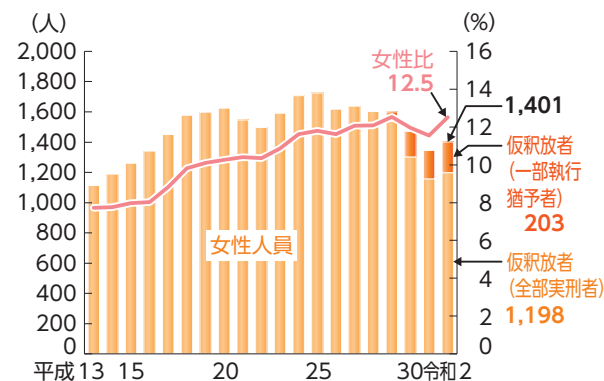
① 保護観察処分少年



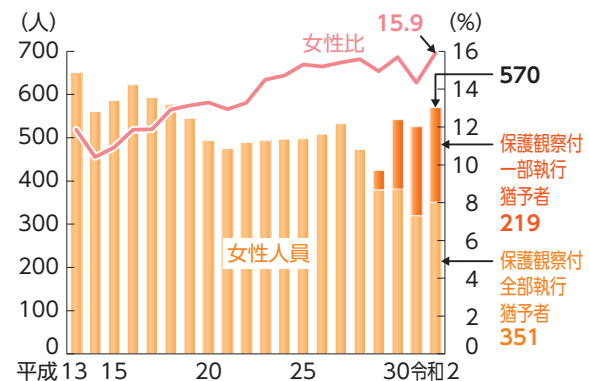
② 少年院仮退院者



③ 仮釈放者



④ 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

女性の保護観察対象者のうち、その多くを窃盗事犯者が占めている（CD-ROM資料2-9参照）ところ、令和2年に嗜癖的な窃盗事犯者を対象とした「窃盗事犯者指導ワークブック」が作成され、それらの者の保護観察の実施に活用されている（第2編第5章第3節2項（7）イ参照）。特に女性の嗜癖的窃盗事犯者については、過去の傷付き体験から心理的な問題や対人関係の葛藤を抱え、社会不適應状態に陥って、窃盗を繰り返すに至った者が少なくないことから、窃盗に至った要因のアセスメントを行い、適切な処遇を行うことが有用であるとされる。

我が国の総人口は、令和2年10月1日現在、1億2,571万人で、高齢者人口は65歳以上では3,619万人（総人口に占める割合は28.8%）であり、70歳以上では2,794万人（同22.2%）である（総務省統計局の人口資料のうち、人口推計による。）。

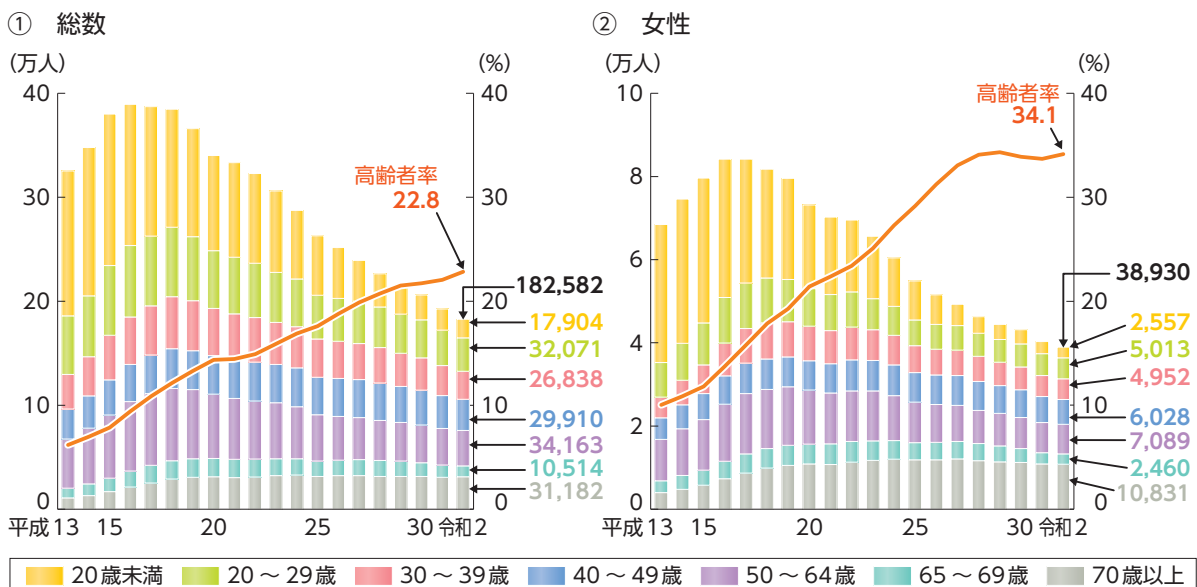
第1節 犯罪の動向

年齢層別の刑法犯検挙人員及び高齢者率（各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見ると、**4-8-1-1図**のとおりである。高齢者の検挙人員は、平成20年にピーク（4万8,805人）を迎え、その後高止まりの状況にあったが、28年から減少し続けており、令和2年は4万1,696人（前年比1.8%減）であった。このうち、70歳以上の者は、平成23年以降高齢者の検挙人員の65%以上を占めるようになり、令和2年には74.8%に相当する3万1,182人（同1.4%増）となった。高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることからほぼ一貫して上昇し、平成28年以降20%を上回り、令和2年は22.8%（同0.8pt上昇）であった。

女性高齢者の検挙人員は、平成24年にピーク（1万6,503人）を迎え、その後高止まり状況にあったが、28年から減少し続けており、令和2年は1万3,291人（前年比2.2%減）であった。このうち、70歳以上の女性は、平成23年以降女性高齢者の検挙人員の7割を超えるようになり、令和2年は81.5%に相当する1万831人（同0.2%減）となった。女性の高齢者率は、平成29年に34.3%に達し、その翌年から低下していたが、令和2年は34.1%（同0.5pt上昇）であった。

4-8-1-1図 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）

（平成13年～令和2年）



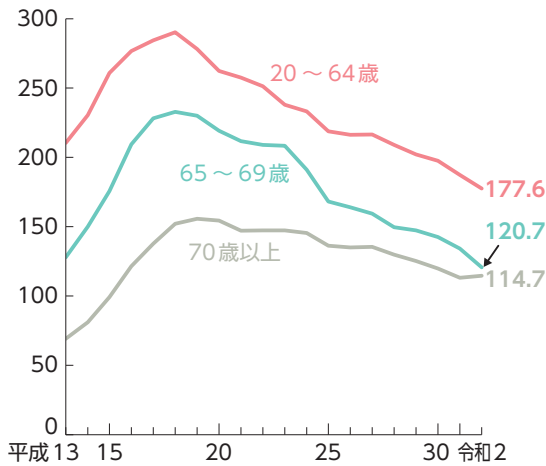
注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、4-8-1-2図のとおりである。

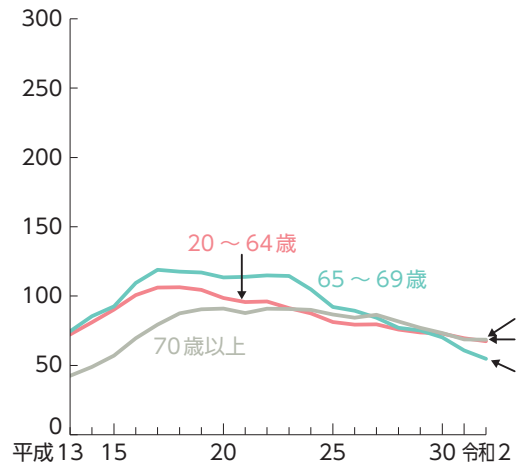
4-8-1-2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性別）

(平成13年～令和2年)

① 総数



② 女性

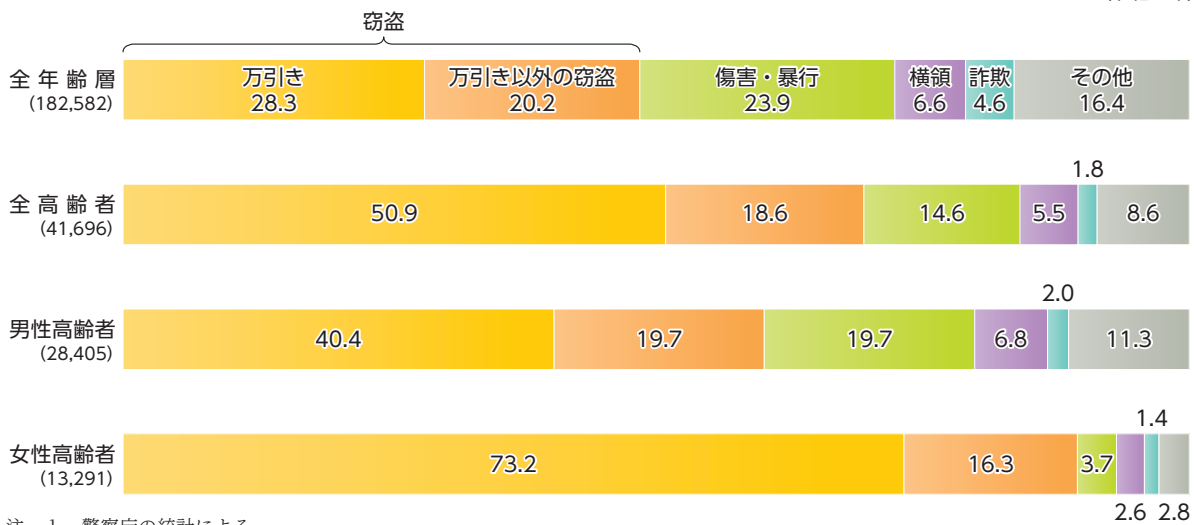


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの刑法犯検挙人員をいう。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-8-1-3図は、令和2年における高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に見たものである。全年齢層と比べて、高齢者では窃盗の構成比が高いが、特に、女性では、約9割が窃盗であり、そのうち万引きによるものの構成比が約8割と顕著に高い。

4-8-1-3図 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和2年)



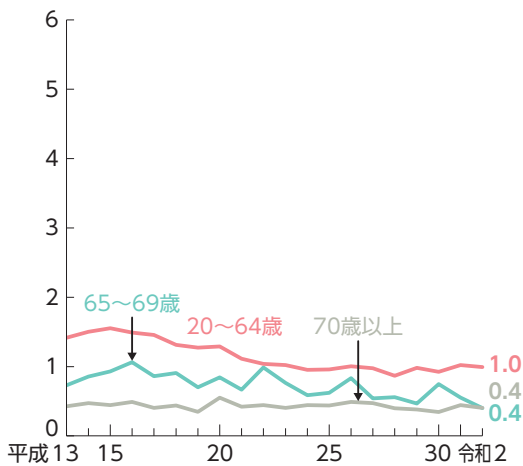
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、人員である。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を主な罪名別で見るとともに、これを年齢層別で見ると、**4-8-1-4図**のとおりである。

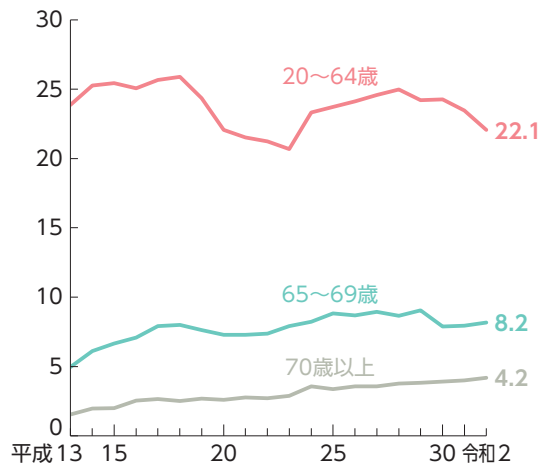
4-8-1-4図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

（平成13年～令和2年）

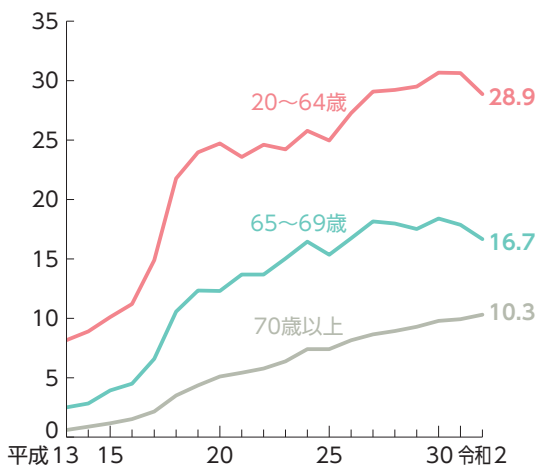
① 殺人



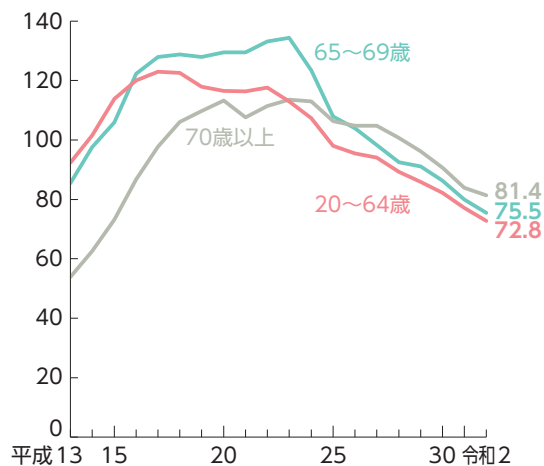
② 傷害



③ 暴行



④ 窃盗



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの各罪名の検挙人員をいう。

第2節 処遇

1 検察

令和2年の起訴猶予率を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、**4-8-2-1図**のとおりである。

刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。）における65～69歳の者及び70歳以上の者の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも13.7pt高い。

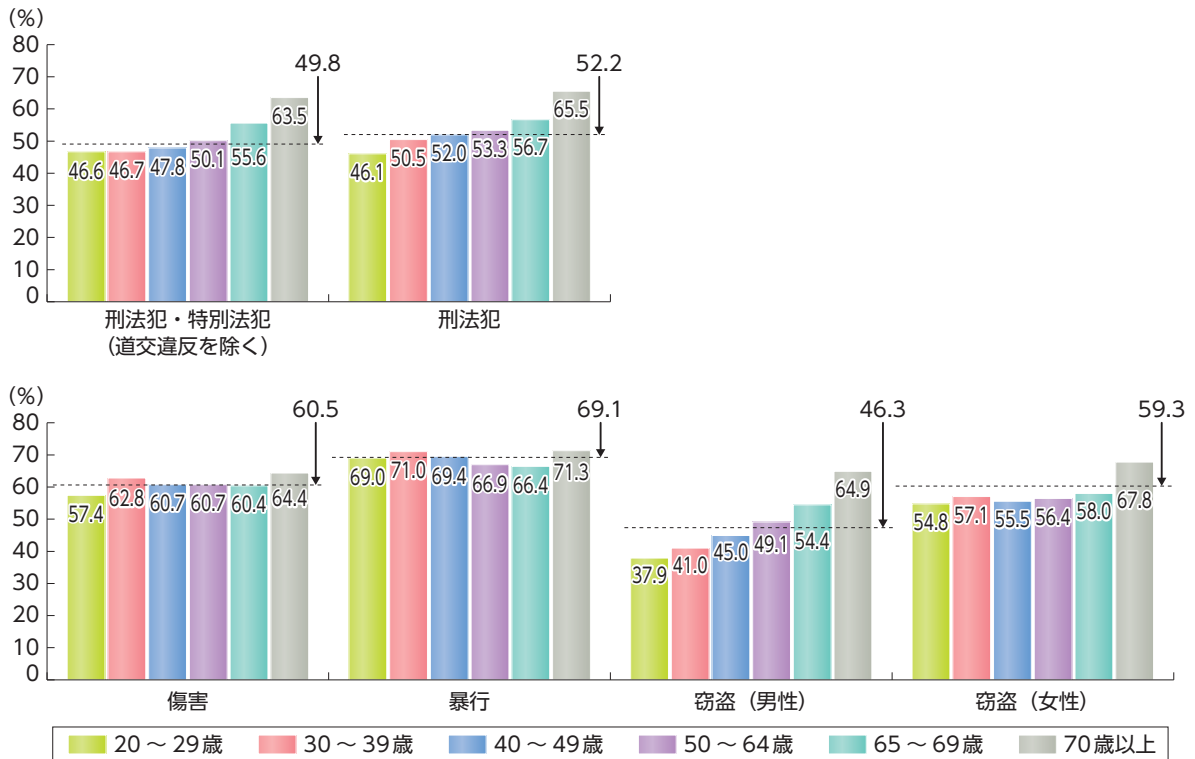
このうち刑法犯で見ると、件数の多い窃盗の後記の状況を受けて、高齢者は、全体で他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも13.4pt高い。

罪名別で見ると、65～69歳の者の起訴猶予率は、傷害及び暴行共に、他の年齢層と比べて低い傾向があるのに対して、70歳以上の者の起訴猶予率は、傷害及び暴行共に、他の年齢層よりも高い。

窃盗について、更に男女別に見ると、70歳以上の男性の起訴猶予率は、他の年齢層よりも顕著に高く、女性は、年齢層による起訴猶予率の差が男性ほど大きくないものの、他の年齢層よりも高い。

4-8-2-1図 起訴猶予率（罪名別、年齢層別）

（令和2年）



- 注 1 検察統計年報による。
- 2 犯行時の年齢による。
- 3 被疑者が法人である事件を除く。
- 4 年齢が不詳の者を除く。
- 5 各グラフ上の点線は、全体の起訴猶予率である。

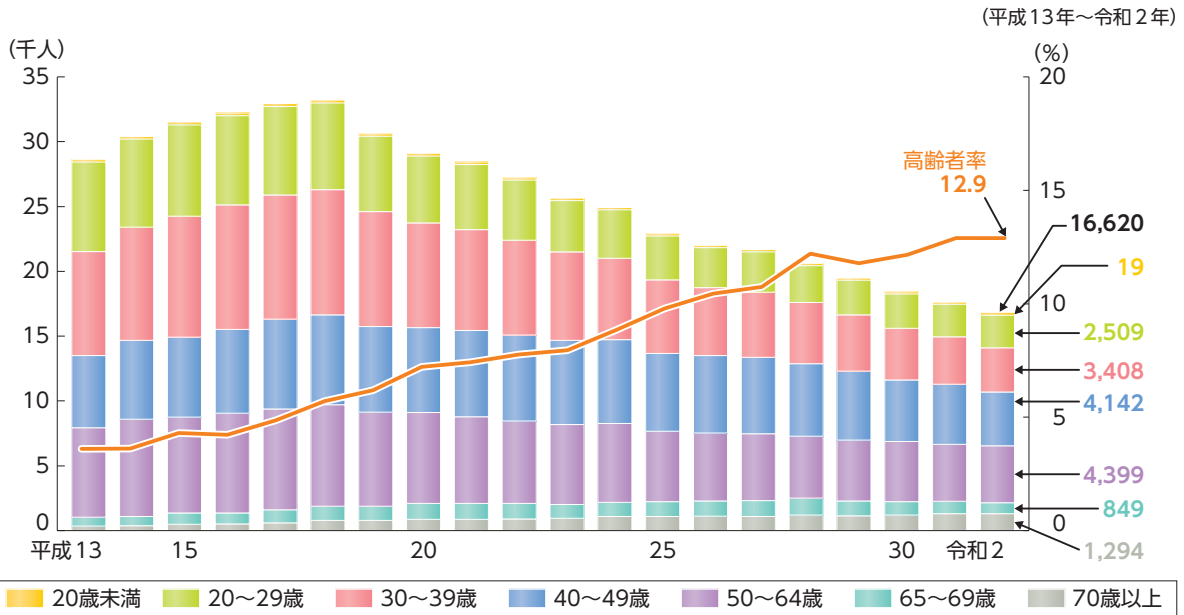
2 矯正

4-8-2-2図は、年齢層別の入所受刑者人員及び高齢者率（入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。）の推移（最近20年間）を見たものである。

高齢入所受刑者の人員は、増加傾向にあり、令和2年は2,143人（前年比4.8%減）であるところ、平成13年と比べて約2.1倍に増加している。特に、70歳以上の入所受刑者人員の増加が顕著であり、同年と比べて約3.8倍に増加している。高齢者率を見ると、上昇傾向にあり、令和2年は12.9%であるところ、平成13年と比べて9.3pt上昇している。

女性の高齢入所受刑者の人員も、同様に増加傾向にあり、令和2年は336人（前年比1.8%増）であるところ、平成13年と比べて約5.7倍に増加している。特に、70歳以上の女性の入所受刑者人員の増加が顕著であり、22年以降は一貫して65～69歳の女性の入所受刑者人員を上回っている。70歳以上の女性の入所受刑者人員は、令和2年は245人であった。平成13年以降の女性の高齢者率を見ると、上昇傾向にあり、令和2年は19.0%であるところ、平成13年と比べて15.2pt上昇している（CD-ROM参照）。

4-8-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移

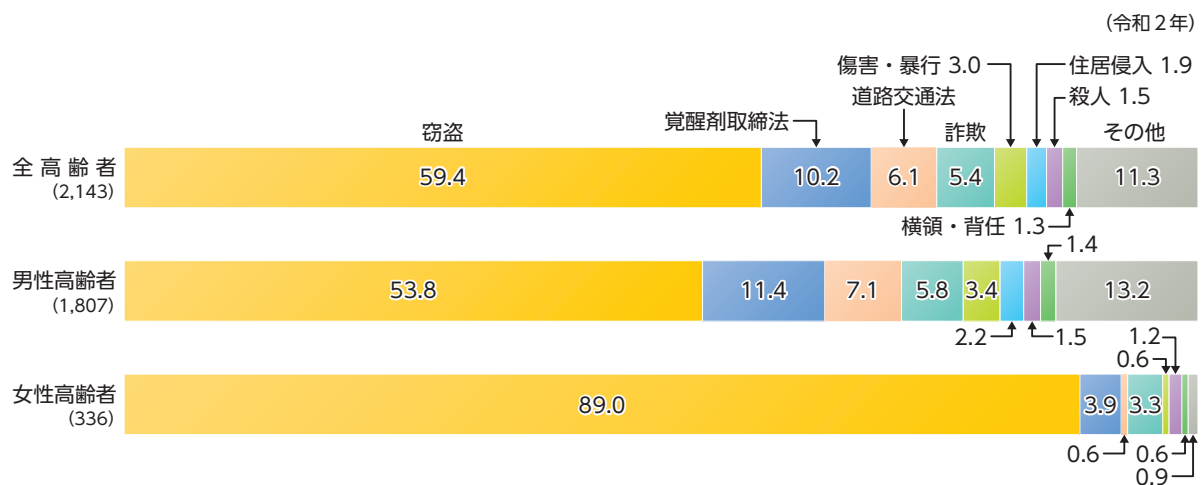


注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、平成15年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

令和2年における入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が21.0であったのに対し、65～69歳は10.3、70歳以上は4.6であった。同年における女性の入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が4.2であったのに対し、65～69歳は2.1、70歳以上は1.5であった（矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

4-8-2-3図は、令和2年における高齢の入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見たものである。罪名別構成比について全高齢者で見ると、窃盗が最も高く、次いで覚醒剤取締法違反、道路交通法違反の順であった。女性高齢者は、男性高齢者と比べて、窃盗の構成比が顕著に高い（女性入所受刑者の罪名別人員の推移については、4-7-2-4図参照）。

4-8-2-3図 高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）



注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

平成30年度から、各矯正管区の基幹施設（札幌刑務所、宮城刑務所、府中刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、広島刑務所、高松刑務所及び福岡刑務所）において、入所受刑者のうち、入所時の年齢が60歳以上のものなどに対して、認知症スクリーニング検査を実施し、認知症が疑われると判定された受刑者に対して、医師による診察を実施する取組を行っている。令和元年から実施対象施設に栃木刑務所及び和歌山刑務所が追加され、2年においては、930人に対して検査を実施し、そのうち、医師による診察を受けた者が195人、認知症と診断された者が54人であった（法務省矯正局の資料による。）。

3 保護観察

高齢の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察開始人員及び高齢者率の推移（最近20年間）を見ると、**4-8-2-4図**のとおりである（仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、一部執行猶予者の人員の動向については、CD-ROM参照）。

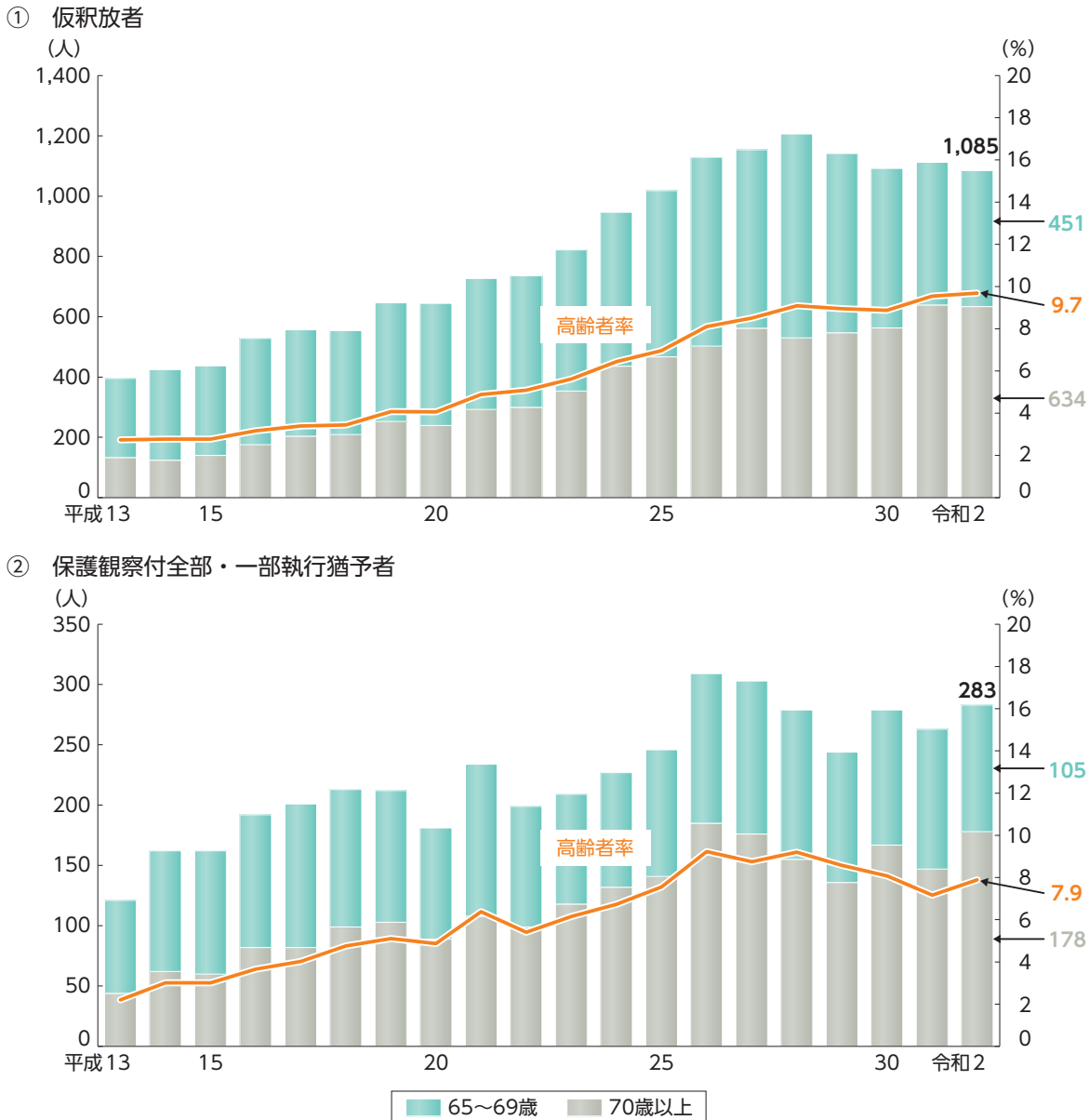
仮釈放者では、高齢者の保護観察開始人員・高齢者率は、増加・上昇傾向にあり、令和2年は保護観察開始人員が前年より若干減少したものの、高齢者率は前年よりも若干上昇した。70歳以上の仮釈放者は634人（前年比5人減）であり、平成元年以降最多となった前年より減少した（CD-ROM参照）。令和2年の高齢者の保護観察開始人員は、平成13年と比べて約2.8倍に増加している。特に、70歳以上の人員では、約4.8倍に増加している。

保護観察付全部・一部執行猶予者では、高齢者の保護観察開始人員は増減を繰り返しており、高齢者率については、上昇傾向にあり、平成26年及び28年には9.2%に達した後、29年以降は毎年低下していたが、令和2年は7.9%（前年比0.7pt上昇）であった。2年の高齢者の保護観察開始人員は、平成13年と比べて約2.3倍に増加している。特に、70歳以上の人員は、約4.0倍であり、23年以降は一貫して65～69歳の人員を上回っている。

令和2年における保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員を年齢層別に見ると、20～64歳は1,458人、65～69歳は21人、70歳以上は17人となっている（CD-ROM参照）。

4-8-2-4 図 高齢者の保護観察開始人員・高齢者率の推移

(平成13年～令和2年)



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 「高齢者率」は、保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。
 4 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和2年における仮釈放による出所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20~64歳が14.7であったのに対し、65~69歳は5.5、70歳以上は2.3であった（保護統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

令和2年の高齢出所受刑者の仮釈放率は、40.3%であり、出所受刑者全体の仮釈放率（59.2%）よりも18.9pt低い（出所受刑者全体の仮釈放率については、2-5-2-1 図CD-ROM参照）。年齢層別に見ると、65~69歳は43.0%（前年比0.4pt上昇）、70歳以上は38.6%（同0.1pt低下）であった。2年の女性の高齢出所受刑者の仮釈放率は、65.1%であり、高齢出所受刑者人員総数の仮釈放率よりも24.8pt高く、年齢層別に見ると、65~69歳は69.6%（同8.4pt上昇）であり、70歳以上は63.6%（同7.0pt上昇）であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

第1節 外国人の在留状況等

1 外国人新規入国者等

外国人新規入国者数は、平成25年以降急増し続け、令和元年には約2,840万人に達したが、2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入管法に基づき入国拒否を行う対象地域の指定を始めとした水際対策が開始されたことにより、同年は、358万1,443人（前年比2,482万1,066人（87.4%）減）と大幅に減少した。国籍・地域別に見ると、中国（台湾及び香港等を除く。）が83万6,088人（同88.7%減）と最も多く、次いで、台湾64万7,424人（同85.7%減）、韓国43万2,707人（同91.9%減）の順となっている。在留資格別では、観光等を目的とする短期滞在が93.8%と最も高く、次いで、技能実習（2.3%）、留学（1.4%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在留外国人の年末人員（中長期在留者と特別永住者の合計数）は、27年以降過去最多を更新し続けていたが、令和2年は288万7,116人（前年比1.6%減）となり、8年ぶりに減少した。2年における在留外国人の人員を国籍・地域別に見ると、中国（台湾を除く。77万8,112人）が最も多く、次いで、ベトナム（44万8,053人）、韓国（42万6,908人）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

2 不法残留者

我が国に在留する外国人のうち、不法残留者（在留期間を経過して我が国に滞在している者）数（平成3年から8年までは各年5月1日現在の、9年以降は各年1月1日現在の各推計値）は、5年に過去最多の29万8,646人を記録した後、徐々に減少し、その後も厳格な入国審査や関係機関の連携による摘発等の総合的対策の効果もあって、26年には6万人を下回り、5年の5分の1未満にまで減少した。27年からは6年連続で増加していたが、令和3年は8万2,868人（前年比24人減）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

3 退去強制

不法残留等の入管法違反者に対しては、我が国から退去させる退去強制手続（平成16年12月2日以降は出国命令手続を含む。以下この項において同じ。）が執られることになる。令和2年に入管法違反により退去強制手続が執られた外国人は、1万5,875人（前年比18.1%減）であった。これを違反事由別に見ると、不法残留が1万4,465人（91.1%）と最も多く、次いで、刑罰法令違反504人（3.2%）、不法入国225人（1.4%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

第2節 犯罪の動向

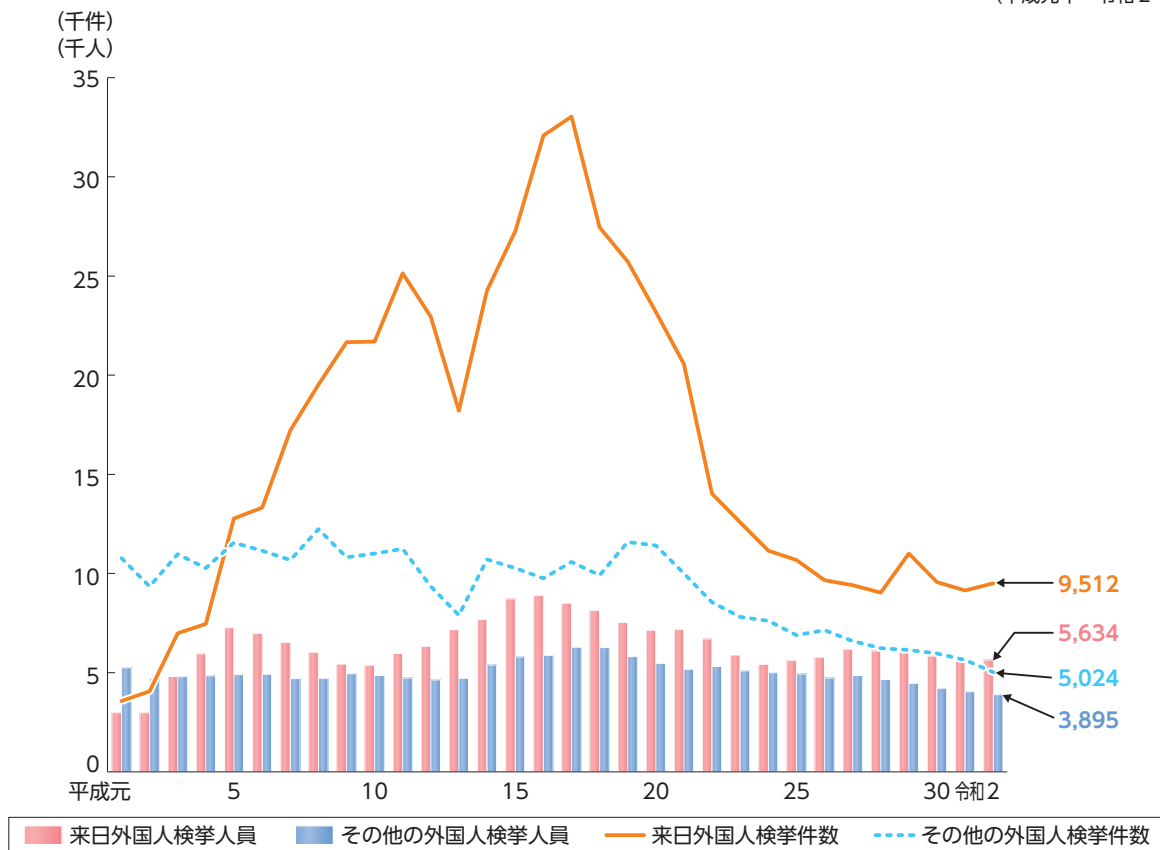
1 刑法犯

外国人による刑法犯の検挙件数は、平成3年以降増加傾向にあり、17年に4万3,622件を記録したが、18年から減少に転じ、29年には一時的に増加した後、30年から再び減少し、令和2年は1万4,536件（前年比1.7%減）であった。また、外国人による刑法犯の検挙人員は、平成11年から増加し、17年に1万4,786人を記録した後、18年から減少し、25年から増減を繰り返した後、再び減少し、令和2年は9,529人（同0.8%減）であった（4-9-2-1図CD-ROM参照）。2年における刑法犯検挙人員総数（18万2,582人）に占める外国人の比率は5.2%であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-1図は、外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による刑法犯の検挙件数は、5年からその他の外国人を上回って、17年（3万3,037件）のピーク後に減少し続け、29年に一旦増加に転じた後、30年から再び減少に転じていたが、令和2年は前年よりも364件増加し、9,512件（前年比4.0%増）であった。来日外国人による刑法犯の検挙人員は、平成16年（8,898人）をピークに24年まで減少傾向にあり、25年から増加に転じ、28年から再び減少傾向に転じたが、令和2年は5,634人（同1.3%増）であった。

4-9-2-1図 外国人による刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和2年）

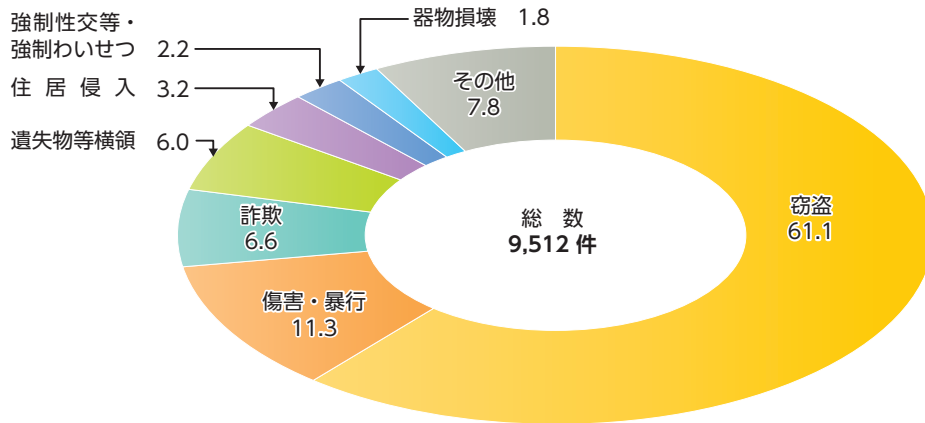


注 警察庁の統計による。

4-9-2-2図は、令和2年における来日外国人による刑法犯の検挙件数の罪名別構成比を見たものである。なお、強盗は0.9%（84件）、殺人は0.5%（50件）であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-2図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の罪名別構成比

(令和2年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「強制的性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

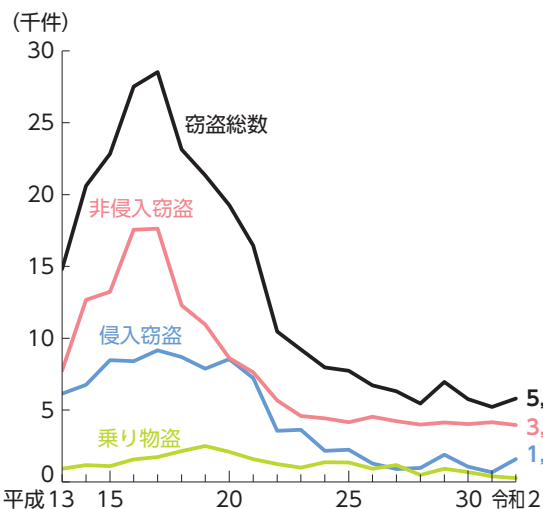
4-9-2-3図は、来日外国人による窃盗、強盗、傷害・暴行等について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

なお、令和2年における来日外国人による窃盗及び傷害・暴行の検挙件数を国籍別に見ると、窃盗は、ベトナムが2,252件（検挙人員873人）と最も多く、次いで、中国1,668件（同739人）、韓国・朝鮮461件（同106人）の順であった。傷害・暴行は、中国が261件（同303人）と最も多く、次いで、ブラジル125件（同133人）、ベトナム118件（同134人）の順であった（警察庁の統計による。）。

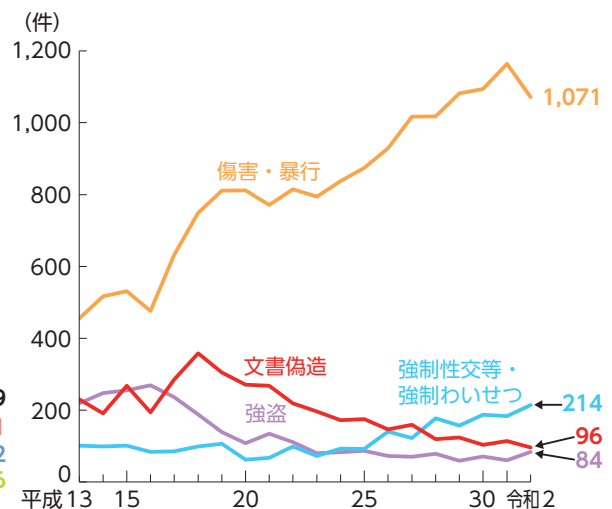
4-9-2-3図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の推移（罪名別）

(平成13年～令和2年)

① 窃盗



② 強盗、傷害・暴行、強制的性交等・強制的わいせつ、文書偽造



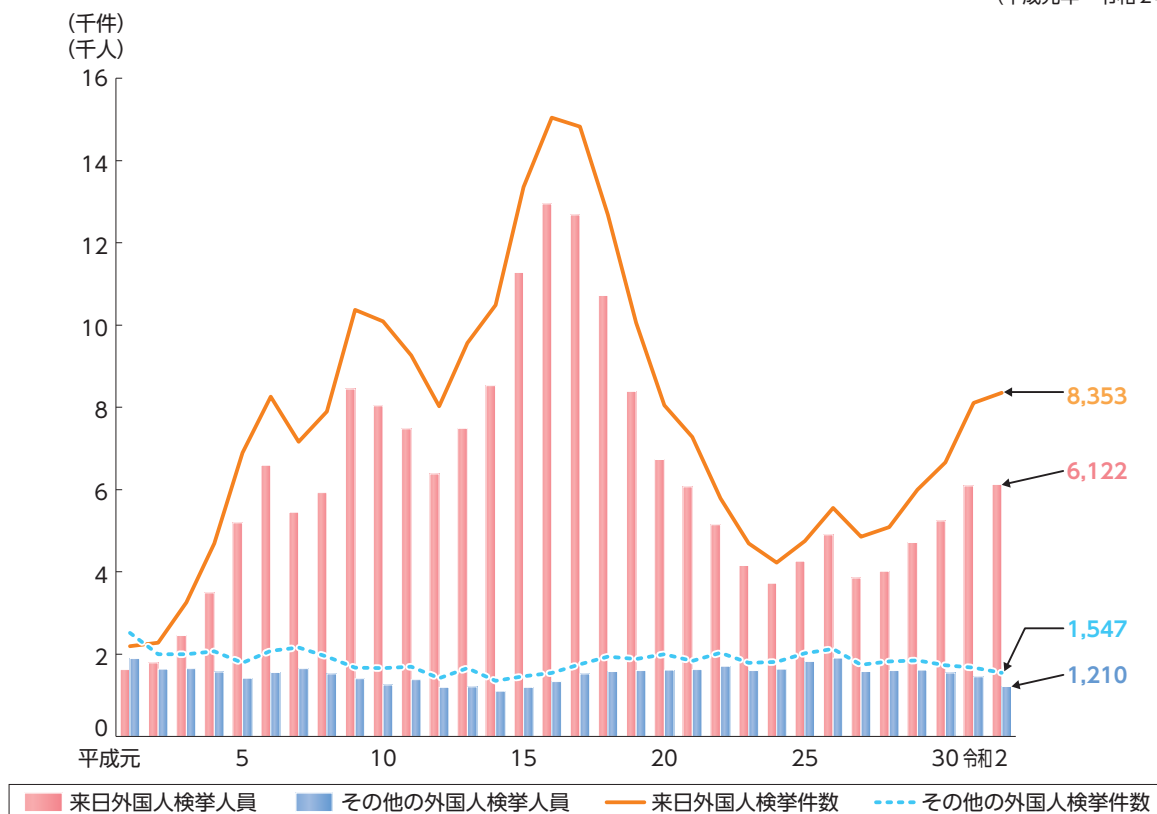
注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
2 「強制的性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制的性交等及び同改正前の強姦をいう。

2 特別法犯

4-9-2-4図は、外国人による特別法犯（交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による特別法犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも、16年をピークに24年まで減少していたが、25年からの増減を経て、28年から5年連続で増加しており、令和2年は検挙件数8,353件（前年比241件（3.0%）増）、検挙人員6,122人（同30人（0.5%）増）であった。

4-9-2-4図 外国人による特別法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和2年）



注 1 警察庁の統計による。
2 交通法令違反を除く。

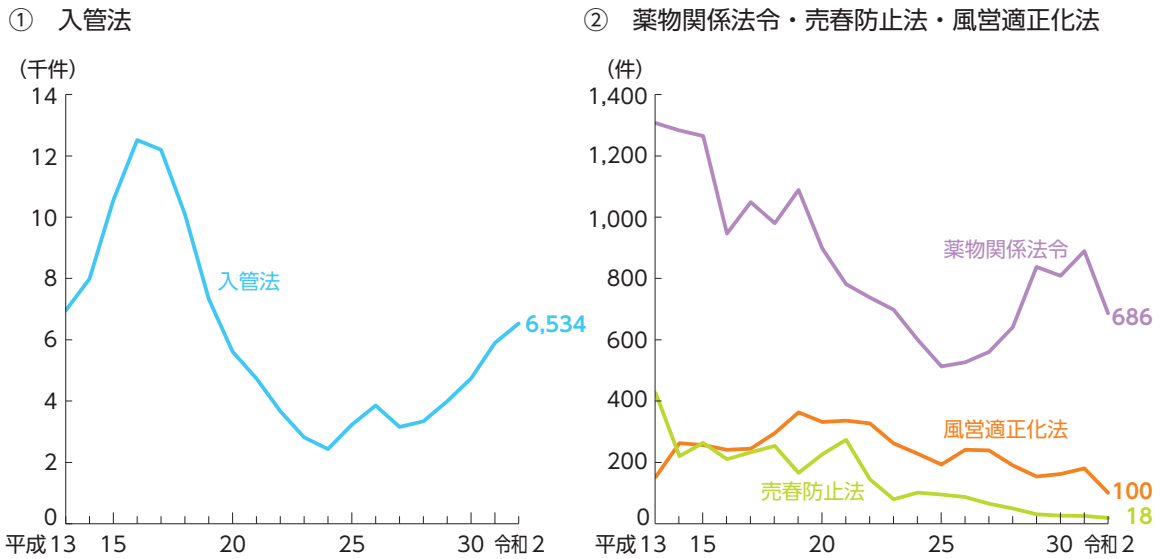
4-9-2-5図は、来日外国人による特別法犯の主な罪名・罪種について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

入管法違反の検挙件数は、平成17年から減少していたが、25年及び26年に増加し、27年は減少したものの、28年から増加し続け、令和2年は6,534件（前年比637件（10.8%）増）であった。2年における入管法違反の検挙件数を違反態様別に見ると、不法残留が4,178件と最も多く、次いで、旅券等不携帯・提示拒否（在留カード不携帯・提示拒否及び特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。）977件、偽造在留カード所持等（偽造在留カード行使及び提供・收受を含む。）790件、資格外活動290件の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

なお、令和2年における来日外国人による入管法違反及び覚醒剤取締法違反の検挙件数を国籍別に見ると、入管法違反は、ベトナムが3,468件（検挙人員2,332人）と最も多く、次いで、中国1,292件（同872人）、タイ424件（同368人）の順であった。覚醒剤取締法違反は、総数が358件（同271人）であり、ブラジルが100件（同69人）と最も多く、次いで、フィリピン64件（同47人）、ベトナム63件（同57人）の順であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-5 図 来日外国人による主な特別法犯 検挙件数の推移

(平成13年～令和2年)



注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
 2 「薬物関係法令」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反である。

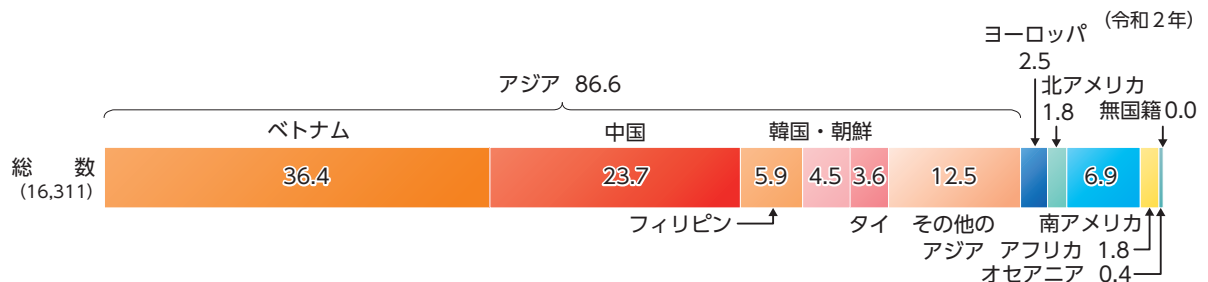
第3節 処遇

1 検察

(1) 受理状況

令和2年における来日外国人被疑事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比は、4-9-3-1 図のとおりである。統計の存在する平成5年以降一貫して最も高かった中国の構成比を、令和元年にベトナムが上回り、2年も引き続き、ベトナムが36.4%と最も高く、次いで、中国（23.7%）、フィリピン（5.9%）の順であった。罪名を国籍別に見ると、ベトナムは、入管法違反が3,547人と最も多く、次いで、窃盗（987人）、傷害（111人）の順であり、中国は、入管法違反が1,340人と最も多く、次いで、窃盗（800人）、傷害（283人）の順であり、フィリピンは、入管法違反が397人と最も多く、次いで、窃盗（148人）、覚醒剤取締法違反（81人）の順であった（検察統計年報による。）。

4-9-3-1 図 来日外国人被疑事件 検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比



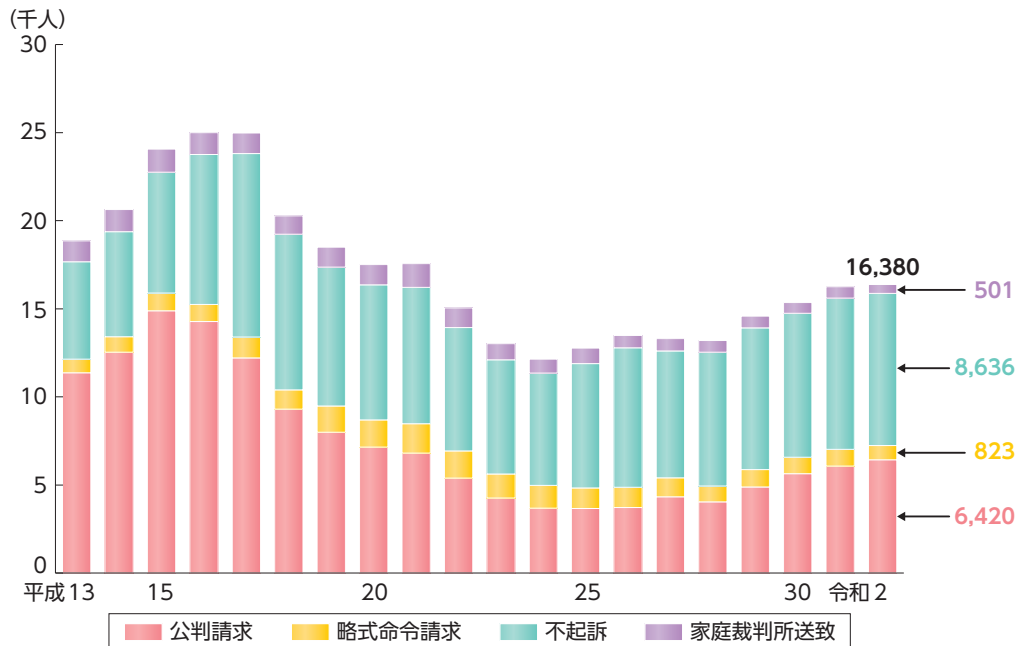
注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 処理状況

4-9-3-2図は、来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員の推移（最近20年間）を処理区分別に見たものである。その人員は、平成17年から減少傾向にあった後、23年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和2年は1万6,380人と前年比で0.8%増加しており、近年増加傾向にある（CD-ROM資料4-7参照）。なお、2年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員は、日本人を含めた全終局処理人員総数（28万3,573人）の5.8%、外国人被疑事件の終局処理人員（2万751人）の78.9%を占めている（CD-ROM資料4-8参照）。

4-9-3-2図 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（処理区分別）の推移

（平成13年～令和2年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和2年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理状況を罪名別に見ると、4-9-3-3表のとおりである。来日外国人の起訴率は、日本人を含めた全終局処理人員と比較すると、刑法犯では6.2pt高く、特別法犯では1.7pt低く、入管法違反を除いた特別法犯では2.0pt低い（CD-ROM資料2-3及び4-8参照）。

（令和2年）

罪 名	全 終 局 処 理 人 員	[起 訴 率]	来日外国人終局処理人員		[起 訴 率]
			人数	(%)	
総 数	283,573	[41.1]	16,380	(100.0)	[45.6]
刑 法 犯	194,580	[37.4]	6,863	(41.9)	[43.6]
住 居 侵 入	6,369	[40.5]	301	(1.8)	[34.1]
文 書 偽 造	2,478	[31.4]	148	(0.9)	[67.1]
強 制 わ い せ つ	3,902	[33.9]	173	(1.1)	[36.6]
強 制 性 交 等	1,435	[37.0]	46	(0.3)	[23.9]
殺 人	1,123	[25.4]	20	(0.1)	[80.0]
傷 害	35,719	[31.4]	1,196	(7.3)	[27.4]
窃 盗	82,964	[43.7]	3,014	(18.4)	[53.8]
強 盗	2,002	[42.2]	79	(0.5)	[77.8]
詐 欺	13,367	[54.5]	539	(3.3)	[64.6]
横 領	8,299	[20.9]	257	(1.6)	[5.1]
毀 棄 ・ 隠 匿	7,979	[22.1]	219	(1.3)	[22.3]
特 別 法 犯	88,993	[48.8]	9,517	(58.1)	[47.0]
風 営 適 正 化 法	1,610	[47.2]	184	(1.1)	[33.9]
銃 刀 法	5,898	[18.4]	175	(1.1)	[21.1]
売 春 防 止 法	557	[33.8]	14	(0.1)	[92.9]
大 麻 取 締 法	7,251	[49.4]	293	(1.8)	[44.6]
覚 醒 剤 取 締 法	13,525	[77.2]	497	(3.0)	[77.3]
関 税 法	457	[68.9]	165	(1.0)	[73.3]
入 管 法	7,489	[46.9]	6,805	(41.5)	[47.0]

注 1 検察統計年報による。

2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。

3 「来日外国人」については、無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

4 「文書偽造」は、刑法第2編第17章の罪をいい、「毀棄・隠匿」は、同編第40章の罪をいう。また、「傷害」は、暴行及び凶器準備集合を含み、「横領」は、遺失物等横領を含む。

5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

6 ()内は、構成比である。

2 裁判

令和2年における外国人事件（外国人が被告人となった事件）の通常第一審での有罪人員は、5,123人（前年比9.5%増）であり、有罪人員総数に占める比率は、10.4%であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和2年における被告人通訳事件（被告人に通訳・翻訳人の付いた外国人事件をいう。以下この項において同じ。）の終局人員は、4,441人（前年比13.7%増）であった。通訳言語は44に及び、内訳を見ると、ベトナム語が1,660人（37.4%）と最も多く、次いで、中国語1,034人（23.3%）、タイ語291人（6.6%）、タガログ語263人（5.9%）、ポルトガル語209人（4.7%）、英語170人（3.8%）、スペイン語135人（3.0%）の順であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和2年における被告人通訳事件の通常第一審での有罪人員（懲役・禁錮に限る。）は、4,129人（前年比15.5%増）であり、全部執行猶予率は、全罪名では89.2%、入管法違反を除くと78.1%であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。なお、2年における被告人通訳事件で、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は、3人であった（CD-ROM資料4-9参照）。

3 矯正

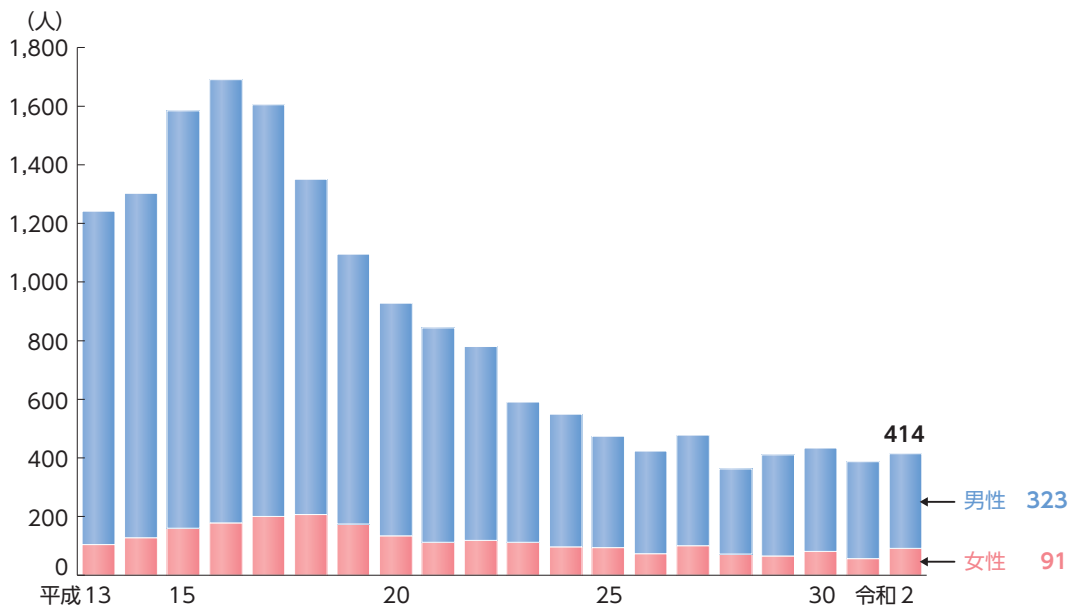
令和2年における外国人の入所受刑者は、718人（前年比1.6%減）であった（矯正統計年報による。）。

外国人受刑者のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者は、**F指標受刑者**として、その文化、生活習慣等に応じた処遇を行っている（**2-4-3-2表**参照）。F指標入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、**4-9-3-4図**のとおりである。その人員は、平成17年から減少傾向にあったが、近年は400人前後で推移しており、令和2年は414人（前年比7.0%増）であった。2年におけるF指標入所受刑者を国籍別に見ると、中国が97人と最も多く、次いで、タイ43人、ブラジル40人の順であった（CD-ROM資料**4-10**参照）。罪名別に見ると、覚醒剤取締法違反が154人と最も多く、次いで、窃盗の114人であった（矯正統計年報による。）。

令和2年末現在、F指標受刑者の収容人員は、1,268人（男性1,071人、女性197人）であり、前年末比で0.2%増加した（矯正統計年報による。）。

4-9-3-4図 F指標入所受刑者人員の推移（男女別）

（平成13年～令和2年）



注 矯正統計年報による。

4 保護観察

令和2年における外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、505人（前年比7.5%減）であった（うち、保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は34人であった）。国籍別に見ると、韓国・朝鮮が226人と最も多く、次いで、中国73人、ベトナム43人の順であった（CD-ROM資料**4-11**参照）。来日外国人に限ると、272人（同17.8%減）であり、その内訳は、仮釈放者が254人、保護観察付全部執行猶予者が9人、保護観察付一部執行猶予者が9人であった（保護統計年報による。）。

令和2年末現在、外国人（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、仮釈放者180人、保護観察付全部執行猶予者42人、保護観察付一部執行猶予者17人の合計239人（前年末比20.3%減）であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、外国人の保護観察係属人員については、仮釈放者のうち、140人は退去強制事由に該当し、国外退去済みの者が98人、退去強制手続により収容中の者が38人、仮放免中の者が4人であった（法務省保護局の資料による。）。

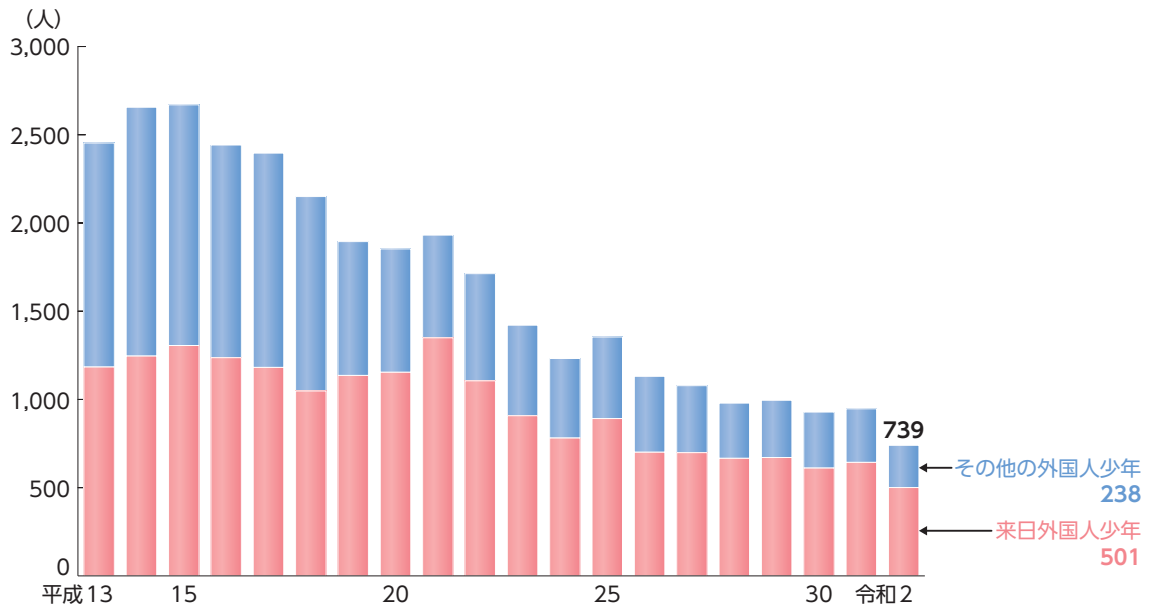
第4節 外国人非行少年の動向と処遇

1 外国人犯罪少年の動向

4-9-4-1図は、検察庁における外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を来日外国人少年とその他の外国人少年の別に見たものである。

4-9-4-1図 外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員の推移

(平成13年～令和2年)



- 注 1 検察統計年報による。
2 検察官の送致に係るものに限る。
3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
4 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

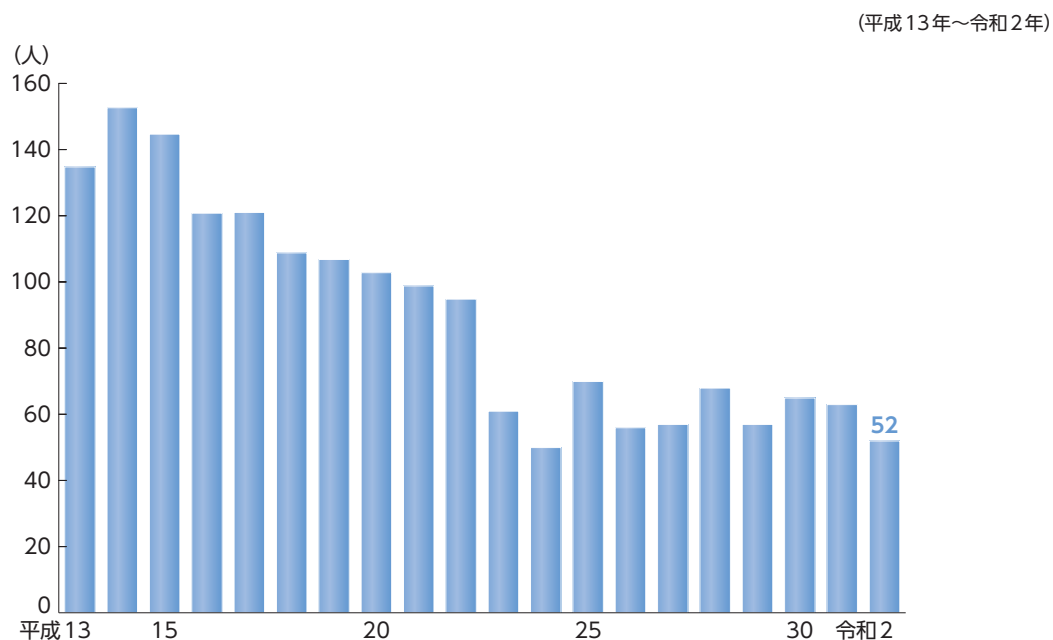
令和2年における来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見ると、中国が122人(24.4%)と最も多く、次いで、ブラジル98人(19.6%)、フィリピン83人(16.6%)、ベトナム60人(12.0%)、ペルー25人(5.0%)の順であった。また、罪名別に見ると、窃盗が246人(49.1%)と最も多く、次いで、横領(遺失物等横領を含む)42人(8.4%)、傷害(暴行及び凶器準備集合を含む)33人(6.6%)の順であった(検察統計年報による。)

2 外国人非行少年の処遇

(1) 矯正

外国人の少年院入院者の人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-9-4-2図**のとおりである。令和2年における外国人の少年院入院者を国籍別に見ると、ブラジルが17人と最も多く、次いで、韓国・朝鮮10人、中国及びフィリピンいずれも8人の順であった（CD-ROM参照）。

4-9-4-2図 外国人の少年院入院者の人員の推移



注 矯正統計年報による。

少年院では、日本人と異なる処遇上の配慮を要する外国人少年を、社会適応課程Ⅲ（A3）又は社会適応課程Ⅴ（A5）に編入し、日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種指導を行っている（**3-2-4-9表**参照）。

(2) 保護観察

令和2年における外国人の保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の保護観察開始人員は、208人であった。その内訳は、保護観察処分少年150人、少年院仮退院者58人であった。国籍別に見ると、ブラジルが59人と最も多く、次いで、フィリピン45人、中国31人の順であった（CD-ROM資料**4-11**参照）。

令和2年末現在、外国人少年（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、保護観察処分少年114人、少年院仮退院者33人であった（法務省保護局の資料による。）。

第1節 犯罪の動向

4-10-1-1表は、令和2年における精神障害者等（精神障害者及び精神障害の疑いのある者をいう。以下この節において同じ。）による刑法犯の検挙人員と、検挙人員総数に占める精神障害者等の比率を罪名別に見たものである。同年における刑法犯の検挙人員総数のうち、精神障害者等の比率は、0.7%であったが、罪名別で見ると、放火（14.8%）及び殺人（6.9%）において高かった。

4-10-1-1表 精神障害者等による刑法犯 検挙人員（罪名別）

（令和2年）

区分	総数	殺人	強盗	放火	強制性交等・ 強制わいせつ	傷害・ 暴行	脅迫	窃盗	詐欺	その他
検挙人員総数 (A)	182,582	878	1,654	582	3,937	43,709	2,862	88,464	8,326	32,170
精神障害者等 (B)	1,345	61	17	86	21	426	55	267	33	379
精神障害者	940	37	11	58	12	318	32	162	22	288
精神障害の疑いのある者	405	24	6	28	9	108	23	105	11	91
B/A (%)	0.7	6.9	1.0	14.8	0.5	1.0	1.9	0.3	0.4	1.2

注 1 警察庁の統計による。

2 「精神障害者等」は、「精神障害者」（統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。）及び「精神障害の疑いのある者」（精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者）をいう。

3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

第2節 処遇

1 検察・裁判

令和2年に検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分が付された被疑者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）は、367人であった（2-2-4-3表参照）。また、同年に、通常第一審において心神喪失を理由に無罪となった者は、5人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2 矯正

令和2年における入所受刑者及び少年院入院者の人員のうち、精神障害を有すると診断された者の人員と、入所受刑者及び少年院入院者の人員の総数に占める比率を精神障害の種別ごとに見ると、4-10-2-1表のとおりである（矯正施設被収容者に対する福祉的支援については、第2編第4章第3節5項及び第3編第2章第4節3項（5）参照）。

4-10-2-1 表 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

(令和2年)

種別	総数	うち精神障害を有する者					
		知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	その他の精神障害	
入所受刑者	16,620	2,544 (15.3)	297 (1.8)	63 (0.4)	337 (2.0)	...	1,847 (11.1)
少年院入院者	1,624	458 (28.2)	139 (8.6)	11 (0.7)	7 (0.4)	200 (12.3)	101 (6.2)

- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。）を有すると診断された者をいう。
 3 「入所受刑者」の「その他の精神障害」は、発達障害を含む。
 4 () 内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

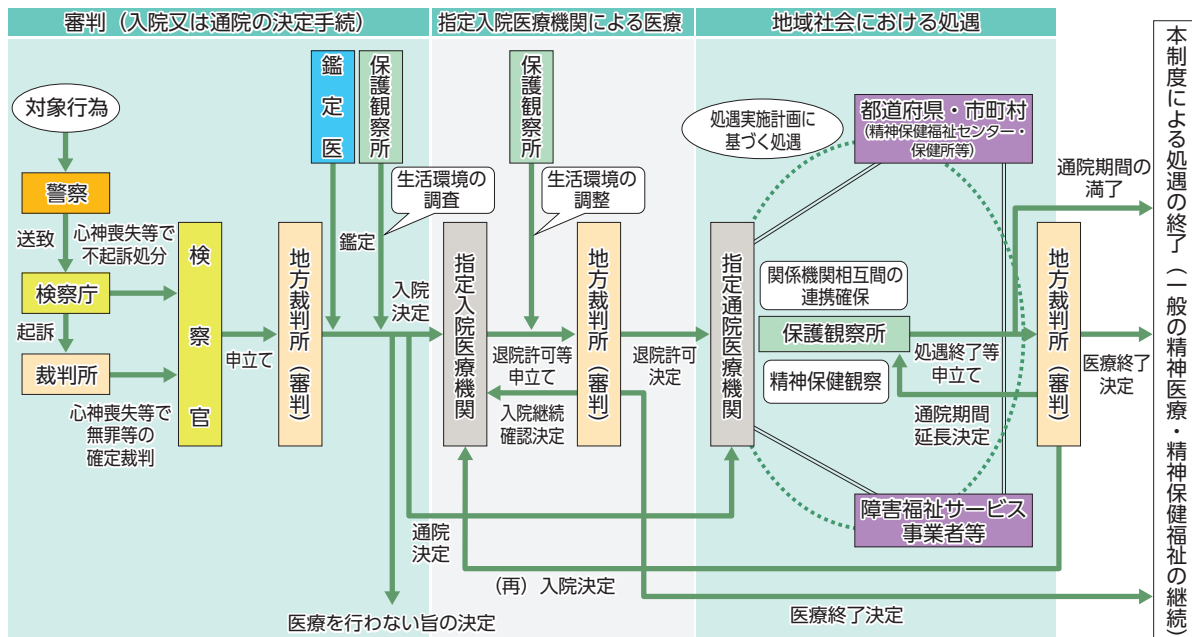
3 保護観察

保護観察対象者のうち、類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）ア及び第3編第2章第5節3項（1）参照）における「精神障害等対象者」の類型に認定された者は、令和2年末現在、3,187人（前年末比0.5%減）であり、保護観察対象者全体（短期保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。）に占める比率は13.0%である（2-5-3-6表CD-ROM及び3-2-5-6表CD-ROM参照）。保護観察所では、この類型の保護観察対象者について、必要に応じ適切な医療や福祉上の措置が受けられるように、対象者に助言するほか、医療・福祉機関や家族との連携も図っている（保護観察対象者等に対する福祉的支援については、第2編第5章第2節2項及び第6節2項参照）。

第3節 心神喪失者等医療観察制度

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、心神喪失者等医療観察法に基づいて運用されている。その手続の流れは、4-10-3-1図のとおりである。

4-10-3-1 図 心神喪失者等医療観察法による手続の流れ



本制度による処遇の終了（一般の精神医療・精神保健福祉の継続）

1 審判

心神喪失者等医療観察制度の対象となるのは、①対象行為（放火、強制わいせつ及び強制性交等、殺人、強盗（これらの未遂を含む。）並びに傷害）を行い、心神喪失又は心神耗弱であることが認められ、不起訴処分となった者、②対象行為について、心神喪失を理由に無罪の確定裁判を受けた者、又は、心神耗弱を理由に刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者である。これらの対象者については、原則として、検察官の申立てにより審判が行われる。その審判は、地方裁判所において、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体により行われ、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の要否・内容が決定される。審判に当たり、裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の**生活環境の調査**を求めることができる。令和2年における生活環境の調査の開始件数は、325件であった（保護統計年報による。）。

令和2年における検察官申立人員及び審判の終局処理人員を対象行為別に見ると、**4-10-3-2表**のとおりである。

4-10-3-2表 検察官申立人員・地方裁判所の審判の終局処理人員（対象行為別）

(令和2年)

対象行為	検察官申立人員				終局処理人員							
	総数	不起訴	確定裁判		総数	入院決定	通院決定	医療を行わない旨の決定	却下		取下げ	申立て不適法による却下
			無罪	全部執行猶予等					対象行為を行ったとは認められない	心神喪失者等ではない		
総数	323	290	5	28	309	236	33	31	1	7	1	-
放火	97	91	1	5	86	61	10	14	-	1	-	-
強制性交等	7	5	-	2	6	3	-	3	-	-	-	-
殺人	67	53	3	11	72	55	9	7	-	1	-	-
傷害	147	136	1	10	139	113	13	6	1	5	1	-
強盗	5	5	-	-	6	4	1	1	-	-	-	-

注 1 司法統計年報並びに法務省刑事局及び最高裁判所事務総局の各資料による。

2 「対象行為」は、一定の刑法の罰条に規定する行為に当たるものをいう（心神喪失者等医療観察法2条1項参照）。

3 「放火」は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火及び建造物等以外放火に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、消火妨害に当たる行為を含まない。

4 「強制性交等」は、強制わいせつに当たる行為及び平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

5 「殺人」は、殺人予備に当たる行為を含まない。

6 「傷害」は、現場助勢に当たる行為を含まない。

7 「強盗」は、強盗及び事後強盗に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、昏酔強盗に当たる行為を含まない。

8 「全部執行猶予等」は、懲役又は禁錮の実刑判決であって、執行すべき刑期がないものを含む。

9 複数の対象行為が認められた事件は、法定刑の最も重いものに、複数の対象行為の法定刑が同じ場合には対象行為の欄において上に掲げられているものに計上している。

2 指定入院医療機関による医療

(1) 入院による医療

裁判所の入院決定を受けた者は、指定入院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和3年4月1日現在、全国に33の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。））に入院して、この制度に基づく専門的で手厚い医療を受けることになる。

保護観察所は、対象者の円滑な社会復帰を図るため、入院当初から、退院に向けた**生活環境の調整**を行う。令和2年における生活環境の調整の開始件数（移送によるものを除く。）は239件、同年末現在の生活環境の調整の係属件数は793件であった（保護統計年報による。）。

(2) 退院又は入院継続

指定入院医療機関の管理者は、対象者について、入院を継続させて医療を行う必要があると認める場合は、6月ごとに、入院継続の確認の申立てをしなければならず、他方、入院を継続させて医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、直ちに退院の許可の申立てをしなければならない。また、対象者又はその保護者若しくは弁護士である付添人は、いつでも、退院の許可又は医療の終了の申立てをすることができる。これらの申立てを受けて、裁判所は、医療継続の要否等を審判により決定する。令和2年には、指定入院医療機関の管理者による退院許可の申立て（回付によるものを除く。）は209件、対象者等による退院許可・医療終了の申立て（回付によるものを除く。）は68件が受理され、また、退院許可決定（退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定をいう。以下この節において同じ。）は172件、医療終了決定は28件なされている（司法統計年報による。）。

3 地域社会における処遇

裁判所の通院決定又は退院許可決定を受けた者は、原則として3年間、指定通院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和3年4月1日現在、全国に3,854の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。））による、入院によらない医療を受けるとともに、その期間中、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所による**精神保健観察**に付される。

精神保健観察の実施に当たって、保護観察所は、指定通院医療機関や都道府県、市町村等の精神保健福祉関係機関の関係者と協議の上、対象者ごとに処遇の実施計画を定めている。各関係機関は、これに基づき、相互に連携を図りながら地域社会における処遇を実施している。また、処遇の経過に応じて、保護観察所は、処遇に携わる関係機関の参加を得て「ケア会議」を開催し、処遇の実施状況等の情報を共有して処遇方針の統一を図るとともに、処遇の実施計画についても必要な見直しを行っている。

令和2年における精神保健観察の開始件数（移送によるものを除く。）は202件（このうち退院許可決定によるものは169件）、終結件数（移送によるものを除く。）は247件（このうち通院期間の満了によるものは169件）、同年末現在の精神保健観察の係属件数は576件であった（保護統計年報による。）。入院によらない医療を受けている者の医療の終了（ただし、通院期間の満了を除く。）や指定入院医療機関への（再）入院についても、裁判所が審判により決定する。同年における医療終了決定は64件、（再）入院決定は6件であった（司法統計年報による。）。

なお、保護観察所に社会復帰調整官が置かれ、生活環境の調査及び調整、精神保健観察の実施、関係機関相互の連携確保等の事務に従事している。

公務員による犯罪には、収賄のように公務員の職務に関してなされるものと、勤務時間外における過失運転致死傷等のように職務に関係なくなされるものがあるが、この章では、両者を併せて扱う。

令和2年における公務員による犯罪の罪名別の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、4-11-1表のとおりである。

4-11-1表 公務員による犯罪 検察庁新規受理・終局処理人員（罪名別）

(令和2年)

区分	新規受理			終局処理								
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公請	判求	略式命令	不起訴	起猶	訴予	その他
総数	13,244	11,530	1,714	13,229	1,848	396	1,452		11,289	8,525	2,764	92
窃盗	378	360	18	376	79	51	28		283	249	34	14
詐欺	98	87	11	101	21	21	—		80	19	61	—
横領	137	62	75	71	9	7	2		62	36	26	—
収賄	24	22	2	22	20	20	—		2	—	2	—
偽造	695	232	463	685	13	12	1		672	81	591	—
職権濫用	702	89	613	776	1	1	—		775	6	769	—
その他の刑法犯	1,994	1,550	444	1,888	326	141	185		1,549	642	907	13
過失運転致死傷等	8,217	8,216	1	8,274	994	36	958		7,221	7,014	207	59
特別法犯	999	912	87	1,036	385	107	278		645	478	167	6

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 法令により公務に従事する職員とみなされる者は含まない。
 3 道交違反を除く。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

令和2年における収賄の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、4-11-2表のとおりである。

4-11-2表 収賄 検察庁新規受理・終局処理人員

(令和2年)

区分	新規受理			終局処理								
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公請	判求	略式命令	不起訴	起猶	訴予	その他
総数	33	30	3	32	30	30	—		2	—	2	—
国会議員	2	—	2	2	2	2	—		—	—	—	—
地方公共団体の議会の議員	1	1	—	1	1	1	—		—	—	—	—
国家公務員	1	1	—	1	1	1	—		—	—	—	—
地方公共団体職員	20	20	—	18	16	16	—		2	—	2	—
みなす公務員	9	8	1	10	10	10	—		—	—	—	—

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 罪名に「収賄」を含む全ての事件を計上している。
 3 「地方公共団体職員」は、地方公共団体の首長を含む。
 4 警察職員は、国家公務員である者も含め「地方公共団体職員」に計上している。
 5 「みなす公務員」は、法令により公務に従事する職員とみなされる者をいう。



オンラインイベント「再犯防止ってなに？」の様子
【写真提供：法務省大臣官房秘書課】



第71回社会を明るくする運動ポスター
【画像提供：法務省保護局】

▶ 第5編 再犯・再非行

- 第1章 再犯防止推進法に基づく再犯防止施策
- 第2章 再犯・再非行の概況

1 再犯防止推進法

我が国では、平成15年から**犯罪対策閣僚会議**が随時開催され、再犯の防止は政府一丸となって取り組むべき喫緊の課題という認識の下、様々な再犯防止施策が進められてきた。

そのような中、平成28年12月には、議員立法により、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めた**再犯防止推進法**が成立し、同月に施行された。

2 再犯防止推進計画

平成29年12月、再犯防止推進法に基づき、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、30年度からの5年間に関係府省庁が取り組む「**再犯防止推進計画**」を閣議決定した。この再犯防止推進計画は、5つの基本方針の下、7つの重点課題について、115の具体的な再犯防止施策を盛り込んでいる。

〔5つの基本方針〕

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

3 再犯防止施策の取組状況

再犯防止推進法において、地方公共団体は、再犯防止推進計画を勘案し、**地方再犯防止推進計画**を定めるよう努めなければならないとされているところ、令和3年4月1日現在、188（前年比119増）の地方公共団体（都道府県が42団体及び市町村（特別区を含む。）が146団体）において、同計画が策定されている（法務省大臣官房秘書課の資料による。）。

さらに、法務省においては、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討するため、事業期間を平成30年度から令和2年度末までとする「**地域再犯防止推進モデル事業**」を実施し、36の地方公共団体に同事業を委託した（法務省大臣官房秘書課の資料による。）。

また、再犯防止推進計画に基づき、関係府省庁が連携協力して再犯防止施策を推進し着実に成果を上げつつあるものの、他方で、出所受刑者の約4割を占める満期釈放者について、2年以内再入率が仮釈放者と比較して2倍以上高いなど、より重点的に取り組んでいくべき課題も明らかとなったことから、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議は、「**再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～**」を決定し、より重点的に取り組むべき三つの課題、すなわち、「①満期釈放者対策の充実強化」、「②地方公共団体との連携強化の推進」、「③民間協力者の活動の促進」について、これらに対応した各種取組をより一層推進することとした。

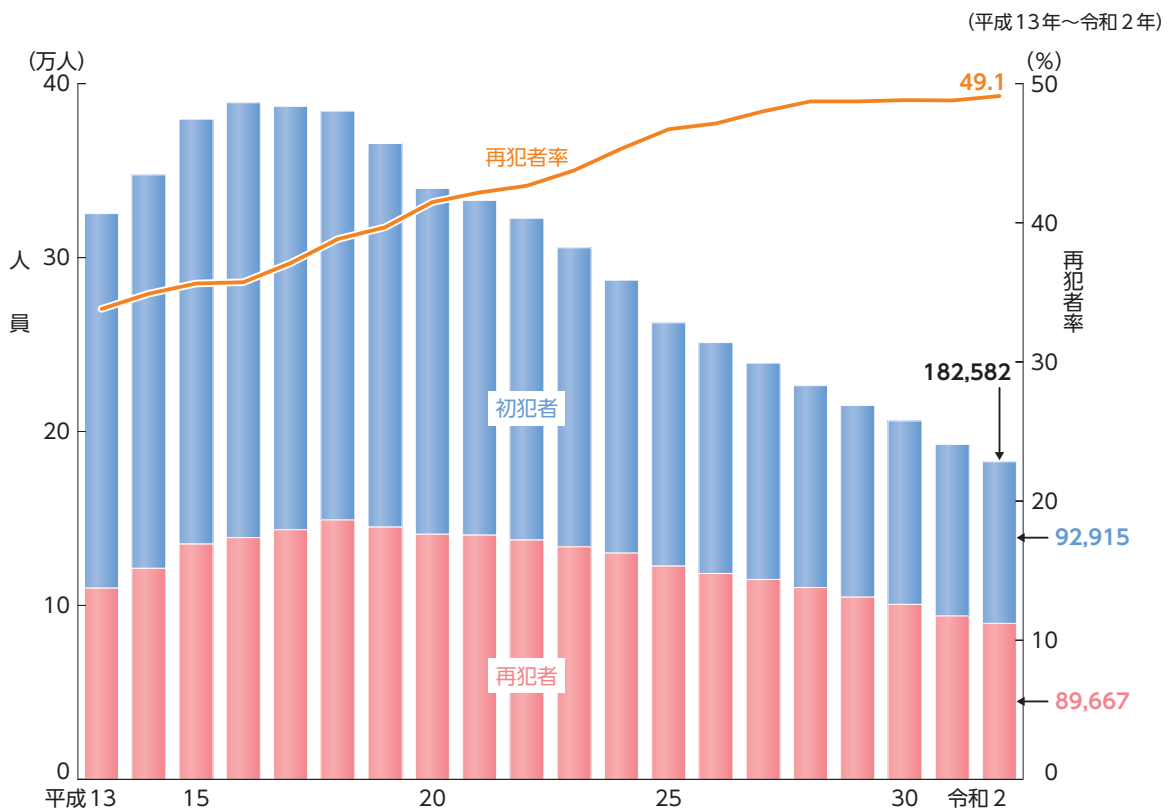
この章では、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階における再犯・再非行の動向を概観する。

第1節 検挙

1 刑法犯により検挙された再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び**再犯者率**（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、**5-2-1-1図**のとおりである（再非行少年については、本章第5節1項参照）。再犯者の人員は、平成8年（8万1,776人）を境に増加し続けていたが、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和2年は平成18年と比べて39.9%減であった。他方、初犯者の人員は、12年（20万5,645人）を境に増加し続けていたが、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けており、令和2年は平成16年と比べて62.8%減であった。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯者率は9年以降上昇し続け、令和元年にわずかに低下したものの、2年は49.1%（前年比0.3pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

5-2-1-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



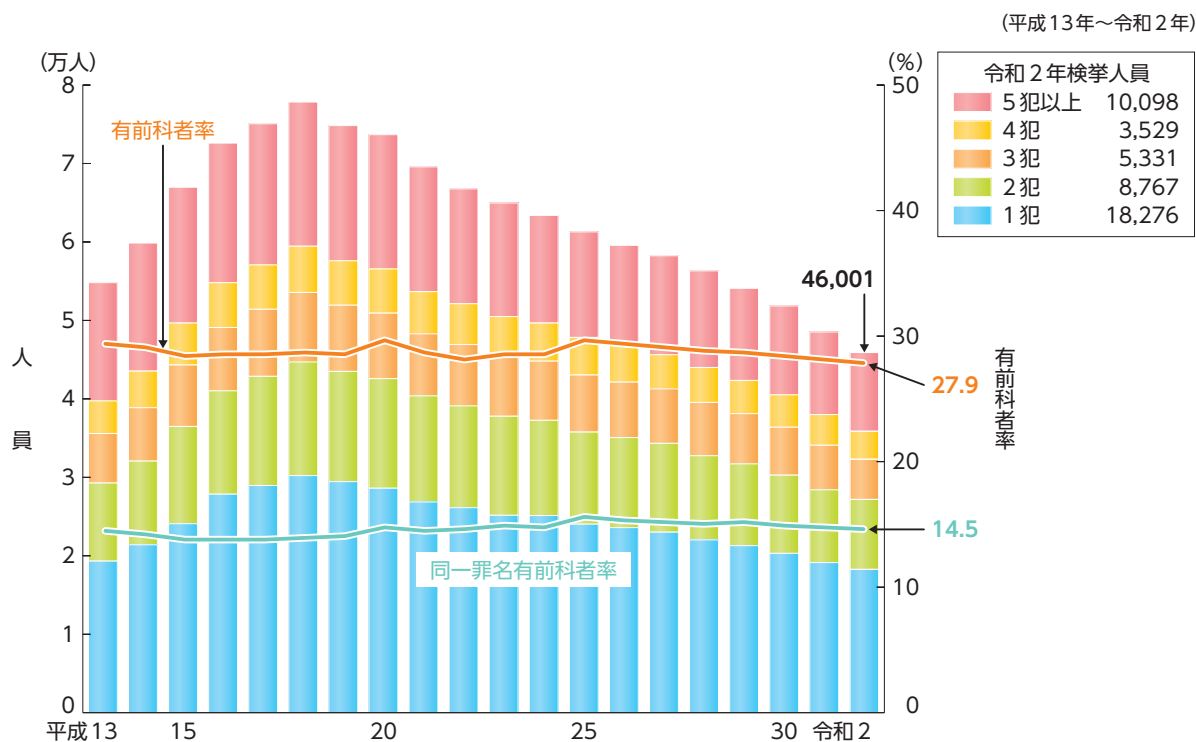
注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 刑法犯により検挙された成人の有前科者

刑法犯により検挙された成人のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下この項において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（刑法犯の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-2-1-2図のとおりである。有前科者の人員は、平成18年（7万7,832人）をピークに減少し続けているが（令和2年は前年比5.2%減）、刑法犯の成人検挙人員総数が減少し続けていることもあり、有前科者率は、平成9年以降27～29%台でほぼ一定している。令和2年の有前科者を見ると、前科数別では、有前科者人員のうち、前科1犯の者の構成比が最も高いが、前科5犯以上の者も22.0%を占め、また、有前科者のうち同一罪名の前科を有する者は52.2%であった（CD-ROM参照）。

なお、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。）について、令和2年における刑法犯の成人検挙人員の有前科者率を見ると、72.5%と相当高い（警察庁の統計による）。なお、暴力団関係者・非関係者別に見た入所受刑者の入所度数別構成比については、4-3-2-12図参照。

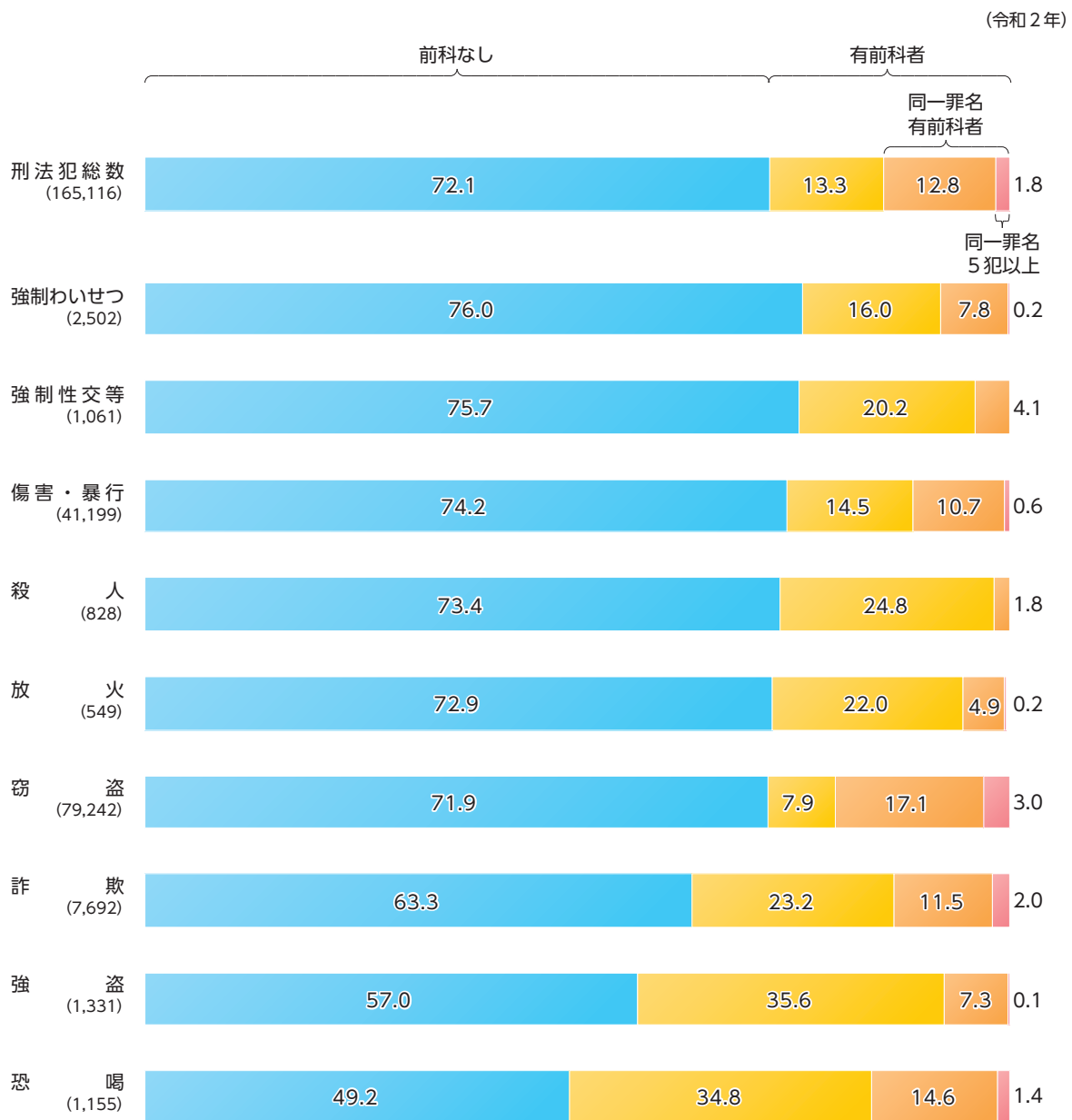
5-2-1-2図 刑法犯 成人検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、刑法犯の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪名有前科者率」は、刑法犯の成人検挙人員に占める、前に同一罪名の前科を有する者の人員の比率をいう。

5-2-1-3図は、令和2年における刑法犯の成人検挙人員の前科の有無別構成比を罪名別に見たものである。

5-2-1-3図 刑法犯 成人検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「同一罪名有前科者」は、前に同一罪名の前科を有する者をいい、「同一罪名5犯以上」は、前に同一罪名の前科を5犯以上有する者をいう。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 () 内は、人員である。

3 薬物犯罪により検挙された成人の同一罪名再犯者

(1) 覚醒剤取締法違反により検挙された成人の同一罪名再犯者

5-2-1-4図①は、覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下（1）において同じ。）の成人検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）のうち、同一罪名再犯者（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（同法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、近年上昇傾向にあり、令和2年は前年比で3.2pt上昇した70.1%であった。

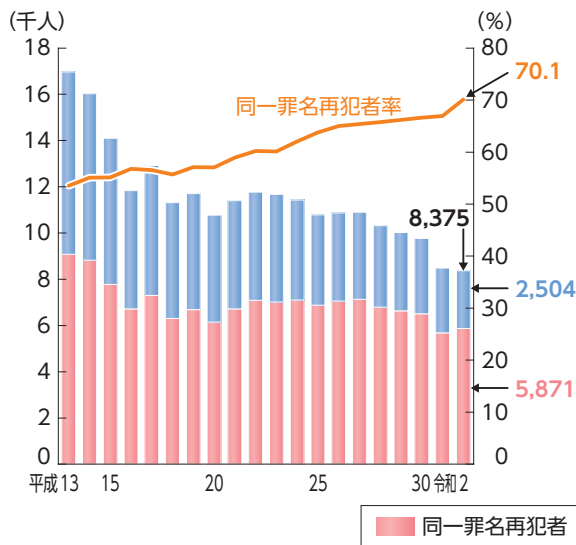
(2) 大麻取締法違反により検挙された成人の同一罪名再犯者

5-2-1-4図②は、大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下（2）において同じ。）の成人検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（2）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（同法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成16年（10.0%）を底として、翌年から上昇傾向に転じ、27年以降はおおむね横ばい状態で推移しており、令和2年は前年比で0.8pt低下した23.7%であった。

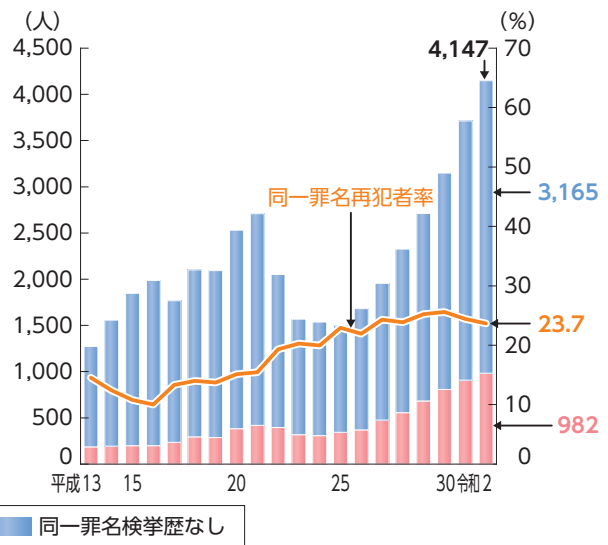
5-2-1-4図 薬物犯罪 成人検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移

(平成13年～令和2年)

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 検挙時の年齢による。

3 警察が検挙した人員に限る。

4 ①の「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、同法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

5 ②の「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、同法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

第2節 検察・裁判

1 起訴人員中の有前科者

5-2-2-1表は、令和2年に起訴された者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）を起訴罪名別に見たものである。

5-2-2-1表 起訴人員中の有前科者の人員・有前科者率（罪名別）

（令和2年）

罪 名	起訴人員	有前科者の人員	前科の処分内容				有前科者率
			懲役・禁錮			罰金	
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予		
総 数	105,572	46,441	19,819	121	13,162	13,339	44.0
刑 法 犯	64,765	29,651	12,437	26	8,711	8,477	45.8
放 火	229	67	31	—	15	21	29.3
住 居 侵 入	2,184	965	425	—	258	282	44.2
強 制 わ い せ つ	1,226	405	144	1	132	128	33.0
強 制 性 交 等	502	156	65	—	41	50	31.1
贈 収 賄	89	19	2	—	1	16	21.3
殺 人	278	80	44	—	13	23	28.8
傷 害	6,218	2,536	904	1	671	960	40.8
暴 行	4,152	1,791	553	2	470	766	43.1
脅 迫	806	391	158	1	109	123	48.5
窃 盗	31,223	16,161	7,225	13	4,879	4,044	51.8
強 盗	726	277	132	—	90	55	38.2
詐 欺	6,902	2,585	1,195	1	881	508	37.5
恐 喝	452	218	113	—	61	44	48.2
横 領	1,378	602	216	1	195	190	43.7
暴力行為等処罰法 そ の 他	584 7,816	364 3,034	208 1,022	— 6	63 832	93 1,174	62.3 38.8
道交違反以外の特別法犯	40,807	16,790	7,382	95	4,451	4,862	41.1
公 職 選 挙 法	19	4	—	—	1	3	21.1
軽 犯 罪 法	1,035	336	79	—	77	180	32.5
風 営 適 正 化 法	673	238	18	—	90	130	35.4
銃 刀 法	1,051	479	196	—	105	178	45.6
売 春 防 止 法	177	85	26	3	30	26	48.0
児 童 福 祉 法	126	27	2	—	14	11	21.4
医薬品医療機器等法	125	33	10	—	10	13	26.4
大 麻 取 締 法	3,194	984	293	7	434	250	30.8
麻 薬 取 締 法	687	203	72	3	92	36	29.5
覚 醒 剤 取 締 法	10,364	7,980	5,432	75	2,046	427	77.0
毒 劇 法	179	150	69	2	31	48	83.8
そ の 他	23,177	6,271	1,185	5	1,521	3,560	27.1

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者、法人及び前科の有無が不詳の者を除く。
 3 「有前科者」は、前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。
 4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 複数の前科がある場合は、懲役・禁錮（実刑）、懲役・禁錮（一部執行猶予）、懲役・禁錮（全部執行猶予）、罰金の順序により、最初に該当する刑名をその者の前科として計上している。
 6 「実刑」には「一部執行猶予」を含まない。
 7 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 8 「横領」は、遺失物等横領を含む。

5-2-2-2表は、令和2年に起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であった者の人員を起訴罪名別に見たものである。全部執行猶予中の犯行により起訴された者の人員は、6,263人（前年比255人減）であり、その45.1%を窃盗が占めた。保釈中の犯行により起訴された者の人員は、283人（同2人減）であった（CD-ROM参照）。

5-2-2-2表 起訴人員中の犯行時の身上別人員（罪名別）

（令和2年）

罪 名	犯 行 時 の 身 上								
	全部執行猶予中		保 護 観 察 中	一部執行猶予中		保 護 観 察 中	仮 釈 放 中		保 釈 中
総 数	6,263	(13.5)	924	516	(1.1)	512	590	(1.3)	283
刑 法 犯	4,397	(14.8)	663	114	(0.4)	113	400	(1.3)	150
放 火	4	(6.0)	1	—		—	—		—
住 居 侵 入	137	(14.2)	37	4	(0.4)	4	15	(1.6)	3
強 制 わ い せ つ	55	(13.6)	20	1	(0.2)	1	3	(0.7)	2
強 制 性 交 等	10	(6.4)	2	1	(0.6)	1	—		2
贈 収 賄	—		—	—		—	—		—
殺 人	2	(2.5)	—	1	(1.3)	1	—		1
傷 害	214	(8.4)	33	10	(0.4)	10	13	(0.5)	9
暴 行	137	(7.6)	23	7	(0.4)	7	5	(0.3)	11
脅 迫	49	(12.5)	6	2	(0.5)	2	6	(1.5)	2
窃 盗	2,825	(17.5)	415	58	(0.4)	57	279	(1.7)	85
強 盗	55	(19.9)	10	—		—	7	(2.5)	2
詐 欺	460	(17.8)	54	8	(0.3)	8	38	(1.5)	12
恐 喝	35	(16.1)	3	—		—	4	(1.8)	1
横 領	98	(16.3)	11	1	(0.2)	1	5	(0.8)	1
暴力行為等処罰法 そ の 他	31	(8.5)	6	—		—	1	(0.3)	1
そ の 他	285	(9.4)	42	21	(0.7)	21	24	(0.8)	18
道交違反以外の特別法犯	1,866	(11.1)	261	402	(2.4)	399	190	(1.1)	133
公 職 選 挙 法	—		—	—		—	—		—
軽 犯 罪 法	23	(6.8)	5	2	(0.6)	2	1	(0.3)	—
風 営 適 正 化 法	11	(4.6)	2	—		—	1	(0.4)	—
銃 刀 法	35	(7.3)	4	3	(0.6)	3	2	(0.4)	1
売 春 防 止 法	9	(10.6)	—	5	(5.9)	5	1	(1.2)	—
児 童 福 祉 法	4	(14.8)	1	—		—	—		—
医 薬 品 医 療 機 器 等 法	3	(9.1)	—	1	(3.0)	1	—		—
大 麻 取 締 法	194	(19.7)	16	12	(1.2)	12	5	(0.5)	6
麻 薬 取 締 法	49	(24.1)	8	9	(4.4)	9	3	(1.5)	3
覚 醒 剤 取 締 法	1,063	(13.3)	130	357	(4.5)	355	160	(2.0)	111
毒 劇 法	13	(8.7)	4	5	(3.3)	5	1	(0.7)	2
そ の 他	462	(7.4)	91	8	(0.1)	7	16	(0.3)	10

注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者及び法人を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 ()内は、犯行時に全部若しくは一部執行猶予中又は仮釈放中であった者の人員の、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員に対する比率である。

2 全部及び一部執行猶予の取消し

5-2-2-3表は、全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に全部執行猶予を取り消された者は、平成5年以降毎年増加していたが、19年から減少に転じ、令和2年は3,261人（全部執行猶予取消人員の94.3%）であった（CD-ROM参照）。同年における再犯を事由とする全部執行猶予取消人員の全部執行猶予言渡人員に対する比率は、10.9%であった（なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることができる。）。

5-2-2-3表 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

（平成23年～令和2年）

年次	全部執行 猶予の 言渡人員 (A)	保護 観察付 (B)	単 純 執行猶予 (C)	全部執行 猶予の 取消人員 (D)	取 消 事 由					D A (%)	E B (%)	F C (%)
					再 犯		余 罪	遵 守 事 項 違 反	そ の 他			
					保 護 観 察 中 (E)	そ の 他 (F)						
23年	36,965	3,393	33,572	5,429	831	4,313	175	94	16	14.7	24.5	12.8
24	35,981	3,373	32,608	5,176	869	4,006	190	101	10	14.4	25.8	12.3
25	32,527	3,259	29,268	4,580	706	3,634	154	82	4	14.1	21.7	12.4
26	33,208	3,337	29,871	4,559	713	3,600	158	82	6	13.7	21.4	12.1
27	34,692	3,462	31,230	4,478	763	3,490	163	52	10	12.9	22.0	11.2
28	33,975	3,023	30,952	4,346	695	3,399	161	73	18	12.8	23.0	11.0
29	32,266	2,591	29,675	4,135	689	3,222	155	59	10	12.8	26.6	10.9
30	31,937	2,484	29,453	3,957	600	3,160	127	63	7	12.4	24.2	10.7
元	31,068	2,244	28,824	3,695	541	2,950	117	73	14	11.9	24.1	10.2
2	29,858	2,086	27,772	3,457	493	2,768	121	68	7	11.6	23.6	10.0

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役、禁錮及び罰金の全部執行猶予に関するものである。
 3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「保護観察」は、売春防止法17条1項の規定による補導処分を含む。
 6 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 7 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合も1人として計上している。
 8 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

一部執行猶予を言い渡された者のうち、令和2年に同猶予を取り消された者は、364人（前年比114人増）であった。このうち、再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は282人（同76人増。うち保護観察中の者は259人（同68人増））、余罪により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は12人（同8人減）であった（検察統計年報による。）。

第3節 矯正

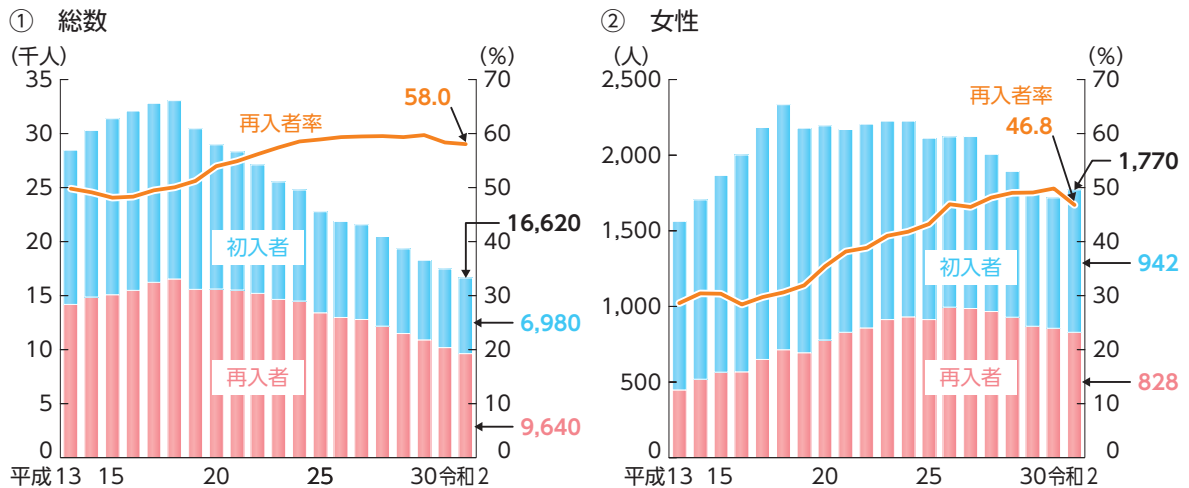
1 再入者

5-2-3-1図は、入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び**再入者率**（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見たものである。再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークにその後は減少傾向にあり、令和2年は9,640人（前年比5.4%減）であった。再入者率は、平成16年から28年まで毎年上昇し続け、その後おおむね横ばいで推移しており、令和2年は58.0%（同0.3pt低下）であった（CD-ROM参照）。

女性について見ると、再入者の人員は、平成11年以降増加傾向にあったが、26年（996人）をピークにその後は減少し、令和2年は828人（前年比28人減）であった（CD-ROM参照）。2年における再入者率は、46.8%であり、男性と比べると低い（罪名別・男女別の再入者人員については、CD-ROM資料5-1参照）。

5-2-3-1図 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女性別）

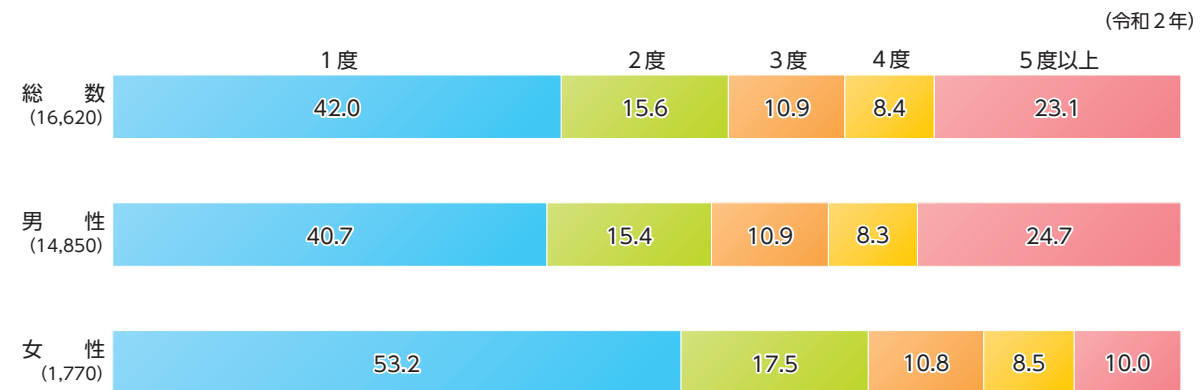
（平成13年～令和2年）



注 矯正統計年報による。

5-2-3-2図は、令和2年における入所受刑者の入所度数別構成比を総数・男女別に見たものである(罪名別・入所度数別の入所受刑者の人員については、CD-ROM資料5-2参照)。

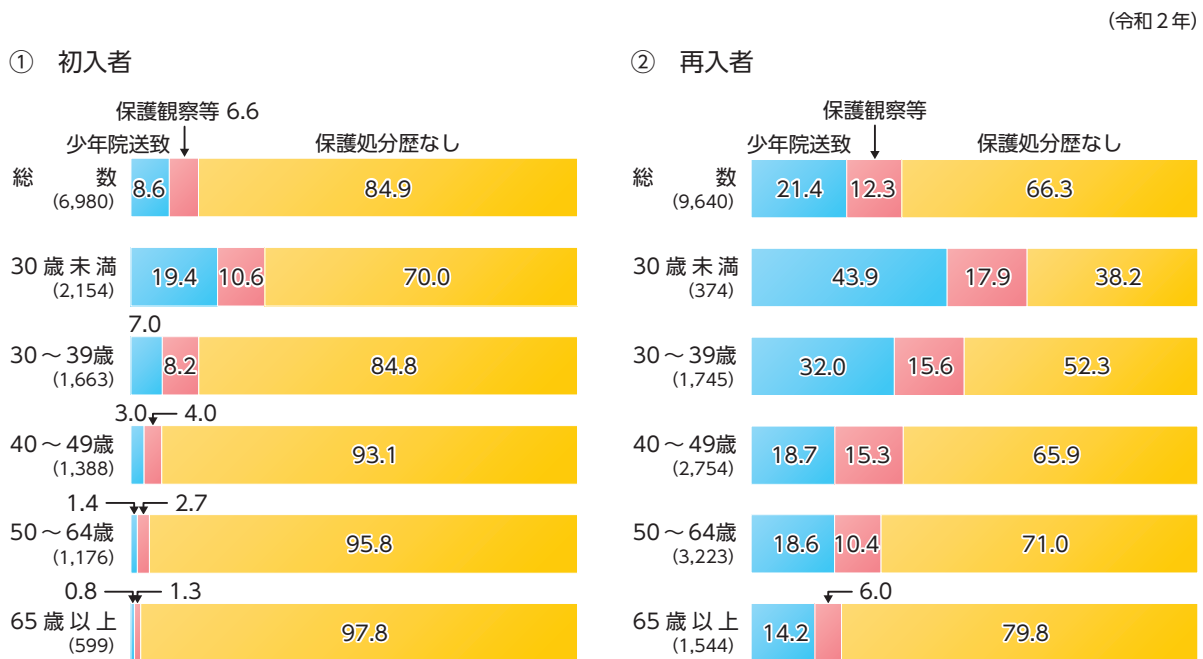
5-2-3-2図 入所受刑者の入所度数別構成比(総数・男女別)



注 1 矯正統計年報による。
2 ()内は、実人員である。

5-2-3-3図は、令和2年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。

5-2-3-3図 入所受刑者の保護処分歴別構成比(初入者・再入者別, 年齢層別)

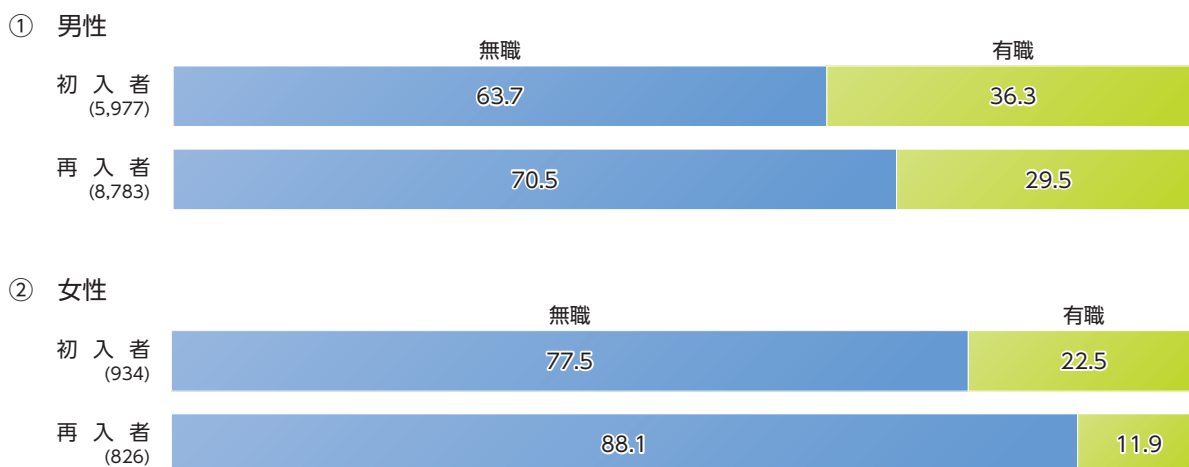


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。
3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
5 ()内は、実人員である。

5-2-3-4図は、令和2年における入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-2-3-4図 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別，初入者・再入者別）

(令和2年)

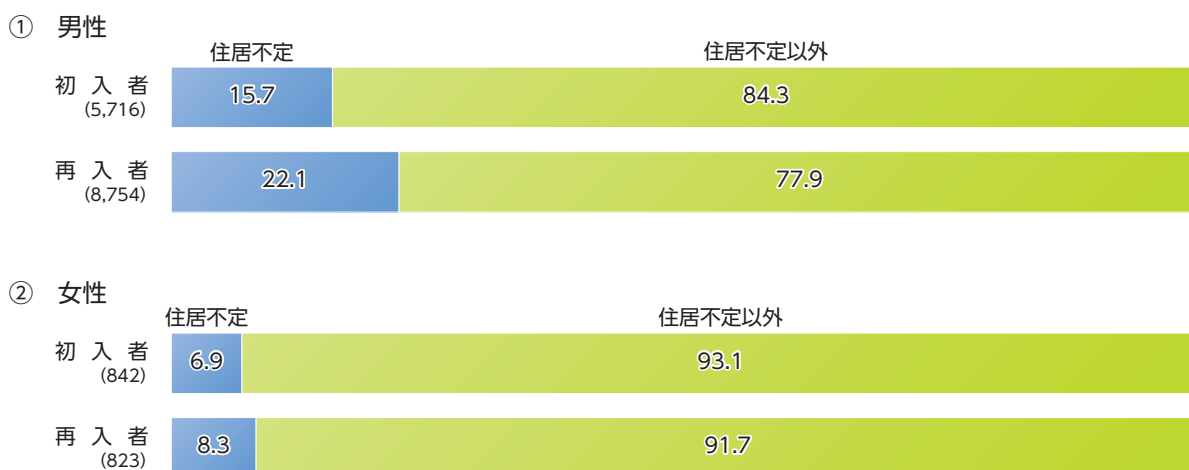


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

5-2-3-5図は、令和2年における入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-2-3-5図 入所受刑者の居住状況別構成比（男女別，初入者・再入者別）

(令和2年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

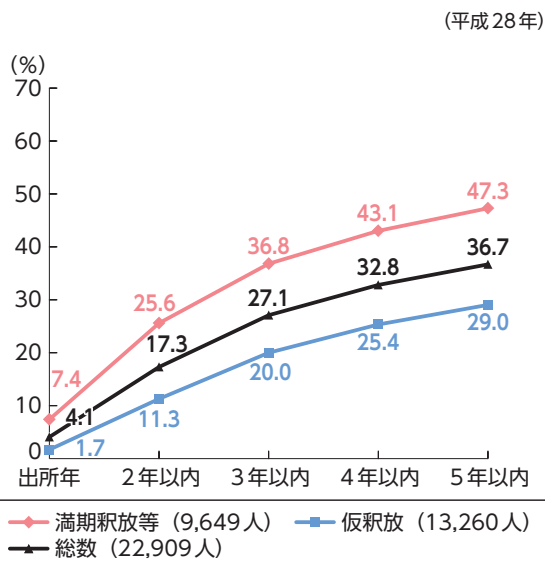
2 出所受刑者の再入所状況

この項では、出所受刑者（平成27年以前は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、仮釈放又は満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の再入所状況について概観する。ここで、出所受刑者の**再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。また、**2年以内再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。5年以内及び10年以内の各再入率も、同様に、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、それぞれ5年目及び10年目以内の各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

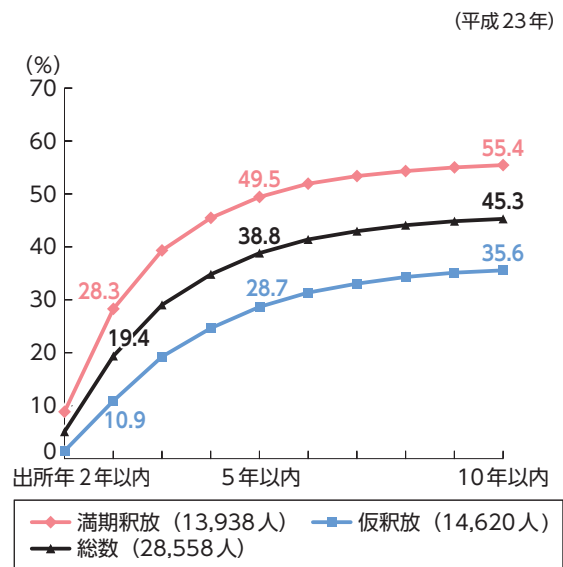
5-2-3-6図は、平成23年及び28年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を出所事由別（仮釈放又は満期釈放等の別をいう。以下この節において同じ。）に見たものである。いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。以下この節において同じ。）は、仮釈放者よりも再入率が相当高い。また、28年の出所受刑者について見ると、総数の2年以内再入率は17.3%、5年以内再入率は36.7%と、4割近くの者が5年以内に再入所し、そのうち約半数の者が2年以内に再入所している。23年の出所受刑者について見ると、10年以内再入率は、満期釈放者では55.4%、仮釈放者では35.6%であるが、そのうち5年以内に再入所した者が、10年以内に再入所した者のそれぞれ約9割、約8割を占めている。

5-2-3-6図 出所受刑者の出所事由別再入率

① 5年以内



② 10年以内



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

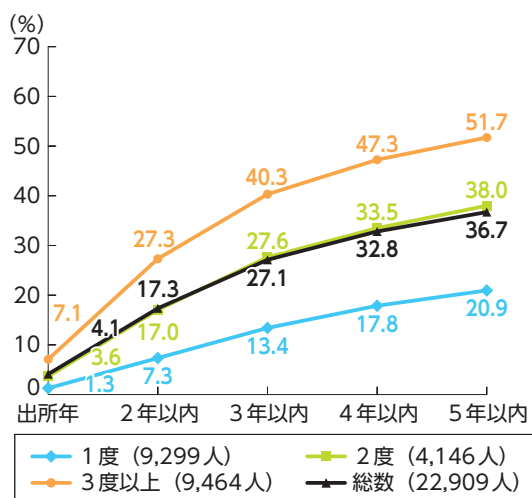
3 「再入率」は、①では平成28年の、②では23年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-2-3-7図は、平成23年及び28年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を入所度数別に見たものである。入所度数が多いほど再入率は高く、特に入所度数が1度の者（初入者）と2度の者の差は顕著である。

5-2-3-7図 出所受刑者の入所度数別再入率

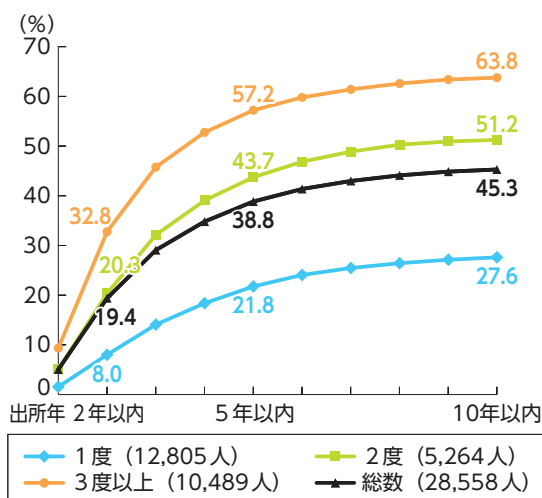
① 5年以内

(平成28年)



② 10年以内

(平成23年)



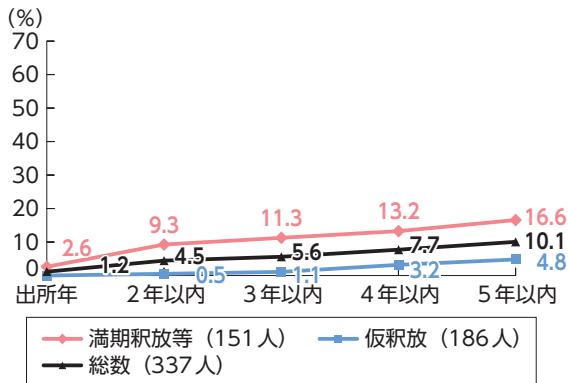
注 5-2-3-6図の脚注に同じ。

5-2-3-8図は、平成28年の出所受刑者について、出所事由別の5年以内再入率を罪名別に見たものである。満期釈放者等は、覚醒剤取締法違反、窃盗、傷害・暴行、詐欺、強盗の順に、仮釈放者は、覚醒剤取締法違反、窃盗、傷害・暴行、強盗、詐欺の順に、5年以内再入率が高い。

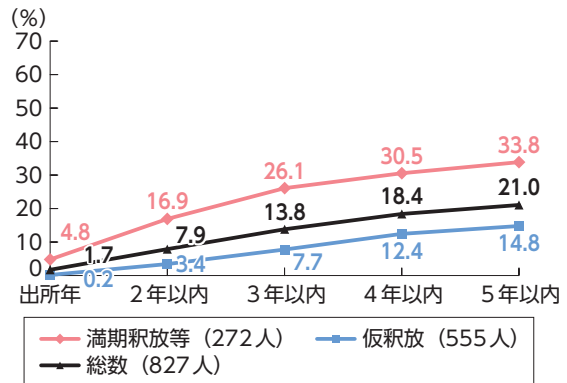
5-2-3-8図 出所受刑者の出所事由別5年以内再入率（罪名別）

（平成28年）

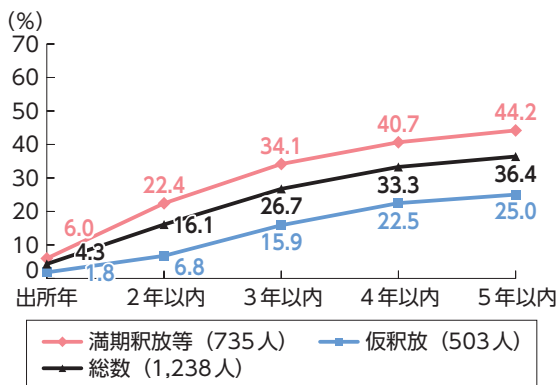
① 殺人



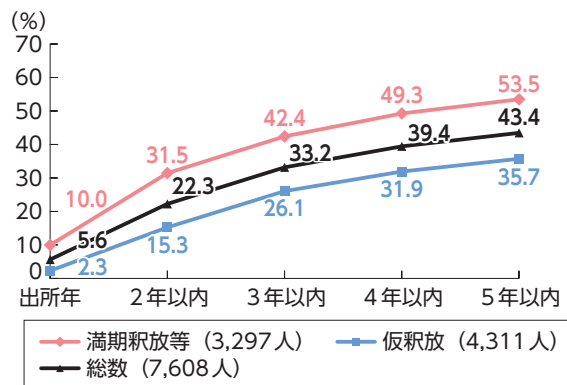
② 強盗



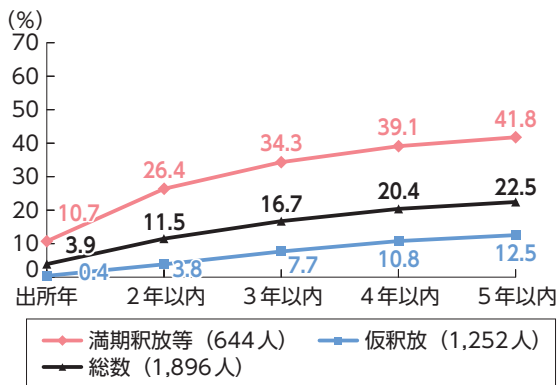
③ 傷害・暴行



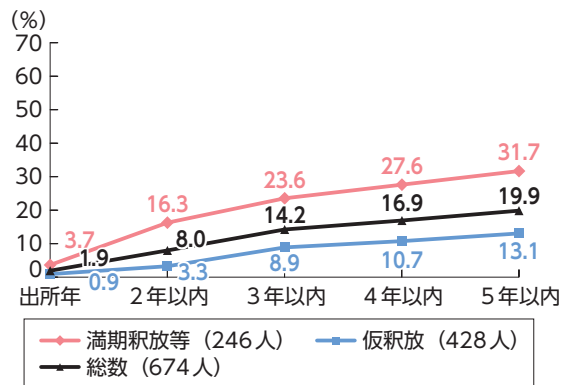
④ 窃盗



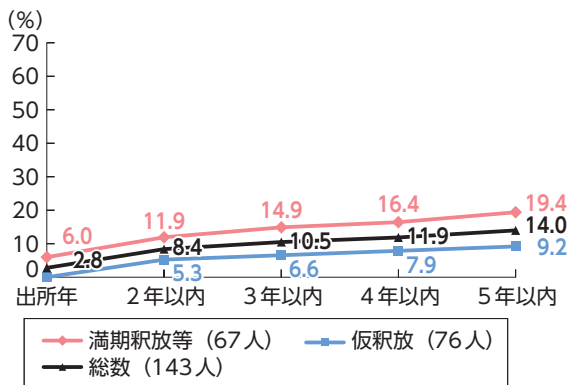
⑤ 詐欺



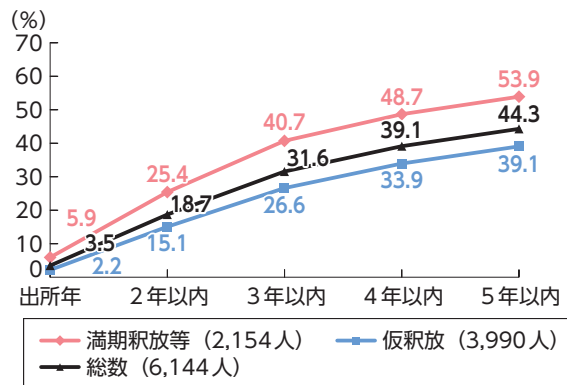
⑥ 強姦・強制わいせつ



⑦ 放火



⑧ 覚醒剤取締法



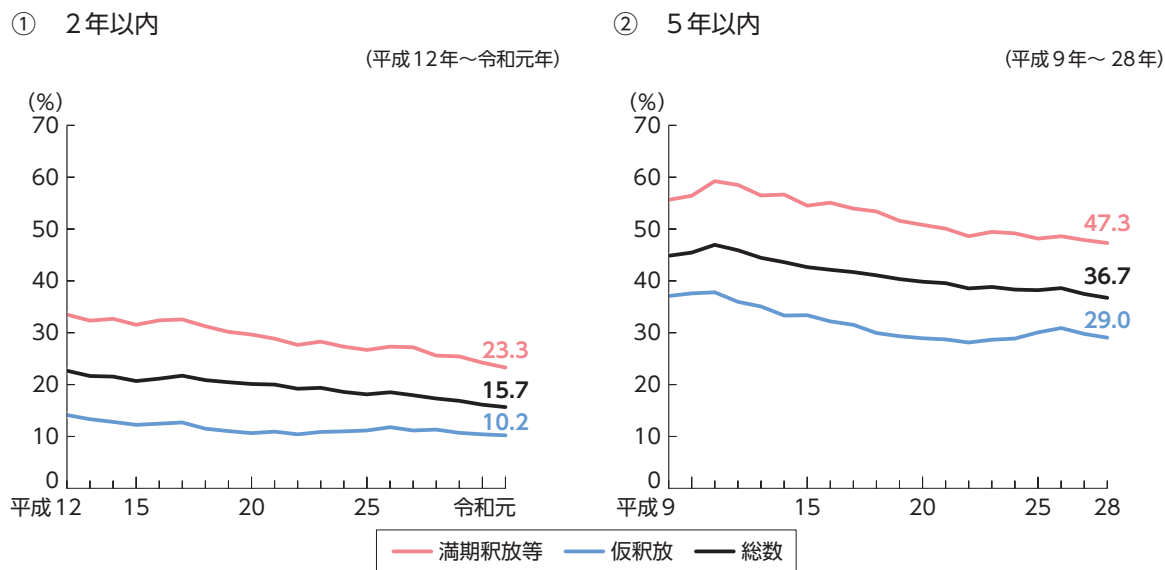
注 1 5-2-3-6図の脚注1及び2に同じ。
 2 「5年以内再入率」は、平成28年の出所受刑者の人員に占める、同年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 平成28年に仮釈放により出所した者のうち、殺人及び放火については、同年末までに再入所した者はいなかった。

3 出所受刑者の再入率の推移

5-2-3-9図①は、平成12年から令和元年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。総数の2年以内再入率は、平成11年に23.4%を記録した後、低下傾向にあり、22年以降は20%を下回り、令和元年は15.7%（前年比0.5pt低下）であり、初めて16%を下回った（政府は、近年、2021年（令和3年）までに16%以下とすることを目標としていた。）。満期釈放者等も、平成11年に33.9%を記録した後、低下傾向にあり、20年以降は30%を下回り、令和元年は23.3%（前年比0.9pt低下）であった。仮釈放者の2年以内再入率は、平成23年以降わずかながら上昇していたが、29年から3年連続で低下し、令和元年は10.2%（同0.2pt低下）であった。令和元年の出所受刑者の2年以内再入率を、平成12年の出所受刑者と比べると、総数では7.0pt、満期釈放者等では10.2pt、仮釈放者では3.9pt、いずれも低下している。なお、令和元年の出所受刑者のうち一部執行猶予受刑者は1,493人であり、そのうち2年以内再入者は161人であった（CD-ROM参照）。

5-2-3-9図②は、平成9年から28年の各年の出所受刑者について、5年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。28年の出所受刑者の5年以内再入率は、9年の出所受刑者と比べて、総数では8.1pt、満期釈放者等では8.3pt、仮釈放者では8.1pt、いずれも低下しており、同年以降で最も高い5年以内再入率を記録した11年の出所受刑者と比べて、総数では10.2pt、満期釈放者等では11.9pt、仮釈放者では8.8pt、いずれも低下している。

5-2-3-9図 出所受刑者の出所事由別再入率の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-2-3-10図は、平成12年から令和元年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を男女別、年齢層別及び罪名別に見たものである。

男性の2年以内再入率は、女性と比べて一貫して高いものの、平成12年以降緩やかに低下しており、令和元年は16.1%と、平成12年と比べて7.2pt低下している。一方、女性の2年以内再入率は、21年に11年以降で最も高い14.4%を記録したものの、令和元年は11.3%と、平成21年に次いで高かった28年（14.2%）と比べて2.9pt低下しており、出所年によって変動がある。

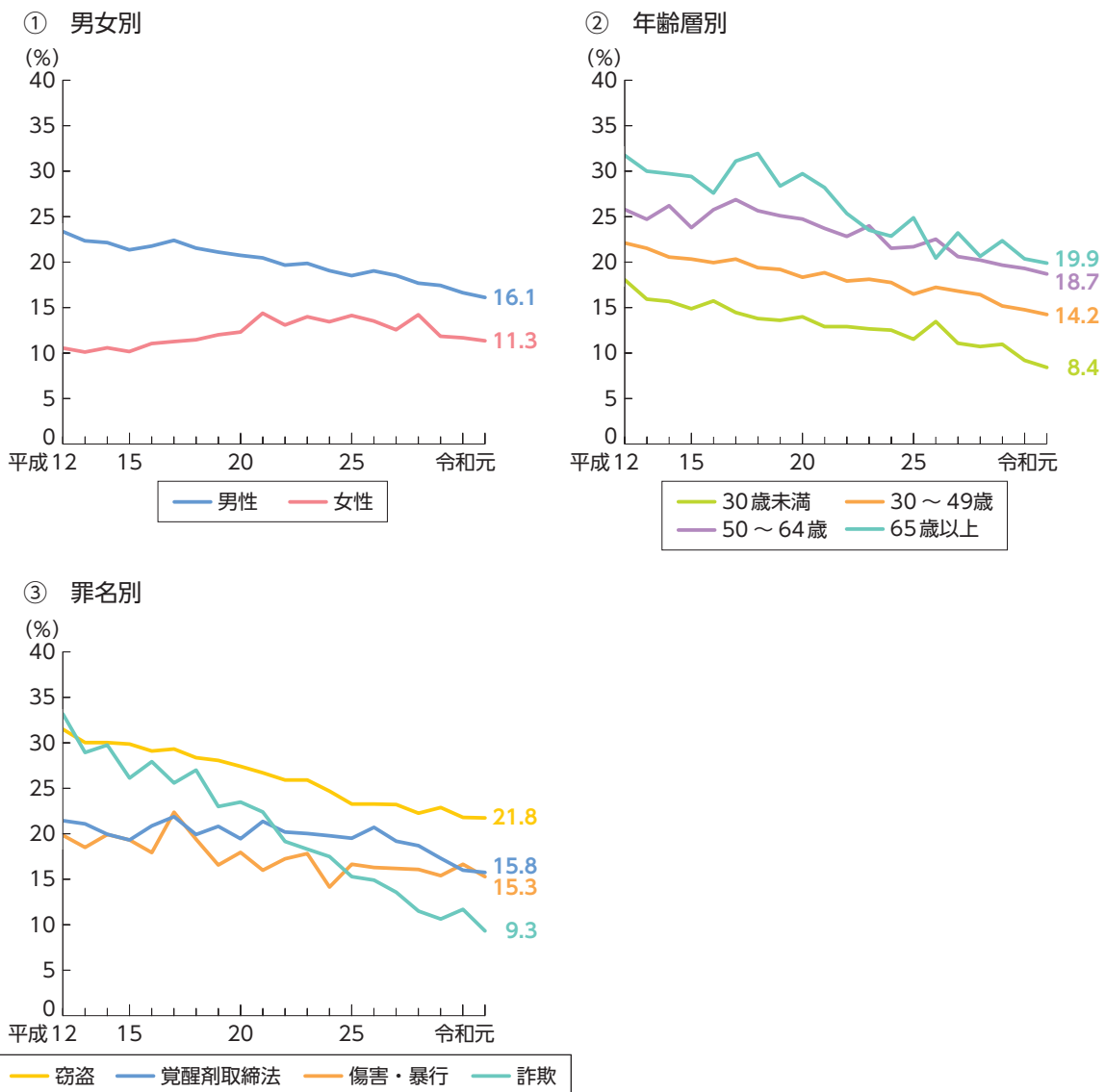
年齢層別の2年以内再入率は、30歳未満の年齢層が一貫して最も低い。50～64歳の年齢層及び

65歳以上の高齢者層は、30歳未満及び30～49歳の年齢層と比べると一貫して高いものの、高齢者層は、出所年によって変動が大きく、令和元年は19.9%と、前年と比べて0.5pt、平成12年と比べると11.9pt、いずれも低下している（なお、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳の各年齢層の2年以内再入率の推移については、CD-ROM参照）。

罪名別の2年以内再入率は、平成13年以降、窃盗が他の罪名と比べて一貫して最も高いものの、低下傾向にあり、令和元年は21.8%と、平成12年と比べて9.7pt低下している。詐欺は、出所年によって変動があり、平成12年には、同年以降の他の罪名と比べて最も高い33.2%を記録したものの、それ以降はおおむね低下傾向にあり、令和元年は9.3%と、平成12年と比べて23.9pt低下している。傷害・暴行は、出所年によって変動が大きいものの、令和元年は15.3%と、平成12年と比べて4.6pt低下している。覚醒剤取締法違反は、27年まで20%前後で推移していたが、以降は低下傾向を示し、令和元年は15.8%と、前年と比べて0.2pt、平成12年と比べて5.7pt低下している。なお、令和元年は、覚醒剤取締法違反の2年以内再入率が、窃盗に次いで高くなっている。

5-2-3-10 出所受刑者の2年以内再入率の推移（男女別、年齢層別、罪名別）

（平成12年～令和元年）



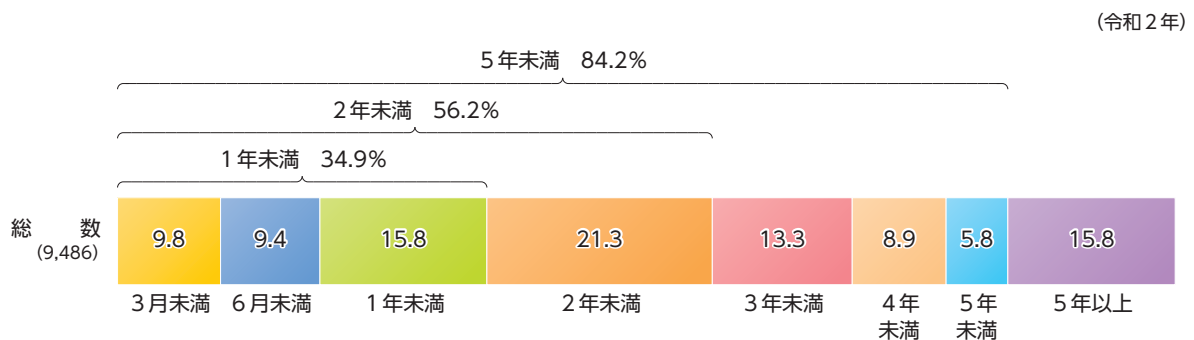
注 1 5-2-3-9図の脚注1及び2に同じ。
 2 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 ②の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時の年齢は、再入時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

4 再入者の再犯期間

5-2-3-11 図は、令和2年の入所受刑者のうち、再入者の再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比を見たものである。再入者のうち、前刑出所日から2年未満で再犯に至った者が5割以上を占めている。出所から1年未満で再犯に至った者は34.9%であり、3月未満というごく短期間で再犯に至った者も9.8%いる。また、再入者のうち、前回の刑において一部執行猶予者で仮釈放となった者は226人、実刑部分の刑期終了により出所した者は66人であり、そのうち出所から1年未満で再犯に至った者は、それぞれ121人、42人であった（矯正統計年報による。）。

なお、再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）については、CD-ROM資料5-3参照。

5-2-3-11 図 再入者の再犯期間別構成比



- 注 1 矯正統計年報による。
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
4 () 内は、実人員である。

第4節 保護観察

1 保護観察開始人員中の有前科者

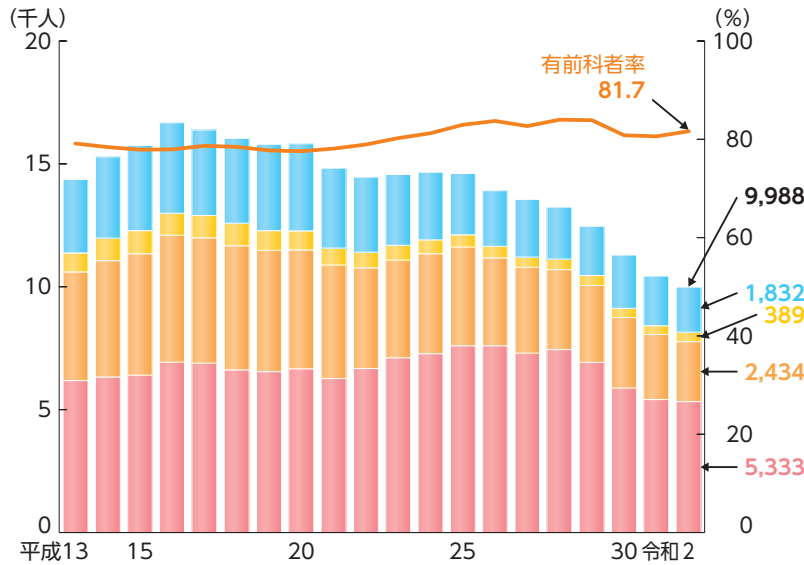
仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）の保護観察開始人員及び有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、5-2-4-1 図のとおりである。

5-2-4-1 図 保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

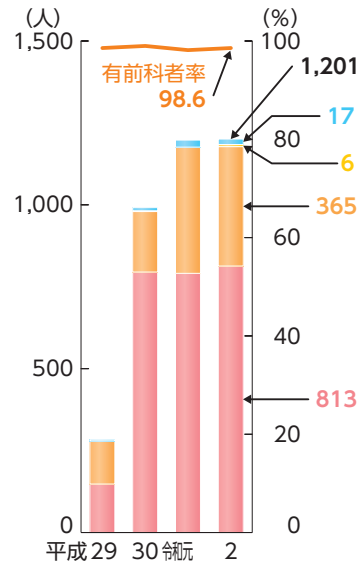
（平成13年～令和2年）

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

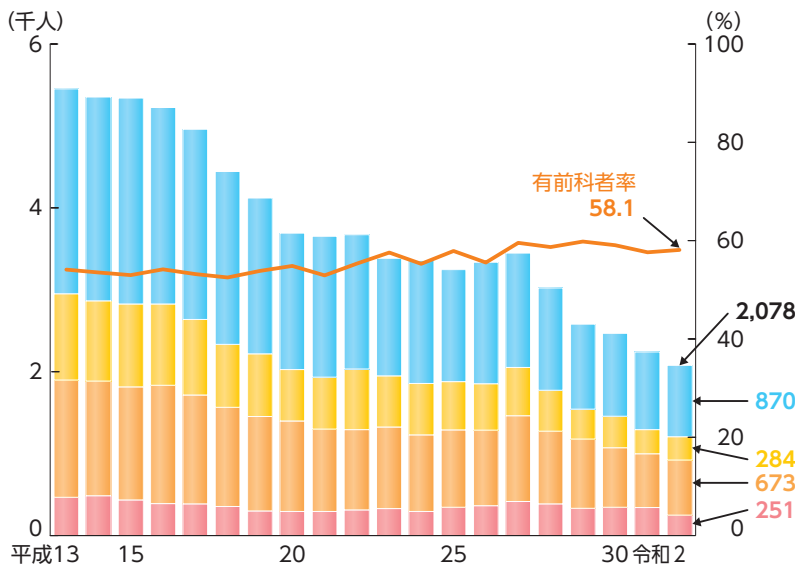


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

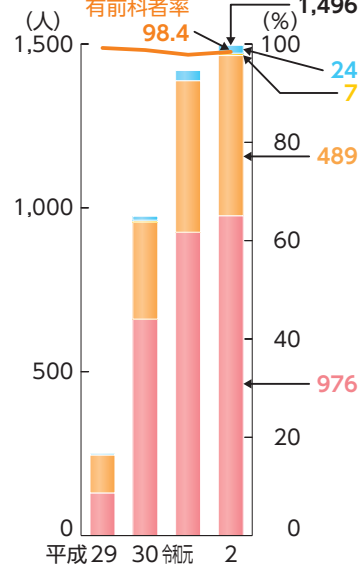


② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 保護観察付一部執行猶予者



■ 懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり
 ■ 懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり
 ■ 罰金前科あり
 ■ 前科なし

- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
 3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 4 前科の有無が不詳の者を除く。
 5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
 6 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

2 保護観察対象者の再処分等の状況

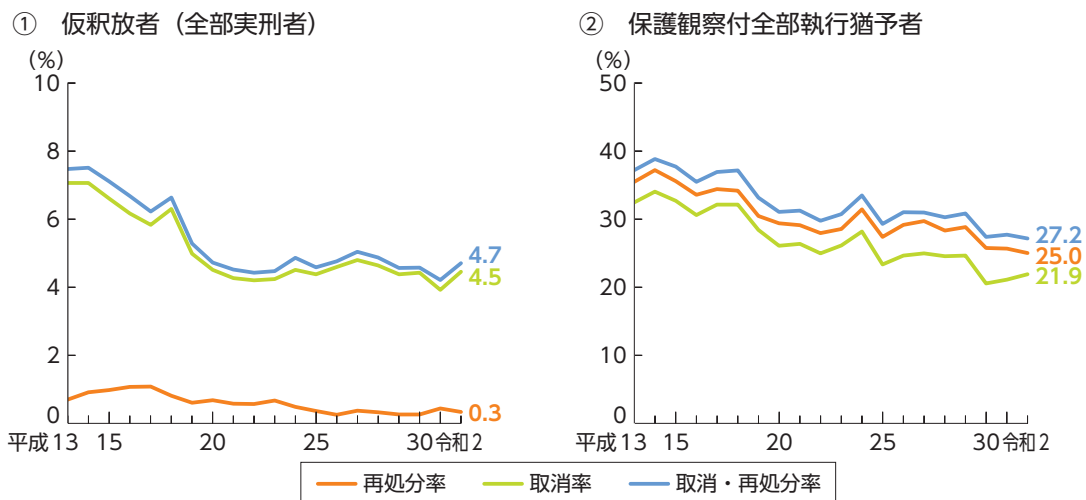
平成13年から令和2年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、①**再処分率**（保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限定。）を受けた者の占める比率をいう。）、②**取消率**（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）及び③**取消・再処分率**（取消又は再処分のいずれかに該当する者（双方に該当する場合は、1人として計上される。）の占める比率をいう。）の推移を見ると、**5-2-4-2図**のとおりである。

取消率は、仮釈放者（全部実刑者）については、平成20年以降4%台で推移していたが、令和元年に3.9%となり、2年は4.5%と再び4%台になった。保護観察付全部執行猶予者については、近年25%前後で推移していたが、平成30年から21%前後に低下し、令和2年は21.9%であった。なお、仮釈放者の再処分率が極めて低いのは、仮釈放者が再犯に及んで刑事裁判を受けることになった場合であっても、仮釈放期間中には刑事裁判が確定しないことが多いことなどが関係していると考えられる。

令和2年に保護観察が終了した仮釈放者（一部執行猶予者）1,243人のうち、仮釈放を取り消された者は38人であり、同年に保護観察が終了した保護観察付一部執行猶予者960人のうち、刑の一部執行猶予が取り消された者は321人であった（CD-ROM参照）。

5-2-4-2図 保護観察終了者の再処分率・取消率等の推移

(平成13年～令和2年)



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限定。）を受けた者の人員の占める比率をいう。

3 「取消率」は、保護観察終了人員のうち、再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員の占める比率をいう。

4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限定。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。

仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率の推移を、男女別・年齢層別・罪名別・就労状況別に見ると、**5-2-4-3図**のとおりである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者についてはCD-ROM参照）。

仮釈放者（全部実刑者）を男女別に見ると、男性は、平成13年（7.7%）から低下傾向にあり、令和2年は4.8%であった。女性は、平成16年（6.5%）をピークに低下傾向にあり、令和2年は3.8%であった。年齢層別に見ると、近年年齢層による差は1pt前後で推移しており、同年は、50～64歳及び

65歳以上の年齢層がそれ以外の年齢層よりも高かった（仮釈放者（一部執行猶予者）については、同年の取消・再処分率は、30歳未満の年齢層（4.4%）がそれ以外の年齢層よりも高かった（CD-ROM参照）。）。また、罪名別に、窃盗、覚醒剤取締法違反及びその他の罪名で比較してみると、同年は、窃盗及び覚醒剤取締法違反の取消・再処分率がいずれもその他の罪名より高いものの、平成13年と比べると、窃盗は4.4pt、覚醒剤取締法違反は2.9pt、それぞれ低下している。保護観察終了時の就労状況別に見ると、保護観察終了時に無職であった者の取消・再処分率は、有職であった者と比べ、一貫して高いが、令和2年（9.8%）は平成13年（18.5%）と比べて著しく低下している。

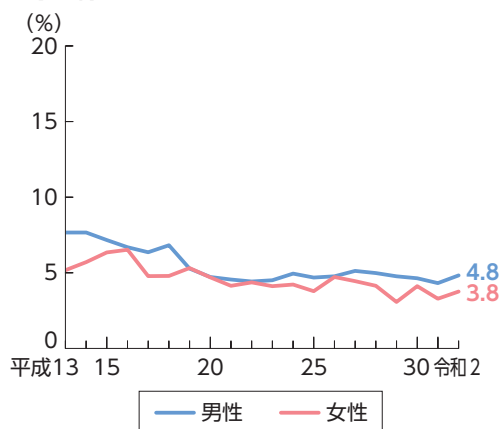
保護観察付全部執行猶予者では、男女別に見ると、平成13年は男性が38.2%、女性が29.7%であったところ、令和2年は男性（27.3%）と女性（26.4%）が同程度の水準となっている（保護観察付一部執行猶予者について見ると、同年は男性が37.3%、女性が25.7%であった（CD-ROM参照）。）。年齢層別に見ると、30歳未満の年齢層の取消・再処分率が一貫して高く、平成13年は44.3%、令和2年は35.5%であった。罪名別に見ると、窃盗及び覚醒剤取締法違反がその他の罪名と比べ一貫して高く、同年では窃盗は12.2pt、覚醒剤取締法違反は10.1ptその他の罪名よりもそれぞれ高かった。保護観察終了時の就労状況別に見ると、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が一貫して高い（同年における保護観察付一部執行猶予者の取消・再処分率は、保護観察終了時に無職であった者は50.6%、有職であった者は27.5%であった（CD-ROM参照）。）。

5-2-4-3図 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別、年齢層別、罪名別、就労状況別）

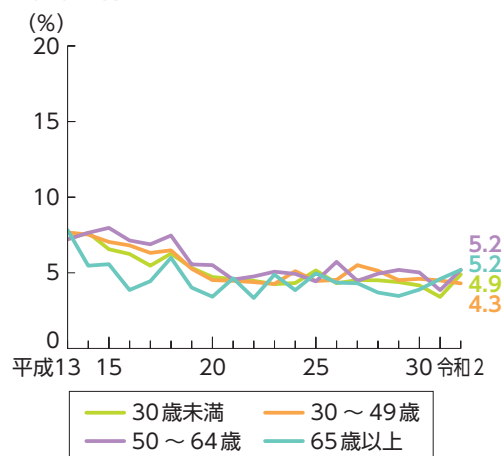
（平成13年～令和2年）

① 仮釈放者（全部実刑者）

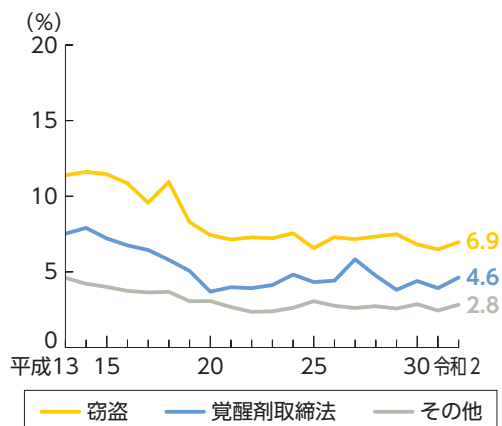
ア 男女別



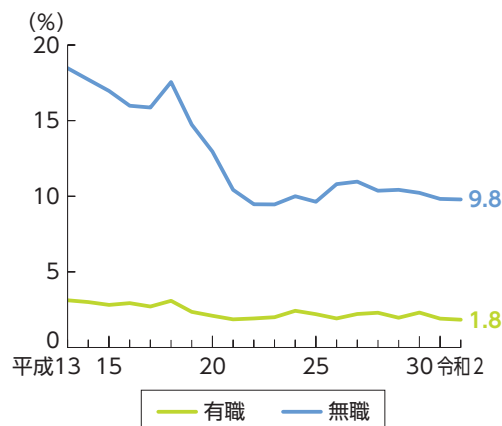
イ 年齢層別



ウ 罪名別

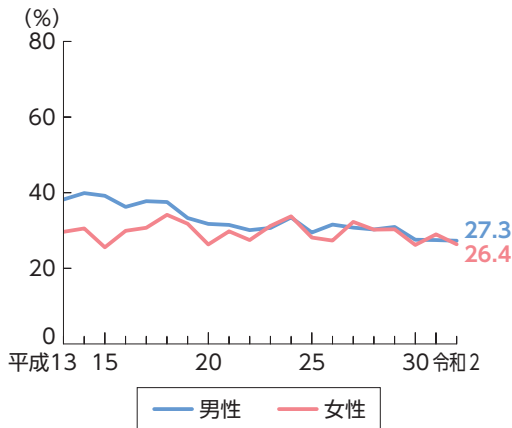


エ 就労状況別

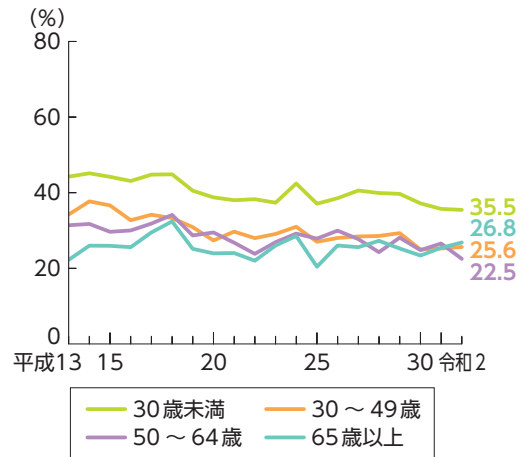


② 保護観察付全部執行猶予者

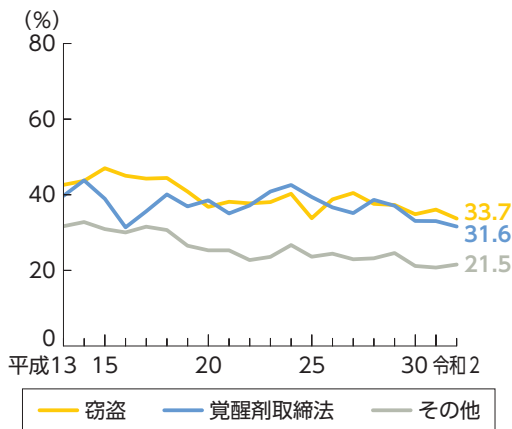
ア 男女別



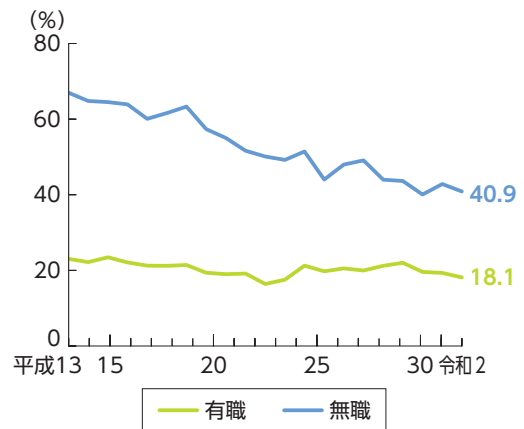
イ 年齢層別



ウ 罪名別



エ 就労状況別



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。

3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。

4 エの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び収入のある無職者を除く。

5-2-4-4表は、平成23年から令和2年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察が開始された年ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである。平成30年から令和2年の各年に保護観察が開始された保護観察付全部・一部執行猶予者について見ると、各年とも、保護観察付一部執行猶予者の方が保護観察付全部執行猶予者に比べて、2年末までに刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の比率が高い。例えば、平成30年に保護観察が開始された保護観察付一部執行猶予者（974人）が令和2年末までに刑の一部執行猶予の言渡しを取り消された割合（28.5%）は、平成30年に保護観察が開始された保護観察付全部執行猶予者（2,481人）が令和2年末までに刑の全部執行猶予の言渡しを取り消された割合（18.9%）よりも9.7pt高い。

(平成23年～令和2年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

年次	保護観察 開始人員 (A)	仮釈放を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年			
23年	14,620	404	215	10	9	2	-	640	4.4	
24	14,700	...	445	211	17	5	4	1	683	4.6	
25	14,623	418	212	17	6	2	-	655	4.5	
26	13,925	402	189	23	7	4	1	...	626	4.5	
27	13,570	445	176	11	6	-	2	640	4.7	
28	13,260	416	172	12	3	1	[604]	[4.6]	
29	12,477	364	148	13	5	[530]	[4.2]	
30	11,307	341	136	11	[488]	[4.3]	
元	10,442	267	152	[419]	[4.0]	
2	9,994	281	[281]	[2.8]	

イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

年次	保護観察 開始人員 (A)	仮釈放を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年			
28年	-	-	-	-	-	-	-	...	
29	283	3	1	-	-	[4]	[1.4]	
30	992	20	9	-	[29]	[2.9]	
元	1,198	16	9	[25]	[2.1]	
2	1,201	29	[29]	[2.4]	

② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員 (A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年			
23年	3,398	121	396	235	128	40	16	936	27.5	
24	3,376	...	123	305	191	135	71	14	839	24.9	
25	3,255	98	315	231	116	54	16	830	25.5	
26	3,348	103	320	200	148	37	13	...	821	24.5	
27	3,460	112	331	232	130	53	14	872	25.2	
28	3,034	106	303	198	116	51	[774]	[25.5]	
29	2,595	70	236	159	115	[580]	[22.4]	
30	2,481	66	232	170	[468]	[18.9]	
元	2,248	69	181	[250]	[11.1]	
2	2,088	48	[48]	[2.3]	

イ 保護観察付一部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員 (A)	一部執行猶予を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年			
28年	-	-	-	-	-	-	-	...	
29	248	-	34	25	-	[59]	[23.8]	
30	974	24	141	113	[278]	[28.5]	
元	1,419	46	163	[209]	[14.7]	
2	1,496	45	[45]	[3.0]	

注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

注 2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放、保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者（仮釈放者については、刑法29条2項の規定により、仮釈放中に一部執行猶予の言渡しを取り消され、仮釈放が失効した人員は含まない。）の人員を年次別に計上している。なお、[]内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。

注 3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。

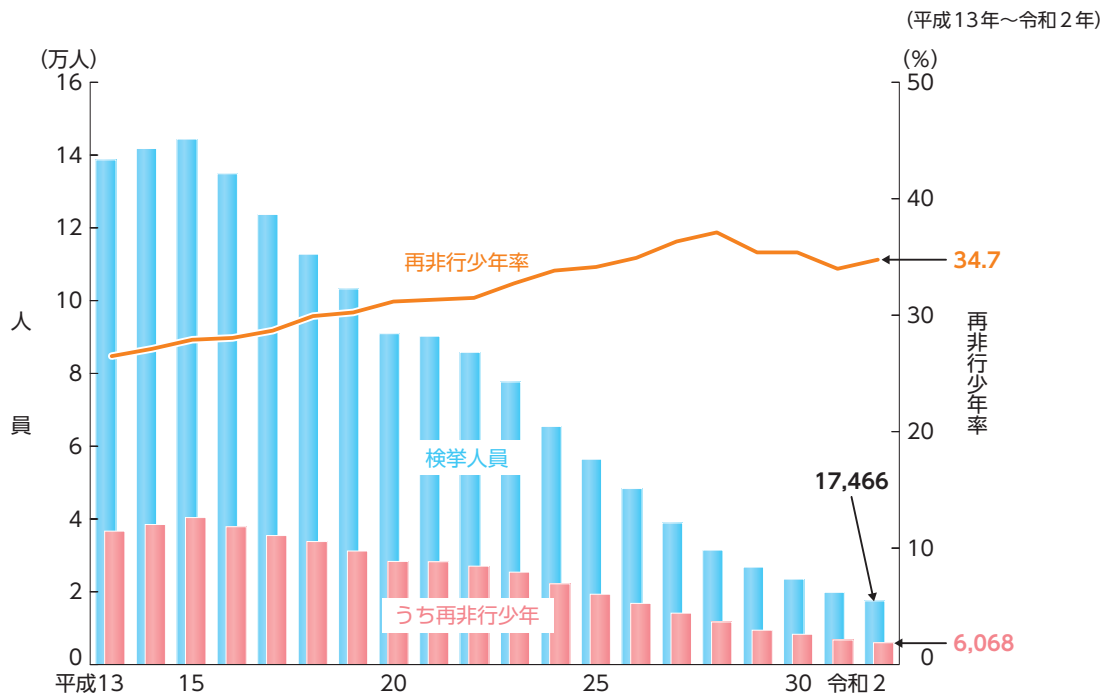
注 4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号又は27条の4第2号・3号）により保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者を除く。

第5節 少年の再非行・再犯

1 少年の再非行

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。）の人員及び再非行少年率（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、5-2-5-1図のとおりである。再非行少年の人員は、平成9年から増加傾向にあったが、16年以降は毎年減少している。再非行少年率は、10年から28年まで上昇し続けた後、29年以降は3年連続で低下したが、令和2年は34.7%（前年比0.7pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

5-2-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

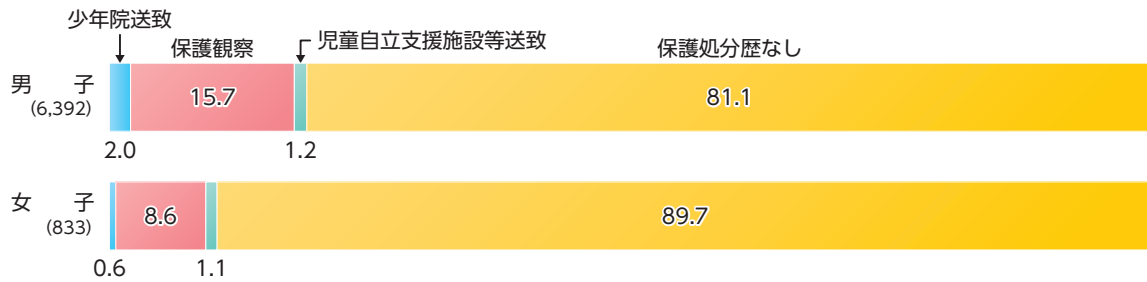
2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴

令和2年における保護観察処分少年（同年中に保護観察が開始された者に限り，交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると，5-2-5-2図のとおりである。

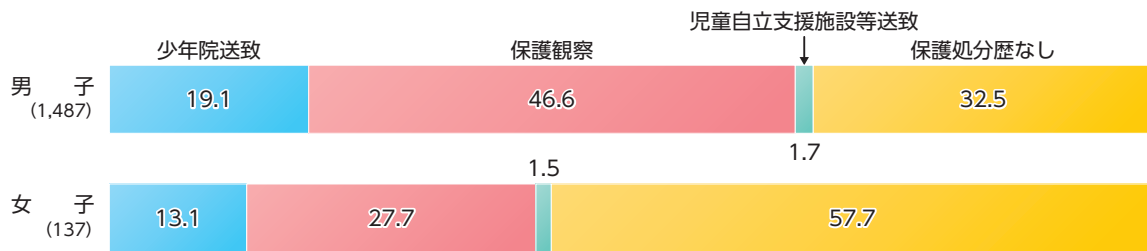
5-2-5-2図 保護観察処分少年・少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和2年）

① 保護観察処分少年



② 少年院入院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は，交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は，児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合，少年院送致歴がある者は「少年院送致」に，それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に，児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 ()内は，実人員である。

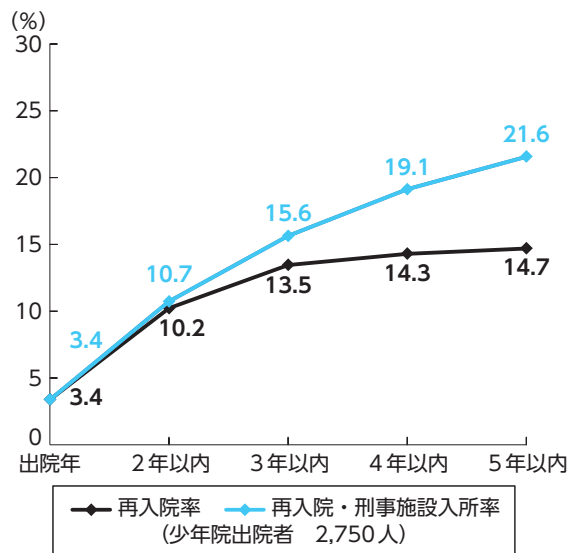
3 少年院出院者の再入院等の状況

この項では、少年院出院者の再入院又は刑事施設への入所の状況について概観する。ここで、**再入院率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいい、**再入院・刑事施設入所率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者と初入者として刑事施設に入所した者の合計人員の比率をいう（以下この項において同じ。）。例えば、2年以内再入院・刑事施設入所率とは、各年の少年院出院者人員のうち、出院年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入院した者又は初入者として刑事施設に入所した者の人員の比率をいい、このうち再入院した者に限ったものを2年以内再入院率という。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-2-5-3図は、平成28年の少年院出院者について、令和2年までの各年における再入院率及び再入院・刑事施設入所率を見たものである。再入院率は、2年以内では10.2%、5年以内では14.7%であり、5年以内に再入院した者のうち、約7割の者が2年以内に再入院している（CD-ROM参照）。もっとも、一定の期間が経過した後の再入院率に関しては、出院後の期間の経過に伴い、成年年齢に達する者が多くなり、そのような者が再犯（再非行）に及んだとしても、通常は保護処分ではなく、刑事処分の対象となるため、再入院には至らないことがある点に留意する必要がある。そこで、再入院・刑事施設入所率を見ると、2年以内では10.7%であるが、その後も上昇しており、5年以内では21.6%であった。

5-2-5-3図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(平成28年)



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

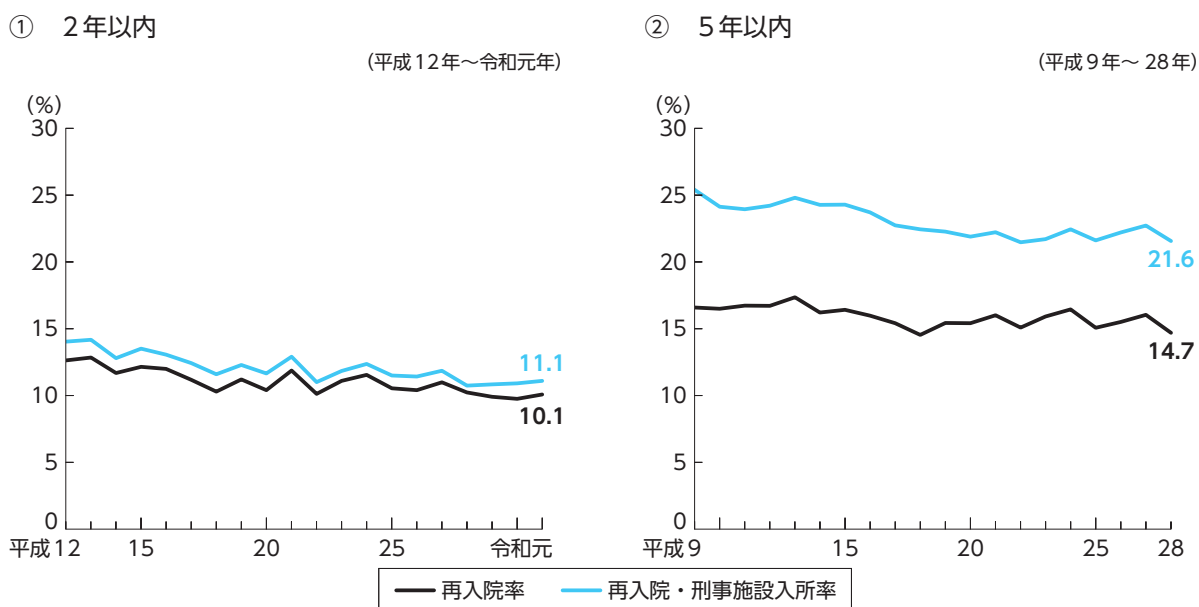
2 「再入院率」は、平成28年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和2年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。

3 「再入院・刑事施設入所率」は、平成28年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和2年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-2-5-4 図①は、平成12年から令和元年の各年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は9～12%台で、再入院・刑事施設入所率は10～14%台でそれぞれ推移している。なお、元年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が10.2%、11.3%、女子が8.5%、8.5%であった（矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-2-5-4 図②は、平成9年から28年の各年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は14～17%台で、再入院・刑事施設入所率は21～25%台でそれぞれ推移している。なお、28年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が15.5%、22.9%、女子が4.4%、5.3%であった（矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-2-5-4 図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

4 少年の保護観察対象者の再処分の状況

5-2-5-5表は、平成23年から令和2年までの間に保護観察が終了した保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、**再処分率**（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は、16～18%台で推移しており、同年は16.3%（前年比0.5pt低下）であった。他方、少年院仮退院者の再処分率は、18～23%台で推移しており、2年は19.5%（同0.6pt上昇）であった。

5-2-5-5表 保護観察対象少年の再処分率の推移

（平成23年～令和2年）

① 保護観察処分少年

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
23年	16,067	16.8	0.1	…	0.4	0.1	0.6	8.6	7.0	0.1
24	15,614	18.8	0.2	…	0.5	0.2	0.8	9.2	7.9	0.1
25	14,333	17.6	0.1	…	0.4	0.3	0.6	8.6	7.5	0.1
26	13,782	16.4	0.2	…	0.4	0.2	0.6	8.1	6.8	0.1
27	13,213	17.1	0.2	…	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1
28	11,728	17.5	0.2	—	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1
29	10,584	17.2	0.2	—	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2
元	8,557	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.5	7.1	0.2
2	7,659	16.3	0.2	0.0	0.6	0.3	0.7	7.9	6.3	0.2

② 少年院仮退院者

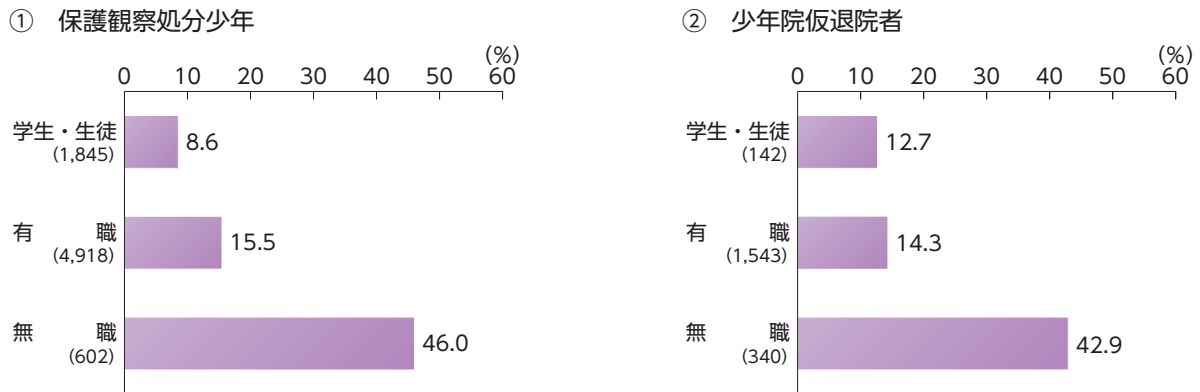
年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
23年	3,882	18.9	0.2	…	0.2	0.2	0.5	12.6	5.1	0.1
24	3,681	23.1	0.1	…	0.3	0.1	0.6	15.9	6.1	—
25	3,354	21.2	0.2	…	0.2	0.1	0.4	14.2	5.8	0.1
26	3,312	20.8	0.3	…	0.4	0.2	0.6	13.7	5.7	—
27	3,250	20.4	0.1	…	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	—	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0

- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。）並びに交通関係4法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

令和2年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、5-2-5-6図のとおりである。保護観察処分少年、少年院仮退院者共に、無職であった者は、有職又は学生・生徒であった者と比べて、再処分率が顕著に高い。

5-2-5-6図 保護観察対象少年の再処分率（終了時の就学・就労状況別）

(令和2年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし、犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については、身柄を拘束される直前の就学・就労状況による。
 4 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 5 家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を除く。
 6 () 内は、実人員である。

法テラスの犯罪被害者支援

犯罪の被害にあい、つらく苦しい思いを
されていませんか。
そんなときは、法テラスにお問い合わせ
ください。



犯罪被害者支援ダイヤル

なくことはないよ
0570-079714 平日 9:00～21:00
土曜 9:00～17:00

※固定電話からは3分9.35円、
携帯電話からは20秒11円程度、
公衆電話からは1分11円
※IP電話からは、03-6745-5601に
お電話ください。

「法テラスの犯罪被害者支援」
【画像提供：法務省大臣官房司法法制部】

はじめ、虐待などを
経験したときも
情報をお寄せください

差別
暴力・虐待
セクハラ
パワハラ
いじめ・体罰
インターネットによる
誹謗中傷

人権イメージキャラクター
人KENまもる君

みんなの人権110番
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

0570-003-110

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。
●受付時間 平日8:30～17:15 ●一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。
●秘密は守ります。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

子どもの人権110番
受付時間 平日8:30～17:15
(全額無料、通話料無料)

女性の人権ホットライン
受付時間 平日8:30～17:15
(全額無料)

インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>
インターネット人権相談 検索Q

インターネットによる人権相談は
こちらへどうぞ。パソコン、
スマートフォン、携帯電話から
ご利用できます。

法務省人権擁護局で検索!

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

「人権相談窓口」周知広報用ポスター
【画像提供：法務省人権擁護局】

▶ 第6編 犯罪被害者

- 第1章 統計上の犯罪被害
- 第2章 刑事司法における被害者への配慮

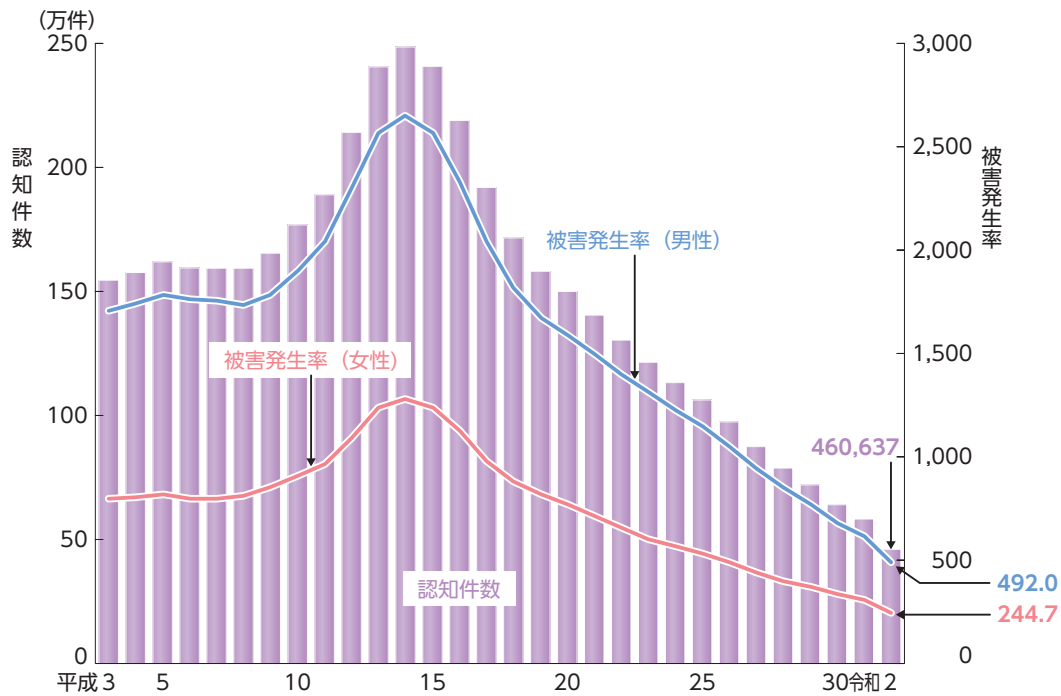
この章において、「被害者」とは、犯罪により害を被った者をいうが、放火や公務執行妨害等の社会的・国家的法益が保護法益である犯罪については、家屋の放火により害を被った所有者や居住者等、公務執行妨害罪では暴行を受けた公務員等を「被害者」として扱う。

第1節 被害件数

6-1-1-1図は、人が被害者となった刑法犯の認知件数及び男女別の被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。以下この章において同じ。）の推移（最近30年間）を見たものである。平成14年（認知件数248万6,055件、被害発生率1,950.1）までは増加・上昇傾向にあったが、同年をピークとして、それ以降は減少・低下し続け、令和2年は共に平成14年の約5分の1以下であった。また、男性の被害発生率は、いずれの年も女性の2倍以上である（CD-ROM参照）。

6-1-1-1図 人が被害者となった刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移

（平成3年～令和2年）



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
 3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

6-1-1-2表は、令和2年における、人が被害者となった刑法犯の認知件数を主な罪名別に見るとともに、これを主たる被害者の年齢層別に見たものである。総数（この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計）に占める65歳以上の割合は、16.3%であり、これを罪名別に見ると、詐欺（47.0%）、殺人（26.8%）、横領（20.5%）の順に高い。

各年齢層別に女性被害者が占める割合が最も高いのは、65歳以上であった。年齢層ごとに女性が被害者となった認知件数を見ると、すべての年齢層において窃盗が最も多く、次いで、13歳未満では強制わいせつ、65歳以上では詐欺、それ以外の年齢層では暴行の順であった。

また、強制性交等及び強制わいせつでは、すべての被害者の中で30歳未満が占める割合が高い（強制性交等80.6%、強制わいせつ80.2%）。

なお、詐欺被害者の詳細については、第8編第3章第3節参照。

6-1-1-2表 人が被害者となった刑法犯 認知件数（主な罪名別、被害者の年齢層別）

（令和2年）

罪 名	総 数		13歳未満		13～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～64歳		65歳以上	
		女子・女性		女子		女子		女性		女性		女性		女性		女性
総 数	381,185 (100.0)	135,229 (35.5)	8,380 (2.2)	3,290 (39.3)	52,910 (13.9)	18,009 (34.0)	77,974 (20.5)	30,149 (38.7)	57,410 (15.1)	19,065 (33.2)	59,600 (15.6)	18,561 (31.1)	62,759 (16.5)	18,963 (30.2)	62,152 (16.3)	27,192 (43.8)
殺 人	923	416	63	33	36	18	149	60	112	45	135	54	181	66	247	140
強 盗	1,254	483	4	3	75	31	325	150	195	61	182	50	249	92	224	96
強制性交等	1,332	1,260	176	140	402	388	495	477	152	150	59	57	33	33	15	15
暴 行	27,637	12,472	1,029	386	2,473	1,138	6,112	3,305	5,310	2,426	5,077	2,246	4,702	1,699	2,934	1,272
傷 害	18,963	7,283	948	304	1,842	487	4,300	1,871	3,474	1,457	3,243	1,302	3,109	1,033	2,047	829
脅 迫	3,758	1,776	56	21	402	251	754	452	699	343	763	317	715	253	369	139
恐 喝	1,400	282	12	3	315	40	450	93	196	46	191	50	151	32	85	18
窃 盗	298,793	94,444	5,265	1,706	45,436	14,037	61,407	20,931	44,525	13,092	46,926	13,129	49,555	14,193	45,679	17,356
詐 欺	22,113	12,421	5	2	582	333	2,425	1,319	2,208	977	2,690	1,119	3,814	1,433	10,389	7,238
横 領	521	121	-	-	12	2	56	16	87	20	116	23	143	25	107	35
強 制 わいせつ	4,154	3,995	708	614	1,151	1,112	1,472	1,455	446	445	215	212	106	103	56	54
略取誘拐・ 人身売買	337	276	114	78	184	172	29	20	6	3	3	2	1	1	-	-

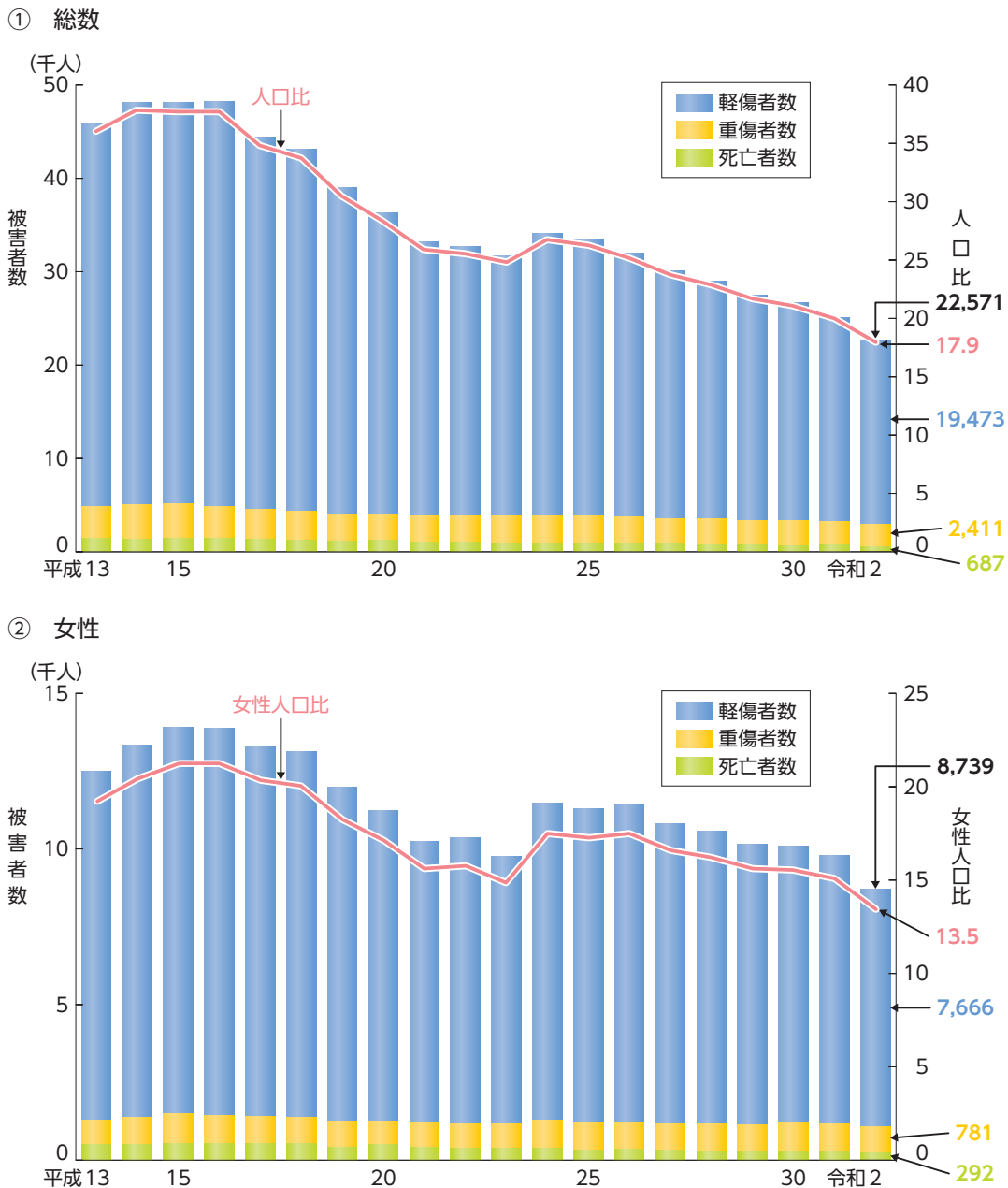
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 3 罪名の「総数」は、この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計である。
 4 「殺人」は、年齢不明のもの1件を除く。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 () 内は、各年齢層の構成比である。
 7 [] 内は、女子比又は女性比である。

第2節 生命・身体への被害

6-1-2-1 図は、生命・身体に被害をもたらした刑法犯について、被害者（死傷者）の人員及び人口比の推移（最近20年間）を見たものである。死傷者総数は平成16年（4万8,190人）、死亡者数は13年（1,441人）をピークに、それぞれその翌年から減少傾向にある。令和2年の死傷者総数は平成16年と比べて、令和2年の死亡者数は平成13年と比べてそれぞれ2分の1以下であった。死傷者総数に占める女性の比率は上昇傾向にあり、令和2年においては38.7%（平成13年比11.4pt上昇）であった。

6-1-2-1 図 生命・身体に被害をもたらした刑法犯 被害者数・人口比の推移（総数・女性別）

（平成13年～令和2年）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「重傷者」は、全治1か月以上の負傷者をいい、「軽傷者」は、全治1か月未満の負傷者をいう。
 3 「人口比」は、人口10万人当たりの死傷者総数であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の死傷者総数である。

第3節 性犯罪被害

6-1-3-1表は、強姦性交等・強制わいせつの認知件数及び被害発生率の推移（最近10年間）を見たものである（なお、強姦性交等・強制わいせつに係る刑法改正については、第1編第1章第2節2項参照）。

6-1-3-1表 強姦性交等・強制わいせつ 認知件数・被害発生率の推移

（平成23年～令和2年）

年次	強姦性交等				強制わいせつ			
	女性		男性		女性		男性	
	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率
23年	1,193	1.8	…	…	6,767	10.3	162	0.3
24	1,266	1.9	…	…	7,144	10.9	177	0.3
25	1,409	2.2	…	…	7,446	11.4	208	0.3
26	1,250	1.9	…	…	7,186	11.0	214	0.3
27	1,167	1.8	…	…	6,596	10.1	159	0.3
28	989	1.5	…	…	5,941	9.1	247	0.4
29	1,094	1.7	15	0.0	5,610	8.6	199	0.3
30	1,251	1.9	56	0.1	5,152	7.9	188	0.3
元	1,355	2.1	50	0.1	4,761	7.4	139	0.2
2	1,260	1.9	72	0.1	3,995	6.2	159	0.3

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 4 「強姦性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強姦性交等及び同改正前の強姦をいう。
 5 男性の「強姦性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月13日以降のものである。

第4節 財産への被害

6-1-4-1表は、強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領及び遺失物等横領（被害者が法人その他の団体である場合を含む。以下この節において「財産犯」と総称する。）について、認知件数（被害者がいない場合を含む。）及び被害額の推移（最近10年間）を見たものである。令和2年の被害総額は、約1,267億円（現金被害額は約870億円）であり、これを罪名別に見ると、詐欺によるものが財産犯による被害総額全体の50.5%を占め、次いで、窃盗によるものが39.6%であった。同年の現金被害額は、詐欺によるものが最も多く、財産犯による現金被害総額の3分の2以上を占めている。

6-1-4-1表 財産犯 認知件数・被害額（罪名別）の推移

（平成23年～令和2年）

年次	強盗			窃盗			詐欺			恐喝			横領			遺失物等横領		
	認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額	
		現金被害額			現金被害額			現金被害額		現金被害額		現金被害額		現金被害額		現金被害額		現金被害額
23年	3,695	14.7	12.7	1,152,492	1,115.6	226.6	34,720	469.2	433.8	4,329	12.1	9.5	1,699	108.1	95.8	48,743	4.2	1.4
24	3,691	8.3	4.2	1,059,131	1,009.2	206.5	34,762	841.8	809.8	4,181	11.6	10.0	1,754	89.8	79.0	39,753	4.6	1.2
25	3,324	8.0	6.1	981,233	965.2	201.0	38,302	775.4	745.2	3,621	10.2	9.3	1,714	111.0	101.3	33,114	3.4	1.3
26	3,056	6.8	5.4	897,259	814.6	176.2	41,523	846.3	810.4	3,041	7.0	6.5	1,723	142.2	132.0	29,534	3.5	1.4
27	2,426	4.5	2.3	807,560	766.6	184.7	39,432	760.9	687.4	2,614	14.2	8.6	1,536	63.2	55.1	26,500	3.5	1.6
28	2,332	8.4	4.0	723,148	706.0	186.1	40,990	665.3	639.3	2,162	9.2	7.0	1,513	80.6	73.4	22,979	3.6	1.7
29	1,852	9.6	7.1	655,498	666.6	182.1	42,571	609.8	570.8	1,946	7.9	7.2	1,413	54.6	46.7	20,408	3.1	1.5
30	1,787	7.3	5.7	582,141	579.7	167.5	38,513	622.9	463.4	1,753	11.2	8.7	1,449	77.3	55.3	18,522	3.6	2.0
元	1,511	4.0	3.0	532,565	633.2	191.3	32,207	469.5	426.0	1,629	9.9	9.1	1,397	72.7	63.6	15,857	3.9	2.5
2	1,397	3.8	2.2	417,291	501.6	167.8	30,468	640.1	592.5	1,446	4.9	3.9	1,388	113.4	102.0	14,154	3.2	1.7

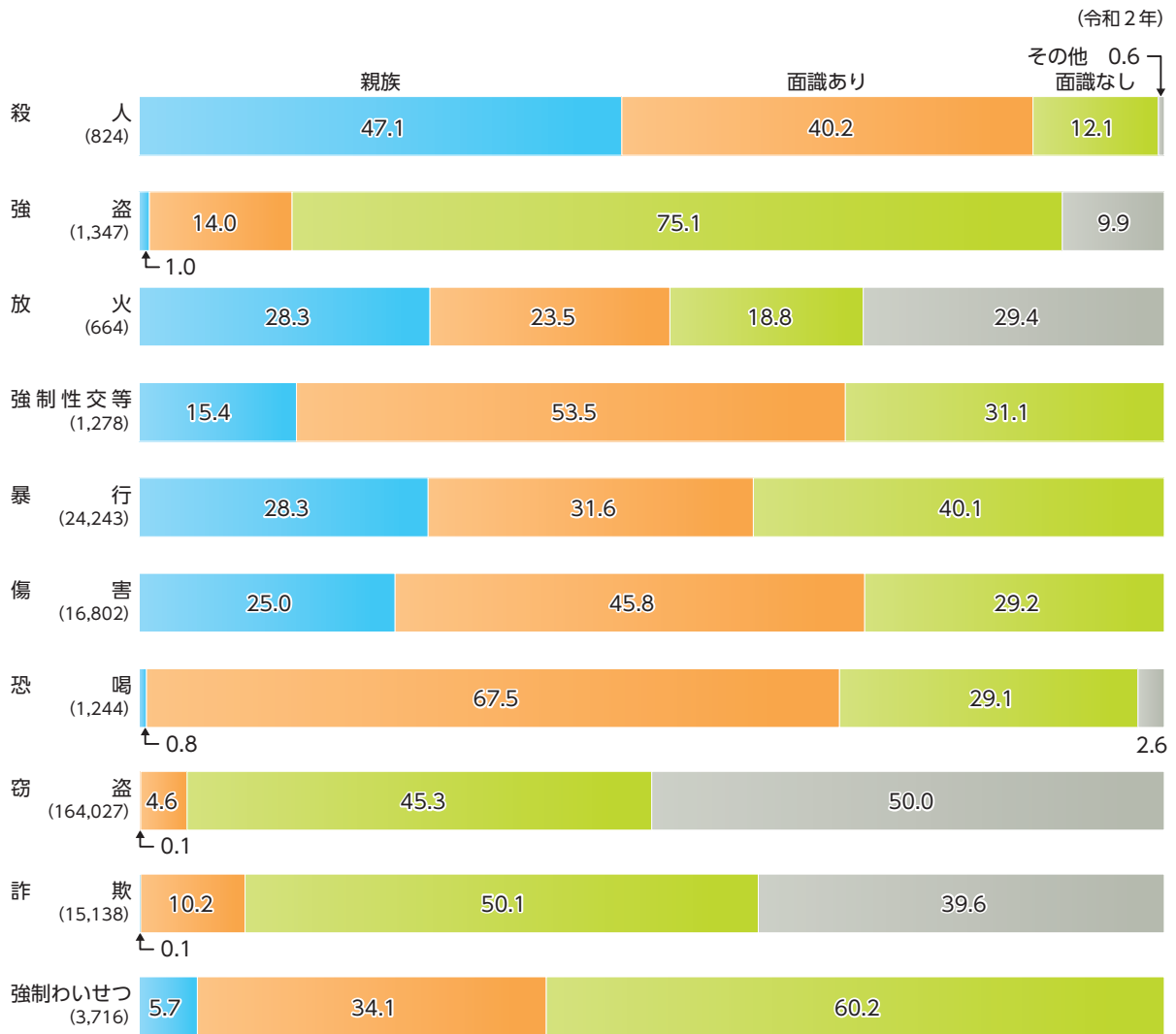
（金額の単位は、億円）

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を含む。
 3 「認知件数」は、被害者がいない場合を含む。

第5節 被害者と被疑者の関係

6-1-5-1図は、令和2年における検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、主な罪名ごとに、被害者と被疑者との関係別の構成比を見たものである。

6-1-5-1図 刑法犯 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比（罪名別）



注 1 警察庁の統計による。

2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。

3 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合及び被害者がいない場合である（殺人の「その他」は、全て殺人予備におけるものである。）。

4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

5 ()内は、件数である。

第6節 国外における日本人の犯罪被害

在外公館が邦人援護事務を通じて把握した国外における日本人の犯罪被害は、令和元年（2019年）は、4,823件（前年比1.2%増）、その被害者数は、4,992人（同15.5%増）であり、罪名別に犯罪被害件数を見ると、**6-1-6-1表**のとおりである（外務省領事局の資料による。）。

6-1-6-1表 国外における日本人の犯罪被害件数の推移

（令和元年（2019年））

総数	殺人	傷害・暴行	強制性交等・強制わいせつ	脅迫・恐喝	強盗	窃盗	詐欺	誘拐	その他
4,823 (100.0)	11 (0.2)	69 (1.4)	25 (0.5)	61 (1.3)	215 (4.5)	4,039 (83.7)	320 (6.6)	－	83 (1.7)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 2 「その他」は、テロを含む。
 3 () 内は、構成比である。

令和元年（2019年）における国外での日本人の犯罪被害による死亡者数は14人（前年比5人増）、負傷者数は116人（同30人減）であった（外務省領事局の資料による。）。

国外においてテロの被害に遭った日本人の死傷者数の推移（最近10年間）は、**6-1-6-2表**のとおりである。

6-1-6-2表 国外における日本人のテロ被害死傷者数の推移

（平成22年（2010年）～令和元年（2019年））

区分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
総数	3	－	－	11	－	10	10	－	－	6
死亡者数	－	－	－	10	－	6	7	－	－	2
負傷者数	3	－	－	1	－	4	3	－	－	4

- 注 外務省領事局の資料による。

刑事司法の各分野においては、**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）に基づき、平成28年4月に策定された**第3次犯罪被害者等基本計画**（計画期間は令和2年度末まで）を踏まえながら、犯罪被害者等のための各種の施策・取組が実施され、3年3月には、**第4次犯罪被害者等基本計画**が策定された（計画期間は7年度末まで）。

第4次犯罪被害者等基本計画においては、大局的な課題として五つの重点課題が掲げられ、個々の施策（279施策）の実施に当たっては、各重点課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識し、関係府省庁の施策が横断的かつ総合的に推進・展開されるよう努めることが求められている。

第4次犯罪被害者等基本計画における五つの重点課題

1 損害回復・経済的支援等への取組	37施策
2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	87施策
3 刑事手続への関与拡充への取組	41施策
4 支援等のための体制整備への取組	84施策
5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	30施策



【第4次犯罪被害者等基本計画】

第1節 刑事手続における被害者の関与

1 被害申告及び告訴

被害者は、捜査機関に対して被害届を提出するなどして被害を申告することができるほか、検察官又は司法警察員に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めて告訴をすることができる。被害の申告及び告訴は、いずれも捜査機関等にとって捜査の端緒となるものであるが、名誉毀損、器物損壊等の親告罪については、告訴が訴訟条件とされており、告訴がなされない場合又は告訴がなされた後に取り消された場合は、検察官は、公訴を提起することができない。親告罪の告訴については、原則として犯人を知った日から6か月の期間を経過したときはこれをすることができないと定められているが、強制わいせつ等の性犯罪については、告訴をするか否かの判断を迫られることなどにより被害者に生じる精神的負担を解消するため、平成29年法律第72号による刑法の改正（平成29年7月施行）により非親告罪化がなされた。

2 起訴・不起訴等に関する被害者等への通知

検察官は、告訴等があった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分（不起訴処分）をしたときは、速やかにその旨を告訴人等に通知しなければならない。また、不起訴処分をした場合において、告訴人等から請求があるときは、速やかにその理由を告げなければならない。

さらに、検察官等は、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や検察官等が被害者等の取調べ等を実施した事件において、被害者等が希望する場合には、事件の処理結果、公判期日及び裁判結果に関する事項について通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、被害者等が特に希望し、相当と認めるときは、公訴事実の要旨、不起訴理由の骨子、公判経過等についても通知を行っている。令和2年においては、事件の処理結果について延べ5万6,685件、公判期日について延べ2万

3,511件、裁判結果について延べ3万9,137件の各通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。

3 不起訴処分に対する不服申立制度

公訴権は、原則として検察官に付与されているが、検察官の不起訴処分に対する不服申立制度として、検察審査会に対する審査申立て及び管轄地方裁判所に対する付審判請求（「準起訴手続」ともいう。）の制度がある。

(1) 検察審査会に対する審査申立て

検察審査会（現在、全国に165か所が設置されている。）は、選挙人名簿に基づきくじで選定された11人の検察審査員（任期6か月）により組織され、申立てにより又は職権で、検察官の不起訴処分の審査を行い、「起訴相当」、「不起訴不当」又は「不起訴相当」の議決を行う。

検察審査会法（昭和23年法律第147号）の改正（平成16年法律第62号。平成21年5月施行）により、検察審査会が「起訴相当」の議決を行った事件につき、検察官が再度不起訴処分にした場合又は一定期間内に公訴を提起しなかった場合には、検察審査会は、再審査を行わなければならない。その結果、「起訴をすべき旨の議決」（起訴議決）を行ったときは、公訴が提起されることとなる。この場合、公訴の提起及びその維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、検察官の職務を行う。

検察審査会における事件（再審査に係るものを含まない。）の受理・処理人員の推移（最近5年間）は、**6-2-1-1表**のとおりである。令和2年における受理人員のうち、刑法犯（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する自動車運転過失致死傷を含む。）は1,778人であり、罪名別に見ると、文書偽造が446人と最も多く、次いで、詐欺（212人）、傷害（186人）、職権濫用（184人）の順であった。特別法犯（自動車運転死傷処罰法違反を含む。）は361人であり、同法違反が175人と最も多かった（いずれも延べ人員。最高裁判所事務総局の資料による。）。

6-2-1-1表 検察審査会の事件の受理・処理人員の推移

(平成28年～令和2年)

年次	受 理			処 理				未 済	
	総 数	申立て	職 権	総 数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当		その他
28年	2,191	2,155	36	2,343	3	101	2,023	216	684
29	2,544	2,507	37	2,274	1	67	1,895	311	954
30	2,242	2,215	27	2,329	3	81	1,958	287	867
元	1,797	1,733	64	2,068	9	134	1,640	285	596
2	2,141	2,116	25	1,742	11	104	1,400	227	995

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 被疑者数による延べ人員であり、再審査に係るものを除く。
 3 「その他」は、審査打ち切り、申立却下及び移送である。
 4 「未済」は、各年12月31日現在の人員である。

検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決がされた事件について、検察官が執った事後措置の推移（最近5年間）を、原不起訴処分の理由別に見ると、6-2-1-2表のとおりである。

6-2-1-2表 起訴相当・不起訴不当議決事件 事後措置状況の推移（原不起訴処分の理由別）

(平成28年～令和2年)

年次	措置済総人員				原不起訴処分											
					起訴猶予				嫌疑不十分				その他			
	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率
28年	66	13	53	19.7	14	3	11	21.4	49	10	39	20.4	3	-	3	-
29	85	5	80	5.9	6	2	4	33.3	79	3	76	3.8	-	-	-	...
30	84	21	63	25.0	14	5	9	35.7	67	16	51	23.9	3	-	3	-
元	110	21	89	19.1	13	4	9	30.8	92	17	75	18.5	5	-	5	-
2	102	24	78	23.5	18	9	9	50.0	84	15	69	17.9	-	-	-	...

注 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 「総数」、「起訴」及び「不起訴維持」は、被疑者数による延べ人員である。

3 「起訴猶予」、「嫌疑不十分」及び「その他」は、原不起訴処分の理由である。「その他」は、嫌疑なし、罪とならず、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。

検察審査会法施行後の昭和24年から令和2年までの間、検察審査会では、合計で延べ17万9,147人の処理がされ、延べ1万8,707人（10.4%）について起訴相当又は不起訴不当の議決がされている。このうち、検察官により起訴された人員は、延べ1,647人であり、1,458人が有罪（自由刑529人、罰金刑929人）、102人が無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）を言い渡されている（最高裁判所事務総局の資料による。）。

また、検察審査会の起訴相当の議決がされた後、検察官が不起訴維持の措置を執り、検察審査会が再審査した事件のうち、平成21年から令和2年までに再審査が開始されたのは、延べ32人であり、起訴議決に至ったものは延べ15人、起訴議決に至らなかった旨の議決は延べ16人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

平成21年から令和2年までの間、検察審査会の起訴議決があり、公訴の提起がなされて裁判が確定した事件の人員は10人（有罪2人（自由刑1人、財産刑1人）、無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）8人）であった（法務省刑事局の資料による。）。

(2) 付審判請求

付審判請求は、公務員による各種の職権濫用等の罪について告訴又は告発をした者が、不起訴処分に不服があるときに、事件を裁判所の審判に付するよう管轄地方裁判所に請求することを認める制度である。地方裁判所は、その請求に理由があるときは、事件を裁判所の審判に付する旨の決定を行い、この決定により、その事件について公訴の提起があったものとみなされ、公訴の維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、その事件について検察官の職務を行う。

令和2年における付審判請求の新規受理人員は625人、処理人員は467人であり、付審判決定があった者はいなかった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

また、刑事訴訟法施行後の昭和24年から令和2年までの間に付審判決定があり、公訴の提起があったとみなされた事件の裁判が確定した件数は22件であり、うち13件が無罪（免訴を含む。）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

4 公判段階における被害者等の関与

(1) 被害者参加制度

被害者参加制度により、一定の犯罪に係る被告事件の被害者等は、裁判所の決定により被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、情状事項に関して証人を尋問すること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる。そして、被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、裁判所は、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、相当と認める者を被害者参加人に付き添わせたりすることができる。

被害者参加人は、刑事裁判への参加を弁護士に委託する場合、資力に応じて、法テラスを經由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を請求することができる。また、公判期日等に出席した被害者参加人は、被害者参加旅費等の支給を受けることができる（同旅費等に関する事務は法テラスが行う）。

通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-3表**のとおりである。

6-2-1-3表 通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移

(平成28年～令和2年)

年次	被害者参加		証人尋問	被告人 質問	論告・求刑	遮へい	付添い	弁護士への 委託	国選弁護士 への委託
28年	1,400	(400)	228	629	708	258	107	1,102	580
29	1,380	(333)	196	560	667	276	115	1,060	553
30	1,485	(363)	221	605	698	362	149	1,184	649
元	1,466	(320)	204	623	723	318	106	1,157	602
2	1,377	(301)	205	569	685	337	135	1,116	614

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加の申出があった終局人員のうち、それぞれの被害者参加制度において、被害者参加が許可された被害者等の数（延べ人員）である。（ ）内は、そのうち、裁判員の参加する合議体において審理及び裁判された事件におけるものである。
 3 「論告・求刑」は、刑事訴訟法316条の38に規定された事実・法律適用に関する意見陳述をした被害者等の数（延べ人員）である。

(2) 被害者等・証人に配慮した制度

ア 被害者等の意見陳述・証人の保護等

被害者等は、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述し、又は、これに代えて意見を記載した書面を提出することができる。

公判廷における証人を保護するための制度としては、証人尋問の際に、証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、証人を別室に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）によって尋問する制度、相当と認める者を証人に付き添わせる制度がある。これらの制度は、被害者等が公判期日において意見を陳述する場合においても適用される。

刑事手続において被害者の氏名等の情報を保護するための制度としては、**被害者特定事項秘匿決定**及び証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請がある。

被害者特定事項秘匿決定は、性犯罪に係る事件や犯行の態様、被害の状況その他の事情により、氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項（以下アにおいて「被害者特定事項」という。）が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められる事件について、被害者等からの申出があり、裁判所が、それを相当と認めるとき

に、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨を決定するものである。証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請は、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められるなどの場合に、検察官が、証拠を開示する際に、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人等に知られないように求めるものである。

また、平成28年法律第54号による刑事訴訟法の改正により、①証人等特定事項秘匿決定（証人等からの申出により、裁判所が、証人等の氏名、住所等の証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないこととする決定）の制度、②証人等の氏名等の開示について、証人等の身体又は財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、検察官が弁護人に当該氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができる、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができるとする制度が導入された上、③一定の場合には、証人を同一構内（裁判官等の在席する場所と同一の構内）以外の場所に出頭させてビデオリンク方式により証人尋問を行うことができるようになった（①及び②は平成28年12月施行、③は30年6月施行）。

意見陳述、意見陳述に代えた書面の提出、証人の保護（遮へい、ビデオリンク及び付添い）、被害者特定事項秘匿決定及び証人等特定事項秘匿決定の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

イ 刑事和解及び損害賠償命令制度

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者間の当該被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、共同して、その合意の内容を当該被告事件の公判調書に記載することを求める申立てができる。これが公判調書に記載された場合には、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有し（**刑事和解**）、被告人がその内容を履行しないときは、被害者等はこの公判調書を利用して強制執行の手続を執ることができる。

また、一定の重大犯罪について、被害者等が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行い、裁判所が有罪判決の言渡しを行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行う制度（**損害賠償命令制度**）が実施されている。

刑事和解及び損害賠償命令制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

ウ 記録の閲覧・謄写

裁判所は、被害者等には原則として公判記録の閲覧・謄写を認めることとされている上、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のために必要があり、相当と認めるときは、閲覧・謄写を認めることとされている。被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

不起訴事件の記録については、原則として非公開であるが、被害者等が民事訴訟において損害賠償請求権その他の権利を行使するために実況見分調書等の客観的証拠が必要と認められる場合等には、検察官は、関係者のプライバシーを侵害するなど相当でないと認められる場合を除き、これらの証拠の閲覧・謄写を許可している。また、被害者参加制度の対象事件については、被害者等が「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、不起訴事件の記録中の客観的証拠については、原則として、閲覧が認められている。

(平成28年～令和2年)

年次	意見陳述	意見陳述に代えた書面の提出	証人の保護			被害者特定事項秘匿決定	証人等特定事項秘匿決定	刑事和解	損害賠償令	公判記録の閲覧・謄写
			遮へい	ビデオリンク	付添い					
28年	1,181	616	1,623	303 (…)	128	3,976	4	23	306	1,486
29	1,072	526	1,105	225 (…)	78	3,351	116	26	295	1,254
30	1,169	546	1,461	317 (15)	144	3,846	174	18	309	1,281
元	1,130	544	1,505	341 (23)	118	4,025	240	18	318	1,180
2	920	536	1,237	302 (38)	107	3,923	156	25	289	1,140

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
- 2 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」、「刑事和解」及び「公判記録の閲覧・謄写」の数値については、平成28年まではそれぞれの措置を執る決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している。なお、28年以前に決定等がなされ、かつ、29年にその事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。
- 3 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」及び「証人等特定事項秘匿決定」は、いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等又は証人の数（延べ人員）である。
- 4 「証人等特定事項秘匿決定」の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。
- 5 「刑事和解」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。
- 6 「損害賠償令」は、地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件の終局件数である。
- 7 「公判記録の閲覧・謄写」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数である。
- 8 「ビデオリンク」内の（ ）は、証人を同一構内以外の場所に出頭させ証人尋問が行われた証人の数であり、内数である。なお、制度が開始した平成30年6月からの数値を計上している。

5 矯正・更生保護段階等における被害者等の関与

被害者等が加害者たる受刑者の処遇状況等の通知を希望し、これが相当と認められる場合には、検察官は、刑事施設の長からの通知に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知している（**被害者等通知制度**）。令和2年は、刑の執行終了予定時期について延べ1万5,709件（目撃者等に対する通知を含む。）、刑事施設における処遇状況について延べ1万7,347件、受刑者の釈放について延べ2,677件（目撃者等に対する通知を含む。）、全部又は一部執行猶予の言渡しの取消しについて延べ201件の通知がそれぞれ行われた（法務省刑事局の資料による。）。

また、再被害防止の観点から転居等の措置を講じる必要があるため、被害者等が特に通知を希望する場合で、検察官が相当と認めるときには、受刑者の釈放予定時期及び帰住予定地等についての通知を行う制度も実施されており、令和2年は、413人に対して通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。

なお、被害者等通知制度の一環として、令和2年10月21日から、被害者等からの希望に基づき、それらの者に対し、死刑を執行した事実を通知することとされた。

更生保護においては、①地方更生保護委員会が、仮釈放審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所の長が、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ被害者等に通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、②地方更生保護委員会が、刑事施設からの仮釈放及び少年院からの仮退院の審理において、被害者等から仮釈放・仮退院に関する意見等を聴取する**意見等聴取制度**、③保護観察所が、被害者等から被害に関する心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝達する**心情等伝達制度**、④主に保護観察所が、被害者等からの相談に応じ、関係機関等の紹介等を行う**相談・支援**の制度が実施されている。

令和2年における運用状況は、①のうち、仮釈放審理に関する事項について延べ3,837件、保護観察状況に関する事項について延べ6,686件（保護処分を受けた少年の仮退院審理・保護観察状況に関する通知については、本節6項参照）、②が延べ311件（うち仮退院の審理における件数25件）、③が延べ155件（うち加害者が保護処分のものの件数31件）、④が延べ1,473件であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、平成30年7月から、保護観察所において、心神喪失者等医療観察法に定める対象行為（第4編第10章第3節1項参照）の被害者等が希望する場合には、被害者等に対し、対象者の処遇段階等に関する情報を提供しており、令和2年における情報提供件数は15件であった（法務省保護局の資料による。）。

6 少年事件における被害者等への配慮

少年事件については、少年法により、被害者等による少年事件記録の閲覧・謄写の制度、被害者等からの意見の聴取の制度、被害者等に対する審判結果等の通知の制度、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度及び家庭裁判所が被害者等に対して審判の状況を説明する制度がある。令和2年に、被害者等から申出がなされた人員は、少年事件記録の閲覧・謄写が延べ927人（うち相当と認められた人員887人）、意見の聴取が延べ254人（同248人）、審判結果等の通知が延べ841人（同840人）であった。また、同年に、少年審判の傍聴が認められた件数・人員は28件・51人であり、審判状況の説明が認められた被害者等の人員は301人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

このほか、保護処分を受けた少年の処遇状況等に関する事項についても、被害者等が通知を希望し、これが相当と認められる場合には、少年院の長は、加害少年が収容されている少年院の名称、少年院における教育状況、出院年月日・出院事由等について、地方更生保護委員会は、仮退院審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所の長は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ通知を行っている。令和2年においては、少年院での処遇に関する事項について196件、仮退院審理に関する事項について延べ101件、保護観察状況に関する事項について延べ520件の各通知が行われた（法務省矯正局及び保護局の資料による。）。また、少年事件においても、意見等聴取、心情等伝達及び相談・支援の各制度が実施されている（制度の概要及び運用状況については、本節5項参照）。

7 法テラスによる被害者等に対する支援

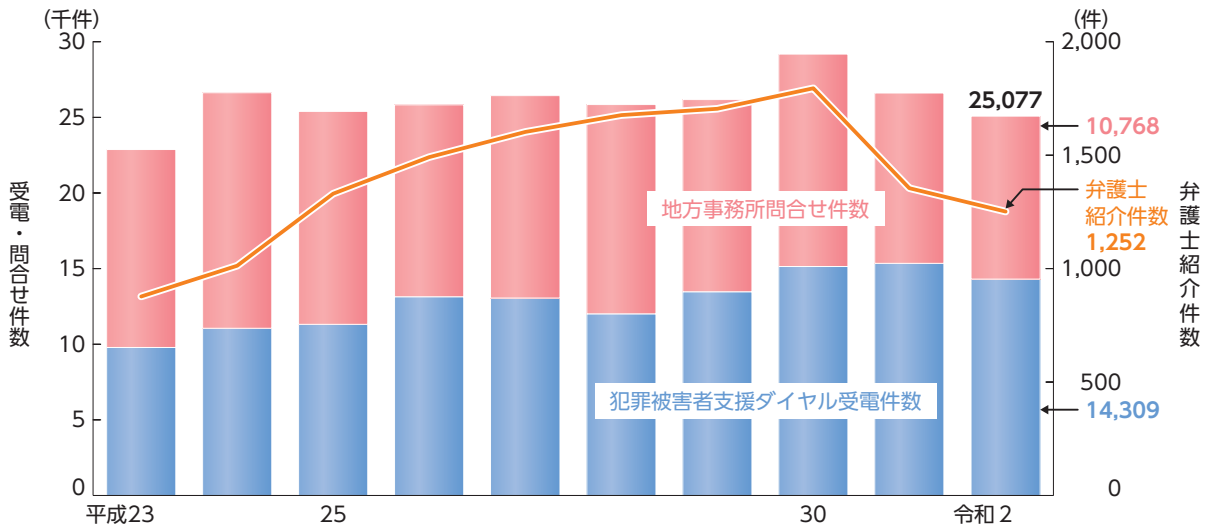
法テラス（第2編第1章2項参照）は、被害者等に対する支援業務を行っている。その業務内容は、電話及び各地方事務所を通じて、刑事手続への適切な関与、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相談窓口を案内し、被害者等の支援について理解や経験のある弁護士の紹介等を行うものである。また、法テラスは、被害者参加制度が開始されてからは、被害者参加人が法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定請求をするに当たり、法テラスと契約している弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知するなどの業務も行っている。

法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移（最近10年間）については、**6-2-1-5** 図のとおりであり、令和2年度における犯罪被害者支援ダイヤルでの受電件数は1万4,309件（前年比1,034件減）、地方事務所での犯罪被害・刑事手続等の問合せ件数は1万768件（同494件減）であり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した件数は1,252件（同103件減）であった。また、2年度の被害者参加人からの国選被害者参加弁護士選定請求件数は、691件（請求人員延べ822人）であり、罪名別にその件数を見ると、強制性交等・強制わいせつ等368件（53.3%）、傷害101件（14.6%）、過失運転致死傷等75件（10.9%）、殺人（自殺関与・同意殺人を含まない）61件（8.8%）であった（法テラスの資料による。）。

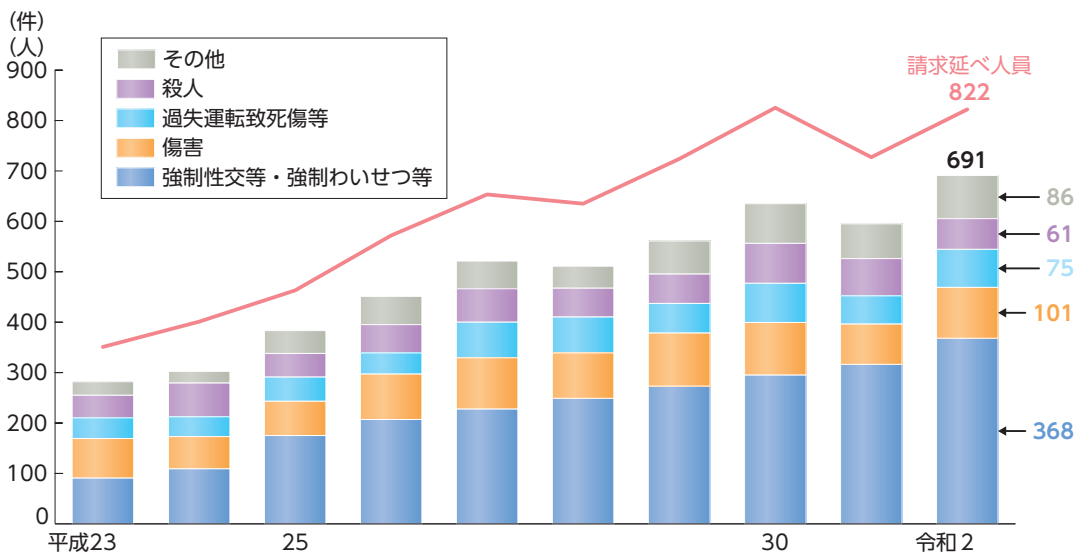
6-2-1-5 図 法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移

(平成23年度～令和2年度)

① 被害者等支援業務



② 国選被害者参加弁護士選定請求件数 (罪名別)・請求延べ人員



注 1 法テラスの資料による。
 2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。
 3 「殺人」は、自殺関与・同意殺人を含まない。

また、平成28年法律第53号による総合法律支援法（平成16年法律第74号）の改正により、平成30年1月から、法テラスにおいて、ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」及び配偶者暴力防止法上の「配偶者からの暴力」の被害者に対し、必要な法律相談を実施することを内容とする「DV等被害者法律相談援助」が実施されている（児童虐待、配偶者間暴力及びストーカー犯罪については、第4編第6章参照）。なお、法テラスにおいては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、地方事務所における面談による法律相談の実施が困難な状況が生じたことから、それを解消すべく、令和2年5月、DV等被害者法律相談援助等につき、面談による法律相談の代替として電話等による法律相談援助を開始し、各地方事務所の実情に応じた運用がなされた。同年度におけるDV等被害者法律相談援助の実施件数は983件（前年比151件増）であり、そのうち75件は電話等による法律相談援助によるものであった（法テラスの資料による。）。

8 地方公共団体における被害者支援に向けた取組

令和2年度においては、第3次犯罪被害者等基本計画の下、地方公共団体において、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置や、犯罪被害者等に関する条例の制定及び計画・指針の策定が行われ、それらを含めた犯罪被害者等支援に向けた取組は、3年4月以降、第4次犯罪被害者等基本計画の下、推進されている。同年4月1日現在、全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置されている上、43都道府県、13指定都市及び623市区町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この章において同じ。）において、犯罪被害者等に関する条例が制定され、47都道府県、12指定都市及び130市区町村において、犯罪被害者等に関する計画・指針が策定されている（警察庁長官官房の資料による。）。

第2節 犯罪被害者等に対する給付金の支給制度等

1 犯罪被害給付制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者には、**犯罪被害者等給付金**が支給される。平成30年4月には、幼い遺児がいる場合の遺族給付金の増額、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化、親族間での犯罪被害に係る減額・不支給事由の抜本的見直しが実施された。令和2年度の犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る犯罪被害者数は263人（裁定件数338件）であり、裁定総金額は8億2,509万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

2 国外犯罪被害弔慰金等の支給制度

平成28年11月から、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に基づき、国外での犯罪により死亡した日本国籍を有する国外犯罪被害者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の遺族には**国外犯罪被害弔慰金**として被害者一人当たり200万円が、障害等級第1級相当の障害が残った国外犯罪被害者には**国外犯罪被害障害見舞金**として一人当たり100万円が、それぞれ支給される。令和2年度において、国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る国外犯罪被害者数は、2人（裁定件数2件）であり、裁定総金額は300万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

3 被害回復給付金支給制度

組織的犯罪処罰法により、財産犯等の犯罪行為により犯人が被害者から得た財産等（犯罪被害財産）について、一定の場合にその没収・追徴を行うことができ、また、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号。第8編第2章第2節1項参照）により、没収・追徴した犯罪被害財産や外国から譲与を受けたこれに相当する財産を用いて、被害者等に対し、**被害回復給付金**が支給される。令和2年に被害回復給付金支給手続の開始決定が行われたのは13件であり、開始決定時における給付資金総額は約5億6,541万円であった（官報による。）。

4 被害回復分配金支払制度

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。第8編第2章第2節2項参照）は、預金口座等への振込を利用して行われた詐欺等の犯罪行為の被害者に対する**被害回復分配金**の支払等のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めており、これにより、特殊詐欺等による財産的被害の迅速な回復が図られている。令和2年度に金融機関から被害者に対して支払われた被害回復分配金の総額は、約10億9,768万円であった（預金保険機構の資料による。）。

5 自動車損害賠償保障制度

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることなどを目的としている。自動車損害賠償保障制度の中核となっているのは、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下この項において「自賠責保険等」という。）である。

さらに、自賠責保険等を補完するものとして、政府が行っている自動車損害賠償保障事業がある。これは、加害者を特定できない「ひき逃げ事故」や有効な自賠責保険等が締結されていない「無保険」（無共済を含む。以下この項において同じ。）の自動車による事故の場合には、自賠責保険等による救済を受けられないため、政府が被害者に対して損害額をてん補するものであり、その保障金は、同事業が行う損害のてん補の基準に基づき支払われる。令和元年度の自動車損害賠償保障事業による保障金は、ひき逃げ事故について447人、無保険車による事故について163人に支払われた。支払額は、死亡者一人当たり平均約2,039万円、負傷者一人当たり平均約57万円であった（国土交通省自動車局の資料による。）。

6 地方公共団体による見舞金制度等

一部の地方公共団体は、犯罪被害者等に対する見舞金支給制度や生活資金の貸付制度を導入している。令和3年4月1日時点で、犯罪被害者等を対象とする見舞金支給制度を導入している地方公共団体は、8都県、9指定都市及び377市区町村であり、貸付制度を導入している地方公共団体は、3県及び10市区町であった（警察庁長官官房の資料による。）。

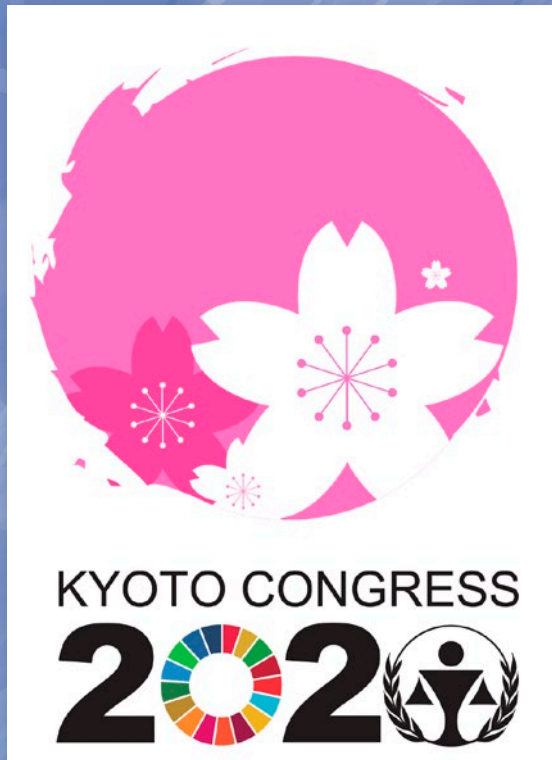
第3節 人身取引被害者保護

人身取引は重大な人権侵害であり、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議により、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、**人身取引対策行動計画2014**が策定され、労働搾取を目的とした人身取引の防止や男性も含む人身取引被害者に対する一時保護機能の提供等の保護機能の強化等の施策が掲げられている。

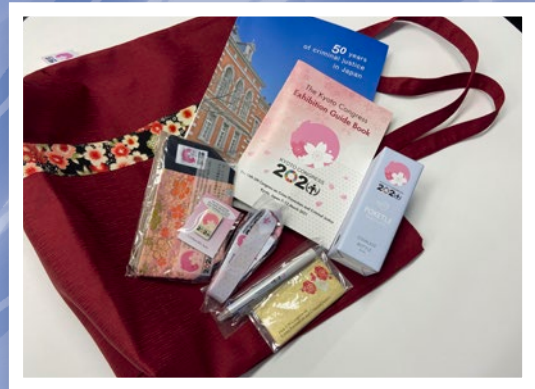
発見された女性の人身取引被害者については、必要に応じ、婦人相談所が一時保護を行い、又は民間シェルター等に一時保護を委託するなどして、その保護を行っており、令和元年度においては、婦人相談所が一時保護を行った被害者数は15人であり、婦人相談所が民間シェルター等に一時保護を委託した被害者は2人であった。なお、婦人相談所が民間シェルター等に人身取引被害者の一時保護委託を実施するようになった平成17年度から令和元年度までに一時保護された人身取引被害者は、累計430人である（厚生労働省子ども家庭局の資料による。）。また、外国人の人身取引被害者については、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にあっても、在留特別許可による法的地位の安定化

を図っており、令和2年には、入管法違反の状態にあった7人（平成17年以降の累計で193人）の人身取引被害者全員に在留特別許可がなされた（出入国在留管理庁の資料による。）。

このほか、**国際移住機関 (IOM)** は、警察、出入国在留管理庁、婦人相談所等と連携し、人身取引被害者に対する帰国支援等の事業を行っており、令和2年には1か国12人（同事業が開始された平成17年5月以降の累計で9か国343人）に対する帰国・社会復帰支援が行われた（国際移住機関の資料による。）。



京都コンGRESSロゴマーク
【画像提供：法務省大臣官房国際課】



京都コンGRESS配布資料等
【写真提供：法務省大臣官房国際課】



会場となった国立京都国際会館
【写真提供：国立京都国際会館】

▶ 第7編 京都コンGRESS

- 第1章 コンGRESSの概要
- 第2章 京都コンGRESS

第1節 kongressとは

1 kongressの役割

国連犯罪防止刑事司法会議（kongress。United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice）は、5年に1度開催される犯罪防止及び刑事司法の分野における国際連合（以下この編において「国連」という。）最大規模の会議である。同会議の事務局は、**国連薬物・犯罪事務所（UNODC）**（第1編第3章第1節参照）が務めている。

kongressは、正式プログラムとしての全体会合及び委員会（ワークショップ）並びに正式プログラムと並行して開催される附属会合（kongressにおける正式名称は「アンシラリーミーティング」であるが、「サイドイベント」という通称も用いられる。）により構成されており、犯罪防止及び刑事司法の分野における専門家が世界の同分野の諸課題について議論しつつ、その知見を共有し、コミュニケーションを図ることで、様々な分野における国際協力を促進し、より安全な世界を目指して協働することを目的としている。

また、kongressでは、犯罪防止及び刑事司法の分野において、国際社会が直面している諸問題や解決すべき喫緊の課題に対して、世界各国が協力して取り組むべき方策を取りまとめた「政治宣言」が参加国の全会一致により採択される。

2 国連におけるkongressの位置付け

国連においては、平成4年（1992年）に経済社会理事会の下に機能委員会として設置された**犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）**（第2編第6章第1節参照）が、毎年、オーストリアのウィーンで会合を開き、犯罪防止及び刑事司法の分野における政策決定を行っているところ、我が国は、設立当初から同委員会のメンバー国に選出されており、毎年の会合に積極的に関与している。同委員会の事務局は、UNODCが務めている。

kongressは、コミッションの諮問機関として位置付けられているが、その実態としての役割分担は、kongressにおいて、政治宣言の採択等を通じて国連の犯罪防止及び刑事司法の分野における政策の大綱が決定され、コミッションにおいて、決議案の採択等を通じてその具体化がなされる形となっている。

第2節 kongressの歴史

1 kongress設立までの経緯

kongressの起源は、弘化3年（1846年）に現在のドイツのフランクフルトで開催された刑事司法等に関する会議まで遡るとされている。そして、明治5年（1872年）、英国のロンドンで開催された国際会議において、**国際監獄委員会（IPC：International Prison Commission）**が設立され、その後、同委員会の主催により継続的に国際会議が開催されるようになった。

国際監獄委員会は、第一次世界大戦後、国際連盟の関連機関となり、その後、大正14年（1925年）から昭和10年（1935年）までに3回の国際会議を開催したが、第二次世界大戦の勃発により、

国際会議の開催は中断を余儀なくされた。なお、この間に、同委員会は、**国際刑法監獄委員会** (IPPC : International Penal and Penitentiary Commission) と名称を改めている。

第二次世界大戦の終結を経て、昭和25年(1950年)、オランダのハーグで国際刑法監獄委員会によって国際会議が開催されたが、同年の国連総会において、同委員会の機能の大半を国連が引き継ぎ、国連の下に新たに kongress を開催することが決議された。

2 コングレスの変遷

昭和30年(1955年)、スイスのジュネーブにおいて、第1回 kongress (なお、第1回から第10回までの名称は「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国際連合会議」(United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)であった。)が開催された。国際刑法監獄委員会が開催する国際会議は官民を合わせた専門家会合の性格が強かったため、kongress も同会議の性格を継承し、昭和35年(1960年)の第2回 kongress から昭和50年(1975年)の第5回 kongress までの4回では、本会議における投票権は政府代表のみに与えられたものの、分科会については非政府組織(NGO)や個人参加者にも投票権が与えられるなど、学術的な色彩を帯びた会議であった。

昭和55年(1980年)の第6回 kongress からは、本会議・分科会を問わず加盟国の政府代表のみに投票権があるとされ、その他の参加者はオブザーバーと位置付けられることとなり、決議の採択を通じて政策決定を行う政府間の国際会議となった。

そうしたところ、kongress で採択される決議の数が増大し、その膨大な数の決議等をいかに実施するかということが現実問題として取り上げられることとなった。最終的に、平成3年(1991年)の国連総会の決議によって、新たに、経済社会理事会の機能委員会の一つとして、国連の犯罪防止及び刑事司法の分野における主体的政策決定機関であるコミッションが創設され、kongress はコミッションの諮問機関として再定義された。

その後、平成7年(1995年)の第9回 kongress からは、kongress で決議を採択することはなくなったが、全体会合に加えて、ワークショップが正式プログラムとなり、これらの正式プログラムと並行してパネルディスカッション方式等の附属会合も開催されることとなった。このことから、kongress は、それまでと比較して、政府間会議としての性格が薄れ、再び第5回 kongress 以前の専門家会合としての色彩が強い会議となった。

平成10年(1998年)の国連総会決議により、平成12年(2000年)の第10回 kongress からは、**上級会合(ハイレベルセグメント)**が創設され、政治宣言が採択されることとなり、同 kongress では、単一の政治宣言である「ウィーン宣言」が採択された。

その後、平成14年(2002年)の国連総会決議により、kongress における政治宣言の採択及び上級会合の開催が恒久的なものとなり、kongress がコミッションにおける政策の大綱について強い影響力を及ぼす現在の形となった。

なお、昭和30年(1955年)の第1回 kongress から直近の第14回 kongress (京都 kongress) までの開催状況は、**7-1-2-1表**のとおりである。

7-1-2-1表 コンgress関連年表

回数	年	場所	主な出来事
第1回	1955年 (昭和30年)	ジュネーブ (スイス)	被拘禁者処遇最低基準規則を採択
第2回	1960年 (昭和35年)	ロンドン (英国)	少年非行の防止のために、警察に専門の部署を設けることが有効であるとする認識を共有する決議を採択
第3回	1965年 (昭和40年)	ストックホルム (スウェーデン)	多くの国において犯罪・非行が増加する中、都市化を始めとする社会の変化と犯罪との関係について議論
第4回	1970年 (昭和45年)	京都 (日本)	全ての国に対し、経済的・社会的開発を目指す場合に、犯罪防止施策を強化することを求める宣言を採択 ～ヨーロッパ以外での開催は初
第5回	1975年 (昭和50年)	ジュネーブ (スイス)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからの全ての人の保護に関する宣言」を採択
第6回	1980年 (昭和55年)	カラカス (ベネズエラ)	国連加盟国が人権を尊重しつつ、それぞれの社会的、文化的、政治的及び経済的状況を踏まえて、犯罪防止及び犯罪者の処遇に当たることの重要性を指摘する「カラカス宣言」を採択
第7回	1985年 (昭和60年)	ミラノ (イタリア)	違法薬物の密輸及び組織的犯罪により国連加盟国の社会が不安定化する中、これらの犯罪を抑制するための努力の重要性を指摘する「ミラノ行動計画」を採択するとともに、少年司法運営に関する国連最低基準規則を採択
第8回	1990年 (平成2年)	ハバナ (キューバ)	国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) が第一案を起草した非拘禁措置に関する国連最低基準規則 (東京ルールズ) を採択
第9回	1995年 (平成7年)	カイロ (エジプト)	国際協力及び実務的技術支援による法の支配の強化のための更なる努力を国連加盟国に要請する決議を採択
第10回	2000年 (平成12年)	ウィーン (オーストリア)	人身取引、不法移民、銃器の違法な製造・取引、汚職・腐敗等を抑止するため、国連加盟国が更なる対策を実施することを宣言する「ウィーン宣言」を採択
第11回	2005年 (平成17年)	バンコク (タイ)	犯罪を防止するために、国際的な協力を更に強化する方向性を示す「バンコク宣言」を採択 ～第11回コンgressから、会議の名称が「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国際連合会議」から「国連犯罪防止刑事司法会議」に変更
第12回	2010年 (平成22年)	サルバドール (ブラジル)	犯罪防止・刑事司法の多様な分野における国際協力の重要性を強調し、国連加盟国に対し、組織犯罪、テロ、個人情報悪用した犯罪、環境犯罪等への対策の強化を提起する「サルバドール宣言」を採択
第13回	2015年 (平成27年)	ドーハ (カタール)	持続可能な開発のため、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築することを目指し、平和で包摂的な社会を促進することの重要性を強調する「ドーハ宣言」を採択するとともに、第14回コンgressを日本で開催することを決定
第14回	2017年 (平成29年)	京都 (日本)	8月15日、第14回コンgressを京都において開催することを閣議了解
	2020年 (令和2年)		3月21日、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染状況等に鑑み、4月20日からの開催を予定していた第14回コンgressの開催を延期することを国連が発表
	2021年 (令和3年)		3月7日から12日まで、第14回コンgressが京都で開催され、同月7日、「京都宣言」を採択

第3節 コンgressの意義

これまでにコンgressで議論や採択された国連の基準規則、宣言及び決議（以下この章において「基準規則等」という。）は、後に、国連総会や経済社会理事会において採択あるいは承認を受け、各国にその履行が促されている。このことは、コンgressが、本章第1節1項で示した目的どおりに機能し、世界の犯罪防止及び刑事司法の分野に大きな影響を与えていることを示している。

コンgressで採択等された基準規則等のうち世界の犯罪防止及び刑事司法の分野に大きな影響を与えた主なものとして、以下のものがある。

1 国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）

昭和30年（1955年）にスイスのジュネーブで開催された第1回コンgressにおいて、**被拘禁者処遇最低基準規則**が採択された。その内容は、刑事施設の管理全般に関するものであり、同基準規則は、全世界の被拘禁者の処遇に計り知れない影響を及ぼしてきた。同基準規則の採択から半世紀が過ぎて見直しの気運が生じ、数年の議論を経て、**国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）**としてまとめられ、平成27年（2015年）の第13回コンgressで採択された政治宣言には、同基準規則を歓迎するとともにコミッションが同基準規則について具体的行動を取ることを

期待する旨の文言が盛り込まれた。これを受けて、同基準規則は、その後のコミッション及び国連総会で採択された。その内容は、被拘禁者ファイルの管理、内部・外部による監査、一定水準の居住設備・衣類等の保障、医療の保障、残虐な懲罰の禁止、不服申立ての権利、家族等との通信・面会の権利等あらゆる種類の被拘禁者の処遇及び施設の管理についての最低限の基準を示すものである。

2 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからの全ての人の保護に関する宣言

昭和50年（1975年）にスイスのジュネーブで開催された第5回コンGRESSにおいて、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからの全ての人の保護に関する宣言の採択を国連総会に提言する決議が採択された。その後、同宣言を基として、昭和59年（1984年）の国連総会において、拷問等禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約）が採択された。

3 少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）

昭和60年（1985年）にイタリアのミラノで開催された第7回コンGRESSにおいて採択された国連の基準規則であり、少年司法の運営に関する一般原則、捜査・検察、審判・処分、施設外処遇、施設内処遇、調査・計画等について網羅的に規定されている。

4 非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）

平成2年（1990年）にキューバのハバナで開催された第8回コンGRESSにおいて採択された国連の基準規則である。非拘禁措置に関する国連最低基準規則における「非拘禁措置」とは、犯罪者の社会内処遇と、未決段階における身柄拘束を回避するためのダイバージョン措置の双方を含む概念である。同基準規則は、様々な形態の非拘禁措置の在り方についてのガイドラインと基本を示すものであり、刑事施設の過剰拘禁から生ずる問題を軽減し、かつ犯罪者の社会復帰を促すために、社会内で実施可能な措置を拡充することを通して、拘禁の使用を減少させ、刑事司法運営を合理化することを目指すものである。

5 バンコク宣言

平成17年（2005年）にタイのバンコクで開催された第11回コンGRESSにおいて採択された宣言であり、国連加盟国が、犯罪人引渡しや捜査共助を含めた分野に関し、犯罪・テロ対策に関する国際協力の改善を図る意思を再確認するとともに、各国に対し、組織犯罪、テロ、腐敗、経済・金融犯罪等への対策を呼びかける内容となっている。

6 サルバドール宣言

平成22年（2010年）にブラジルのサルバドールで開催された第12回コンGRESSにおいて採択された宣言であり、犯罪予防・刑事司法の多様な分野における国際協力の重要性が強調されるとともに、各国に対し、組織犯罪、テロ、腐敗、経済・ID犯罪（クレジットカード詐欺、偽造変造旅券行使等のID（個人識別情報）の悪用に係る犯罪）、環境犯罪等への対策の強化を求める内容となっている。

7 ドーハ宣言

平成27年（2015年）にカタールのドーハで開催された第13回コンGRESSにおいて採択された宣言である。同コンGRESSでは、「犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合」をテーマに議論が行われ、安全、公正及び法の支配の関連性とより公平でより良い世界の実現に重点を置く「ドーハ宣言」が採択された。同宣言により、第14回コンGRESSを日本で開催することも決定された。

第4節 コンGRESSに対する日本の貢献

1 日本におけるコンGRESSの開催

我が国では、これまでに第4回コンGRESS（昭和45年（1970年）8月17日から同月26日までの10日間）及び第14回コンGRESS（令和3年（2021年）3月7日から同月12日までの6日間）の2回のコンGRESSが、いずれも京都市の国立京都国際会館を会場として開催された。第4回コンGRESSは、ヨーロッパ以外の国で初めて開催されたコンGRESSであり、コンGRESSにおける最初の政治宣言といえる「総会宣言」が採択された。同宣言は、①各国政府に対し、各国が計画している経済的・社会的開発の枠の中で、犯罪防止の施策を調整し、かつ、強化するための効果的な措置をとるよう要請する、②国連その他の国際機関に対し、犯罪防止の分野における国際協力の強化に高い優先権を与え、特に、犯罪と非行の防止及び規制に対し、施策を発展させるため効果的な技術援助を要請する国に対し、かかる援助を保障するよう促す、③犯罪防止の分野に、より直接的に、また、より意図的に関与していくため、一層効果的な措置をとるのに必要な行政上、専門上及び技術上の機構の在り方に特に留意するよう勧告する、といった内容であった（第14回コンGRESSについては、本編第2章参照）。



第4回コンGRESS（昭和45年（1970年）の様子）
【写真提供：法務省大臣官房国際課】

2 コンGRESSで採択された基準規則等への関与

我が国は、**国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）**（第2編第6章第5節1項参照）を中心に、コンGRESSで採択された基準規則等の作成にも関与してきた。第7回コンGRESSにおいて採択された少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）（本章第3節3項参照）の原案は、UNAFEIが作成した。UNAFEIは、その検討・審議に関する専門家会合をホストし、必要な調査・研究を実施するなど、第7回コンGRESSでの採択の前提となる事前の準備を積極的に推進した。なお、同基準規則は、平成2年（1990年）の第8回コンGRESSで採択された「少年非行の防止のための国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）」及び「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」等と共に、少年司法の適切な運営に大いに貢献している。

第8回コンGRESSにおいて採択された非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）（本章第3節4項参照）は、国連事務当局が、同基準規則の起草作業への協力をUNAFEIに求めたことに端を発している。UNAFEIは、昭和62年（1987年）及び昭和63年（1988年）の国際研修等の場を利用して、研修参加者、教官及び客員専門家間で討議を重ねて、同基準規則の土台となる草案を

作成した。同草案は、国連内の所定の修正を経て、第8回 kongress に提出・採択され、更に平成2年（1990年）の国連総会決議で採択され、正式に国連の基準規則となった。このときの総会決議は、前文で UNAFEI の貢献に対する謝辞を述べるとともに、同基準規則を「東京ルールズ」と呼称するものと定めている。なお、東京ルールズが目指す非拘禁措置の活用は、刑事施設の過剰収容に悩む国々にとって、その緩和へ向け、拘禁措置に代わる措置にもなり得るものであるとともに、犯罪者の改善更生を促進することに重点を置いた社会内処遇の積極的な活用にも道を開くものであるとされている。

3 UNAFEI によるワークショップの企画運営

UNAFEI は、第10回 kongress 以降、毎回、正式プログラムであるワークショップの一つを分担し、その準備と企画運営を担ってきた。これまでに、UNAFEI が企画運営したワークショップは、「コンピュータ・ネットワークに関連する犯罪」（第10回）、「マネーロンダリングを含む経済犯罪対策」（第11回）、「矯正施設における過剰収容に対する戦略とベストプラクティス」（第12回）、「女性犯罪者の処遇及び改善更生」（第13回）及び「再犯防止：リスクの特定とその解決策」（第14回）（本編第2章第2節1項コラム6参照）である。これらのワークショップにおける発表・討論の内容は、成果物たる報告書にまとめられ、広く配布されている。

令和3年(2021年)3月7日から同月12日までの6日間にわたり、京都市の国立京都国際会館において、第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRESS)が開催された。昭和45年(1970年)には、京都市が、ヨーロッパの都市以外では初めて開催都市となって、第4回コンGRESSが開催されており、京都コンGRESSは、第4回コンGRESSからおよそ50年ぶりの我が国での開催となった(7-1-2-1表参照)。

第1節 京都コンGRESSの概要

1 京都コンGRESS開催までの経緯

平成27年(2015年)4月、カタールのドーハにおいて、第13回コンGRESS(ドーハコンGRESS)が開催され、我が国からは、検事総長を団長とする代表団が参加した。ドーハコンGRESSでは、「犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合」をテーマに活発な議論が行われ、第14回コンGRESSまでの5年間に国際社会が取り組むべき犯罪防止・刑事司法分野の対策や協力の方向性を示す「ドーハ宣言」(本編第1章第3節7項参照)が採択された。また、同宣言により、次回(2020年)の第14回コンGRESSが日本で開催されることも決定した。ドーハコンGRESSの閉会式では、我が国法務大臣のビデオメッセージが議場で上映され、ドーハ宣言に基づく新たな責務を果たしていくこと、2020年の第14回コンGRESSの日本開催支持に感謝すること及び世界中からの参加者の来訪を心から歓迎することを内容とするメッセージが発信された。

その後、平成29年(2017年)8月、第14回コンGRESSを京都において開催することが閣議了解され、国連総会でも承認された。

2 京都コンGRESSの全体テーマ等

京都コンGRESSの全体テーマは、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」であり、国際社会が直面する組織犯罪、腐敗やテロ等の脅威に効果的に対処するための行動指針の策定に向けて、様々な議論がなされた。7-2-1-1表は、京都コンGRESSの全体テーマ等をまとめたものである。なお、「2030アジェンダ」とは、平成27年(2015年)9月に開催された国連サミットで採択された行動計画「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のことであり、持続可能な開発を目指すために2030年までに実施すべき国際目標として、17の目標(ゴール)及び169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が定められている。

全体テーマ	
2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進	
議 題	ワークショップトピック
1. 社会的・経済的發展に向けた包括的な犯罪防止戦略	(a) エビデンスに基づいた犯罪防止：効果的なプラクティスを支える統計、指標及び評価
2. 刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ	(b) 再犯防止：リスクの特定とその解決策
3. 法の支配の促進に向けた各国政府による多面的アプローチ。とりわけ、ドーハ宣言に沿って <ul style="list-style-type: none"> ・全ての人々に司法へのアクセスを提供すること ・効果的で説明責任のある公平かつ包摂的な機関を構築すること ・文化の独自性を尊重しつつ法遵守の文化を醸成することを含む社会的、教育的その他の関連方策を検討すること 	(c) 犯罪に強い社会を作る手掛かりとなる教育と青少年の参加
4. あらゆる形態の犯罪を防止し対処するための国際協力及び技術支援、とりわけ <ul style="list-style-type: none"> (a) あらゆる形態のテロリズム (b) 新興の犯罪形態 	(d) 最新の犯罪傾向、近年の進展及び新たな解決策。とりわけ、犯罪の手段としての、及び犯罪への対抗手段としての新たなテクノロジー

3 コロナ禍における新たな形の国際会議

当初、京都コンgresは、令和2年（2020年）4月20日から開催される予定であった。しかしながら、同年3月、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染状況等に鑑み、開催が延期されることとなった。その後、同年7月、令和3年（2021年）3月7日から6日間の日程で開催されることが決定された。

京都コンgresは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、国内で初めて開催される大規模な国際会議であり、また、国連にとっても国連本部所在地以外で初めて開催される大規模国際会議であったことから、同感染症の感染防止のための対策が入念に検討された。そして、開催方式については、オンライン会議システムを幅広く導入し、オンライン参加と会場参加を併用する、いわゆるハイブリッド方式とすることが決定された。

国外からの参加者に対しては、当時は特段の事情が認められる場合を除いて原則として入国を許可しないこととなっていたことを踏まえ、会議運営に必要な不可欠な国連職員と閣僚級以上を含む各国政府等代表団に限って例外的に入国を認めた上で、出発前の検査、本邦入国時の検査と陰性が確認されるまでの空港待機、移動には専用のシャトルバスを利用して公共交通機関の使用を禁止、宿泊先の指定と一般客との動線を分けることによる接触防止等の厳格な措置が講じられた。また、国内からの参加者についても、来場前の検査を求めるなどの措置が講じられた。

会場内では、国連と日本政府の双方が医療専門家を入れた対策チームを編成し、チーム間で綿密な協議を重ねて策定した感染症対策ガイドライン等に従った厳格な感染予防措置が講じられ、入場口での検温スクリーニング、会場全体及び各会議室への入場者制限を含むソーシャルディスタンスの確保、来出場者の記録管理、24時間英語対応可能な医療チームの常駐等の万全の感染症対策が徹底された。

このような厳格な体制の下での開催であったが、京都コンgresは、オンライン参加者と会場参加者を合わせると、過去最多となる152の国と地域から約5,600人の参加登録を得て開催された。また、会場参加者について、京都コンgresへの参加に関連して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は、報告されていない。

4 京都コンGRESの成果

(1) 成果文書としての政治宣言

京都コンGRESでは、成果文書として「**持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言**」（「**京都宣言**」）という政治宣言が全会一致で採択された。同宣言は、国際社会が犯罪防止・刑事司法の分野において取り組むべき内容を取りまとめたものであり、総論部分と、京都コンGRESの四つの議題に沿って構成された各論部分から成る。



【京都宣言（和文）】

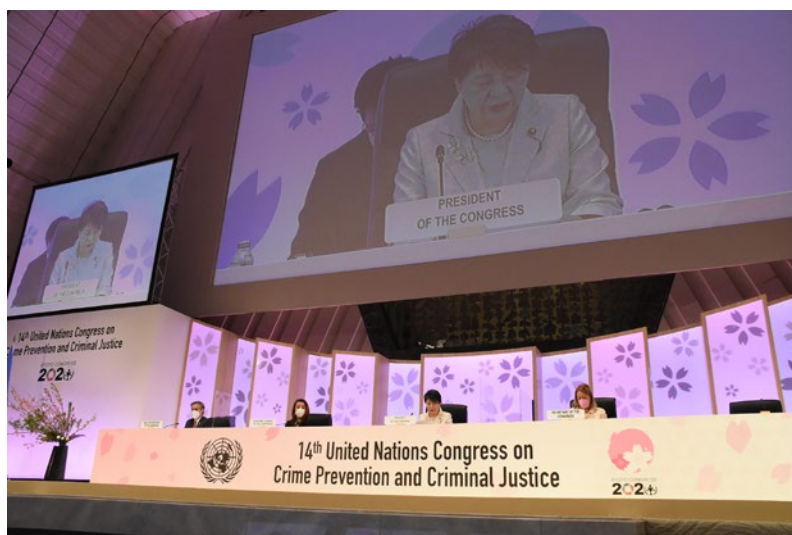
総論部分は、京都宣言全体に通じるメッセージを示すものであり、国際協調の重要性や基本的人権の擁護といった従来の政治宣言でも確認されてきたことが記載されているほか、京都宣言に特徴的な内容として、法の支配と持続可能な発展の相互補強性、犯罪防止のためのマルチステークホルダー・パートナーシップの推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が刑事司法に及ぼす影響への懸念とそれへの対応に関する国際社会のコミットメント等が記載されている。各論部分は、具体的な行動目標を示しており、第1章の「**犯罪防止の推進**」では、「根本原因を含む犯罪の原因への対処」、「エビデンス（科学的な根拠）に基づく犯罪防止」、「犯罪の経済的側面への対処」、「地域の状況を踏まえたテーラーメードの犯罪防止戦略」、「犯罪防止におけるジェンダーの視点の主流化」、「犯罪防止における子供と若者」及び「犯罪防止のための若者のエンパワーメント（能力強化）」に関する行動が、第2章「**刑事司法制度の推進**」では、「被害者の権利の保護と証人及び通報者の保護」、「刑務所の状況の改善」、「更生と社会復帰を通じた再犯防止」、「刑事司法制度におけるジェンダーの視点の主流化」、「刑事司法制度と接点を持った子供及び若者の脆弱性への対処」及び「犯罪捜査手続の向上」に関する行動が、第3章「**法の支配の推進**」では、「司法アクセスと法の下での平等な取扱い」、「法律扶助へのアクセス」、「国内の量刑政策」、「効果的で、説明責任があり、公平で、包摂的な機関」、「効果的な腐敗防止の取組」及び「社会的、教育的その他の方策」に関する行動が、第4章「**あらゆる形態の犯罪を防止し、それに対処するための国際協力と技術支援の推進**」では、「能力構築と技術支援を含む国際協力」、「犯罪者から犯罪収益を剥奪するための国際協力」、「あらゆる形態のテロ」及び「新規、新興及び進化形態の犯罪」に関する行動がそれぞれ記載されている。

今後、国際社会が京都宣言の内容を実施していくことが重要であり、我が国は、同宣言の着実な実施に向け、リーダーシップを発揮していくことが期待されている。

(2) 日本政府としての発信

日本政府は、京都コンGRESの全体テーマ、四つの議題及び各議題に対応したワークショップトピックに沿って、我が国の犯罪防止・刑事司法分野の取組等を紹介するとともに、国際社会に対する提言と我が国のコミットメントを発信するものとして、政府公式のステートメントである**ナショナルステートメント**を作成し、京都コンGRESに提出した。

京都コンGRESでは、我が国の法務大臣が議長に選任され、開会式及び閉会式において、それぞれオープニングステートメント及びクロージングステートメントを行った。開会式の途中で実施されたセレモニアルセグメントでは、高円宮妃殿下、内閣総理大臣及び検事総長がステートメントを行い、ハイレベルセグメントでは、法務事務次官が、京都宣言について、「マルチステークホルダー・パートナーシップ」、「国際協力の推進」及び「若者のエンパワーメント」の視点を強調する旨の日本代表団長ステートメントを行った。引き続いて行われた全体会合の各議題では、「社会的・経済的発展に向けた包括的な犯罪防止戦略」において警察庁長官官房審議官が、「刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ」及び「法の支配の促進に向けた各国政府による多面的なアプローチ」において法務省大臣官房審議官が、「あらゆる形態の犯罪を防止し対処するための国際協力及び技術支援」において法務省法務総合研究所長が、それぞれステートメントを行った。



開会式の様子

【写真提供：法務省大臣官房国際課】

第2節 京都コンGRESSにおける各種イベント

京都コンGRESSでは、正式プログラムである全体会合及びワークショップに加えて、各国政府、国際機関、NGO等が、京都コンGRESSにおけるテーマに関連して、それぞれが重視する取組、発信したいテーマ等について、パネルディスカッション、プレゼンテーション等の自由な形式で行う各種イベントが行われた。その一例として、法務省保護局及び国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）（第2編第6章第5節1項参照）の主催により、世界保護司会議が開催され、保護司を始めとする地域ボランティアの国際的認知の向上、世界各国における地域ボランティアの制度の確立及び国連の国際デーとしての「世界保護司デー」の設立等に取り組んでいくことなどを盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択された（本節コラム4参照）。

また、京都コンGRESSが開催される前月の令和3年（2021年）2月には、**京都コンGRESS・ユースフォーラム**（本節コラム5参照）が開催された。

コラム4 世界保護司会議と京都保護司宣言

令和3年（2021年）3月7日、国立京都国際会館において、京都コンGRESSのアンシリリーミーティングとして、「世界保護司会議」が開催され、その成果文書として、「京都保護司宣言」が採択された。

犯罪者や非行少年の再犯防止・改善更生を図るためには、地域ボランティアの協力が極めて重要である。多くの国々には、犯罪者等の社会復帰のための官民連携プログラムがあり、幾つかの国々では、保護司を始めとする地域ボランティアが犯罪者等の社会復帰を支えている。その中でも、日本の保護司制度は、アジアやアフリカの地域ボランティア制度の発展にも多大な影響を与えてきた。これまでもアジアを中心とする各国の保護司等が一堂に会する国際会議として、平成26年（2014年）と平成29年（2017年）にアジア保護司会議が開催され、各国の保護司や更生保護に関する制度の現状や課題等について意見交換がなされ、保護司の国際的なネットワークを更に広めていくことを内容とする「東京宣言」が採択された経緯がある。

世界保護司会議は、これら2回にわたるアジア保護司会議を土台として実現したものであ

り、世界各国の実務家等の参加を得て、保護司を始めとする地域ボランティアが再犯防止の取組に参画することの有用性や、これらの制度を広く世界に普及していくための方策等について議論することを目的として開催されたものである。

世界保護司会議では、我が国の法務大臣による歓迎挨拶、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）（第1編第3章第1節参照）事務局長による開会挨拶、更生保護法人全国保護司連盟理事長からのビデオメッセージ、タイ法務研究所次長によるゲストスピーチ、国際矯正司法心理学協会前会長による基調講演に続いて、法務省保護局長から、京都保護司宣言の趣旨説明がなされた。さらに、「罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティアの有用性」をテーマにパネルディスカッションが行われ、タイ、フィリピン、日本、ケニア、カナダ及び英国（欧州保護観察連合）のパネリストから、それぞれの国や地域における地域ボランティアの役割や実際の活動について発表が行われた。我が国からは、栃木県保護司会連合会会長が参加し、自らの保護司としての経験を踏まえ、保護司活動の基盤となる地域からの理解や協力を得ることの重要性等について発表が行われた。これに続き、「京都保護司宣言」が採択され、UNODC司法課長による挨拶をもって閉会した。

「京都保護司宣言」は、刑事司法や犯罪者処遇の在り方、犯罪者の社会復帰を支える地域ボランティアの制度的発展のあるべき方向性を見据え、今後、国際社会や国連に対し、その協力とイニシアチブの発揮を求めていくべき事項、例えば、「再犯防止のために地域ボランティアを活用する国連準則（モデル戦略）」を策定すること、「罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティア国際デー」（世界保護司デー）を設立することなどを提案している。我が国としては、京都保護司宣言の趣旨を踏まえ、「HOGOSHI」の輪を世界に広げ、犯罪者の社会復帰と再犯防止を推進し、誰一人取り残さない包摂的な社会を実現することに取り組んでいくこととしている。



世界保護司会議の様子
【写真提供：法務省保護局】



【京都保護司宣言（和文）】

コラム5 京都コンGRESS・ユースフォーラム

ユースフォーラムは、世界のユース（若者）がコンGRESSの議題に関連したテーマについて議論を行うものであり、第13回コンGRESSで初めて開催された。京都コンGRESSでも、令和3年（2021年）2月27日及び同月28日の2日間、**京都コンGRESS・ユースフォーラム**（以下本コラムにおいて「ユースフォーラム」という。）が開催された。

ユースフォーラムは、京都コンGRESSと同様に、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式で開催され、国内外の学

生等約150人が参加した。ユースフォーラムでは、「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」が全体テーマとされ、参加者は、「青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割」、「法遵守の文化を醸成するための若者の教育」、「安全なネット社会に向けた若者の責任」の三つの個別テーマについて議論し、その結果は、京都コングレスに向けた「勧告」として採択された。本コラムでは、同勧告の主な内容を紹介する。

1 青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割

(1) 社会の中のアクターたち

政府は、青少年の犯罪予防・社会復帰を実践・発展させるため、地方公共団体、家族、地域コミュニティを始めとする様々な関係者・関係機関のパートナーシップの強化を図るべきである。

(2) 更生保護を促進させる施策

政府は、矯正施設及びその他の施設、社会・コミュニティにおける処遇に際し、更生保護を促進する方策を実施するよう最大限努力すべきである。

(3) 社会的蔑視・偏見の防止・除去

政府は、「誰一人取り残さない」という基本理念の下、法に抵触した青少年についても公平に扱い、彼らのプライバシーを保護し、健康・教育・人格の発達・家族や同世代の者たちとのつながりづくりの支援など特段のニーズを捉えることや、青少年の社会復帰について強いメッセージを発信すべきである。

(4) 罪を犯した青少年の社会復帰のための意識啓発

コミュニティは、法に抵触した青少年を、偏見や差別等なく受け入れることが重要である点を理解すべきである。

(5) 新型コロナウイルスへの対処

政府は、ロックダウンや外部組織からアクセス制限がなされているなどの事情のため、身体的ないし心理的な支援や家族との連絡、法的救済といった基本的なニーズにアクセスできない若者たちへの支援の必要性を特に考慮に入れるべきである。

(6) 犯罪・再犯防止プログラム

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）（第1編第3章第1節参照）、政府間機関（IGO）、教育機関等は、犯罪・再犯防止の効果的な方策について精査すべきである。

2 法遵守の文化を醸成するための若者の教育

(1) 法の支配に関する教育の強化

全ての教育システムにおいて、法の支配についての学びを涵養するようなカリキュラムが編成されるべきである。

(2) 法へのアクセス可能性

法律用語は複雑で、しばしば理解が困難であることを認識し、全ての人のために法律をより身近な言葉に言い換えるべきである。

(3) マスメディアとソーシャルメディア

マスメディアとソーシャルメディアに対する規制は、特定の基準を設けることや、各メディアが配信内容に対して、説明責任を負うことにより、実施されるべきである。

(4) 市民の信頼、強固な制度、説明責任

政府は、透明性と説明責任を社会の基盤とし、その意思決定プロセスの中立性と少数者に

対する機会の均等性を保障すべきである。

(5) 差別及び社会的連結

青少年の犯罪への関与の根本的な原因とそれを誘発する環境に対処するための青少年に向けた公共政策と社会的介入策を検討すべきである。

(6) 社会復帰プログラム

過去に犯罪・違法行為を犯した人が、自分の経験談や犯罪行為をやめた理由、どのように適正に社会復帰できたかを語る場を提供すべきである。

3 安全なネット社会に向けた若者の責任

(1) 防止措置

インターネット上のコンテンツや行為による被害に対処するための規制手段及び革新的なツールを更に開発する必要性を強調する。

(2) 被害者の保護を含む法的対応と国内的措置

政府は、ネットを経由した児童の性的被害や画像を用いた虐待、テロを目的とするオンライン求人、なりすまし行為、子供を狙ったサイバー犯罪、ヘイトクライム、オンライン賭博等の情報通信技術（以下本コラムにおいて「ICT」という。）を用いた犯罪の効果的な予防、捜査及び訴追のための法規制を整備するなど、あらゆる措置を講ずるべきである。

(3) 法執行機関

人工知能（AI）が法を実現する強力なツールとなる可能性があることを強調しつつも、悪意ある目的で使用する事による負の影響についても留意すべきである。

(4) 国際協力

ICTを使用した犯罪は国境を越える性質を有するため、そのような犯罪と戦うための国際協力を促進し、現在及び将来の国際的な合意に基づき犯罪者を適切に処罰する合理的な措置と施策を支持する。

(5) 官民連携

政府に対し、ICTの犯罪への悪用がもたらす課題に対処するため、官民が一層連携することを求める。

(6) 能力構築

各国及び民間のステークホルダーに対し、ICTの利用によって拡大する犯罪を防止・撲滅するための国や地域による努力を支援する能力を構築するため、継続的かつ持続可能な資金援助を行うよう求める。



ユースフォーラムでの議論の様子
【写真提供：法務省大臣官房国際課】

1 全体会合・ワークショップ

「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を議題とするハイレベルセグメントでは、過去最多となる90の国と地域の閣僚級によって、会場内又はオンラインでのステートメント、あるいは録画済みのビデオメッセージの再生によるステートメントが行われた。その後、全体会合において、発表・討議及び四つのワークショップが実施された（7-2-1-1表参照。また、同表ワークショップトピックの(b)（ワークショップ2）については、本節コラム6参照）。



全体会合の様子

【写真提供：法務省大臣官房国際課】

コラム6 ワorkshop2「再犯防止：リスクの特定とその解決策」

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）（第2編第6章第5節1項参照）は、国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）の一つとして、第10回コンGRESS以降、毎回、正式プログラムであるワークショップの一つを分担し、その準備と企画運営を担ってきた（本編第1章第4節3項参照）。UNAFEIは、京都コンGRESSでも、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）及びタイ法務研究所（TIJ）と協働し、四つのワークショップのうちの一つ（ワークショップ2）を担当した。本コラムでは、同ワークショップについて、全体の概要、基調講演及びパネルディスカッション（参加各国の発表）の内容を紹介する。

1 全体の概要

本ワークショップは、令和3年（2021年）3月8日及び翌9日の2日間にわたり、いわゆるハイブリッド方式によって行われた。本ワークショップのタイトルは「再犯防止：リスクの特定とその解決策」であり、これは、京都コンGRESSの全体会合の議題にある「刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ」（7-2-1-1表参照）に対応するものであった。パネルディスカッションのモデレーターは、UNAFEI所長が務めた。冒頭に、TIJのキティボン・キタヤラック前事務局長から、本ワークショップは再犯につながる要因を明らかにする絶好の機会になるとの挨拶がなされるとともに、処遇プログラムの有効性を確保するためのベストプラクティスを検討することへの期待が示された。その上で、英国グラスゴー大学教授のファーガス・マクニール博士による基調講演が行われ、三つの議題によるパネルディスカッションに移った。



ワークショップ2の様子
【写真提供：法務省大臣官房国際課】

2 基調講演1

ファーガス・マクニール博士は、再犯防止は国の責務として行われるべきところ、現在世界で見られる「重罰・これに伴う社会からの疎外・それを原因とする再犯」が負の拡大循環となっていること、刑罰よりも、対話や話し合い、あるいは実用的な支援の方が再犯防止に有益であると実証されており、刑罰が不可欠な場合であっても、制限的で、罪刑の均衡に考慮し、社会復帰に有益となるものである必要があることなどに触れた。そして、再犯防止に役立つ処遇モデルとして、RNR（リスク、ニード及び反応性）原則やグッドライフ・モデル（GLM）を紹介した。加えて、犯罪者のデシスタンス（犯罪からの離脱）のためには、社会との接点や社会資源の活用が重要であり、生活に根差す支援や対象者の変化を社会が歓迎する環境の醸成が必要であること、犯罪者にとって改善のきっかけが提供される場とするため、刑事施設の適切な運営、具体的には、受刑者の改善更生に向けた取組の実施、刑事施設の組織・運営の透明性の確保、刑事施設職員の間人中心主義の考え、高い職業意識と技術等が必要であることなどを説いた。

3 パネルディスカッション

(1) パネル1： 社会復帰に適した刑務所環境の整備

ア 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）（犯罪防止・刑事司法オフィサー）

中央アジアの刑事施設の職員に対し、受刑者を人として尊重することなどを内容とする教育・訓練を実施したことで、受刑者の社会復帰を促進するとともに刑事施設の安全性が向上したという事例を紹介した。

イ ナミビア（矯正局副長官）

RNR原則及びグッドライフ・モデルを採用し、認知行動療法を行っていること、効果的な処遇のために少人数にグループ化して、職員とのやり取りを重視し、受刑者の改善の兆しを早期に把握するように努めていることなどを紹介した。

ウ アルゼンチン（連邦矯正局前局長）

アルゼンチンの刑事施設内における汚職に対処するための取組として、汚職のない環境こそが受刑者の改善更生に有益であるとの視点から、厳格に処罰することとした上で、予防措置を講じたことを紹介した。

エ ノルウェー（矯正局副局長）

普通の社会生活と同様の生活を施設内でも実現することを目指すノーマリティ（正常化・標準化）政策の下、警備的側面を最小限に抑え、医療、教育、雇用、図書サービス等につい

て、一般住民と同様の形で受けられることとしていることなどを紹介した。

(2) パネル2： デシタンスに寄与する社会内における処遇・介入等のアプローチ

ア 基調講演2

TIJ元特別顧問であるマッティ・ヨツツェン博士は、パネル2の基調講演において、重大な犯罪に対しては拘禁刑が必要であるものの、刑事施設の過剰収容、資源の不足といった状況下では、拘禁刑は犯罪の伝播の温床以外の何ものでもなく、更生を促すためには、むしろ社会内処遇を活用する方が有益であることなどを発表した。

イ カナダ（仮釈放委員長）

仮釈放後、円滑に社会内処遇に移行するために、刑事手続を社会に公開し、また、啓発活動を行うことにより、社会の理解と関与を得る努力をしていることなどを紹介した。

ウ クロアチア（大臣補佐官）

EUの支援を受けて制定された保護観察に関する法律について、国民の支持を得るために、段階的に全国に展開する手法を採用したことなどを紹介した。

エ ケニア（高等裁判所裁判官）

ケニアの少年司法には、刑事司法機関、児童保護機関等多くの機関が関与していたが、職員の知識・経験の欠如、各機関の協力体制の欠如等の問題があったため、UNAFEIの支援を受け、関係機関における統合的なアプローチに基づく能力開発プログラムを計画的に実施したことなどを紹介した。

オ フィリピン（保護局前局長）

フィリピンの地域社会の伝統に根差した最小の行政単位であるバラングイの長を議長として地元住民で構成される調停委員会が存在し、当事者がその中から推薦した3人に、犯罪者、被害者及びそれらの家族、地域ボランティア等を加えたパネルを設置し、話し合いを行いながら事件の解決を図るという、修復的司法に似た制度を紹介した。

(3) パネル3： 犯罪者の社会復帰・社会再統合に向けた継続的支援やサービスを確保するための多角的アプローチ

ア 日本（法務省保護局長）

住居の確保が、生活の安定、雇用の確保、社会福祉の受給等のために不可欠であることから、刑事施設の専門職員が、受刑者の入所直後から、その生活環境を把握して、その情報を保護観察官と共有するほか、主要な刑事施設では保護観察官が常駐していることなどを紹介した。

イ（米国）セーファー・ファウンデーション（副会長）

米国のNGOであるセーファー・ファウンデーションは、シカゴ市等の公的機関と協力して、出所者を教育して地域に貢献できる仕事に従事させるプログラム、給与が支払われる1年間の訓練と試用就業を実施することにより市に雇用される資格が得られるプログラム等を実施していることなどを紹介した。

ウ（英国）ペナルリフォームインターナショナル（PRI）（事務局長）

世界的なNGOであるPRIは、女性受刑者を取り巻く環境についての調査の結果を踏まえ、就労のための能力向上、暴力や偏見・差別から逃れるためのシェルターの設置、法的扶助、心理カウンセリングの提供等を行っていることを紹介した。

エ（スウェーデン）クリス（KRIS）（事務局長）

スウェーデンに本拠を置く、元犯罪者の自助グループであるKRISは、犯罪者特有の思考や問題性への介入、住居の提供、就業の支援、社会事業や教育の実施等の活動を紹介した。

オ（アラブ首長国連邦）ヘダヤ（プログラスマネージャー）

アラブ首長国連邦に本拠を置く独立調査研究機関であるヘダヤは、各国の暴力的過激主義に対する処遇プログラムを調査して、これまでに集積した好事例や教訓を踏まえて、広く実務に活用できる評価システム用アプリケーションを開発したことを紹介した。

4 まとめ

本ワークショップの総括として、犯罪者の更生は、SDGs（本章第1節2項参照）が掲げる包摂的で、持続可能な社会の創設のために不可欠であること、犯罪者の社会への再統合に向けた刑事司法の全ての段階において、社会復帰に適したプロセスや環境を確保することが再犯防止にとって非常に重要であることが確認された。

本ワークショップの議論は、モデレーターから京都 कांग्रेस 全体会合にその結果が報告され、「京都宣言」（本章第1節4項（1）参照）にその内容が反映された。日本政府は、本ワークショップの成果を踏まえ、令和3年（2021年）5月に開催された犯罪防止刑事司法委員会（第2編第6章第1節参照）に、再犯防止に関する国連準則の必要性やそのための専門家会合の開催を主な内容とする決議案「更生と社会復帰を通じた再犯防止」を提出し、一部修正の上、採択された。

2 附属会合（アンシラリーミーティング）

京都コンGRESでは、約150件のアンシラリーミーティングが開催された。同ミーティングは、教室形式、ディスカッション形式、講演会、ワークショップ、デモンストレーション等の形式で実施され、その名前（Ancillary＝附属）が示すとおり、国連の公式会合ではなく、これに附属する位置付けの会合である。日本政府が主催したアンシラリーミーティングは、7-2-2-1表のとおりである。その一例として、法務省法務総合研究所研究部は、「実社会に役立つ研究」をテーマとして、パネルディスカッションを開催した（本節コラム7参照）。

7-2-2-1表 日本政府主催アンシラリーミーティング一覧

開催日	主催	タイトル
3月7日	法務省大臣官房国際課	日本の刑事司法システム －比較法的観点から
3月7日	法務省保護局及び国連アジア 極東犯罪防止研修所	世界保護司会議
3月8日	タイ法務研究所及び国連アジ ア極東犯罪防止研修所	女性犯罪者の再犯防止と社会復帰
3月8日	法務省刑事局	組織犯罪との闘い －組織犯罪集団打倒のベストプラクティス－
3月8日	法務省矯正局	矯正施設における新型コロナウイルス感染症対策
3月8日	法務省大臣官房秘書課及び一 般財団法人社会変革推進財団	再犯防止分野におけるSIBの課題と可能性
3月9日	日本司法支援センター（法テ ラス）	誰ひとり取り残さない 司法アクセスを全ての人へ －法的ニーズ調査、依頼者中心型アプローチ及び司法ソーシャルワークに関する 世界的視点－
3月9日	法務省矯正局	法務省政策提案ワークショップ
3月9日	法務省法務総合研究所国際協 力部及び独立行政法人国際協 力機構	法の支配を実現するための司法アクセス強化に関する成功事例に係る講演
3月9日	法務省法務総合研究所国際協 力部及び独立行政法人国際協 力機構	パネルディスカッション (ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組)
3月10日	公安調査庁	オウム真理教事件からの教訓
3月10日	法務省人権擁護局	人権擁護委員制度の紹介
3月10日	国連アジア極東犯罪防止研修 所及び公益財団法人アジア刑 政財団	アジア研の研修及びセミナーのフォローアップ
3月10日	法務省大臣官房施設課	ACCFA（アジア矯正建築会議）の役割 ～アジアにおける矯正施設建築の技術向上に関する取組～
3月11日	警察庁	毒物中毒事案への対応に係る技術の開発
3月11日	法務省大臣官房司法法制部	日本における法教育に関する取組
3月11日	出入国在留管理庁	水際対策に関する取組
3月11日	法務省大臣官房国際課	法の支配と国際仲裁・調停
3月12日	法務省法務総合研究所研究部	実社会に役立つ研究

コラム7 アンシラリーミーティング「実社会に役立つ研究」

令和3年（2021年）3月12日、国立京都国際会館において、法務省法務総合研究所研究部の主催により、「実社会に役立つ研究（Research for the real world）」と題するアンシラリーミーティングが開催された。刑事司法分野に関する研究機関には、犯罪を減らすための政策や実務の向上に貢献する研究を行い、その成果から得られた知見を政策立案者や実務家に提供する役割が期待されている。本ミーティングでは、刑事司法分野に関する国内外の政府研究機関に所属する研究者が各機関における研究の内容や政策立案・実務に与えた影響を紹介し、その知見を共有することを目的に開催された。なお、本ミーティングは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、いわゆるハイブリッド方式により開催され、海外のパネリストは、オンライン会議システムを経由して参加した。聴衆についても、会場に会場に参加することに加え、同システムを経由して参加することも可能であった。

本ミーティングは、法務総合研究所の上富敏伸所長による開会挨拶の中で、開催の趣旨が紹介された後、各パネリストがそれぞれの研究成果等についての発表を行い、パネリスト間の議論を経て、聴衆との質疑応答をもって閉会に至った。

パネリストからは、まず、韓国刑事政策研究院（KIC）国際協力部門ディレクターのユン・ジョンソク博士が、「韓国における性犯罪者処遇プログラムの強化」と題し、刑務所出所後の性犯罪受刑者を追跡調査した結果、性犯罪者処遇プログラムの受講の有無により再犯率に差があることなどの知見が得られたことを紹介し、再犯を防止するために有用と考えられる実務的方策の在り方を説いた。次いで、オーストラリア犯罪学研究所（AIC）副所長のリック・ブラ



アンシラリーミーティングの様子

ウン博士が、「公営住宅地域におけるまちづくり事業が犯罪に与える影響の評価」と題し、公営住宅地域において、まちづくりを目的として実施されたプログラムが同地域における犯罪の発生件数や住民の意識に与えた影響について調査した結果や、それらを踏まえた同プログラムの改善策を紹介した。さらに、米国の司法省研究所（NIJ）でシニア社会科学アナリストを務めるマリー・ガルシア博士が、「矯正職員の経験：仕事上のストレスがもたらす影響や回復力（レジリエンス）の促進方法についての理解」と題し、仕事を通じて種々のストレスや不満にさらされる矯正職員の精神的健康を維持し、回復力を促進するのに有効な方策を調査した結果が紹介された。最後に、法務総合研究所研究部の池田伶司研究官が、「立ち直りを支える研究」と題し、受刑者を対象とした調査において、過去に犯罪と関わりなく生活できた理由を尋ねた結果、最も多かった回答が「自分を必要としてくれる人がいた」であったことなどを紹介し、その調査結果を地方自治体や社会福祉の関係者等に共有することにより、更生を支える環境作りに寄与しているという点を指摘した。

その後、パネリスト間で、「新型コロナウイルス感染症が刑事政策に与えた影響」をテーマとした議論が行われ、ブラウン博士から、AICが、新型コロナウイルス感染症が大流行する状況下における、女性に対する配偶者間暴力の実態を把握するために実施した調査について紹介された。

質疑応答では、オンライン会議システムを経由して参加した聴衆から、ガルシア博士に対し、米国の矯正施設に勤務する女性職員の割合、仕事に対する満足度及び離職率について質問がなされた。

3 展示

京都コンGRESの会期中、会場及びオンラインにて、国連、国際機関、政府機関、NGO、企業等40以上の出展者が、安全・安心な社会の実現に向けた取組、SDGsに関する取組、日本の文化、最先端のIT・AI技術等に関する展示を行った（7-2-2-2表は会場における展示の出展者一覧、7-2-2-3図はオンラインによるバーチャル展示のイメージである。）。

7-2-2-2表 会場における展示の出展者一覧

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）	法務省法務総合研究所国際協力部	京都府更生保護女性連盟
日本コントロールシステム株式会社（NCS）	法務省法務総合研究所研究部	京都府保護司会連合会
日本電気株式会社（NEC）	警察庁刑事局刑事企画課	第14回国連犯罪防止刑事司法会議 京都実行委員会
国際移住機関（IOM）	アジア矯正建築会議（ACCFA）	文化庁
総合警備保障株式会社（ALSOK）	犯罪被害者支援弁護士フォーラム（VSフォーラム）	関西広域連合
日本電信電話株式会社（NTT）	株式会社ゲネシスコンマース	法務省大臣官房秘書課
公益財団法人全国教諭師連盟	グローリー株式会社	日本司法支援センター（法テラス）
公益財団法人全国篤志面接委員連盟	一般社団法人ホウビ	京都刑務所
国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）	株式会社竹中工務店	一般社団法人京都わかさねっと



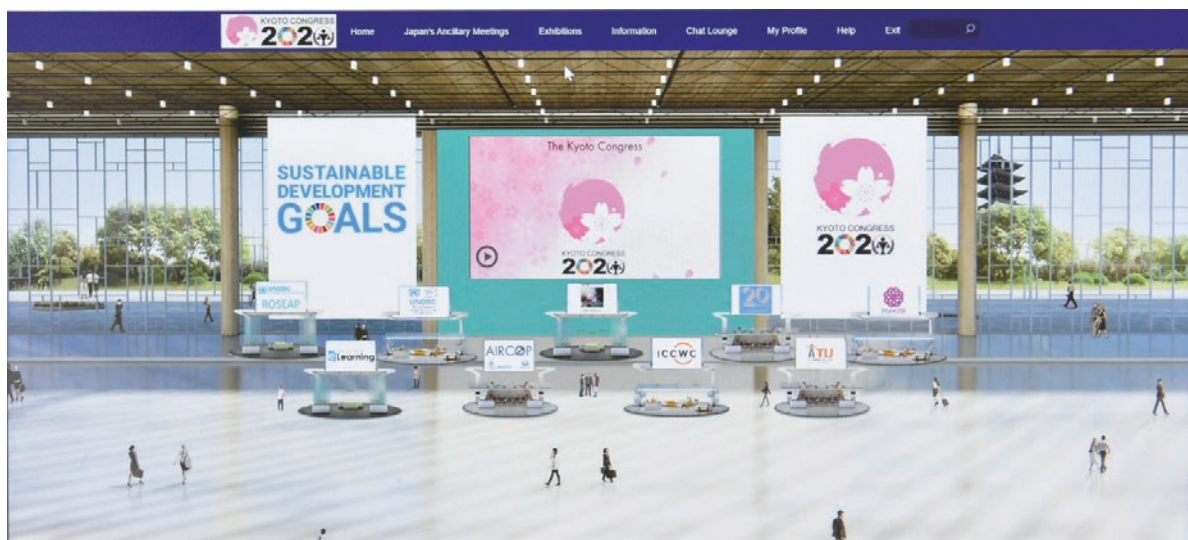
法務省法務総合研究所研究部の会場における展示の様子



京都府更生保護女性連盟の方々による琴演奏の様子（展示会場内のイベント）

【写真提供：法務省大臣官房国際課】

7-2-2-3図 バーチャル展示





特殊詐欺に係る再犯防止のための
ワークブック表紙（少年院）
【画像提供：法務省矯正局】



「新しい生活における詐欺・トラブル防止」
広報・啓発ポスター
【画像提供：消費者庁消費者政策課】



特殊詐欺防止に向けた
街頭活動の様子
【写真提供：警察庁生活安全局】

▶ 第8編 詐欺事犯者の実態と処遇

- 第1章 はじめに
- 第2章 詐欺に関連する法令
- 第3章 詐欺事犯の動向等
- 第4章 再犯防止に向けた各種施策
- 第5章 特別調査
- 第6章 おわりに

刑法犯の認知件数は、平成15年以降、減少の一途をたどっている。しかしながら、罪名別に見ると、詐欺の認知件数は、増減を繰り返しており、同じ財産犯でありながら認知件数が減少し続けている窃盗とは異なる動きを示している。そのようなこともあり、令和2年の刑法犯検挙人員総数に占める詐欺の検挙人員の比率及び入所受刑者総数に占める詐欺の入所受刑者人員の比率は、いずれも平成15年よりも高くなっている。このような詐欺の動向の背景には、特殊詐欺の動向が関係しているものと思われる。同年頃に急増し、それ以降長く社会問題となっている特殊詐欺については、政府としても、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）の下、その対策に当たっているところであるが、近年も、認知件数は毎年1万件を超える水準で推移し、年間数百億円規模の金が犯罪者の手に渡っており、引き続き撲滅に向けた対策が必要である。他方、再犯について見ると、詐欺の出所受刑者の2年以内及び5年以内再入率は、近年、いずれも低下傾向にあり、令和元年出所受刑者の2年以内再入率及び平成28年出所受刑者の5年以内再入率について、詐欺の出所受刑者と出所受刑者総数を比較すると、いずれも詐欺の出所受刑者が、出所受刑者総数を下回っている。しかしながら、令和2年の成人検挙人員に占める前に同一罪名の前科を5犯以上有する者の比率を見ると、詐欺は、窃盗に続いて高くなっている。詐欺事犯者の再犯防止に向けた対策の必要性はいまだ減じていない。詐欺、とりわけ特殊詐欺の防止や、詐欺事犯者の再犯防止に向けた有効な対策を検討するには、その前提として、詐欺事犯の実態や詐欺事犯者の特性を十分に把握する必要がある。しかしながら、手口、動機、背景事情等が多種多様である詐欺事犯や詐欺事犯者について、その実態や特性を明らかにする統計資料等は、十分にあるとは言えない。法務総合研究所では、広く詐欺事犯の実態や詐欺事犯者の特性等を明らかにするとともに、特殊詐欺を行った者の実態、特性、処分後の成り行き等を明らかにし、特殊詐欺の撲滅に向けた対策や、効果的な再犯防止対策の在り方の検討に資する資料を提供することが必要かつ有益であると考えた。

そこで、本白書では、本編において、「詐欺事犯者の実態と処遇」と題し、詐欺事犯の動向、詐欺事犯者、特に、特殊詐欺事犯者の処遇やその再犯防止に向けた取組の現状を紹介するとともに、詐欺事犯についての再犯防止対策の前提となる実態把握に資する基礎資料を提供することとした。

本編の構成は、次のとおりである。

第2章では、我が国における詐欺に関連する法令を概観する。

第3章では、各種統計資料に基づき、詐欺事犯の動向、処遇の各段階における詐欺事犯者の人員の推移、詐欺事犯者による再犯の状況等を概観する。詐欺被害者についてもここで取り上げる。

第4章では、矯正及び更生保護の各段階において、詐欺事犯者に対して行われている再犯防止に向けた各種施策の現状を紹介する。

第5章では、詐欺事犯者に関する特別調査の内容や同調査によって明らかとなった事項について紹介する。

第6章では、詐欺事犯と詐欺事犯者をめぐる現状と課題を総括し、特殊詐欺対策や詐欺事犯者の再犯を防止するための方策について検討する。

なお、本編では、特に断らない限り、「詐欺」には、刑法246条に規定される罪のほか、同法246条の2に規定される電子計算機使用詐欺罪（本編第2章第1節1項（1）参照）及び同法248条に規定される準詐欺罪（同項（1）参照）が含まれる。また、本編では、「特殊詐欺」について、「詐欺」とは別に取り扱うことがあるが、特殊詐欺については、その定義上（同編第3章第1節1項（3）参照）、各種統計では、「詐欺」ではなく、「恐喝」又は「窃盗」として計上されるものが含まれ得る。したがって、「特殊詐欺」で検挙された者の中には、検察庁新規受理・終局処理人員、入所・出所受

刑者又は保護観察開始人員等の動向を紹介するに当たり、「詐欺」には計上されていない者が含まれ得ることに留意する必要がある。例えば、特殊詐欺の種類のうち、近年相当数の認知・検挙件数があるキャッシュカード詐欺盗については、各種統計では「窃盗」として計上され得るため、この類型の特殊詐欺で検挙された者については、各種統計に基づき、詐欺事犯者の処遇段階の動向（同節2項ないし5項）や再犯・再非行の概況（同章第2節）を紹介する際、その対象に含まれていない可能性がある。

第1節 詐欺に関連する処罰法規

① 刑法・組織的犯罪処罰法

(1) 刑法

詐欺については、まず、**刑法**（明治40年法律第45号）は、246条1項で「人を欺いて財物を交付させ」る行為（**狭義の詐欺罪**）を、同条2項で「前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させ」る行為（**詐欺利得罪**）をそれぞれ処罰の対象としている。また、248条では、「未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させ」る行為を**準詐欺罪**として処罰の対象としている。加えて、昭和62年法律第52号による改正では、コンピュータの普及に伴い、電子情報処理組織をめぐる種々の不正行為が次第に増加しつつあったことから、この種の不正行為に対処するための規定が刑法に新設され、その一環として、「人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させ」る行為（246条の2）が**電子計算機使用詐欺罪**として新たに処罰の対象とされた（昭和62年6月施行）。これらの罪については、250条により、それぞれ未遂行為も処罰の対象とされている。このほか、刑法は、詐欺の手段として用いられることがある文書や有価証券等の偽造・行使、虚偽公文書作成・行使等の行為も処罰の対象としている。

(2) 組織的犯罪処罰法

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下この章において「**組織的犯罪処罰法**」という。）は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化するなどの目的で平成11年8月に制定された（12年2月施行）。同法により、刑法に定められた一定の犯罪が、①団体の活動として、その罪に当たる行為を実行するための組織により行われた場合、②団体に不正権益を得させるなどの目的で実行された場合について、いずれもその法定刑を加重する規定が設けられた（①については、狭義の詐欺罪及び詐欺利得罪も対象とされている）。さらに、これらの刑法犯及びその他の特定の犯罪に係る犯罪収益等を仮装・隠匿・收受する行為及び不法収益等を用いた法人等の事業経営の支配を目的とする役員変更等の行為といったマネー・ロンダリング行為を処罰する規定が設けられたほか、犯罪収益等の没収・追徴及びそのための保全手続に関する規定等が定められた。

平成29年法律第67号による改正では、犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、並びに**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約**（第2編第6章第1節1項参照）の締結に伴い、必要となる罰則の新設等所要の法整備を行うため、一定の重大犯罪（対象犯罪）に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益の獲得等の目的で行われるものの遂行を二人以上で計画する行為であって、その計画に基づき当該犯罪を実行するための準備行為が行われたものを処罰する規定（テロ等準備罪）等が新設されており、組織的な詐欺、電子計算機使用詐欺等もこのテ

口等準備罪の対象犯罪とされた（平成29年7月施行）。

2 詐欺と関係が深い特別法

詐欺に類似した方法により、相手に損害を与えながらも、相手を「欺い」たことを立証することの困難さから詐欺罪の適用が困難な事例もある。そのような被害の発生の防止に資する特別法の一例として、以下の法律がある。

(1) 特定商取引法等

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。平成13年6月1日前の題名は**訪問販売等に関する法律**。以下（1）において「**特定商取引法**」という。）は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。）を公正にするとともに購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にして、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものである。昭和51年の制定時には、契約内容を明確化し、後日紛争が生じることを防止する観点から、訪問販売業者等の書面交付義務が規定され、同義務違反（不交付及び虚偽記載書面の交付）に係る罰則が設けられた。昭和63年法律第43号による改正では、訪問販売業者等に対する禁止行為として、訪問販売等に係る売買契約等の締結について勧誘するに際し、又は同売買契約等の解除等を妨げるため、当該売買契約等に関する事項であって、顧客等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、不実のことを告げる行為（以下（1）において「**不実告知**」という。）等を禁止する規定が整備され、これらの規定に違反した場合に係る罰則が設けられた（昭和63年11月施行）。その後、累次の改正により、規制対象となる取引の追加、罰則の強化（法定刑の引上げ、懲役刑及び罰金刑の併科）がなされていったほか、不実告知等の対象となる事項が具体的に列挙され、明確化されるなどした。最近では、令和3年法律第72号による改正により、通信販売における詐欺的な定期購入商法対策として、通信販売における解除等を妨げるための不実告知や、契約の申込みを受ける最終段階の映像面等において定期購入でないことと誤認させる表示等を禁止する規定が整備されるとともに、これらの規定に違反した場合に係る罰則が新設されるなどした（令和4年6月までに施行）。

特定商取引法と同様に、取引の相手方等に対し、一定の事項について、不実のことを告げる行為等を禁止行為として規定し、これらの規定に違反した場合に係る罰則を設けている法律としては、**宅地建物取引業法**（昭和27年法律第176号）、**旅行業法**（昭和27年法律第239号）等がある。

(2) 不正競争防止法等

不正競争防止法（平成5年法律第47号）は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の確かな実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものである。不正競争防止法では、不正の目的をもって他人の商品等表示と同一又は類似のものを使用して他人の商品等と混同・誤認を生じさせる行為、商品の原産地等について誤認を生じさせるような虚偽の表示をする行為、他人の著名な商品等表示に係る信用等を利用して不正の利益を得る目的で、自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一又は類似のものを使用する行為等について、罰則を設けている。

不正競争防止法と類似の罰則を置く法律としては、食品、添加物、器具又は容器包装に関し、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示等をする行為等について罰則を設けている**食品衛生法**（昭和22年法律第233号）、登録商標以外の商標を使用する場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為等について罰則を設けている**商標法**（昭和34年

法律第127号)等がある。

3 特殊詐欺対策関連の特別法

特殊詐欺(本編第3章第1節1項(3)参照)は、平成15年夏頃から、いわゆるオレオレ詐欺によるものが目立つようになった。架空・他人名義の預貯金口座や携帯電話を利用した特殊詐欺が多発していたことから、その対策のため以下の立法がなされた。

(1) 犯罪収益移転防止法等

インターネット等を通じて売買された他人名義の預貯金口座を不正に利用した振り込め詐欺(本編第3章第1節1項(3)コラム9参照)等の犯罪行為が多発していたことを踏まえ、平成16年法律第164号により、**金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律**(平成14年法律第32号)が改正され、法律の題名が**金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律**に改められるとともに、預貯金口座等の不正な利用を防止するため、預貯金通帳等の有償譲受け等に関する罰則が新設された(平成16年12月施行)。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律は、犯罪収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成19年3月に制定された**犯罪による収益の移転防止に関する法律**(平成19年法律第22号。以下(1)において「**犯罪収益移転防止法**」という。)により廃止され、預貯金通帳等の有償譲受け等の罰則は同法に引き継がれた(20年3月全面施行)。さらに、平成23年法律第31号による犯罪収益移転防止法の改正により、顧客等が隠蔽の目的で本人特定事項を偽った場合や預貯金通帳等の有償譲受け等に対する罰則が強化された(23年5月施行)。

(2) 携帯電話不正利用防止法

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。いわゆる**携帯電話不正利用防止法**)は、振り込め詐欺(本編第3章第1節1項(3)コラム9参照)等の犯罪において、契約者を特定できない携帯電話が利用されることが多かったことを踏まえ、振り込め詐欺対策として、平成17年4月に制定されたものであり、匿名性の高い携帯電話を入手することを困難とし、携帯電話の不正な利用を防止するため、携帯電話に係る役務提供契約時における携帯音声通信事業者の本人確認義務に関する規定や、携帯電話の不正な譲渡等に関する罰則を設けたものである(18年4月全面施行)。また、平成20年法律第76号による改正により、SIMカード(契約者特定記録媒体)単体の譲渡等についても規制対象としたほか、携帯電話等の有償貸与業者が貸与契約を締結する際の本人確認等の手続を厳格に定めるとともに、携帯電話等の不正な貸与等についても新たに処罰の対象とした(20年12月施行)。

4 その他の特別法

詐欺に類似する行為について罰則を設けている特別法としては、以上のほか、①偽りその他不正の行為により税を免れるなどの脱税行為について罰則を設けている**所得税法**(昭和40年法律第33号)、**法人税法**(昭和40年法律第34号)、**消費税法**(昭和63年法律第108号)、**相続税法**(昭和25年法律第73号)等(第4編第4章第1節参照)、②偽りその他不正の手段により公的資金を取得するなどの行為について罰則を設けている**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律**(昭和30年法律第179号)、**生活保護法**(昭和25年法律第144号)等、③仮装売買等による相場操縦等の行為について

罰則を設けている**金融商品取引法**（昭和23年法律第25号。同章第2節参照）、④破産、会社更生等において債権者等を害する目的で行われる財産の譲渡を仮装するなどの行為について罰則を設けている**破産法**（平成16年法律第75号）、**会社更生法**（平成14年法律第154号）等がある。

第2節 詐欺被害者の救済に関する法律

1 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）は、犯罪被害者の保護を一層充実させるため、詐欺を含む財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた財産（犯罪被害財産）の没収又はその価額の追徴により得た財産等を用いて、当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定めるものであり、平成18年6月に制定された（同年12月全面施行）。また、これに合わせて、平成18年法律第86号により組織的犯罪処罰法も改正された（同月施行）。これにより、被害者による損害賠償請求権等の行使が困難な場合、例えば、詐欺を含む財産犯が組織的に行われた場合や当該犯罪被害財産が隠匿された場合等に、組織的犯罪処罰法により当該犯罪被害財産の没収・追徴が可能となり、当該財産等を被害回復給付金の支給に充てることができることとなった。同支給手続においては、没収した犯罪被害財産に相当する金銭の保管を始めとする支給手続の主体が検察官とされ、犯罪被害財産の没収・追徴の理由とされた犯罪行為の被害者のほか、これと一連の犯行として行われるなどした犯罪行為の被害者についても、被害回復給付金の支給の申請をすることができる。令和2年における被害回復給付金支給開始手続の開始決定件数等については第6編第2章第2節3項を、詐欺に係る被害回復給付金の支給状況の推移については**8-3-3-8表①**をそれぞれ参照。

2 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めるとして、平成19年12月に制定されたものであり（20年6月施行）、振り込め詐欺等による財産的被害の迅速な回復等に資するものである。同手続による被害回復分配金の支払状況の推移については、**8-3-3-8表②**を参照。

第3節 詐欺の捜査に係る法律

1 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

詐欺の捜査に係る法律として、**刑事訴訟法**（昭和23年法律第131号）等に加え、**犯罪捜査のための通信傍受に関する法律**（平成11年法律第137号。以下この項において「通信傍受法」という。）がある。同法は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることに鑑み、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、平成11年8月に制定された（12年8月施行）。同法により、検察官又は司法警察員は、対象犯罪が行われたと疑うに足りる十分な理由がある場合であって、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるときなどにおいて、犯罪の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示等を内容とする通信が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の

状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときに、裁判官が発付する傍受令状に基づき、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないでこれを傍受することができることとされている。

平成28年法律第54号による改正により、犯罪捜査のための通信傍受の対象となる犯罪に詐欺、電子計算機使用詐欺等が加えられ、これらの犯罪についても、あらかじめ定められた役割分担に従って行動する人の結合体により行われるなどの場合においては、通信傍受を有用な捜査手法の一つとして活用できることとなった（平成28年12月施行）。また、同改正により、通信事業者等の施設においてその職員の立会いの下、通信が行われるのと同時に傍受する従来の手続に加え、通信事業者等が通信を暗号化し、一時的に保存をする方法により傍受する手続や、通信事業者等が暗号化した通信を、捜査機関の施設等に設置された、通信傍受法に定められた要件を満たす電子計算機に伝送させ、通信事業者等による立会いを要さず、受信するのと同時に復号し、又は一時的保存をする方法により傍受する手続が新たに導入されるなど、通信傍受手続の合理化・効率化がなされた（令和元年6月施行）。詐欺に係る通信傍受実施事件数及び傍受令状発付件数の推移については、**8-3-1-29表**参照。

2 合意制度

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（以下この項において「**合意制度**」という。）は、平成28年法律第54号による刑事訴訟法の改正により、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化等を図るために創設された（平成30年6月施行）。合意制度は、検察官が、弁護人の同意がある場合に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の刑事事件について真実の供述をすること、証拠物を提出することなどの協力的行為をし、検察官が被疑者・被告人の事件について、その協力的行為を被疑者・被告人に有利に考慮して公訴を提起せず、軽い訴因により公訴を提起し、軽い求刑をするなどの有利な取扱いをすることを内容とする合意をすることができるものである。

合意制度の対象となる犯罪には、詐欺、電子計算機使用詐欺等が含まれている。特殊詐欺に代表される詐欺事犯が組織的な背景を伴って行われる場合、その密行性や正当な経済活動との区別を含めた事案の解明が困難となり得るが、罪を犯した者から他人の犯罪についての証拠を得るという合意制度は、首謀者の関与状況等を含めた事案の解明のために、犯罪の実行者等の組織内部の者から供述や証拠物を得て捜査を進展させる上で、有用な捜査手法となり得る。

この章では、各種統計資料等に基づき、詐欺事犯の動向、処遇の各段階における人員の推移、詐欺事犯者による再犯の状況等について概観する。

第1節 詐欺事犯の動向等

1 認知・検挙・取締り

(1) 詐欺

ア 認知件数・検挙件数・検挙率

(ア) 概要

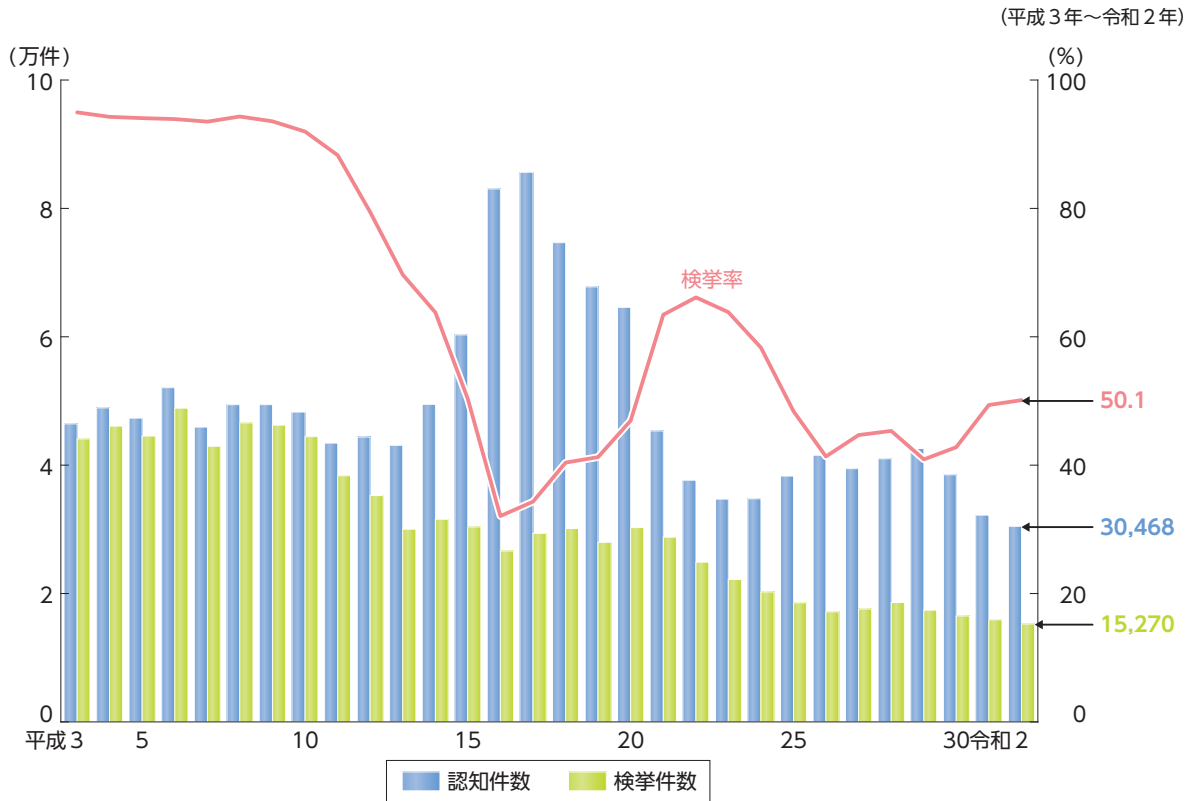
詐欺の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）を見ると、**8-3-1-1**図のとおりである（特殊詐欺（本項（3）参照）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移については、**8-3-1-17**図参照）。

認知件数は、平成元年から10年までは5万件前後、11年から13年までは4万件台前半で推移していたが、15年及び16年に大きく増加し、17年には8万5,596件に達した後、18年から減少し、23年には3万4,720件となった（CD-ROM参照）。その後、再び増加傾向に転じ、29年には4万2,571件に達したが、翌年からは毎年減少し、令和2年は3万468件（前年比5.4%減）であった。なお、特殊詐欺については、罪名としては、詐欺のほか、恐喝又は窃盗にも該当し得ることに留意する必要があるが、その被害が目立ち始めたのは平成15年夏頃であり、16年には特殊詐欺の認知件数が約2万5,700件に達している（本項（3）参照）。刑法犯の認知件数総数に占める詐欺の認知件数の割合は、令和2年は5.0%であり、平成3年（2.0%）よりも高い（**1-1-1-3**図及びCD-ROM資料**1-2**参照）。

検挙件数は、平成10年までは4万件台を維持していたが、11年以降減少し、13年から21年まで、おおむね3万件前後で推移した後、更に減少し、25年からは1万件台で推移し、令和2年は1万5,270件（前年比4.0%減）であった。

検挙率は、平成10年までは90%台であったが、11年以降の検挙件数の減少及び14年以降の認知件数の増加により大きく低下し、16年には32.1%まで低下した後、22年（66.1%）まで上昇し続けた。その後、再び低下し、25年から令和元年まで40%台で推移したが、2年は50.1%（前年比0.7pt上昇）であった。

8-3-1-1 図 詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

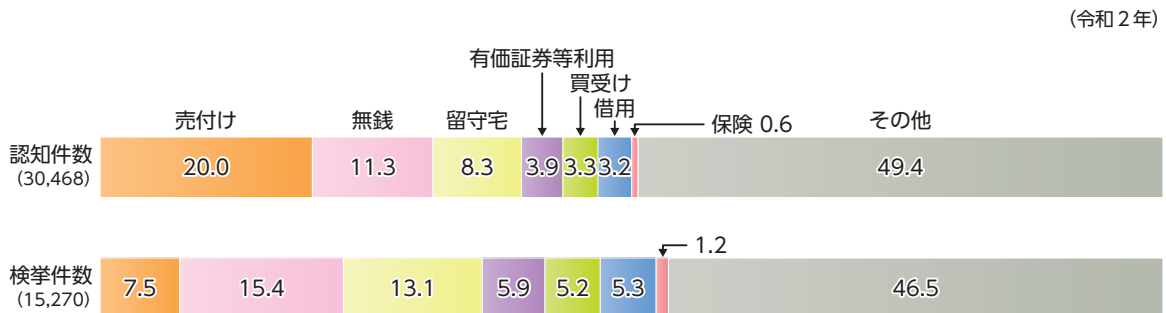


注 警察庁の統計による。

(イ) 手口別

令和2年における詐欺の認知件数及び検挙件数の手口別構成比を見ると、8-3-1-2図のとおりである。

8-3-1-2 図 詐欺 認知件数・検挙件数の手口別構成比

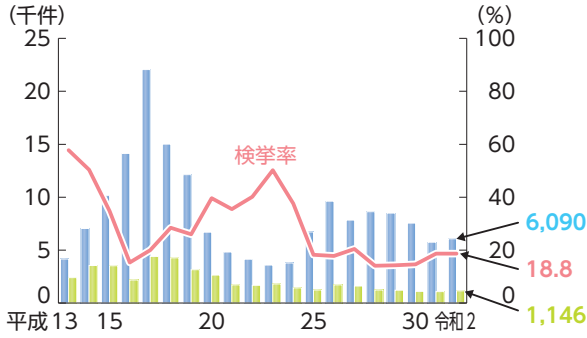


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「売付け」は、売付けを口実として金品をだまし取るものをいう。
 3 「無銭」は、人を欺いて飲食、宿泊、乗車等し、不法の利益を得るものをいう。
 4 「留守宅」は、留守宅を訪れ、口実を設けて留守家族等から金品をだまし取るものをいう。
 5 「有価証券等利用」は、有価証券等（偽造、変造又は無効のものを含む。）を利用して金品をだまし取るものをいう。
 6 「買受け」は、買受けを口実として金品をだまし取るものをいう。
 7 「借用」は、借用を口実として金品をだまし取るものをいう。
 8 「保険」は、保険金受領の資格等を偽り、保険金をだまし取るものをいう。
 9 「その他」は、不動産利用、募集、職権、釣銭・両替、横取り等を含む。
 10 () 内は、件数である。

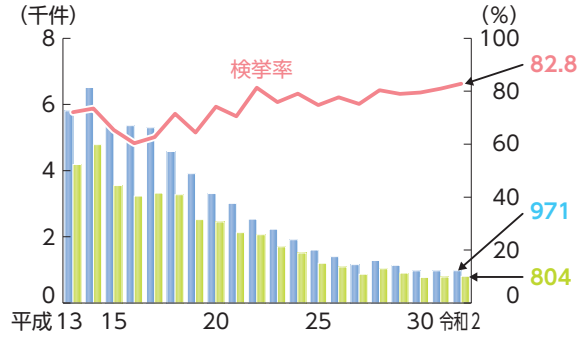
詐欺の主な手口別の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を見ると、8-3-1-3図のとおりである。

(平成13年～令和2年)

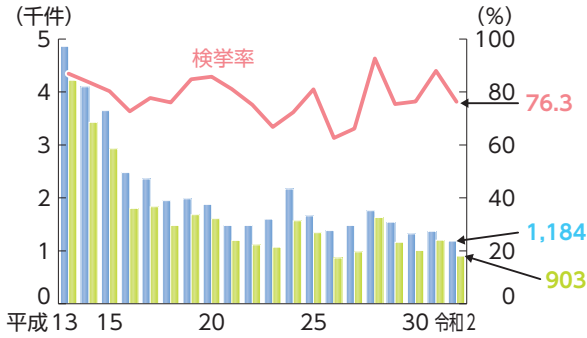
① 売付け



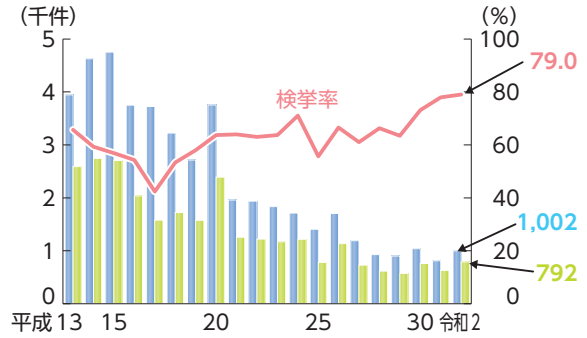
② 借用



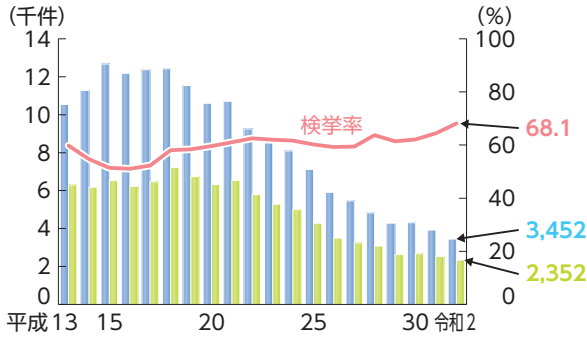
③ 有価証券等利用



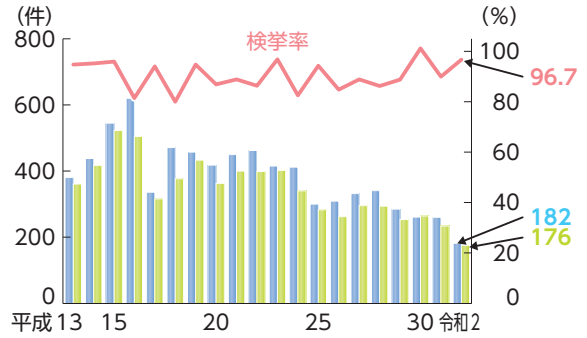
④ 買受け



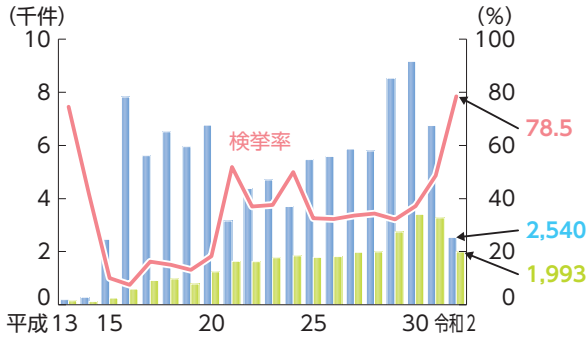
⑤ 無銭



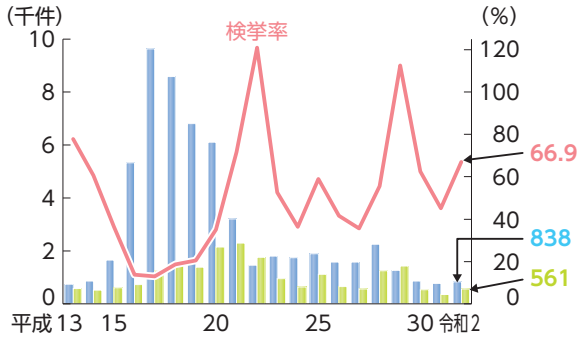
⑥ 保険



⑦ 留守宅



⑧ 募集



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 1 警察庁の統計による。
 2 「売付け」は、売付けを口実として金品をだまし取るものをいう。
 3 「借用」は、借用を口実として金品をだまし取るものをいう。
 4 「有価証券等利用」は、有価証券等（偽造、変造又は無効のものを含む。）を利用して金品をだまし取るものをいう。
 5 「買受け」は、買受けを口実として金品をだまし取るものをいう。
 6 「無銭」は、人を欺いて飲食、宿泊、乗車等し、不法の利益を得るものをいう。
 7 「保険」は、保険金受領の資格等を偽り、保険金をだまし取るものをいう。
 8 「留守宅」は、留守宅を訪れ、口実を設けて留守家族等から金品をだまし取るものをいう。
 9 「募集」は、募集を口実として金品をだまし取るものをいう。
 10 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

① 売付け (8-3-1-3 図①)

売付けの認知件数は、平成17年(2万2,052件)をピークに、翌年から23年(3,585件)まで減少し続けた後、24年から26年(9,612件)まで増加したものの、29年以降は減少を続けていたが、令和2年は6,090件(前年比6.3%増)であった。検挙件数は、平成17年(4,407件)をピークに、翌年から減少傾向にあったが、令和2年は1,146件(同7.1%増)であった。なお、平成17年から20年までの間、オークション利用詐欺の検挙件数が1,000件を超えていたことにも留意が必要である(4-5-2-1表CD-ROM参照)。検挙率は、16年(15.3%)から上昇傾向にあり、23年には、認知件数の減少等により50.2%に達したが、その翌年から減少し、近年は、おおむね10%台で推移している。

② 借用 (8-3-1-3 図②)

借用の認知件数は、平成14年(6,515件)をピークに、翌年から減少傾向にあり、令和2年は、971件(前年比0.3%減)であり、平成14年の約7分の1の水準である。検挙件数は、同年(4,789件)をピークに、翌年から減少傾向にあり、令和2年は804件(同1.9%増)であった。検挙率は、平成13年以降、一貫して60%を上回っており、22年以降、おおむね80%前後で推移している。

③ 有価証券等利用 (8-3-1-3 図③)

有価証券等利用の認知件数は、平成13年(4,862件)以降、減少傾向にあるものの、16年に3,000件を下回った後も、1,300件台から2,400件台の間で推移していたが、令和2年は1,184件(前年比13.5%減)であった。検挙件数は、平成13年(4,223件)を最多に、翌年から減少傾向にあり、25年以降はおおむね800件台から1,600件台の間で推移し、令和2年は903件(同25.0%減)であった。検挙率は、平成28年(92.7%)を最高に、60%を上回る水準で推移している。

④ 買受け (8-3-1-3 図④)

買受けの認知件数は、平成15年(4,754件)を最多に、20年まではおおむね3,000件を上回って推移していたが、21年に大きく減少し、その後も減少傾向にあり、令和2年は1,002件(前年比23.6%増)であった。検挙件数は、平成14年(2,746件)をピークに、翌年から減少傾向にあり、20年に一旦増加したものの、21年以降はおおむね500件台から1,200件台の間で推移し、令和2年は792件(同25.3%増)であった。なお、平成17年から20年までの間、オークション利用詐欺の検挙件数が1,000件を超えていたことにも留意が必要である(4-5-2-1表CD-ROM参照)。検挙率は、17年(42.4%)を除いて、50%を上回る水準で推移しており、近年は上昇傾向にある。

⑤ 無銭 (8-3-1-3 図⑤)

無銭の認知件数は、平成15年(1万2,679件)を最多に、21年までは1万件台で推移していたが、22年(9,253件)以降、減少傾向にあり、令和2年は3,452件(前年比12.0%減)であった。検挙件数は、平成18年(7,210件)を最多に、翌年から減少傾向にあり、29年以降は2,000件台で推移しており、令和2年は2,352件(同7.0%減)であった。検挙率は、平成13年以降、50%台前半から60%台前半の間で推移していたが、令和2年は68.1%であった。

⑥ 保険 (8-3-1-3 図⑥)

保険の認知件数は、平成13年から16年(620件)まで増加し、翌年に大きく減少した後は、18年から24年までは400件台、25年から28年までは300件台、29年以降は200件台でそれぞれ推移していたが、令和2年は182件(前年比30.0%減)であった。検挙件数は、平成25年(283件)以降、200件台で推移していたが、令和2年は176件(同24.8%減)であった。検挙率は、他の手口と比較して総じて高く、平成18年(80.0%)を最低に、一貫して80%以上を維持している。

⑦ 留守宅 (8-3-1-3図⑦)

特殊詐欺に係る手口である留守宅の認知件数は、平成15年に急増（前年比786.3%増）した後、その翌年から令和元年までは3,000件台から9,000件台で推移していたが、2年は2,540件（同62.4%減）と大きく減少した。検挙件数は、平成20年から28年まで1,000件台で推移した後、29年に2,000件台、30年に3,000件台に至ったが、令和2年は1,993件（同39.2%減）であった。検挙率は、平成22年から令和元年までは30%台から40%台で推移していたが、2年は78.5%（同29.9pt上昇）と大きく上昇した。

⑧ 募集 (8-3-1-3図⑧)

募集の認知件数は、平成17年（9,629件）をピークに、その翌年から減少傾向にあり、令和2年は838件（前年比7.7%増）であった。検挙件数は、平成13年以降、300件台から2,300件台の間で増減を繰り返しており、令和2年は561件（同59.8%増）であった。検挙率は、平成13年以降、上昇・低下を繰り返しており、令和2年は66.9%（同21.8pt上昇）であった。

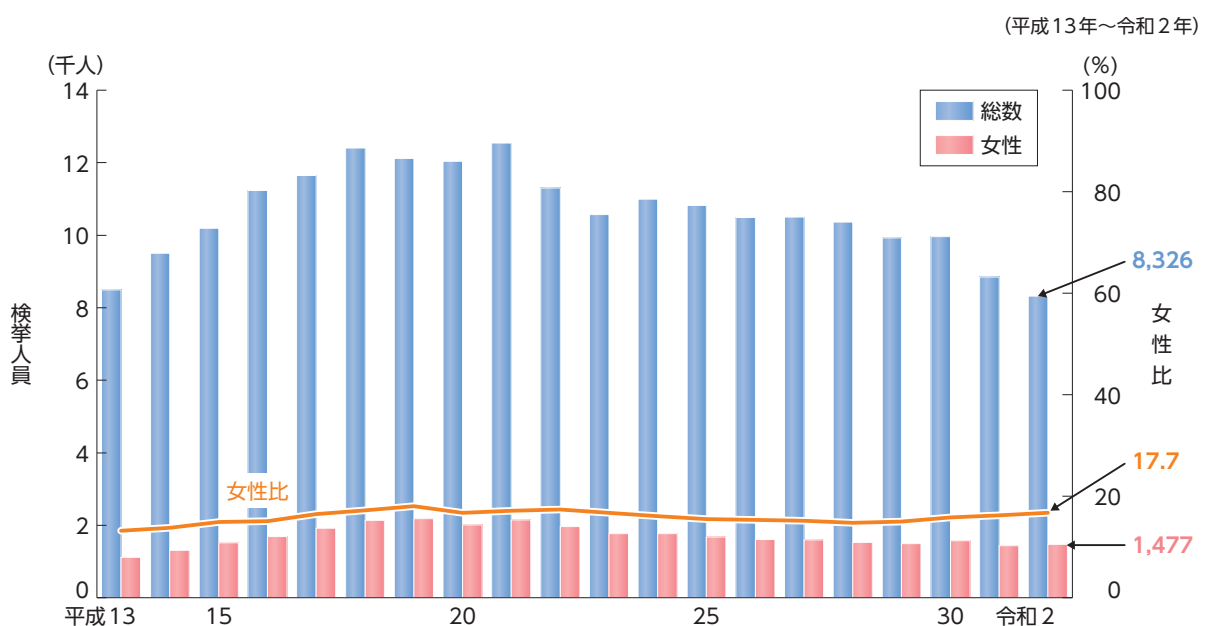
イ 検挙人員

(ア) 概要

詐欺の検挙人員（総数・女性）及び女性比の推移（最近20年間）を見ると、8-3-1-4図のとおりである（特殊詐欺の検挙人員の推移については、8-3-1-23図参照）。詐欺の検挙人員総数は、平成21年（1万2,542人）をピークに翌年から減少傾向にあり、令和2年は8,326人（前年比5.8%減）であった。女性の検挙人員は、平成18年から21年まで2,000人台で推移した後、減少傾向にあり、令和2年は1,477人（同2.6%増）であった。女性比は、平成13年（13.2%）から19年（18.1%）まで上昇し続け、その後は、14%台から17%台の間で推移しており、令和2年は17.7%（同1.5pt上昇）であった。2年の詐欺の女性比は、刑法犯検挙人員総数の女性比（21.3%。1-1-1-6表参照）よりも低い。

令和2年における刑法犯の検挙人員に占める詐欺の検挙人員の割合は、総数では4.6%であり、女性では3.8%であった（CD-ROM資料1-1参照）。

8-3-1-4図 詐欺 検挙人員（総数・女性）、女性比の推移



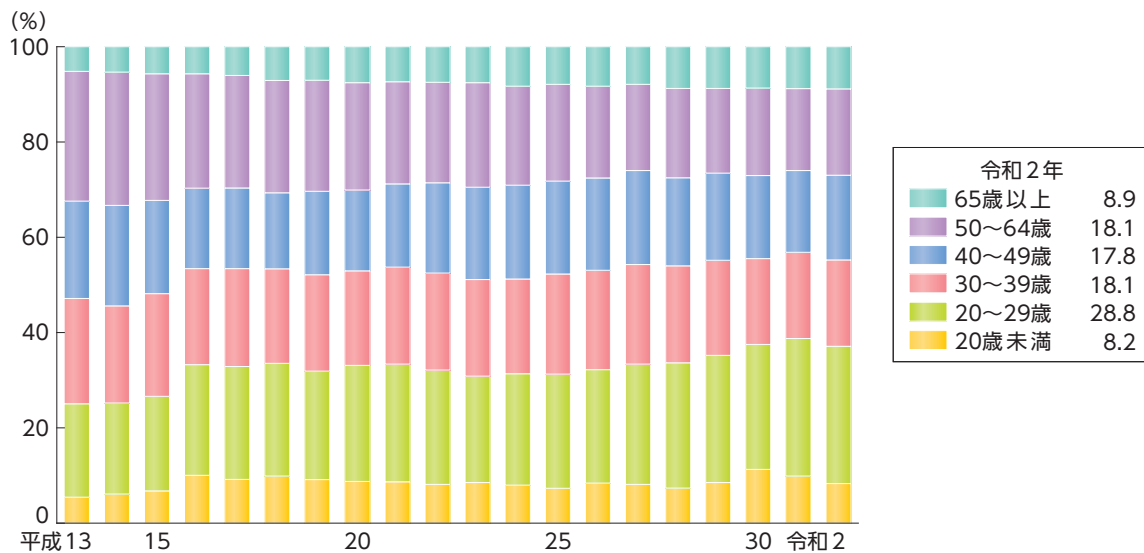
注 警察庁の統計による。

(イ) 年齢層別

詐欺の検挙人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-5図**のとおりである（特殊詐欺の検挙人員の年齢層別構成比については、**8-3-1-25図**参照）。詐欺の検挙人員のうち少年の構成比は、平成16年（10.0%（前年比3.3pt上昇））に大きく上昇した後、20年から29年までは7%台から8%台の間で推移していたが、30年に11%台に上昇したのを経て、令和2年は8.2%（同1.6pt低下）であった。詐欺の検挙人員のうち20歳代の者の構成比は、上昇傾向を示しており、2年における少年及び20歳代の者の検挙人員の合計は、詐欺検挙人員の37.1%（平成13年比12.0pt上昇）を占める。40歳代の者の構成比は、21年以降、17%台から19%台の間で推移し、50～64歳の者の構成比は、14年（28.0%）を最高に低下傾向にある一方、65歳以上の高齢者の構成比は、上昇傾向にある。令和2年の詐欺の検挙人員に占める高齢者の比率は8.9%（前年比0.1pt上昇）であったが、令和2年の刑法犯検挙人員総数に占める高齢者の比率（22.8%。**1-1-1-5図**参照）よりも顕著に低い。なお、同年における高齢者の詐欺の検挙人員（745人）のうち70歳以上の者は、430人であった（CD-ROM参照）。

8-3-1-5図 詐欺 検挙人員の年齢層別構成比の推移

（平成13年～令和2年）

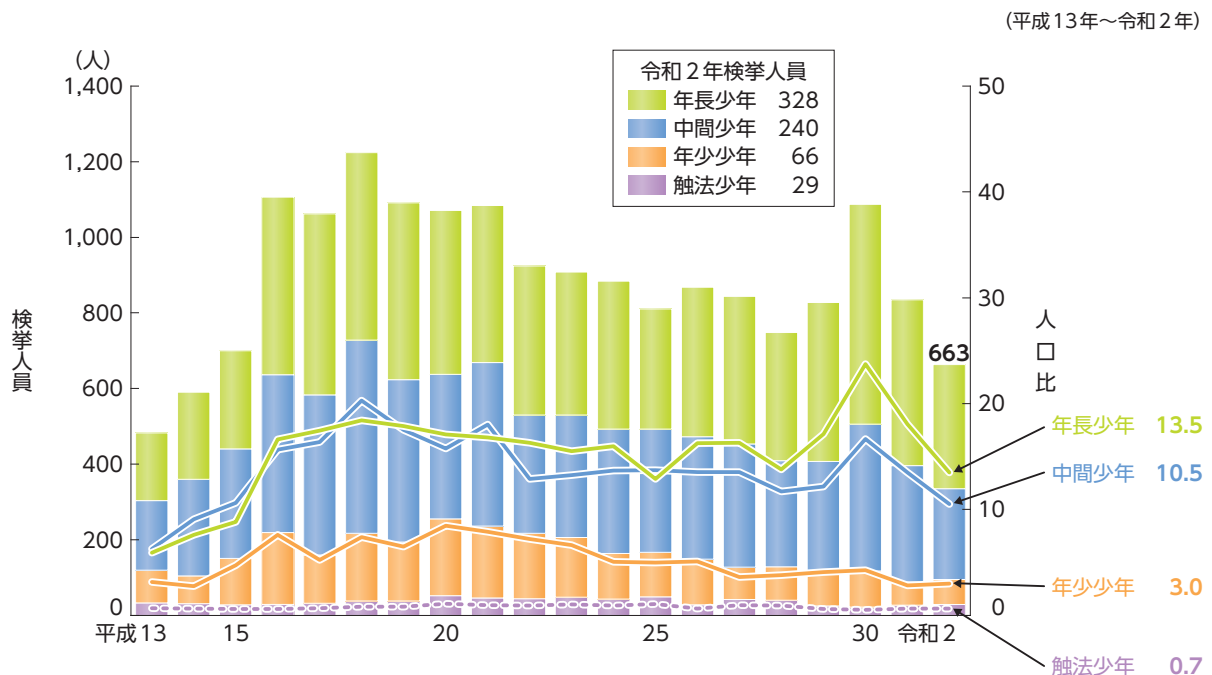


注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

少年による詐欺の検挙人員（触法少年による補導人員を含む。）及び人口比の推移（最近20年間）について、犯行時の年齢層別に見ると、**8-3-1-6図**のとおりである（少年による特殊詐欺の検挙人員及び人口比の推移については、**8-3-1-26図**参照）。総数では、平成16年（1,106人）に大きく増加し、18年に1,224人に達し、翌年から28年（748人）まで減少傾向にあったが、30年（1,087人）に再び増加したのを経て、その後は減少している。令和2年における少年による刑法犯の検挙人員（触法少年による補導人員を含む。）総数に占める詐欺の割合は、3.1%であった（**3-1-1-6表**参照）。触法少年は、平成20年（52人）を最多に減少傾向にあり、令和2年は29人であった。同年における年少少年の検挙人員は、最も多かった平成20年（203人）の約3分の1である66人であり、中間少年の検挙人員は、最も多かった18年（511人）の約2分の1である240人であった。これに対し、年長少年は、16年（470人）に大きく増加して以降、30年（581人）を最多に300人台から500人台の間で推移しており、令和2年は328人（前年比25.3%減）であった。

年齢層別に少年による詐欺の人口比を見ると、一貫して、触法少年が最も低く、年少少年がこれに続く。中間少年及び年長少年の人口比は、平成16年以降、触法少年及び年少少年の人口比よりも顕著に高い。26年以降は、一貫して、年長少年の人口比が中間少年の人口比を上回っている。

8-3-1-6図 少年による詐欺 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）



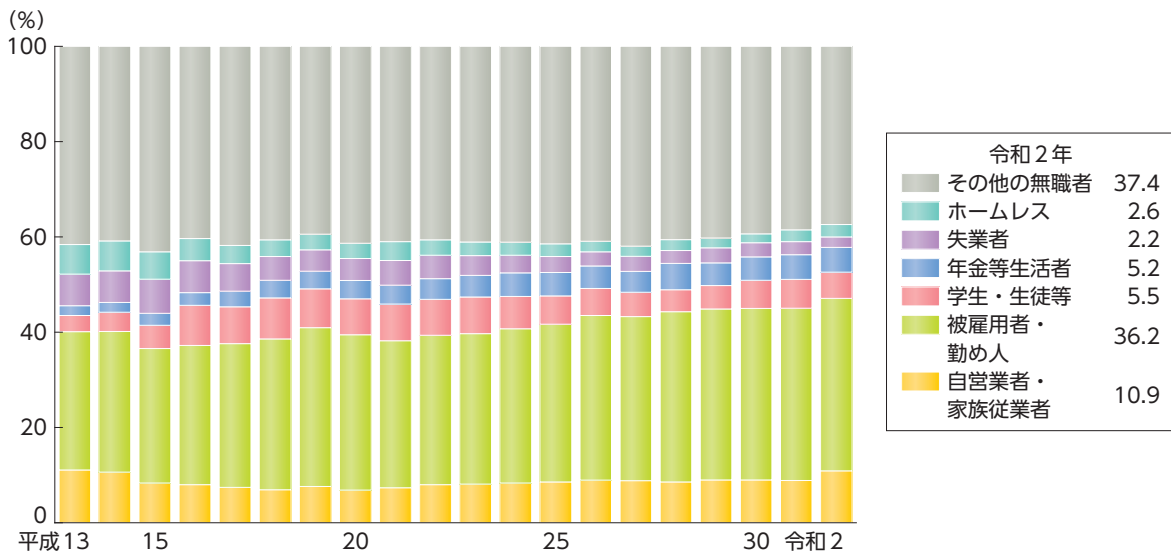
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
 4 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの詐欺の検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。

(ウ) 職業別

詐欺の検挙人員について、犯行時の職業別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-7図**のとおりである。被雇用者・勤め人の構成比は、上昇傾向にあり、令和2年（3,013人）は36.2%（平成13年比7.1pt上昇）であった。年金等生活者（無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。）の構成比も、上昇傾向にあり、令和2年（434人）は5.2%（同3.2pt上昇）であった。学生・生徒等の構成比は、平成16年（8.4%）に大きく上昇し、18年（1,067人）の8.6%を最高に、翌年から低下傾向を示し、28年（479人）には4%台となったが、30年以降は5%台から6%台の間で推移し、令和2年（461人）は5.5%（同2.2pt上昇）であった。一方、失業者の構成比は、平成15年（728人）の7.1%を最高に、翌年から低下傾向にあり、令和2年（182人）は2.2%（同4.5pt低下）であった。また、ホームレスの構成比も、平成14年（594人）の6.2%を最高に、翌年から低下傾向にあり、令和2年（220人）は2.6%（同3.5pt低下）であった。

8-3-1-7図 詐欺 検挙人員の職業別構成比の推移

(平成13年～令和2年)

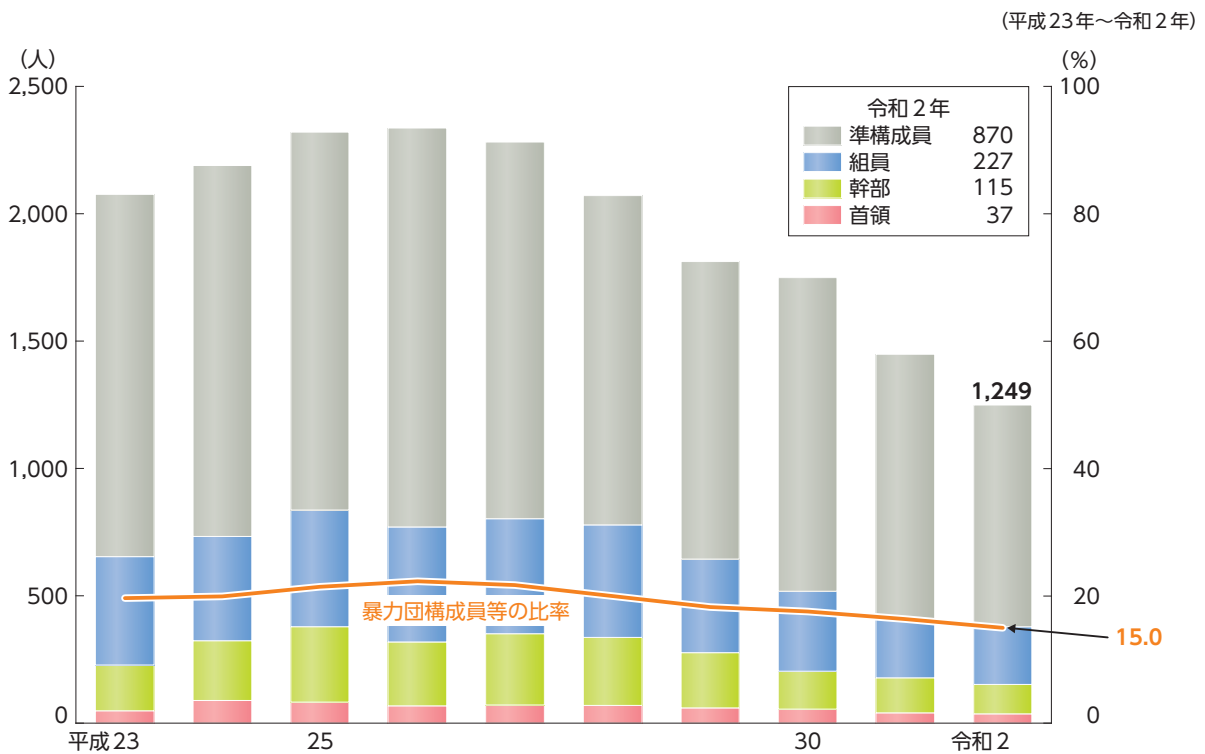


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の職業による。
 3 「年金等生活者」は、無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。
 4 「その他の無職者」には、主婦を含む。

(工) 暴力団構成員等

詐欺について、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（エ）において同じ。）の検挙人員及び検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率の推移（最近10年間）を見ると、**8-3-1-8図**のとおりである（特殊詐欺の暴力団構成員等検挙人員等の推移については、**8-3-1-27図**参照）。暴力団構成員等による詐欺の検挙人員は、平成26年（2,337人）を最多に、翌年から減少し続けている。暴力団構成員等の比率は、26年（22.3%）を最高に、翌年から低下し続け、令和2年は15.0%であるが、同年の刑法犯の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率（4.1%。**4-3-2-3表**参照）よりも顕著に高い。同年の暴力団構成員等による詐欺の検挙人員を地位別に見ると、首領及び幹部の合計は12.2%、組員は18.2%、準構成員は69.7%であった。

8-3-1-8図 詐欺 暴力団構成員等検挙人員等の推移

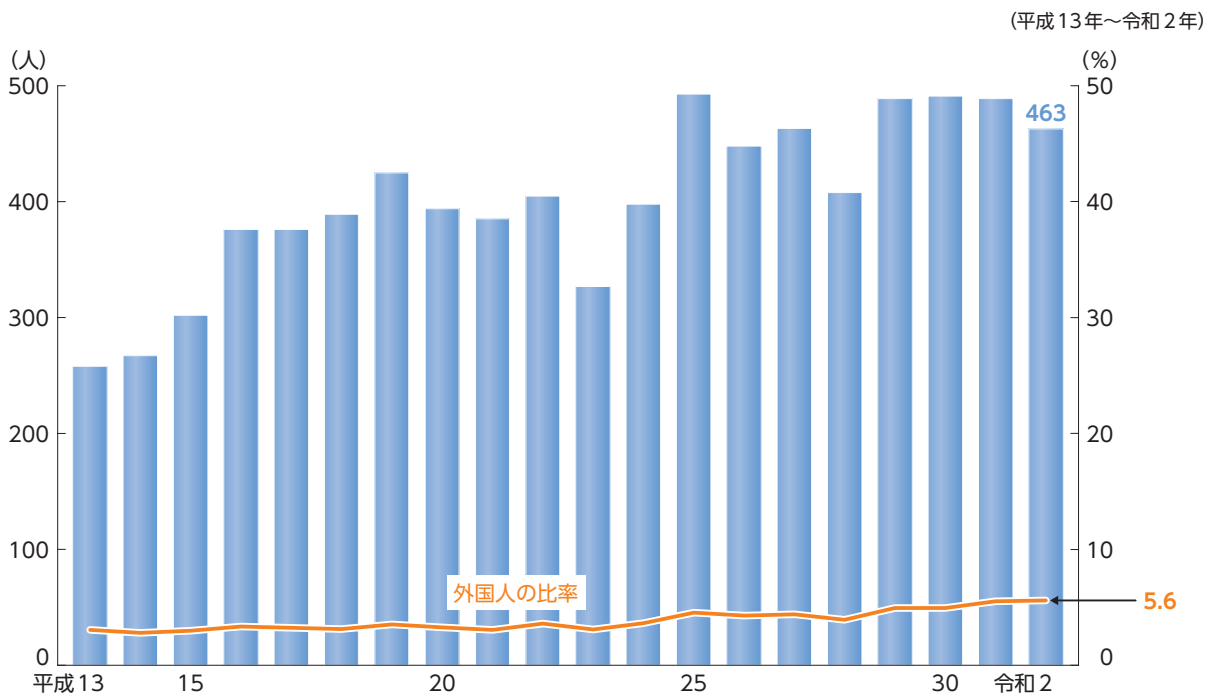


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

(オ) 外国人

外国人による詐欺の検挙人員及び検挙人員総数に占める外国人の比率の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-9図**のとおりである（特殊詐欺の外国人検挙人員等の推移については、**8-3-1-28図**参照）。外国人による詐欺の検挙人員は、平成13年以降、増加傾向を示したが、19年に425人に達した後は、おおむね400人台で推移しており、令和2年は463人（前年比5.3%減）であった。2年の外国人による詐欺の検挙人員を国籍別に見ると、中国（195人、42.1%）が最も多く、次いで、韓国・朝鮮（81人、17.5%）、ベトナム（50人、10.8%）、ブラジル（16人、3.5%）の順であった（警察庁の統計による。）。同年の詐欺検挙人員総数に占める外国人の比率は、5.6%であり、同年における刑法犯の検挙人員総数に占める外国人の比率（5.2%）とほぼ同程度であった（警察庁の統計による。）。

8-3-1-9図 詐欺 外国人検挙人員等の推移



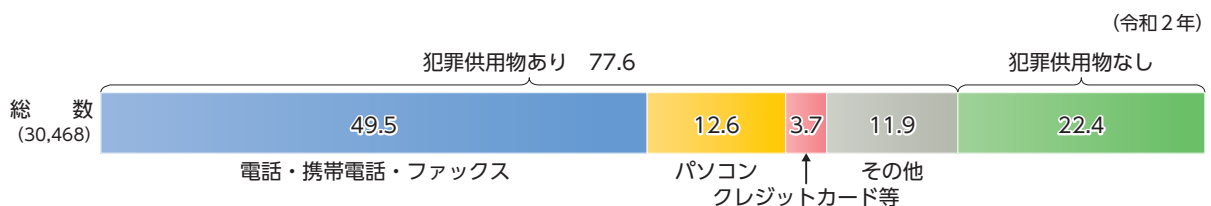
注 1 警察庁の統計による。
2 「外国人の比率」は、検挙人員総数に占める外国人の比率である。

ウ 犯行態様

(ア) 犯罪供用物

令和2年における詐欺の認知件数について、犯罪供用物等別構成比（犯罪供用物の種類が2以上ある場合には、主たるものによる。）を見ると、**8-3-1-10図**のとおりである。

8-3-1-10図 詐欺 認知件数の犯罪供用物等別構成比

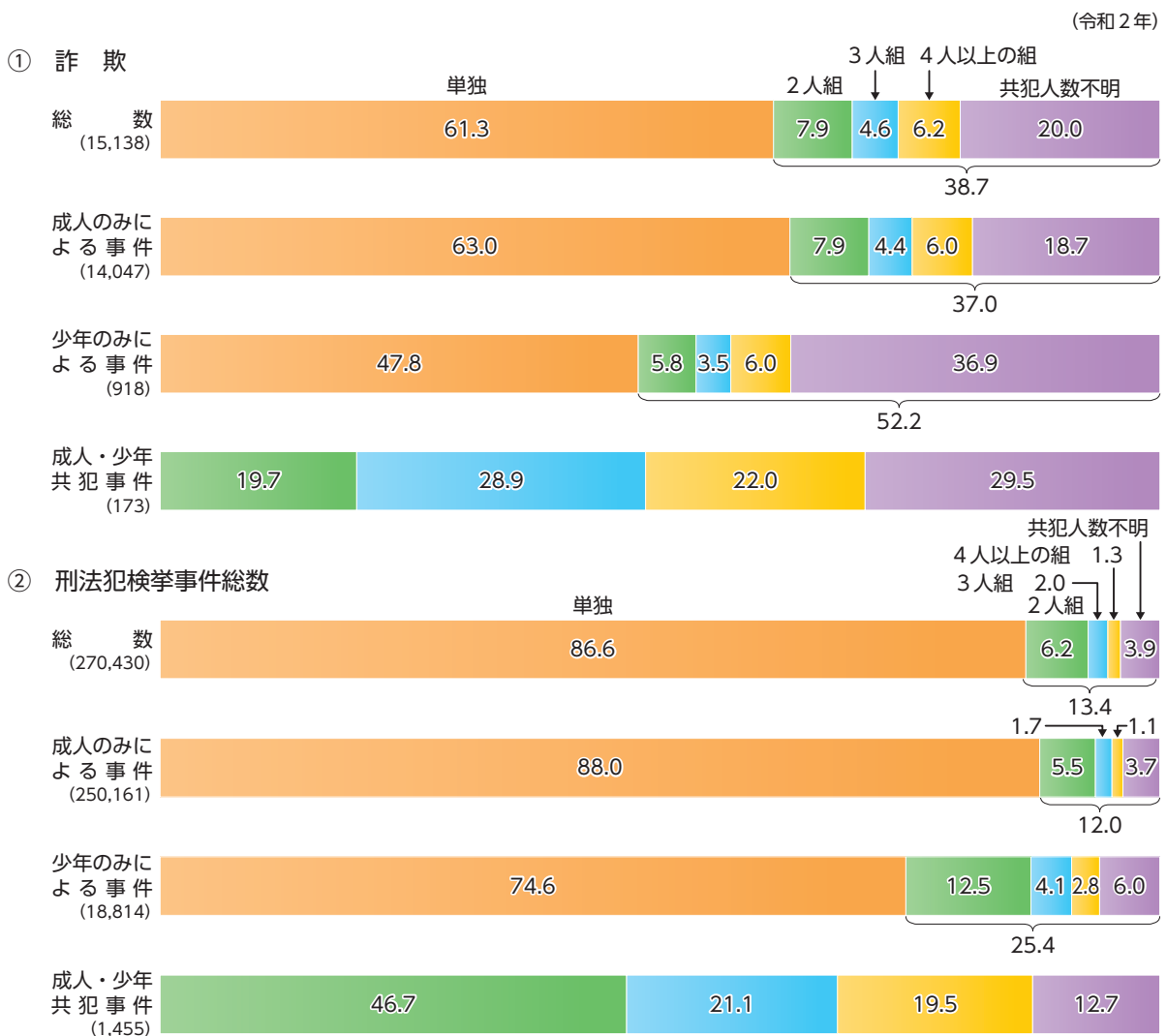


注 1 警察庁の統計による。
2 「犯罪供用物」は、刑法19条1項1号及び2号に規定する物をいい、発見、押収された物に限らず、被害者参考人等の供述等によって推定される物を含む。
3 犯罪供用物の種類が2以上ある場合には、主たるものによる。
4 「クレジットカード等」は、クレジットカード、キャッシュカード、消費者金融カード及びプリペイドカードである。
5 「その他」は、変（偽）造硬貨・紙幣、チラシ・パンフレット、手形・小切手、証券・債権証、商品券、通帳等を含む。
6 () 内は、件数である。

(イ) 共犯者

8-3-1-11図は、令和2年における詐欺の検挙事件（触法少年の補導件数を含まない。また、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。以下（イ）において同じ。）及び刑法犯検挙事件総数について、共犯率（共犯による事件数（共犯人数不明（共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものをいう。以下（イ）において同じ。）のものを含む。）の占める比率をいう。）及び共犯者数別構成比を見るとともに、これを成人又は少年のみによる事件、成人・少年共犯事件別に見たものである。共犯率は、刑法犯検挙事件総数では13.4%であるところ、詐欺については、総数（38.7%）、成人のみによる事件（成人の単独犯又は成人のみの共犯による事件。37.0%）及び少年のみによる事件（少年の単独犯又は少年のみの共犯による事件。52.2%）のいずれも刑法犯検挙事件総数の共犯率を大きく上回った。また、共犯による事件のうち4人以上の組によるものが占める比率について、刑法犯検挙事件総数・詐欺の別に見ると、成人のみの共犯による事件では、それぞれ1.1%、6.0%、少年のみの共犯による事件では、それぞれ2.8%、6.0%、成人・少年共犯事件では、それぞれ19.5%、22.0%であり、いずれも詐欺が刑法犯検挙事件総数を上回った（3-1-1-7図CD-ROM参照）。また、詐欺は、刑法犯検挙事件総数と比較して、共犯による事件のうち共犯人数不明のものの構成比が高かった。

8-3-1-11図 詐欺 検挙事件の共犯率・共犯者数別構成比



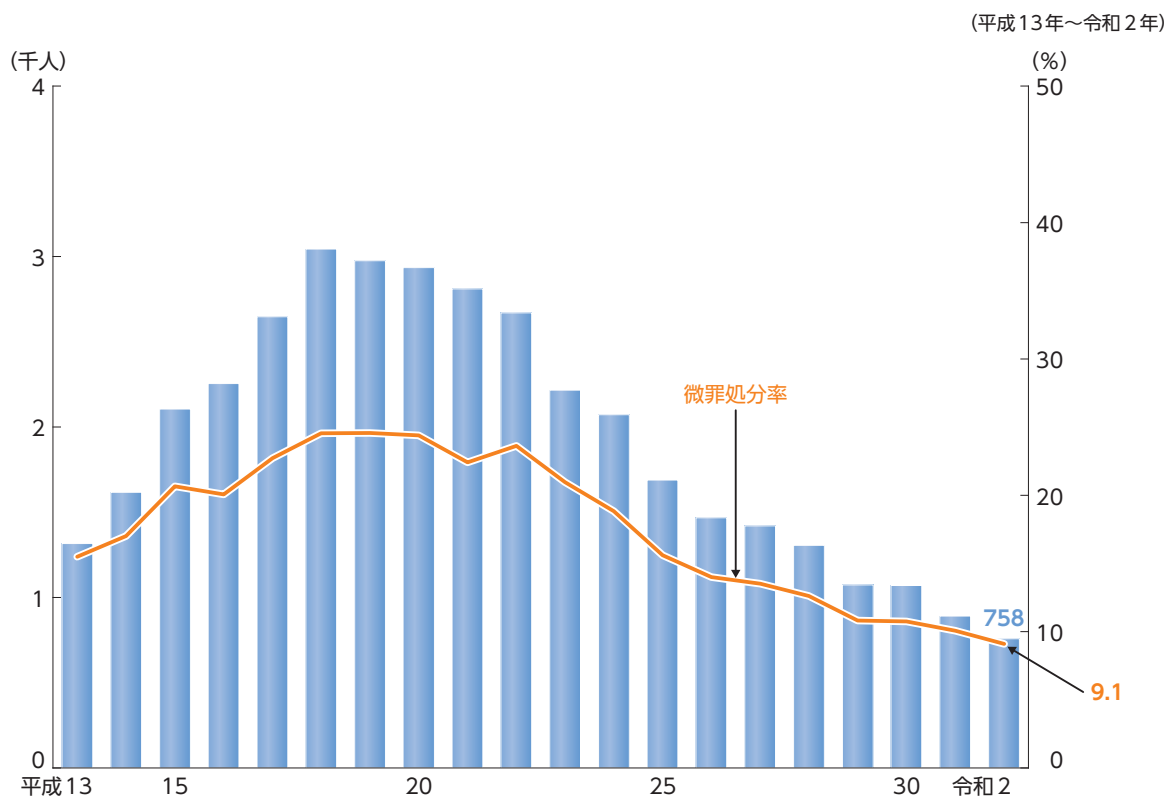
注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 触法少年の補導件数を含まない。
 4 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 5 「共犯人数不明」は、共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを計上している。
 6 () 内は、件数である。

エ 微罪処分

詐欺の検挙人員のうち微罪処分（第2編第2章第1節参照）により処理された人員及び微罪処分率（検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**8-3-1-12図**のとおりである。微罪処分により処理された人員は、平成18年（3,045人）を最高に、翌年から減少し続け、令和2年は758人（前年比14.9%減）であった。

微罪処分率は、平成13年から19年（24.6%）まで上昇傾向にあったが、翌年から低下傾向にあり、令和2年は9.1%（前年比1.0pt低下）であった。

8-3-1-12図 詐欺 微罪処分人員・微罪処分率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
2 「微罪処分率」は、検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。

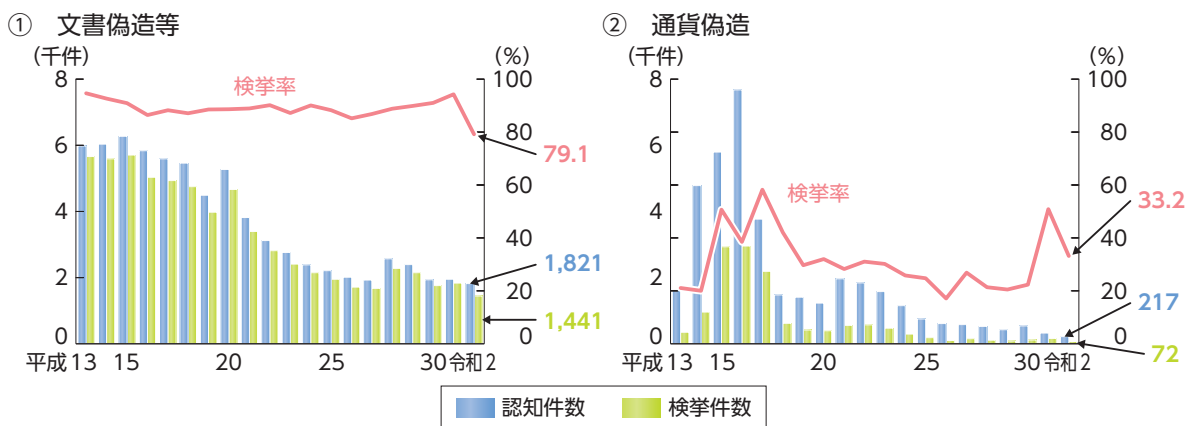
(2) 詐欺に関連する犯罪

ア 偽造

文書偽造等（文書偽造，有価証券偽造及び支払用カード偽造をいう。以下アにおいて同じ。）及び通貨偽造の認知件数，検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を見ると，8-3-1-13図のとおりである。文書偽造等の認知件数は，平成20年までは4,000件台から6,000件台の間で推移していたが，21年以降は減少傾向にあり，近年はおおむね2,000件前後で推移し，令和2年は1,821件（前年比6.6%減）であった。通貨偽造の認知件数は，平成14年から大きく増加し，16年には7,675件に達したが，その後，大きく減少し，25年以降は1,000件を下回って推移し，令和2年は217件（同33.8%減）であった。検挙率については，文書偽造等はおおむね80%以上の高い水準で推移しているのに対し，通貨偽造は60%を下回る水準で推移している。

8-3-1-13図 文書偽造等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

(平成13年～令和2年)



注 1 警察庁の統計による。

2 ①の「文書偽造等」は，文書偽造，有価証券偽造及び支払用カード偽造をいう。なお，「支払用カード偽造」は，刑法第2編第18章の2の支払用カード電磁的記録に関する罪をいい，平成14年から計上している。

イ 組織的犯罪処罰法違反（組織的な詐欺）

組織的犯罪処罰法（本編第2章第1節1項（2）参照）違反のうち組織的な詐欺について，検察庁新規受理人員の推移を見ると，8-3-1-14表のとおりである。

8-3-1-14表 組織的犯罪処罰法違反（組織的な詐欺）検察庁新規受理人員の推移

(平成12年～令和2年)

区分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
検察庁新規受理人員	-	2	18	106	106	281	241	322	240	306	343

区分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
検察庁新規受理人員	277	22	253	207	121	106	38	24	104	25

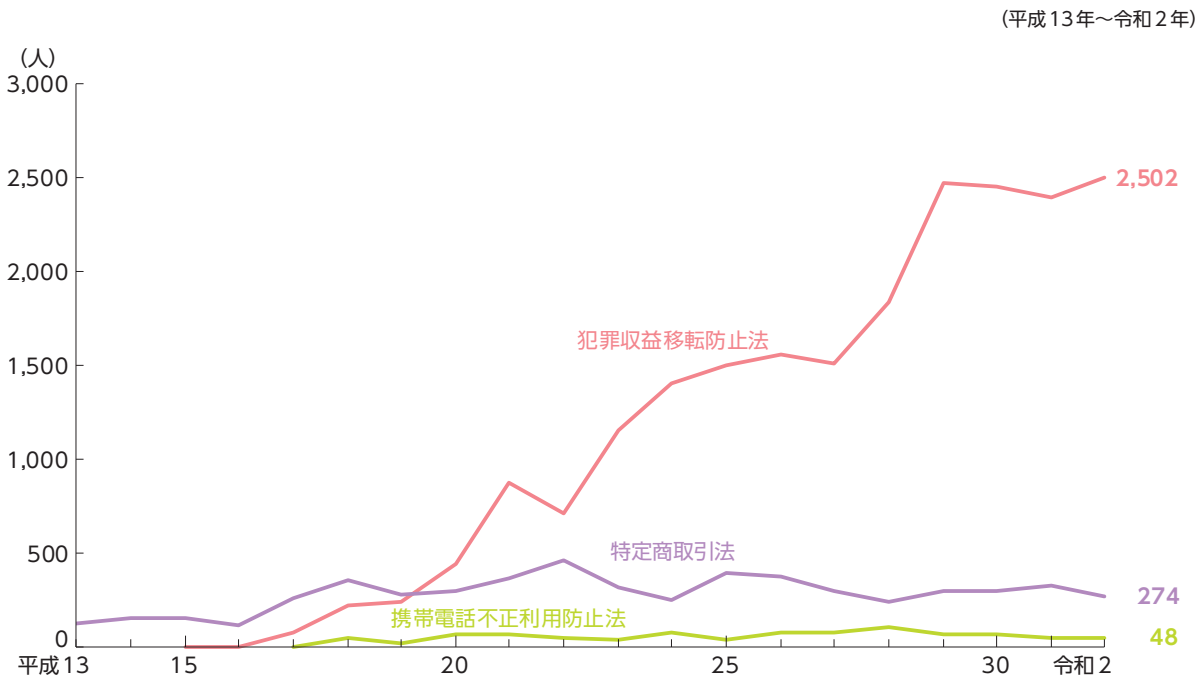
注 1 検察統計年報による。

2 平成12年は，組織的犯罪処罰法の施行日である2月1日以降の数値に基づく。

ウ その他の詐欺に関連する特別法犯

特定商取引法（本編第2章第1節2項（1）参照）、犯罪収益移転防止法（同節3項（1）参照）及び携帯電話不正利用防止法（同項（2）参照）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-15図**のとおりである。犯罪収益移転防止法違反は、増加傾向が顕著であり、平成23年に1,000人を超え、29年以降は2,000人を超えて推移しており、令和2年は2,502人（前年比4.3%増）であった。

8-3-1-15図 犯罪収益移転防止法違反等 検察庁新規受理人員の推移



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「犯罪収益移転防止法」は、同法による廃止前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号。平成16年12月10日前の題名は「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」である。）違反を含む。
 3 「特定商取引法」は、平成12年法律第120号による改正前の訪問販売等に関する法律（昭和51年法律第57号）違反を含む。

コラム8 新型コロナウイルス感染症に関連する詐欺事犯

令和2年1月、日本国内で初めて、新型コロナウイルスの感染者が確認され、その後、我が国の社会、経済、国民生活の在り方は大きな変容を余儀なくされた。このコラムでは、新型コロナウイルス感染症に関連して発生した詐欺事犯について紹介する。

これまで大規模自然災害や重大な社会的な事象が発生すると、人々の不安につけ込むような手口による詐欺の発生が報告されている。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大でも、多くの国民が、自らや家族の感染、生活の変化、仕事や収入等に不安を感じている。すると、その不安につけ込んで現金等をだまし取ろうとする手口が確認された。令和2年初頭、感染予防のためマスクの需要が急激に高まり、全国的にマスクの供給が不足すると、マスクを確保したいという人々の焦りに乗じ、インターネット上に、マスクの販売を行う旨のサイトを開設し、マスクの在庫があるように装って注文を受け、代金をだまし取ったり、クレジットカード情報等を盗み取ったりする事案が報告された。その後も、給付金の支給等を始めた種々の支援策やワクチンの接種に関連し、行政機関の職員等になりすまして現金

等をだまし取ろうとする手口が報告されている。特殊詐欺を実行する犯罪組織は、新たな社会不安が発生すると、これを犯行に悪用しようとする傾向があるが、新型コロナウイルス感染症についてもその例外ではない。行政機関の職員を名乗る男から、同感染症関連の給付金の振込に通帳等が必要であるから、受取に人を向かわせるという電話を受け、不審に思った被害者からの通報により、警察官が受け子を逮捕したという事案が報告されている。同年における同感染症に関連した特殊詐欺の認知件数は55件、その被害額は合計約1億円であり、検挙件数・検挙人員は13件、16人であった（警察庁刑事局の資料による。）。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの国民が生活や事業に影響を受けると、これを支援するために各種の給付金等を支給する制度が設けられた。これらの制度の中には、支援を必要とする者に迅速に支給を行うべく、必要書類を厳選して申請手を簡素なものとするものもあった。すると、これに乗じて、給付金等をだまし取る者が現れた。例えば、持続化給付金制度は、同感染症の感染拡大に伴う営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中小企業、個人事業者等に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるべく、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とした制度であり、令和2年5月から3年2月までの間に約441万件の申請がなされ、約424万件の中小企業、個人事業者等に約5.5兆円の給付金が支給された。しかしながら、これらの申請の中には、事業を実施していないにもかかわらず申請を行う、売上げを偽って申請する、売上減少の理由が同感染症の影響によらないのに申請に及ぶなどの不正行為に基づく申請が含まれることが判明した。その中には、自ら不正な申請を行うにとどまらず、友人や知人等に対して不正な申請を行うように勧誘するという例も見受けられた。同年8月26日現在、持続化給付金の給付要件を満たさないうちにもかかわらず誤って申請を行い受給したなどとして同給付金の自主返還の申出が行われた件数は、1万9,386件（返還済み件数・金額は、1万4,028件、約151億円）に及んでいる（中小企業庁長官官房の資料による。）。また、同年7月末現在の持続化給付金に係る詐欺の検挙件数・検挙人員は1,445件、1,703人であり、その立件額は合計約14億4,200万円に及んでいる（警察庁刑事局の資料による。）。

このほかにも、令和2年以降に発生した詐欺の中には、新型コロナウイルス感染症に起因して解雇や休業を余儀なくされるなどして生活困窮に陥り、これを背景に犯行をした者が含まれる可能性もある。法務総合研究所としては、このような同感染症と犯罪動向の関係について、今後も注視していくこととしたい。

【画像提供：中小企業庁長官官房】

(3) 特殊詐欺

特殊詐欺とは、例えば、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（恐喝及び窃盗を含む。）の総称をいう（特殊詐欺の類型については、**8-3-1-16表**参照）。特殊詐欺は、親族等を装って被害者に電話をかけて、身近な人が困難な状況に陥っており、金銭が至急必要であるかのように信じ込ませる手口のオレオレ詐欺によるものが平成15年夏頃から目立ち始め、16年には早くも認知件数が約2万5,700件、被害総額（本章第3節2項（2）参照）が約284億円に達した。その後も、特殊詐欺は、社会情勢の変化等に応じて手口の巧妙化・多様化が進み、今日まで依然として深刻な情勢にある。

特殊詐欺は、主犯・指示役を中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」、被害者からだまし取った金銭をATM（CDを含む。以下この編において同じ。）から引き出す「出し子」、犯行に悪用されることを承知しながら、犯行拠点をあっせんしたり、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を調達したりする「犯行準備役」等からなる犯行グループにより、役割分担の上、組織的に敢行されている。

8-3-1-16表 特殊詐欺の類型

オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
還付金詐欺	税金還付等に必要の手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。これら金融商品に対して、購入意思のない被害者に名義貸しをさせた後、名義貸しをしたことによるトラブル解決名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものを含む。
ギャンブル詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
交際あっせん詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等を記載したメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
その他の特殊詐欺	上記特殊詐欺の類型に該当しない特殊詐欺をいう。
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、キャッシュカード等を窃取するものをいう。

注 1 警察庁刑事局の資料による。

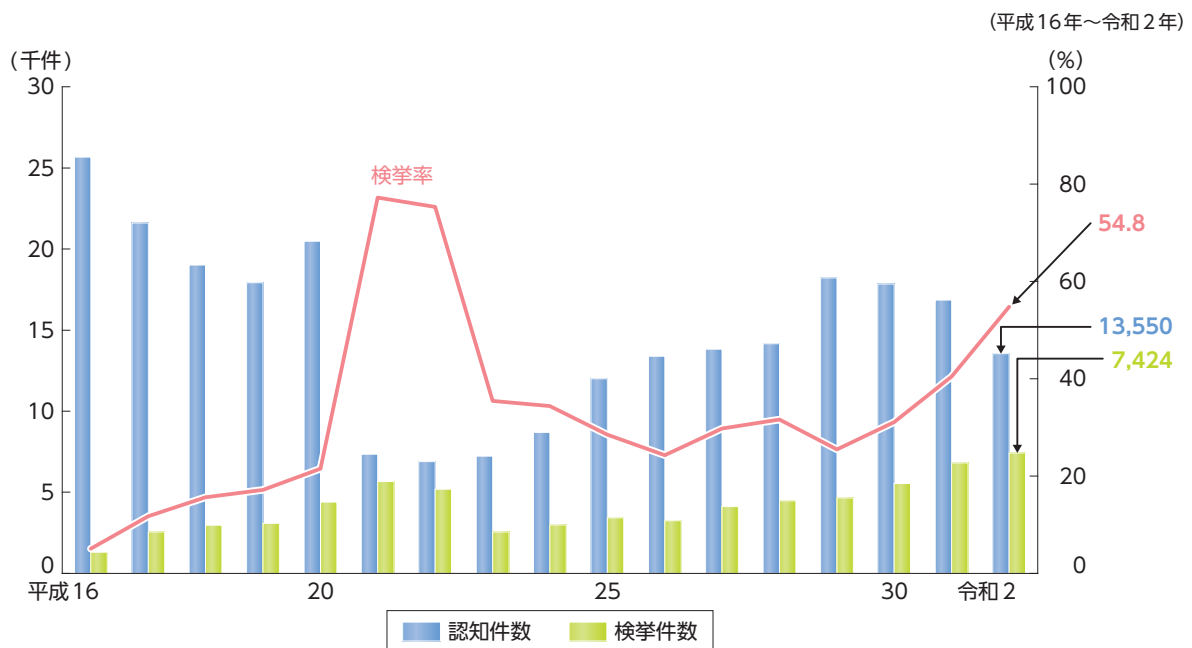
2 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

ア 認知件数・検挙件数・検挙率

(ア) 概要

特殊詐欺の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（統計の存在する平成16年以降）を見ると、**8-3-1-17図**のとおりである。特殊詐欺の各類型について集計を始めた時期が異なる点等には留意する必要があるが、認知件数は、16年に2万5,667件に達した後、翌年から19年まで減少し、20年（2万481件）に一旦増加したものの、21年に大きく減少して1万件を下回り、22年には6,888件まで減少した。その後、23年から29年（1万8,212件）まで増加し続けたのを経て、30年からは減少し続けており、令和2年は1万3,550件（前年比19.6%減）であった。検挙件数は、平成16年から21年（5,669件）まで増加し、23年（2,556件）に大きく減少したが、24年からは増加傾向にあり、令和2年は7,424件（同8.9%増）であり、平成16年以降最多となった。

8-3-1-17図 特殊詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

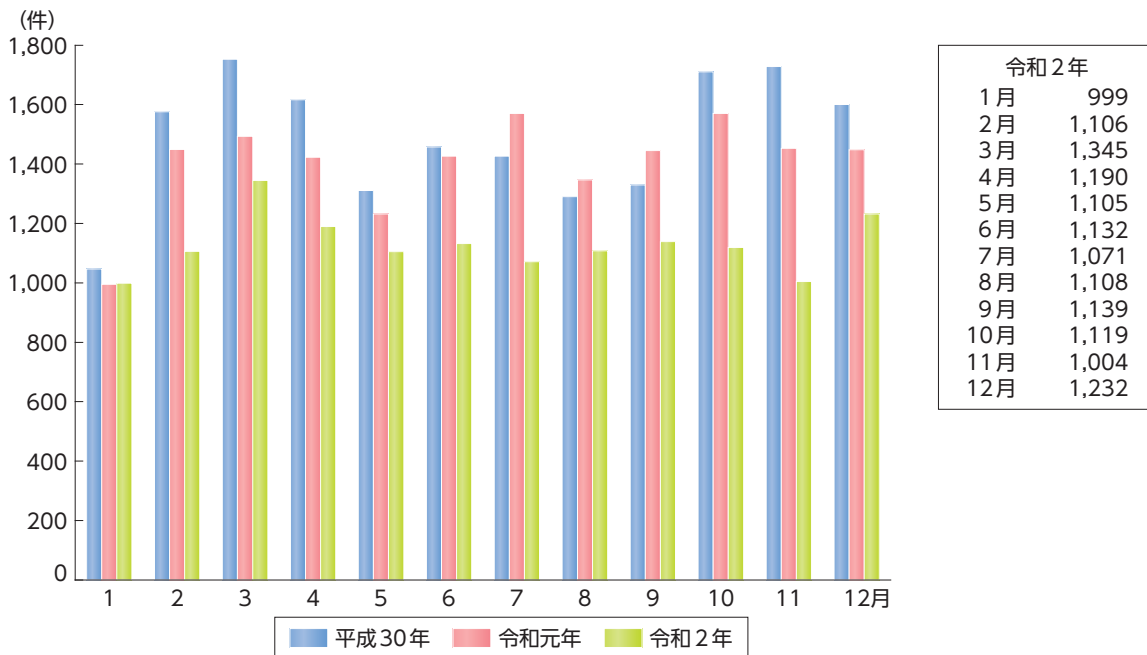


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 各数値は、次の類型の合計である。
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。
 4 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

特殊詐欺について、平成30年以降における月別の認知件数の推移を見ると、**8-3-1-18図**のとおりである。いずれの年も、3月の認知件数が多く、1月の認知件数が最も少ない。前月の認知件数からの増減を見ると、30年及び令和元年については、2月から3月にかけて増加し、4月から5月にかけて減少した後、6月から7月にかけて増加ないし横ばいとなり、8月に一旦減少するも、9月から10月にかけて増加した後、11月及び12月は横ばいとなる動きを見せていたが、2年については、2月から3月にかけて増加した後、4月以降、おおむね横ばい状態で推移した後、12月に増加するという動きを示している。

8-3-1-18 図 特殊詐欺 認知件数の推移（月別）

（平成30年～令和2年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 各数値は、次の類型の合計である。
 平成30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 3 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

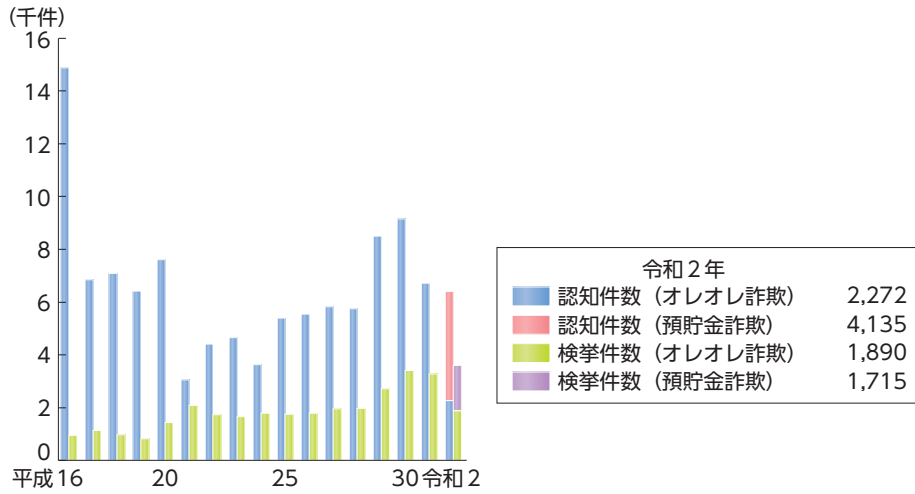
(イ) 類型別

特殊詐欺の認知件数及び検挙件数の推移（統計の存在する平成16年以降）を類型（8-3-1-16表参照）別に見ると、8-3-1-19図のとおりである。令和2年における類型別の認知件数は、オレオレ詐欺（6,407件。同年においては「預貯金詐欺」を含む。特に断らない限り、以下この項において同じ。）が最も多く、次いで、キャッシュカード詐欺盗（2,850件）、架空料金請求詐欺（2,010件）、還付金詐欺（1,804件）、融資保証金詐欺（295件）、ギャンブル詐欺（98件）、金融商品詐欺（58件）、交際あっせん詐欺（22件）の順であり、その他の特殊詐欺が6件であった。

特殊詐欺の各類型について集計を始めた時期が異なる点等には留意する必要があるが、各年における各類型の認知件数が特殊詐欺全体の認知件数に占める割合を見ると、オレオレ詐欺は、融資保証金詐欺が最も高い割合を占めた平成17年及び18年を除いて最も高く、19年以降、35%台から64%台の間で推移し、令和2年は47.3%であった。平成30年から集計されているキャッシュカード詐欺盗の各年の認知件数が特殊詐欺全体の認知件数に占める割合は、令和元年（22.4%）、2年（21.0%）において、オレオレ詐欺に次いで高かった。他方、平成17年に46.0%と最も高い割合を占めた融資保証金詐欺は、22年（5.3%。前年比15.1pt低下）に大きく低下して以降、低下傾向にあり、令和2年は2.2%であった。また、金融商品詐欺も、平成24年の22.8%を最高に、25年（15.6%）から低下傾向にあり、令和2年は0.4%であった。同年の検挙率を類型別に見ると、キャッシュカード詐欺盗（90.9%）、融資保証金詐欺（67.1%）、その他の特殊詐欺（66.7%）、金融商品詐欺（63.8%）、交際あっせん詐欺（63.6%）及びオレオレ詐欺（56.3%）が、特殊詐欺全体（54.8%）を上回った（CD-ROM参照）。

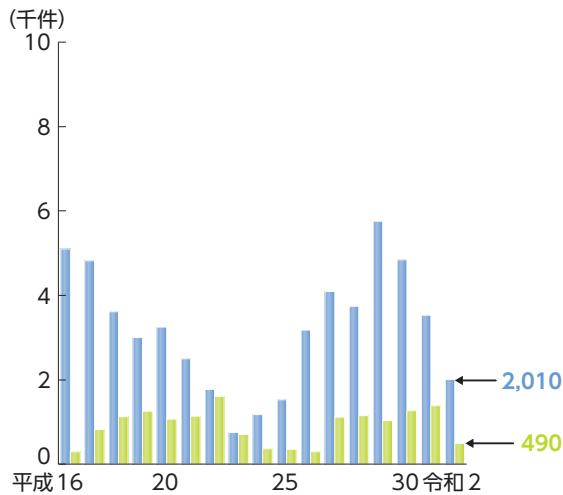
(平成16年～令和2年)

① オレオレ詐欺



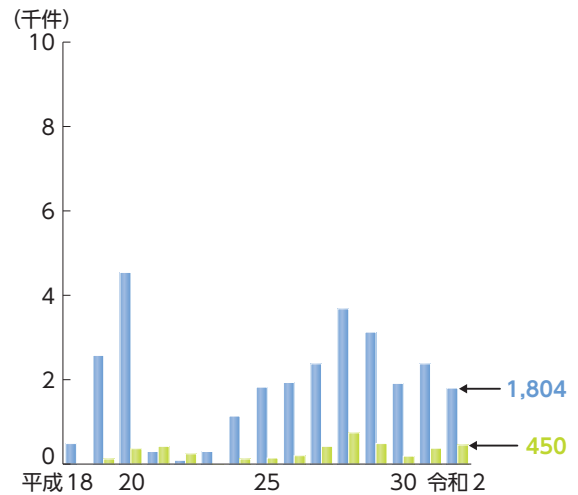
(平成16年～令和2年)

② 架空料金請求詐欺



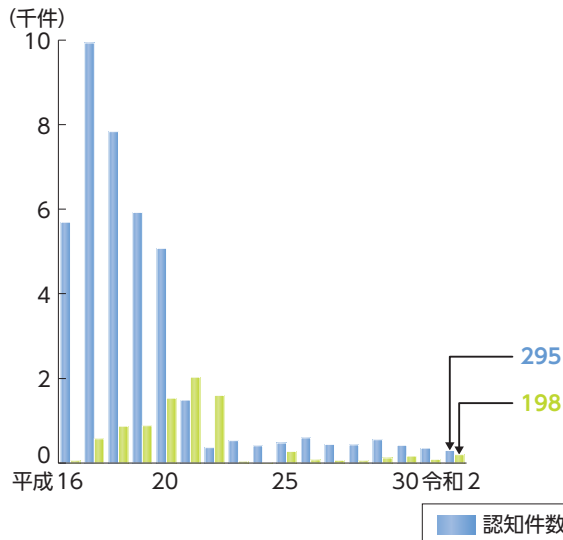
(平成16年～令和2年)

③ 還付金詐欺



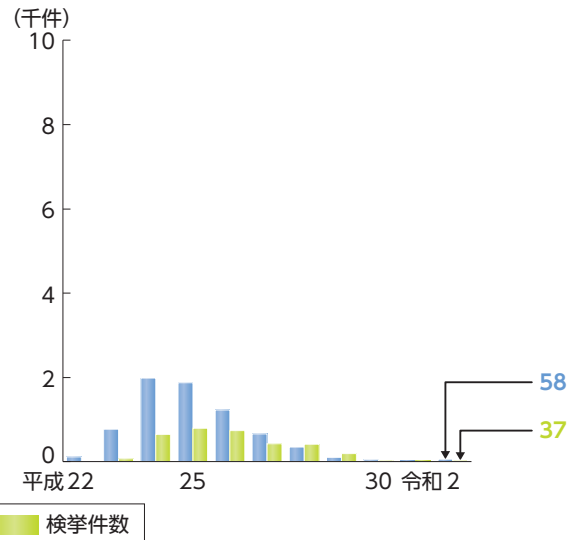
(平成18年～令和2年)

④ 融資保証金詐欺



(平成16年～令和2年)

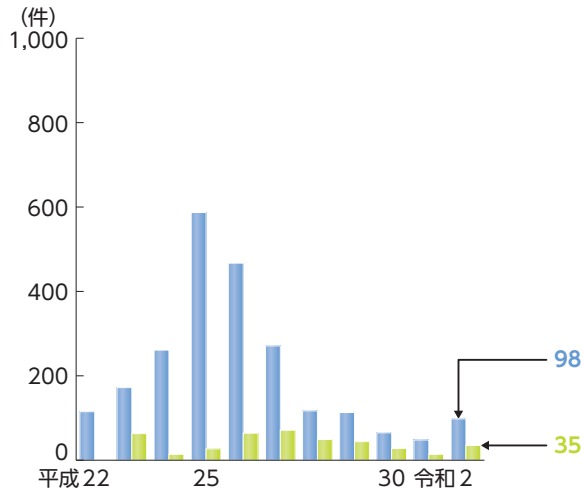
⑤ 金融商品詐欺



(平成22年～令和2年)

(平成22年～令和2年)

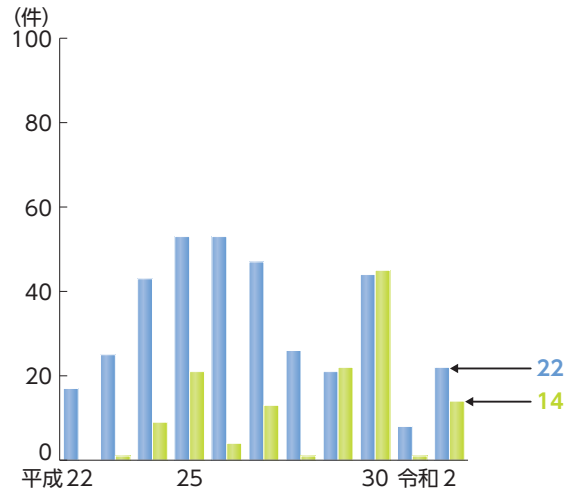
⑥ ギャンブル詐欺



(平成22年～令和2年)

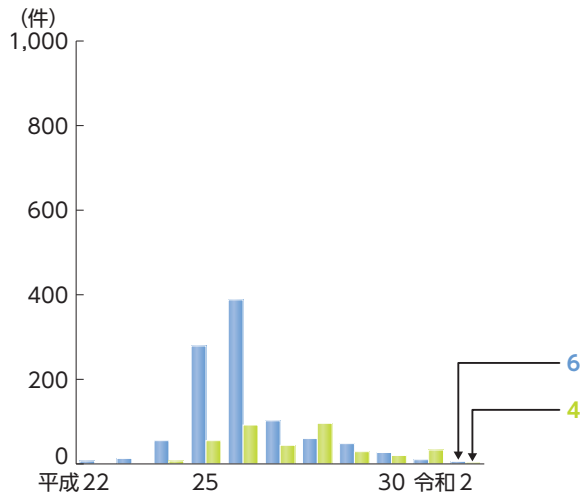
(平成22年～令和2年)

⑦ 交際あっせん詐欺



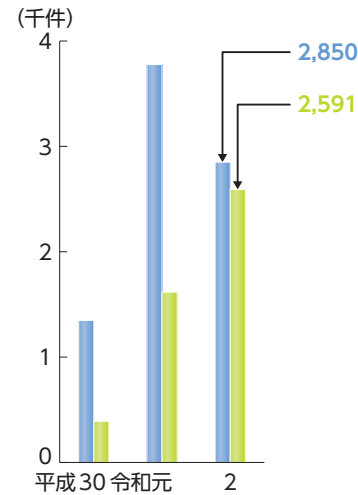
(平成30年～令和2年)

⑧ その他の特殊詐欺



■ 認知件数 ■ 検挙件数

⑨ キャッシュカード詐欺盗



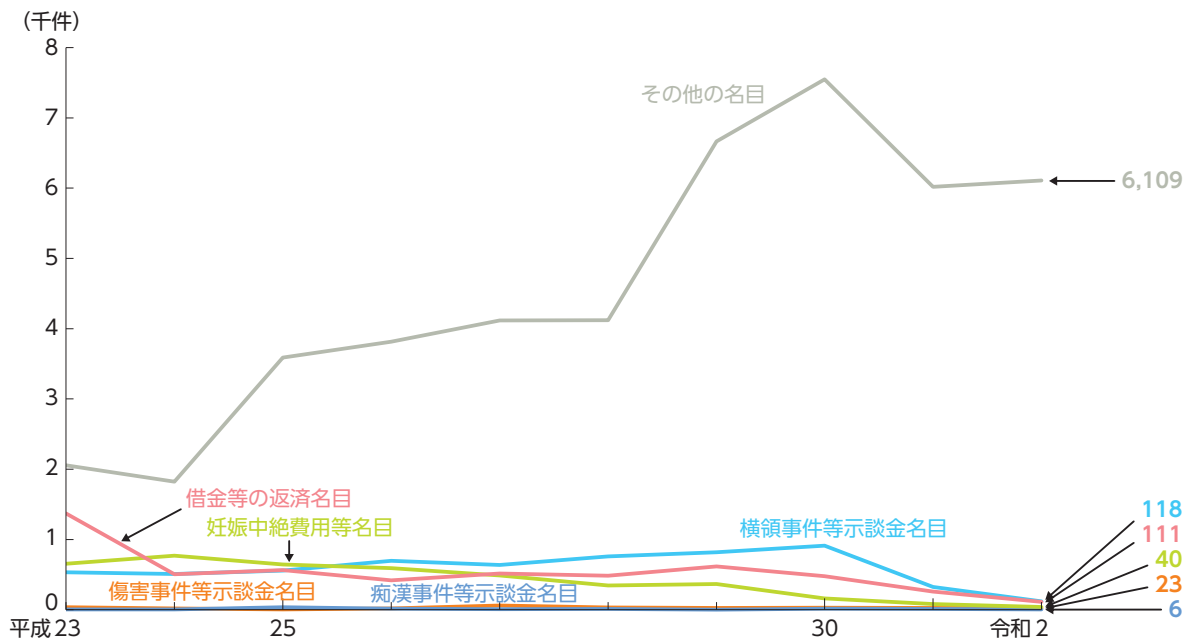
注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

特殊詐欺のうちオレオレ詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、**8-3-1-20図**のとおりである。平成23年は、借金等の返済名目が、24年及び25年は、妊娠中絶費用等名目が、26年以降は、横領事件等示談金名目が、「その他の名目」を除いてそれぞれ最も多く、27年以降は、例年、横領事件等示談金名目、借金等の返済名目、妊娠中絶費用等名目の順に多い。令和2年における「その他の名目」（6,109件）の中では、預貯金詐欺が4,135件、損失保証金等名目が1,377件であった（CD-ROM参照）。

8-3-1-20 図 特殊詐欺（オレオレ詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成23年～令和2年）

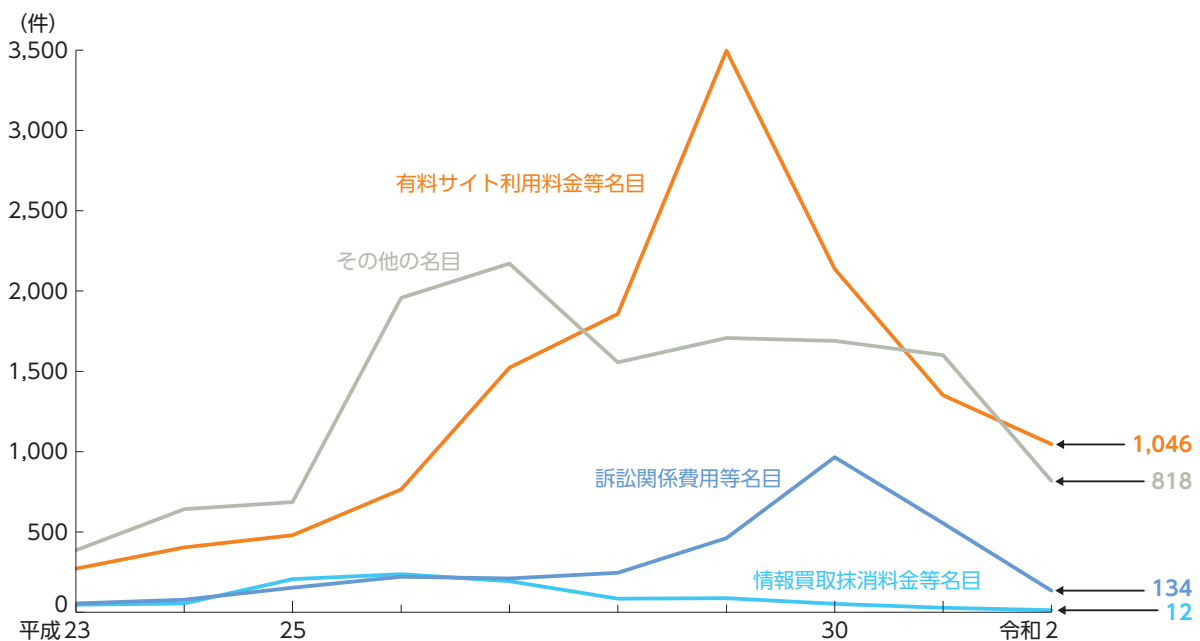


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 令和2年は、預貯金詐欺を含む。
 3 「その他の名目」には、親族、警察官等を装って電話をかけ、口座の凍結が必要であるなどと称してキャッシュカード、預貯金通帳等をだまし取るものなどがあり、令和2年は預貯金詐欺に係る認知件数全件を含む。

特殊詐欺のうち架空料金請求詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、8-3-1-21 図のとおりである。「その他の名目」を除くと、有料サイト利用料金等名目が一貫して最も多く、同名目が架空料金請求詐欺全体の認知件数に占める割合は、24%台から60%台の間で推移しており、令和2年は52.0%であった。

8-3-1-21 図 特殊詐欺（架空料金請求詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成23年～令和2年）

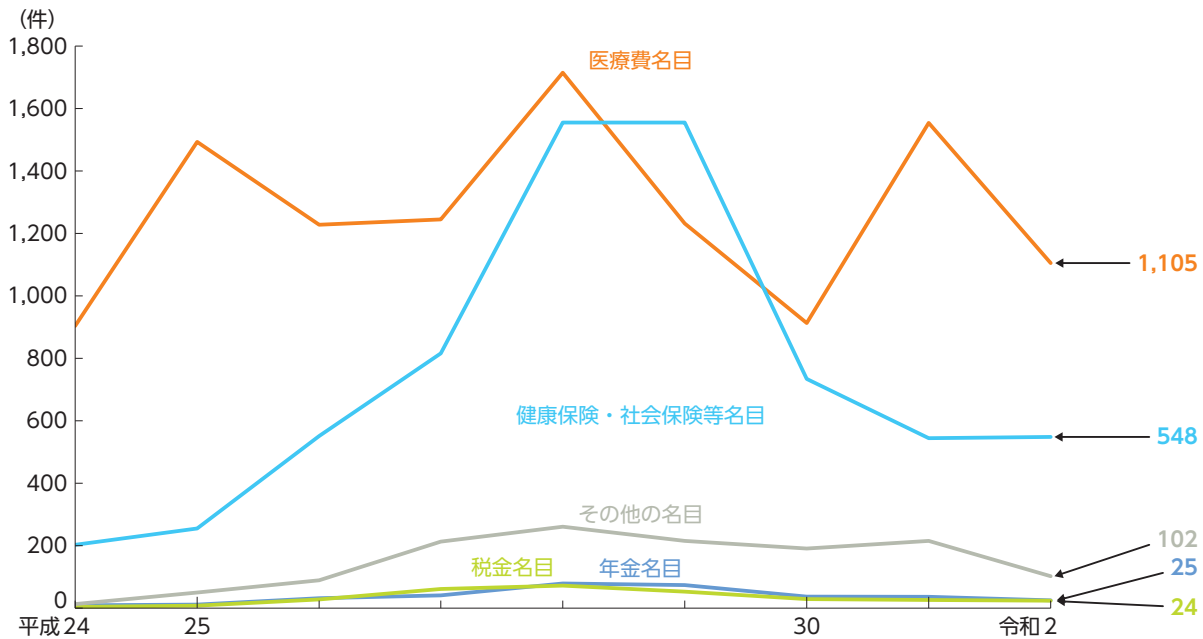


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 令和元年までの「情報買取抹消料金等名目」は、「情報購入代金等名目」をいう。
 3 令和2年の「その他の名目」には、「名義貸しトラブル等名目」を含む。

特殊詐欺のうち還付金詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見ると、**8-3-1-22図**のとおりである。医療費名目は、29年を除いて、他の名目よりも多い。健康保険・社会保険等名目は、24年から28年にかけて増加し、29年には医療費名目を上回ったが、翌年には大きく減少した。令和2年における医療費名目及び健康保険・社会保険等名目の合計が還付金詐欺全体の認知件数に占める割合は、91.6%であった。

8-3-1-22図 特殊詐欺（還付金詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成24年～令和2年）



注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 本図は、資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。

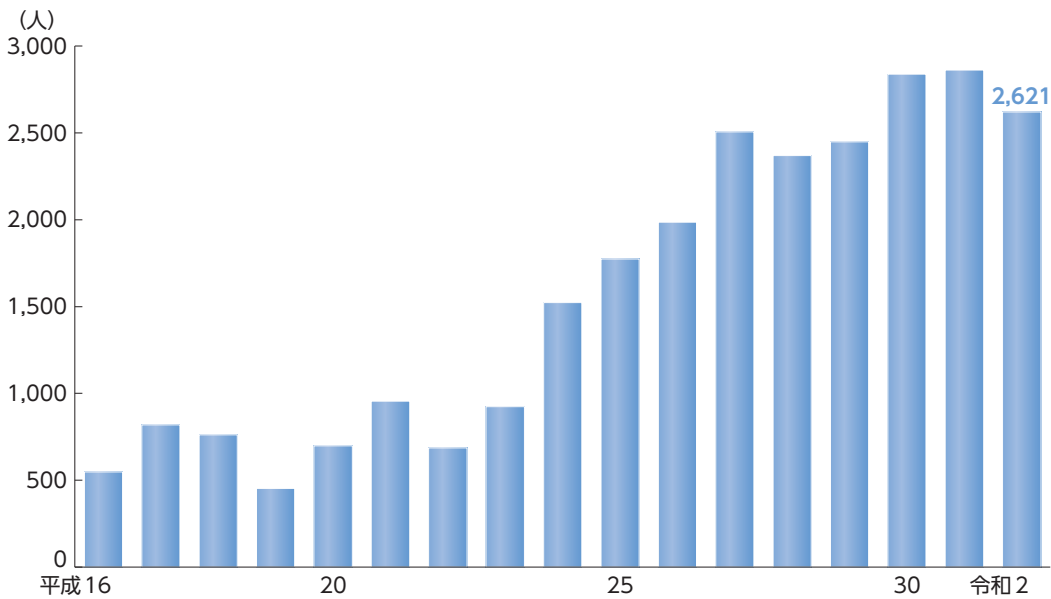
イ 検挙人員

（ア）概要

特殊詐欺の検挙人員の推移（統計の存在する平成16年以降）を見ると、**8-3-1-23図**のとおりである。詐欺全体の検挙人員が22年以降減少傾向にあるのに対し（**8-3-1-4図**参照）、特殊詐欺の検挙人員は、24年に1,000人を、27年に2,000人をそれぞれ上回ると、令和元年には2,861人に達し、2年は2,621人（前年比8.4%減）であった。なお、平成26年以降の特殊詐欺4類型（オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺をいう。以下この項において同じ。）の検挙人員を見ると、30年に2,609人に達した後、減少し、令和2年は1,848人（同21.0%減）であった。特殊詐欺4類型の女性検挙人員を見ると、平成26年（48人）から令和2年（172人）まで増加傾向にあり、特殊詐欺4類型の検挙人員に占める女性検挙人員の比率も、平成26年（3.2%）以降上昇傾向にあり、令和2年は9.3%であった（CD-ROM参照）。

8-3-1-23 図 特殊詐欺 検挙人員の推移

(平成16年～令和2年)



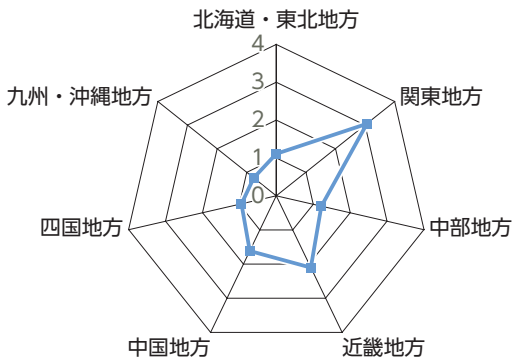
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 各数値は、次の類型の合計である。
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、平成23年1月からの数値をそれぞれ計上している。
 4 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

令和2年の各都道府県における特殊詐欺の検挙人員について、人口比（各都道府県における人口10万人当たりの人員）を地方別・人口規模別に見ると、8-3-1-24図のとおりである。人口比は、人口が多い都道府県で高い傾向があり、これを高等検察庁の管轄に対応する地方別で見ると、関東地方（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県及び新潟県）が3.1、近畿地方（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県）が2.1、中国地方が1.6、中部地方（愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県及び富山県）が1.2、北海道・東北地方が1.1、四国地方が0.9、九州・沖縄地方が0.8であった。もっとも、都道府県別の検挙人員及び人口比は、検挙した都道府県の管轄区域によるものであり、検挙された者や被害者が必ずしも検挙した都道府県の居住者とは限らない点に留意が必要である。

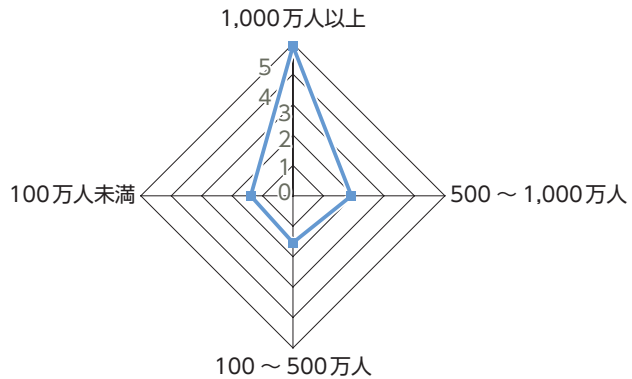
8-3-1-24 図 特殊詐欺 検挙人員の都道府県別人口比（地方別・人口規模別）

（令和2年）

① 地方別



② 人口規模別



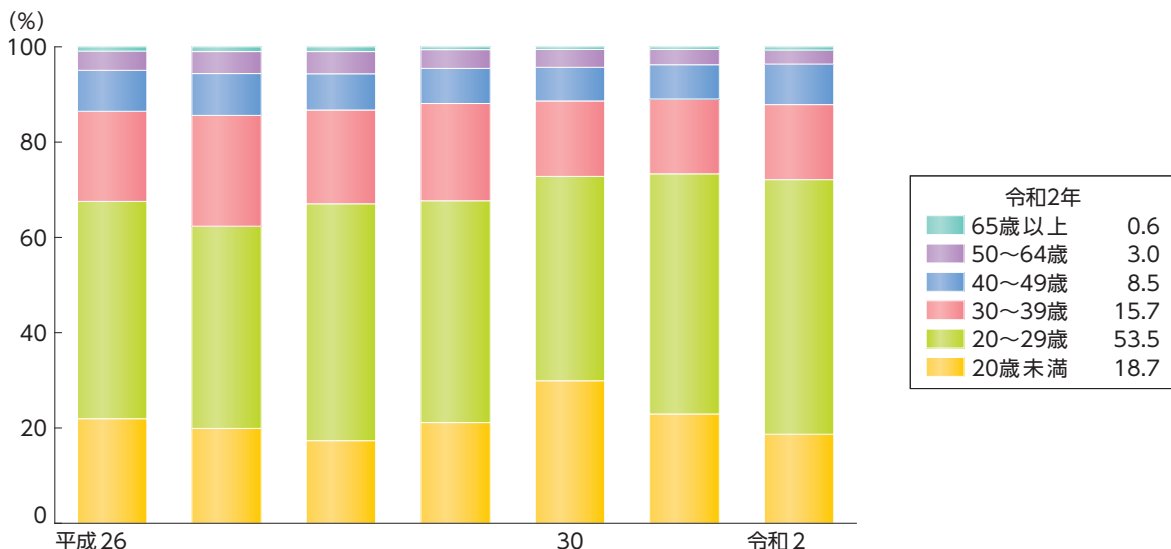
- 注 1 警察庁刑事局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」は、各都道府県における人口10万人当たりの特殊詐欺検挙人員である。
 3 ①の「北海道・東北地方」は札幌・仙台、「関東地方」は東京、「中部地方」は名古屋、「近畿地方」は大阪、「中国地方」は広島、「四国地方」は高松、「九州・沖縄地方」は福岡の各高等検察庁の管轄に対応する。

（イ） 年齢層別の推移

特殊詐欺4類型の検挙人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移（資料を入手し得た平成26年以降）を見ると、**8-3-1-25 図**のとおりである（男女別については、CD-ROM参照）。検挙人員における30歳未満の若年者層の構成比は、詐欺全体では30%台で推移しているのに対し（**8-3-1-5 図** CD-ROM参照）、特殊詐欺4類型では62%台から73%台の間で推移しており、令和2年は72.1%であった（前年比1.2pt低下）。

8-3-1-25 図 特殊詐欺 検挙人員の年齢層別構成比の推移

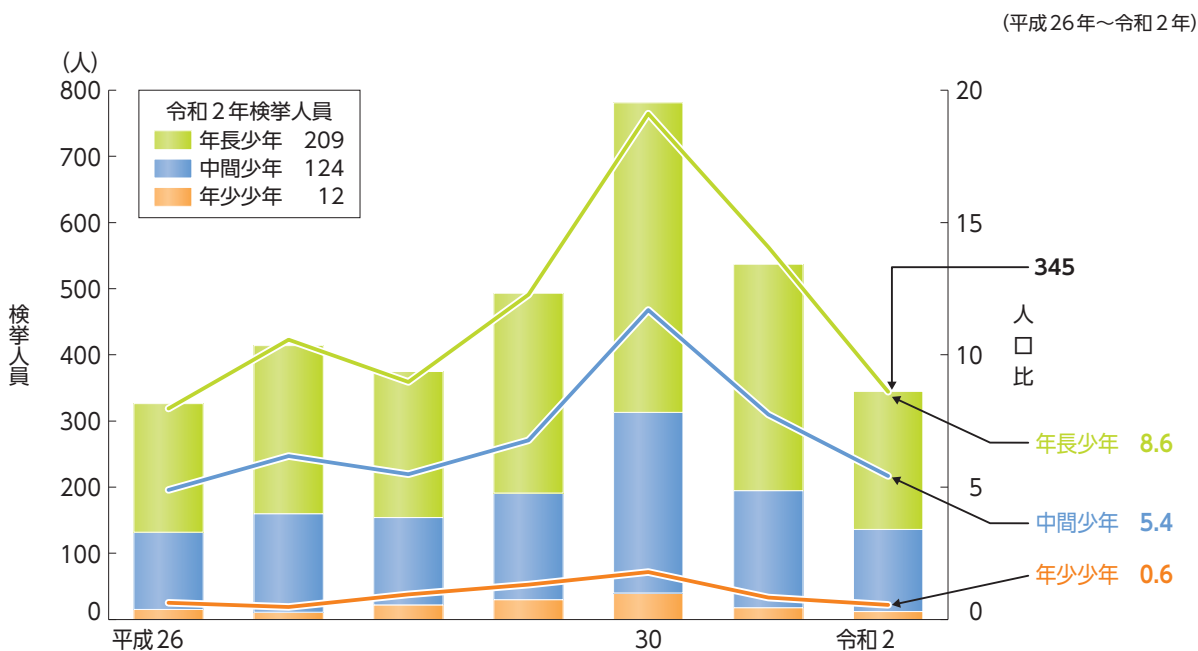
（平成26年～令和2年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成26年以降の数値で作成した。
 3 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び選付金詐欺の検挙人員に限る。ただし、令和2年のオレオレ詐欺には預貯金詐欺を含む。
 4 犯行時の年齢による。

少年（触法少年を除く。）による特殊詐欺4類型の検挙人員及び人口比（各年齢層の少年10万人当たりの検挙人員）の推移（資料を入手し得た平成26年以降）を犯行時の年齢層別に見ると、**8-3-1-26図**のとおりである。特殊詐欺4類型の検挙人員は、いずれの年齢層も30年（年少少年40人（26年比25人増）、中間少年273人（同156人増）、年長少年468人（同274人増））まで増加傾向にあったが、令和元年から減少し、2年は、順に12人、124人、209人であった。少年による特殊詐欺の人口比も、同様の傾向であり、平成30年に年少少年（1.8）、中間少年（11.7）、年長少年（19.1）に達した後、いずれの年齢層も低下した。

8-3-1-26図 少年による特殊詐欺 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）

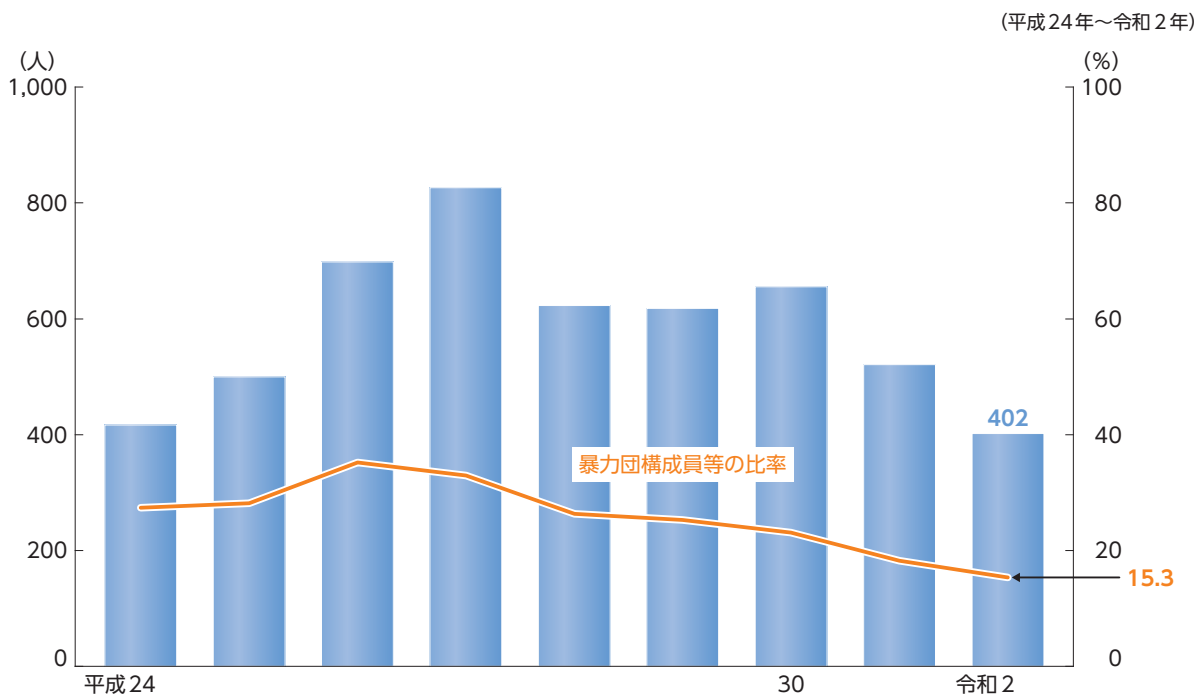


- 注 1 警察庁刑事局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成26年以降の数値で作成した。
 3 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺の検挙人員に限る。ただし、令和2年のオレオレ詐欺には、預貯金詐欺を含む。
 4 犯行時の年齢による。
 5 触法少年の補導人員を含まない。
 6 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの特殊詐欺検挙人員である。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。

(ウ) 暴力団構成員等の推移

特殊詐欺について、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（ウ）において同じ。）の検挙人員及び検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見ると、**8-3-1-27図**のとおりである。暴力団構成員等の検挙人員は、27年（826人）を最多に、翌年から減少傾向にある。検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、26年の35.2%を最高に、翌年から低下し続け、令和2年は15.3%（前年比2.9pt低下）であった。

8-3-1-27図 特殊詐欺 暴力団構成員等検挙人員等の推移

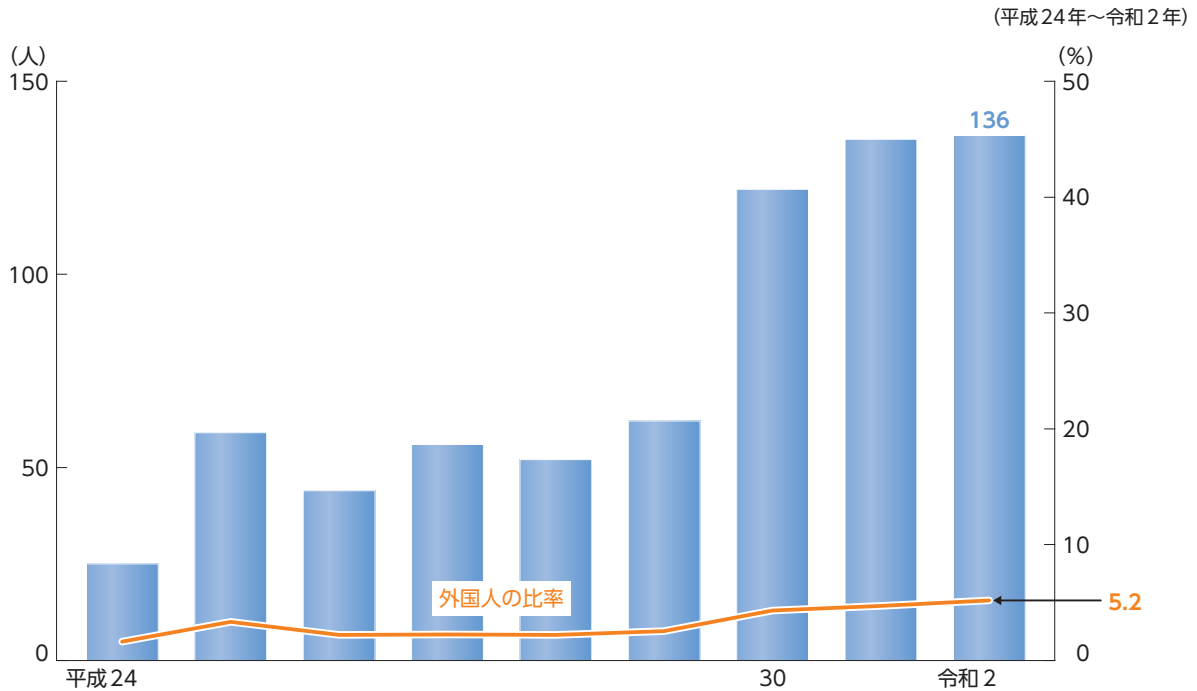


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 本図は、資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。
3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

(エ) 外国人

特殊詐欺について、外国人の検挙人員及び検挙人員総数に占める外国人の比率の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見ると、**8-3-1-28図**のとおりである。刑法犯の外国人検挙人員は、同年以降、1万人前後で推移しているのに対し（**4-9-2-1図** CD-ROM参照）、特殊詐欺については、29年までは20人台から60人台の間で推移していたが、30年に122人（前年比96.8%増）と急増した後も増加し続け、令和2年は136人（同0.7%増）と最多を更新した。2年の外国人検挙人員を国籍別に見ると、中国（97人、71.3%）が最も多く、次いで、韓国（10人、7.4%）、ベトナム（7人、5.1%）、タイ及びブラジル（それぞれ6人、4.4%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。外国人の比率は、上昇傾向にあり、同年は5.2%（同0.5pt上昇。平成24年の3.2倍）と最高を記録した。

8-3-1-28図 特殊詐欺 外国人検挙人員等の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。
 3 「外国人の比率」は、検挙人員総数に占める外国人の比率である。

(4) 通信傍受の状況

詐欺は、一定の要件の下、犯罪捜査のための通信傍受の対象となる（本編第2章第3節1項参照）。詐欺について、通信傍受実施事件数及び傍受令状発付件数の推移（平成28年以降）を見ると、8-3-1-29表のとおりである。

8-3-1-29表 詐欺 通信傍受実施事件数・傍受令状発付件数の推移

(平成28年～令和2年)

年次	通信傍受実施事件数	傍受令状発付件数
28年	1	5
29	3	12
30	4	16
元	2	5
2	2	3

- 注 1 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律36条の規定に基づく政府の国会報告・公表資料による。
 2 詐欺及び電子計算機使用詐欺に係る事件に限る。
 3 詐欺が犯罪捜査のための通信傍受の対象となる犯罪となった平成28年12月からの数値を計上している。

コラム9 特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組

特殊詐欺は、平成15年夏頃にオレオレ詐欺の形態によるものが目立ち始めて以降、今日に至るまで、我が国において、重大な社会問題となっている。この間、政府においても、特殊詐欺の撲滅に向けて、特殊詐欺事犯の取締りを進めるとともに、官民一体となった対策を推進してきた。警察庁は、早期の段階から、捜査体制を強化していたところ、16年には、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺を「振り込め詐欺」（19年10月には還付金詐欺を追加）と総称し、対策の更なる強化を図り、20年6月には「振り込め詐欺対策室」を設置し、全庁的な取組体制を確立した。警察庁及び法務省は、同年7月、振り込め詐欺を撲滅し、真に安心・安全な社会を取り戻すべく、官民を挙げた取組を推進するため、振り込め詐欺対策における基本的な考え方及び方針を示すものとして、「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」を共同で策定・公表した。特殊詐欺の認知件数は、21年に大幅に減少したものの、23年からは増加に転じ、29年には約1万8,000件の高水準に達している（8-3-1-17図参照）。この間、犯罪対策閣僚会議（第5編第1章1項参照）は、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）の中で、「特殊詐欺対策の強化」として、「総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進」、「特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策の推進」及び「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺事件の検挙」を進めることとした。犯罪対策閣僚会議は、令和元年6月には、「オレオレ詐欺等対策プラン」を決定し、その後、各府省庁において、同プランに基づき、国民、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、特殊詐欺の撲滅に向けた取組を進めている。これらの取組は多種多様な内容を含むものであるが、このコラムでは、特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組のうち、主に、特殊詐欺の被害防止対策を紹介する。

1 犯行ツールとなり得る携帯電話等の不正利用防止

特殊詐欺は、犯人が被害者と対面することなく、電話等を介して被害者をだますことに特徴があり、犯人グループとしては、必然的に、検挙を免れるため、身元の特定が困難な電話を確保することに意を注ぐことになる。特殊詐欺が目立つようになってから間もない段階では、本人確認の手続を経ることなく入手可能であったプリペイド式携帯電話が多用されていた。そこで、平成17年4月、携帯電話不正利用防止法が成立し（18年4月全面施行）、携帯電話に係る役務提供契約締結時における携帯音声通信事業者の本人確認義務に関する規定と共に、携帯電話の不正な譲渡・貸与等に関する罰則を設け、犯人グループが匿名性の高い携帯電話を入手することを困難とした（本編第2章第1節3項（2）参照）。

その後、携帯電話レンタル事業者には本人確認記録の作成等の義務が課せられていなかったことに乗じて、悪質な事業者から匿名で貸与を受けたレンタル携帯電話を利用した特殊詐欺が急増した。平成20年6月、携帯電話不正利用防止法が改正され（同年12月施行）、携帯電話レンタル事業者に対し、契約締結時の本人確認とその記録の保存を義務付けた。なお、同改正により、SIMカード（契約者特定記録媒体）単体の不正売買も処罰の対象とされた。26年から、警察は、不正に契約された携帯電話を捜査等で把握した場合に、提供元の携帯電話事業者に情報を提供し、携帯電話レンタル事業者への役務提供拒否（強制解約）を要請する制度（以下このコラムにおいて「役務提供拒否の情報提供制度」という。）を開始し、同制度の運用により、匿名レンタル携帯電話の供給元となっていた悪質な携帯電話レンタル事業者が減少した。

平成28年頃から、MVNO（仮想移動体通信事業者。自ら無線局を開設・運用せずに移动通信サービスを提供する電気通信事業を行う。）には、実店舗を持たず、インターネット経由

で契約の申込みを受ける事業者が多いことに乗じ、偽変造した身分証明書を用いて偽名で契約を行い、MVNOから入手した携帯電話が特殊詐欺に使用されることが多くなった。警察は、同年から、MVNOについても、役務提供拒否の情報提供制度の対象とし、29年からは、特殊詐欺の犯行に利用されている携帯電話を把握したときに、当該電話が継続的に悪用されることを阻止するため、MVNOを含む提供元の携帯電話事業者に対して当該携帯電話の利用停止を要請する制度を運用している。

携帯電話の不正利用対策が進んだこともあり、近年は、電話転送サービスを悪用して、犯行グループの携帯電話等から相手方に固定電話番号を表示させて電話をかけるなどの手法が多用されている。その対策として、令和元年から、警察の要請に基づき、固定電話番号を提供する電気通信事業者が犯行に利用された固定電話番号を利用停止とするほか、一定の基準を超えて利用停止要請の対象となった電話転送サービス事業者に対しては、電気通信事業者が連携して新たな固定電話の提供を一定期間行わないなどの対策を進めている。

2 犯行ツールとなり得る預貯金口座の不正利用防止

特殊詐欺では、犯人が被害者に対し、被害金の振込先として、他人名義や架空人名義の預貯金口座を指定することも多かった。そこで、平成16年12月、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）が改正され（法律の題名も「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に変更された。）、預貯金通帳等の有償譲受け等に関する罰則が整備された（本編第2章第1節3項（1）参照）。

特殊詐欺の犯行に利用された預貯金口座について、金融機関に対する迅速な口座凍結依頼を実施するほか、凍結された預貯金口座の名義人のリストを警察庁が作成し、一般社団法人全国銀行協会等へ提供することにより、不正口座の開設の防止を推進している。

3 金融機関との連携

特殊詐欺の被害者が多額の現金をだまし取られることを防ぐため、金融機関においては、顧客に対し、1日当たりのATM利用限度額の引下げを推奨している。また、一定年数以上にわたってATMでの振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円又は極めて少額とし、窓口で誘導する取組を実施している。さらに、被害者が犯人から携帯電話を通じて指示を受けて自らATMを操作して振込を行うことを防止するため、一部の金融機関では、ATM周辺に、携帯電話の電波を遮断して携帯電話を利用することができなくなる装置や、携帯電話を利用した際に生じる電波を感知して顧客に警告を発する装置を設置する取組を行っている。このように、被害者自身によるATMを使った被害金の振込を予防することに加え、金融機関では、窓口で高額の払戻しを申し込むなどした高齢者について、現金を必要とする理由を確認するなどの声掛けをしたり、警察への通報を行ったりしている。

4 その他の事業者との連携

犯人グループが被害者に対して現金の送付を指示する手口が増加したことから、警察と宅配事業者が連携し、過去に犯行に使用された被害金送付先のリストを活用して、不審な宅配便の発見や警察への通報等の取組を促進している。また、郵便・宅配事業者やコンビニエンスストアは、荷受時に、運送約款に基づく取扱いができない現金が宅配便に在中していないかどうかの声掛け等による注意喚起を行っている。コンビニエンスストアでは、電子マネー型の手口による特殊詐欺への対策として、電子マネー購入希望者への声掛けも行っている。

5 国民から寄せられた情報の活用

警察は、110番通報のほか、警察相談専用電話（全国統一番号「#（シャープ）9110」）、専用メールアドレス等の様々な窓口を通じ、特殊詐欺に関する情報を受け付けているほか、平成27年からは、匿名通報ダイヤルで特殊詐欺に関する情報を受け付け、国民から寄せられた情報を活用し、携帯電話の契約者確認の求めや、振込先指定口座の凍結依頼等につなげている。また、金融機関を経由した手口への対策を講じたこともあり、21年頃から、受け子（本項（3）参照）が現金やキャッシュカードを受け取りに来る手口が目立つようになったことから、警察では、被害者の協力を得て、いわゆる「だまされた振り作戦」（特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、自宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙する、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく検挙手法）を実施して特殊詐欺犯人の検挙を行っている。

6 地方公共団体の取組

「県民を特殊詐欺被害から守る条例」（熊本県）、「柏市振り込め詐欺等被害防止等条例」（千葉県柏市）のように、一部の地方公共団体は、特殊詐欺の被害防止、被害者支援等を目的とする条例を制定している。また、高齢者の被害を予防するため、電話機の呼出音が鳴る前に犯人に対し犯罪被害防止のために通話内容が自動で録音される旨の警告アナウンスを流し、犯人からの電話を自動で録音する機器を高齢者に無償で貸し出したり同機器の購入に補助金を支給したりする地方公共団体がある。

7 広報啓発活動の推進

「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、全府省庁において、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、特殊詐欺被害防止のための広報啓発イベントの実施、SNSやウェブサイト等による情報発信等を通じて、特殊詐欺被害の実態、被害防止対策等を幅広い世代に対して分かりやすく伝えるための広報啓発活動を展開している。特に、警察は、特殊詐欺の発生が目立ち始めて間もない頃から、ウェブサイト、ポスター、パンフレット等で、犯行手口、被害実態、被害に遭わないための注意事項を紹介するなど、被害防止のための広報啓発活動に取り組んできた。各都道府県警察は、広報啓発効果を高めるため、特殊詐欺犯人から実際にかかってきた電話を録音した音声をウェブサイトで公開したり、地方公共団体や防犯ボランティアと連携して紙芝居・寸劇等を用いた防犯教室を開いたり、SNSを活用するなどの工夫をこらしている。

特殊詐欺の犯人グループは、これまで特殊詐欺撲滅対策の内容に応じ、犯行の手口（連絡手段、文言、金銭獲得方法等）を多様化・巧妙化させながら、犯行を継続してきた。特殊詐欺の撲滅のためには、特殊詐欺の犯人について効果的な取締りを推進するとともに、官民を挙げた被害防止の取組を不断に進めていくことが必要不可欠である。

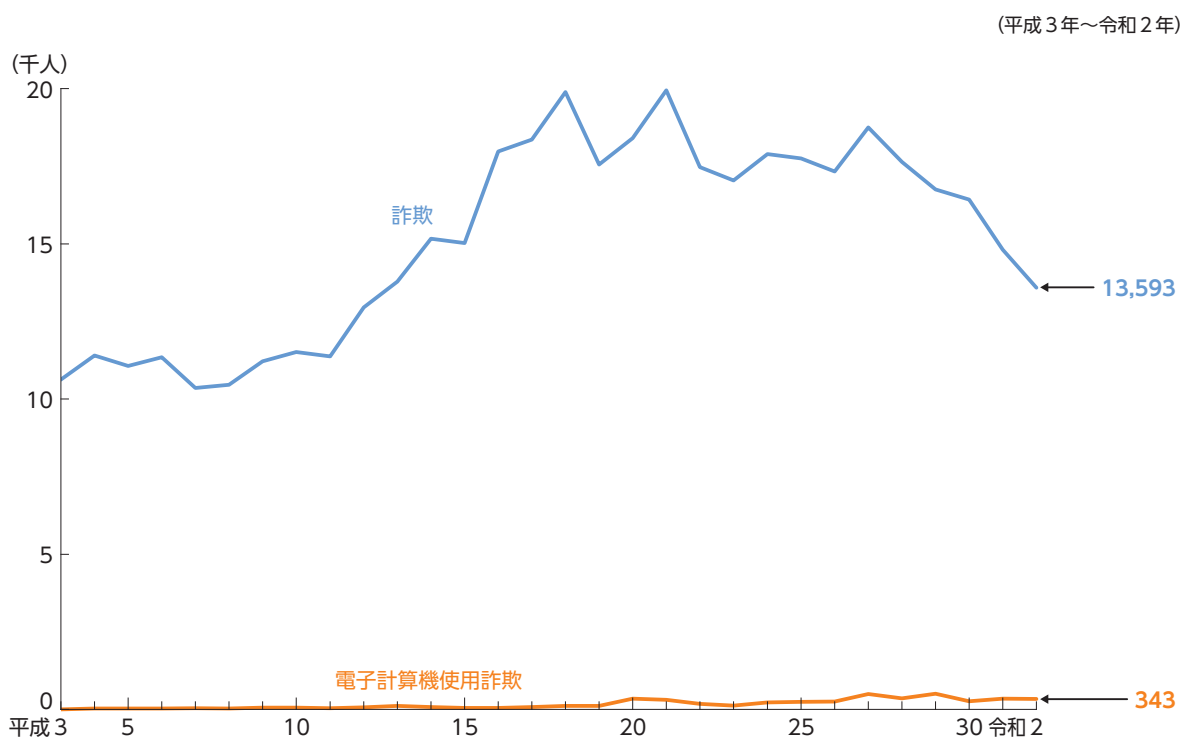
2 検察

(1) 被疑事件の受理

ア 全体

8-3-1-30図は、詐欺の検察庁新規受理人員の推移（最近30年間）を見たものである。詐欺は、平成3年以降、11年まで1万1,000人前後で推移していたが、翌年から増加傾向となり、21年（1万9,951人）にはピークを迎えた。その後、28年までは1万7,000人台から1万8,000人台の間で推移していたが、同年以降は減少し続け、令和2年は1万3,593人（前年比8.2%減）であり、そのうち、検察官が自ら認知し、又は告訴・告発を受けたのは、206人であった（検察統計年報による）。詐欺のうち電子計算機使用詐欺の検察庁新規受理人員は、平成4年以降、20人台から60人台の間で推移した後、13年（120人）に急増して19年までは50人台から110人台の間で推移していたが、20年（346人）に再び急増して以降は120人台から490人台の間で推移して29年（511人）にピークを迎え、その後は減少傾向にあり、令和2年は343人（同0.9%減）であった（CD-ROM参照）。

8-3-1-30図 詐欺 検察庁新規受理人員の推移



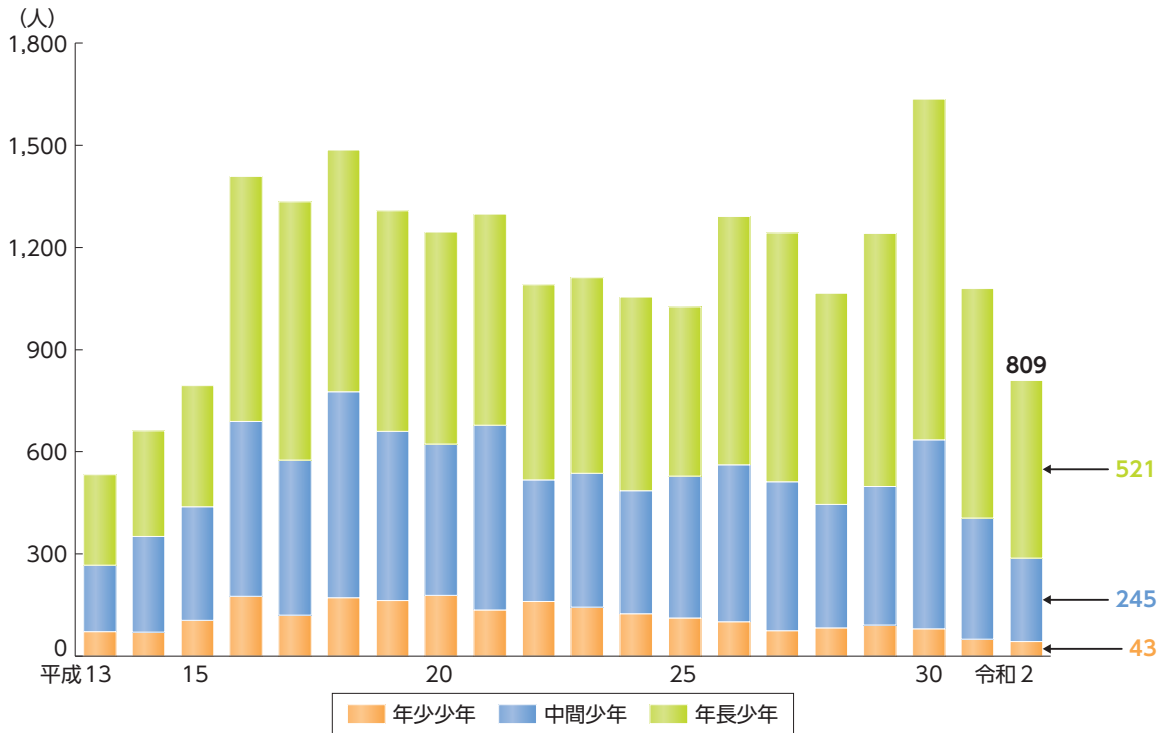
- 注 1 検察統計年報による。
2 「電子計算機使用詐欺」は、「詐欺」の内数である。

イ 少年

8-3-1-31図は、少年による詐欺の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである。少年による詐欺は、平成13年以降、増加し続け、16年（1,409人）に急増した後は1,000人台から1,600人台の間で推移していたが、令和2年は809人（前年比25.1%減）であった。年齢層別では、年長少年の人員が一貫して最も多い。

8-3-1-31図 少年による詐欺 検察庁新規受理人員の推移（年齢層別）

（平成13年～令和2年）



注 1 検察統計年報による。
2 受理時の年齢による。

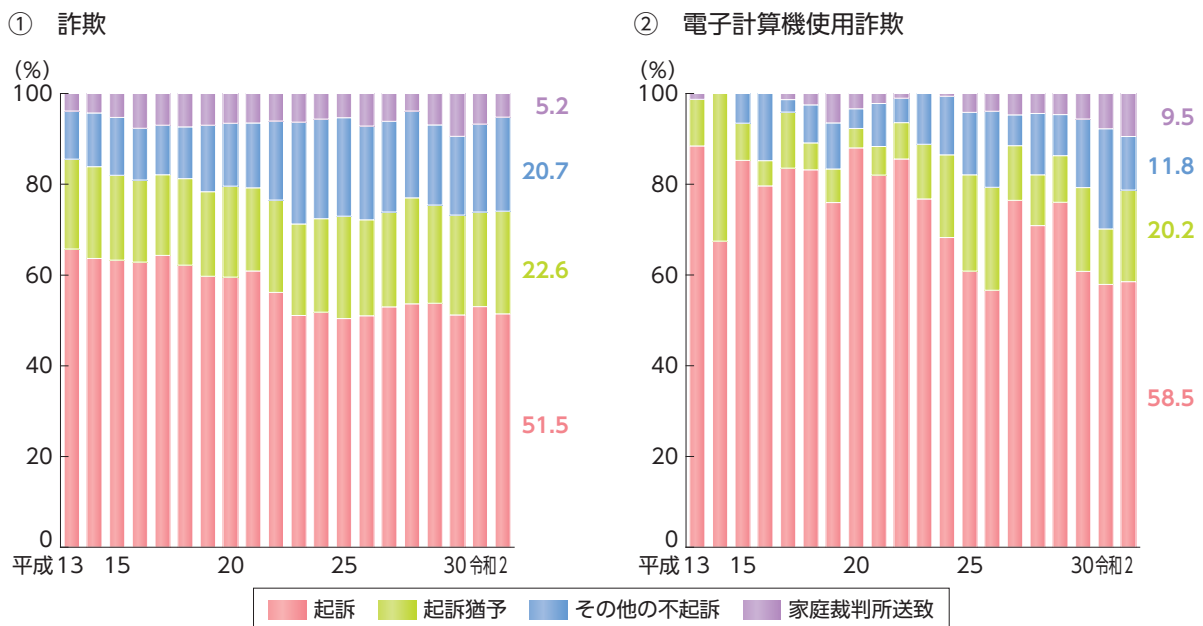
(2) 被疑事件の処理

ア 概要

詐欺（刑法246条及び248条に規定する罪に限る。以下アにおいて同じ。）及び電子計算機使用詐欺の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-32図**のとおりである。検察庁終局処理人員の総数に占める家庭裁判所送致の比率（**2-2-4-1図** CD-ROM参照）は、近年低下傾向にあり、平成13年に11.9%であったものが、令和2年には5.3%となったのに対し、詐欺は、平成13年に3.9%であったものが、その後30年の9.4%を最高に、上昇と低下を繰り返し、令和2年は5.2%であった。

8-3-1-32図 詐欺 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比の推移（罪名別）

（平成13年～令和2年）



注 1 検察統計年報による。
2 ①の「詐欺」は、刑法246条及び248条に規定する罪に限る。

詐欺及び電子計算機使用詐欺について、起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率及び起訴猶予率の推移（最近20年間）を見ると、**8-3-1-33図**のとおりである。起訴人員について見ると、詐欺は、平成13年以降、増加し続けて18年（1万2,222人）に最多となった後、19年から28年までは8,000人台から1万1,000人台の間で推移していたが、同年以降、減少し続け、令和2年（6,700人）は、平成18年の約2分の1の水準となっている。電子計算機使用詐欺は、27年の405人を最多に、増減を繰り返しているが、同年以降は、おおむね200人を超える水準で推移している（CD-ROM参照）。

不起訴人員について見ると、詐欺は、平成13年以降増加傾向にあったが、25年（7,753人）をピークに翌年からは減少傾向にある。電子計算機使用詐欺は、年による変動が大きいですが、26年以降は、おおむね100人を超える水準で推移している（CD-ROM参照）。

起訴率について見ると、詐欺は、平成13年以降、21年まで60%台で推移していたが、翌年に60%を下回った後は、50%台で推移しており、刑法犯全体（令和2年は37.4%。**2-2-4-2図**①参照）よりも顕著に高い。他方、電子計算機使用詐欺は、50%台後半から90%台前半の間で推移している（CD-ROM参照）。

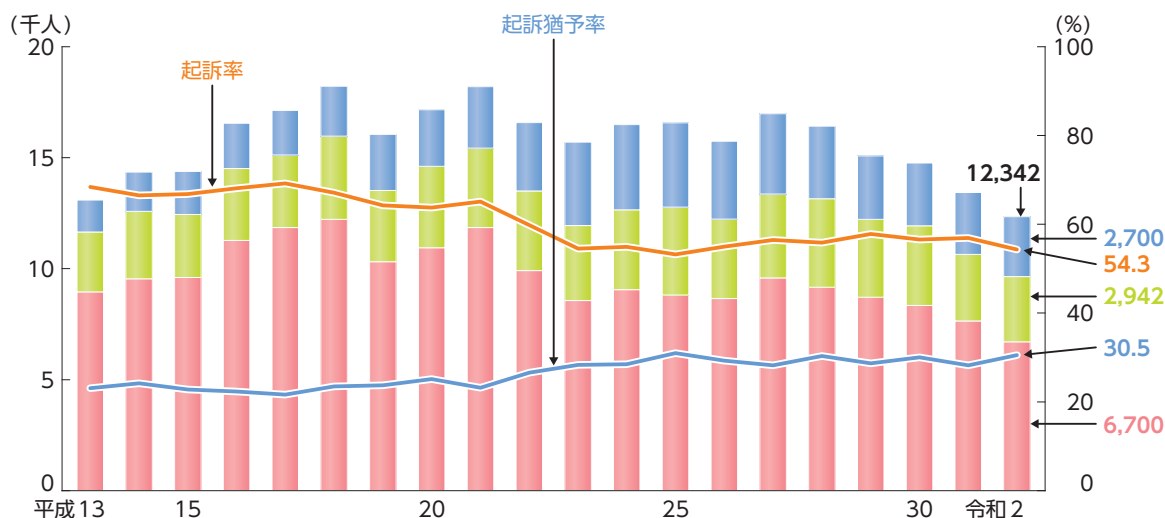
起訴猶予率について見ると、平成13年以降、詐欺は、17年(21.6%)を底として、翌年以降上昇傾向にあり、25年に31.0%に達した後は、30%前後で推移している。電子計算機使用詐欺は、20年(4.7%)を底として、翌年から上昇し続け、26年に28.6%に達した後は、おおむね10%台で推移していたが、令和2年は25.6%であった。いずれも刑法犯全体(令和2年は52.2%。2-2-4-4図参照)と比較して低い(CD-ROM参照)。

なお、令和2年において、組織的犯罪処罰法違反(組織的な詐欺に限る。)の起訴人員は13人、不起訴人員は7人(起訴猶予3人及び嫌疑不十分4人)であり、起訴率は65.0%、起訴猶予率は18.8%であった(検察統計年報による)。

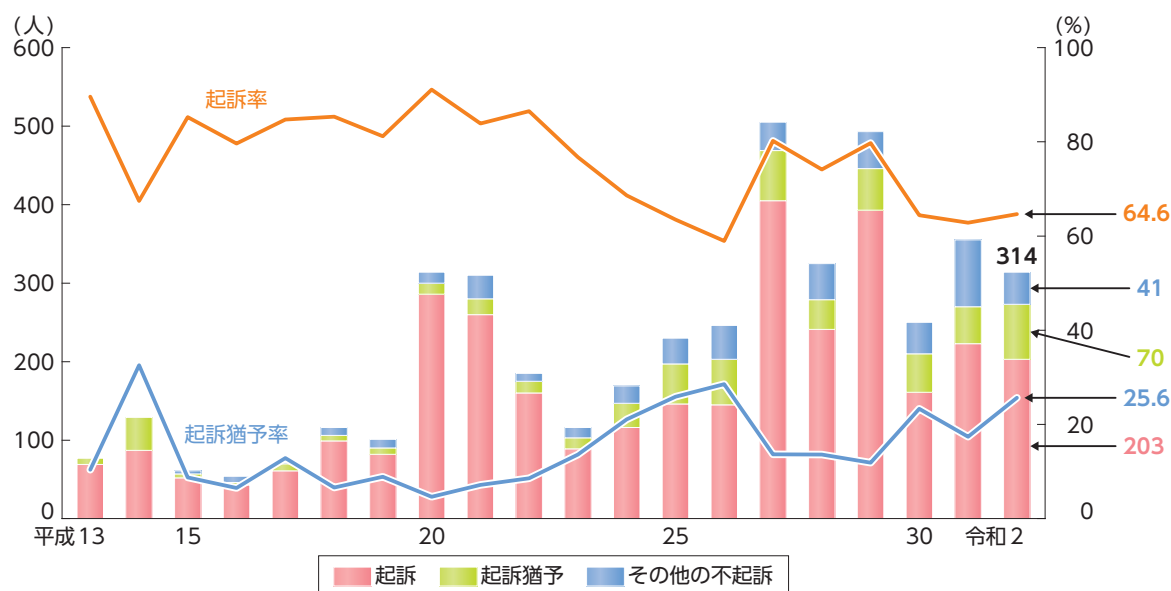
8-3-1-33図 詐欺 起訴・不起訴人員等の推移(罪名別)

(平成13年~令和2年)

① 詐欺



② 電子計算機使用詐欺



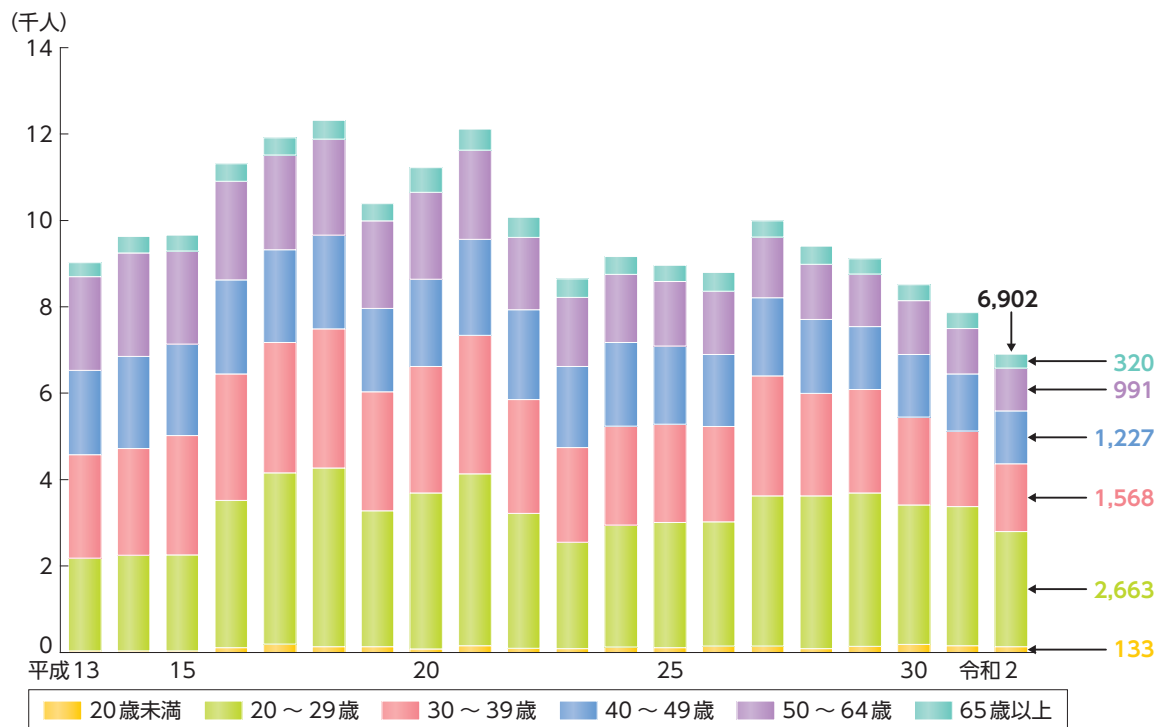
注 1 検察統計年報による。
2 ①の「詐欺」は、刑法246条及び248条に規定する罪に限る。

イ 起訴

8-3-1-34図は、詐欺の起訴人員の推移（最近20年間）を犯行時の年齢層別に見たものである。平成13年から15年までは、30歳代の者が最も多かったが、16年以降は、20歳代の者が一貫して最も多く、令和2年は、2,663人で、全体の38.6%を占めている。30歳代の者は平成21年（3,209人）、40歳代の者は同年（2,220人）、50～64歳の者は14年（2,400人）、65歳以上の者は20年（576人）をそれぞれピークに、減少傾向にあるが、20歳代の者は、18年（4,140人）を最多として、16年以降おおむね2,000人台後半を超える水準で推移している。20歳未満の者も、17年（195人）を最多として、16年以降80人台から190人台の間で推移している（CD-ROM参照）。

8-3-1-34図 詐欺 起訴人員の推移（年齢層別）

（平成13年～令和2年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 年齢不詳の者を除く。

3 裁判

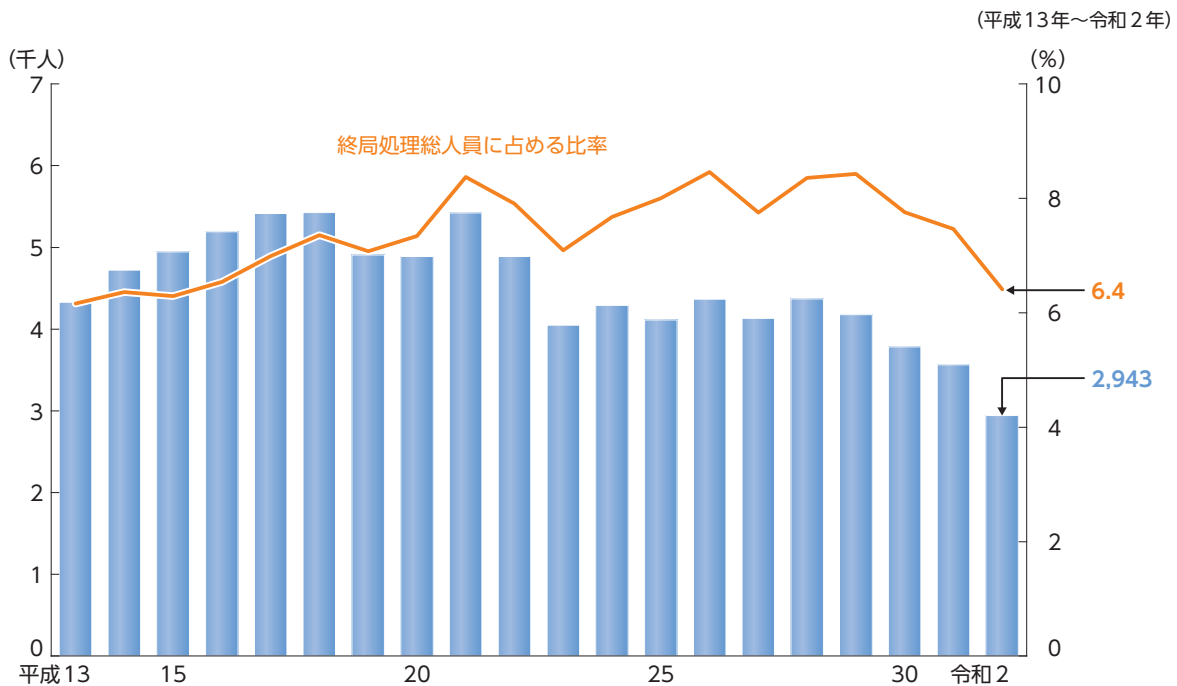
(1) 終局裁判

8-3-1-35図は、詐欺について、地方裁判所における終局処理人員の推移（最近20年間）を見たものである。地方裁判所における終局処理総人員については、平成16年（7万9,378人）をピークに減少傾向を示している一方、詐欺の終局処理人員は、18年（5,425人）まで増加し続けた後、一旦減少し、21年（5,422人）に再び増加したのを経て、22年以降は減少傾向にあり、30年以降は3,000人台で推移していたが、令和2年は2,943人（前年比17.4%減）であった。

地方裁判所における終局処理総人員に占める詐欺の終局処理人員の比率は、平成18年以降、7%台から8%台の間で推移していたが、30年以降は低下し続け、令和2年は6.4%（前年比1.1pt低下）であった。

詐欺について、地方裁判所における終局処理人員のうち無罪の人員は、最近10年間においては5人から20人の間で推移しており、令和2年は6人であった（司法統計年報による。）。

8-3-1-35図 詐欺 地方裁判所における終局処理人員の推移



注 司法統計年報による。

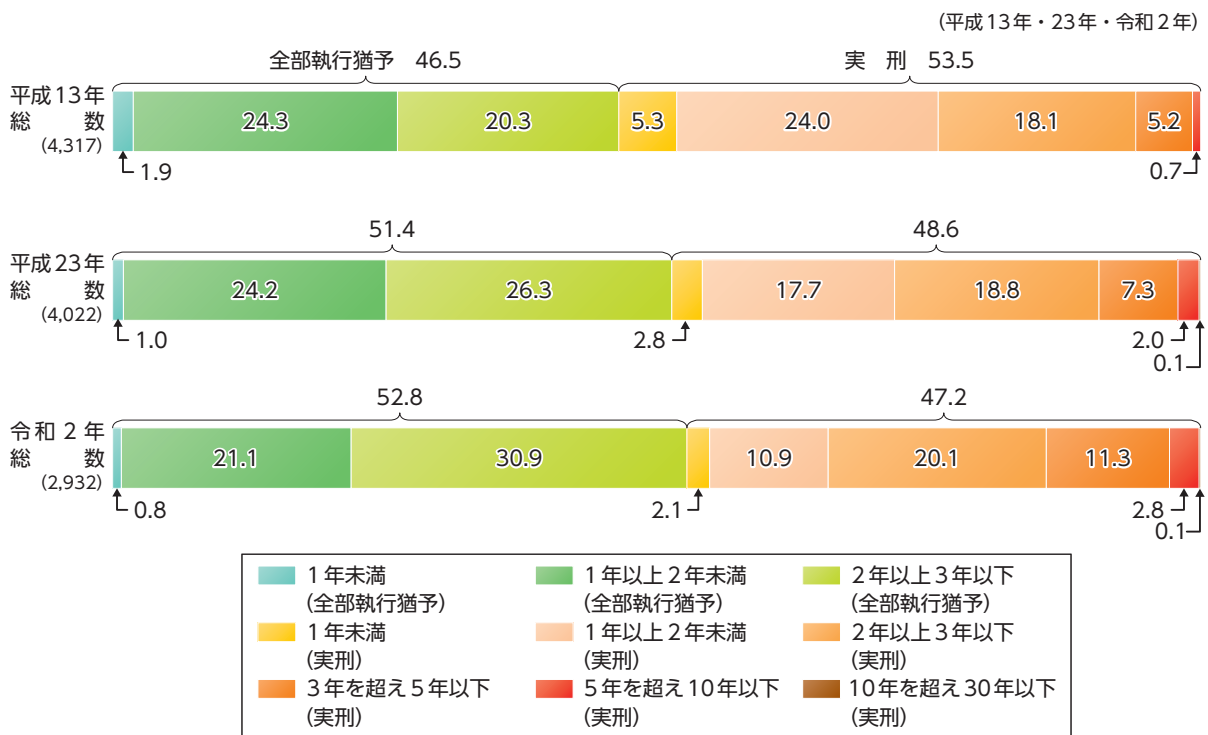
(2) 科刑状況

詐欺について、平成13年・23年・令和2年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、8-3-1-36図のとおりである（なお、平成16年法律第156号による刑法の改正（平成17年1月施行）により、有期刑の上限が15年から20年に、死刑や無期刑を減輕して有期刑とする場合の長期の上限が15年から30年に、有期刑を加重する場合の長期の上限が20年から30年にそれぞれ引き上げられた。）。なお、特殊詐欺（本節1項（3）参照）の認知件数が増加したのが平成15年頃以降であることに留意する必要がある。

実刑の者（令和2年については一部執行猶予の者も含み、一部執行猶予は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。）の構成比を見ると、平成13年（53.5%）が最も高く、23年（48.6%）及び令和2年（47.2%）は、ほぼ同程度である。2年以上3年以下の実刑の者の構成比は、平成13年（18.1%）、23年（18.8%）及び令和2年（20.1%）の間に大きな差は認められない。しかしながら、

2年未満の実刑の者の構成比は、平成13年（29.4%）が最も高く、次いで、23年（20.5%）、令和2年（13.0%）の順となっているのに対し、3年を超える実刑の者の構成比は、同年（14.2%）が最も高く、次いで、平成23年（9.3%）、13年（6.0%）の順となっている。特に、3年を超え5年以下の実刑の者及び5年を超え10年以下の実刑の者の構成比は、13年にはそれぞれ5.2%、0.7%であったのが、令和2年にはそれぞれ11.3%、2.8%となっている。また、全部執行猶予の者を見ても、2年以上3年以下の者の構成比は、平成13年には20.3%であったが、23年には26.3%、令和2年には30.9%となっている。なお、10年を超え30年以下の実刑の者の人員は、最近20年間は10人未満で推移しており、令和2年は2人であった（CD-ROM参照）。また、詐欺により一部執行猶予付判決を受けた者は、平成30年に1人、令和元年に2人及び2年に3人であった（司法統計年報による。）。

8-3-1-36 図 詐欺 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比



注 1 司法統計年報による。
 2 令和2年の「実刑」には一部執行猶予を含み、一部執行猶予は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 ()内は、実人員である。

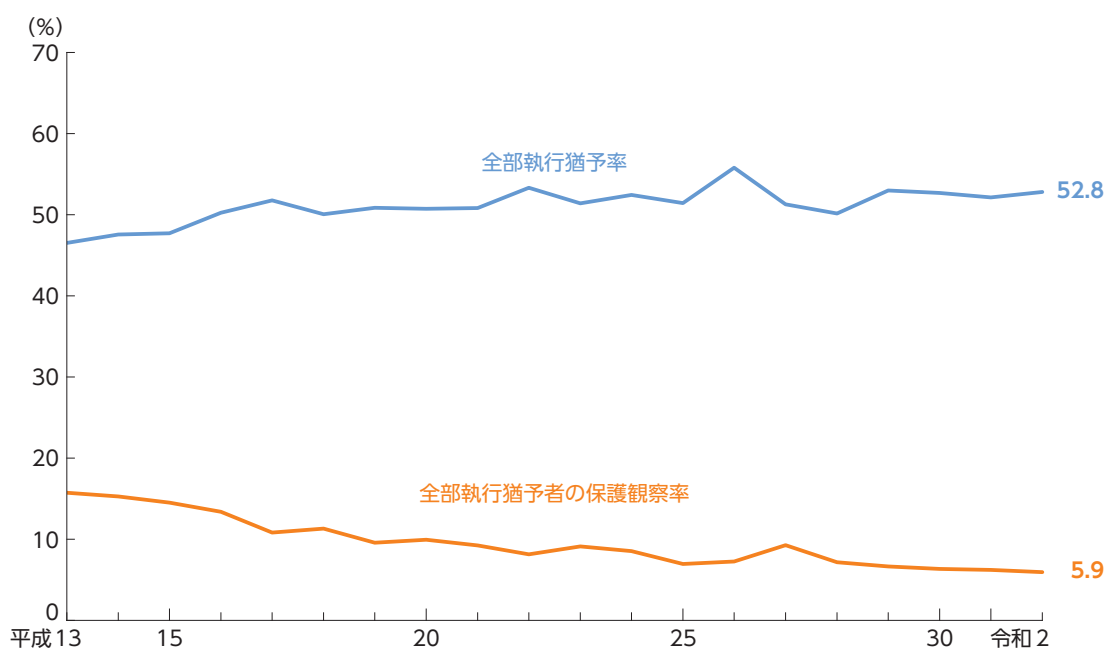
8-3-1-37 図は、詐欺について、地方裁判所における全部執行猶予率及び全部執行猶予者の保護観察率の推移（最近20年間）を見たものである。全部執行猶予率について見ると、平成16年以降は50%台で推移し、令和2年は52.8%（前年比0.7pt上昇）であり、全体の地方裁判所における有期懲役・禁錮の全部執行猶予率（63.0%。CD-ROM資料2-4参照）よりも低い。

詐欺について、地方裁判所における全部執行猶予者の保護観察率を見ると、平成13年（15.7%）以降、低下傾向にあり、特に、28年（7.2%）以降低下が続き、令和2年は5.9%（前年比0.3pt低下）であった。

なお、令和2年に詐欺により一部執行猶予付判決を受けた者（3人）については、その全員が保護観察に付された（2-3-3-1表参照）。

8-3-1-37 図 詐欺 地方裁判所における全部執行猶予率・全部執行猶予者の保護観察率の推移

(平成13年～令和2年)



注 司法統計年報による。

(3) 勾留と保釈

詐欺について、令和2年の通常第一審における被告人の勾留状況を見ると、**8-3-1-38表**のとおりである。同年における通常第一審全体の勾留率（移送等を含む終局処理人員に占める勾留総人員の比率）は74.0%、保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）は30.1%であった（**2-3-3-9表**CD-ROM参照）。一方、詐欺については、勾留率（86.9%）及び保釈率（32.5%）共に、通常第一審全体を上回った。通常第一審における勾留総人員に占める勾留期間3月を超える者の人員の比率を見ると、全体では24.5%であるのに対し（**2-3-3-9表**CD-ROM参照）、詐欺では42.7%であった。

8-3-1-38表 詐欺 通常第一審における被告人の勾留状況

(令和2年)

終局処理人員 総人員 (A)	勾留総人員 (B)	勾留期間			保釈人員 (C)	勾留率 $\frac{B}{A}$ (%)	保釈率 $\frac{C}{B}$ (%)
		1月以内	3月以内	3月を超える			
3,198	2,778 (100.0)	522 (18.8)	1,071 (38.6)	1,185 (42.7)	904	86.9	32.5

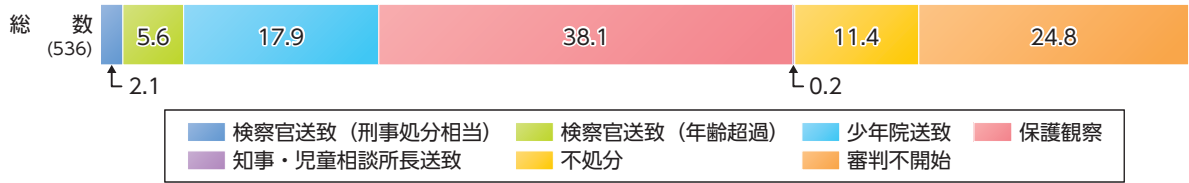
- 注 1 司法統計年報による。
 2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。
 3 () 内は、構成比である。

(4) 家庭裁判所における処理状況

令和2年における詐欺の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、**8-3-1-39図**のとおりであり、保護観察（38.1%、204人）が最も高く、次いで、審判不開始（24.8%、133人）、少年院送致（17.9%、96人）の順であった。児童自立支援施設・児童養護施設送致はなかった。

8-3-1-39図 詐欺 少年保護事件 終局処理人員の処理区別構成比

(令和2年)



注 1 司法統計年報による。
2 () 内は、実人員である。

詐欺について、刑事処分相当を理由に検察官送致された事件の令和2年における検察庁での処理状況は3-3-2-1表を、同年における少年の通常第一審での科刑状況は3-3-2-2表をそれぞれ参照。

4 矯正

(1) 受刑者

ア 入所受刑者

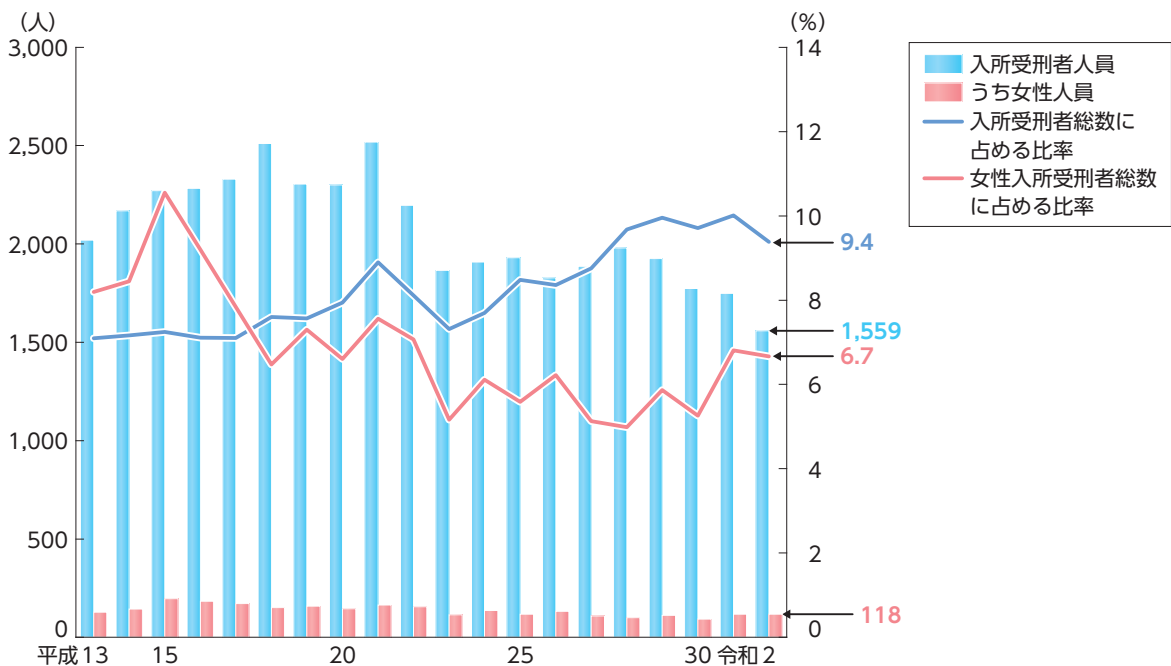
(ア) 人員

8-3-1-40図は、詐欺の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を見たものである。詐欺の入所受刑者人員は、平成21年（2,518人）を最多に、22年までは2,000人を上回って推移し、23年から29年までは1,800人台から1,900人台で推移していたが、同年以降は減少し続けている。令和2年は、1,559人（前年比189人（10.8%）減）であり、そのうち一部執行猶予受刑者は、5人（同2人増）であった（CD-ROM参照）。

また、詐欺の入所受刑者人員の入所受刑者総数に占める比率は、平成28年まで7%台から8%台の間で推移していたが、29年以降は10%前後で推移している。一方、女性の入所受刑者総数に占める比率は、23年以降5%台から6%台の間で推移している。

8-3-1-40図 詐欺 入所受刑者人員の推移

(平成13年～令和2年)



注 矯正統計年報による。

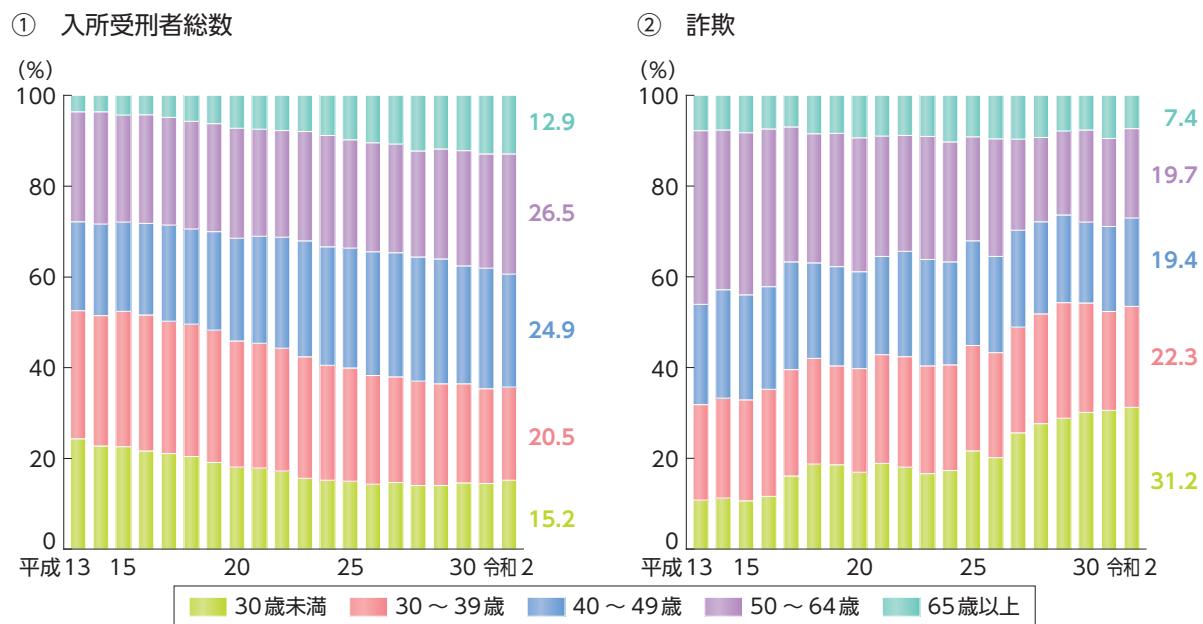
(イ) 年齢層

8-3-1-41 図は、詐欺の入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を、入所受刑者総数と共に見たものである。詐欺の30歳未満の者の構成比は、平成13年から16年までは10.7%から11.7%の間で推移していたが、17年に16.1%に上昇し、その後、25年以降は20%を、30年以降は30%をそれぞれ上回って推移している。27年以降は毎年上昇し続け、令和2年は31.2%（前年比0.6pt上昇）であった。2年の詐欺の30歳未満の入所受刑者の人員（487人）を見ると、25歳未満の者が約半数（256人）を占めている（CD-ROM参照）。50～64歳の者の構成比は、平成13年（38.3%）を最高に、低下傾向を示し、29年には18.5%に低下したが、30年以降は20%前後で推移している。それ以外の者の構成比は、多少の上昇・低下はあるものの、13年の構成比と令和2年の構成比を比較しても、大きな差は認められない。

詐欺の入所受刑者と入所受刑者総数を比較すると、詐欺では、前記のとおり、30歳未満の者の構成比が上昇傾向を示していたのに対し、入所受刑者総数では、平成13年には、30歳未満の者の構成比が24.4%であったのが、その後、低下傾向を示し、令和2年には15.2%となっている。また、65歳以上の高齢者の構成比を見ると、入所受刑者総数では、平成13年（3.6%）から上昇傾向を示し、令和2年は12.9%となっているのに対し、詐欺では、平成24年（10.3%）を最高に、おおむね横ばいで推移している。

8-3-1-41 図 詐欺 入所受刑者の年齢層別構成比の推移

(平成13年～令和2年)



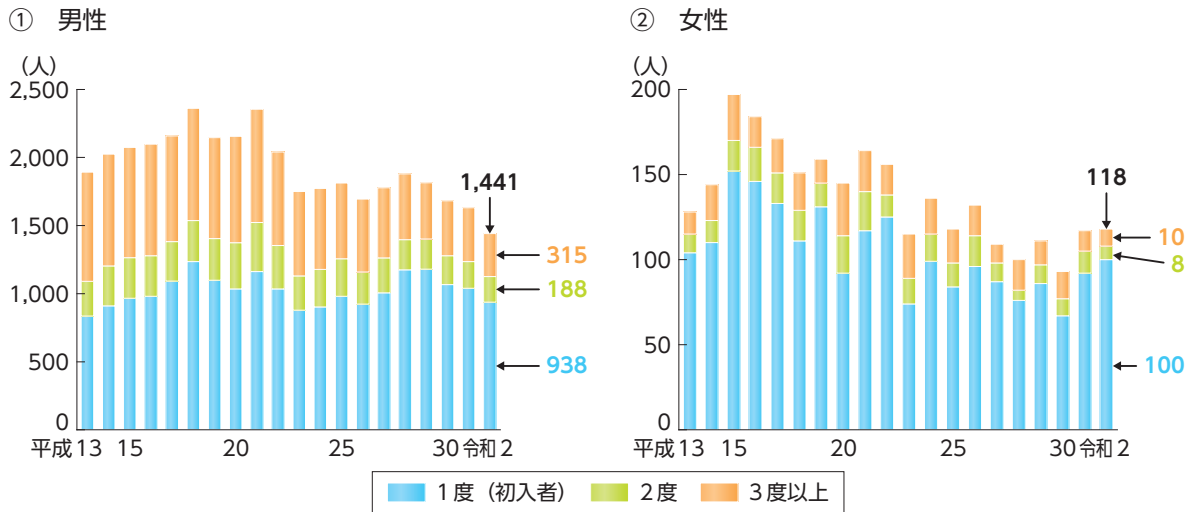
注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

(ウ) 入所度数

8-3-1-42 図は、詐欺の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、これを入所度数別に見たものである。男性・女性共に、入所受刑者全体のうち初入者が占める割合が一貫して最も高く、特に、女性は、平成24年以降、初入者が7割以上を占めている。男性は、初入者の人員が、19年以降800人台後半から1,100人台後半の間で推移している一方、3度以上の者の人員は22年以降減少し続けている。なお、令和2年における詐欺の男性入所受刑者のうち、3度以上の者の人員（315人）の入所度数の内訳を見ると、その約6割を5度以上の者（181人（うち10度以上の者が58人））が占めている（矯正統計年報による。）。

8-3-1-42 図 詐欺 入所受刑者人員の推移 (男女別, 入所度数別)

(平成13年~令和2年)



(工) 居住状況

8-3-1-43 図は, 令和2年の詐欺の入所受刑者の居住状況別構成比を見たものである。

8-3-1-43 図 詐欺 入所受刑者の居住状況別構成比

(令和2年)



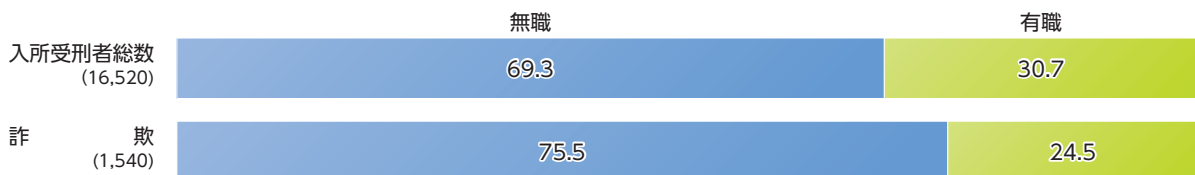
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 犯行時の居住状況による。
- 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
- 4 () 内は, 実人員である。

(才) 就労状況

8-3-1-44 図は, 令和2年の詐欺の入所受刑者の就労状況別構成比を見たものである。

8-3-1-44 図 詐欺 入所受刑者の就労状況別構成比

(令和2年)



- 注 1 矯正統計年報による。
- 2 犯行時の就労状況による。
- 3 学生・生徒, 家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。また, 「無職」は, 定収入のある無職者を含む。
- 4 () 内は, 実人員である。

(カ) その他

令和2年の詐欺の入所受刑者の婚姻状況別構成比（婚姻状況が不詳の者を除く。）を見ると、配偶者（内縁関係にあるものを含む。以下この項において同じ。）がある者の構成比が17.7%、未婚の者の構成比が48.8%、離死別の者の構成比が33.5%となっており、未婚の者の構成比が入所受刑者総数（41.4%）と比べて高く、離死別の者の構成比が入所受刑者総数（39.5%）と比べて低い（矯正統計年報による。）。

令和2年の詐欺の入所受刑者の教育程度別構成比（教育程度が不詳の者を除く。）を見ると、大学在学・中退・卒業が15.4%、高校卒業が36.4%となっており、入所受刑者総数の大学在学・中退・卒業が10.5%、高校卒業が30.2%であるのと比べると、高校卒業以上の学歴を有する者の構成比が高い（矯正統計年報による。）。

令和2年の詐欺の入所受刑者（1,559人）のうち、39人（2.5%）が来日外国人（国籍別の内訳は、中国31人、ブラジル及びナイジェリア各2人、その他4人）であり、49人（3.1%）が暴力団関係者（幹部17人、組員26人、地位不明6人）であった（矯正統計年報による。）。

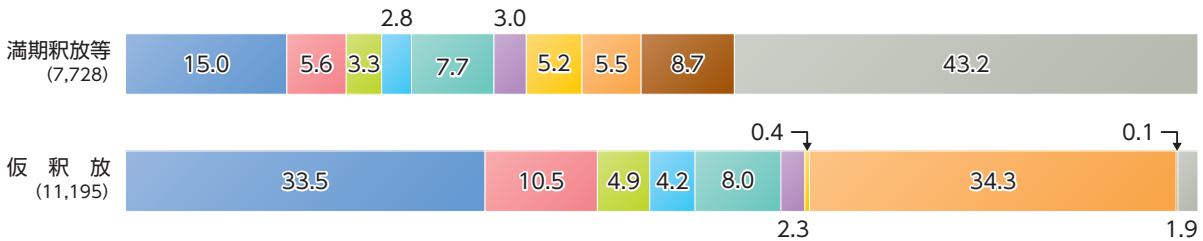
イ 出所受刑者

8-3-1-45図は、令和2年の詐欺の出所受刑者の帰住先別構成比を、出所受刑者総数と共に出所事由別に見たものである。満期釈放等により釈放された者については、帰住先が「その他」の者の構成比が最も高く、次いで、父・母、知人の順になっているのに対し、仮釈放により釈放された者については、父・母の者の構成比が最も高く、次いで、更生保護施設等、配偶者の順となっている。

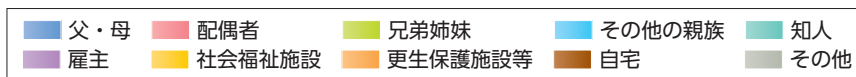
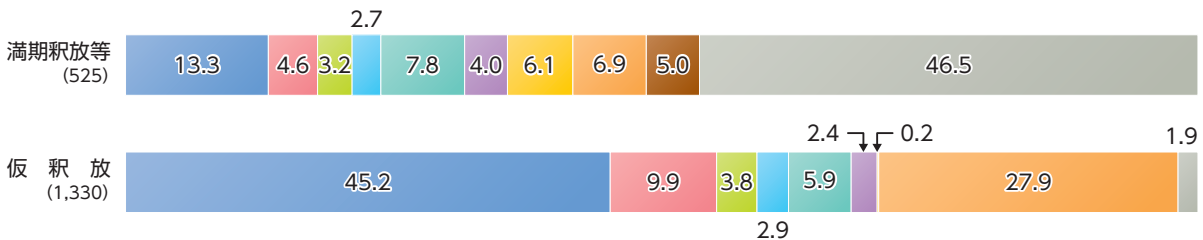
8-3-1-45図 詐欺 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）

（令和2年）

① 出所受刑者総数



② 詐欺



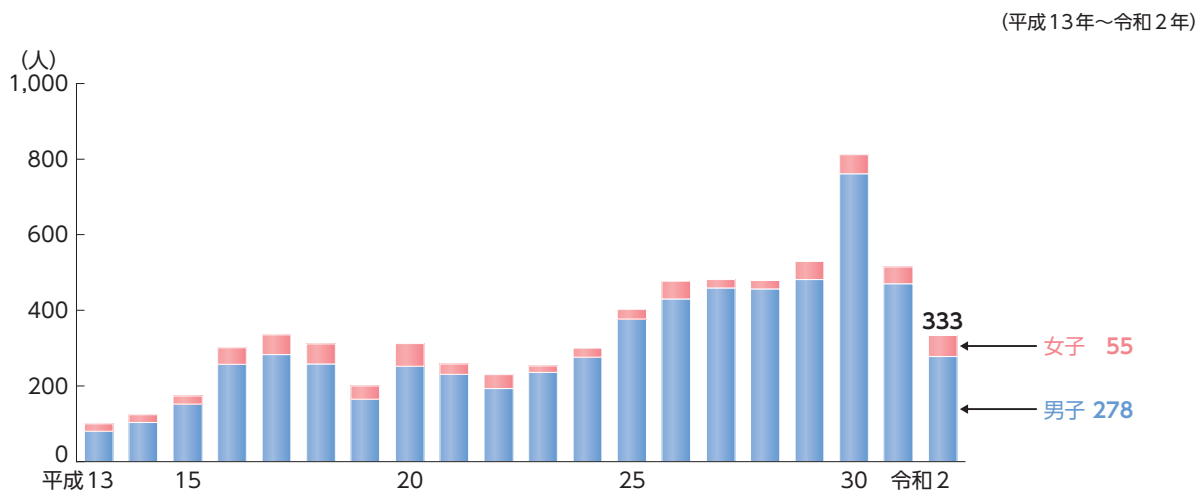
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 7 ()内は、実人員である。

(2) 少年鑑別所被収容者

ア 少年鑑別所被収容者の人員の推移

詐欺の少年鑑別所被収容者（観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。以下アにおいて同じ。）の人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、**8-3-1-46図**のとおりである。総数は、平成13年以降、増減を繰り返しながら全体的に増加傾向にあり、30年（812人）をピークに、その後は2年連続で減少したものの、令和2年は、333人と、平成13年（100人）の約3.3倍となっている。女子比は、14年以降は10%台、23年以降は10%を下回って推移していたが、令和2年は、再び10%を上回る16.5%であり、少年鑑別所被収容者総数に占める女子比（9.7%。**3-2-3-2図**CD-ROM参照）よりも高い（CD-ROM参照）。

8-3-1-46図 詐欺 少年鑑別所被収容者の人員の推移（男女別）



注 1 矯正統計年報による。

注 2 「被収容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。

イ 審判における決定等

詐欺について、令和2年に収容審判鑑別（第3編第2章第3節3項（1）ア参照）を終了した者の審判における決定等別構成比を見ると、**8-3-1-47図**のとおりである。少年院送致が40.8%（115人）と最も高く、次いで、保護観察36.2%（102人）、決定未了（観護措置の取消し及び試験観察）19.1%（54人）の順であり、同年に収容審判鑑別を終了した者の総数（**3-2-3-6表**参照）と比較して、少年院送致と決定未了の構成比が高い（CD-ROM参照）。

8-3-1-47図 詐欺 収容審判鑑別を終了した者の審判における決定等別構成比



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

注 2 観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所し、かつ、令和2年に退所した者（ただし、鑑別の判定が保留、判定未了等の者を除く。）を計上している。

注 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。

注 4 「決定未了」は、観護措置の取消し及び試験観察である。

注 5 () 内は、実人員である。

(3) 少年院入院者

ア 少年院入院者の人員の推移

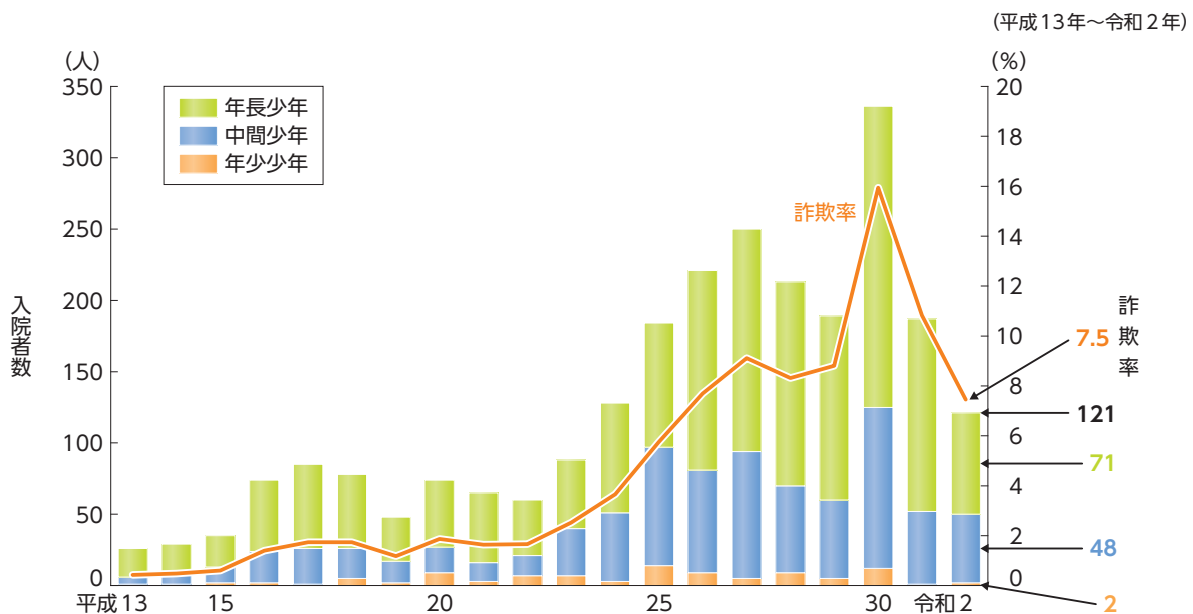
8-3-1-48図は、詐欺の少年院入院者の人員及び少年院入院者総数に占める比率（「詐欺率」という。以下（3）において同じ。）の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである。

少年院入院者の人員は、平成16年に大きく増加した後、100人未満で推移していたが、24年に100人を上回ってからは、27年まで増加し続け、翌年から一旦減少したものの、30年には336人に達し、その後は2年連続して減少した。少年院入院者総数が減少傾向にある中（3-2-4-1図参照）、詐欺の少年院入院者が増加したことから、詐欺率は、13年には0.4%であったが、30年には15.9%に達し、その後は2年連続して低下した。

年齢層別に見ると、平成13年以降、一貫して年長少年（入院時に20歳に達している者を含む。以下（3）において同じ。）が最も多く、次いで、中間少年、年少少年（入院時に14歳未満の者を含む。）の順であり、年長少年が占める構成比はおおむね60%台から70%台の間で推移していたが、令和2年は58.7%であった（CD-ROM参照）。

男女別に見ると、女子は、年による変動が大きく、平成13年から24年までは10人未満で推移していたが、25年以降は30年の23人を最多に、10人を上回る年もあり、令和2年は11人（前年比5人増）であった（CD-ROM参照）。

8-3-1-48図 詐欺 少年院入院者の人員等の推移（年齢層別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「詐欺率」は、少年院入院者総数のうち詐欺の者が占める比率である。

イ 少年院入院者の特徴

(ア) 教育程度，就学・就労状況，保護者の状況

8-3-1-49図及び**8-3-1-50図**は，平成28年から令和2年までにおける詐欺の少年院入院者の教育程度別構成比及び就学・就労状況別構成比を，いずれも男女別に見たものである。

教育程度は，令和2年の少年院入院者総数（**3-2-4-4図**参照）と比較して，男子は，高校中退の者及び高校卒業・その他（大学（短期大学を含む。）在学・中退，専修学校在学・中退・卒業等）の者，女子は，中学卒業及び高校中退の者の構成比がそれぞれ高い。

就学・就労状況は，令和2年の少年院入院者総数（**3-2-4-5図**参照）と比較して，男子は無職の者の構成比が高い一方，女子は有職の者の構成比が高い。

8-3-1-49図 詐欺 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）

（平成28年～令和2年の累計）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 教育程度は，非行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 「その他」は，大学（短期大学を含む。）在学・中退，専修学校在学・中退・卒業等である。
 4 （ ）内は，実人員である。

8-3-1-50図 詐欺 少年院入院者の就学・就労状況別構成比（男女別）

（平成28年～令和2年の累計）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 就学・就労状況は，非行時による。
 3 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 4 （ ）内は，実人員である。

平成28年から令和2年までにおける詐欺の少年院入院者の保護者状況（非行時による。）別構成比を見ると，男子は，実父母が33.5%，実母が39.1%，実父が9.5%，女子は，実父母が30.0%，実母が41.7%，実父が13.3%であり，同年の少年院入院者総数（**3-2-4-7図**参照）と比較して，男子は実父母の構成比が高い一方，女子は実父母の構成比が低かった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

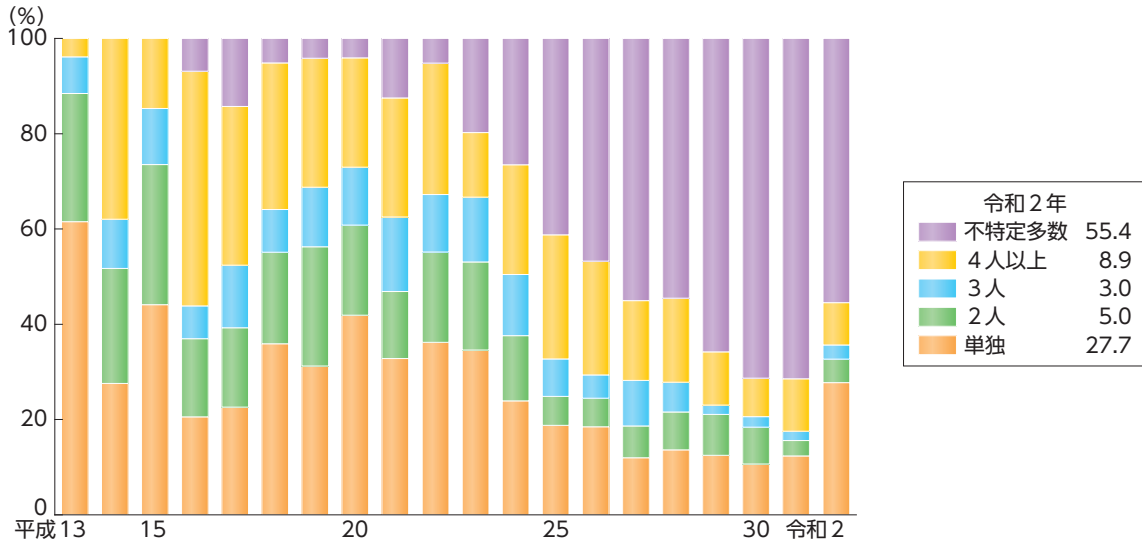
(イ) 共犯, 不良集団関係

詐欺の少年院入院者の共犯者数別構成比の推移（最近20年間）を見ると、8-3-1-51図のとおりである。

共犯者数が不特定多数である者は、平成13年から15年までいなかったが、23年以降その構成比が上昇傾向にあり、令和元年には71.4%に達したものの、2年は55.4%であった。

8-3-1-51 図 詐欺 少年院入院者の共犯者数別構成比の推移

(平成13年～令和2年)

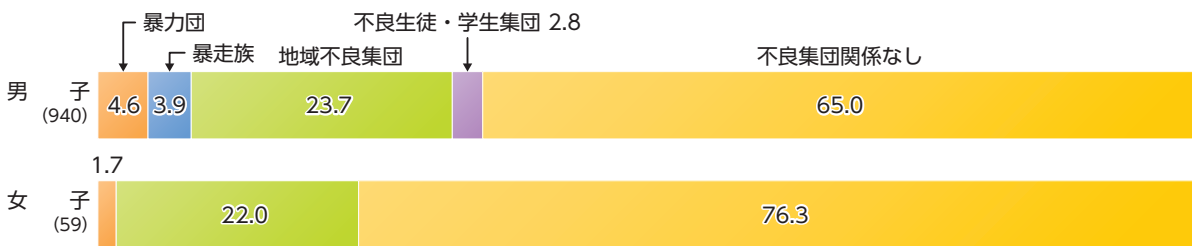


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 共犯者数が不詳の者を除く。
 3 共犯者数は、複数の非行名がある場合に、詐欺以外の非行の共犯者数が計上されていることがある。

平成28年から令和2年までにおける詐欺の少年院入院者の不良集団関係別構成比を男女別に見ると、8-3-1-52図のとおりである。同年の少年院入院者総数（3-2-4-6図参照）と比較して、男女共に不良集団関係のない者の構成比が高い一方、男子は暴力団の構成比が高い。

8-3-1-52 図 詐欺 少年院入院者の不良集団関係別構成比（男女別）

(平成28年～令和2年の累計)

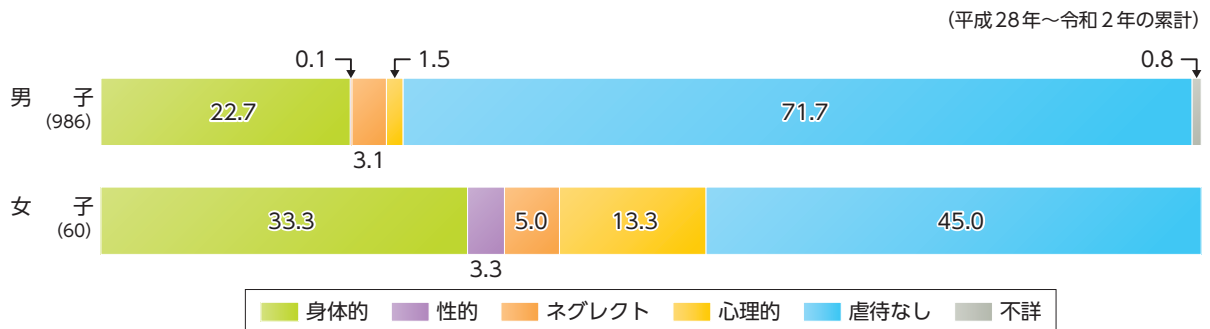


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 不良集団関係は、非行時による。
 3 不良集団関係が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

(ウ) 被虐待経験

8-3-1-53図は、平成28年から令和2年までにおける詐欺の少年院入院者の被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。男女共に、同年の少年院入院者総数(3-2-4-8図参照)と比較して虐待なしの構成比が10pt以上高い。

8-3-1-53図 詐欺 少年院入院者の被虐待経験別構成比 (男女別)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。

3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。

4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。

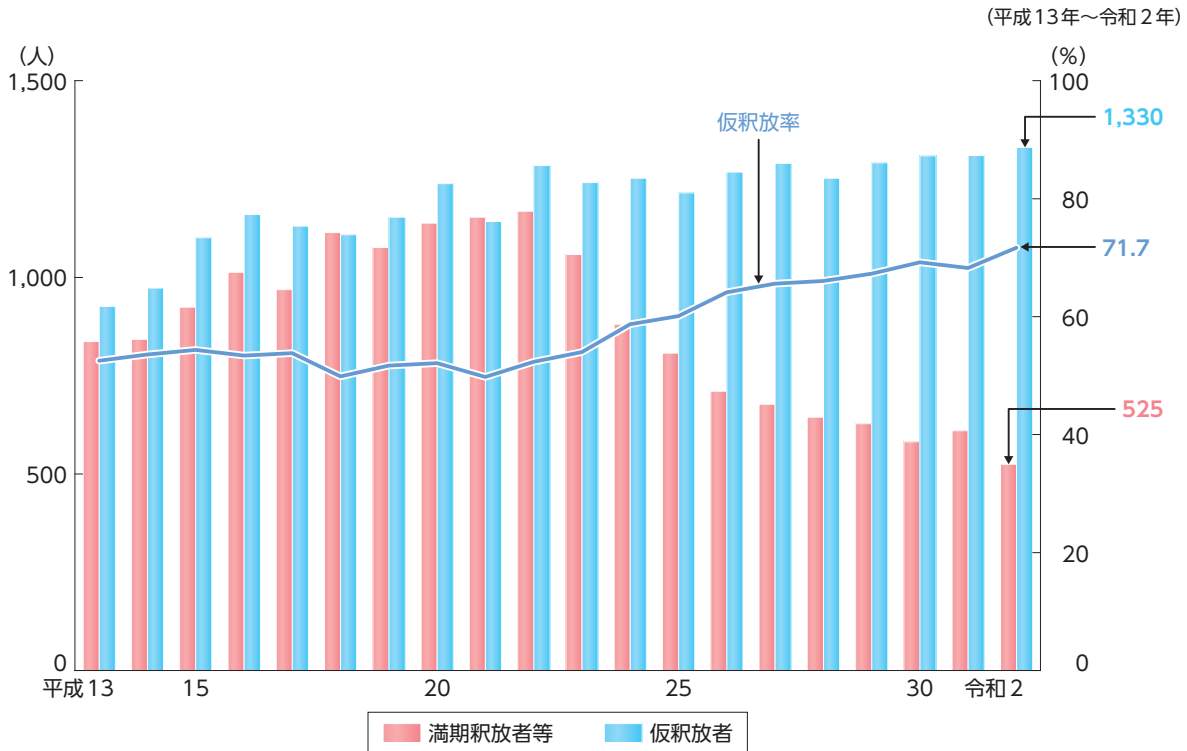
5 ()内は、実人員である。

5 更生保護

(1) 仮釈放

8-3-1-54図は、詐欺について、出所受刑者(仮釈放者、一部執行猶予の実刑部分刑期終了又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。)の人員及び仮釈放率の推移(最近20年間)を見たものである。出所受刑者の人員は、増加傾向にあったが、平成22年(2,452人)をピークに翌年から減少傾向を示したのを経て、28年以降は1,900人前後で推移し、令和2年は1,855人(前年比3.4%減)であった。

仮釈放率は、仮釈放者の人員が横ばいで推移した一方、満期釈放者等(満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。)の人員が減少傾向にあったことから、平成22年から上昇傾向にあり、令和2年は、71.7%(前年比3.5pt上昇)と、出所受刑者総数の仮釈放率(59.2%。2-5-2-1図参照)と比べて12.5pt高かった。



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「満期釈放者等」は、満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。
 3 女性の満期釈放者等及び仮釈放者の人員の推移等については、CD-ROM参照。

(2) 保護観察

ア 保護観察開始人員の推移

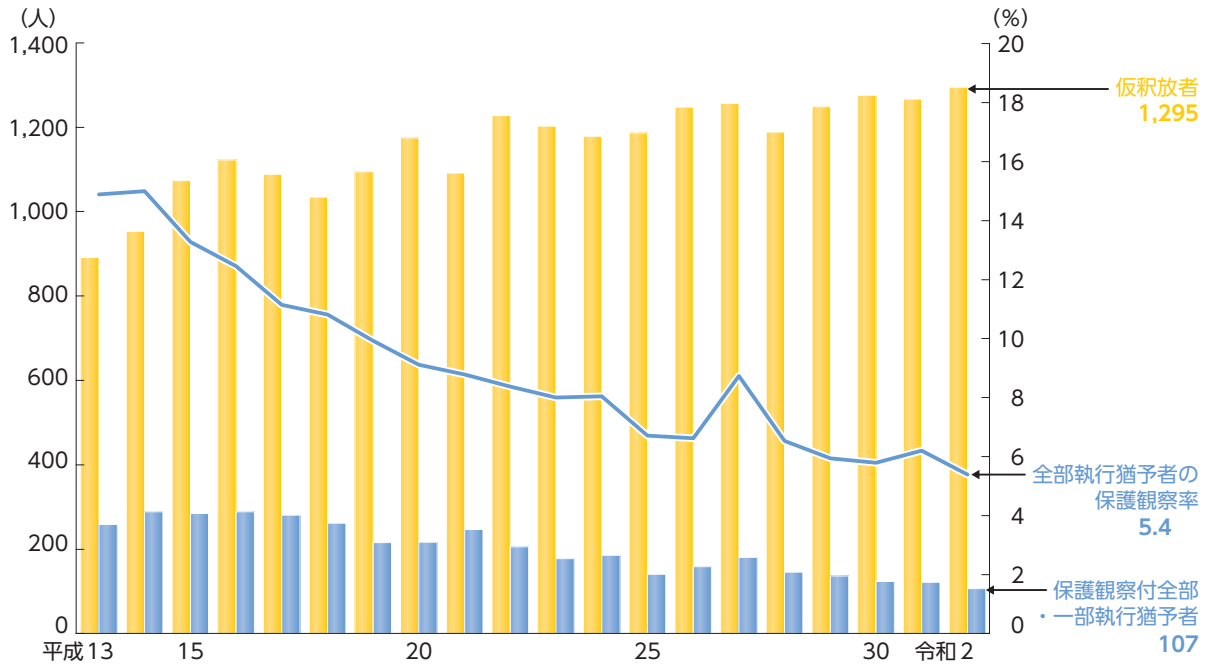
8-3-1-55 図は、詐欺について、仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者の保護観察開始人員並びに全部執行猶予者の保護観察率の推移（最近20年間）を見たものである。

保護観察開始人員について見ると、仮釈放者は、増減を繰り返していたが、平成22年以降おおむね1,200人前後で推移しており、令和2年は1,295人（前年比2.2%増）であった。保護観察付全部・一部執行猶予者は、おおむね減少傾向にあり、2年は107人（同12.3%減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成14年（15.0%）をピークとして低下傾向にあり、令和2年は5.4%（同0.8pt低下）と、保護観察開始人員総数の全部執行猶予者の保護観察率（7.0%。CD-ROM資料 2-8参照）と比べて1.6pt低かった。

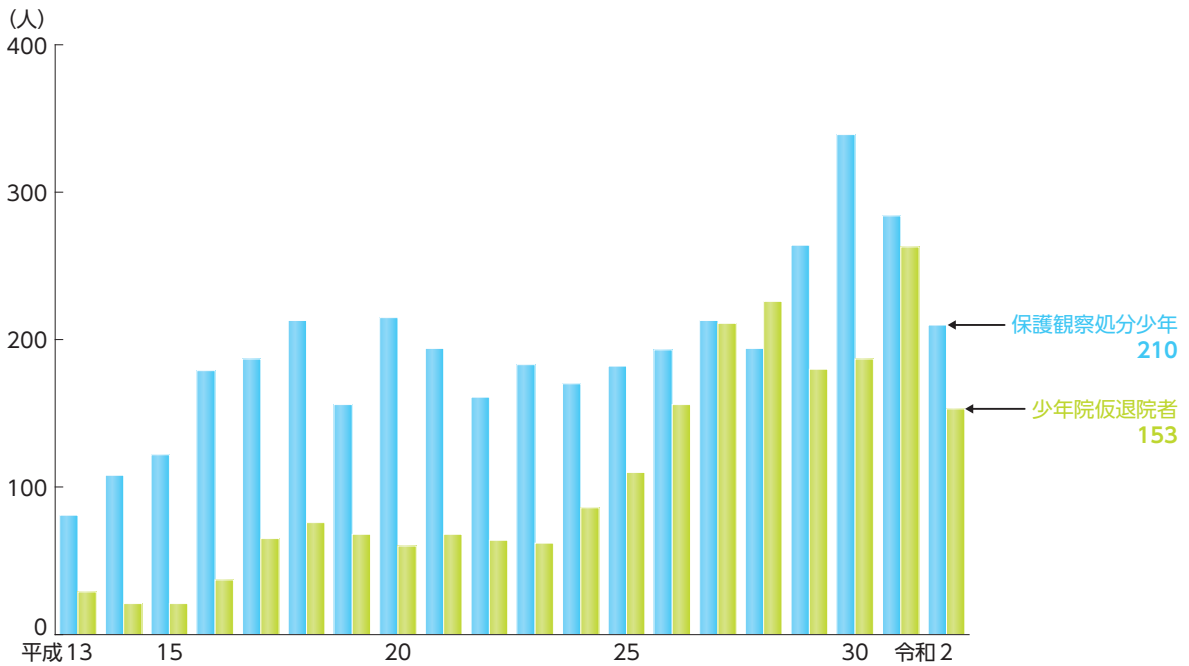
一方、保護観察処分少年は、平成18年（213人）及び20年（215人）をピークに、その後増減を繰り返していたが、29年（264人）及び30年（339人）に大きく増加した後は、翌年から減少し、令和2年は210人（前年比26.1%減）であった。少年院仮退院者は、平成24年から28年（226人）まで増加した後、29年及び30年に180人台に減少したのを経て、令和元年に一旦増加したが、2年は153人（同41.8%減）であった。

(平成13年～令和2年)

① 仮釈放者・保護観察付全部・一部執行猶予者



② 保護観察処分少年・少年院仮退院者



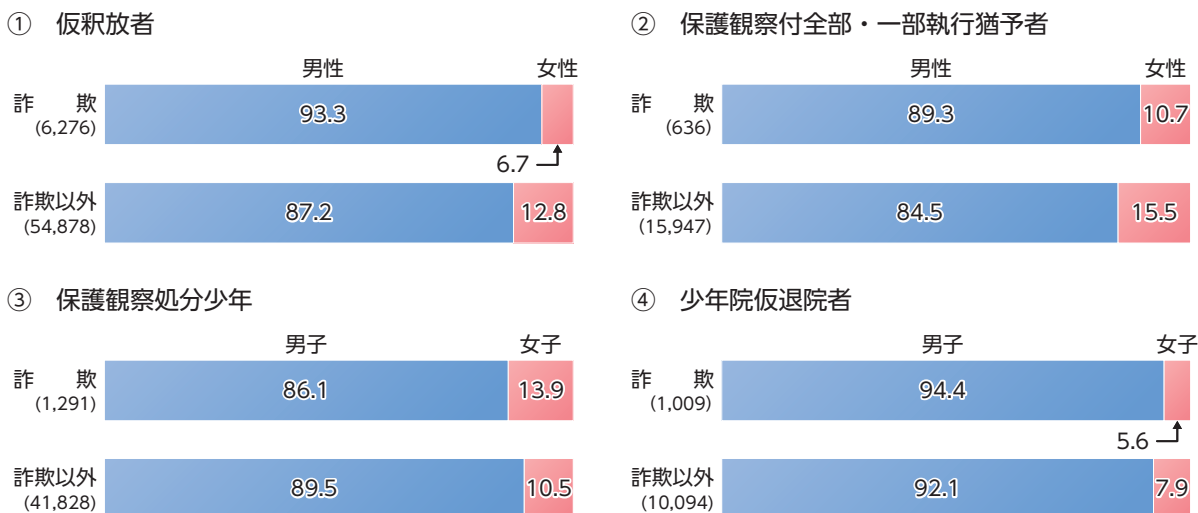
注 1 保護統計年報及び検察統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

イ 男女別

8-3-1-56図は、詐欺の仮釈放者，保護観察付全部・一部執行猶予者，保護観察処分少年及び少年院仮退院者について，平成28年から令和2年までにおける保護観察開始人員の男女別構成比を見たものである。

8-3-1-56図 詐欺 保護観察開始人員の男女別構成比

(平成28年～令和2年の累計)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は，交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 () 内は，実人員である。

ウ 年齢

8-3-1-57図は，詐欺の仮釈放者，保護観察付全部・一部執行猶予者，保護観察処分少年及び少年院仮退院者について，平成28年から令和2年までにおける保護観察開始人員の年齢層別構成比を男女別に見たものである。

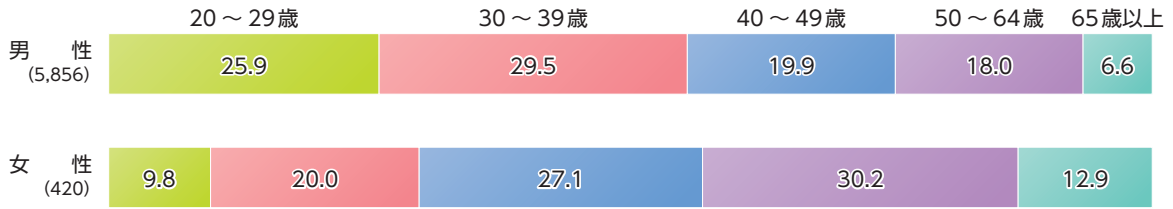
仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者を見ると，いずれの保護観察においても，男性は，女性と比べて20歳代の者の構成比が高く，65歳以上の高齢者の構成比が低い。また，女性の仮釈放者は，他の保護観察と比べて50歳以上の者の構成比が顕著に高い。令和2年の保護観察開始人員総数(2-5-3-2図参照)と比べると，詐欺の方が20歳代の者の構成比が高い(CD-ROM参照)。

一方，保護観察処分少年及び少年院仮退院者を見ると，いずれの保護観察においても，男子は，女子と比べて18・19歳及び20歳以上の者の構成比が高い。また，令和2年の保護観察開始人員総数(3-2-5-2図参照)と比べると，詐欺の方が16歳未満の者の構成比が低く，18・19歳及び20歳以上の者の構成比が高い(CD-ROM参照)。

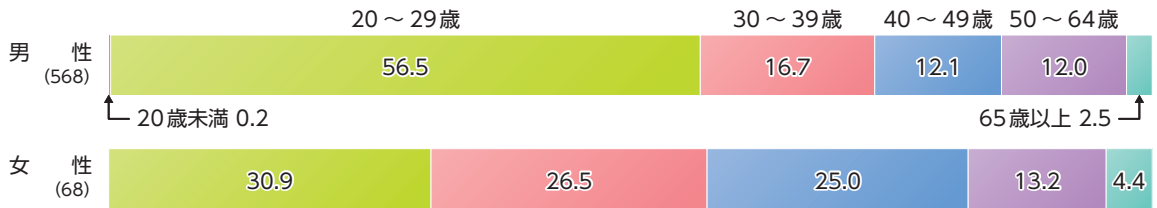
8-3-1-57 図 詐欺 保護観察開始人員の年齢層別構成比（男女別）

（平成28年～令和2年の累計）

① 仮釈放者



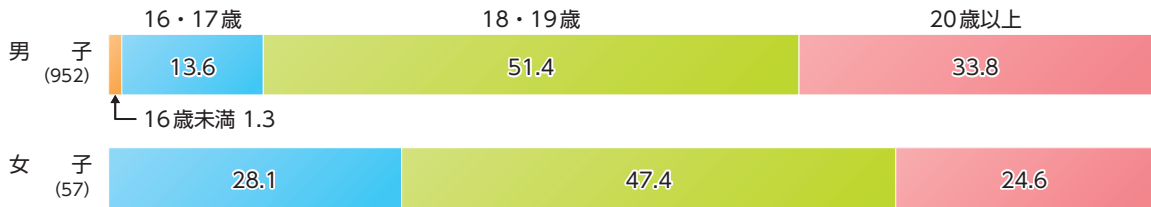
② 保護観察付全部・一部執行猶予者



③ 保護観察処分少年



④ 少年院仮退院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

Ⅱ 居住状況

8-3-1-58 図は、詐欺の仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成28年から令和2年までにおける保護観察開始人員の居住状況別構成比を年齢層別に見たものである（満期釈放等の居住状況別構成比については、8-3-1-45 図参照）。

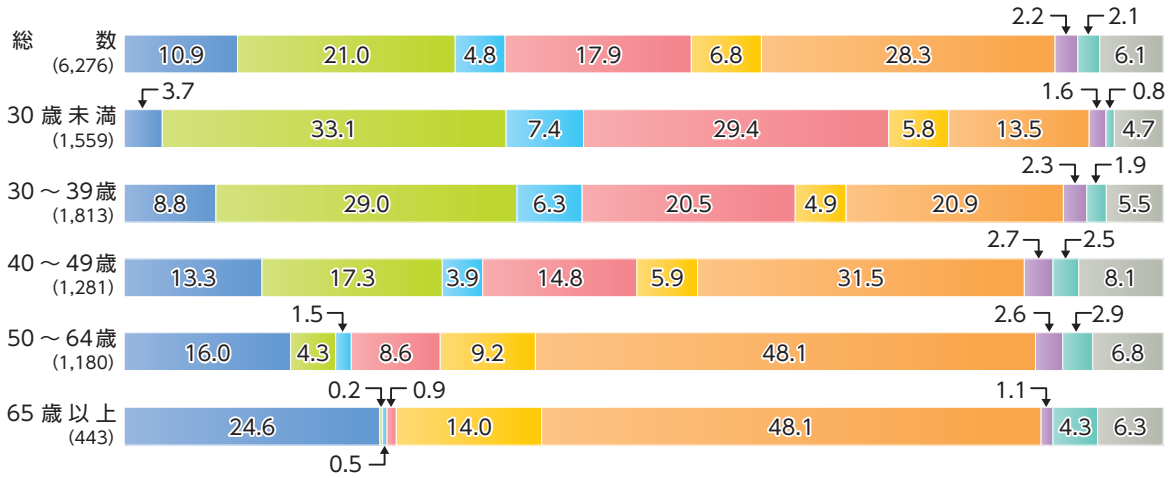
仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者を見ると、いずれの保護観察においても、親族と同居する者の構成比は、年齢層が上がるに従って低くなっているが、65歳以上の仮釈放者と50～64歳の仮釈放者は、ほぼ同水準である。また、保護観察開始人員総数と比べると、詐欺の仮釈放者は、30歳未満の者は親族と同居する者の構成比が高く、50～64歳の者及び65歳以上の者は配偶者と同居する者及び更生保護施設に居住する者の構成比が高い。詐欺の保護観察付全部・一部執行猶予者は、全ての年齢層において、保護観察開始人員総数よりも親族と同居する者の構成比が低く、30歳未満の者以外の年齢層において、更生保護施設に居住する者の構成比が高い（CD-ROM参照）。

詐欺の保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、保護観察開始人員総数と比べると、全ての年齢層において、両親と同居する者の構成比がやや高い（CD-ROM参照）。

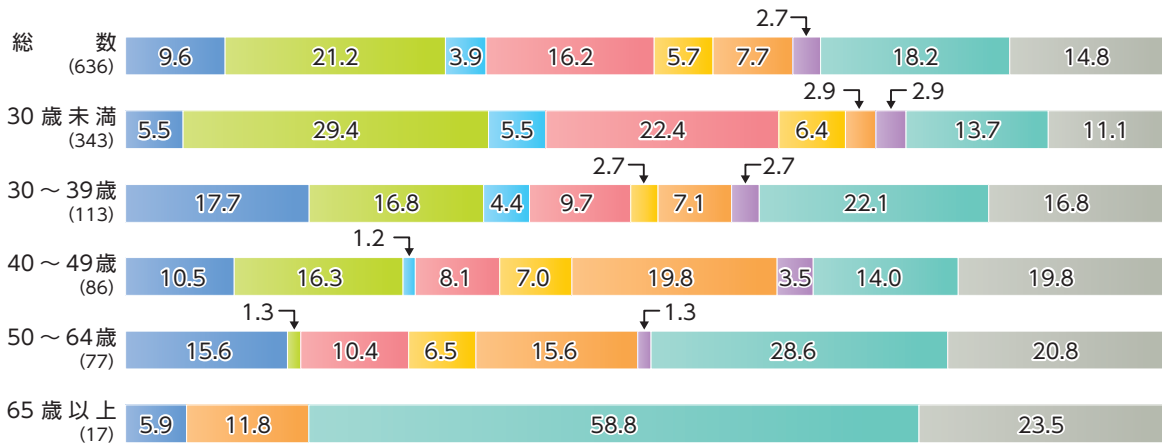
8-3-1-58 図 詐欺 保護観察開始人員の居住状況別構成比（年齢層別）

（平成28年～令和2年の累計）

① 仮釈放者



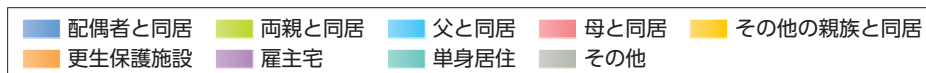
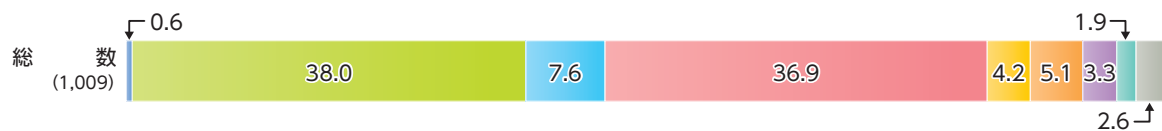
② 保護観察付全部・一部執行猶予者



③ 保護観察処分少年



④ 少年院仮退院者



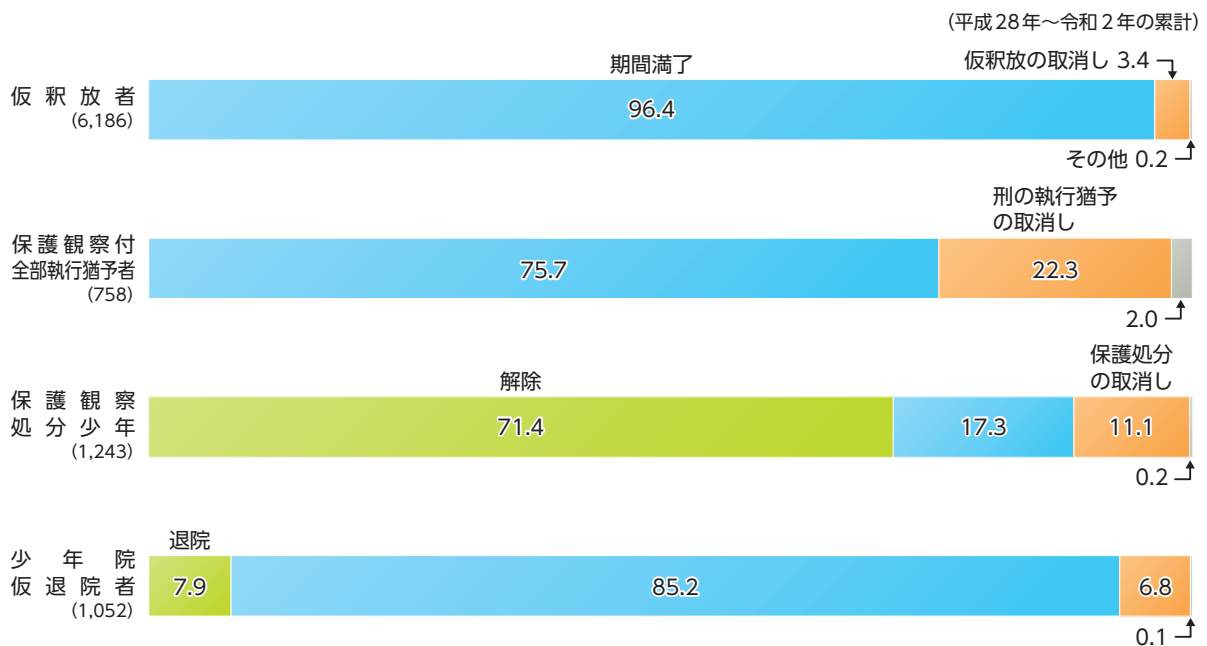
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 保護観察開始時の居住状況による。
- 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
- 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
- 5 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
- 6 ()内は、実人員である。

オ 保護観察終了人員の状況等

8-3-1-59図は、詐欺の仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成28年から令和2年までにおける保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。同年の保護観察終了人員総数（2-5-3-8図及び3-2-5-7図参照）と比べると、少年院仮退院者では、保護処分の取消しで終了した者の構成比が低く、期間満了で終了した者の構成比が高いが、その他の保護観察では保護観察終了人員総数とほぼ同様の傾向を示している。なお、保護観察付全部執行猶予者では、仮釈放者と比べて取消しで終了した者の構成比が高いが、これは両者における保護観察期間の長短の影響が考えられる。

なお、平成28年から令和2年までに保護観察を終了した詐欺の保護観察付一部執行猶予者は、いなかった。

8-3-1-59図 詐欺 保護観察終了人員の終了事由別構成比



注 1 保護統計年報による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 仮釈放者の「その他」は、保護観察停止中時効完成、死亡等であり、それ以外の「その他」は、死亡等である。

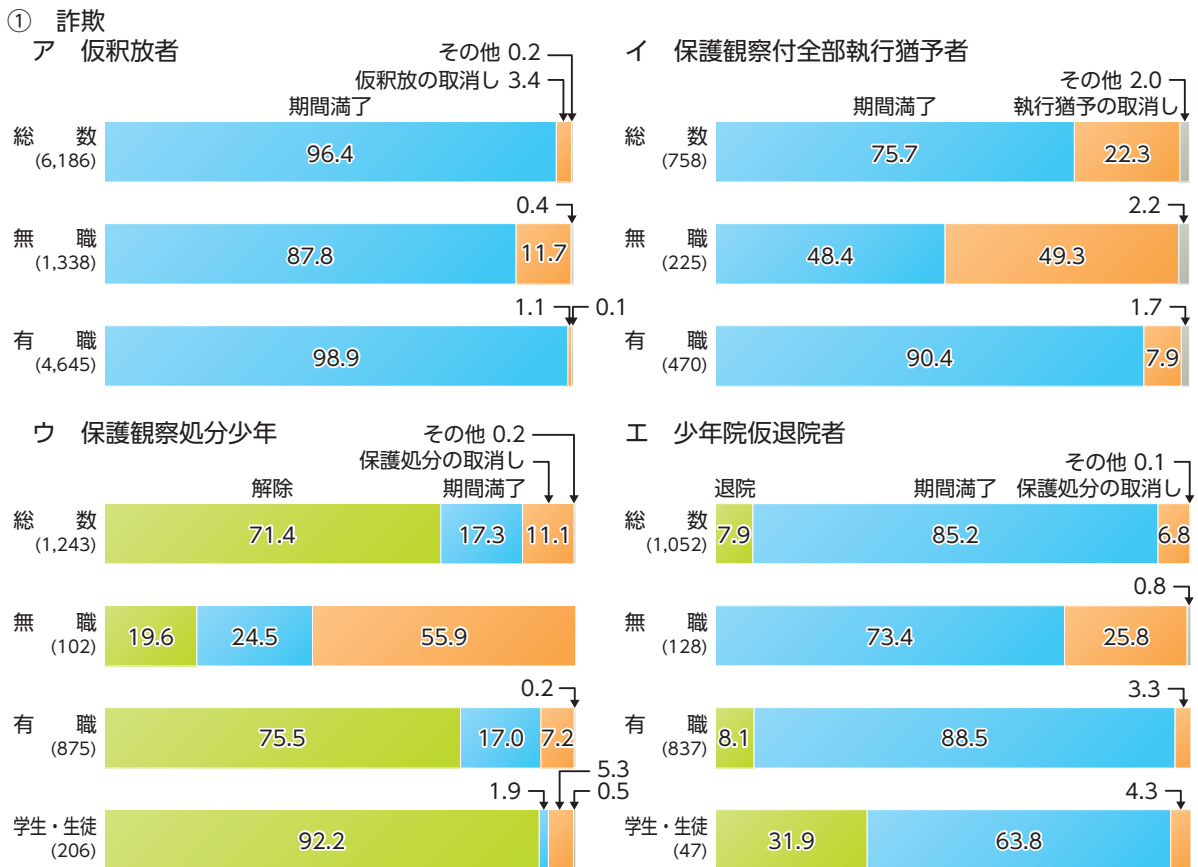
4 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。

5 ()内は、実人員である。

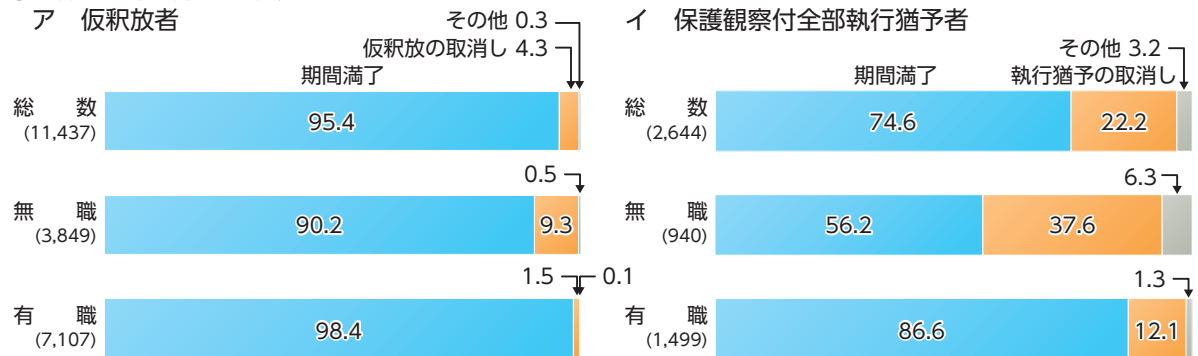
8-3-1-60図①は、詐欺の仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成28年から令和2年までにおける保護観察終了人員の終了事由別構成比を終了時の就学・就労状況別に見たものである。いずれの保護観察においても、取消しで終了した者の構成比は、保護観察終了時に無職であった者の方が、有職であった者と比べて顕著に高い。また、同年の保護観察終了人員総数（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者は8-3-1-60図②、保護観察処分少年及び少年院仮退院者は3-2-5-7図をそれぞれ参照）と比べると、少年院仮退院者を除き、保護観察終了時に無職であった者の中で、取消しで終了した者の構成比が高い。

8-3-1-60図 詐欺 保護観察終了人員の終了事由別構成比（終了時の就学・就労状況別）

（平成28年～令和2年の累計）



② 保護観察終了人員総数 (令和2年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「総数」は、「無職」、「有職」及び「学生・生徒」のほか、家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を含む。
 4 仮釈放者の「その他」は、保護観察中時効完成、死亡等であり、それ以外の「その他」は、死亡等である。
 5 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
 6 ①において、保護観察付一部執行猶予者の保護観察終了人員はいなかった。
 7 ()内は、実人員である。

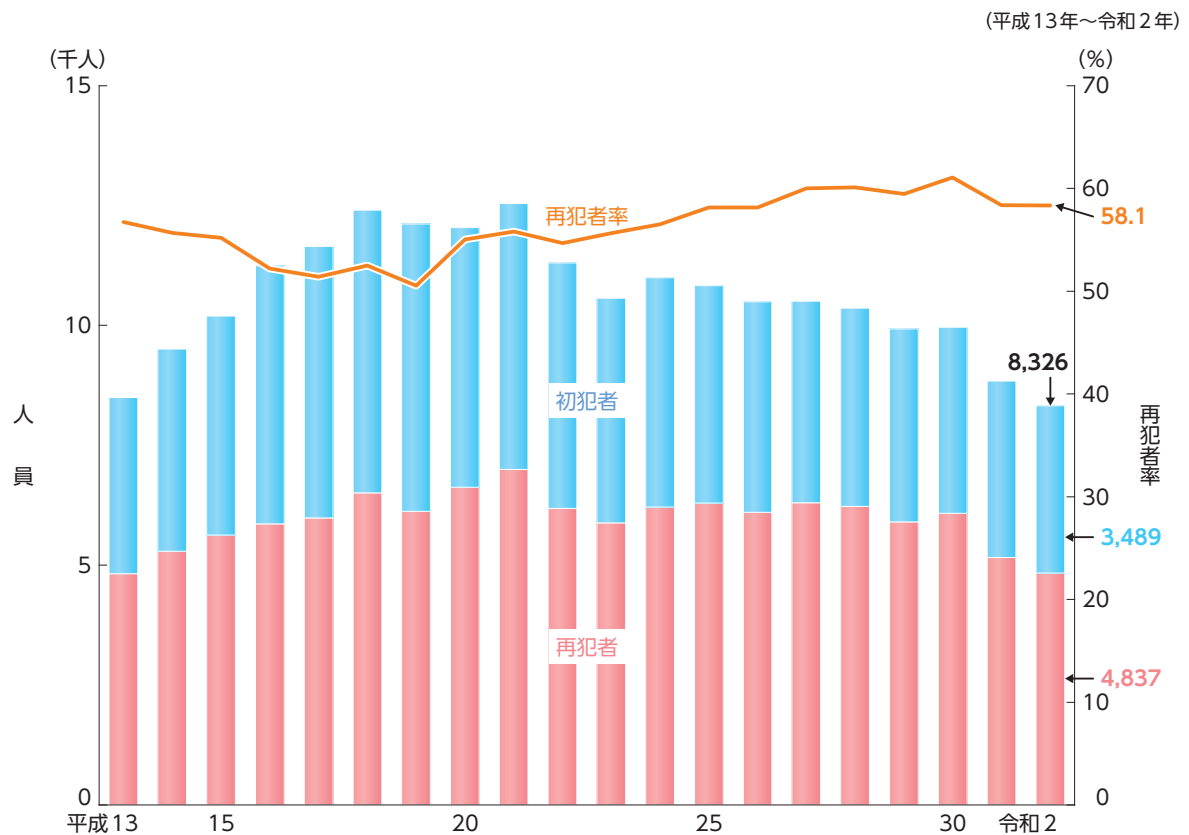
第2節 再犯・再非行

1 検挙

(1) 再犯者

8-3-2-1図は、詐欺により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである（再非行少年については、（3）参照）。再犯者の人員は、平成21年（6,997人）まで増加傾向にあり、その後はおおむね6,000人前後で推移していたところ、令和元年に大きく減少し、2年は4,837人（前年比6.3%減）であった。他方、初犯者の人員は、平成13年から増加し続けていたが、19年（5,991人）をピークに、翌年から減少傾向に転じ、令和2年（3,489人）は平成19年と比べて41.8%減であった。再犯者率は、同年まで低下傾向にあり、その後、初犯者の人員が減少傾向にあった一方、再犯者の人員がおおむね横ばい状態にあったため、上昇傾向を示したが、令和元年に低下に転じ、2年は58.1%（同0.3pt低下）であった。また、詐欺の再犯者率を刑法犯検挙人員総数の再犯者率（**5-2-1-1図**参照）と比較すると、平成13年には詐欺の方が22.9pt高く、その後も詐欺の方が一貫して高いが、両者の差は縮小傾向にあり、その差は令和2年には9.0ptとなっている。

8-3-2-1図 詐欺 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、詐欺により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

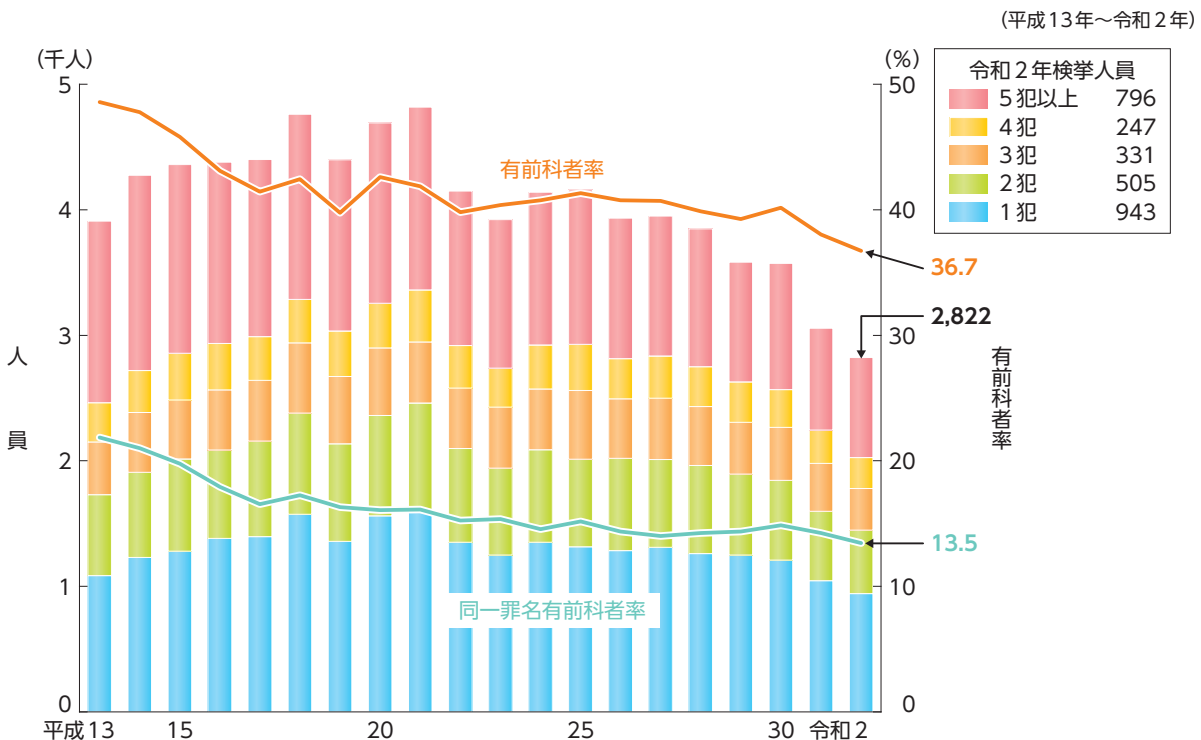
3 「再犯者率」は、詐欺の検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(2) 有前科者

8-3-2-2図は、詐欺により検挙された成人のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下（2）において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。有前科者の人員は、平成21年（4,817人）まで増加傾向にあったが、同年をピークに、翌年から減少傾向に転じ、令和元年に大きく減少して、2年は2,822人（前年比7.6%減）であった。有前科者率は、刑法犯成人検挙人員総数の有前科者率（5-2-1-2図参照）と比較して一貫して高いが、刑法犯成人検挙人員総数の有前科者率がほぼ一定しているのに対して低下傾向にある。

令和2年に詐欺により検挙された成人のうち、有前科者を見ると、前科数別では、前科1犯の者の構成比が最も高く、次いで前科5犯以上の者の順であったが、平成13年以降、前科1犯の者の構成比は上昇傾向にあるのに対し、前科5犯以上の者の構成比は低下傾向にある。もっとも、詐欺は、刑法犯成人検挙人員総数と比べて前科5犯以上の者の構成比が高い。なお、詐欺は、令和2年の有前科者のうち同一罪名の前科を有する者の構成比が36.9%であり、刑法犯成人検挙人員総数（52.2%）と比べて低い（CD-ROM参照）。

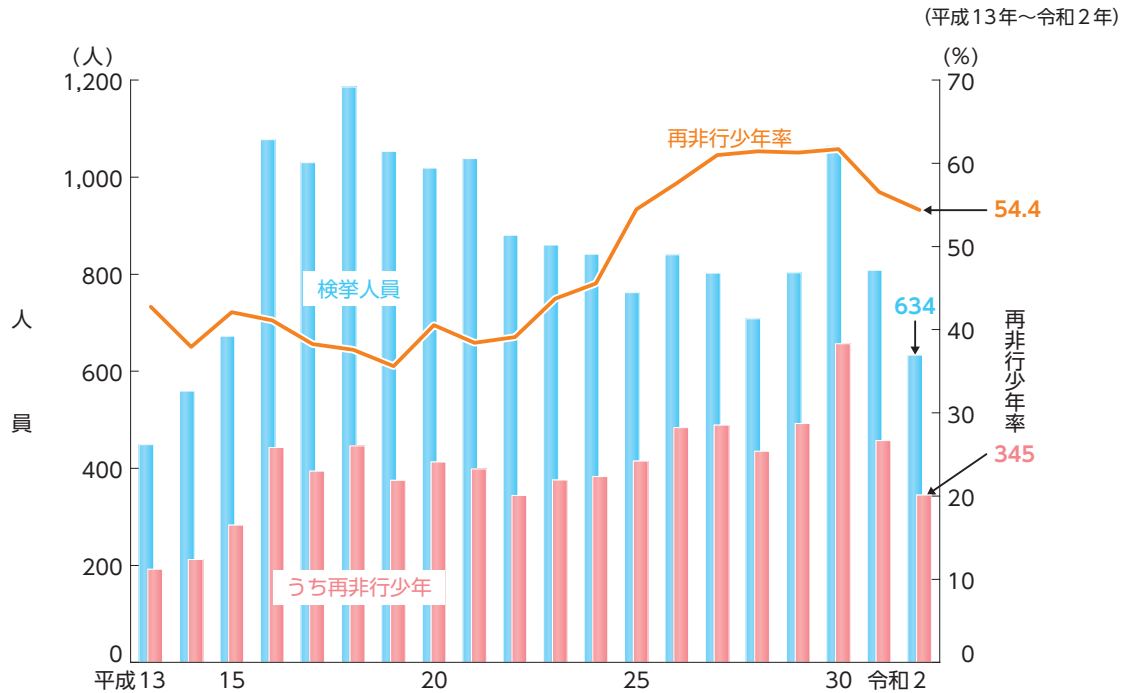
8-3-2-2図 詐欺 成人検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、詐欺の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪名有前科者率」は、詐欺の成人検挙人員に占める、前に同一罪名（詐欺）の前科を有する者の人員の比率をいう。

(3) 再非行少年

8-3-2-3図は、詐欺により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。以下（3）において同じ。）の人員及び再非行少年率（少年の検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。以下（3）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。再非行少年の人員は、増減を繰り返しながら平成30年まで増加傾向にあったが、その後は減少している。再非行少年率は、19年まで低下傾向にあった後、30年（61.7%）をピークに上昇傾向にあったが、その後再び低下し、令和2年は54.4%（前年比2.1pt低下）であった。詐欺により検挙された少年の再非行少年率は、少年の刑法犯検挙人員総数の再非行率（5-2-5-1図参照）と比較して顕著に高く、2年においては、その差は19.7ptであった（CD-ROM参照）。



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、詐欺の少年検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

2 検察・裁判

(1) 起訴人員中の有前科者

令和2年に詐欺により起訴された者のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。以下（1）において同じ。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）は、**5-2-2-1表**のとおりである。

近時、詐欺により起訴された者の有前科者の人員は一貫して減少しているが、有前科者率は、30%台後半で推移している。

令和2年について見ると、詐欺により起訴された者の有前科者率（37.5%）は、起訴人員総数の有前科者率（44.0%）より低かった。一方、詐欺により起訴された者の有前科者のうち、懲役・禁錮の前科を有する者の比率は、起訴人員総数の有前科者と比較して高く、罰金のみ前科を有する者の比率は低かった（**5-2-2-1表**参照）。

また、令和2年に詐欺により起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であつた者の人員は、**5-2-2-2表**のとおりである。

近時、詐欺により起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中であつた者及び仮釈放中であつた者はいずれもおおむね減少傾向にあり、令和2年は、前者は460人（前年比4人減）、後者は38人（同3人増）であつた。また、犯行時に保釈中であつた者は、10人前後で推移しており、2年は12人（同1人増）であつた。

(2) 全部及び一部執行猶予の取消し

8-3-2-4表は、詐欺により全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。全部執行猶予を取り消された者は、平成23年以降減少傾向にあり、令和2年は155人（全部執行猶予取消人員総数の4.5%）であつ

た。このうち、取消事由が再犯である者は、保護観察付全部執行猶予中の者が20人（前年比4人増）、その他の者（単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。）が119人（同5人減）であった。

詐欺により全部執行猶予を言い渡された者について、取消人員の言渡人員に対する比率（以下（2）において「執行猶予取消率」という。なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることができる。）は、全罪名の執行猶予取消率（5-2-2-3表参照）よりも平成23年以降一貫して低く、29年まで低下傾向にあったが、30年にやや上昇した後は10%前後で推移している。再犯を事由とする執行猶予取消率を保護観察の有無別に見ると、保護観察付全部執行猶予中の者は26.0%と全罪名の執行猶予取消率（23.6%）より高く、その他の者は8.8%と全罪名の執行猶予取消率（10.0%）より低かった。

8-3-2-4表 詐欺 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

（平成23年～令和2年）

年次	全部執行猶予の言渡人員			全部執行猶予の取消人員	取 消 事 由					D A (%)	E B (%)	F C (%)
	保護観察付	単 純 執行猶予	再 犯		再 犯							
					保 護 観 察 中	そ の 他	余 罪	遵 守 事 項 違 反	そ の 他			
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)							
23年	1,962	157	1,805	260	42	191	24	3	-	13.3	26.8	10.6
24	2,101	169	1,932	252	48	172	24	8	-	12.0	28.4	8.9
25	1,996	134	1,862	191	30	134	22	5	-	9.6	22.4	7.2
26	2,356	156	2,200	197	28	148	15	6	-	8.4	17.9	6.7
27	1,969	172	1,797	194	17	156	18	1	2	9.9	9.9	8.7
28	2,036	133	1,903	177	35	118	20	4	-	8.7	26.3	6.2
29	2,087	124	1,963	180	26	136	12	6	-	8.6	21.0	6.9
30	1,761	102	1,659	178	22	144	10	2	-	10.1	21.6	8.7
元	1,644	102	1,542	160	16	124	17	3	-	9.7	15.7	8.0
2	1,430	77	1,353	155	20	119	14	1	1	10.8	26.0	8.8

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役の全部執行猶予に関するものである。
 3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 6 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合、そのうち主要なものが詐欺である場合に1人として計上している。
 7 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から令和2年までの間に詐欺により一部執行猶予を言い渡された者は4人（全て保護観察に付されている。）であり、うち同年までに同猶予を取り消された者はいなかった（検察統計年報による。）。

3 矯正

(1) 再入者

ア 人員

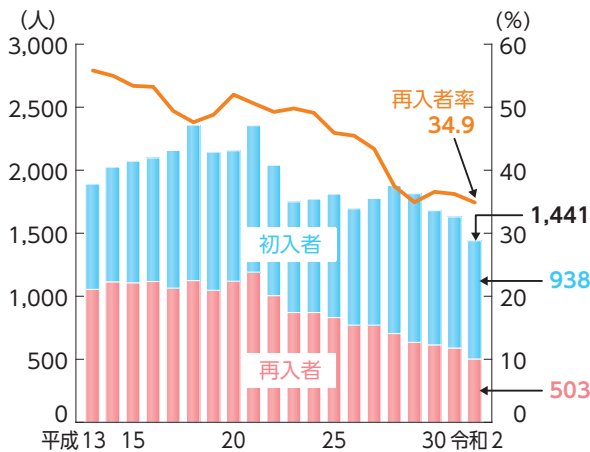
詐欺の入所受刑者人員のうち、初入者及び再入者の人員並びに再入者率（第5編第2章第3節1項参照）の推移（最近20年間）を男女別に見ると、8-3-2-5図のとおりである。男性の再入者率は、

平成13年（55.8%）からおおむね低下傾向にあったが、28年以降は横ばいで推移している。女性を見ると、詐欺の入所受刑者総数は、15年（197人）をピークにおおむね減少傾向にあるが、再入率は年による変動が大きい。女性の再入率は、男性と比べて一貫して低く、令和2年は男性が34.9%であったところ、女性は15.3%であった。これは、いずれも入所受刑者全体の再入率（58.0%。5-2-3-1図①参照）と比べて低い。

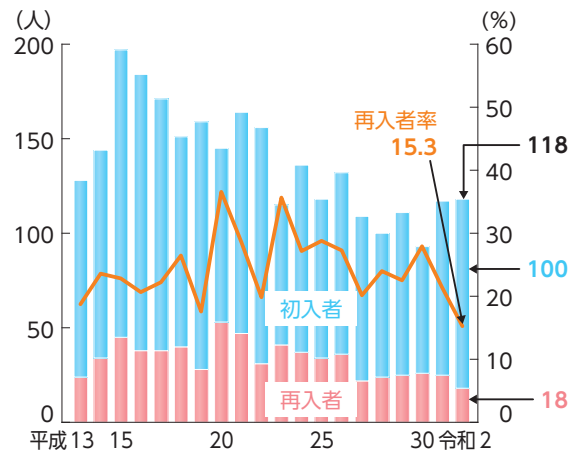
8-3-2-5図 詐欺 入所受刑者人員（男女別、初入者・再入者別）・再入率の推移

（平成13年～令和2年）

① 男性



② 女性



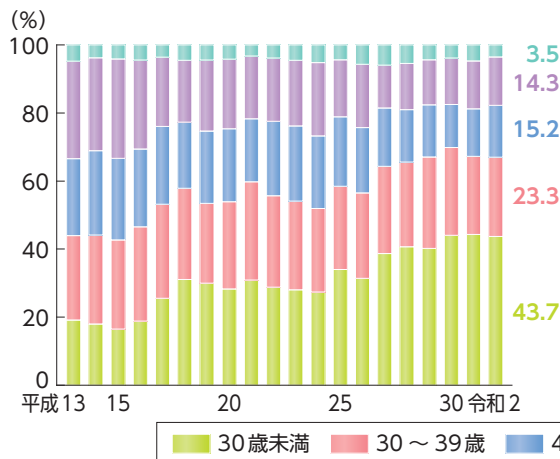
注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

詐欺の入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を初入者・再入者別に見ると、8-3-2-6図のとおりである。初入者・再入者共に、50～64歳の者の構成比は、平成13年からおおむね低下傾向にあるが、初入者では、30歳未満の者の構成比が上昇傾向にあり、令和2年（43.7%）は、平成13年（19.1%）と比べると、約2倍に上昇している。また、初入者における30歳未満の者及び30歳代の者の各構成比の割合は、再入者と比べて、いずれも一貫して高い。

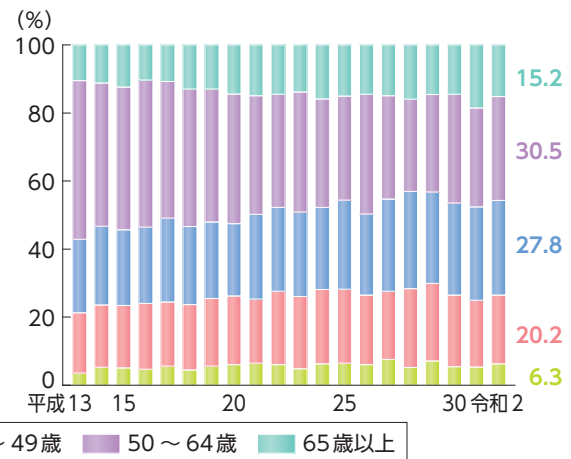
8-3-2-6図 詐欺 入所受刑者の年齢層別構成比の推移（初入者・再入者別）

（平成13年～令和2年）

① 初入者



② 再入者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。

イ 前刑罪名

令和2年の再入者の前刑罪名（前回入所した時の罪名をいう。以下この項において同じ。）別構成比を罪名別に見るとともに、詐欺について更に年齢層別に見ると、8-3-2-7図のとおりである。詐欺について、同一罪名再入者（再入罪名と前刑罪名が同一である者をいう。以下この項において同じ。）の構成比は、総数で44.3%であり、年齢層別に見ると、65歳以上の者（70.9%）が最も高く、次いで、50～64歳の者（44.0%）、40歳代の者（37.9%）の順であった。また、30歳未満の者においては、前刑罪名が窃盗の者の構成比が約4割を占め、最も高い。

同一罪名再入者の構成比について罪名別に見ると、詐欺は、窃盗及び覚醒剤取締法違反より低く、傷害・暴行より高い。また、詐欺以外の罪名においても、詐欺が前刑罪名である者が一定割合含まれているが、いずれも1割に満たない（窃盗は3.6%、傷害・暴行は3.4%、覚醒剤取締法違反は2.1%）。

8-3-2-7図 再入者の前刑罪名別構成比（罪名別、年齢層別）

（令和2年）

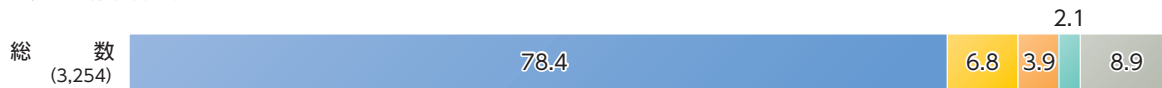
① 詐欺



② 窃盗



③ 覚醒剤取締法



④ 傷害・暴行



■ 詐欺 ■ 窃盗 ■ 覚醒剤取締法 ■ 傷害・暴行 ■ その他

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「前刑罪名」は、前回入所した時の罪名をいう。
 4 ()内は、実人員である。

ウ 再犯期間

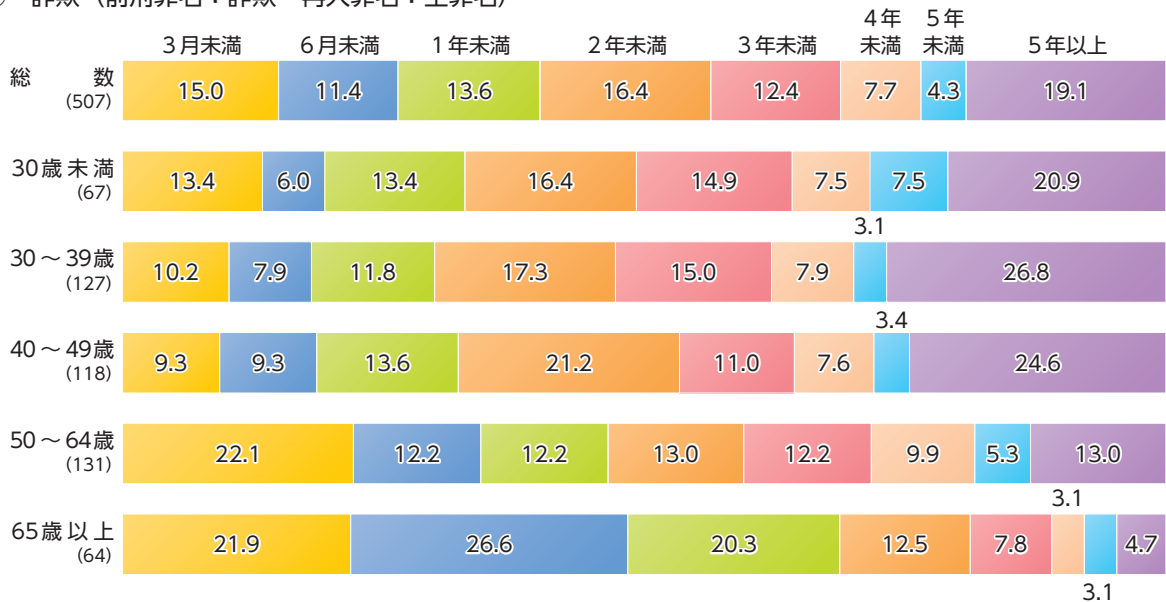
令和2年の再入者のうち、前刑罪名が詐欺の者の再犯期間（第5編第2章第3節4項参照）を前刑出所時の年齢層別に見ると、**8-3-2-8図①**のとおりである。前刑罪名が詐欺の再入者のうち、65歳以上の者では、再犯期間が6月未満の者の構成比が約5割を占めており、再入者総数（**8-3-2-8図②**）の同年齢層における構成比（32.3%）と比べて顕著に高い。また、30歳未満の者では、再犯期間が1年未満の者の構成比（32.8%）が再入者総数（**8-3-2-8図②**）の同年齢層における構成比（25.9%）と比べて高い。

前刑罪名が詐欺の再入者のうち、再入罪名も詐欺の者（226人）の再犯期間別構成比について見ると、前刑罪名が詐欺の再入者全体（**8-3-2-8図①**）と比べて、再犯期間が1年未満の者の構成比は、30歳未満の者（23.8%）が低い一方、30歳代の者（39.2%）、40歳代の者（36.0%）、50～64歳の者（57.8%）及び65歳以上の者（77.5%）は高い（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

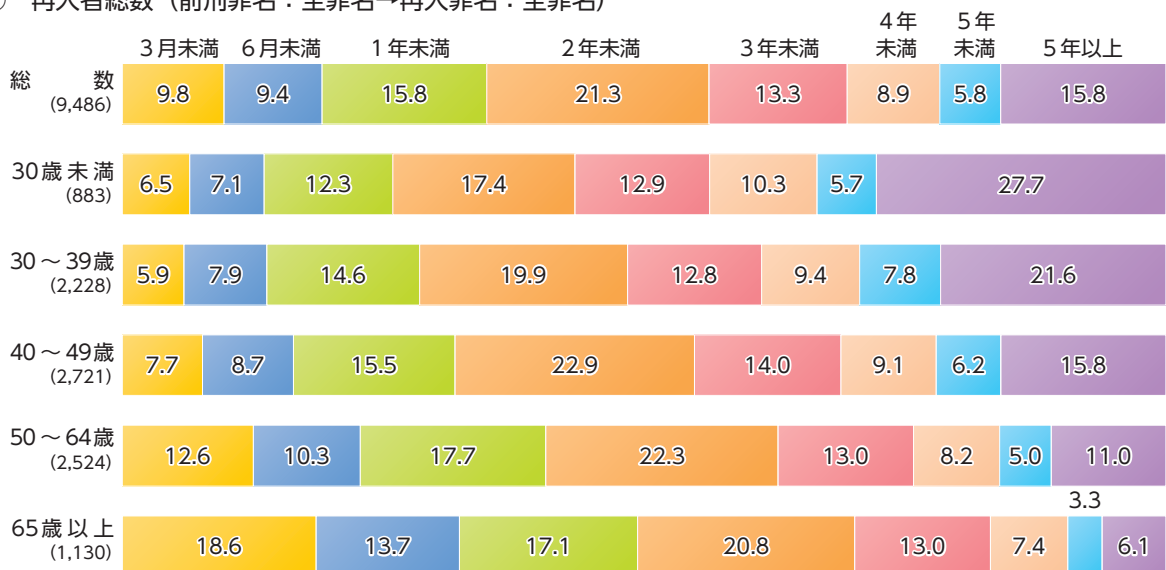
8-3-2-8図 詐欺 再入者の再犯期間別構成比（前刑出所時の年齢層別）

（令和2年）

① 詐欺（前刑罪名：詐欺→再入罪名：全罪名）



② 再入者総数（前刑罪名：全罪名→再入罪名：全罪名）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。

4 「前刑罪名」は、前回入所した時の罪名をいう。

5 前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

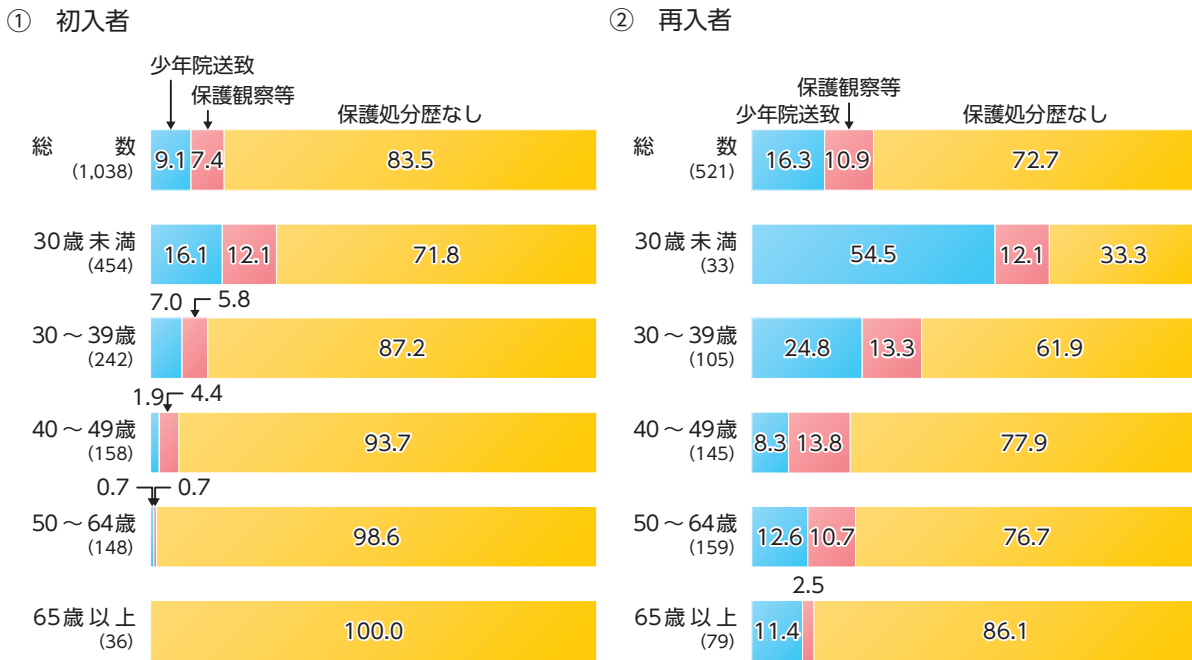
6 () 内は、実人員である。

エ 保護処分歴

令和2年の詐欺の入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、8-3-2-9図のとおりである。保護処分歴を有する者の構成比は、初入者及び再入者のいずれも若い年齢層の者ほど高い傾向にあり、特に、再入者のうち30歳未満の者の構成比は、入所受刑者全体（61.8%。5-2-3-3図参照）と比べて高い。

8-3-2-9図 詐欺 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別，年齢層別）

（令和2年）



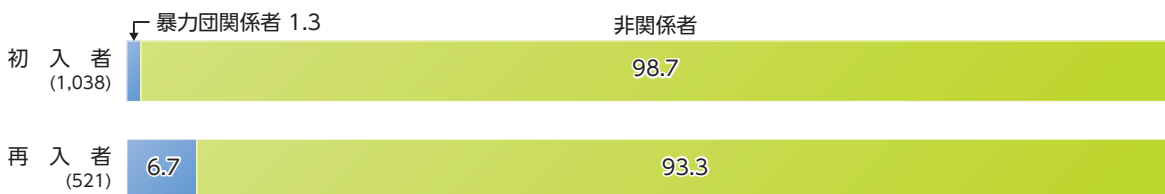
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
 5 ()内は、実人員である。

オ 暴力団関係者

令和2年の詐欺の入所受刑者の暴力団関係者率（第4編第3章第2節3項（2）参照）を初入者・再入者別に見ると、8-3-2-10図のとおりである。

8-3-2-10図 詐欺 入所受刑者の暴力団関係者率（初入者・再入者別）

（令和2年）



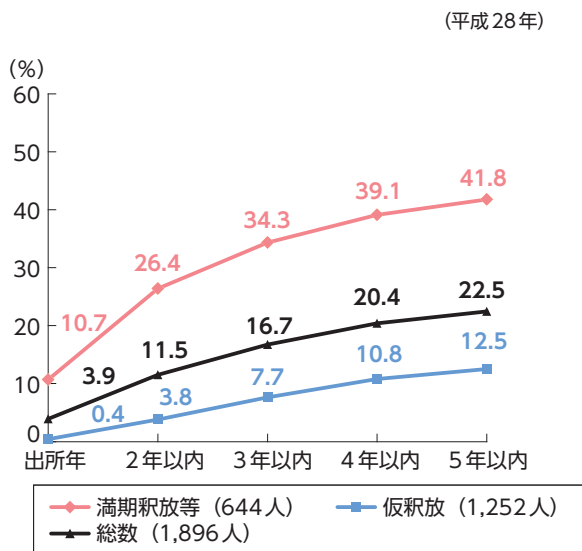
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 ()内は、実人員である。

(2) 出所受刑者の再入所状況

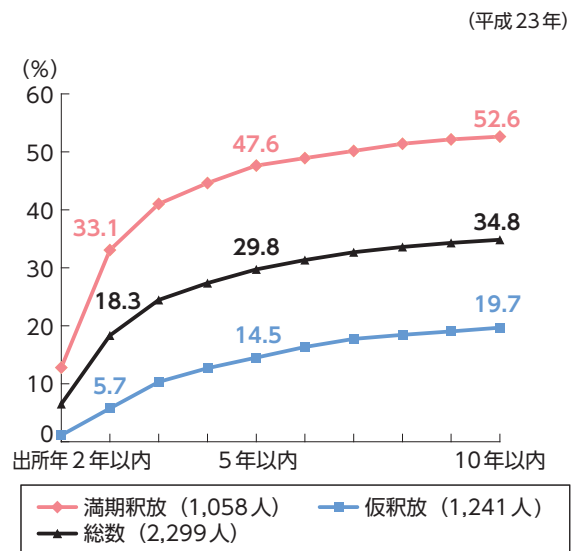
平成23年及び28年の詐欺の出所受刑者について、出所年を含む5年間又は10年間ににおける再入率（第5編第2章第3節2項参照）を出所事由別（仮釈放又は満期釈放等の別をいう。以下同じ。）を見ると、**8-3-2-11図**のとおりである。5年以内及び10年以内の各再入率は、満期釈放者等（同項参照）及び仮釈放者のいずれにおいても、出所受刑者全体（**5-2-3-6図**参照）と比べて低い。一方、いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者等は、仮釈放者よりも再入率が相当高く、出所受刑者全体（**5-2-3-6図**参照）と比べて、その差は顕著である。なお、28年の詐欺の出所受刑者について、各年の再入所に占める再入罪名別構成比を見ると、再入罪名が詐欺の者の構成比はそれぞれ62.2%（28年）、52.1%（29年）、42.4%（30年）、44.3%（令和元年）、20.5%（2年）と低下傾向にあるが、各年とも再入罪名が窃盗の者は約2～3割と、一定の割合を占めている（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

8-3-2-11図 詐欺 出所受刑者の出所事由別再入率

① 5年以内



② 10年以内



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

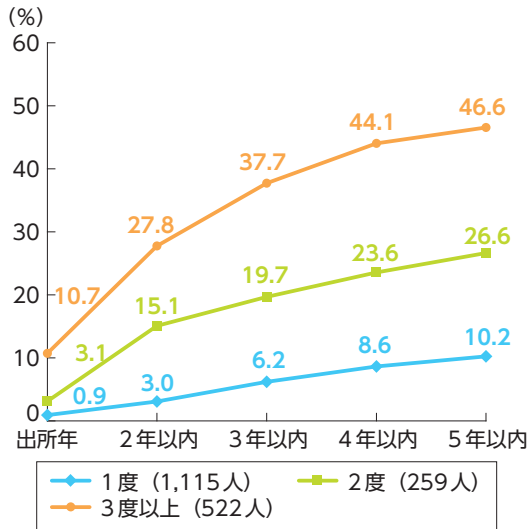
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

3 「再入率」は、①では平成28年の、②では23年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

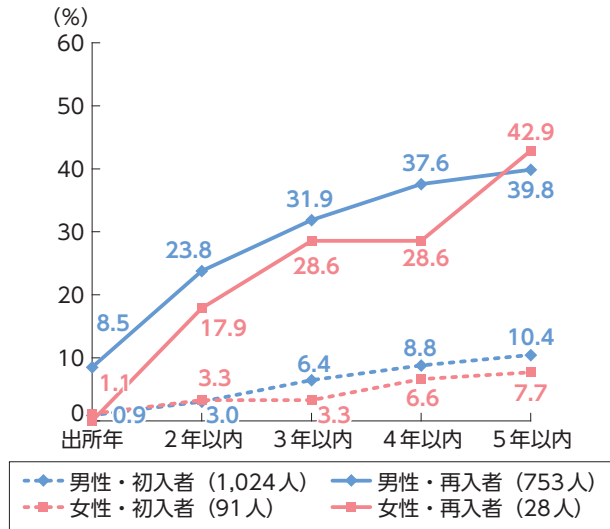
平成28年の詐欺の出所受刑者について、5年以内の再入率を入所度数別、男女別（初入者・再入者別）及び年齢層別に見ると、**8-3-2-12図**のとおりである。入所度数別では、3度以上の者は、2度の者よりも再入率が相当高く、出所受刑者全体（**5-2-3-7図**①参照）と比べて、その差は顕著である。男女別（初入者・再入者別）では、初入者及び再入者のいずれにおいても、男性の方が女性よりも再入率が高い傾向にあり、年齢層別では、30歳未満の者の5年以内再入率が他の年齢層と比較して最も低い。

(平成28年)

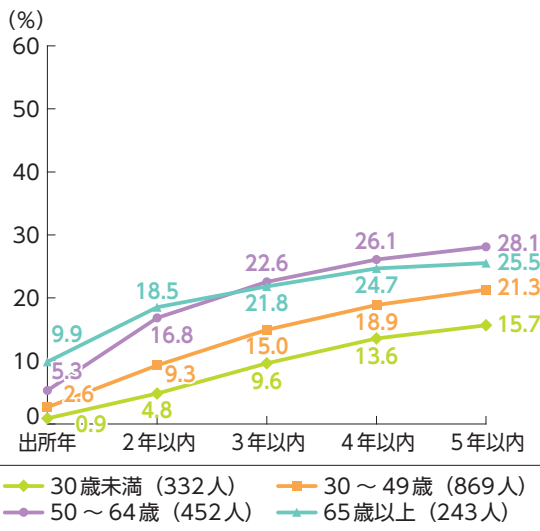
① 入所度数別



② 男女・初入者・再入者別



③ 年齢層別



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

3 ③の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

4 「再入率」は、平成28年の出所受刑者の人員に占める、同年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

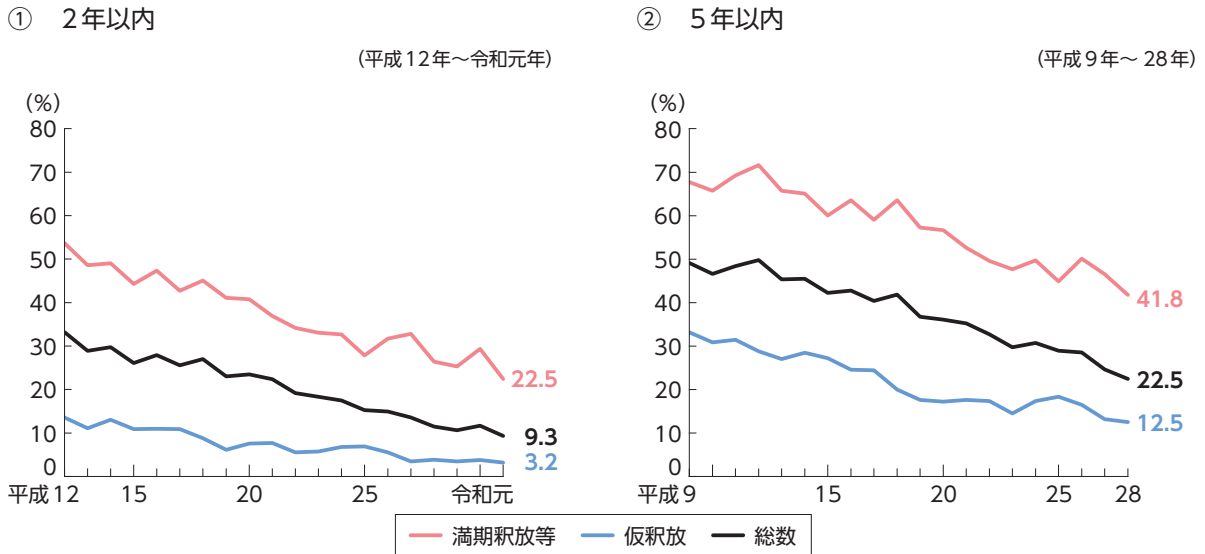
5 平成28年の詐欺の出所受刑者のうち、女性の再入者については、同年末までに再入所した者はいなかった。

平成12年から令和元年の各年の詐欺の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を出所事由別に見ると、**8-3-2-13図①**のとおりである。満期釈放者等の2年以内再入率は、平成12年に53.7%を記録した後、出所年による変動はあるものの、低下傾向にあり、令和元年は22.5%と、平成12年と比べて31.2pt低下している。仮釈放者の2年以内再入率は、12年に13.5%を記録した後、低下傾向にあり、令和元年は3.2%と、平成12年と比べて10.3pt低下している。

平成9年から28年の各年の詐欺の出所受刑者について、5年以内再入率の推移を出所事由別に見ると、**8-3-2-13図②**のとおりである。満期釈放者等の5年以内再入率は、12年に71.6%を記録した後、低下傾向にあり、28年は41.8%と、12年と比べて29.9pt低下している。仮釈放者の5年以内再入率は、9年に33.2%を記録した後、低下傾向にあり、28年は12.5%と、9年と比べて20.7pt低下している。

2年以内再入率及び5年以内再入率について、出所受刑者総数（5-2-3-9図①②参照）と比べると、満期釈放者等及び仮釈放者のいずれにおいても、最近20年間で大幅に低下している。

8-3-2-13図 詐欺 出所受刑者の出所事由別再入率の推移

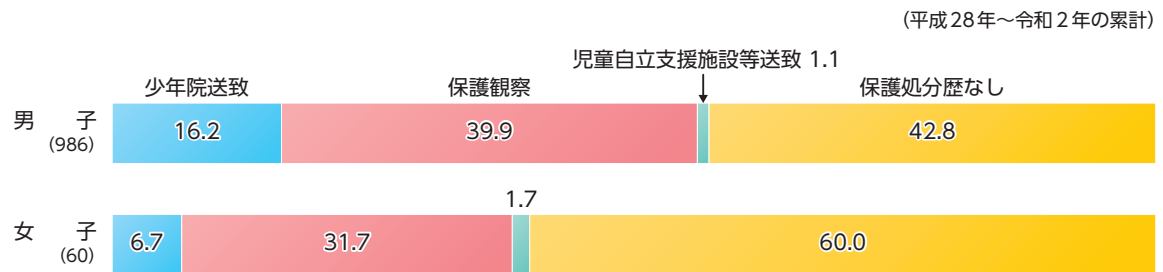


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

(3) 少年院入院者の保護処分歴

平成28年から令和2年までにおける詐欺の少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると、8-3-2-14図のとおりである。令和2年の少年院入院者総数（5-2-5-2図②参照）と比べると、女子では大きな違いは見られないが、男子では保護処分歴を有する者の構成比が低い。また、詐欺の少年院入院者の保護処分歴別構成比の推移（最近10年間）を見ると、男子の保護処分歴を有する者の構成比は、平成23年には約7割であったが、26年に約5割に低下し、その後はおおむね5割台後半から6割台前半の間で推移している（CD-ROM参照）。

8-3-2-14図 詐欺 少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 3 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 4 ()内は、実人員である。

4 保護観察

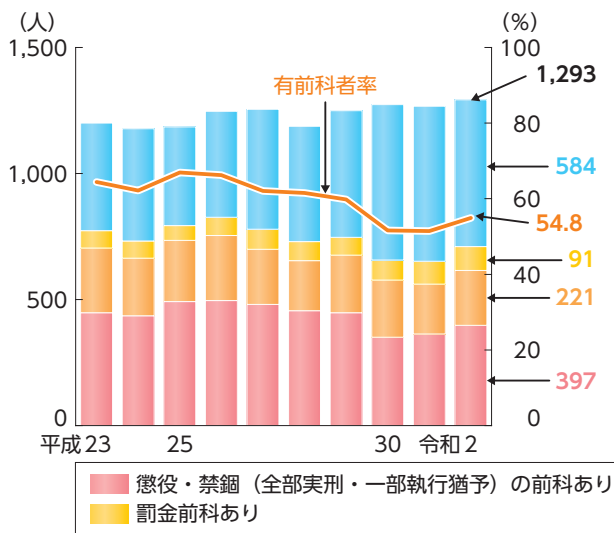
(1) 保護観察開始人員中の有前科者

詐欺の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下（1）において同じ。）の保護観察開始人員及び有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近10年間）は、**8-3-2-15図**のとおりである。仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）の有前科者率は、平成23年から28年まで6割台で推移していたが、29年からは5割台で推移し、令和2年（54.8%）は、平成23年よりも9.6pt低下している。保護観察付全部・一部執行猶予者の有前科者率は、26年まで4割台で推移した後、27年からは3割台で推移し、令和2年（31.8%）は、平成23年よりも9.9pt低下している。また、詐欺の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の有前科者率は、全ての仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の有前科者率（**5-2-4-1図**CD-ROM参照）と比べると、顕著に低く、令和2年では、前者で28.6pt、後方で43.2pt、それぞれ低くなっている。

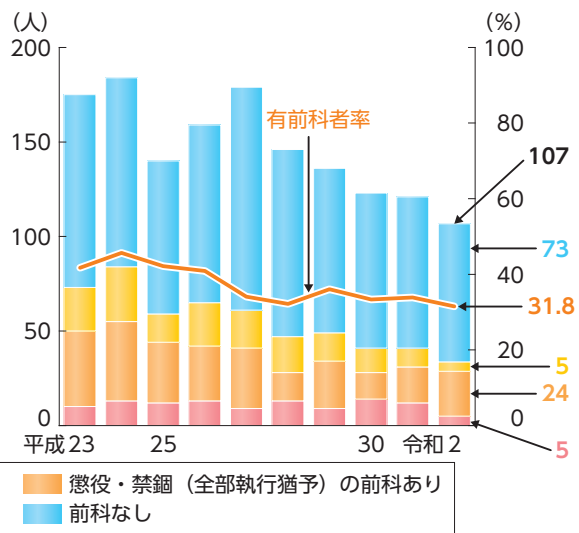
8-3-2-15図 詐欺 保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

（平成23年～令和2年）

① 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。

3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。

4 前科の有無が不詳の者を除く。

5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。

(2) 保護観察対象者の再処分等の状況

詐欺の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率（第5編第2章第4節2項参照）の推移（最近10年間）を、男女別・年齢層別・就労状況別に見ると、**8-3-2-16図**のとおりである（なお、保護観察付一部執行猶予者の保護観察終了者はいなかった。）。

男女別に取消・再処分率を見ると、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者共に、男性が女性よりも高い傾向にある。

年齢層別に取消・再処分率を見ると、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者共に、年による変動が大きい年齢層もあるものの、おおむね仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）は50～64歳の者が高く、保護観察付全部執行猶予者は30歳未満の者が高い傾向にある。また、全ての仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率（5-2-4-3図参照）と比較すると、令和2年においては、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）では全ての年齢層で詐欺が低いのに対して、保護観察付全部執行猶予者では、30～49歳の者を除く年齢層で詐欺が高くなっている。

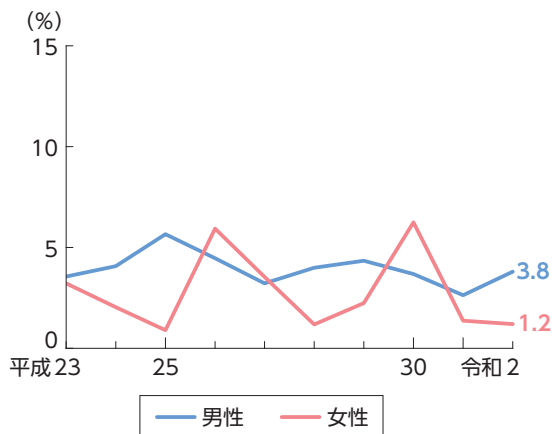
保護観察終了時の就労状況別に取消・再処分率を見ると、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者共に、無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が一貫して高い。また、全ての仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率（5-2-4-3図参照）と比べると、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者共に、有職者の取消・再処分率は詐欺が低く、無職者の取消・再処分率は詐欺が高い傾向にあったが、令和2年においては、有職者について、保護観察付全部執行猶予者（22.5%）で4.4pt、詐欺が上回った（CD-ROM参照）。

8-3-2-16図 詐欺 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別、年齢層別、就労状況別）

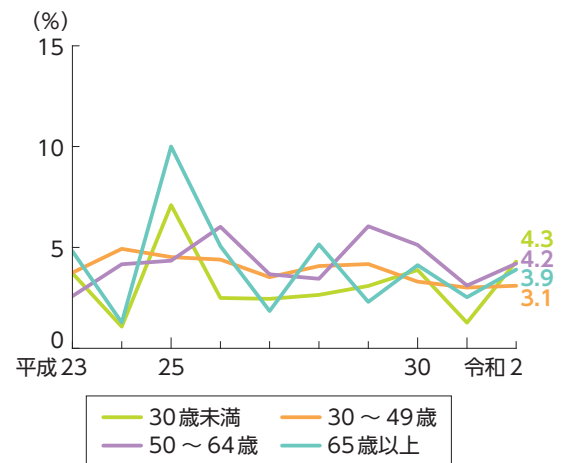
（平成23年～令和2年）

① 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）

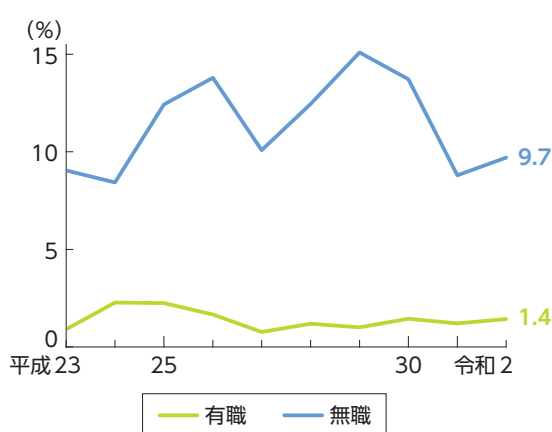
ア 男女別



イ 年齢層別

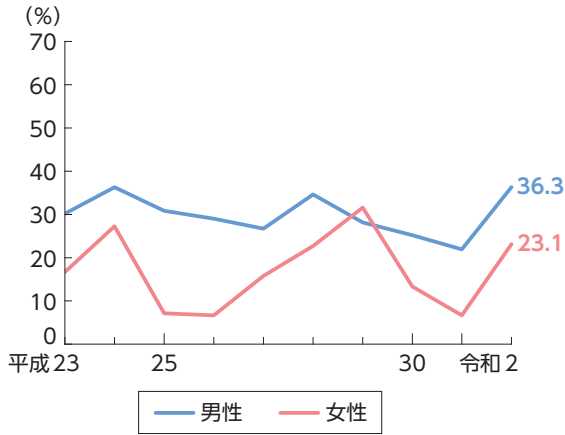


ウ 就労状況別

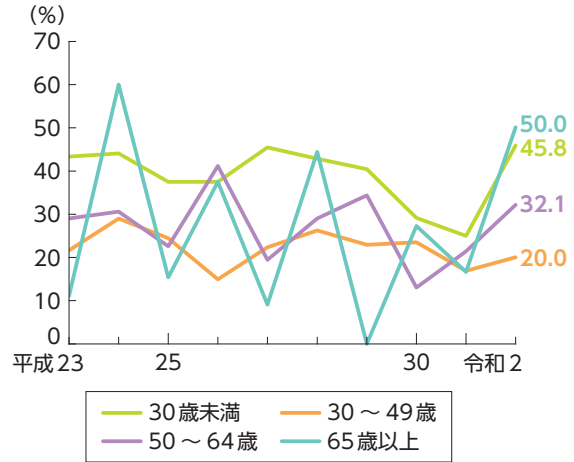


② 保護観察付全部執行猶予者

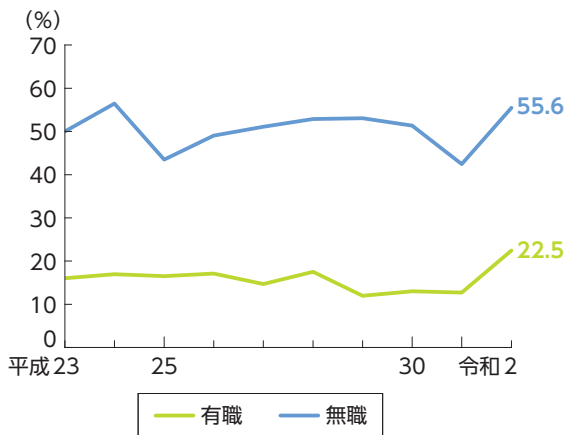
ア 男女別



イ 年齢層別



ウ 就労状況別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。
 3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。
 4 ウの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び収入のある無職者を除く。
 5 保護観察付一部執行猶予者の保護観察終了人員はいなかった。

8-3-2-17表は、詐欺の仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、保護観察が開始された年（最近10年間）ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者については、CD-ROM参照）。平成23年から27年までの各年に保護観察が開始された者の取消状況を見ると、仮釈放者（全部実刑者）のうち仮釈放を取り消された者の比率は2.8から4.8%の間で、保護観察付全部執行猶予者のうち全部執行猶予を取り消された者の比率は21.5から30.3%の間でそれぞれ推移しており、全ての仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者（5-2-4-4表参照）と比べて、顕著な違いは見られなかった。

8-3-2-17表 詐欺 仮釈放・保護観察付全部執行猶予の取消状況

(平成23年～令和2年)

① 仮釈放者（全部実刑者）

年次	保護観察 開始人員(A)	仮釈放を取り消された者の人員											B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	計(B)	
23年	1,203	31	14	—	—	—	—	…	…	…	…	45	3.7
24	1,179	…	28	16	—	—	2	—	…	…	…	46	3.9
25	1,187	…	…	41	16	—	—	—	—	…	…	57	4.8
26	1,248	…	…	…	35	15	2	—	1	—	…	53	4.2
27	1,257	…	…	…	…	24	9	2	—	—	—	35	2.8
28	1,189	…	…	…	…	…	29	9	1	—	—	[39]	[3.3]
29	1,249	…	…	…	…	…	…	39	17	2	1	[59]	[4.7]
30	1,276	…	…	…	…	…	…	…	28	7	2	[37]	[2.9]
元	1,266	…	…	…	…	…	…	…	…	20	12	[32]	[2.5]
2	1,287	…	…	…	…	…	…	…	…	…	27	[27]	[2.1]

② 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員(A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	計(B)	
23年	178	11	25	9	5	2	2	…	…	…	…	54	30.3
24	186	…	13	14	11	6	7	3	…	…	…	54	29.0
25	141	…	…	6	9	5	5	6	—	…	…	31	22.0
26	159	…	…	…	4	9	12	10	—	2	…	37	23.3
27	181	…	…	…	…	5	19	3	7	4	1	39	21.5
28	146	…	…	…	…	…	5	17	8	3	1	[34]	[23.3]
29	137	…	…	…	…	…	…	2	8	6	7	[23]	[16.8]
30	124	…	…	…	…	…	…	…	1	7	7	[15]	[12.1]
元	121	…	…	…	…	…	…	…	…	2	8	[10]	[8.3]
2	102	…	…	…	…	…	…	…	…	…	3	[3]	[2.9]

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員を年次別に計上している。
なお、[]内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。

3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。

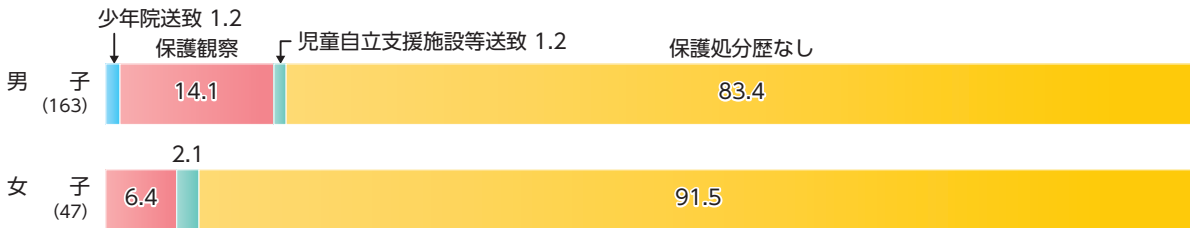
4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号）により保護観察付全部執行猶予を取り消された者を除く。

(3) 少年の保護観察対象者の保護処分歴及び再処分の状況

令和2年における詐欺の保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く（以下（3）において同じ。）。同年中に保護観察が開始された者に限る。）について、保護処分歴別構成比を男女別に見ると、**8-3-2-18図**のとおりである。詐欺の保護観察処分少年は、全ての保護観察処分少年の保護処分歴別構成比（**5-2-5-2図**①参照）と比べると、保護処分歴を有する者の構成比が、男子（16.6%）で2.3pt、女子（8.5%）で1.8pt、それぞれ低かった。

8-3-2-18図 詐欺 保護観察処分少年の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和2年）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 () 内は、実人員である。

8-3-2-19表は、平成23年から令和2年までの間に保護観察が終了した詐欺の保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率（第5編第2章第5節4項参照）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は11%台から21%台の間、少年院仮退院者の再処分率は6%台から16%台の間でそれぞれ推移している。全ての保護観察処分少年及び少年院仮退院者の再処分率の推移（**5-2-5-5表**参照）と比較すると、少年院仮退院者では詐欺が一貫して低くなっており、同年（12.0%）は7.5pt低かった。

8-3-2-19表 詐欺 保護観察対象少年の再処分率の推移

（平成23年～令和2年）

① 保護観察処分少年

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
23年	173	13.9	1.2	-	2.3	-	0.6	5.8	4.0	-
24	195	21.5	0.5	-	-	0.5	-	11.3	9.2	-
25	161	18.0	-	-	-	0.6	0.6	10.6	6.2	-
26	178	18.5	-	-	-	-	-	8.4	10.1	-
27	195	11.8	-	-	1.0	-	1.0	5.6	4.1	-
28	185	17.8	-	-	1.1	-	0.5	9.7	5.9	0.5
29	201	19.4	0.5	-	2.0	0.5	1.0	8.0	7.5	-
30	242	12.8	-	-	1.7	-	0.4	6.2	4.1	0.4
元	304	15.5	0.3	-	1.0	-	0.3	7.2	6.3	0.3
2	311	11.3	-	-	0.3	0.3	1.3	6.4	2.9	-

② 少年院仮退院者

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
23年	56	16.1	1.8	—	—	—	—	10.7	3.6	—
24	64	12.5	—	—	—	—	1.6	7.8	3.1	—
25	79	11.4	—	—	1.3	—	—	7.6	2.5	—
26	101	12.9	—	—	—	1.0	—	9.9	2.0	—
27	180	6.1	—	—	—	—	1.1	3.3	1.7	—
28	210	12.4	—	—	1.0	—	0.5	8.1	2.4	0.5
29	205	7.8	—	—	—	—	—	5.4	2.4	—
30	189	12.7	—	—	—	—	1.1	9.0	2.6	—
元	223	8.1	—	—	0.4	—	—	5.8	1.8	—
2	225	12.0	—	—	—	—	—	7.1	4.9	—

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限り。）並びに交通関係4法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 5 「その他」は、拘留、科料及び起訴猶予である。

平成23年から令和2年までの間に保護観察が終了した詐欺の保護観察処分少年及び少年院仮退院者のうち、再処分（保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者について、再処分に係る非行名・罪名別の構成比を見ると、**8-3-2-20図**のとおりであり、詐欺の構成比は、13.7%であった。その他を除く非行名・罪名について、各年の構成比を見ると、平成30年を除いて窃盗が最も高い。詐欺の構成比は、上昇傾向にあったが、令和2年は前年より13.5pt低下し、8.1%であった（CD-ROM参照）。

8-3-2-20図 詐欺 保護観察対象少年の再処分非行名・罪名別構成比

保護観察対象少年 (497)	(平成23年～令和2年の累計)				
	窃盗	道路交通法	詐欺	傷害	その他
	28.4	16.1	13.7	11.9	30.0

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「保護観察対象少年」は、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者である。
 3 「再処分」は、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けることをいう。
 4 ()内は、実人員である。

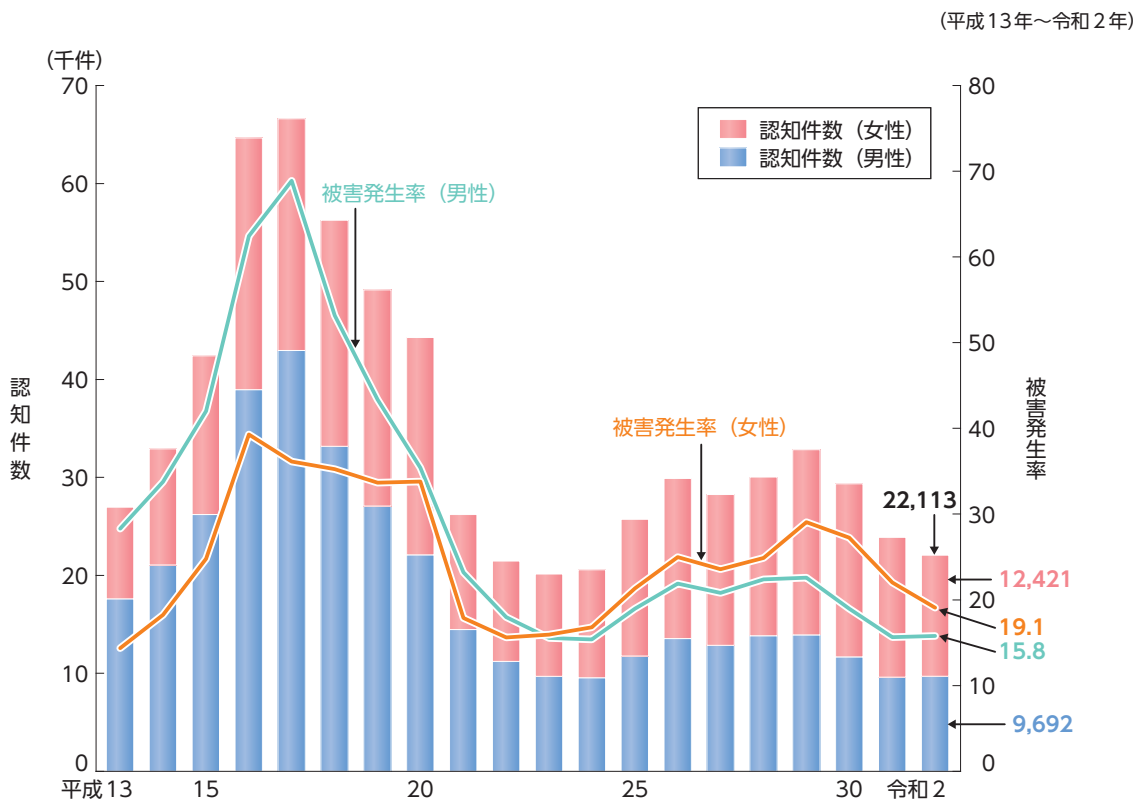
第3節 詐欺被害者

1 詐欺

(1) 被害件数

詐欺（被害者が法人その他の団体である場合を除く。以下（1）において同じ。）の男女別の認知件数及び被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、8-3-3-1図のとおりである。認知件数については、平成23年以降は、女性が男性を上回っており、13年には、女性が男性の約2分の1であったが、令和2年は、女性が男性の約1.3倍であった。被害発生率については、男性は、平成17年に68.9に達したが、その後大きく低下し、近年はおおむね20前後で推移している。女性は、23年以降、男性を上回って推移しており、近年はおおむね20台で推移している。

8-3-3-1図 詐欺 認知件数・被害発生率の推移（男女別）



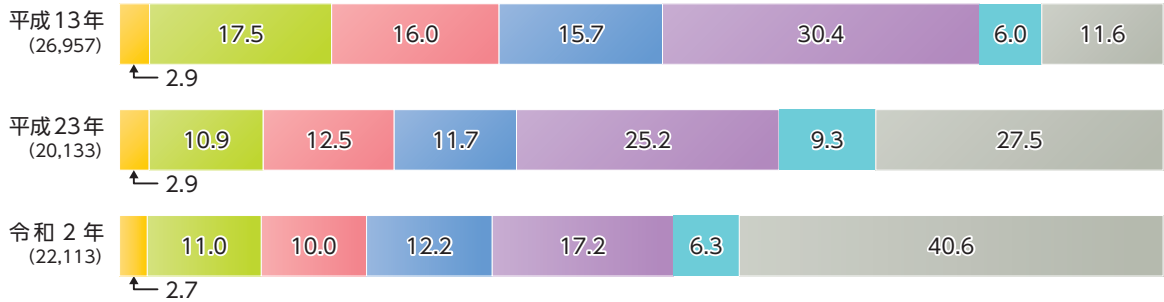
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
 3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

平成13年・23年・令和2年における詐欺の認知件数について、主たる被害者の年齢層別構成比を総数・女性別に見ると、8-3-3-2図のとおりである。認知件数に占める主たる被害者の年齢が65歳以上の者に係るものの構成比は、総数・女性共に、令和2年（47.0%、58.3%）、平成23年（36.8%、48.9%）、13年（17.6%、25.2%）の順に高くなっている（なお、特殊詐欺（本章第1節1項（3）参照）の認知件数が増加した時期が平成15年頃以降であることに留意する必要がある。）。令和2年の主たる被害者の年齢が65歳以上の者に係る件数は、総数では1万389件、女性では7,238件であるが、そのうち70歳以上の者に係る件数は、それぞれ8,986件、6,598件であった。

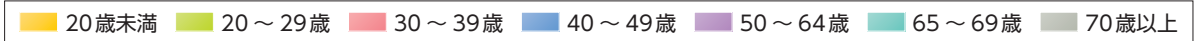
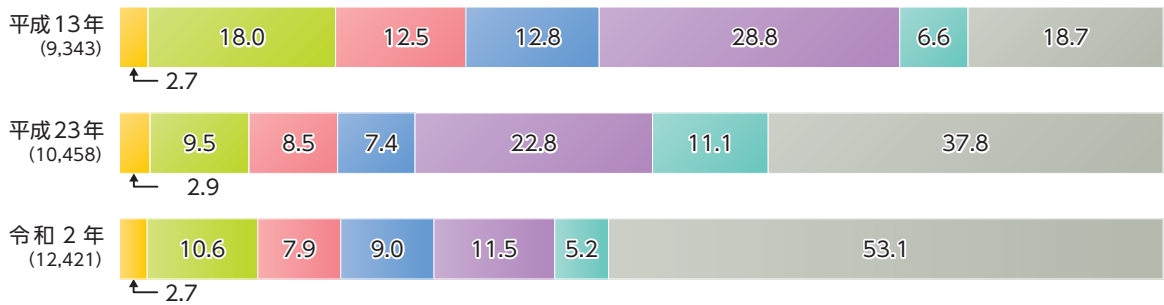
8-3-3-2図 詐欺 被害者の年齢層別認知件数構成比

(平成13年・23年・令和2年)

① 総数



② 女性



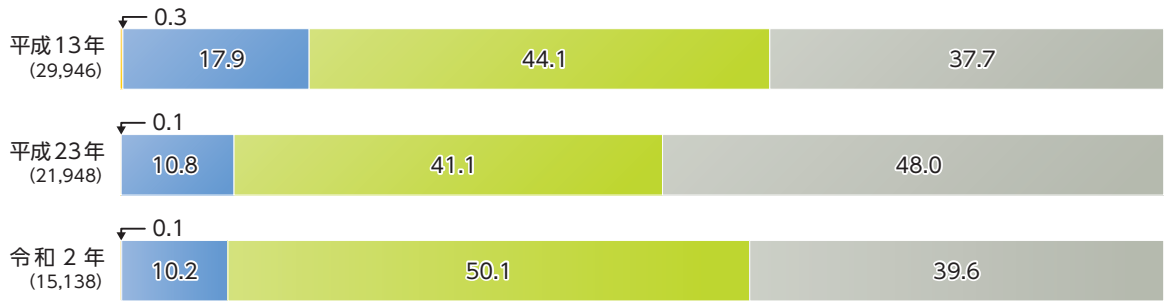
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 4 () 内は、件数である。

(2) 被害者と被疑者の関係

平成13年・23年・令和2年における詐欺の検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、被害者と被疑者の関係別構成比を見ると、8-3-3-3図のとおりである。面識あり（知人・友人、職場関係者等）の構成比は、平成13年は17.9%であったが、23年は10.8%、令和2年は10.2%となっている。

8-3-3-3図 詐欺 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比

(平成13年・23年・令和2年)

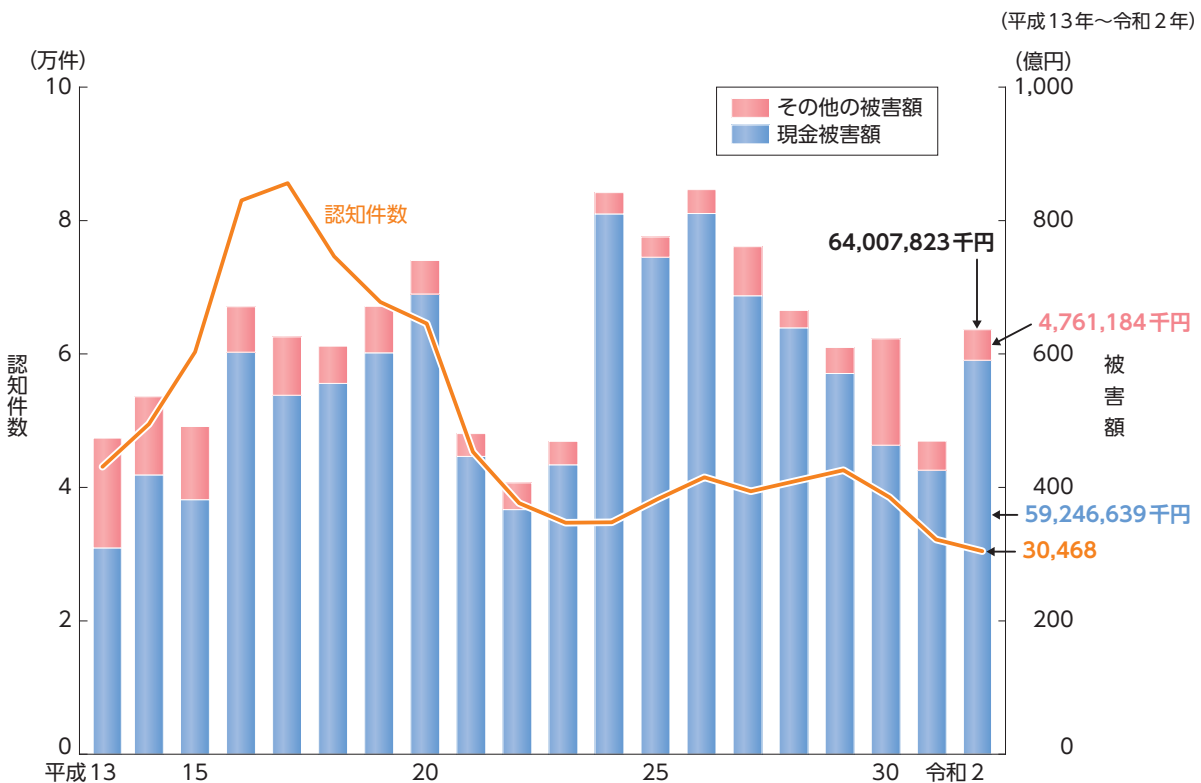


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合である。
 4 () 内は、件数である。

(3) 被害額

詐欺（被害者が法人その他の団体である場合を含む。）について、認知件数及び被害額の推移（最近20年間）を見ると、8-3-3-4図のとおりである。認知件数は、平成17年（8万5,596件）をピークとして減少し、近年は4万件前後で推移していたが、30年から更に減少し、令和2年は3万468件（前年比5.4%減）であった。被害額は、平成20年に700億円台に達した後、400億円台に減少したが、24年に800億円台に至り、26年には約846億円に達した。その後は、減少傾向にあったが、令和2年は約640億円（同36.3%増）であった。現金被害額は、平成26年に約810億円に達した後は減少し続けていたが、令和2年は約592億円（同39.1%増）であった。

8-3-3-4図 詐欺 認知件数・被害額の推移



注 1 警察庁の統計による。
2 被害者が法人その他の団体である場合を含む。

2 特殊詐欺

(1) 被害件数

令和2年における特殊詐欺（被害者が法人その他の団体である場合を除く。以下（1）において同じ。）の認知件数について、被害者の男女別・年齢層別構成比を特殊詐欺の類型（8-3-1-16表参照）別に見ると、8-3-3-5図のとおりである。

特殊詐欺総数では、男性が26.4%、女性が73.6%を占めた。融資保証金詐欺（男性70.1%）は、男性の構成比が女性の構成比を上回った。また、交際あっせん詐欺（同90.9%）及びギャンブル詐欺（同70.4%）も、同様であった（CD-ROM参照）。他方、預貯金詐欺（女性83.8%）、オレオレ詐欺（同80.1%）及びキャッシュカード詐欺盗（同79.2%）は、女性の構成比が男性の構成比を上回り、いずれも被害者の約8割が女性であった。

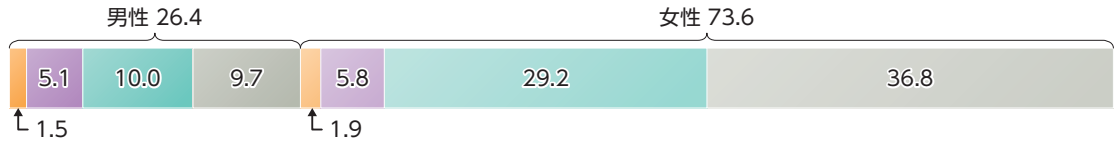
特殊詐欺総数では、65歳以上の者が85.7%を占めた。65歳以上の者の構成比が高い類型は、預貯金詐欺（98.4%）、キャッシュカード詐欺盗（96.7%）及びオレオレ詐欺（94.0%）であり、特に、預貯金詐欺は、80歳以上の者の構成比が68.8%に達していた。一方、40～64歳の者の構成比が高

い類型は、交際あっせん詐欺（68.2%）、ギャンブル詐欺（46.9%）、融資保証金詐欺（44.3%）及び架空料金請求詐欺（41.2%）であり、その中でも、交際あっせん詐欺は、40～64歳の男性の構成比が63.6%であった。（CD-ROM参照）。

8-3-3-5 図 特殊詐欺 被害者の男女別・年齢層別認知件数構成比（類型別）

（令和2年）

① 特殊詐欺総数

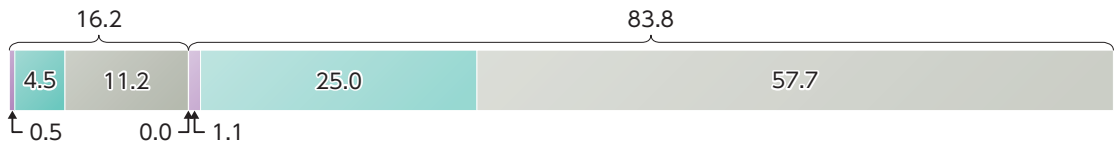


② 類型別

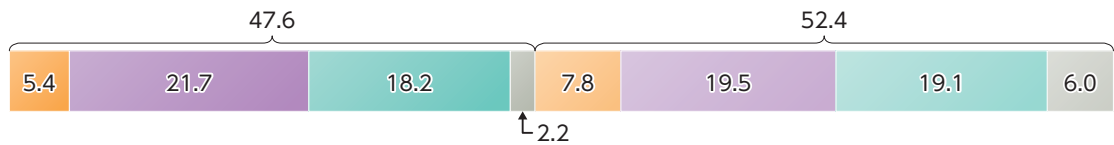
ア オレオレ詐欺



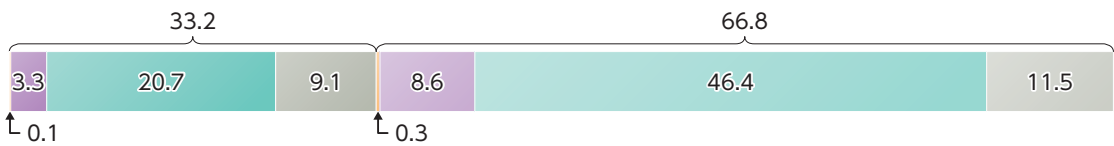
イ 預貯金詐欺



ウ 架空料金請求詐欺



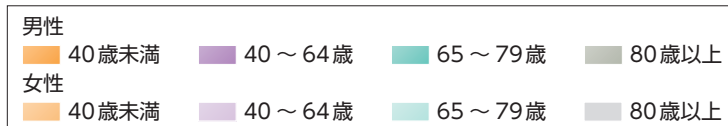
エ 還付金詐欺



オ 融資保証金詐欺



カ キャッシュカード詐欺盗



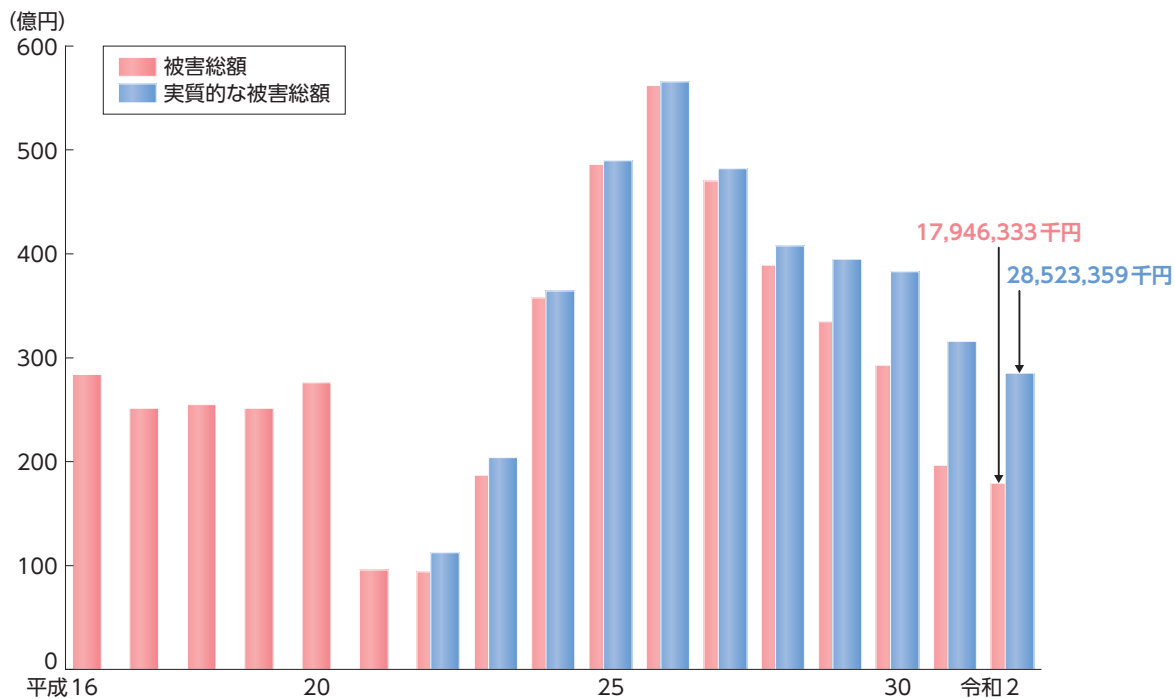
注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。

(2) 被害額

特殊詐欺による被害総額（現金被害額）及び実質的な被害総額（被害総額に、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用してATMから引き出された金額を加えた額をいう。以下（2）において同じ。統計の存在する平成22年以降に限り、同年から24年まではオレオレ詐欺によるもののみを計上している。）の推移（16年以降）を見ると、**8-3-3-6図**のとおりである。被害総額は、同年（約284億円）から20年まで250億円以上で推移し、21年（約96億円）に大きく減少した。実質的な被害総額は、26年（約566億円）まで増加し続けたが、その翌年から減少し続け、令和2年は約285億円（前年比9.7%減）であった。被害総額と実質的な被害総額の差は、平成27年から令和元年までは広がり続けたが、2年は約106億円（同11.4%減）であった。各年の被害総額（平成22年以降は、実質的な被害総額）を特殊詐欺の認知件数（**8-3-1-17図**参照。なお、未遂も含まれる点に留意する必要がある。）で割った金額の推移を見ると、16年（約111万円）から増加傾向にあり、23年に200万円を、24年に400万円を超え、26年（約422万円）に最高額に達した後、その翌年から減少傾向にあったが、令和2年は約211万円（同12.3%増）であった。

8-3-3-6図 特殊詐欺 被害総額等の推移

（平成16年～令和2年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本図は、統計の存在する平成16年以降の数値で作成した。
 3 「被害総額」は、現金被害額である。
 4 「実質的な被害総額」は、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用して、ATMから引き出された額を被害総額に加えた額をいい、統計の存在する平成22年以降の数値で作成した。ただし、同年から24年まではオレオレ詐欺による実質的な被害総額のみ計上している。
 5 千円未満切捨てである。

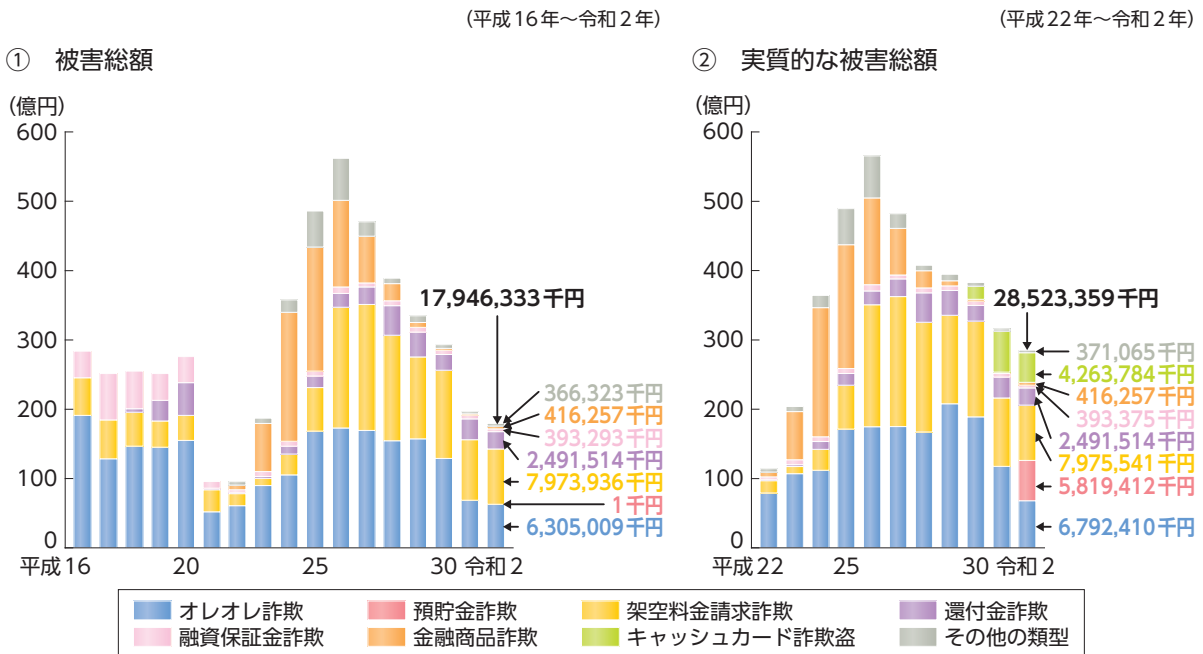
特殊詐欺の被害総額の推移（平成16年以降）及び実質的な被害総額の推移（22年以降）を特殊詐欺の類型別に見ると、**8-3-3-7図**のとおりである。令和2年における実質的な被害総額を見ると、架空料金請求詐欺（約80億円）、オレオレ詐欺（約68億円）、預貯金詐欺（約58億円）、キャッシュカード詐欺盗（約43億円）、還付金詐欺（約25億円）、金融商品詐欺（約4億円）、融資保証金詐欺（約4億円）の順に多かった。各類型の推移を見ると、架空料金請求詐欺が最も多かった26年、27年及び令和2年を除いて、オレオレ詐欺が最も多い（なお、預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を同年1月から新たな類型として分類したものであるが、同年においても、オレ

オレオレ詐欺と預貯金詐欺の合計額は、架空料金請求詐欺を上回る。)

特殊詐欺の被害総額（平成22年以降は実質的な被害総額。以下（2）において同じ。）におけるオレオレ詐欺の構成比は、同年（70.4%）を最高に、16年から23年までは50%台から70%台までの間で推移した後、24年から27年までの間は30%台に低下したものの、28年以降は、30%台後半から50%台前半の間で推移し、令和2年は44.2%（預貯金詐欺を含む。前年比7.0pt上昇）であった。架空料金請求詐欺による被害額の構成比は、平成22年までは、おおむね10%台から30%台で推移した後、23年及び24年は10%未満と低下したが、26年からは、おおむね30%台で推移し、令和2年は28.0%（同3.3pt低下）であった。

令和2年の類型別被害総額を当該類型の認知件数（8-3-1-19図参照。なお、未遂も含まれる点に留意する必要がある。）で割った金額は、金融商品詐欺は約718万円、架空料金請求詐欺は約397万円、オレオレ詐欺（預貯金詐欺を含む。）は約197万円、キャッシュカード詐欺盗は約150万円、還付金詐欺は約138万円、融資保証金詐欺は約133万円であった。

8-3-3-7 図 特殊詐欺 被害総額等の推移（類型別）



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 「被害総額」は、現金被害額をいい、統計の存在する平成16年以降の数値で作成した。

3 「実質的な被害総額」は、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用して、ATMから引き出された額を被害総額に加えた額をいい、統計の存在する平成22年以降の数値で作成した。ただし、同年から24年まではオレオレ詐欺による実質的な被害総額のみ計上している。

4 各数値は、次の類型の合計である。

平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺

18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺

22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あつせん詐欺及びその他の特殊詐欺

30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あつせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗

2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あつせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺

5 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あつせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数及び被害額は平成22年2月から、検挙件数及び検挙人員は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

6 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

7 千円未満切捨てである。

3 被害回復

詐欺について、被害回復給付金（第6編第2章第2節3項）の支給状況及び被害回復分配金（同節4項）の支払状況の推移を見ると、8-3-3-8表のとおりである。

8-3-3-8表 詐欺 被害回復給付金の支給状況・被害回復分配金の支払状況の推移

① 被害回復給付金 (平成18年～令和2年)			② 被害回復分配金 (平成20年度～令和2年度)	
年次	支給手続開始決定		年度	支払額総額
	件数	給付資金額		
18年	—	—	20年度	657,043,551
19	—	—	21	2,190,957,908
20	—	—	22	1,503,871,701
21	6	73,333,496	23	1,111,140,660
22	3	24,949,896	24	2,168,342,811
23	8	138,268,384	25	1,299,686,895
24	9	269,523,625	26	1,327,027,205
25	7	69,610,437	27	1,283,303,389
26	7	126,883,983	28	1,819,988,630
27	8	72,381,002	29	1,282,678,294
28	1	47,952,393	30	856,702,661
29	7	357,484,227	元	696,728,366
30	7	374,335,973	2	1,097,684,369
元	12	204,674,360		
2	7	518,700,763		

(金額の単位は、円)

- 注 1 官報及び預金保険機構の資料による。
 2 ①の「給付資金額」は、開始決定時における額である。
 3 ①については、被害回復給付金支給制度が開始した平成18年12月から、②については、被害回復分配金支払制度が開始した20年6月からの数値をそれぞれ計上している。

コラム10 詐欺被害者の声

詐欺の被害者は、経済的な被害はもちろんのこと、精神的な被害にも苦しむ者が少なくない。このコラムでは、ある特殊詐欺事件の被害者が語った経済的・精神的被害や加害者に対する思いを紹介する。なお、事件の内容等については、個人の特定ができないようにする限度で修正を加えている。

1 詐欺被害に遭って

ある日、自宅の電話が鳴りました。電話を取ると、相手は、警察の者と名乗りました。相手は、私の家族が交通事故を起こしたので、逮捕されないようにするためには示談金が必要だと言ってきました。私は、頭が真っ白になってしまい、お金を払わなければ家族が逮捕されるということで頭が一杯になり、パニック状態のまま、家族を助けたいという一心で預金を引き出し、言われるがままに、ATMからお金を振り込みました。

その後、電話の相手と連絡がつかなくなったことなどから、すぐに詐欺だと分かり、警察に被害届を出しました。最初は、事実を受け入れられずパニック状態が続いていましたが、日が経つにつれ、当日の自分の行動一つ一つを後悔する気持ちがどんどん湧いてきました。また、私が助けようとした家族本人からも「馬鹿だ」と責められてしまいました。自宅の電話が鳴ると、事件のことを思い出して怖くなり、事件のことや家族に責められたことを思い出して眠れなくなる日もありました。頭痛が続き、満腹に食事をとることもできず、日に日に痩せていき、何かをする気力もなくなっていました。被害に遭った時期は、新しい生活に向けた準備をしていたところでしたので、本当だったらもっと楽しい生活を送っていたはずなのにとおもうつらい気持ちになりました。また、少ない給料の中から一生懸命貯めた預金がなくなってしまったことで、経済的にもとても苦しい思いをしました。言い出したらきりがなくらいつらいことがたくさんありました。でも、被害に遭ったことを恥ずかしいと思っていましたし、家族から口外しないように言われていたので、事件のことは親しい友人にすら話せませんでした。

その後、転居等を機に、被害に遭ったことは忘れて新しい生活を始めたいというように気持ちが変わっていききました。そのような時、警察から加害者が逮捕されたという連絡を受けました。よかったなと思った反面、加害者への怒りや、だまされたことの悲しみ等の気持ちが一気にあふれ出たように感じました。事件と向き合いたくないという気持ちが大きかったので、裁判を傍聴することはしませんでした。普段どおりの生活をしているつもりでも、事件を忘れることはできませんでした。そこで、加害者は一体どうなったのだろうと気になり、検察庁に問い合わせ初めて被害者を支援する制度があることを知り、利用することにしました。

2 被害者支援制度を利用して

被害者支援制度を利用してよかったと感じています。まず、被害者等通知制度（第6編第2章第1節5項参照）で、半年に1回ではあるものの、加害者が刑務所でどのように過ごしているのかを教えてもらうだけでも気持ちが和らぐところがありました。意見等聴取制度（同項参照）では、被害弁償も謝罪もない状態で仮釈放になるのは許せないという意見を述べさせていただきましたが、このように意見を伝えられる制度があってよかったと思います。心情等伝達制度（同項参照）で私の気持ちを繰り返し伝えたことで被害弁償につながったことや、加害者から、自分の気持ちを書いたと思われる手紙をもらえたこともうれしかったです。また、私は、被害に遭ったことについて、身近な存在にも相談したりできないまま長い時間を過ごしていたのですが、これらの制度を利用する中で、被害者担当の保護観察官や保

護司に話を聞いてもらうことができ、自分の気持ちの整理にもつながりました。

3 加害者に対する思い

加害者からは、裁判が始まった頃に、弁護士を通じておわびの手紙が届きました。謝罪の言葉等が書かれていましたが、普段使いそうな難しい表現が使われており、本当に反省して謝罪の気持ちを伝えようと思った文章ではないように感じられ、余計に腹が立ちました。その後、加害者からの連絡はなかったのですが、加害者が仮釈放された後、私が心情等伝達制度を利用して思いを伝えたところ、加害者から謝罪の手紙が届きました。この手紙は、裁判の時と違い、自分の言葉で書いてあったように感じられ、心に響きました。また、だまし取られたお金の一部が弁償され、加害者は、残りのお金もできる限り弁償すると手紙に書いていました。しかし、仮釈放期間が終了すると、連絡は途絶えました。加害者の弁護士に何度も連絡すると、2回被害弁償がありました。最近では連絡がありません。弁償できない事情があるならば、せめてそれを伝えてほしかったのですが、それすらなかったため、加害者にただまされてしまったようで悔しく思いました。加害者に反省の気持ちがあると思ってしまった自分にも腹が立ちました。今は、加害者が反省せずに再犯してしまっているのではないかという思いもあります。

4 犯罪被害者の立場になって

被害者の立場になってみて思ったことは、まず、被害者に多少なりとも落ち度があったとしても、被害者を責めるような発言をしないでもらいたいということです。私も含め、特殊詐欺の場合、だまされる方も悪いと言われることがあると思います。でも、悪いのは加害者なのです。詐欺の被害者は、いやというほど自分自身を責めている方が多いと思います。そのような被害者を更に傷付けるようなことを言うのはやめてください。むしろ、そうやって自分を責めている被害者には、はっきりと「あなたは悪くない。悪いのは加害者ですよ。」ということをお願いしたいです。私自身、心情等伝達制度を利用した際、担当の保護観察官からそう言ってもらえて救われた気持ちになりました。

詐欺の加害者の処遇に当たる方には、加害者がいるということは、私のような被害者がいるということを常に意識して指導を行っていただきたいと思います。一人一人の加害者によって、事件を起こした時の事情等が違うように、一人一人の被害者には、それぞれの事情や背景があります。例えば、だまし取られたお金が被害者にとってどういうものだったのか、被害者がどのような立場に置かれているのかなどの事情も把握した上で指導に当たってほしいと思います。犯罪被害者には決して「卒業」はありません。同じように、加害者に「卒業」はないという意識を持たせるように指導してほしいです。加害者は刑務所から出た時を区切りに考えることができるかもしれませんが、被害者には、そのような区切りはありません。刑を終えることと被害者への償いを果たすことは別のものだと思います。加害者が反省することや再犯しないことは当然のことであり、被害者への謝罪や弁償を行うことなく、被害者の気持ちを無視したままでは、加害者が真に更生したとは絶対に言えないと思っています。私の場合、仮に被害弁償が全額行われ、加害者から謝罪があったとしても、事件をなかったことにはできません。悔しさ、怒り、つらさを抱えて事件後長い間生きてきたことを、なかったことにはできません。このような被害者の思いを、加害者本人はもちろん、加害者処遇に関わる方にも知っていただきたいです。被害者にとって、加害者はできれば無関係でいたい存在です。しかし、その一方で、加害者が反省や被害弁償を行い、更生を果たすことは、被害者がその後の人生を前向きに生きていくために欠かせないものであると思っています。

この章では、詐欺事犯者の再犯防止に向けた各種施策や取組の現状を紹介する。

第1節 矯正

1 刑事施設

刑事施設においては、刑事収容施設法等に基づき、法務省矯正局の定める標準プログラムを基準に、具体的な指導内容及び方法に加え、施設の実情、対象者の資質、指導効果等を考慮した指導時間数、頻度及び期間を定めて、6種類の特別改善指導を行っている（第2編第4章第3節3項（2）参照）。

一方、詐欺及び特殊詐欺事犯受刑者に対する再犯防止指導については、全国的に統一された標準的なプログラムは策定されていないが、一般改善指導（第2編第4章第3節3項（2）参照）の一つとして、同受刑者に対する指導を実施しており、令和2年度には273人（実施施設数は37庁（支所を含む。））が受講を開始した（法務省矯正局の資料による。）。特殊詐欺事犯受刑者に対する再犯防止指導は、同受刑者に、被害者の心情及び事件の重大性を認識させ、しよく罪の方法を考えさせるとともに、再犯を防止するため、事件に至るまでの自己の問題点等を振り返らせ、健全な金銭感覚及び職業観を身に付けさせることを目的として法務省矯正局が作成した視聴覚教材（DVD教材）及びワークブックを各施設の実情に応じて活用することなどにより実施されている。なお、視聴覚教材とワークブックは、セットで構成されており、自己学習又はグループワークのいずれの形式での使用も可能な教材となっているほか、被害者団体等の方々が外部講師として指導を行う際にも使用できるようになっている。

コラム11 函館少年刑務所における特殊詐欺再犯防止指導

平成28年12月に施行された再犯防止推進法において、犯罪をした者等に対し、その特性に応じて必要な指導及び支援を行うことが規定されたことなどを踏まえ、法務省矯正局（以下「矯正局」という。）は、29年3月、特殊詐欺を行った受刑者を対象とする指導のための視聴覚教材及びワークブックを作成した。

函館少年刑務所は、特殊詐欺再犯防止指導に力を入れている刑事施設の一つである。同刑務所においては、矯正局が教材等を作成する前の平成28年から、特殊詐欺事件を犯した受刑者を8人程度のグループに編成し、グループワーク等を通じて、特殊詐欺に至った各自の問題性を理解し、その改善を図り、再犯をしないための具体的な方策を考えさせる指導を行っている。令和3年5月末までに、延べ40人がこの指導を受講した。

12単元（1単元は60分）からなるこの指導を担当する教育専門官によると、特殊詐欺事件を犯した受刑者の中には、自らの責任から目を背け、被害者の心情を十分に理解していない者も少なくないという。そこで、同教育専門官らは、似たような課題を持つ者同士による話し合いを通じて、被害者が失ったものや、被害者に与えた精神的影響等について深く掘り下げていくように努めている。指導の初期の段階では、被害者が失ったものとして、直接の被害金額を挙げる者が多いが、指導が進むにつれ、「老後の貯えとして少しずつ貯めてきた金銭

を奪われ、生きる希望を失ってしまったかもしれない。」「詐欺に遭ったことで家族から責められたかもしれない。」といった金銭以外の精神的な損害や周囲に及ぼした様々な影響にも思い至るようになるという。

また、特殊詐欺に至った者の中には、健全な仕事に就いていなかったことや、自身の収入をはるかに超えて遊興やギャンブルに費消してしまったことが犯罪の要因となっている者もいることから、指導においては、このような要因を排除するための具体的な行動に結び付けさせることにも留意しているという。受講者は、話し合いを通じて、社会において不安定な生活をしてきたことにより、周囲からの信用を失い、自身の未来の選択肢を狭めてきたことにも気付き、健全な仕事に就いて収入の範囲で安定的な生活を送ることが再犯防止のために重要であることを自覚していくと前記教育専門官は説明した。

前記教育専門官に、改善指導のやりがいについて聞いたところ、受講者に気付きを与えることができたときにやりがいを感じるとして、次のような経験を述べた。

被害者の心情や置かれた状況を考えることなどを行う單元において、被害弁済の在り方について受講者に質問したところ、ある受講者は、被害金額を完済することさえできれば自らの責任を果たすことになると考え、想定される自身の出所後の収入等を勘案し、高齢の被害者に対し、20年をかけて完済したいと回答したが、指導者からの質問や他の受講者との話し合いを通じて、少しずつ被害者の立場に立って考えることができるようになり、単元の後半では、「被害弁済の期間について、自分の収入や生活を基に考えていたが、被害者の気持ちのことは余り考えていなかったことに気付くことができた。」「被害弁済を受けたとしても、被害者の心の傷が癒えることはないかもしれないが、被害者が健康であるうちに、一刻も早く弁済したい。」などと述べるに至ったとのことである。

「このような気付きの積み重ねが再犯防止につながると信じ、これからも真剣に一人一人の受刑者と向き合っていきたい。」と前記教育専門官は語った。

2 少年院

少年院においても、各施設の実情に応じ、特殊詐欺再非行防止指導の取組が行われている。特に、東京矯正管区管内の少年院について見ると、同矯正管区が作成した「特殊詐欺少年に対する鑑別・指導の手引」に基づき、各少年院の実情に応じて、工夫しながら指導計画を作成している。

指導計画の例（8-4-1-1表参照）を見ると、まず、個別に面接を実施し、指導担当者とのラポールを形成することから始めることで、動機付けを高めるとともに、次に行われるグループワークでの自己開示を行いやすくさせることにつなげている。グループワークでは、講義形式の集団指導にとどまらず、特殊詐欺再非行防止指導を受けている特殊詐欺在院者同士で考えを出し合うようにしており、これまで自分だけでは考えつかなかった新しい考えに触れさせている。特に、再非行防止のため、出院後に想定されるリスクをグループワークで討議する過程で、他の在院者の様々な考え方に触れることは、自らの在り方を考えることができるようになることにつながる。また、單元ごとに振り返り作文を作成させ、グループワークの中で考えたことや気付いたことを整理・理解させるようにしている。全ての單元終了後には、改めて個別面接を行い、指導の効果を把握するとともに、次回の指導グループに向けた改善点の検討等を行っている。

8-4-1-1表 少年院における指導計画の例

単 元	方 法
1 自己理解と改善への動機付けを高めさせる	個別面接
2 特殊詐欺の問題性を考えさせる	講義, 課題作文
3 特殊詐欺に至る考え, 感情, 行動を振り返らせる	講義・討議, 課題作文
4 ものの見方や考え方の癖を考えさせる	講義, 演習
5 被害者について考えさせる	演習, 集団討議
6 金銭感覚について考えさせる	演習
7 再非行しないための対策を考えさせる	録音教材, 集団討議

注 法務省矯正局の資料による。

そのほか、全国の少年院では、各都道府県警察本部と連携した特殊詐欺再非行防止指導の取組が行われており、令和元年10月1日現在の調査では、全国の少年院49庁（当時。分院を含む。）のうち20庁において、所在地の都道府県警察本部と連携した指導を行っている。例えば、多摩少年院においては、在院者に対し、東京都都民安全推進本部、警視庁、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等が企画・実施している演劇（特殊詐欺に関わるきっかけや、特殊詐欺グループの背後にある暴力団組織等とのつながりや危険性を演劇という手段で表現したもの）を観覧させるなどの取組が行われている。

コラム12 多摩少年院及び新潟少年学院における特殊詐欺再非行防止指導

少年院では、各施設の実情に応じ、特殊詐欺在院者の再非行防止に関する取組が行われている（本項参照）。このコラムでは、2か所の少年院の指導実践例を紹介する。

1 多摩少年院

多摩少年院では、平成29年から独自のプログラムを用いた指導を行っている。同少年院の担当者は、試行錯誤を続けながら、同プログラムで使用するテキストの作成を行った。その過程で、同少年院の担当者は、特殊詐欺在院者には、いわゆる「受け子」の役割を果たした者が多く、「受け子」の役割を果たした者は、被害者が傷ついている姿を直接見ていないため、罪障感の深まりに欠けることに気付いた。「受け子」の少年は、だまされている被害者宅を訪問して、金銭を受け取る際、自分や親族の身に起きている問題を解決してくれると誤信した被害者から、「（金銭を受け取りに来てくれて）ありがとう。」と言われ、感謝をされることさえある。しかし、少年は、その後の被害者の姿を見ることはなく、被害者がどれだけの被害を受けたのかを直接把握する機会はほとんどない。そこで、同少年院の担当者は、罪障感を深めさせるためには、特殊詐欺に至る考え方に気付く内容や、健全な金銭感覚を学ぶ内容の授業等から始め、特殊詐欺に加担するに至った自身の問題と向き合わせ、自身の責任を理解させることが必要と考えた。自身の責任についての理解が進んだ後、被害者が金銭をだまし取られたことで絶望し、自己を責め、ときには親族等からも非難され、自殺に追い込まれるといった実際の事例等を通じて、被害者感情に直面させ、罪障感の醸成を図ることとした。同少年院では、このように作成したテキストを用い、特殊詐欺在院者の罪障感を深めさせている。

2 新潟少年学院

東京矯正管区では、同矯正管区内の少年鑑別所及び少年院に収容された特殊詐欺に関与した少年（少年鑑別所255人、少年院118人）についての各調査結果に基づき、同少年たちを「生活全般問題タイプ」、「家庭機能不全タイプ」及び「生活全般低調タイプ」の三つのタイプに分類し、これに応じ、特殊詐欺在院者に対して、重点的に指導すべき事項等を取りまとめた手引を作成している。新潟少年学院では、同手引を元に、施設内で検討を重ね、平成29年に「特殊詐欺再非行防止指導実施要領」を策定（令和3年3月改正）した。そして、同実施要領に基づき、「自己理解と改善への動機付けを高めさせること」、「特殊詐欺の問題性を考えさせること」、「特殊詐欺に至る考え、感情、行動を振り返らせること」、「ものの見方や考え方の癖を考えさせること」、「被害者について考えさせること」、「金銭感覚について考えさせること」、「再非行しないための対策を考えさせること」の全7単元からなる特殊詐欺再非行防止指導計画を作成し、これを実施している（8-4-1-1表参照）。その際、特殊詐欺在院者を指導する上で、大きな課題となっているのが罪障感の醸成である。特殊詐欺は、犯人グループ内の役割が細分化されていることに加え、少年院に入院してくる特殊詐欺在院者の大半は、「受け子」、「出し子」などの末端の役割を担っており、被害者の心情を実感できにくいという課題がある。指導担当者の実感として、特殊詐欺在院者の再非行防止を根底で左右しているものは、被害者に対する罪障感の醸成ができるか否か、すなわち、特殊詐欺在院者が心からの反省に至るか否か、とのことである。そこで、同少年院では、特殊詐欺再非行防止指導の中で、一般的な生活費や老齢基礎年金等老後に必要となる資金等を特殊詐欺在院者に計算させて、そのような資金等の一部をだまし取られたことで被害者が受けたであろう失望、不安、落胆等の感情や、現実的な生活面での困難を中心に実感できるよう指導する工夫を行っている。

3 2か所の少年院の指導実践例から

2か所の少年院での指導実践例では、特殊詐欺在院者の指導の中心に「罪障感の醸成」を挙げていることが分かる。特殊詐欺在院者の「罪障感」を深めるためには、その前提として、指導者（法務教官）自身が、変化し続ける特殊詐欺の実態、被害者の置かれた状況や困難を具体的に知ること、特殊詐欺在院者個々の特性や知的能力等が罪障感の醸成に影響を及ぼすことへの留意が必要である。前者については、研修等の場を提供することなどが考えられるが、後者については、特殊詐欺在院者個々の理解力等に応じた指導が必要となり、その意味では、個別面接とグループワークを適切に組み合わせることが必要となる。また、特殊詐欺在院者が特殊詐欺被害者の実情を知り、これを通じて罪障感をより深めるためには、特殊詐欺被害者や同被害者の周辺の方々の声を直接聴くなど、特殊詐欺在院者の指導への参画を得ることなどの視点も重要と考えられる。

第2節 更生保護

この節では、更生保護における詐欺事犯者に対する処遇について概観する。

地方更生保護委員会においては、生活環境の調整（第2編第5章第2節2項参照）において保護観察所に対する指導・助言・連絡調整を行い、調整機能の充実強化を図るとともに、刑事施設からの仮釈放又は少年院からの仮退院の審理において、被害者等から仮釈放・仮退院に関する意見等を聴取する意見等聴取制度を実施している（第6編第2章第1節5項参照）。

保護観察所においては、生活環境の調整により改善更生に適した環境作りを行うとともに、CFP（第2編第5章第3節2項（1）参照）を活用し、犯罪又は非行に結び付く要因や過程等に関する適切な仮説に基づく的確かつ最もふさわしい介入方法を選択して保護観察処遇を実施するとともに、保護観察の実施状況に応じたアセスメントに基づく各種措置等の判断を適期適切に行うことにより、実効性のある保護観察を実施している。また、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた類型別処遇（同項（2）ア参照）を行っている。

詐欺事犯者についても、同様に前記の生活環境の調整及び保護観察が実施されているが、特殊詐欺事犯者に対しては、令和3年1月から、保護観察処分の対象となった事案に特殊詐欺への関与が含まれる者やそれ以外の者で、現に特殊詐欺グループへの関与が認められる者を「特殊詐欺類型」の保護観察対象者に認定し、最新の知見に基づく、より効果的な処遇が行われている。同年3月31日現在、特殊詐欺類型に認定された保護観察対象者は852人（保護観察処分少年224人、少年院仮退院者124人、仮釈放者（全部実刑者）288人、保護観察付全部執行猶予者216人）である（法務省保護局の資料による）。

特殊詐欺類型の保護観察対象者に対する処遇として、特殊詐欺グループとの関係に焦点を当てた指導が行われている。特殊詐欺グループは、暴力団等と比較すると集団としての凝集性が低い傾向があり、本人自身がグループに所属しているという感覚を持っていない場合もある。このような場合は、離脱意思を強化するような働きかけに代えて、グループ以外の居場所を持てるような働きかけが有効な場合があるため、特殊詐欺類型の保護観察対象者に対しては、就労や就学を中心とした健全な生活を送るための指導等を行っている。

一方、特殊詐欺類型の保護観察対象者がグループの実態を認識していたり、所属しているという意識があったりする場合は、まず離脱意思やグループへの関与の程度を把握し、その程度に応じた指導や支援を行っている。さらに、少年の場合には地元不良集団とのつながりから詐欺グループ加入に至る場合も見られることから、交友関係改善の指導を行い、離脱を実行させるための規制として、特別遵守事項（第2編第5章第3節参照）や生活行動指針（同節参照）に基づく指導も行っている。特殊詐欺グループには暴力団等が関与している場合も少なくないことから、同グループからの勧誘や脅迫等への対応に警察の協力を得るほか、保護者との関係が不良又は希薄である少年等の場合には、生活環境の調整等の段階から、家族に対して本人の自立に向けた問題解決能力の伸長への協力を求めるなどしている。

また、特殊詐欺類型の保護観察対象者の中には、仲間からの影響により、犯罪を容認し、自らの詐欺行為を自分達にとって都合の良い受け止め方をして、多額の金銭を得るなどの成功体験によってその考え方がより強化されているものも少なくない。そこで、特殊詐欺類型の保護観察対象者に対しては、特殊詐欺が被害者に与えた影響について理解させ、罪障感を深めさせるとともに、謝罪や被害弁済等の今後行うべきことを考えさせている。さらに、老人ホームでの社会貢献活動（第2編第5章第3節2項（5）及び第3編第2章第5節3項（4）参照）に参加させるなど特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者と身近に接し、その思いの一端に触れさせることも行っている。

コラム13 被害者から被害に関する心情等を伝達された 保護観察対象者に対する指導の実例

このコラムでは、詐欺の保護観察対象者に対する処遇の一例として、詐欺の被害者から、心情等伝達制度（第6編第2章第1節5項参照）等により、被害弁償の希望を含む被害に関する心情等を伝達された保護観察対象者に対してなされた指導の実例を紹介する。なお、事例の内容は、個人の特定ができないようにする限度で修正を加えている。

会社を経営していたA男（50歳代）は、顧客等の知人数名から多額の金をだまし取り、実刑判決を受けた。A男は、離婚し、両親とも疎遠であったことから、刑事施設仮釈放後に更生保護施設に入所し、6か月間の職業訓練を受けることとなった。担当保護観察官は、厳しい被害感情を踏まえ、被害者の立場を理解させ、現実的で具体的な被害弁償の方法を考えさせることを処遇方針の一つに挙げ、指導に当たることとした。

A男は、更生保護施設入所後、「現時点では被害弁償をすることはできない。それなのに謝罪の手紙を送ればかえって被害者の怒りを買うのではないかと心配している。かといって、生計が安定した後で謝罪しても、それまで連絡がなかったことで不快な思いをさせてしまうと思う。自立した段階で、弁護士等を間に挟んで被害者に直接謝罪するような形がよいのではないかと考えているが、悩んでいる。」といったことを述べた。それ以後、A男は、被害弁償や謝罪を検討したものの、収入に乏しく被害弁償ができない段階では、かえって口ばかりの謝罪となって被害者を憤慨させるのではないかと考え、被害弁償も謝罪もできずにいた。

仮釈放から約1か月後、被害者の一人が心情等伝達制度を利用したため、担当保護観察官は、A男にその結果を伝達した。A男は、神妙な面持ちで覚悟を持って聞いている様子であったが、被害金額全額の返済計画をどう立てたらよいかという悩みを述べた。担当保護観察官は、自分が今できることについて真摯に対応することが必要であり、たとえ小額であっても被害弁償を継続することで誠意を見せるしかないのではないかと説示した。また、担当保護観察官は、できないことをできると伝えることは被害者を更に傷つけることになることから、就労して自立した後は必ず被害弁償を行うように指導した。

仮釈放から約3か月後、担当保護観察官は、A男に対し、被害者二人の心情等を伝達した。A男は、改めて謝罪の気持ちを述べるとともに、できる限り被害弁償に努めたい旨述べた。担当保護観察官は、被害弁償のためにも生活を安定させ、被害者に対して現状が説明できるような生活を送ること、被害者の気持ちを考えながら継続した返済を行っていくことについて指導した。また、A男が問題を抱え込みやすい性格であったことから、更生保護施設入所中は担当保護観察官が相談に乗ること、同施設退所後も一人で問題を抱え込まないような対人関係を築くことが必要であることを説示した。加えて、一人の被害者からは同施設入所中から返済を求められていたことを取り上げ、その理由について本人に考えさせた上で、実際に詐欺の被害を受けた被害者は、言葉だけでは信じられないこと、被害者に対する謝罪の言葉や手紙も大切であるが、何よりも行動で示していくことが重要であることを指導した。

A男は、「本来なら面と向かって謝罪するのが筋であり、きちんとした対応をするためにも刑が終了してから被害者に連絡しようと考えていた。」と述べていたが、被害者の心情等を知ったこともあり、更生保護施設入所中に被害弁償を行うことを決断し、同施設入所から約5か月後、二人の被害者に対して謝罪文と弁償金を送付した。A男は、「被害者から今後厳しいことを言われるかもしれないが、それだけ大きなことをしたのだということを痛感している。今後も丁寧に対応していくしかない。毎月弁償を続けたい。また、今は保護観察官に相

談できるが、期間満了後に相談できる相手も見つけないといけない。」といったことを述べた。担当保護観察官は、A男の被害者に対する気持ちを整理し、被害弁償を継続して実施していけるようサポートすることとした。

A男は、翌月も二人の被害者に対して弁償金を送った。A男は、「現在は少額しか返済できないが、今後収入が増えれば増額したい。できない約束はせず、相手の気持ちを受け止めたい。他の被害者にも同じように弁償できるようにしたい。許してはもらえないが、これからが本当の償いである。」などと述べた。担当保護観察官は、A男が被害者の心情を真剣に考えていると受け止め、誠実に対応すれば気持ちは被害者にも伝わるとA男を励ました。

A男は、6か月の職業訓練終了後間もなく仕事を決め、就職先の寮に転居した。その後も就労を続けながら被害者への弁償金の送金を続け、期間満了により保護観察が終了した。

保護観察所においては、保護観察対象者に対し、自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させることを通じて再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応することを保護観察における指導の柱の一つとしている。そのため、保護観察期間中はもとより、同期間が終了した後も謝罪や被害弁償等を継続して実施できるよう、相談・支援機関となり得る法テラス等の公的機関や専門家を保護観察対象者に紹介したり、これらの機関等と連携した支援体制を整えることが重要である(第2編第5章第3節2項(2)エ参照)。

なお、本事例においては、保護観察対象者からの被害弁償は、保護観察期間が終了した後も金額が増額されて継続されているとのことである。

前章までに各種統計資料に基づいた詐欺事犯の動向や再犯防止に向けた各種施策の実情について概観した。さらに、法務総合研究所では、広く詐欺事犯者について、その実態や特性等を明らかにするとともに、特殊詐欺が大きな社会問題となっている情勢を考慮し、特殊詐欺を行った者の実態、特性、処分後の成り行き等を明らかにし、その者の社会復帰を含む効果的な再犯防止対策の検討に役立てることを目的として、詐欺事犯者に関する特別調査を実施し、その結果を分析した。

この章においては、特別調査の内容及び同調査で明らかになった事項について紹介する。

第1節 調査の概要

今回、法務総合研究所では、全国各地の地方裁判所（支部を含む。以下この章において同じ。）において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺（既遂・未遂を問わず、また準詐欺、電子計算機使用詐欺、犯罪収益移転防止法若しくは組織的犯罪処罰法の各違反又はこれらの幫助罪・教唆罪を含み、特殊詐欺（本編第3章第1節1項（3）参照）に該当する恐喝及び窃盗を含む（同項（3）参照）。以下断りのない限り、この章において同じ。）により有罪判決の言渡しを受け、調査時点で有罪判決が確定していた者を調査対象者とした。

その結果、特別調査における調査対象者の実人員は、1,343人（以下この章において「全対象者」という。）であり、この全対象者に関して、全国各地の地方裁判所において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、その後、有罪判決が確定した事件（以下この章において「調査対象事件」という。）について、裁判書等の資料に基づき、調査対象事件の概要、対象者の基本的属性・科刑状況・再犯状況等に関する調査を実施したほか（以下この章において「全対象者調査」という。）、被害状況についても可能な限り調査した。全対象者調査の結果（再犯状況に関するものを除く。）については、次節で紹介する。

全対象者の中で、犯行の手口に特殊詐欺が含まれている者（以下この章において「特殊詐欺事犯者」という。）は、408人であった。特殊詐欺の検挙人員は大都市圏に多い傾向がうかがわれること（**8-3-1-24** 図CD-ROM参照）なども踏まえ、特殊詐欺事犯者のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者（202人、49.5%）については、全対象者調査に加え、刑事確定記録等を用いて、可能な限り、より詳細な調査を行った（以下この章において「確定記録調査」という。）。特殊詐欺事犯者の調査の結果については、本章第3節で紹介する。

さらに、全対象者のうち、全部執行猶予の判決の言渡しを受け、その後、判決が確定した者（以下この章において「全部執行猶予者」という。）については、全対象者調査に加え、その判決の言渡日から平成31年3月31日までの間の再犯に関する調査を実施し、再犯に及んだ者については、その再犯に係る裁判書等の資料に基づいて、調査を実施した（以下この章において「再犯調査」という。なお、再犯調査における「再犯」は、調査対象事件の判決言渡し後に新たに行った犯罪に限る。）。再犯調査における調査対象者の実人員は、84人であった。再犯に関する調査（全対象者調査（再犯状況に関するものに限る。）及び再犯調査）の結果については、本章第4節で紹介する。

第2節 全対象者調査の結果

この節では、特別調査における全対象者（本章第1節参照）の調査結果を基に、調査対象事件（同節参照）の概要、全対象者の特徴、科刑状況等の実態を明らかにする。

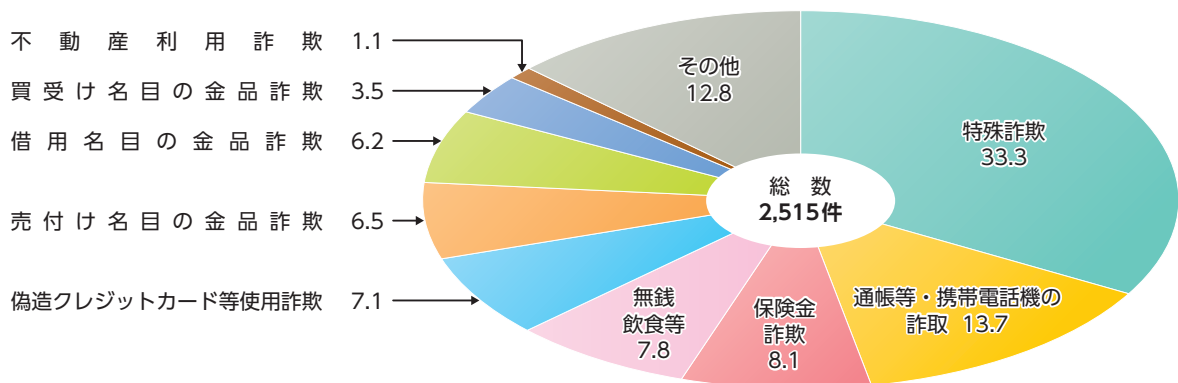
1 調査対象事件の概要

(1) 犯行の手口

調査対象事件における犯行の手口別構成比を見ると、**8-5-2-1図**のとおりである。全対象者の人員は1,343人であるところ、複数件の詐欺を行った対象者が含まれる上、複数の対象者による共犯事件を1件と計上していることから、調査対象事件である詐欺の事件数は、延べ2,515件であった。

調査対象事件総数に占める構成比は、特殊詐欺（33.3%）が最も高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取（13.7%）、保険金詐欺（生活保護、年金、給付金、診療報酬等の不正受給を含む。以下この章において同じ。）（8.1%）、無銭飲食、無銭宿泊及び無賃乗車（以下この章において「無銭飲食等」という。）（7.8%）、偽造又は不正入手したクレジットカードを利用した商品詐欺（以下この章において「偽造クレジットカード等使用詐欺」という。）（7.1%）の順であった。

8-5-2-1図 調査対象事件 犯行の手口別構成比

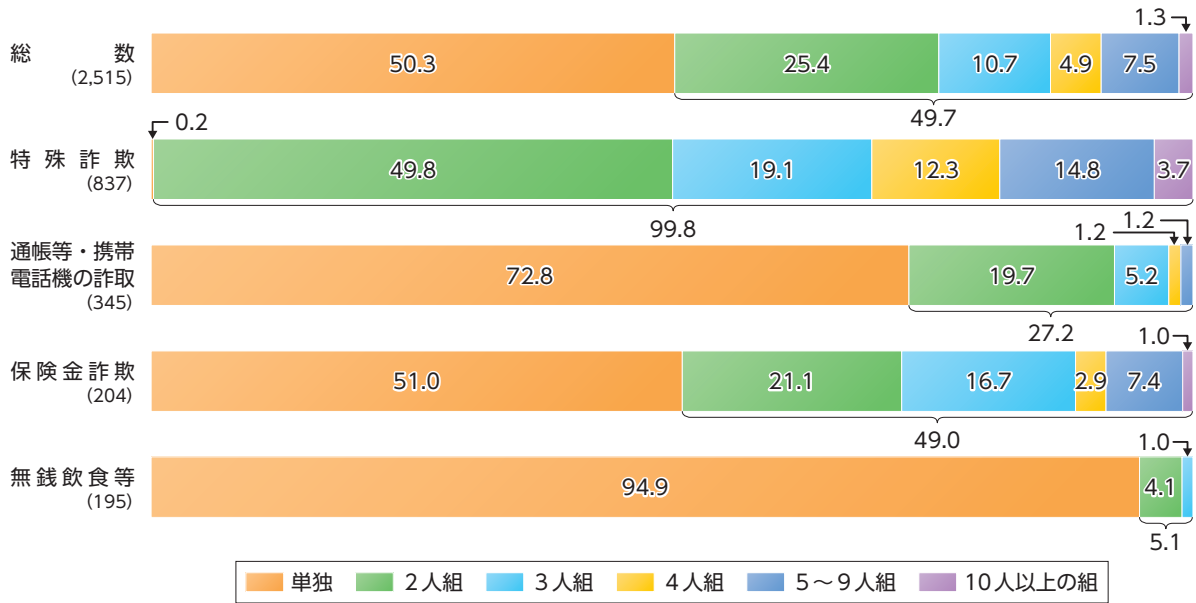


注 法務総合研究所の調査による。

(2) 共犯

調査対象事件における共犯率（共犯による事件数の占める比率）・共犯者数別構成比を総数・犯行の手口別に見ると、**8-5-2-2図**のとおりである。共犯率は、総数では約5割（49.7%）であり、犯行の手口別では、特殊詐欺が99.8%と顕著に高く、次いで、保険金詐欺（49.0%）、通帳等・携帯電話機の詐取（27.2%）、無銭飲食等（5.1%）の順であった。共犯による事件の総数に占める共犯者数別構成比を犯行の手口別に見ると、いずれの手口においても、2人組の構成比が最も高い。特殊詐欺は、2人組が49.8%と最も高く、次いで、3人組（19.1%）、5～9人組（14.8%）、4人組（12.3%）、10人以上の組（3.7%）の順であり、他の手口と比べると、多人数による共犯事件の構成比も高い。なお、氏名不詳の共犯者がいる場合には、裁判書等で「氏名不詳者ら」等と認定されている場合も含めて、氏名不詳の共犯者を「1人」と計上していることから、実際の共犯者数よりも少ない可能性があることに留意を要する。

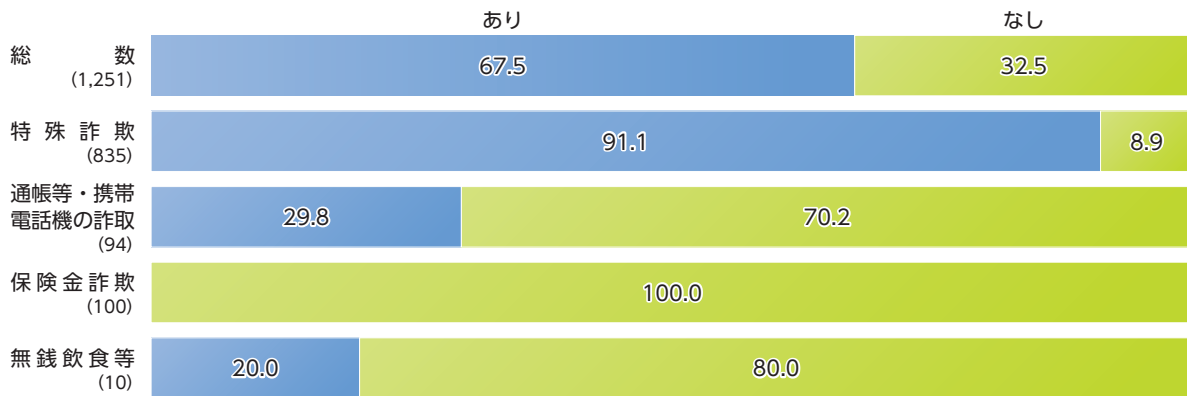
8-5-2-2図 調査対象事件 共犯率・共犯者数別構成比（総数・犯行の手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 氏名不詳の共犯者がいる場合には、裁判書等で「氏名不詳者ら」等と認定されている場合も、氏名不詳の共犯者を1人として計上している。
 3 ()内は、件数である。

調査対象事件のうち共犯者がいる事件について、共犯者に氏名不詳の者が含まれるか否かを総数・犯行の手口別に見ると、8-5-2-3図のとおりである。共犯者に氏名不詳の者が含まれる事件の構成比は、総数では67.5%であり、犯行の手口別では、特殊詐欺は91.1%と顕著に高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取（29.8%）、無銭飲食等（20.0%）であった。保険金詐欺では、共犯者に氏名不詳の者が含まれる事件はなかった。

8-5-2-3図 調査対象事件 氏名不詳の共犯者の有無別構成比（総数・犯行の手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯者がいる事件に限る。
 3 ()内は、件数である。

2 全対象者の特徴

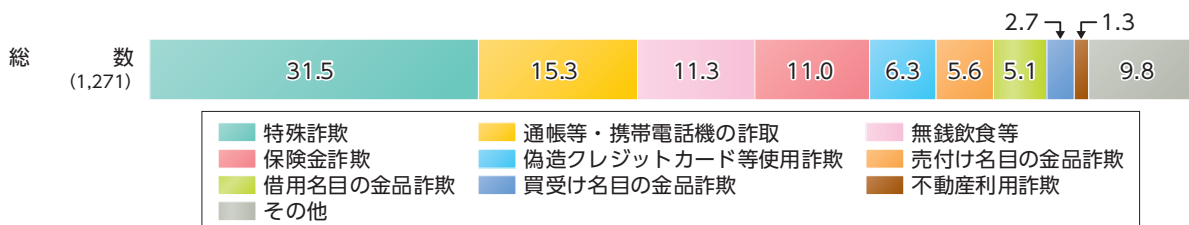
(1) 基本的属性

全対象者の人員は、1,343人（男性1,189人、女性154人）であり、犯行時の平均年齢は、38.5歳（男性38.2歳、女性41.6歳）であった。なお、最低年齢は、男性・女性共に18歳で、最高年齢は、男性77歳、女性80歳であった。

全対象者の総数（1,343人）から、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除いた人員は、1,271人であった。異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者について見ると、無銭飲食等及び借用名目の金品詐取を行った者が5人、通帳等・携帯電話機の詐取及び偽造クレジットカード等使用詐欺を行った者が3人であるなど、いずれの組合せも多くはなかった。なお、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者のうち、その手口に特殊詐欺を含む者について、特殊詐欺以外に行った詐欺の手口を見ると、通帳等・携帯電話機の詐取が2人、偽造クレジットカード等使用詐欺が1人、不動産利用詐欺が1人、その他が4人であった。

全対象者の総数（1,343人）から、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除いた人員（1,271人）について、犯行の手口別構成比を見ると、**8-5-2-4図**のとおりである。特殊詐欺が31.5%（401人）と最も高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取15.3%（194人）、無銭飲食等11.3%（144人）、保険金詐欺11.0%（140人）、偽造クレジットカード等使用詐欺6.3%（80人）の順であった。以下、本章において、犯行の手口ごとの特徴を把握するため、犯行の手口別に全対象者の調査結果を見ることがあるが、その場合には、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除くとともに、該当者数が多かった上位4手口を見ることとする（その他の手口については、CD-ROM参照）。

8-5-2-4図 全対象者 犯行の手口別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
3 ()内は、実人員である。

全対象者（各属性等が不詳の者を除く。）の属性等を総数・犯行の手口別に見ると、**8-5-2-5表**のとおりである。

犯行時の年齢層を見ると、特殊詐欺は30歳未満の者の構成比が56.6%と最も高く、無銭飲食等は50～64歳の者の構成比が34.7%と最も高い。

前科（調査対象事件より前の、道交違反又は道路交通取締法、同法施行令若しくは道路交通取締令の各違反を除く、罰金以上の刑に処せられた事件をいう。以下断りのない限り、この章において同じ。）の有無及びその内容を見ると、特殊詐欺（63.6%）、通帳等・携帯電話機の詐取（62.4%）及び保険金詐欺（62.9%）は、前科を有しない者の構成比が高く、無銭飲食等（52.8%）は、同種前科を有する者の構成比が高かった。

全対象者のうち、確定判決において詐欺以外の罪も認定された者は341人（25.4%）であり、その主な罪名（重複計上による。）は、窃盗（158人）が最も多く、次いで、文書偽造（91人）、薬物犯罪（覚醒剤取締法違反等の違法薬物に関する犯罪。以下この章において同じ。）（58人）、住居侵入（29人）、横領（遺失物等横領を含む。）（25人）の順であった。

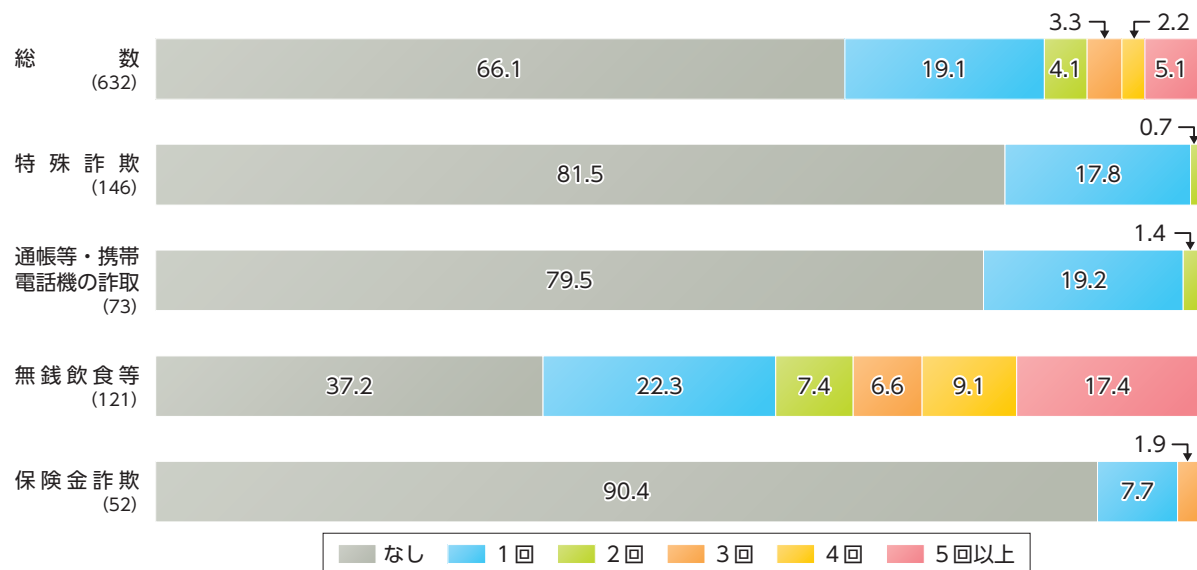
8-5-2-5表 全対象者 属性等別人員（総数・犯行の手口別）

属性等	区分	総数	特殊詐欺	通帳等・携帯電話機の詐取	無銭飲食等	保険金詐欺
性別	男性	1,189 (88.5)	393 (98.0)	145 (74.7)	143 (99.3)	108 (77.1)
	女性	154 (11.5)	8 (2.0)	49 (25.3)	1 (0.7)	32 (22.9)
年齢層	30歳未満	433 (32.2)	227 (56.6)	41 (21.1)	16 (11.1)	42 (30.0)
	30～39歳	346 (25.8)	113 (28.2)	45 (23.2)	30 (20.8)	38 (27.1)
	40～49歳	269 (20.0)	40 (10.0)	54 (27.8)	32 (22.2)	29 (20.7)
	50～64歳	223 (16.6)	19 (4.7)	39 (20.1)	50 (34.7)	25 (17.9)
	65歳以上	72 (5.4)	2 (0.5)	15 (7.7)	16 (11.1)	6 (4.3)
就労状況	有職	554 (41.5)	144 (36.3)	111 (57.5)	11 (7.7)	84 (60.0)
	無職	781 (58.5)	253 (63.7)	82 (42.5)	132 (92.3)	56 (40.0)
居住状況	住居あり	1,074 (80.1)	339 (84.8)	176 (91.2)	57 (39.6)	129 (92.1)
	住居なし	267 (19.9)	61 (15.3)	17 (8.8)	87 (60.4)	11 (7.9)
前科	同種前科あり	214 (15.9)	27 (6.7)	15 (7.7)	76 (52.8)	5 (3.6)
	異種前科あり	418 (31.1)	119 (29.7)	58 (29.9)	45 (31.3)	47 (33.6)
	なし	711 (52.9)	255 (63.6)	121 (62.4)	23 (16.0)	88 (62.9)
刑の種類	実刑	679 (50.6)	270 (67.3)	34 (17.5)	100 (69.4)	35 (25.0)
	保護観察付全部執行猶予	50 (3.7)	12 (3.0)	3 (1.5)	15 (10.4)	1 (0.7)
	単純執行猶予	614 (45.7)	119 (29.7)	157 (80.9)	29 (20.1)	104 (74.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 犯行の手口別は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 「年齢層」は、犯行時の年齢による。ただし、複数の事件がある場合は、そのうちの最初の事件の犯行時の年齢による。
 5 「就労状況」は、判決時による。また、「無職」は、家事従事者を含み、「有職」は、学生・生徒を含む。
 6 「居住状況」は、判決時による。
 7 「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
 8 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない全部執行猶予をいう。
 9 () 内は、各属性等の総数又は犯行の手口別の人員における構成比である。

全対象者（前科を有する者に限る。）について、同種前科の回数別構成比を総数・犯行の手口別に見ると、8-5-2-6図のとおりである。特殊詐欺（81.5%）、通帳等・携帯電話機の詐取（79.5%）及び保険金詐欺（90.4%）は、同種前科を有しない者の構成比が高かったが、無銭飲食等は、同種前科を有しない者の構成比は37.2%にとどまり、同種前科5回以上を有する者の構成比が17.4%に上った。

8-5-2-6図 全対象者 同種前科の回数別構成比（総数・犯行の手口別）



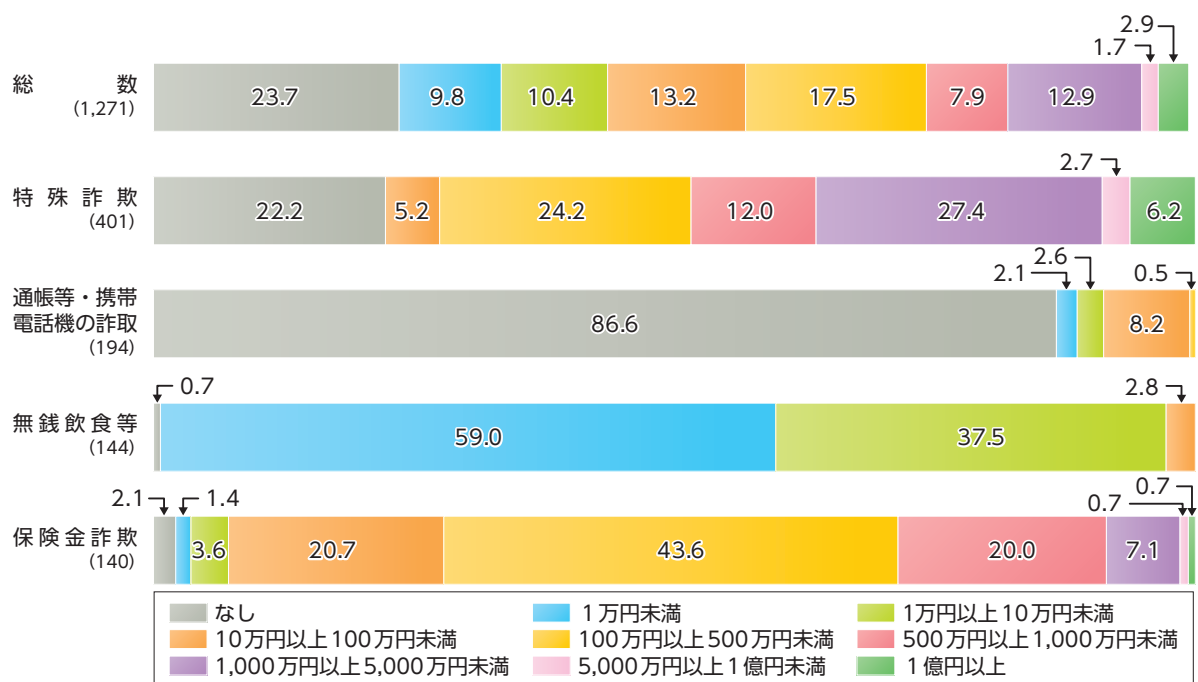
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 前科を有する者に限る。なお、「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
 3 犯行の手口別は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 犯行の態様等

ア 被害額

全対象者（異なる手口で2件以上の詐欺を行っていた者を除く。）について、調査対象事件の詐欺被害額別（1人の対象者が2件以上の詐欺を行っていた場合はその合計金額をいい、複数の対象者による共犯事件については、それぞれの対象者に詐欺被害額を計上している。）構成比を総数・犯行の手口別に見ると、8-5-2-7図のとおりである。特殊詐欺（出し子がATMから引き出した現金を含む。）について、「なし」（22.2%）を除く構成比は、1,000万円以上5,000万円未満（27.4%）の構成比が最も高く、次いで、100万円以上500万円未満（24.2%），500万円以上1,000万円未満（12.0%），1億円以上（6.2%）の順であり、「なし」を除いて10万円未満はいなかった。無銭飲食等（59.0%）は1万円未満の構成比が、通帳等・携帯電話機の詐取（8.2%。なお、詐取した物が携帯電話機やタブレット等の販売価格があるものに限る。）、偽造クレジットカード等使用詐欺（42.5%）及び借用名目の金品詐欺（24.6%）は10万円以上100万円未満の構成比が、買受け名目の金品詐取は1万円未満及び10万円以上100万円未満（それぞれ23.5%）の構成比が、保険金詐欺（43.6%）、及び売付け名目の金品詐欺（25.4%）は100万円以上500万円未満の構成比が、それぞれ最も高かった（CD-ROM参照）。

8-5-2-7図 全対象者 詐欺被害額別構成比（総数・犯行の手口別）

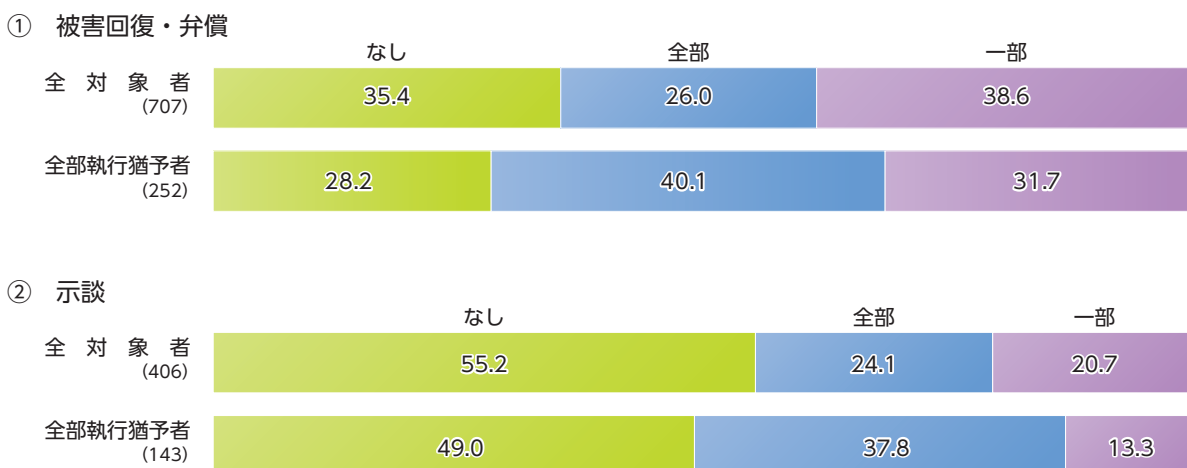


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 未遂事件は、「なし」に含まれる。
 3 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 対象者が2件以上の詐欺を行った場合は、その合計金額である。
 5 同一事件の共犯者がいた場合、対象者ごとに被害額を計上している。
 6 特殊詐欺の被害額は、出し子がATMから引き出した現金を含む。
 7 通帳等・携帯電話機の詐取の被害額は、詐取した物が携帯電話機やタブレット等の販売価格が認定されているものに限る。
 8 ()内は、実人員である。

イ 被害回復・示談

全対象者（既遂事件を行った者に限る。また、被害回復・弁償の有無，示談の有無が不詳の者は、それぞれ除く。）の被害回復・示談別構成比を全対象者・全部執行猶予者別に見ると、**8-5-2-8図**のとおりである。全部執行猶予者のうち全部の被害回復・弁償をした者の構成比（40.1％）は、全対象者のうち全部の被害回復・弁償をした者の構成比（26.0％）を上回った。全部執行猶予者のうち全部の被害者と示談に至った者の構成比（37.8％）は、全対象者のうち全部の被害者と示談に至った者の構成比（24.1％）を上回った。

8-5-2-8図 全対象者 被害回復・示談別構成比（全対象者・全部執行猶予者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 既遂事件を行った者に限る。
 3 ①は、被害回復・弁償の有無が不詳の者，②は、示談の有無が不詳の者をそれぞれ除く。
 4 ②の「一部」は、一部の被害者との間で示談がなされた場合である。
 5 ()内は、実人員である。

ウ 犯行の動機・理由

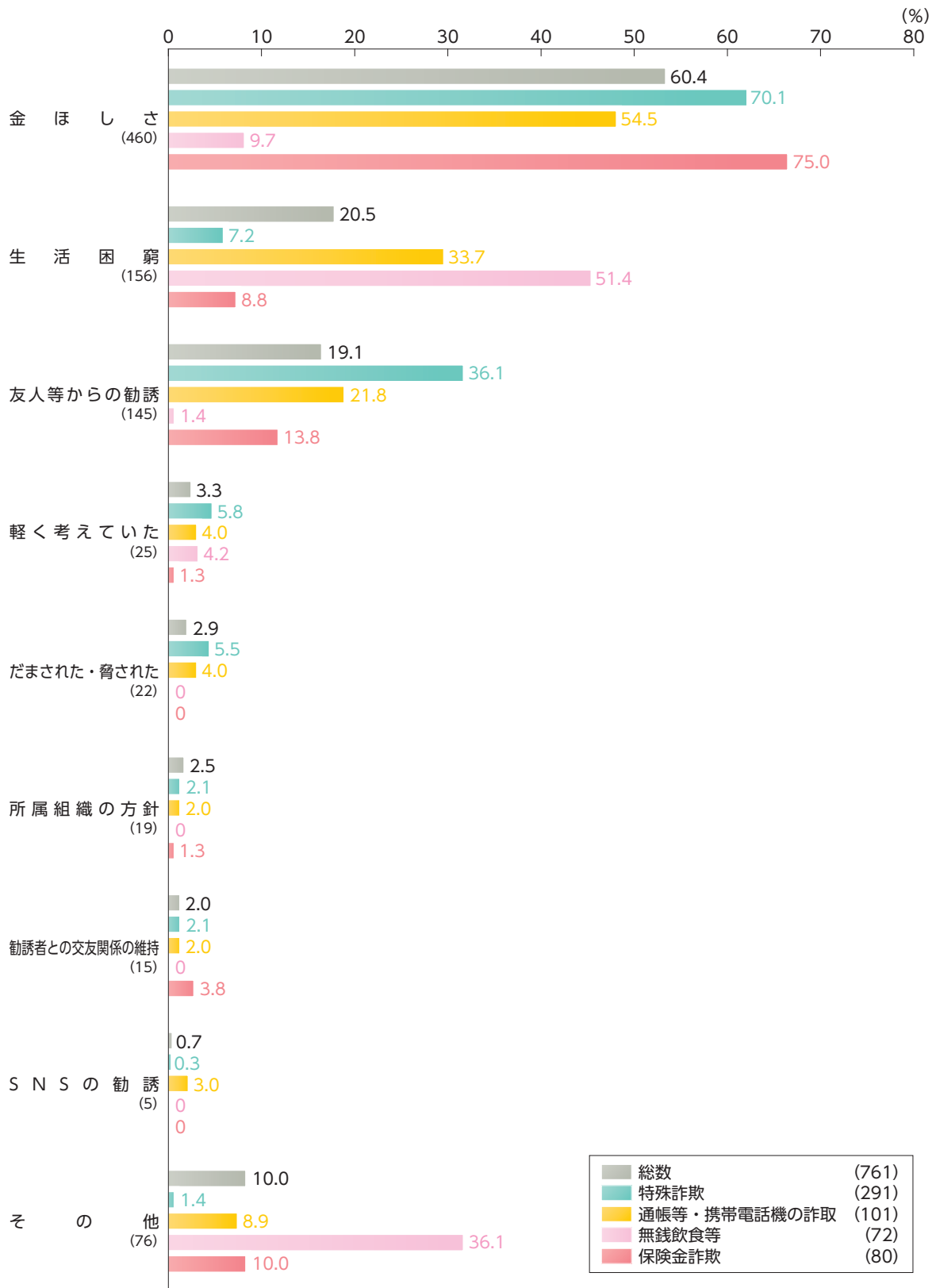
本特別調査においては、（特殊）詐欺に至る動機・理由及び背景事情・原因（以下「動機・背景事情」という。）として想定し得る項目をあらかじめ複数設定した上で、主として、全対象者調査及び再犯調査では、裁判書の記載内容を、確定記録調査では、これに加えて調査対象者の捜査段階及び裁判時における供述内容を基に、犯行に至った動機・背景事情として前記項目に該当するものを選別して集計する調査を行った（重複計上による。以下この章において同じ。）。

全対象者（犯行動機・理由が不詳の者を除く。）が詐欺を行った動機・理由を総数・犯行の手口別・年齢層別に見ると、**8-5-2-9図**のとおりである。

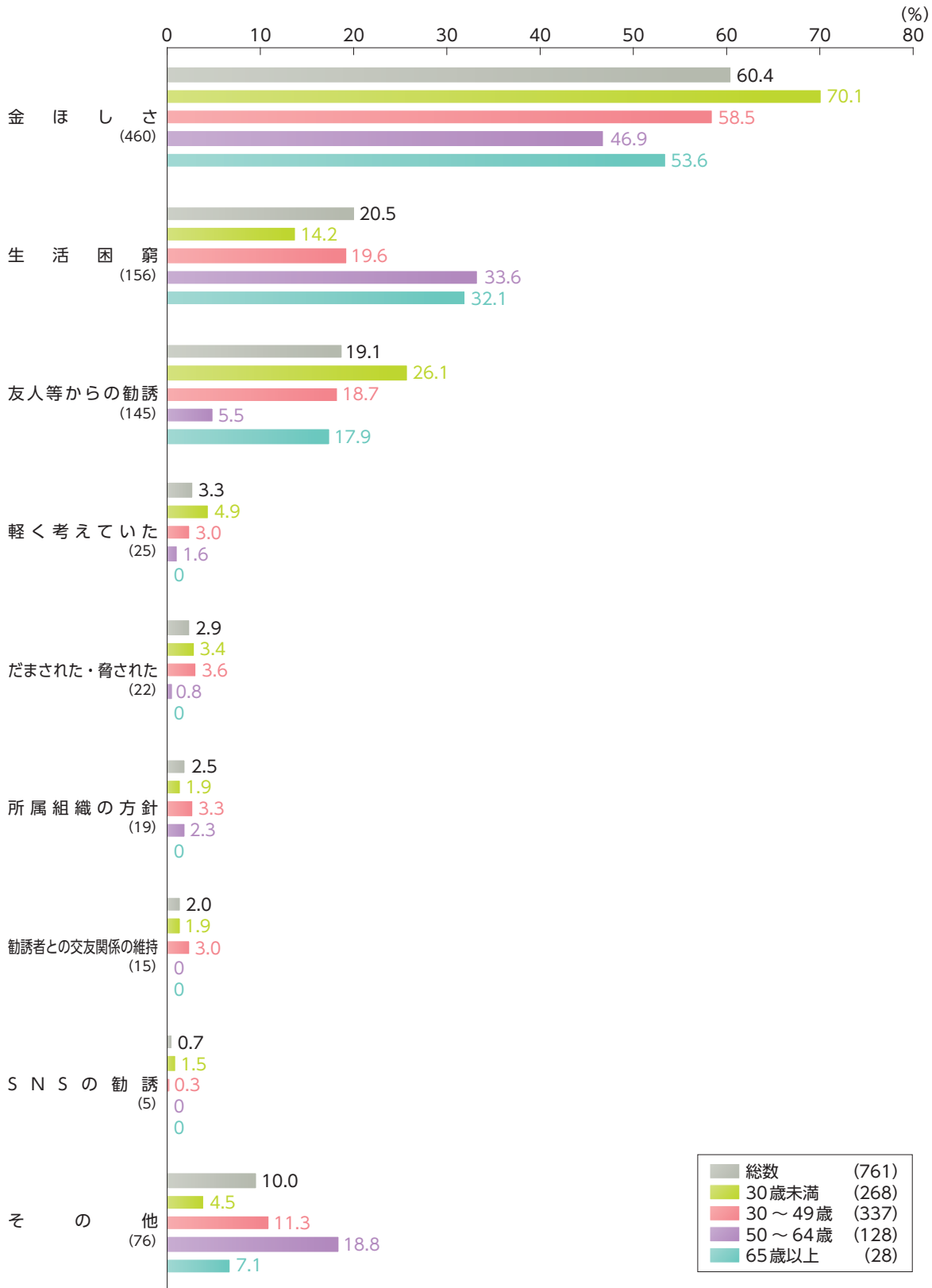
総数では、「金ほしさ」（60.4％）、「生活困窮」（20.5％）、「友人等からの勧誘」（19.1％）、「軽く考えていた」（3.3％）の順に割合が高かった。犯行の手口別に見ると、特殊詐欺では、「金ほしさ」（70.1％）の割合が最も高く、次いで、「友人等からの勧誘」（36.1％）、「生活困窮」（7.2％）の順であったが、他の手口と比べると、「友人等からの勧誘」の割合が高く、「生活困窮」の割合が低かった。また、「軽く考えていた」（5.8％）の割合は、総数（3.3％）及び他の手口より高かった。無銭飲食等では、「生活困窮」（51.4％）の割合が顕著に高く、「金ほしさ」（9.7％）の割合が総数及び他の手口より顕著に低かった。保険金詐欺では、「金ほしさ」（75.0％）の割合が総数及び他の手口より高く、「軽く考えていた」（1.3％）の割合が総数及び他の手口より低かった。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層でも、「金ほしさ」の割合が最も高かった。「金ほしさ」に次いで高い割合を占めたのは、30歳未満の者では「友人等からの勧誘」（26.1％）であったが、その他の年齢層では「生活困窮」であった。特に、50～64歳の者及び65歳以上の者では、動機・理由に「生活困窮」があった者が約3分の1を占めた。

① 犯行の手口別



② 年齢層別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 犯行動機又は理由が不詳の者を除く。
 5 「年齢層」は、犯行時の年齢による。ただし、複数の事件がある場合は、そのうちの最初の事件の犯行時の年齢による。
 6 凡例の（ ）内は、総数、犯行の手口別又は年齢層別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目の該当者の人員である。

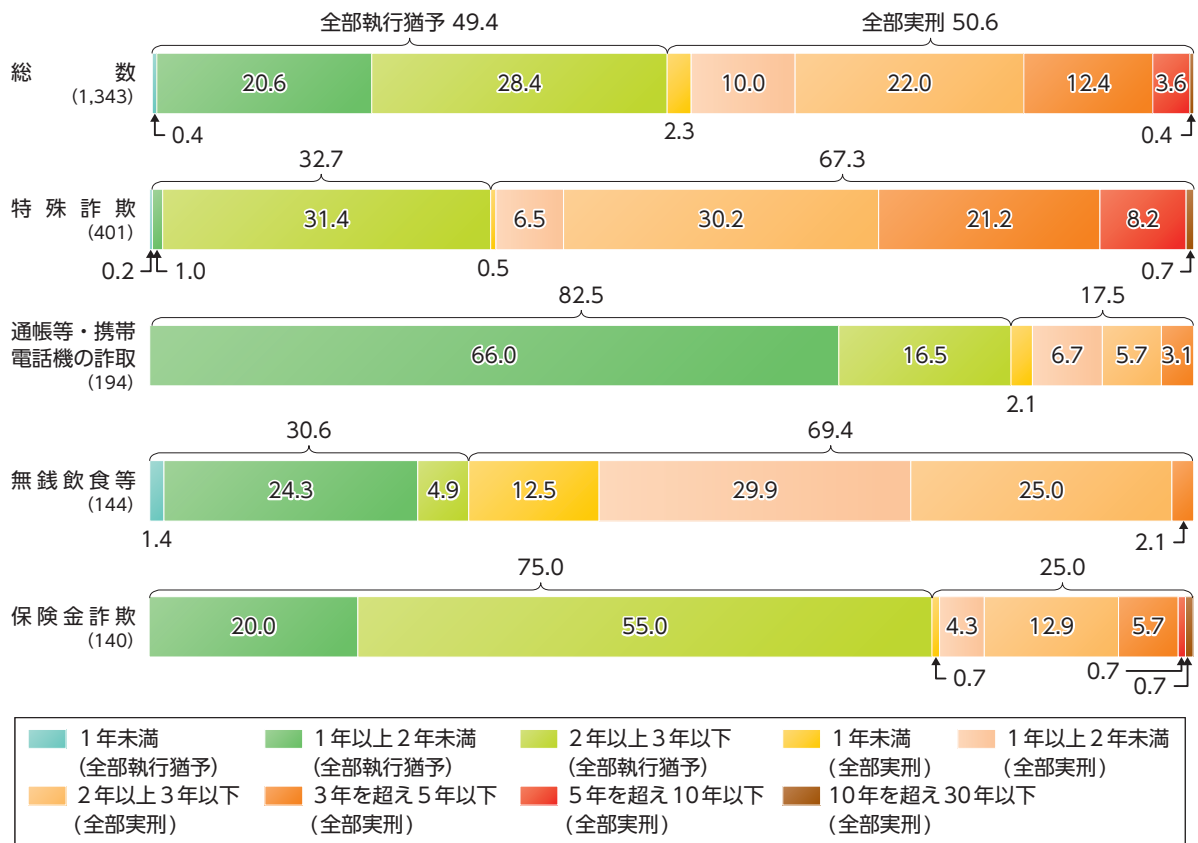
(3) 科刑状況

全対象者に対する有期の懲役の科刑状況別構成比を、総数・犯行の手口別に見ると、**8-5-2-10図**のとおりである。なお、全対象者の中には、詐欺以外の事件も含めて有罪判決を受けたものが含まれていることに留意する必要がある。

総数では、全部実刑の者（なお、一部執行猶予の者はいなかった。）が50.6％、全部執行猶予の者が49.4％であった。全部執行猶予の者のうち保護観察付全部執行猶予の者（50人）は3.7％であった（CD-ROM参照）。全部実刑の者の構成比は、詐欺の令和2年の地方裁判所における全部実刑の者の構成比（47.2％。**8-3-1-36図**参照）とおおむね同程度であった。総数について、実刑の刑期を見ると、2年以上3年以下の者の構成比（22.0％）が最も高く、次いで、3年を超え5年以下の者（12.4％）、1年以上2年未満の者（10.0％）、5年を超え10年以下の者（3.6％）の順であった。全部執行猶予を付された懲役刑の刑期を見ると、2年以上3年以下の者の構成比（28.4％）が最も高く、次いで、1年以上2年未満の者（20.6％）、1年未満の者（0.4％）の順であった。

犯行の手口別に見ると、全部実刑の者の構成比は、無銭飲食等（69.4％）が最も高く、次いで、特殊詐欺（67.3％）、保険金詐欺（25.0％）、通帳等・携帯電話機の詐取（17.5％）の順であった（なお、無銭飲食等は同種前科を有する者の構成比が高いことに留意する必要がある（**8-5-2-6図**参照））。実刑の刑期を見ると、特殊詐欺及び保険金詐欺では、いずれも2年以上3年以下の者の構成比（それぞれ30.2％、12.9％）が最も高く、次いで、3年を超え5年以下の者（それぞれ21.2％、5.7％）の順であり、無銭飲食等及び通帳等・携帯電話機の詐取では、いずれも1年以上2年未満の者の構成比（それぞれ29.9％、6.7％）が最も高く、次いで、2年以上3年以下の者（それぞれ25.0％、5.7％）の順であった。5年を超える者の構成比は、特殊詐欺（9.0％（うち10年を超える者は0.7％））が顕著に高く、次いで、保険金詐欺（1.4％（同0.7％））であった。

8-5-2-10図 全対象者 有期刑（懲役）科刑状況別構成比（総数・犯行の手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行の手口別は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

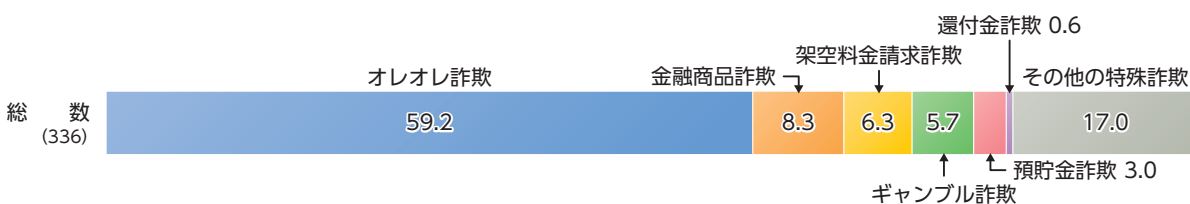
第3節 特殊詐欺事犯者の調査の結果

この節では、特殊詐欺事犯者（本章第1節参照）のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者（以下この節において「確定記録調査対象者」という。）を対象に行った確定記録調査（同節参照）の結果を基に、同対象者が行った特殊詐欺事件の概要、同対象者の特徴、科刑状況等の実態を明らかにする。

1 特殊詐欺事件の概要

確定記録調査対象者の人員は、202人（男性199人、女性3人）であった。確定記録調査対象者が行った特殊詐欺には、1人の確定記録調査対象者が複数件の特殊詐欺を行った場合があるほか（8-5-3-5図参照）、複数の確定記録調査対象者が共に同一の者を被害者とする特殊詐欺を行った場合がある。確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の延べ件数から、被害者や主要な事実等が共通する事件の数を除くと、その件数は336件であった（以下この節においては、特に断りのない限り、確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の延べ件数から、被害者や主要な事実が共通する事件の数を除いたものを「特殊詐欺事件」という。）。特殊詐欺事件の犯行類型別（8-3-1-16表参照）構成比を見ると、8-5-3-1図のとおりである。オレオレ詐欺の構成比（59.2%、199件）が最も高く、次いで、金融商品詐欺（8.3%、28件）、架空料金請求詐欺（6.3%、21件）、ギャンブル詐欺（5.7%、19件）の順であった。融資保証金詐欺、交際あっせん詐欺及びキャッシュカード詐欺盗はなかった。

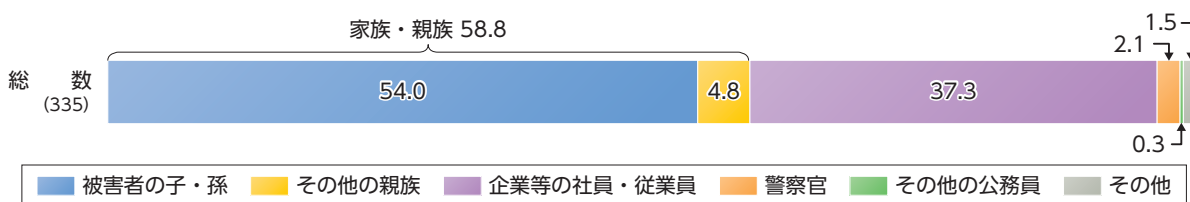
8-5-3-1図 特殊詐欺事件 犯行類型別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、件数である。

特殊詐欺事件（架け子が詐称した身分が不詳のものを除く。）について、架け子（本編第3章第1節1項（3）及び本節2項（1）参照）が詐称した身分（複数の身分を詐称した場合、最初に詐称した身分又は主に詐称した身分）別の構成比を見ると、8-5-3-2図のとおりである。家族・親族を詐称した事件の構成比は、約6割に上っている。個別に見ると、「被害者の子・孫」の構成比（54.0%、181人）が最も高く、次いで、「企業等の社員・従業員」（37.3%、125人）、「その他の親族」（4.8%、16人）の順であり、この三つの身分で96%を超える。

8-5-3-2図 特殊詐欺事件 架け子が詐称した身分別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 架け子が詐称した身分が不詳の事件を除く。
3 複数の身分を詐称した場合、最初に詐称した身分又は主に詐称した身分として計上している。
4 () 内は、件数である。

2 特殊詐欺事犯者（確定記録調査対象者）の特徴

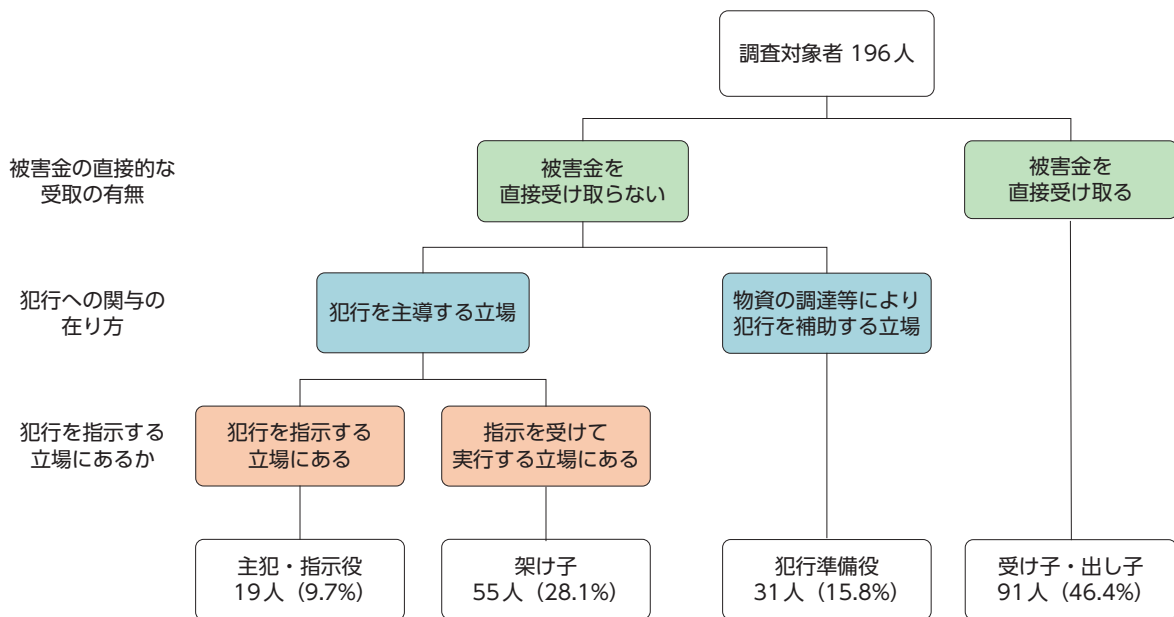
(1) 基本的属性

特殊詐欺の犯行グループは、「主犯・指示役」を中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」、被害者からだまし取るなどしたキャッシュカード等を用いてATMから現金を引き出す「出し子」、犯行に悪用されることを承知しながら、犯行拠点をあっせんしたり、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を調達する「犯行準備役」等が役割を分担し、組織的に犯行を敢行している。

確定記録調査対象者について、その役割に着目し、被害金の直接的な受取の有無、犯行への関与の在り方、犯行を指示する立場にあるかという観点から類型化すると、8-5-3-3図のとおりである。なお、類型化を行った結果、特殊詐欺の役割が不詳の者等が6人いたため、本節において、特殊詐欺の役割類型別で見るときは、これらの者を分析対象から除外した。

確定記録調査対象者（196人）を役割類型別に見ると、被害金を直接受け取る「受け子・出し子」が46.4%を占めた。被害金を直接受け取らない者については、物資の調達等により犯行を補助する立場である「犯行準備役」が15.8%、犯行を主導する立場のうち犯行を指示する立場にある「主犯・指示役」が9.7%、「架け子」が28.1%であった。

8-5-3-3図 特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の役割類型別人員等



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 確定記録調査対象者202人のうち、特殊詐欺の役割が不詳の者等を除く196人で類型化を行った。
 3 ()内は、構成比である。

確定記録調査対象者の属性等を総数・役割類型別に見ると、**8-5-3-4図**のとおりである。

犯行時の年齢層を見ると、総数、「架け子」、「犯行準備役」及び「受け子・出し子」については、いずれも30歳未満の者が過半数を占め、次いで、30歳代の者、40歳代の者の順であったが、「主犯・指示役」においては、30歳代の者（57.9%）が半数を超え、次いで、30歳未満の者（31.6%）、40歳代の者（10.5%）の順であった。また、50歳以上の者（7人）は、全員が「受け子・出し子」であった。

判決時の就労状況を見ると、無職の者（家事従事者を含む。以下この項において同じ。）の構成比は、「主犯・指示役」・「犯行準備役」については、それぞれ52.6%、45.2%である一方、「架け子」については、90.9%と顕著に高かった。

検挙時の婚姻状況を見ると、配偶者がいる者の構成比は、総数及び各役割類型のいずれについても10%台から20%台であり、「架け子」（13.0%）及び「受け子・出し子」（10.1%）は、総数（15.2%）を下回った。

検挙時の前歴を見ると、前歴を有しない者の構成比は、役割類型別では「主犯・指示役」（16.7%）が最も低く、「架け子」（32.1%）が最も高かった。また、同種のものを含む前歴（同種のみ、同種及び異種）を有する者の構成比を見ると、「犯行準備役」（21.4%）及び「主犯・指示役」（16.7%）は、「受け子・出し子」（5.9%）及び「架け子」（3.8%）よりも高かった。

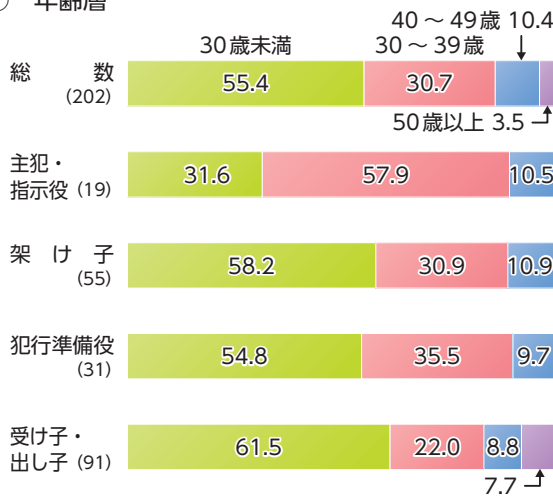
検挙時の保護処分歴を見ると、総数及びいずれの役割類型においても、保護処分歴を有しない者の構成比が60%台から70%台を占めるが、「主犯・指示役」が61.1%と最も低かった。他方、役割類型別に保護処分歴を有する者が占める構成比を見ると、少年院送致歴を有する者の構成比は、「主犯・指示役」（27.8%）が最も高く、保護観察処分歴を有する者の構成比は、「架け子」（20.4%）が最も高かった。

検挙時の暴力団加入状況を見ると、総数では非加入の者の構成比（80.0%）が最も高く、次いで、準構成員・周辺者（11.0%）、構成員（5.2%）、元構成員等（3.9%）の順であった。役割類型別に構成員の構成比を見ると、「主犯・指示役」（23.5%）は、「犯行準備役」（7.7%）及び「架け子」（5.3%）よりも高く、「受け子・出し子」には、構成員がいなかった。また、役割類型別に構成員、準構成員・周辺者及び元構成員等の合計人員の構成比を見ると、「主犯・指示役」（47.1%）及び「犯行準備役」（46.2%）は、いずれも半数近くを占め、「受け子・出し子」（11.4%）及び「架け子」（7.9%）よりも顕著に高かった。

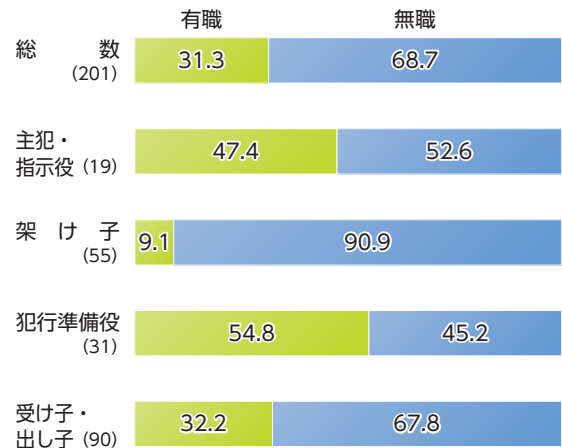
8-5-3-4図

特殊詐欺事犯者 属性等別人員 (総数・特殊詐欺の役割類型別)

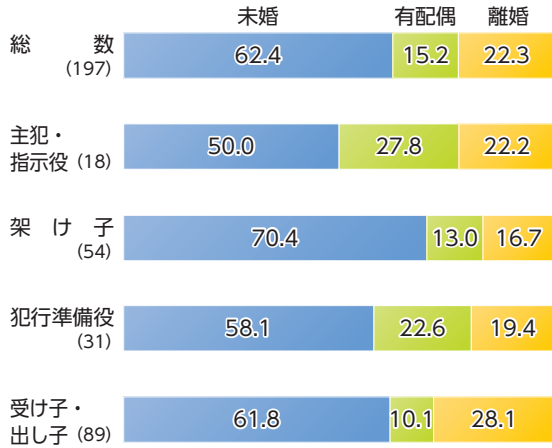
① 年齢層



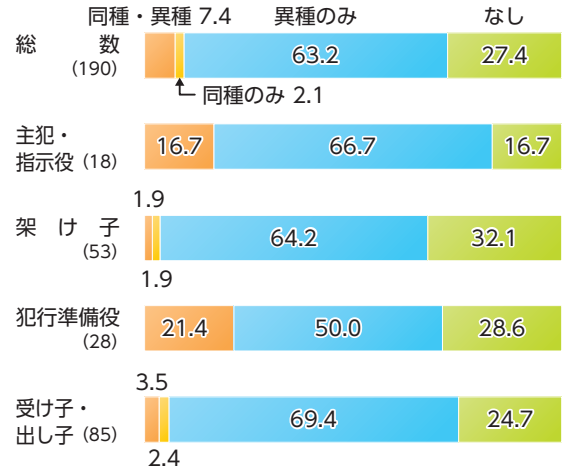
② 就労状況



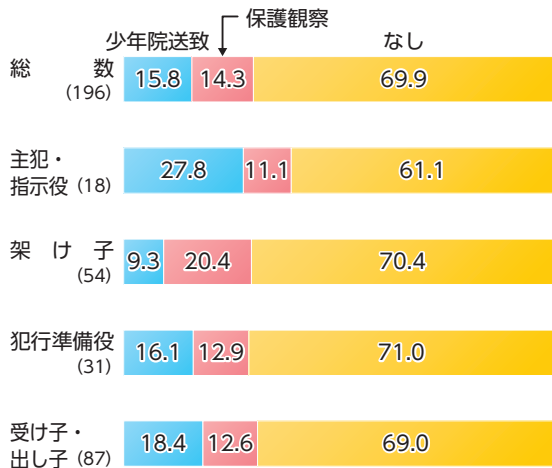
③ 婚姻状況



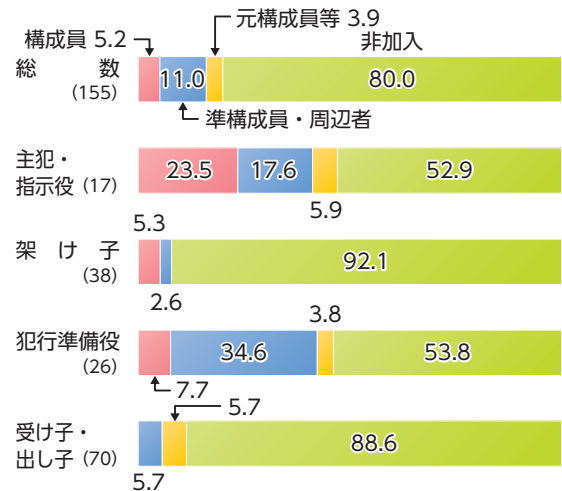
④ 前歴



⑤ 保護処分歴



⑥ 暴力団加入状況



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各属性等が不詳の者を除く。

3 「年齢層」は、犯行時の年齢による。ただし、複数の事件がある場合は、そのうちの最初の事件の犯行時の年齢による。

4 「就労状況」は、判決時のものである。また、「無職」は、家事従事者を含み、「有職」は、学生・生徒を含む。

5 「婚姻状況」は、検挙時のものであり、内縁関係によるものを含む。

6 「前歴」は、検挙時のものである。

7 「保護処分歴」は、検挙時のものである。「保護処分歴」が複数ある場合は、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみがある者はいなかった。

8 「暴力団加入状況」は、検挙時のものであり、「非加入」は、暴力団加入歴があった者を含まない。

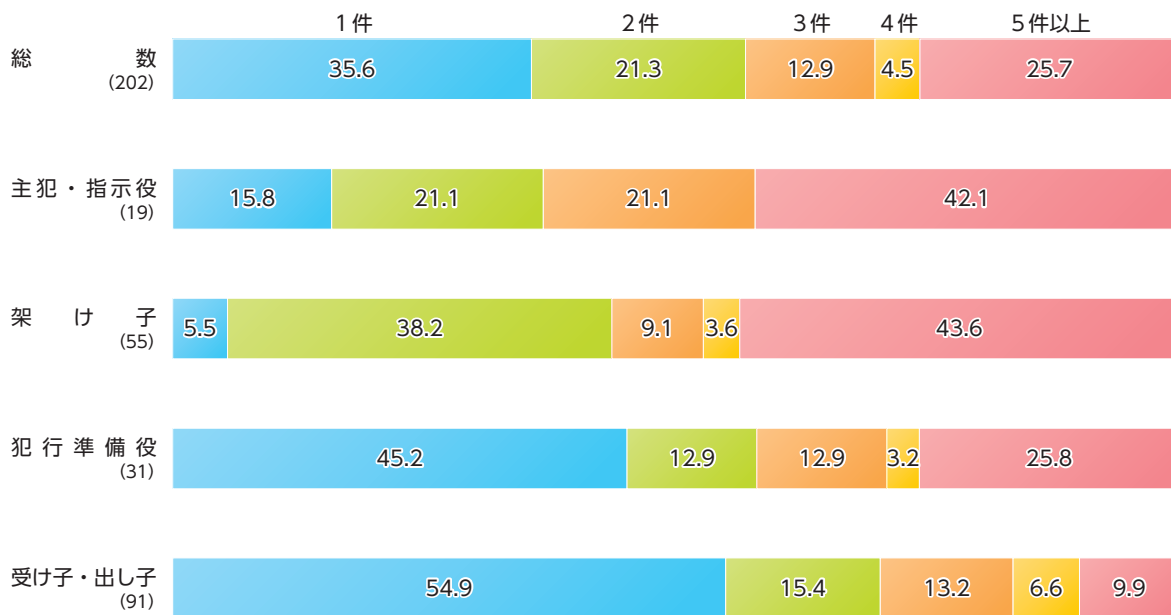
9 各属性等の総数又は特殊詐欺の役割類型別の人員における構成比である。

10 () 内は、実人員である。

(2) 犯行の態様等

確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の事件数（判決時に認定された事件のうち、特殊詐欺に該当する事件の総数をいう。なお、複数の被害者がいる事件は異なる事件として計上している。）別構成比を総数・役割類型別に見ると、**8-5-3-5図**のとおりである。「主犯・指示役」及び「架け子」については、事件数が5件以上の者の構成比が最も高く（それぞれ42.1%、43.6%）、事件数が1件である者の構成比は最も低かった（それぞれ15.8%、5.5%）。他方、「受け子・出し子」及び「犯行準備役」においては、事件数が1件である者の構成比が最も高かった（それぞれ54.9%、45.2%）。

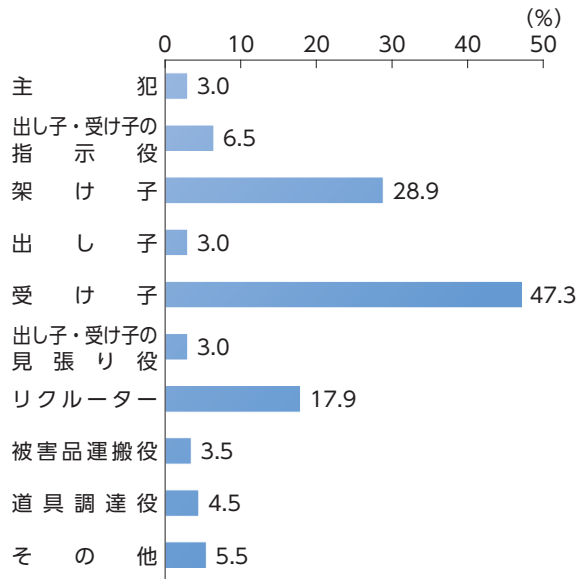
8-5-3-5図 特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の事件数別構成比（総数・特殊詐欺の役割類型別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「特殊詐欺の事件数」は、判決時に認定された事件のうち、特殊詐欺に該当する事件の総数である。なお、複数の被害者がいる場合は、異なる事件として計上している。
 3 () 内は、実人員である。

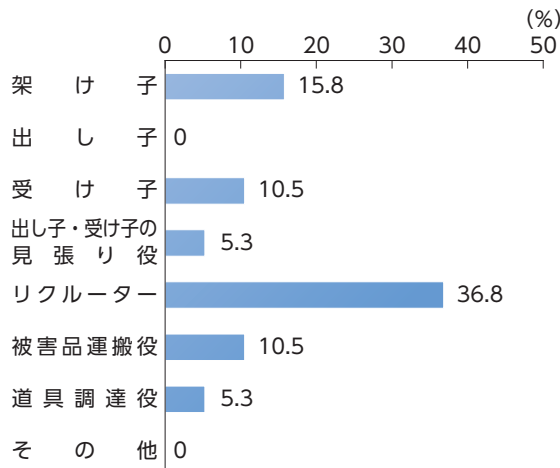
確定記録調査対象者について、それぞれが関与した特殊詐欺事件（確定記録調査に係るものに限らない。）のいずれかにおいて、他に果たした役割（複数ある場合は重複計上する。）を総数・役割別に見ると、**8-5-3-6図**のとおりである。役割別（**同図②**）では、「ア 主犯又は出し子・受け子の指示役」（19人）は、「リクルーター（架け子、受け子、出し子等を犯行グループに勧誘する役割）」（36.8%）、「架け子」（15.8%）、「受け子」（10.5%）、「被害品運搬役」（10.5%）、「出し子・受け子の見張り役」（5.3%）、「道具調達役」（5.3%）の役割を果たしたことがある者がいた。「イ 架け子」（58人）及び「ウ 出し子又は受け子」（97人）は、総じて他に果たした役割がある者の割合は低いですが、その中では、「リクルーター」の経験がある者の割合が最も高かった（前者は5.2%、後者は4.1%）。

① 総数 (201)

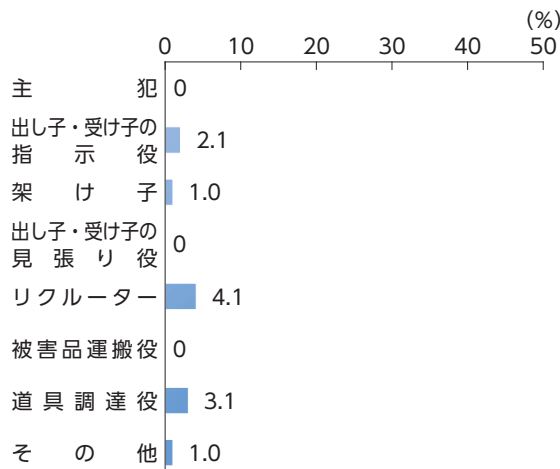


② 特殊詐欺の役割別

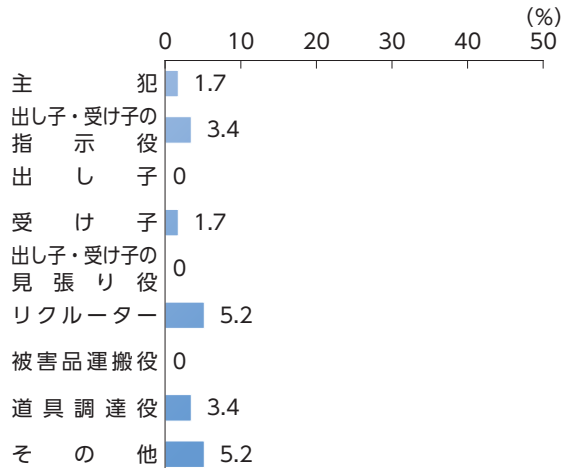
ア 主犯又は出し子・受け子の指示役 (19)



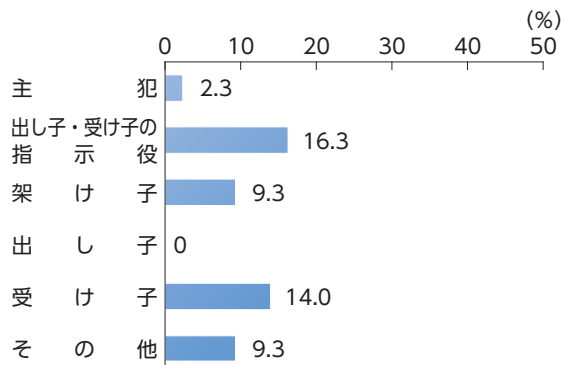
ウ 出し子又は受け子 (97)



イ 架け子 (58)



エ その他 (43)



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 特殊詐欺の役割が不詳の者を除く。

3 ②のウからエは、調査対象者が及んだ特殊詐欺事件のいずれかで、各役割を担ったことがある者を計上している。「エ その他」は、出し子・受け子の見張り役、リクルーター、被害品運搬役又は道具調達役である。

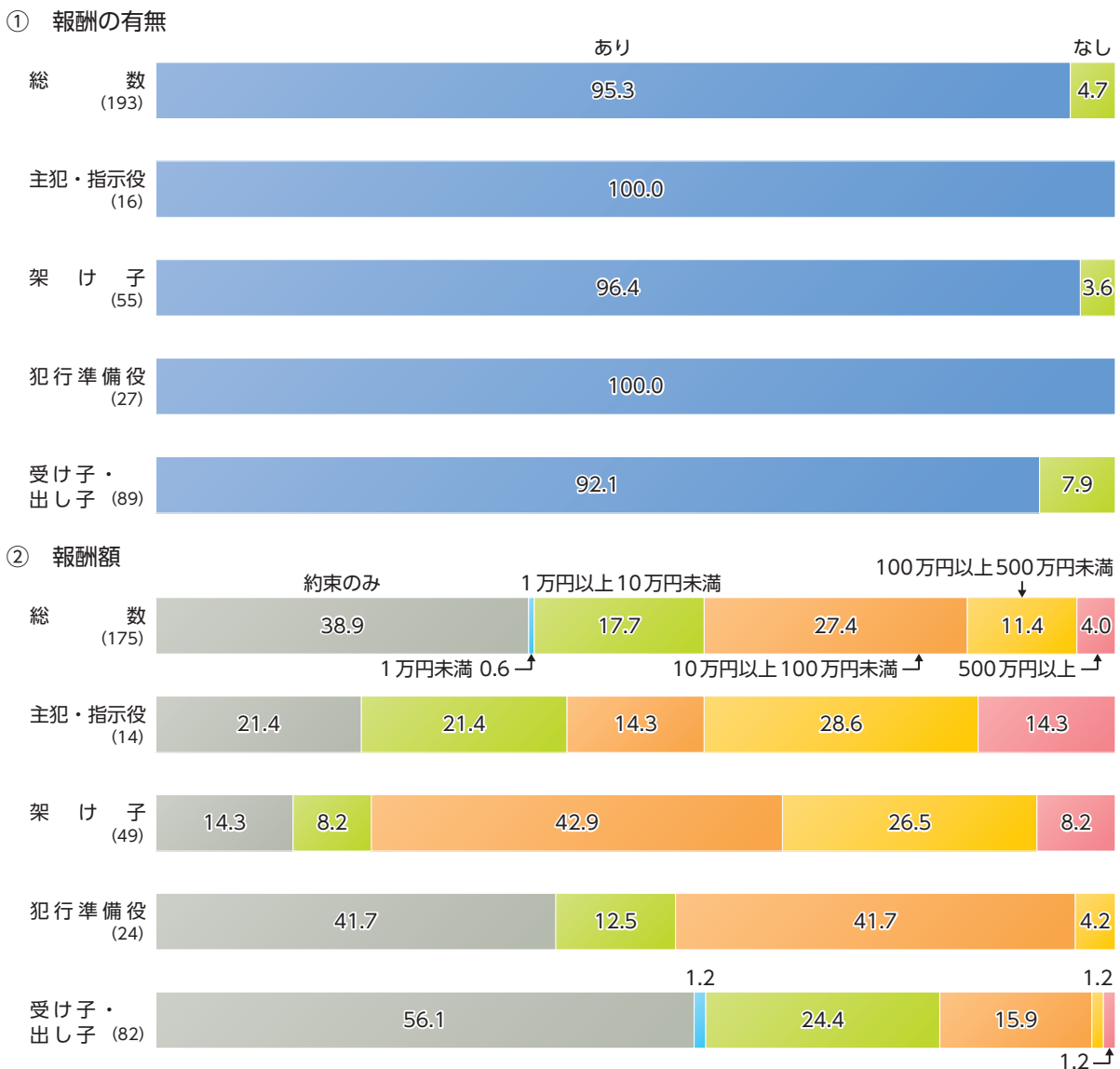
4 各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。

5 ()内は、実人員である。

確定記録調査対象者（報酬の有無が不詳の者を除く。）のうち共犯者がいる者（193人）について、報酬の有無を総数・役割類型別に見ると、8-5-3-7図①のとおりである。「主犯・指示役」及び「犯行準備役」の全員に報酬があり、「架け子」（96.4%）及び「受け子・出し子」（92.1%）のいずれも、報酬があった者の構成比が9割を超えた。

確定記録調査対象者（報酬を受け取った又は受け取る約束をしていた者のうち、報酬額が不詳の者を除く。）のうち共犯者がいる者（175人）について、報酬額（複数の事件がある場合は、各事件の報酬額の合計をいう。）別構成比を総数・役割類型別に見ると、8-5-3-7図②のとおりである。なお、報酬額は、裁判書等の資料から読み取ることのできる最低金額であり、確定記録調査対象者自身の供述等の証拠によることも少なくないと思われる点等に留意する必要がある。報酬額100万円以上の者の構成比は、「主犯・指示役」では42.9%、「架け子」では34.7%であり、「受け子・出し子」では2.4%にとどまった。他方、約束のみ（報酬を受け取る約束をしていたものの、実際には受け取っていないことをいう。）の者の構成比は、「受け子・出し子」では56.1%、「犯行準備役」では41.7%であった。

8-5-3-7図 特殊詐欺事犯者 報酬の有無・報酬額別構成比（総数・特殊詐欺の役割類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件に共犯者がいる者に限る。①は報酬の有無が不詳の者、②は報酬を受け取った又は受け取る約束をしていた者のうち、報酬額が不詳の者を除く。
 3 「報酬額」は、裁判書等の資料から読み取ることのできる最低金額であり、複数の事件がある場合は、各事件の報酬額の合計である。
 4 「約束のみ」は、報酬を受け取る約束をしていたものの、実際には受け取っていないことをいう。
 5 () 内は、実人員である。

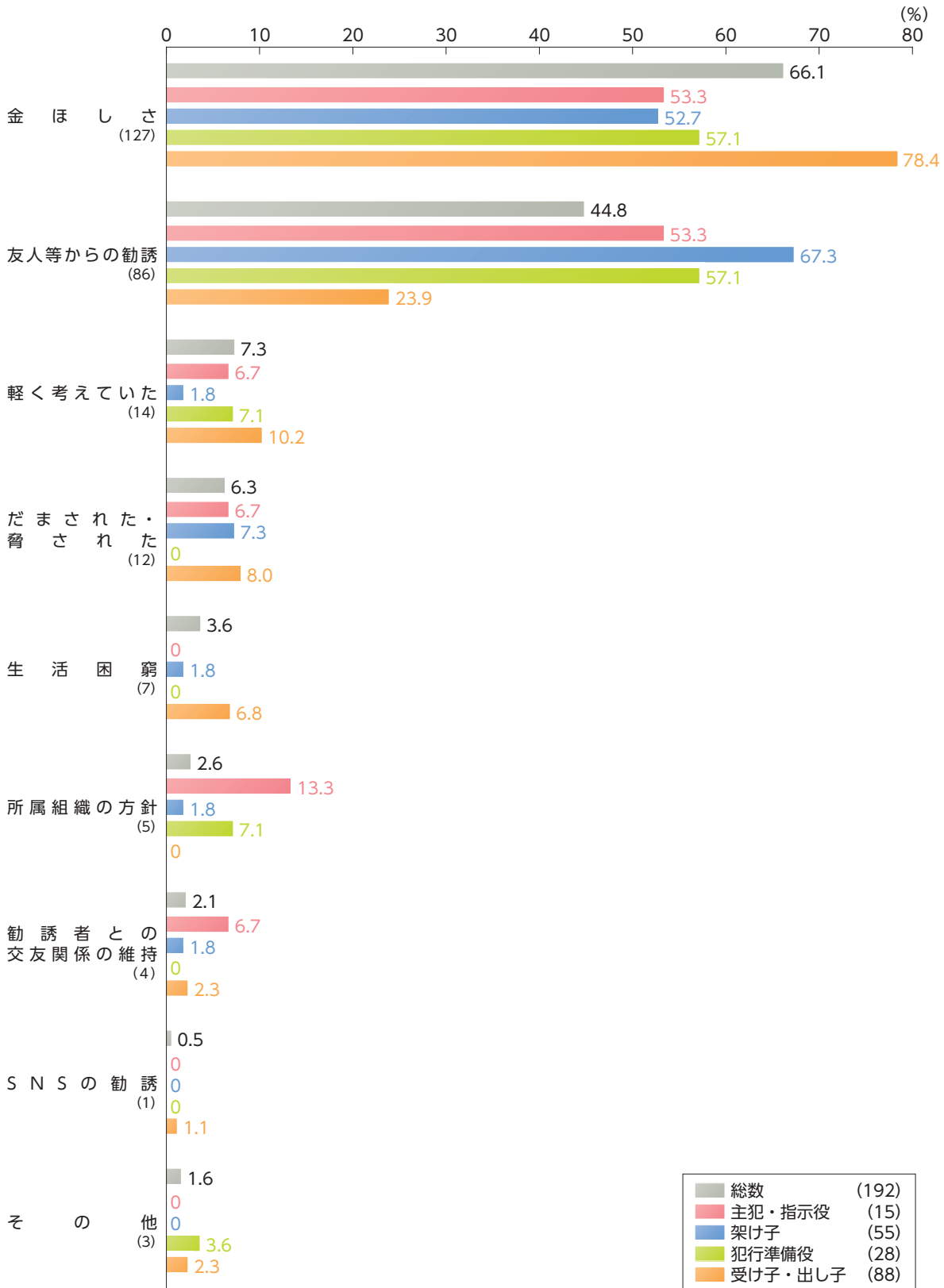
(3) 犯行の動機・背景事情

確定記録調査対象者（犯行の動機・理由が不詳の者を除く。）が特殊詐欺に及んだ動機・理由を総数・役割類型別に見ると、**8-5-3-8**図のとおりである。

特殊詐欺に及んだ動機・理由としては、総数及びいずれの役割類型についても、「金ほしさ」及び「友人等からの勧誘」の割合が突出して高かった。総数及び「受け子・出し子」は、「金ほしさ」の割合が最も高く（総数では66.1%、「受け子・出し子」では78.4%）、「架け子」は、「友人等からの勧誘」の割合が最も高く（67.3%）、「主犯・指示役」及び「犯行準備役」は、「金ほしさ」及び「友人等からの勧誘」の割合が同率で最も高かった（「主犯・指示役」では53.3%、「犯行準備役」では57.1%）。また、「友人等からの勧誘」は、「受け子・出し子」では23.9%であり、総数及び他の役割類型よりも低かった。

「金ほしさ」及び「友人等からの勧誘」を除くと、「主犯・指示役」では「所属組織の方針」の割合（13.3%）が他の役割類型よりも高く、「受け子・出し子」では「軽く考えていた」（10.2%）、「だまされた・脅された」（8.0%）、「生活困窮」の割合（6.8%）が他の役割類型よりも高かった。

8-5-3-8図 特殊詐欺事犯者 犯行動機・理由（総数・特殊詐欺の役割類型別）

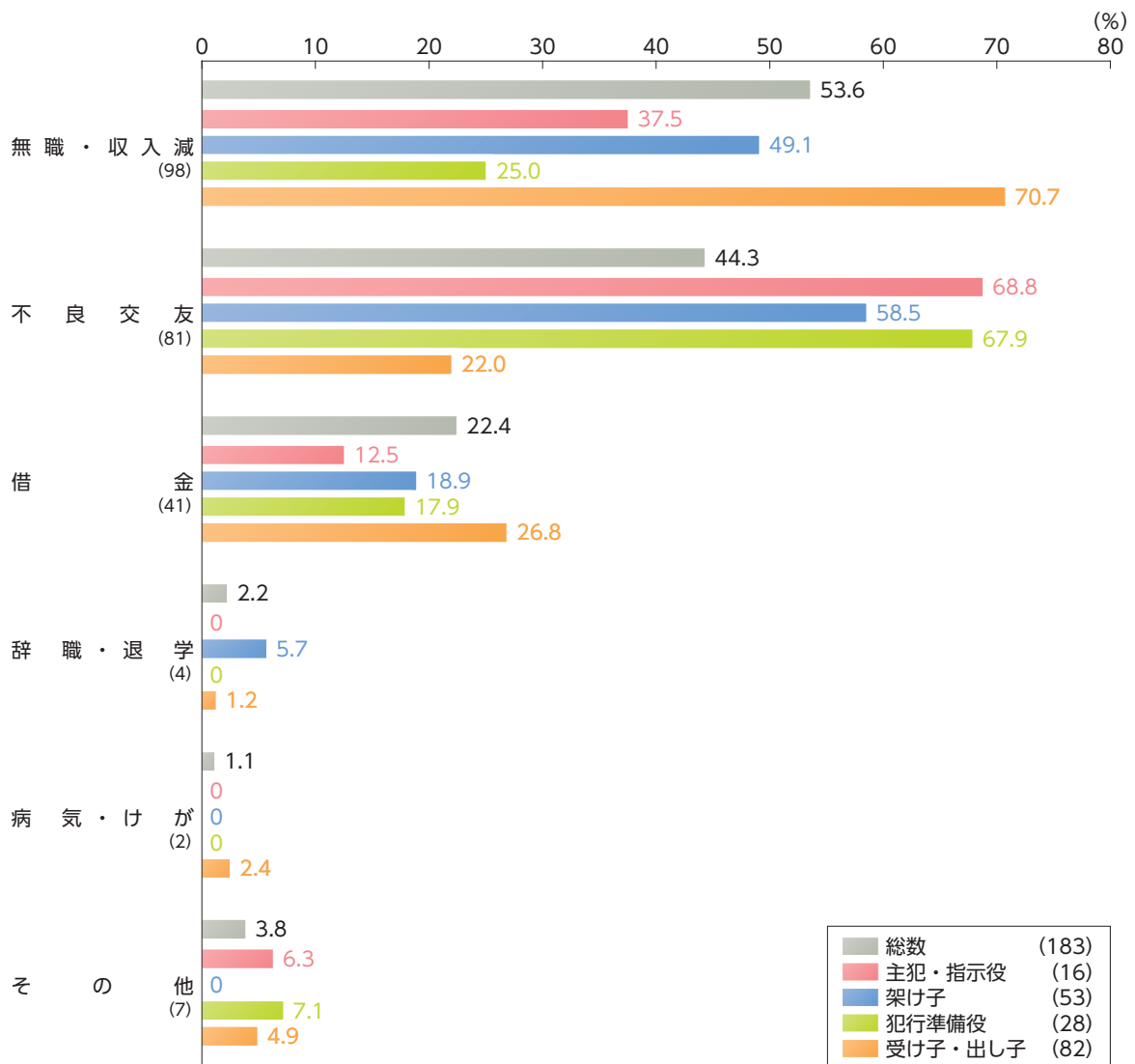


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行動機又は理由が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 凡例の（ ）内は総数又は特殊詐欺の役割類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

確定記録調査対象者（背景事情が不詳の者を除く。）が特殊詐欺に及んだ背景事情を総数・役割類型別に見ると、8-5-3-9図のとおりである。

特殊詐欺に及んだ背景事情としては、総数及びいずれの役割類型においても、「無職・収入減」、 「不良交友」及び「借金」の割合が高く、経済状況や交友状況が背景事情の多くを占めた。役割類型ごとに見ると、「主犯・指示役」、「架け子」及び「犯行準備役」は、「不良交友」、「無職・収入減」、 「借金」の順に高く（「主犯・指示役」では順に68.8%、37.5%、12.5%、「架け子」では58.5%、 49.1%、18.9%、「犯行準備役」では67.9%、25.0%、17.9%）、「受け子・出し子」は、「無職・収入減」（70.7%）が顕著に高く、次いで、「借金」（26.8%）、「不良交友」（22.0%）の順であった。

8-5-3-9図 特殊詐欺事犯者 背景事情（総数・特殊詐欺の役割類型別）



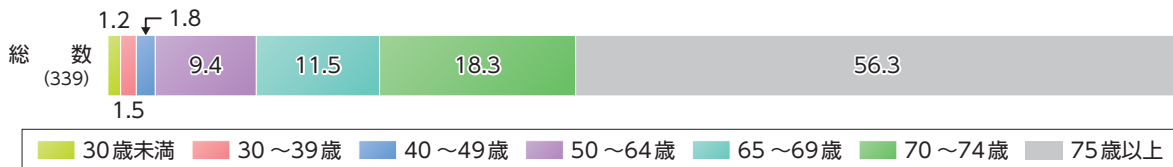
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の背景事情が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 凡例の（ ）内は総数又は特殊詐欺の役割類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

3 被害状況等

(1) 被害者の年齢層

特殊詐欺事件（被害者の年齢が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、事件当時の被害者の年齢層別構成比を見ると、**8-5-3-10図**のとおりである。65歳以上の高齢者の事件（292件）が86.1%であり、特に75歳以上の者の事件（191件）が56.3%を占めた。

8-5-3-10図 特殊詐欺事件 被害者の年齢層別構成比

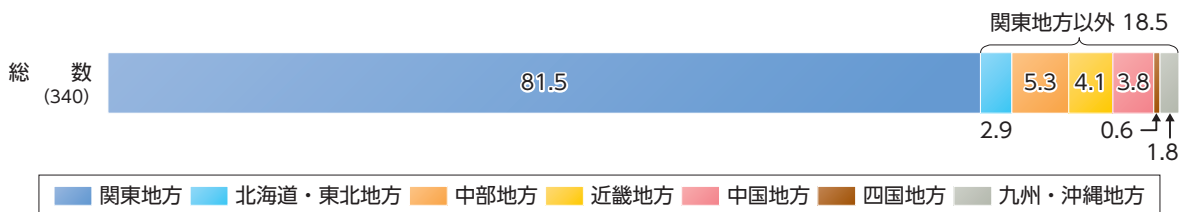


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の年齢が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 事件当時の被害者の年齢による。
 5 () 内は、件数である。

(2) 被害者の居住状況

特殊詐欺事件（被害者の居住地が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、事件当時の被害者の居住地別構成比を見ると、**8-5-3-11図**のとおりである。関東地方の構成比が最も高く（81.5%）、次いで、中部地方（5.3%）、近畿地方（4.1%）、中国地方（3.8%）、北海道・東北地方（2.9%）、九州・沖縄地方（1.8%）、四国地方（0.6%）の順であった。確定記録調査は、特殊詐欺事犯者のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者を対象に行ったものであるが（本章第1節参照）、被害者が関東地方以外の地方に居住する者である事件が約2割を占めた。

8-5-3-11図 特殊詐欺事件 被害者の居住地別構成比

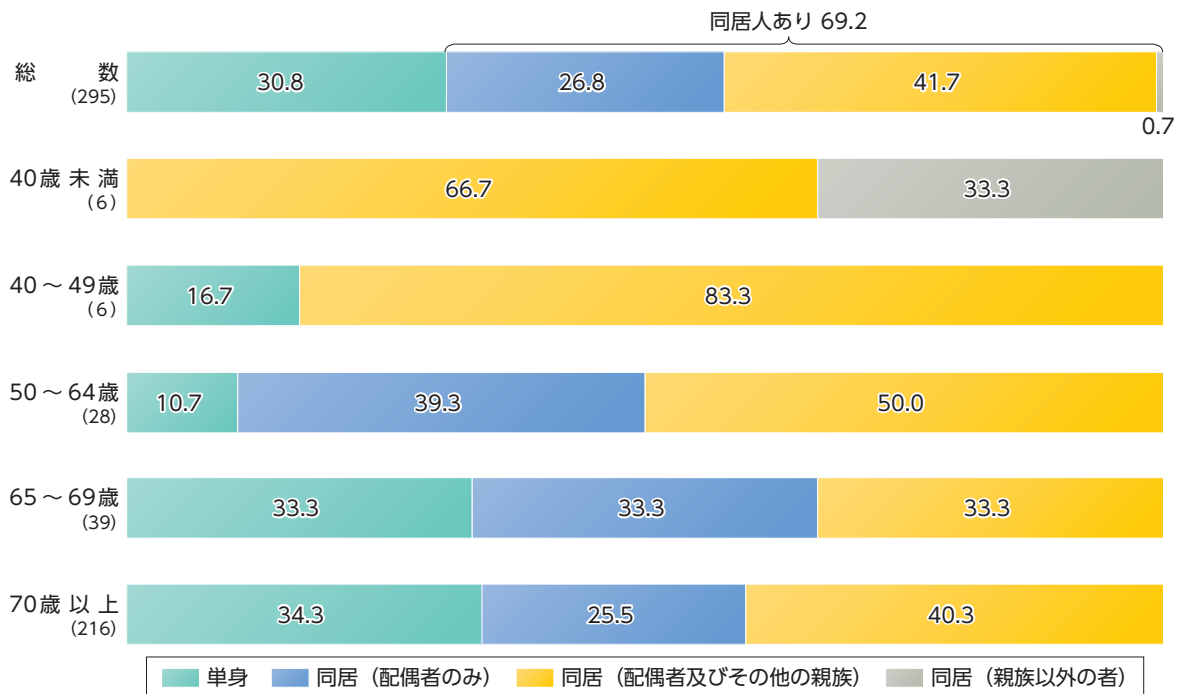


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の居住地が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 事件当時の被害者の居住地による。
 5 「北海道・東北地方」は札幌・仙台、「関東地方」は東京、「中部地方」は名古屋、「近畿地方」は大阪、「中国地方」は広島、「四国地方」は高松、「九州・沖縄地方」は福岡の各高等検察庁管内の都道府県に被害者の居住地がある場合をいう。
 6 () 内は、件数である。

特殊詐欺事件（被害者の同居人の有無及び被害者の年齢が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、被害者が最初に犯人グループと接触したときの被害者の同居人の有無別構成比を総数・被害者の年齢層別に見ると、**8-5-3-12図**のとおりである。総数では、被害者が単身居住であった事件の構成比は、30.8%（91件）であった。被害者に同居人がある事件について、被害者の同居相手を見ると、配偶者及びその他の親族の構成比（配偶者以外の親族のみと同居している場合も含む。）が最も高く（41.7%、123件）、次いで、配偶者のみ

(26.8%, 79件), 親族以外の者 (0.7%, 2件) の順であった。被害者の年齢層別に見ると, 被害者が単身居住であった事件の構成比は, 70歳以上が最も高く (34.3%), 次いで, 65~69歳 (33.3%), 40歳代 (16.7%) の順であった。65~69歳及び70歳以上については, 被害者が単身居住であった事件及び同居相手が配偶者のみの事件の合計が, それぞれ全体の66.7%, 59.7%を占めた。

8-5-3-12図 特殊詐欺事件 被害者の同居人の有無別構成比 (総数・被害者の年齢層別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の同居人の有無及び被害者の年齢が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は, それぞれ計上している。
 4 被害者が最初に犯人グループと接触したときの被害者の同居人の有無による。
 5 事件当時の被害者の年齢による。
 6 「同居(配偶者及びその他の親族)」は, 配偶者以外の親族のみと同居している場合を含む。
 7 () 内は, 件数である。

(3) 犯人からの接触状況

特殊詐欺事件(被害者への最初の連絡方法が不詳の事件を除き, 一つの事件に複数の被害者がいる場合は, それぞれ計上している。)について, 犯人グループから被害者への最初の連絡方法別構成比を見ると, 8-5-3-13図のとおりである。固定電話の構成比(86.2%)が顕著に高く, 携帯電話(7.6%)と合わせて電話によるものが9割を超えた。

8-5-3-13図 特殊詐欺事件 被害者への最初の連絡方法別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者への最初の連絡方法が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は, それぞれ計上している。
 4 () 内は, 件数である。

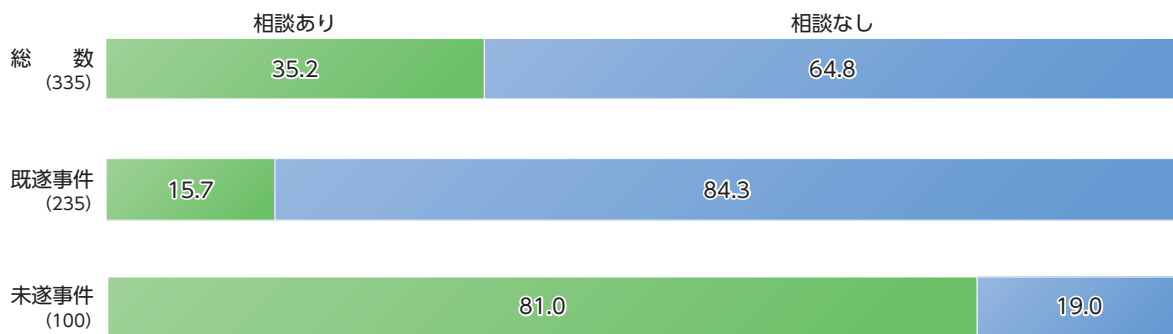
(4) 被害者の相談状況

特殊詐欺事件（被害者の相談の有無が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、被害者が相談（被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すことをいう。以下（4）において同じ。）した状況等を総数、既遂事件・未遂事件別に見ると、8-5-3-14図のとおりである。

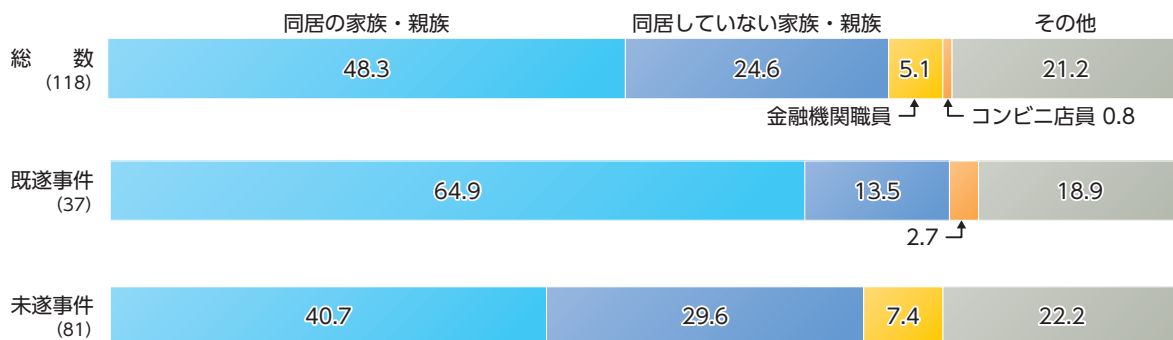
「相談あり」の構成比は、既遂事件では15.7%、未遂事件では81.0%と、顕著な差があった。被害者が相談した事件について、相談した相手の内訳を見ると、既遂事件（37件）は、64.9%が「同居の家族・親族」に相談していたが、金品を詐取されるに至った。未遂事件（81件）は、「同居していない家族・親族」に相談した事件の構成比が29.6%であり、既遂事件（13.5%）よりも高い。また、「金融機関職員」に相談した6人は、全員が未遂事件であった。

8-5-3-14図 特殊詐欺事件 被害者の相談状況（総数・既遂事件・未遂事件別）

① 相談の有無



② 相談した相手



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「相談」は、被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すことをいう。
 3 被害者の相談の有無が不詳の事件を除く。
 4 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 5 ②は被害者が相談した事件に限る。
 6 各項目の総数・既遂事件・未遂事件別の事件数における構成比である。
 7 ()内は、件数である。

特殊詐欺事件のうち未遂事件（一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、最初に詐欺に気付いた者別の構成比を見ると、**8-5-3-15図**のとおりである。

最初に詐欺に気付いた者が被害者自身である事件が過半数（52.0%）を占め、次いで、「同居の家族・親族」（14.0%）、「金融機関職員」（12.0%）、「同居していない家族・親族」（9.0%）の順であった。

8-5-3-15図 特殊詐欺（未遂）事件 最初に詐欺に気付いた者別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 未遂事件に限る。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 () 内は、件数である。

4 科刑状況

確定記録調査対象者について、有期の懲役の科刑状況別構成比を、総数並びに特殊詐欺の事件数別及び役割類型別に見ると、**8-5-3-16図**のとおりである。

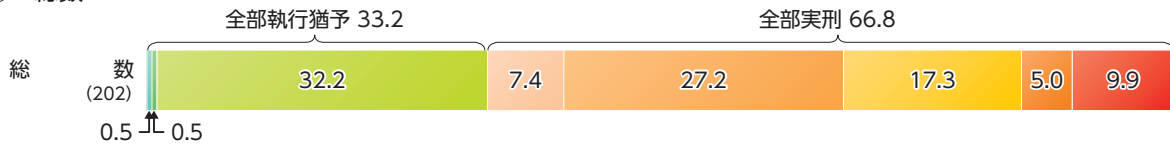
総数では、約3分の1が全部執行猶予の者、約3分の2が全部実刑の者（一部執行猶予の者はいなかった。）であった。令和2年における地方裁判所における詐欺の科刑状況別構成比（全部執行猶予の者52.8%、全部実刑（一部執行猶予を含む。）の者47.2%。**8-3-1-36図**参照）と比較すると、確定記録調査対象者は、全部実刑の者の構成比が高かった（なお、特殊詐欺には、詐欺以外の罪名のものが含まれ得ることに留意する必要がある。）。全部実刑の者の刑期について見ると、2年以上3年以下の者の構成比（27.2%）が最も高く、次いで、3年を超え4年以下の者（17.3%）、5年を超え10年以下の者（9.9%）、1年以上2年未満の者（7.4%）、4年を超え5年以下の者（5.0%）の順であった。

確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の事件数（本節2項（2）参照）別に見ると、事件数ごとに母数が異なること等に留意する必要があるが、全部実刑の者の構成比は、1件では34.7%、2件では72.1%、3件では92.3%、4件では77.8%、5件以上では92.3%であった。全部実刑の者の刑期を見ると、1件から4件までは、いずれも2年以上3年以下の者の構成比が最も高く、次いで、1件から3件までは、3年を超え4年以下の者（1件では1年以上2年未満の者と、3件では5年を超え10年以下の者とそれぞれ同率）の順であった。他方、5件以上では、3年を超え4年以下の者（32.7%）の構成比が最も高く、次いで、5年を超え10年以下の者（25.0%）、4年を超え5年以下の者（17.3%）、2年以上3年以下の者（13.5%）の順であった。他方、全部執行猶予の者の刑期について見ると、2年未満は、特殊詐欺の事件数が1件のものに2人いるのみであり、その余は2年以上3年以下であった。

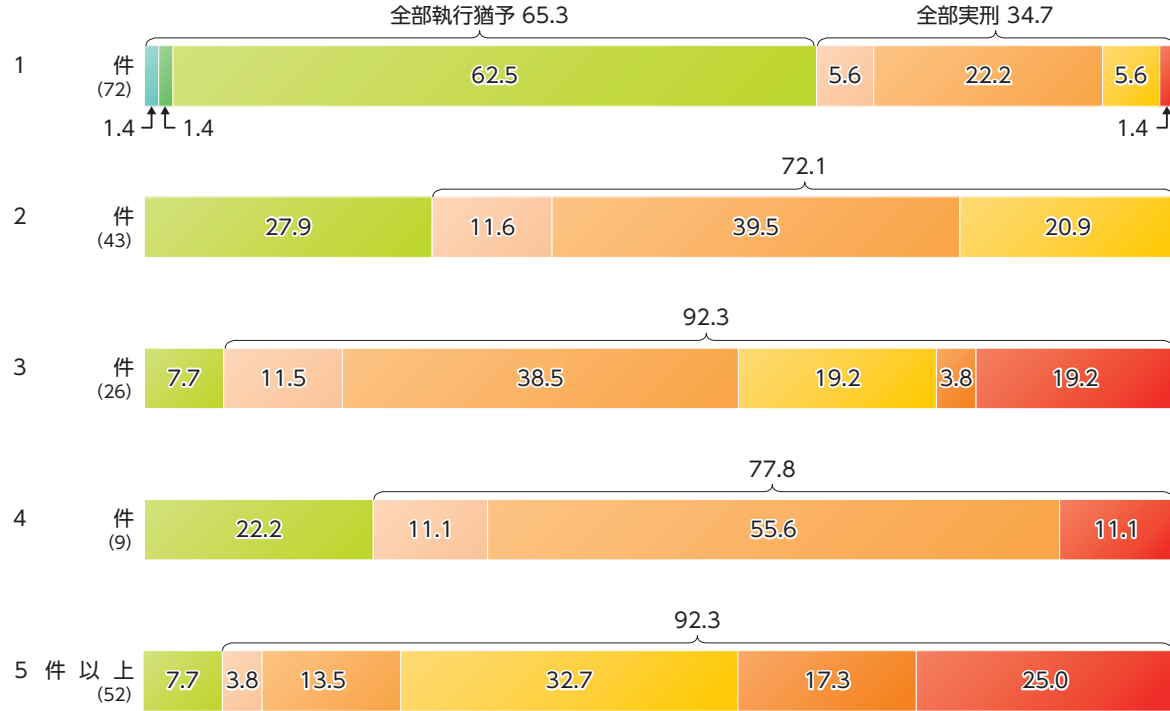
特殊詐欺の役割類型別では、全部実刑の者の構成比は、「主犯・指示役」（84.2%）が最も高く、次いで、「架け子」（83.6%）、「犯行準備役」（64.5%）、「受け子・出し子」（54.9%）の順であった。全部実刑の者の刑期を見ると、5年を超え10年以下の者及び4年を超え5年以下の者の構成比は、「主犯・指示役」、（それぞれ21.1%）が最も高く、次いで、「架け子」（16.4%、7.3%）、「犯行準備役」（16.1%、6.5%）、「受け子・出し子」（1.1%、なし）であった。

8-5-3-16 図 特殊詐欺事犯者 有期刑（懲役）科刑状況別構成比（総数、特殊詐欺の事件数別・役割類型別）

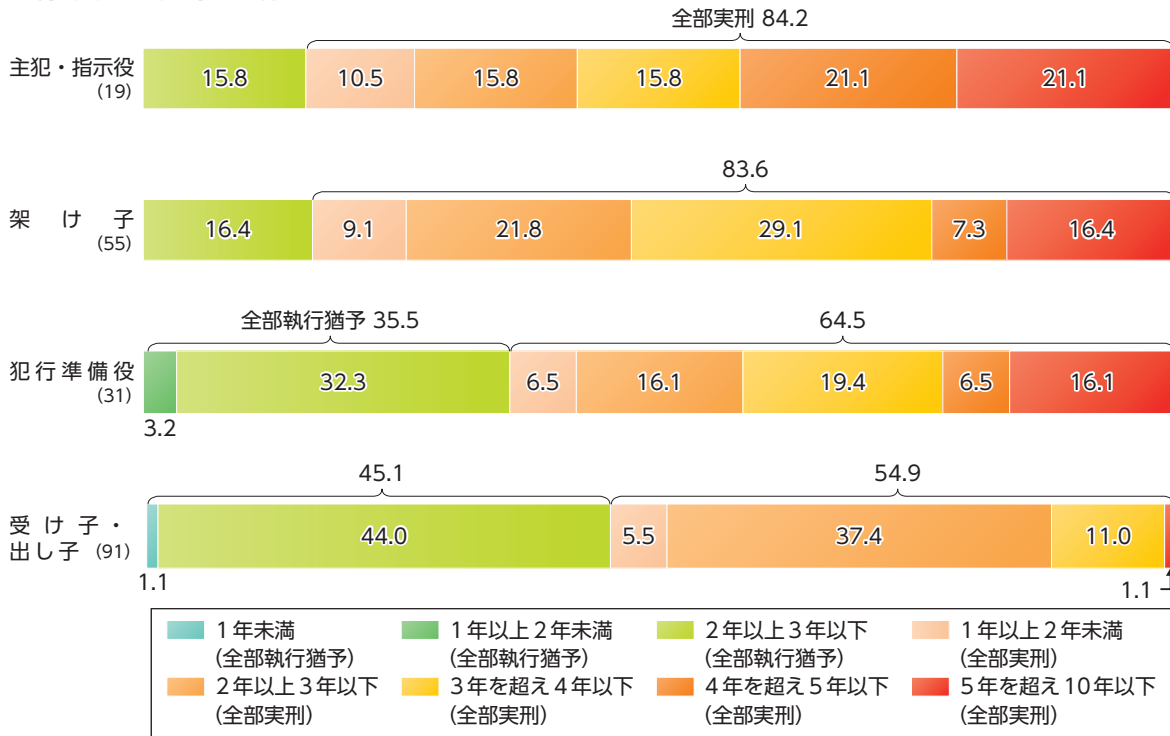
① 総数



② 特殊詐欺の事件数別



③ 特殊詐欺の役割類型別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「特殊詐欺の事件数」は、判決時に認定された事件のうち、特殊詐欺に該当する事件の総数である。なお、複数の被害者がいる場合は、異なる事件として計上している。
 3 () 内は、実人員である。

第4節 再犯に関する調査の結果

この節では、詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因について、全対象者調査（本章第1節参照）及び再犯調査（同節参照）により明らかになった結果を紹介する。まず、1項では、全対象者の再犯状況を概観するとともに、犯行時の年齢、前科のほか、犯行の手口等と再犯の有無との関連について分析した結果を紹介する。2項では、さらに、再犯者の特徴に関する示唆を得るため、全対象者のうち、調査対象事件（同節参照）の判決の言渡しから約3年が経過した時点において再犯に及んだ全部執行猶予者について、再犯の内容や再犯時の生活状況等を紹介する。

1 全対象者調査による再犯の有無

詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因を概観するため、全対象者のうち、調査対象事件の第一審の判決言渡日（上訴した者のうち、上訴審により第一審の実刑判決が破棄されて全部執行猶予判決となった者（17人）は、上訴審の判決言渡日とする。以下この項において同じ。）から4年間に再び有罪判決の言渡しを受けた者（最終的に有罪の裁判が確定した者に限る。）の有無等を見る。全対象者調査における「再犯」とは、罰金以上の刑で再び有罪判決の言渡しを受けて裁判が確定した事件をいう（道交違反又は道路交通取締法、同法施行令若しくは道路交通取締令の各違反により、罰金以下の刑に処せられた事件を除く。）。ただし、全対象者調査は、裁判書等の資料に基づいた調査にとどまっているため、この項における「再犯」には、調査対象事件の裁判確定前の余罪又は調査対象事件により実刑に処せられた者がその受刑中に犯した事件が含まれている可能性があり、厳密な意味での再犯状況ではないことに留意する必要がある。また、同様の理由により、再犯の犯行日を調査することが困難であったため、調査対象事件の第一審の判決言渡日から4年間に、再犯の第一審の判決言渡しを受けていることをもって、再犯に及んだものと判断した。

なお、調査対象事件により全部執行猶予の言渡しを受けた者については、社会内で再犯に及ぶ可能性があった期間（以下この節において「再犯可能期間」という。）を4年間確保できる一方、調査対象事件により実刑に処せられた者の中には、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点においてもいまだ受刑している者がおり、そのような者については再犯に関する調査の対象に含まなかった。さらに、実刑に処せられて受刑し、判決言渡日から4年が経過する前に刑事施設から出所した者についても、出所日が異なることから、再犯可能期間には長短がある。したがって、この項において、全体的な再犯の傾向等を把握するために、出所受刑者・全部執行猶予者別に再犯の状況を見る必要があるが、その場合には、比較する対象者の再犯可能期間が異なっていることに留意する必要がある。

全対象者調査の結果、全対象者1,343人のうち、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除いた1,231人について、再犯の有無別人員を見ると、再犯ありは194人（15.8%）であった。このうち、詐欺による再犯のある者は、74人（再犯ありの38.1%）であった。また、再犯による有罪判決の言渡しを受けた後、2回目の再犯に及び、再び罰金以上の刑で有罪判決の言渡しを受けて裁判が確定した者は、26人（再犯ありの13.4%）であった。

(1) 全対象者

全対象者の再犯の有無別構成比を属性別に見ると、**8-5-4-1図**のとおりである。

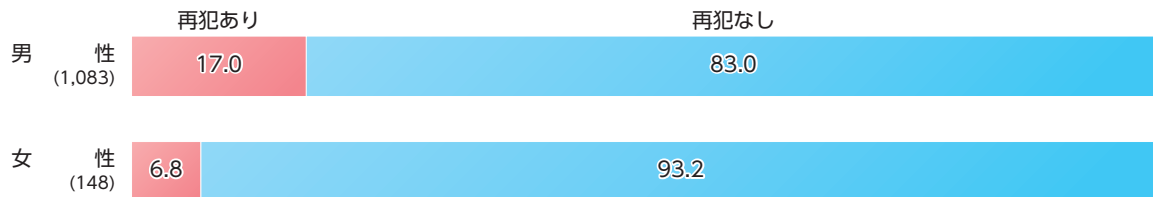
男女別に見ると、女性の再犯ありの構成比は、1割に満たず、男性と比べて低かった。

年齢層別に見ると、再犯ありの構成比は、65歳以上の者が最も高かったが、いずれの年齢層も2割に満たず、その傾向に大きな差はなかった。なお、調査対象事件における犯行時の年齢の平均は、再犯ありの者が39.1歳、再犯なしの者が38.2歳であり、それぞれ最高年齢は、再犯ありの者が75歳、再犯なしの者が80歳、最低年齢は、再犯ありの者が20歳、再犯なしの者が18歳であった。

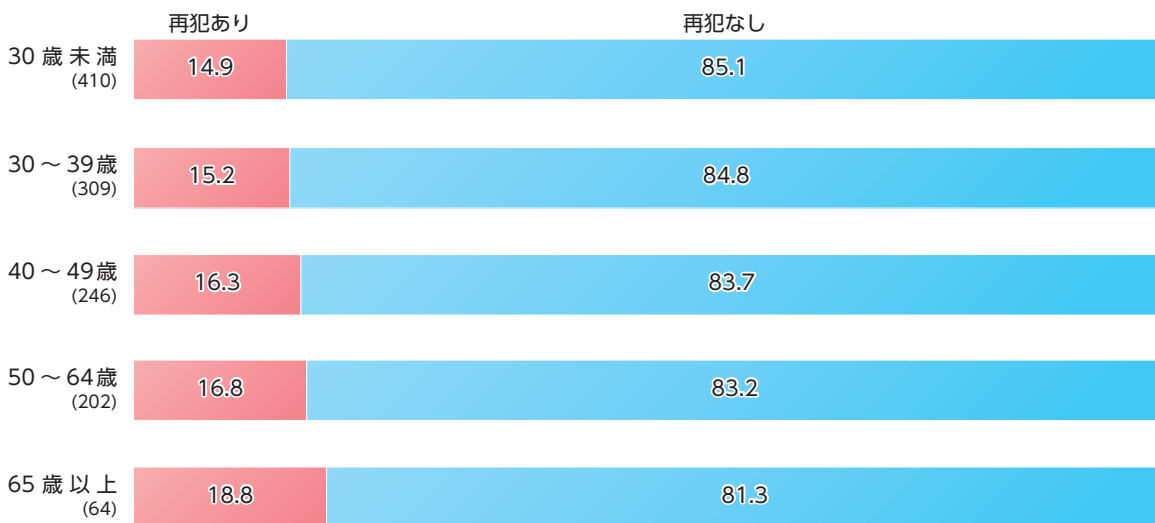
調査対象事件による検挙時の前科の有無別に見ると、前科を有する者の再犯ありの構成比は、前科を有しない者の構成比と比べて顕著に高かった。

8-5-4-1図 全対象者 再犯の有無別構成比（属性別）

① 男女別



② 年齢層別



③ 前科の有無別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
4 「年齢層」は、調査対象事件の犯行時の年齢による。
5 「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
6 ()内は、実人員である。

全対象者の再犯の有無別構成比を、出所受刑者・全部執行猶予者別に見ると、**8-5-4-2図**のとおりである。出所受刑者について、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点までの再犯可能期

間を算出するに当たり、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値（以下この節において「平均再犯可能期間」という。）を求めると、2年弱（687日）であった。全部執行猶予者は調査した再犯可能期間が4年であることも踏まえた上で、再犯の有無別構成比を見ると、出所受刑者の再犯ありの構成比は、2割弱であり、平均再犯可能期間が約半分であるにもかかわらず、単純執行猶予者（保護観察の付かない全部執行猶予の者をいう。以下この節において同じ。）と比べて高かった。また、保護観察付全部執行猶予者の再犯ありの構成比は、4割を超え、単純執行猶予者と比べて顕著に高かった。

8-5-4-2図 全対象者 再犯の有無別構成比（出所受刑者・全部執行猶予者別）

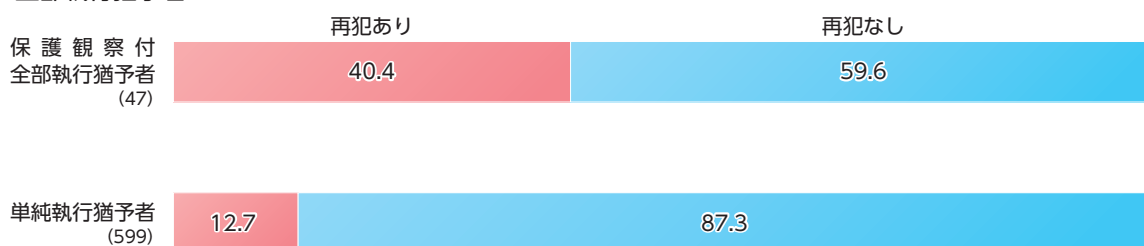
① 全対象者



② 出所受刑者 [平均再犯可能期間：687日]



③ 全部執行猶予者



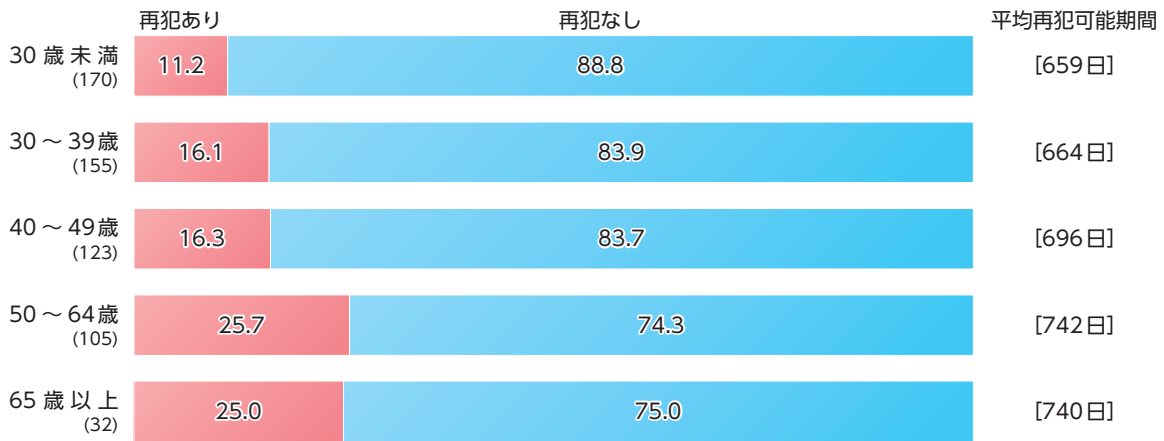
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 4 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点までの期間から、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値をいう。
 5 「単純執行猶予者」は、保護観察の付かない全部執行猶予の者である。
 6 ()内は、実人員である。

全対象者の再犯の有無別構成比を、出所受刑者・全部執行猶予者別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、8-5-4-3図のとおりである。出所受刑者に関しては、再犯可能期間に長短があることを考慮に入れる必要があるが、再犯ありの構成比は、50～64歳の者が最も高く、次いで、65歳以上の者であり、これらの年齢層はいずれも約4人に1人が再犯に及んでいた。30歳未満の者の再犯ありの構成比は、1割程度であり、最も低かった。他方、全部執行猶予者の再犯ありの構成比は、30歳未満の者が2割弱で最も高く、次いで、40歳代の者、30歳代の者、65歳以上の者、50～64歳の者の順であった。

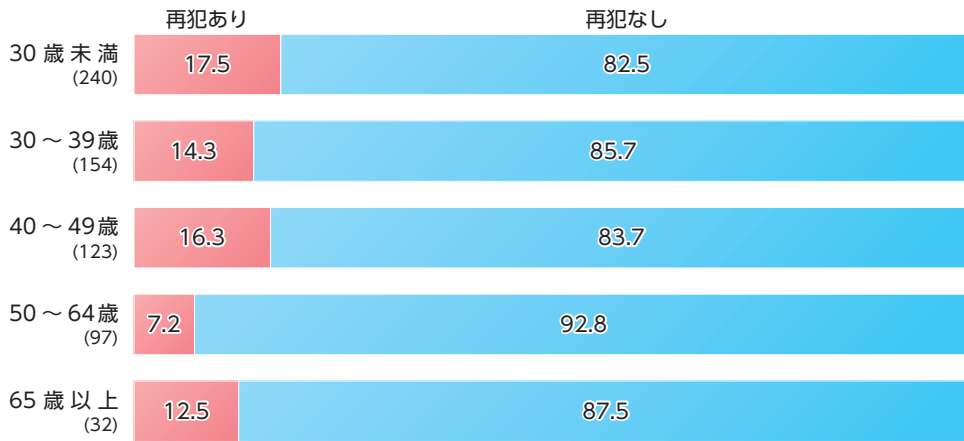
さらに、再犯ありの者について、詐欺の前科の有無別構成比を、出所受刑者・全部執行猶予者別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、出所受刑者は、再犯ありの総数の5割以上が詐欺の前科を有し、特に65歳以上の者（87.5%）、50～64歳の者（74.1%）、40～49歳の者（70.0%）の各年齢層に占める詐欺の前科を有する者の構成比は、いずれも7割以上であった。全部執行猶予者は、再犯ありの総数の1割弱が詐欺の前科を有し、特に65歳以上（50.0%）の年齢層に占める詐欺の前科を有する者の構成比は顕著に高かったが、その他の年齢層の構成比はいずれも1割に満たなかった。

8-5-4-3図 全対象者 再犯の有無別構成比（出所受刑者・全部執行猶予者別，年齢層別）

① 出所受刑者



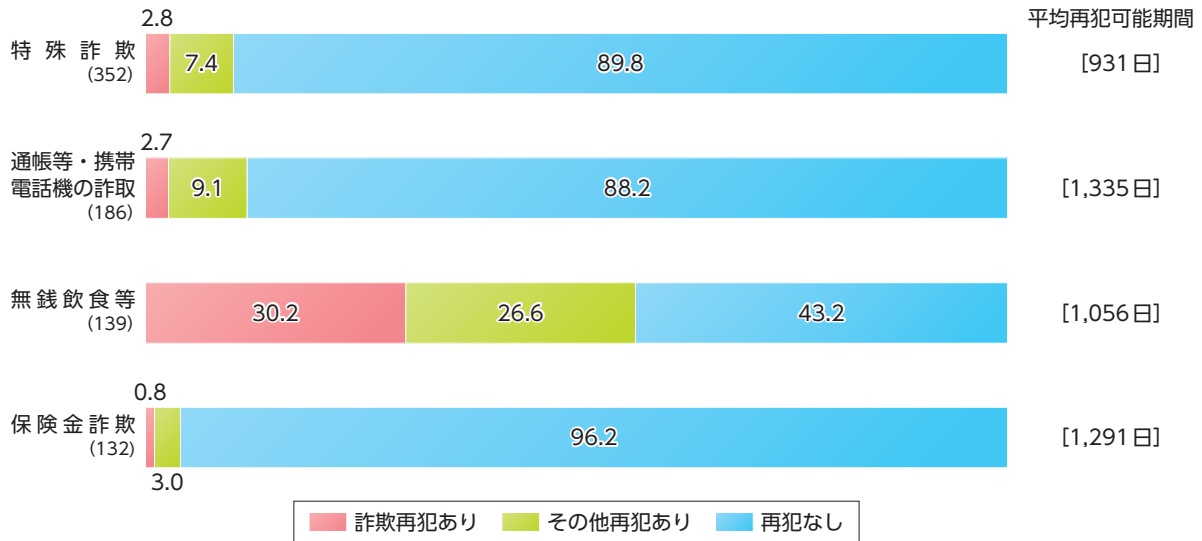
② 全部執行猶予者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 4 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点までの期間から、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値をいう。
 5 犯行時の年齢による。
 6 ()内は、実人員である。

全対象者の再犯の有無別構成比を、犯行の手口別に見るとともに、これを詐欺再犯・その他再犯（「詐欺再犯」は、再犯の判決罪名に詐欺を含むものをいい、「その他再犯」は、再犯の判決罪名が詐欺以外のものをいう。）別に見ると、8-5-4-4図のとおりである。出所受刑者に関しては、再犯可能期間に長短があることを考慮に入れる必要があるが、再犯ありの構成比は、無銭飲食等が5割を超えて顕著に高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取（11.8%）、特殊詐欺（10.2%）の順であり、保険金詐欺（3.8%）が最も低かった。詐欺再犯ありの構成比は、無銭飲食等が最も高く、次いで、特殊詐欺、通帳等・携帯電話機の詐取の順であった。ただし、犯行の手口別の再犯ありの構成比を見るに当たっては、犯行の手口によって、調査対象事件で実刑に処せられた者の構成比（無銭飲食等69.4%、特殊詐欺67.3%、保険金詐欺25.0%、通帳等・携帯電話機の詐取17.5%。犯行の手口別の刑の種類別構成比については、8-5-2-5表参照）や調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点においても受刑中の者の割合（特殊詐欺11.2%（30人）、保険金詐欺8.6%（3人）、無銭飲食等1.1%（1人）、通帳等・携帯電話機の詐取（該当なし））に偏りがあるほか、犯行の手口別の平均再犯可能期間においても、特殊詐欺の931日から通帳等・携帯電話機の詐取の1,335日まで開きがあることに留意する必要がある。

8-5-4-4図 全対象者 再犯の有無別構成比（犯行の手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 4 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 5 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点までの期間から、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値をいう。
 6 「詐欺再犯」は再犯の判決罪名に詐欺を含むものをいい、「その他再犯」は再犯の判決罪名が詐欺以外のものをいう。
 7 ()内は、実人員である。

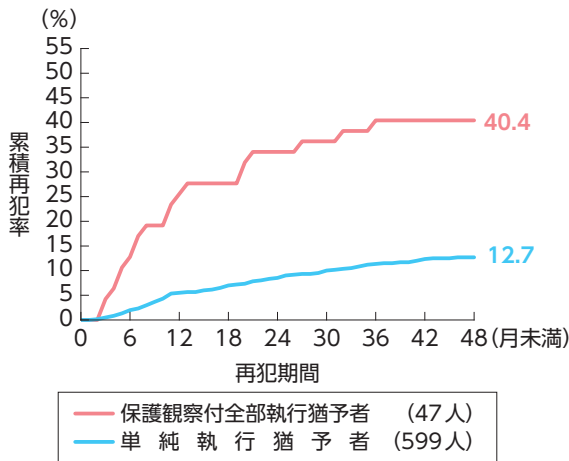
(2) 全部執行猶予者

全部執行猶予者について、その再犯期間（調査対象事件の第一審の判決言渡日から再犯の第一審の判決言渡りまでの期間をいい、複数の再犯がある場合には最初の判決言渡りによる。以下この節において同じ。）に係る累積再犯率（各項目の実人員に占める、再犯のあった者の累積人員の比率をいう。以下この節において同じ。）を、執行猶予の区分別に見ると、8-5-4-5図①のとおりである。保護観察付全部執行猶予者では、調査対象事件の第一審判決後13か月（27.7%）まで急激に上昇しているが、その後は上昇のペースがやや緩やかになり、36か月（40.4%）を超えると横ばいになっている。一方、単純執行猶予者では、最初から上昇のペースが緩やかであり、両者の累積再犯率の差は、調査対象事件の第一審判決言渡り日から1年経過時点で20.0ptまで広がっている。更に詳しく見ると、保護観察付全部執行猶予者の再犯ありの人員のうち、半数以上の者は11か月が経過するまでの間に再犯がある一方、単純執行猶予者の再犯ありの人員のうち、半数以上の者は17か月が経過するまでの間に再犯がある。

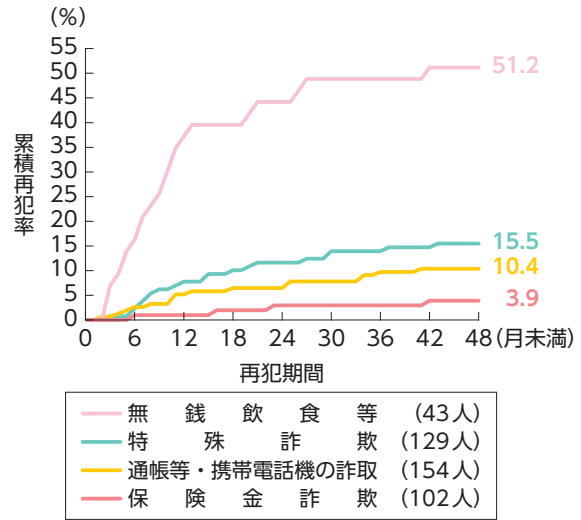
8-5-4-5図②は、全部執行猶予者について、その再犯期間に係る累積再犯率を犯行の手口別に見たものである。無銭飲食等は、調査対象事件の第一審判決後2か月までは再犯に及んだ者がいなかったものの、その後、13か月（39.5%）まで急激に上昇している。特殊詐欺も、2か月までは再犯に及んだ者がいなかったものの、6か月から12か月（7.8%）まで上昇し続け、その後も緩やかに上昇している。通帳等・携帯電話機の詐取は、8か月（3.2%）までほぼ一定の割合で上昇し続け、その後は上昇のペースが緩やかになり、41か月（10.4%）を超えると横ばいになっている。保険金詐欺は、48か月経過時点での再犯ありの人員が4人と少数であり、42か月（3.9%）まで緩やかに上昇している。

8-5-4-5図 全部執行猶予者 累積再犯率（執行猶予の区分別，犯行の手口別）

① 執行猶予の区分別



② 犯行の手口別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ②は，異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 「再犯期間」は，調査対象事件の第一審の判決言渡日から再犯の第一審の判決言渡日（複数の再犯がある場合には最初の判決言渡日）までの日数を，1か月を30日として換算して計上している。
 4 「累積再犯率」は，各項目の実人員に占める，横軸の期間までに再犯のあった者の累積人員の比率をいう。
 5 「単純執行猶予者」は，保護観察の付かない全部執行猶予の者である。

2 全部執行猶予者に対する再犯調査の結果

全対象者調査で把握した再犯ありの者のうち，特に，調査対象事件（平成28年1月1日から同年3月31日までの間に，第一審で詐欺により有罪判決の言渡しを受け，その後，有罪判決が確定した事件をいう。本章第1節参照）により全部執行猶予の判決の言渡しを受けた者であり，かつ，同年4月から31年3月までの約3年間に再犯に及び，再び有罪判決の言渡しを受けた者（最終的に有罪の裁判が確定した者に限る。）を対象として，裁判書等の資料に基づき，再犯状況に関する調査を行った。本調査では，調査対象事件の第一審判決言渡し後に一定期間の社会内生活を送ることが想定され，調査期間の確保も可能となる全部執行猶予者に焦点を当て，再犯者の特徴に関する示唆を得る目的で調査を実施した。再犯調査における「再犯」とは，調査対象事件の判決言渡し後に新たに行った犯罪により，再び罰金以上の刑で有罪判決の言渡しを受けた事件をいう（過失運転致死傷，道路交通法違反等による事件を含む。）。

再犯調査の対象者の総数は，84人であった。性別を見ると，男性79人（94.0%），女性5人（6.0%）であり，9割以上は男性であった。再犯の犯行時の年齢層を見ると，30歳未満の者（38人，45.2%）の構成比が最も高く，次いで，30歳代の者（18人，21.4%），40歳代の者（14人，16.7%），50～64歳の者（12人，14.3%），65歳以上の者（2人，2.4%）の順であった。調査対象事件の刑の種類を見ると，保護観察付全部執行猶予であった者が21人（25.0%），単純執行猶予であった者が63人（75.0%）であった。調査対象事件の手口（複数の事件で異なる手口がある者を除く。）を見ると，無銭飲食等（22人，27.8%）の構成比が最も高く，次いで，特殊詐欺（17人，21.5%），通帳等・携帯電話機の詐取（16人，20.3%）の順であった。調査対象事件の被害回復・示談の状況（既遂事件を行った者に限り，被害回復・示談の状況が不詳の者を除く。）を見ると，被害回復・弁償あり（一部の被害回復・弁償を含む。）の構成比（16人，34.8%）は，全対象者の構成比（64.6%。8-5-2-8図①参照）と比べて顕著に低く，示談あり（一部の被害者との間における示談を含む。）の構成比（7人，38.9%）も，全対象者の構成比（44.8%。8-5-2-8図②参照）と比べて低かった。再犯以前の前科の回数（自由刑に限る。調査対象事件を含む。）を見ると，2回以上の構成比が25.0%（21人）であり，このうち，調査対象事件以外に詐欺の前科を有

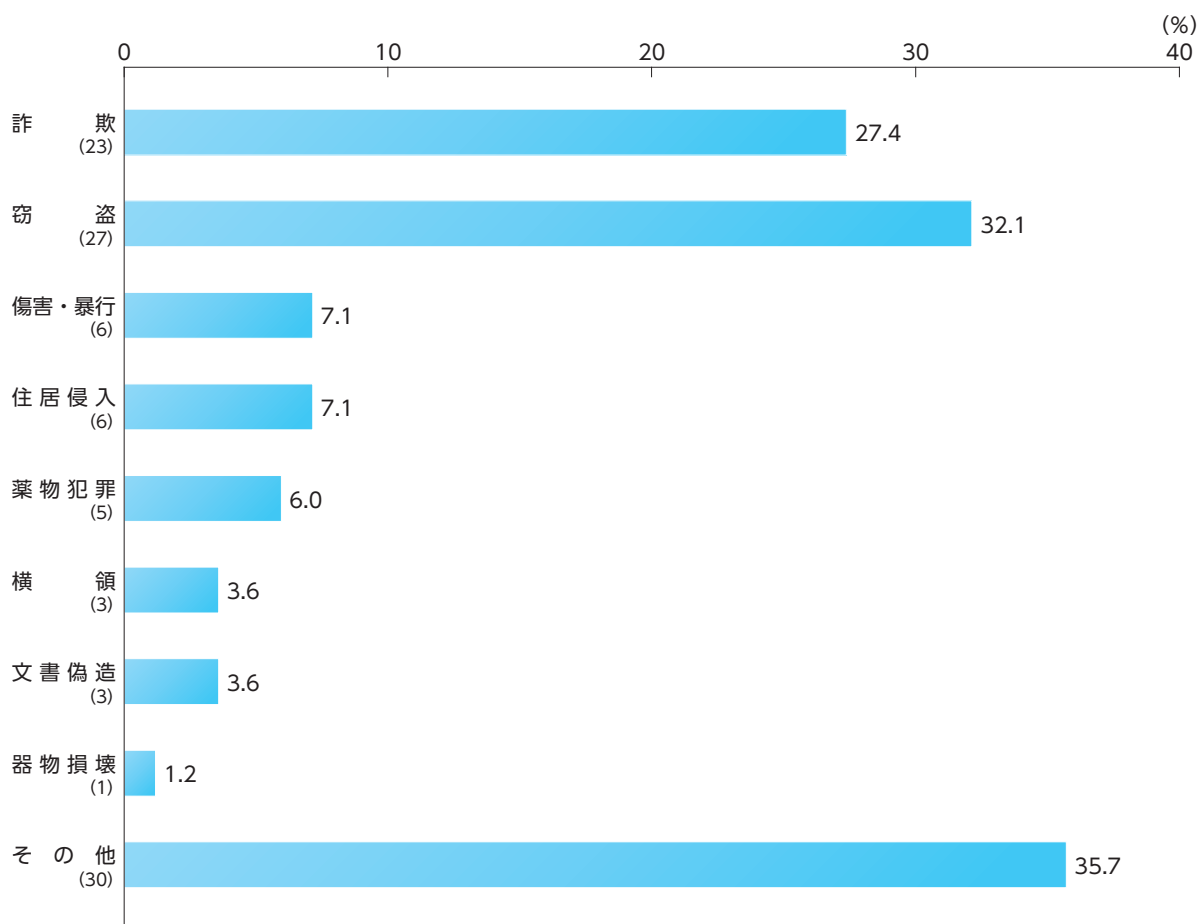
する者は4人であった。再犯期間（不詳の者を除く。）を見ると、1年未満（37人、49.3%）の構成比が約5割を占めて最も高く、次いで、1年以上2年未満（19人、25.3%）、2年以上3年未満（18人、24.0%）の順であった。

（1）再犯の事件態様

再犯調査対象者の再犯の罪名（重複計上による。）は、8-5-4-6図のとおりである。窃盗（32.1%）の割合が最も高く、次いで、詐欺（27.4%）、傷害・暴行、住居侵入（いずれも7.1%）、薬物犯罪（6.0%）の順であった。殺人、強盗及び性犯罪は、いずれも該当者がいなかった。

さらに、再犯の罪名が詐欺であった者（23人）について、犯行の手口別構成比を見ると、無銭飲食等（34.8%、8人）の構成比が最も高く、次いで、特殊詐欺（21.7%、5人）であった。再犯の事件数を見ると、1件の者の構成比が最も高く（65.2%、15人）、2件以上の者は全て同じ手口を反復したものであった。また、調査対象事件と同じ手口であった者の人員は、13人（56.5%）であり、このうち、7人が無銭飲食等であり、3人が特殊詐欺であった。

8-5-4-6図 再犯調査対象者 再犯の罪名



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法違反等の違法薬物に関連する犯罪をいう。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 ()内は実人員である。

(2) 再犯時の生活状況

再犯調査対象者の居住状況（再犯の判決時による。）別構成比は、**8-5-4-7図**のとおりである。住居なしの者の構成比は、約2割であり、全対象者の住居なしの者の構成比（19.9%。**8-5-2-5表**参照）と同程度であった。調査対象事件の刑の種類別に住居なしの者の構成比を見ると、保護観察付全部執行猶予であった者（28.6%）は、単純執行猶予であった者（15.9%）と比べて高かった。

8-5-4-7図 再犯調査対象者 居住状況別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 再犯の判決時の居住状況による。
3 ()内は、実人員である。

再犯調査対象者の就労状況（再犯の判決時による。）別構成比は、**8-5-4-8図**のとおりである。無職の者の構成比は、約7割であり、全対象者の無職の者の構成比（58.5%。**8-5-2-5表**参照）と比べて高かった。調査対象事件の刑の種類別に無職の者の構成比を見ると、保護観察付全部執行猶予であった者（76.2%）は、単純執行猶予であった者（66.7%）と比べて高かった。

8-5-4-8図 再犯調査対象者 就労状況別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 再犯の判決時の就労状況による。
3 「無職」は、家事従事者を含み、「有職」は、学生・生徒を含む。
4 ()内は、実人員である。

(3) 再犯の動機・理由

再犯調査対象者の再犯の動機・理由（重複計上による。）を見ると、「金ほしさ」の割合（14人，63.6%）が最も高く、次いで、「生活困窮」（9人，40.9%）、「軽く考えていた」（8人，36.4%）の順であった。再犯の犯行の手口別に見ると、再犯の動機・理由に「金ほしさ」があった者は、特殊詐欺の構成比が最も高く（5人，35.7%）、「生活困窮」があった者は、無銭飲食等の構成比が最も高かった（6人，66.7%）。また、再犯の動機・理由に「金ほしさ」があった者のうち、調査対象事件の動機・理由に「金ほしさ」があった者は3割に満たなかった一方、再犯の動機・理由に「生活困窮」があった者のうち半数以上は、調査対象事件の動機・理由に「生活困窮」があった（全対象者の調査対象事件の動機・理由は、**8-5-2-9図**参照）。

本章では、詐欺事犯に関する各種統計や特別調査により明らかになった傾向・特徴と課題を整理し、今後の再犯防止対策等を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

第1節 詐欺事犯の動向等

1 認知・検挙状況等

刑法犯の認知件数が平成14年をピークに減少の一途をたどっているのに対し、詐欺の認知件数は、15年から大きく増加し、17年に約8万6,000件に達した後、減少と増加を繰り返したものの、近年も3万件を超える水準を維持している。詐欺の認知件数は、刑法犯認知件数全体やその7割近くを占める窃盗とは異なる動きを示している。このような詐欺の認知件数の動きは、後述する特殊詐欺の認知件数の動きと似通っている（なお、特殊詐欺については、その定義上、詐欺のみならず恐喝又は窃盗として計上されるものも含まれ得ることに留意する必要がある。）。詐欺の認知件数を手口別に見ると、比較的単純な手口である「借用」及び「無銭」については、最近20年間で大きく減少している。近年、刑法犯の検挙人員に占める高齢者の比率（高齢者率）の上昇が進んでいる。詐欺の高齢者率も上昇傾向にはあるが、令和2年の詐欺の高齢者率は、刑法犯の検挙人員総数の高齢者率と比べて顕著に低い。詐欺の検挙人員を年齢層別に見ると、20歳代の者の構成比が上昇傾向にあり、同年には約3割に達している。これには、後述のとおり、特殊詐欺の検挙人員の約半数を20歳代の者が占めていることも影響しているものと思われる。詐欺の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、平成27年以降低下し続けているが、令和2年でも15.0%を占めており、刑法犯の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率と比較すると顕著に高い。共犯関係では、同年の詐欺の検挙事件の共犯率は、検挙事件総数の共犯率を大きく上回り、特に、4人以上の組によるものや共犯人数不明のもの構成比が高い。

特殊詐欺は、平成15年夏頃から目立ち始め、16年には認知件数が約2万5,700件に達し、その後も20年までは2万件前後で推移した。同年に「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」が警察庁及び法務省により共同で策定・公表されるなど、対策が強化されたこともあり、一旦は大きく減少したが、再び増加し、近年も1万件を超える水準で推移している。特殊詐欺の検挙率は、近年上昇しているが、令和2年でも54.8%であり、特殊詐欺が組織的に敢行されるものであることに鑑みると、特殊詐欺を実行する犯罪組織が活動し続けていることが示唆される。特殊詐欺の認知件数の推移を類型（8-3-1-16表参照）別に見ると、平成17年及び18年を除き、オレオレ詐欺（令和2年は預貯金詐欺を含む。）が最も多いが、融資保証金詐欺が平成17年、還付金詐欺が20年及び28年、架空料金請求詐欺が29年をそれぞれピークに増減するなどの動きを見せており、特殊詐欺を実行する犯罪組織が、社会情勢や特殊詐欺撲滅のために講じられた各種対策（コラム9）の内容等に応じ、成功する可能性が高いと思われる方法を選択して犯行を継続していることを示唆している。26年以降の特殊詐欺（特殊詐欺4類型（本編第3章第1節1項（3）イ（ア）参照）に限る。）の検挙人員の年齢層別構成比の推移を見ると、30歳未満の若年者層の構成比が62%台から73%台の間で推移する一方、65歳以上の高齢者の構成比は1.0%以下にとどまっている。

2 処理状況等

検察・裁判では、詐欺（刑法246条及び248条に規定する罪に限る。）の起訴率は、平成22年に60%を下回った後は、50%台で推移している。詐欺の起訴人員を犯行時の年齢層別に見ると、16年以降は20歳代の者が一貫して最も多く、令和2年は全体の4割弱を占めている。詐欺の全部執行猶予率は、平成16年以降50%台で推移しており、令和2年は52.8%と、全体の地方裁判所における有期懲役・禁錮の全部執行猶予率よりも低い。

矯正では、最近20年間の動きを見ると、詐欺の入所受刑者では、30歳未満の者の構成比が上昇傾向にある。入所度数別に見ると、初入者が占める割合が男女共に一貫して最も高く、男性では、平成22年以降、入所度数が3度以上の者の人員が減少し続けている。しかしながら、令和2年の詐欺の入所度数3度以上の男性入所受刑者（315人）のうち、約6割が5度以上の者であり、10度以上の者も58人いた。

更生保護では、平成22年以降、詐欺について、仮釈放者の人員がおおむね横ばいで推移する一方、満期釈放者等の人員が減少傾向にあったことから、仮釈放率が上昇傾向にあり、令和2年の仮釈放率は、出所受刑者総数の仮釈放率よりも顕著に高かった。詐欺の保護観察開始人員のうち、保護観察付全部・一部執行猶予者は、おおむね減少傾向にあり、全部執行猶予者の保護観察率も、平成14年をピークとして低下傾向にある。

3 少年による詐欺

少年による詐欺の検挙人員は、平成16年に大きく増加し、18年の1,224人を最多に、近年はおおむね800人前後で推移している。年齢層別に見ると、26年以降は、年長少年が最も多い。特殊詐欺（特殊詐欺4類型に限る。）の検挙人員を犯行時の年齢層別に見ると、少年の構成比は、26年以降、おおむね2割前後で推移しており、その半数以上を年長少年が占めている。令和2年における詐欺の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を見ると、その4割弱が保護観察、2割弱が少年院送致であり、検察官送致（刑事処分相当）は2.1%にとどまった。少年院入院者は、総数では減少傾向にあるが、詐欺の少年院入院者の人員は、平成23年から27年まで増加し、一旦は減少したものの、30年には336人に達して同年の少年院入院者総数の15.9%を占めた。詐欺の保護観察処分少年の人員は、18年及び20年をピークに、その後増減を繰り返していたが、29年及び30年に大きく増加した後、令和元年から減少している。詐欺の少年院仮退院者の人員は、平成24年から28年まで増加した後、29年に減少し、令和元年に大きく増加したが、2年には減少している。

4 再犯・再非行

詐欺の検挙人員の再犯者率及び少年の詐欺検挙人員の再非行少年率は、いずれも平成20年以降上昇傾向を示した後、令和元年以降低下しているが、2年においても、前者は58.1%、後者は54.4%であり、刑法犯検挙人員総数又は少年の刑法犯検挙人員総数よりも高い。

一方、詐欺の入所受刑者人員の再入者率は、男性では、平成13年からおおむね低下傾向にあり、28年以降横ばいで推移しているが、令和2年においても、34.9%であり、入所受刑者全体の再入者率よりも低い。入所受刑者を年齢層別に見ると、初入者における30歳未満の者及び30歳代の者の各構成比は、再入者よりも一貫して高い上、前者については、平成13年から令和2年にかけて約2倍に上昇している。詐欺の出所受刑者の2年以内再入率について、平成12年と令和元年を比較すると、満期釈放者等では31.2pt、仮釈放者では10.3ptそれぞれ低下している。平成28年の詐欺の出所受刑者の5年以内再入率を出所受刑者全体と比較すると、満期釈放者等が仮釈放者よりも相当に高いこ

と、入所度数が3度以上の者が2度の者よりも相当に高いことなどの特徴がある。また、年齢層別では、30歳未満の者の5年以内再入率は、他の年齢層と比較して最も低い。

5 詐欺被害者

平成23年以降、女性を被害者とする詐欺の認知件数が男性を被害者とするものを上回って推移している。詐欺の認知件数に占める被害者が高齢者であるものの構成比は、特殊詐欺の認知件数が増加する以前の13年は、総数では17.6%、女性では25.2%であったが、令和2年は、総数では47.0%、女性では58.3%となっている。この動きは、後述する特殊詐欺の影響を反映したものである。

令和2年における特殊詐欺の認知件数について、被害者の男女別構成比を見ると、男性が約4分の1、女性が約4分の3を占めており、年齢層別に見ると、65歳以上の高齢者が被害者であるものが全体の約7分の6を占めている。特に多いのが、80歳以上の女性が被害者である事件であり、同年の特殊詐欺の認知件数の36.8%を占めた。特殊詐欺による実質的な被害総額は、平成26年には約566億円に達し、その後減少し続けているが、令和2年でも約285億円（認知件数（未遂を含む。）1件当たり約211万円）に上っている。

第2節 特殊詐欺対策や詐欺事犯者処遇の経緯と現状

1 特殊詐欺撲滅に向けた取組

特殊詐欺については、架空・他人名義の預貯金口座や契約者を特定できない携帯電話が犯行ツールとして利用されることが多かったため、特殊詐欺が社会問題化してから間もない平成16年以降、預貯金口座や携帯電話の不正な利用を防止するための法整備がなされた。特殊詐欺を実行する犯罪組織が、預貯金口座や携帯電話等の不正利用の防止に向けた規制をかいくぐるように、その手口等を多様化・巧妙化させていることから、官民を挙げて、その撲滅に向けた取組を進めており、近年も、「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、携帯電話や預貯金口座の不正利用の防止、金融機関等の事業者との連携、国民から寄せられた情報の活用、広報啓発活動の推進等の取組を進めている。

2 再犯防止に向けた取組

刑事施設においては、詐欺及び特殊詐欺事犯受刑者について、全国的に統一された標準的なプログラムは策定されていないが、一般改善指導の一つとして、特殊詐欺事犯受刑者に対する再犯防止指導が行われている。同指導では、被害者の心情及び事件の重大性を認識させ、しよく罪の方法を考えさせるとともに、再犯を防止するため、事件に至るまでの自己の問題点等を振り返らせ、健全な金銭感覚及び職業観を身に付けさせることを目的として作成された教材が活用されている。少年院においても、各施設の実情に応じ、特殊詐欺再非行防止指導の取組が行われている。コラム12では、2か所の少年院での指導実践例を紹介しているが、いずれもその指導の中心として、「罪障感の醸成」が挙げられている。

更生保護においては、詐欺事犯者について、他の保護観察対象者と同様に、生活環境の調整や保護観察が実施されているが、令和3年1月から、保護観察処分の対象となった事案に特殊詐欺への関与が含まれる者やそれ以外の者で、現に特殊詐欺グループへの関与が認められる者を「特殊詐欺類型」の保護観察対象者に認定し、最新の知見に基づく、より効果的な処遇が行われるようになっている。

第3節 特別調査から判明した詐欺事犯者の特徴

本編第5章の特別調査の結果、詐欺事犯者について、その特性や再犯状況等に関し、幾つの特徴が見いだされた。

1 全対象者の特徴

調査対象事件（全対象者（特別調査における調査対象者の実人員1,343人）が、全国各地の地方裁判所において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、その後、有罪判決が確定した事件）を犯行の手口別に見ると、特殊詐欺が総数の3分の1を占めて最も多く、次いで、特殊詐欺を含む他の犯罪のツールとなり得る通帳等・携帯電話機の詐取（13.7%）、保険金詐欺（8.1%）、無銭飲食等（7.8%）の順であった。特殊詐欺事犯者の特徴については、次項で更に詳しく触れることとするため、この項では、他の手口と対照する中で、必要な範囲でその特徴について触れることとする。

調査対象事件の約半数が共犯による事件であった。しかしながら、犯行の手口別に見ると、無銭飲食等のほとんど、通帳等・携帯電話機の詐取の約4分の3が単独犯であった。これとは対照的に、特殊詐欺は、ほぼ全件が共犯事件であり、4人以上の組によるものが約3割を占めており、特殊詐欺が組織的に実行されていることが裏付けられている。もっとも、特殊詐欺については、共犯者がいる事件の約9割で、共犯者に氏名不詳の者が含まれており、調査対象事件の判決が言い渡された段階でも、特殊詐欺の犯行グループの全容が解明されるには至っていなかったことがうかがわれる。全対象者の属性を犯行の手口別に見ると、特殊詐欺では、98.0%が男性であり、30歳未満（56.6%）及び30歳代の者（28.2%）が大多数を占め、65歳以上の者は0.5%にとどまった。また、特殊詐欺は、無職の者が63.7%、住居を有する者が84.8%、前科を有しない者が63.6%を占めた。これとは対照的に、無銭飲食等は、50～64歳の者（34.7%）の構成比が最も高く、65歳以上の者も11.1%いた。無銭飲食等は、無職の者が92.3%、住居を有する者が39.6%、前科を有しない者が16.0%であった。また、無銭飲食等については、前科を有する者に限ると、同種前科を有する者が6割強、同種前科5回以上を有する者が2割弱を占めた。全対象者について、調査対象事件の詐欺被害額別構成比を見ると、特殊詐欺は、100万円以上が7割強、1,000万円以上が4割弱と、被害額が高額に及ぶものの割合が高い一方、無銭飲食等は、10万円未満のものがほとんどを占める。被害回復・弁償について見ると、全部の被害回復・弁償を行った者の構成比は、全部執行猶予者では40.1%であり、全対象者（26.0%）よりも高かったが、全対象者の約3分の1、全部執行猶予者の約4分の1は、被害回復・弁償をしておらず、裁阶段において、詐欺被害者の被害回復が十分になされていない実態が確認された。犯行の動機・理由を見ると、犯行の手口別及び年齢層別共に、総数では「金ほしさ」が最も割合が高かったが、犯行の手口別では無銭飲食等、年齢層別では50～64歳の者及び65歳以上の者について、それぞれ「生活困窮」の割合が高かった。また、特殊詐欺については、「友人等からの勧誘」の割合も高かった。全対象者に対する有期の懲役の科刑状況を犯行の手口別に見ると、通帳等・携帯電話機の詐取及び保険金詐欺で、全部執行猶予の構成比が高かった。全部実刑の者の刑期を見ると、特殊詐欺では2年以上3年以下の者の構成比が最も高く、無銭飲食等では1年以上2年未満の者の構成比が最も高い。また、全部実刑の刑期が3年を超える者が、特殊詐欺では3割強であったのに対し、無銭飲食等では2.1%にとどまった。

全対象者調査の結果から、特殊詐欺事犯者については、若年層の男性が、住居を有するものの、無職であることを背景に、金ほしさや友人等からの勧誘を契機に犯行に及び、前科は有しないものの、被害額が高額であることもあり、懲役2～5年の全部実刑、あるいは、懲役2～3年の全部執行猶予に処せられる者が多いという実像が、無銭飲食等詐欺事犯者については、中年層の男性が、不安定な

居住状況や就労状況を背景に、生活困窮から犯行に及び、被害額は高額ではないものの、同種前科を有することもあり、懲役1～3年の全部実刑に処せられる者が多いという実像が、それぞれ浮き彫りにされている。

2 特殊詐欺事犯者調査の結果

(1) 特殊詐欺事犯者（確定記録調査対象者）の特徴

確定記録調査対象者（特殊詐欺事犯者（全対象者の中で、犯行の手口に特殊詐欺が含まれている者）のうち東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者）に関し、その行った特殊詐欺事件を犯行類型別に見ると、オレオレ詐欺が約6割を占めて最も多かった。架け子が詐称した身分については、家族・親族を詐称した事件が約6割であったが、企業等の社員・従業員も4割弱に上っていた。特殊詐欺は、役割分担した上で組織的に敢行されるが、確定記録調査対象者を役割類型別に見ると、「主犯・指示役」9.7%、「架け子」28.1%、「犯行準備役」15.8%、「受け子・出し子」46.4%であった。役割類型別の特徴を見ると、「架け子」、「犯行準備役」及び「受け子・出し子」は、いずれも30歳未満の者が過半数を占めた一方、「主犯・指示役」は、30歳代の者が過半数を占めた。いずれの役割類型でも、前歴を有する者が6割を超えたが、同種のものを含む前歴を有する者の構成比は、最も高い「犯行準備役」でも2割強であった。また、いずれの役割類型でも、保護処分歴を有する者が3割弱から4割弱を占めた。暴力団加入状況を見ると、構成員、元構成員又は準構成員・周辺者の構成比は、「主犯・指示役」及び「犯行準備役」では半分弱を占めた上、「架け子」及び「受け子・出し子」でも1割前後を占めており、暴力団が、特殊詐欺を実行する犯罪組織、とりわけ犯行を指示する立場に深く関与しているという実態が垣間見える。特殊詐欺の事件数では、「主犯・指示役」及び「架け子」では、5件以上の者がいずれも4割強を占めた一方、「犯行準備役」及び「受け子・出し子」では、1件の者がそれぞれ45.2%、54.9%であった。特殊詐欺に及んだ動機・理由では、いずれの役割類型についても、「金ほしさ」及び「友人等からの勧誘」の割合が突出して高かったが、「主犯・指示役」では「所属組織の方針」が、「受け子・出し子」では「軽く考えていた」、「だまされた・脅された」及び「生活困窮」の割合が、それぞれ他の役割類型よりも高かった。特殊詐欺に及んだ背景事情については、いずれの役割類型も、「無職・収入減」、「不良交友」及び「借金」の割合が高く、特に、「受け子・出し子」では、「無職・収入減」が70.7%と顕著に高かった。共犯者がいる確定記録調査対象者の報酬については、いずれの役割類型でも、報酬の有無が不詳の者を除き、報酬があった者の構成比が9割を超えた。その報酬額については、「主犯・指示役」では、100万円以上の者の構成比が4割強であったのに対し、「受け子・出し子」では、100万円以上の者の構成比は2.4%にとどまり、約束のみで実際には報酬を受け取っていない者が過半数に上っている。「受け子・出し子」は、金ほしさから特殊詐欺に及んだ者が多いが、実際には、期待したとおりの報酬を得るに至る前に検挙される例が多いものと推測される。

確定記録調査対象者の有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、総数では、全部実刑の者が約3分の2を占めた。特殊詐欺の事件数別に見ると、全部実刑の者の構成比は、1件でも3分の1を超えており、2件、3件、4件及び5件以上では、70%台前半から90%台前半に及ぶ。全部実刑の者の刑期は、1件から4件までは、いずれも2年以上3年以下の者の構成比が高く、5件以上では、3年を超え4年以下の者の構成比が最も高い。5件以上では、5年を超え10年以下の者も4分の1を占めた。全部執行猶予の者の刑期については、2年未満が2人（いずれも事件数1件のもの）いるのみであり、その余は2年以上3年以下であった。役割類型別に見ると、全部実刑の者の構成比は、「主犯・指示役」が最も高く、次いで、「架け子」、「犯行準備役」、「受け子・出し子」の順であった。5年を超え10年以下の全部実刑の者及び4年を超え5年以下の全部実刑の者は、「主犯・指示役」、「架け子」及び「犯行準備役」で、それぞれ2割前後を占めた。

(2) 特殊詐欺事件の被害者の特徴

特殊詐欺事件の被害者について見ると、65歳以上の高齢者が9割弱であり、特に、75歳以上の者が6割弱を占めた。事件当時の被害者の居住状況を見ると、65～69歳の者及び70歳以上の者は、それぞれ約3分の1が単身居住であり、前者は約3分の1、後者は約4分の1が、同居相手が配偶者のみであった。犯人グループから被害者への最初の連絡方法は、9割弱が固定電話であった。被害者が相談（被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すこと）した事件は、既遂事件では15.7%であったが、未遂事件では81.0%に上った。既遂事件は、約7割が「同居の家族・親族」に相談したが、金品を詐取されるに至っていた。未遂事件では、3割弱が「同居していない家族・親族」に相談しており、「金融機関職員」に相談した者も7.4%であった。また、特殊詐欺事件（未遂事件）について、最初に詐欺に気付いた者を見ると、被害者自身が過半数を占めていたが、「同居の親族・家族」（14.0%）、「金融機関職員」（12.0%）及び「同居していない家族・親族」（9.0%）であった事件も一定数存在した。

3 詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因

(1) 全対象者調査

全対象者調査では、全対象者のうち、調査対象事件の第一審の判決言渡日から4年間に再び有罪判決の言渡しを受けた者の有無等を見た。再犯の有無を男女別に見ると、女性よりも男性の方が、再犯ありの構成比は高かった。年齢層別では、再犯ありの構成比は、65歳以上の者が最も高かったが、いずれの年齢層も傾向に大きな差はなかった。前科を有する者は、前科を有しない者と比較して、再犯ありの構成比が顕著に高かった。出所受刑者の再犯ありの構成比は、平均再犯可能期間が約半分であるにもかかわらず、単純執行猶予者よりも高かった。保護観察付全部執行猶予者の再犯ありの構成比は、単純執行猶予者と比べて顕著に高かった。年齢層別に見ると、出所受刑者では、50～64歳の者及び65歳以上の者は、いずれも約4人に1人が再犯に及んでいた。全部執行猶予者では、再犯ありの構成比が最も高いのは30歳未満の者（17.5%）であった。なお、詐欺の前科の有無について見ると、詐欺の前科を有する者は、出所受刑者では、再犯ありの総数の5割以上であったが、全部執行猶予者では、再犯ありの総数の1割弱であった。犯行の手口別では、再犯ありの構成比は、無銭飲食等が5割を超えた一方、特殊詐欺は約1割であった。無銭飲食等では、再犯の判決罪名に詐欺を含む者が約3割に及んだ。全部執行猶予者について、その再犯期間に係る累積再犯率を見ると、保護観察付全部執行猶予者は、調査対象事件の第一審判決後13か月（27.7%）まで急激に上昇し、その後は上昇のペースがやや緩やかになり、36か月（40.4%）を超えると横ばいになっていた一方、単純執行猶予者については、最初から上昇のペースが緩やかであった。無銭飲食等の全部執行猶予者は、調査対象事件の第一審判決後2か月までは再犯に及んだ者はいなかったものの、その後、13か月（39.5%）までの間に、累積再犯率が急激に上昇していた。

(2) 全部執行猶予者に対する再犯調査

再犯調査対象者（全対象者調査で把握した再犯ありの者のうち、調査対象事件により全部執行猶予の判決の言渡しを受けた者であり、その後、約3年間に再犯に及び、再び有罪判決の言渡しを受けた者）の属性を見ると、9割以上は男性であった。再犯の犯行時の年齢層別では、30歳未満の者が最も多かった。調査対象事件について見ると、刑の種類では、保護観察付全部執行猶予が4分の1、単純執行猶予が4分の3であった。犯行の手口では、無銭飲食等が最も多く、特殊詐欺がこれに続いた。再犯調査対象者については、調査対象事件で被害回復・弁償や示談を行っていた者の構成比が、全対象者と比べて低かった。再犯調査対象者の再犯の罪名（重複計上による。）は、窃盗（32.1%）の割合が最も高く、詐欺（27.4%）がこれに続いた。再犯の罪名が詐欺であった者の犯行の手口別

構成比では、無銭飲食等（34.8%）が最も高く、特殊詐欺（21.7%）がこれに続いた。調査対象事件と再犯が同じ手口であった者の人員（13人）のうち、7人が無銭飲食等、3人が特殊詐欺であった。再犯調査対象者のうち、約2割が住居なしであり、約7割が無職であった。再犯調査対象者が再犯に及んだ動機・理由は、「金ほしさ」の割合が最も高く、次いで、「生活困窮」、「軽く考えていた」の順であった。再犯の動機・理由に「金ほしさ」があった者は、特殊詐欺の構成比が最も高く、「生活困窮」があった者は、無銭飲食等の構成比が最も高かった。

第4節 特殊詐欺対策や詐欺事犯者の処遇の在り方

最後に、本特集を通じ明らかになった傾向・特徴を踏まえ、特殊詐欺対策や詐欺事犯者の処遇・再犯防止対策の在り方について検討する。

1 特殊詐欺の撲滅に向けた取組

（1）徹底的な取締りの必要性

特殊詐欺の撲滅のためには、現実には発生する特殊詐欺事犯を検挙し、特殊詐欺を実行する犯罪組織を撲滅することが肝要である。警察では、特殊詐欺が社会問題化するようになった平成15年以降、逐次捜査体制を強化しながら、特殊詐欺事犯の取締りに当たっている。現在も、「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、「犯罪者グループ等に対する多角的・戦略的取締りの推進」、「犯行拠点の摘発等による実行犯の検挙及び突き上げ捜査による中枢被疑者の検挙の推進」及び「預貯金口座や携帯電話の不正売買といった特殊詐欺を助長する犯罪の検挙等の推進」に当たっているところであり、これらの取組は、今後も重要である。特に、特殊詐欺を実行する犯罪組織にとって、預貯金口座や携帯電話は、特殊詐欺の犯行ツールとして欠かさないものである。今回の特別調査（全対象者調査）でも、調査対象事件総数の13.7%を通帳等・携帯電話機の詐取が占めていた。特殊詐欺の撲滅のためには、このような特殊詐欺を助長し得る手口については、詐欺のほかにも、携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法等の各種法令を駆使して取締りに当たる必要がある。また、今回の特別調査（全対象者調査）では、特殊詐欺事件の約9割について、共犯者に氏名不詳の者が含まれていた。これは、特殊詐欺に加担しておきながら検挙を免れている者がいるということを意味する。主犯・指示役を検挙し、犯罪組織を撲滅するためには、通常の突き上げ捜査に加え、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により導入・拡充された諸制度（通信傍受の対象範囲の拡大及び手続の合理化・効率化、刑事免責制度等）の活用等が重要である。さらに、今回の特別調査（確定記録調査）では、特殊詐欺を実行する犯罪組織には暴力団が深く関与していることが示唆された。暴力団等の犯罪組織にとって、特殊詐欺が違法な活動を行うための資金を獲得するための重要な手段となっている実態がうかがわれる。特殊詐欺撲滅の観点からも、暴力団対策法、いわゆる暴力団排除条例、組織的犯罪処罰法等を駆使した暴力団対策や組織犯罪対策、刑事施設における暴力団離脱指導等の取組が重要である。

（2）特殊詐欺を実行する犯罪組織への参加を食い止めるための方策

特別調査（確定記録調査）の結果、特殊詐欺事犯者については、調査対象事件において、種々の役割を果たしていることが示された。特殊詐欺事犯者の役割類型の中で最も多かったのは、「受け子・出し子」であったが、これには、「受け子」が、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く役割、「出し子」が、防犯カメラが設置されていることが多いATM等から現金を引き出す役割であることから、他の役割類型よりも検挙される可能性が高いことが影響していると思われる。「受け子・出し子」は、特殊詐欺を実行する犯罪組織が現金を獲得するために必要不可欠な存在であり、「受け子・出し子」

として犯罪組織へ参加する者を根絶することは、特殊詐欺の撲滅に向けた一つの方策となり得る。特別調査（確定記録調査）の結果、「受け子・出し子」については、特殊詐欺に及んだ背景事情として「無職・収入減」がある者、動機・理由として「金ほしさ」がある者の割合が高く、「受け子・出し子」が、経済的利益を求めて犯行に加担する者が多いことがうかがえる。「受け子・出し子」の約9割の者が報酬を受け取るか報酬を受け取る約束をしていたが、実際に報酬を得た者は半分に満たず、報酬を得られたとしても高額な報酬を得た者はまれであった。それどころか、犯罪組織では従属的な立場である「受け子・出し子」であっても、その約半数が全部実刑となっている。「受け子・出し子」として特殊詐欺を実行する犯罪組織に参加する可能性がある者に対しては、「受け子・出し子」の役割を果たした後に待っている帰結に関する具体的な情報を提供し、「受け子・出し子」として特殊詐欺に加わることが、決して「割に合う」犯罪ではないと認識させることが、これらの者が特殊詐欺に加わることを防止する上で有効であると思われる。その機会としては、一般的な周知広報活動の場面に加えて、「受け子・出し子」の約6割を30歳未満の若年者層が占めている上、約3割が保護処分歴を有していたことを考えると、保護処分に係る罪名が詐欺であるか否かに限らず、保護観察や少年院における指導の一環として行う余地もあるのではないと思われる。また、コラム10で、実際に特殊詐欺被害に遭った方の声を紹介している。そこでは、特殊詐欺の被害者が、経済的な被害だけでなく、長きにわたり、怒りや悲しみ等の精神的被害を受け続けているという実態が明らかになっている。一方で、コラム11及び12から明らかのように、実際に特殊詐欺を行って刑務所に入所した者や少年院に入院した者の中には、被害者の受けた経済的・精神的被害の大きさに思い至っていない者が少なくない。「受け子・出し子」として特殊詐欺を実行する犯罪組織に参加する可能性がある者に対しては、特殊詐欺の被害者が実際に受け得る経済的・精神的被害の大きさを具体的に認識させることも、これらの者が犯罪組織に参加するのを食い止めることに寄与するものと期待される。

以上の点は、「受け子・出し子」以外の役割類型の者についても、基本的に当てはまるとと思われる。特に、「受け子・出し子」に続いて多かった「架け子」については、「受け子・出し子」よりも、実際に報酬を得た者の構成比が高い上、高額な報酬を得ている者の構成比も高い。しかしながら、「架け子」の8割強が全部実刑となり、その刑期も「受け子・出し子」よりも総じて長いものであることを考えれば、「割に合う」ものではないという点では同じである。「架け子」については、経済的な動機・理由や背景事情に加え、「不良交友」を背景事情とする者、「友人等からの勧誘」を動機・理由とする者の割合が高かった。「架け子」も約6割が30歳未満の若年者であり、3割強が保護処分歴を有していることを考えれば、不良交友関係を有する者に対しては、保護処分の段階で、その解消に向けた指導や、勤労意欲や能力を高めるための就労支援等を行い、あるいは、円滑に就職できるような職業訓練を実施するといった方策が、特殊詐欺を実行する犯罪組織への参加を予防することにもつながるものと思われる。

（3）特殊詐欺の被害を防止するための方策

特殊詐欺が社会問題となって以降、各種の広報啓発活動が行われ続けており、現在も、「オレオレ詐欺等対策プラン」の下で、「幅広い世代に対して家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動の展開」、「あらゆる機関・団体・事業者等のウェブサイト、SNS等による注意喚起」、「高齢者と接する機会の多い団体・事業者等による注意喚起」及び「子供や孫世代を対象とした職場や学校における広報啓発の推進」が進められている。そのような中、令和2年においても、特殊詐欺の認知件数は、1万件を上回り、実質的な被害総額は、約285億円に達している。同年の特殊詐欺の認知件数のうち、女性が被害者のものが約4分の3を占めており、特に、高齢女性は全体の約3分の2を占めている。主要な被害者層である高齢女性やその家族等に訴求するように工夫された広報啓発活動が必要である。

今回の特別調査（確定記録調査）でも、被害者が高齢者である特殊詐欺事件について、約3分の1は単身居住、約3割は同居相手が配偶者のみの事件であった。また、既遂事件のうち約3分の2は同

居の家族・親族に相談したにもかかわらず金品を詐取されるに至った一方、未遂事件のうち約3割は同居していない家族・親族に相談をしている。特殊詐欺の犯人は、被害者を精神的に動揺させて平常心を失わせることを意図している以上、いかに広報啓発活動がなされていても、実際にだましの電話を受けた際、被害者が冷静さを保つのは困難な場合がある。そのような場合には、同居の家族・親族も被害者と同様の心理状態に陥ってしまうおそれもある。だましの電話を受けた被害者が金品をだまし取られるに至らないようにするためには、同居していない家族・親族とのコミュニケーションを深めておくなど、相談しやすい環境が確保されるのが望ましい。もっとも、家族構成等からそれが困難な被害者も多くいると思われるため、そのような場合でも被害を食い止められるように、金融機関、コンビニエンスストア等の幅広い事業者の取組も重要である。今回の特別調査（確定記録調査）でも、特殊詐欺事件（未遂事件）の12.0%では、最初に詐欺に気付いたのは金融機関職員であり、実際に、金融機関等が詐欺被害防止に貢献している実態がうかがわれた。

加えて、今回の特別調査（確定記録調査）では、犯人グループから被害者への最初の連絡方法は、9割弱が固定電話であった。固定電話を介した特殊詐欺を予防するためには、電話機の呼出音が鳴る前に犯人に対し犯罪被害防止のために通話内容が自動で録音される旨の警告アナウンスを流し、犯人からの電話を自動で録音する機器が有効であり、実際に、一部の地方公共団体がその普及促進に貢献していることは、注目に値する（コラム9）。

2 詐欺事犯者の特性等を踏まえた処遇の充実

最近20年間の動きを見ると、詐欺の出所受刑者の再入率は、大きく低下しており、平成28年の出所受刑者の5年以内再入率及び令和元年の出所受刑者の2年以内再入率は、いずれも出所受刑者総数と比較して低い。その背景として、近年の再犯防止対策の進展もあると思われるが、詐欺に関しては、その手口別構成比の変化も一因となっている可能性がある。最近20年間の詐欺の手口別検挙件数や特殊詐欺の検挙件数の動向を見ると、特殊詐欺の検挙件数が平成24年以降増加傾向にあるのに対し、「無銭」（無銭飲食等）による詐欺の検挙件数は、19年以降減少傾向にある。後述するように、今回の特別調査（再犯に関する調査）の結果、無銭飲食等の者は、他の手口の者と比較して、再犯ありの構成比が高い。そのため、再犯に及ぶ可能性が高い者が多い手口である無銭飲食等の構成比が低下したことが、詐欺出所受刑者全体の再入率の低下に影響を与えている可能性がある。また、28年の詐欺の出所受刑者の5年以内再入率を見ると、入所度数3度以上の者の高さが特徴的である。今回の特別調査（全対象者調査）では、無銭飲食等（前科を有する者に限る。）については、同種前科3回以上を有する者が約3分の1を占めている。詐欺事犯者のうち無銭飲食等の手口の者は、再入率が高い類型に該当する者が多分に含まれている可能性が高く、その再犯防止対策が必要である。

一方で、特別調査（再犯に関する調査）から見ると、特殊詐欺事犯者については、平均再犯可能期間が長くないことに留意する必要があるが、再犯ありの構成比は1割強にとどまっている。また、特殊詐欺事犯者に多い属性である「30歳未満」、「入所度数1度」、「男性・初入者」について、平成28年の詐欺の出所受刑者の5年以内再入率に当てはめると、いずれも再入率が低い部類に属する。しかしながら、特別調査（全部執行猶予者に対する再犯調査）では、調査対象事件が特殊詐欺であった者17人が再犯に及んでいた上、調査対象事件及び再犯事件の手口が共に特殊詐欺であった者も3人いたという結果も認められる。特殊詐欺が被害者に甚大な経済的・精神的被害を与え得るものであることを考えると、特殊詐欺事犯者の再犯防止対策もまた重要である。

この項では、特殊詐欺と無銭飲食等の詐欺事犯者を中心に、特別調査の結果等を踏まえ、詐欺事犯者の特性等を踏まえた処遇の充実の方向性について検討する。

(1) 特殊詐欺事犯者

特殊詐欺の検挙人員の多くは、30歳未満の若年者層が占めている。また、特別調査（確定記録調査）では、特殊詐欺事犯者については、主に、「金ほしさ」や「友人等からの勧誘」を動機・理由として安易に犯行に加担するという実態が浮かび上がっている。役割類型別の関与の状況を見ると、「受け子・出し子」は、被害者と直接対面することもあるが、自らが積極的に被害者をだます言葉を使っていない。その一方、「架け子」は、被害者をだます言葉を使っているものの、被害者と対面することは基本的になく、場合によっては、種々の身分を詐称した複数の「架け子」が分担して被害者をだますこともある。そのため、「受け子・出し子」・「架け子」共に、実際には被害者に対して多大な経済的・精神的苦痛を与えているにもかかわらず、自らがその原因を作ったことに思いが至っていない者が少なくない（コラム11及び12）。特殊詐欺事犯者の改善更生のためには、自己の責任を自覚し、被害者の苦しみに思いを巡らせることが必要である。その手段として、刑事施設で行われている特殊詐欺再犯防止指導（コラム11）や、少年院で行われている特殊詐欺再非行防止指導（コラム12）の取組は、意義深いものであり、実践の積み重ねを経て、その内容が更に工夫・発展されていくことが期待される。加えて、心情等伝達制度により、被害に関する心情等に触れることも有効である（コラム13）。更に一歩進んで、被害者に弁償を行い、宥恕を得ようと努力する態度を示すことは、社会にも受け入れられ、周囲の者から社会復帰のための協力を得られやすくなるものと考えられる。矯正や更生保護の処遇において、被害者への具体的・現実的な弁償計画を立て、弁償の着実な実行に向けた努力を行うよう適切な指導監督や援護を行うことは、再犯防止の点でも効果があると考えられる。

また、特殊詐欺事犯者の背景事情に「不良交友」がある者が相当の割合含まれていることを考えると、不良な交友関係からの離脱について指導していくことが有効であると思われる。令和3年1月から、更生保護において、「特殊詐欺類型」の保護観察対象者に対し、最新の知見に基づき、効果的な処遇が行われているところ、特殊詐欺グループとの関係に焦点を当て、同グループへの関与や離脱意思の程度に応じた指導・支援等を行っていることは注目に値する。

その上で、特殊詐欺の動機・理由や背景事情には、「金ほしさ」や「生活困窮」等の経済的問題がある者も少なくないことから、経済的事情の改善につなげるため、勤労意欲や能力を高めるために就労支援等を行い、または、円滑な就職ができるように職業訓練を実施するなどの方策が必要である。

加えて、近年、特殊詐欺の検挙人員のうち約2割を少年が占めており、これらの少年のうち一定の者については、審判により、少年院送致や保護観察となる者が含まれている。少年の特殊詐欺事犯者、特に少年院送致となった者について、円滑な社会復帰を促し、再犯の防止を図るためには、就労支援の取組に加えて、就学支援の一層の充実が求められる。

(2) 無銭飲食等の詐欺事犯者

特別調査（全対象者調査）では、無銭飲食等の詐欺事犯者については、「生活困窮」が犯行の動機・理由となっている者が約半数を占めている。また、特別調査（全部執行猶予者に対する再犯調査）では、再犯の動機・理由に「生活困窮」があった者の3分の2が無銭飲食等の者であった。無銭飲食等の詐欺事犯者については、生活困窮の状況を改善するために、生活状況を改善することが重要であるが、その前提となる住居や就労先を有していない者も多いことを考えると、早期の段階から安定した生活環境に向けての支援、勤労意欲や能力を高めるための就労支援のほか、犯行の動機や背景事情等を考慮した上で生活態度に関する指導等を行うことも重要である。住居を有する者が少なく、入所度数も多い者が多い無銭飲食等の詐欺事犯者については、満期釈放による出所となる者が相当に多いと思われる。満期釈放者対策については、「再犯防止推進計画加速化プラン」でも充実強化を図ることとされている。無銭飲食等の詐欺事犯者についても、必要に応じ、同プランにも記載されているように、生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用、満期釈放者に対する受け皿等の確

保，満期釈放者の相談支援等の充実等の取組の対象とすることが求められる。

3 まとめ

本編では、特殊詐欺を中心に、詐欺事犯について、分析・検討を進め、その傾向・特徴を踏まえた対策についても考察を加えた。

平成15年夏に特殊詐欺が目立ち始めてから、20年弱の時間が経過している。この間、我が国では、刑法犯認知件数や少年による刑法犯検挙人員が大幅に減少し、全体として、治安状況は大きく改善を果たしてきたが、特殊詐欺の動きは、これまで見てきたように、犯罪全体の動きとは様相を異にしている。警察庁を中心に、官民を挙げてその撲滅に向けた取組を進めた結果、21年に特殊詐欺の認知件数が激減するなど、一定の成果を上げてきたものと評価できるが、令和3年の現在でも、特殊詐欺事犯の発生は後を絶たず、依然として深刻な情勢にある。近年の我が国の社会・経済・国民生活の変化、すなわち、情報通信技術の進展に伴う通信・通話手段の多様化・高度化、電子マネー等に代表される支払手段の多様化、我が国の高齢化率や高齢者人口に占める一人暮らしの者の割合の上昇、大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大のように人々の不安を昂じさせる事象の頻発等を背景に、特殊詐欺を実行する犯罪組織は、特殊詐欺の方法・手段を多様化・高度化させ続けている。今後も、特殊詐欺を実行する犯罪組織を撲滅するまで、官民を挙げた対策を講じ続けていく必要があるものと思われる。他方、特殊詐欺対策を進める上では、特殊詐欺事犯者の特性を把握することが有益であるが、これまで、特殊詐欺事犯者の実態、例えば、動機・理由、背景事情、再犯状況等について明らかにする資料は、必ずしも十分には存していなかった。本特集では、各種統計資料等を基に、詐欺事犯や詐欺事犯者に関する情報を整理して紹介したが、これに加え、特別調査により、特殊詐欺事犯者の実態の一端を明らかにできたものと考えている。今回の特集が、特殊詐欺対策や特殊詐欺事犯者を始めとする詐欺事犯者の再犯防止に向けた取組を進めるための一助となることを期待するものである。

なお、今回の特別調査では、主に、捜査段階や裁判段階の供述を基に、詐欺事犯者の犯行の動機・理由や背景事情を調査したものであり、そこから得られる情報には一定の制約があったことは否めない。法務総合研究所では、犯罪・非行をした者を対象に、その生活意識や特殊詐欺を含む犯罪・非行に関する意識等についての調査を行い、犯罪・非行をした者に対する有効な支援・指導を検討するための基礎資料を提供することを予定している。

事項索引

ア

ICD（国際協力部）	101
ICPO（国際刑事警察機構）	98
IOM（国際移住機関）	279
IPC（国際監獄委員会）	282
IPPC（国際刑法監獄委員会）	283
あおり運転	154
アジア矯正建築会議	101
アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA）	100
アセスメントに基づく保護観察	75
アンシラリーミーティング	299

イ

意見等聴取制度	274, 389, 395
いじめ	116
一時解除	146
一部執行猶予受刑者	50, 151, 173, 247, 349
一般改善指導	58, 204, 391
一般遵守事項	71
飲酒運転防止プログラム	77

ウ

受け子	326, 340, 393, 409
-----	--------------------

エ

F指標受刑者	222
MJCA（法務省式ケースアセスメントツール）	127
SDGs（持続可能な開発目標）	101, 288

オ

応急の救護	84
横領	14
オレオレ詐欺	326
オレオレ詐欺等対策プラン	338
恩赦	86

カ

会社法・商法	187
外出・外泊	57
解除	146
改善指導	58
外部通勤作業	57
架空料金請求詐欺	326
覚醒剤取締法	16, 165, 237
架け子	326, 409
貸金業法	188
過失運転致死傷等	i, 2, 156
家族関係指導	136
家庭内暴力	115
仮解除	81
仮釈放（者）	67, 71, 148, 357
仮釈放の取消し	81
仮釈放率	iii, 68, 206, 214, 357
仮退院（少年院）	120
仮退院の取消し（婦人補導院）	81
簡易薬物検出検査	77, 80
監護者わいせつ・監護者性交等	10
観護処遇	128
還付金詐欺	326
鑑別	118, 127

キ

危険運転致死傷	i, 2, 156
危険ドラッグ	168
期日間整理手続	45
起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等（の試行）	86
起訴猶予率	iii, 36, 161, 172, 201, 210, 343
起訴率	iii, 35, 161, 172, 182, 220, 343
器物損壊	15
逆送事件	123, 149
キャッシュカード詐欺盗	326
ギャンブル詐欺	326
教誨（師）	64, 139
教科指導	60, 136
恐喝	14
矯正教育	135
矯正教育課程	134

矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン	62
強制執行妨害	186
矯正指導	58
矯正就労支援情報センター（コレワーク）	60
強制性交等	10, 265
強制わいせつ	10, 265
京都 kongress（第14回国連犯罪防止刑事司法会議）	94, 288
京都 kongress・ユースフォーラム	291, 292
京都宣言（持続可能な開発のための203アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言）	290
京都保護司宣言	291
脅迫	14
協力雇用主	91
禁止命令等	195
金融活動作業部会（FATF）	95
金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律）	308, 339
金融商品詐欺	326
金融商品取引法	187, 309

ク

ぐ犯少年	iv, 104, 113, 118
------	-------------------

ケ

警告（ストーカー規制法）	195
警告（保護観察）	146
刑事施設	49, 391
刑事施設視察委員会	61
刑事和解	273
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）	308, 338
刑の一部執行猶予制度	70, 81, 175, 368
刑の執行率	68
刑法犯	i, 2, 104
刑務所	49
刑務所出所者等総合的就労支援対策	60, 79, 139, 146
刑を言い渡された者の移送に関する条約	99
検挙人員	iii, 5, 104, 315

検挙率	iii, 7
検察審査会	270
原則逆送	119, 123

コ

合意制度	31, 310
公契約関係競売入札妨害	186
交際あっせん詐欺	326
講習会	139, 146
公職選挙法	19
更生緊急保護	85
公正取引委員会	187
更生保護サポートセンター	88
更生保護施設	88
更生保護就労支援事業	79, 146
更生保護女性会（員）	91, 139
拘置所	49
交通安全指導	59
交通犯罪	112, 154
強盗	14, 22
校内暴力	116
公判請求率	iii, 34
公判前整理手続	45
公務員犯罪	229
公務執行妨害	15
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからの全ての人の保護に関する宣言	285
交友関係指導	136
勾留	33, 45, 348
勾留請求（却下）率	33
高齢者	iv, 208
国外犯罪被害障害見舞金	277
国外犯罪被害弔慰金	277
国際移住機関（IOM）	279
国際監獄委員会（IPC）	282
国際協力部（ICD）	101
国際刑事警察機構（ICPO）	98
国際刑事裁判所	96
国際刑事裁判所に関するローマ規程	96
国際刑法監獄委員会（IPPC）	283
国際受刑者移送法	99
国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約	96
国際捜査共助等に関する法律	98
国際組織犯罪	94

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 （国際組織犯罪防止条約）	94, 306
国選付添人	30, 119
国選弁護人	30
国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）	100, 286, 295
国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）	94, 282
国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マン デラ・ルールズ）	284
国連薬物・犯罪事務所（UNODC）	20, 95, 100, 282, 292, 293, 295
個別処遇の原則	55
コミッション（犯罪防止刑事司法委員会）	94, 282
コレワーク（矯正就労支援情報センター）	60
コングレス（国連犯罪防止刑事司法会議）	94, 282

サ

再処分率	251, 259, 376
在宅審判鑑別	128
再入院・刑事施設入所率	257
再入院率	257
再入者	iii, 241, 368
再入者率	241, 368
再入率	244, 247, 373
サイバー犯罪	96, 190
サイバー犯罪に関する条約	96
裁判員裁判	42
再犯期間	249, 371
再犯者率	234, 365
再犯防止啓発月間	93
再犯防止推進計画	232
再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策 を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～	86, 233
再犯防止推進法	232
再非行少年率	255, 366
（狭義の）詐欺（罪）	306
詐欺	304, 306, 311
作業報奨金	58
詐欺利得（罪）	306
殺人	14, 21
サルバドール宣言	285

シ

CFP	75, 395
JICA（独立行政法人国際協力機構）	101
死刑	37, 40, 65, 274
私事性的画像被害防止法	198
施設送致申請	146
持続可能な開発のための2030アジェンダの達成 に向けた犯罪防止，刑事司法及び法の支配の 推進に関する京都宣言（京都宣言）	290
持続可能な開発目標（SDGs）	101, 288
（刑の）執行猶予の（言渡し）の）取消し	81, 240, 274, 367
指定更生保護施設	89
指定暴力団	177
指導監督（保護観察）	71
児童買春・児童ポルノ禁止法	18, 191
児童虐待	77, 192, 276
児童虐待防止法	192, 276
自動車運転死傷処罰法	154
自動車損害賠償保障制度	278
児童自立支援施設（送致）	iv, 119
児童養護施設（送致）	iv, 119
（刑事）司法共助	98
社会貢献活動（保護観察）	79, 145
社会貢献作業（矯正処遇）	57
社会復帰支援	59, 139
社会復帰促進センター	49, 66
社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し，立 ち直りを支える地域のチカラ～	83, 92
修学支援デスク	140
修学支援ハンドブック	139
就業支援センター	79, 146
住居侵入	15
住居特定審理	70
重点指導施設	136
銃刀法	18
収容審判鑑別	127
収容率	50, 202
就労継続奨励金	92
就労支援（指導）	59, 60, 79, 86, 139, 146
就労・職場定着奨励金	92
宿泊面会	139
受刑者等専用求人	60
受刑者の釈放等に関する情報の提供	61
出資法	188
出所受刑者	53, 68, 244, 247, 352, 357, 373
主犯・指示役	326, 409

準詐欺（罪）	306
遵守事項	71
傷害	14
障害	225
上級会合（ハイレベルセグメント）	283
証券取引等監視委員会	187
証人等特定事項秘匿決定	273
少年院	130, 205, 354
少年院仮退院者	71, 142, 206, 380
少年院視察委員会	141
少年鑑別所	124, 353
少年刑務所	49
少年司法運営に関する国連最低基準規則 （北京ルールズ）	285
少年法等の一部を改正する法律	29, 120
商標法	189
処遇鑑別	127, 128
処遇指標	55
処遇調査	55
処遇要領	56
職業訓練	58
職業指導	136
しよく罪指導プログラム	78, 145
職親プロジェクト	60
触法少年	iv, 104, 118
女子依存症回復支援モデル	204
女子施設地域連携事業	61, 204
女性（犯罪・非行）	199
初入者	iii, 242, 245, 350, 368
自立更生促進センター	79
自立準備ホーム	90
新型コロナウイルス感染症	62, 82, 137, 324
心情等伝達制度	274, 389, 396
心神喪失者等医療観察制度	226
人身取引	94, 278
人身取引対策行動計画2014	278
審判鑑別	127

ス

ストーカー（規制法）	195, 276
------------	----------

セ

生活環境の調査 （心神喪失者等医療観察法）	227
生活環境の調整（更生保護）	70, 395

生活環境の調整 （心神喪失者等医療観察法）	227
生活行動指針	71, 145
精神障害	225
精神保健観察	228
性犯罪再犯防止指導	59
性犯罪者処遇プログラム	77
性犯罪被害	265
性非行防止指導	136
税法違反	185
性暴力	24
世界保護観察会議	100
世界保護司会議	291
窃盗	8, 23
窃盗事犯者指導ワークブック	80, 207
全体会合	295
専門的処遇プログラム	77, 145

ソ

捜査共助	98
相談・支援（更生保護における被害者の関与）	274
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）	94, 176, 277, 306, 323
即決裁判手続	37, 45
損害賠償命令制度	273

タ

退去強制	215
第14回国連犯罪防止刑事司法会議 （京都 kongress）	94, 288
大麻取締法	167
出し子	326, 409
段階別処遇	75
談合	186

チ

地域援助（非行及び犯罪の防止に関する援助）	129
地域再犯防止推進モデル事業	233
地域生活定着支援センター	61, 70
地方更生保護委員会	67
地方再犯防止推進計画	233
中央更生保護審査会	67

中間処遇	79
調査センター	55
著作権法	189

ツ

通院等指示（保護観察）	80
通告（保護観察）	146
通信傍受法（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）	309

テ

テロ	94, 95, 176, 268
展示	301
電子計算機使用詐欺（罪）	306

ト

東京ルールズ（非拘禁措置に関する国連最低基準規則）	285
道交違反	i, 16, 159
逃亡犯罪人引渡条約	97
逃亡犯罪人引渡法	97
道路交通法	154
ドーハ宣言	286
篤志面接（委員）	64, 139
特殊詐欺	308, 325, 326, 338, 384, 389, 391, 393, 398, 408
特殊詐欺再犯防止指導	391
特殊詐欺再非行防止指導	392
独占禁止法	187
特定商取引に関する法律（特定商取引法/訪問販売等に関する法律）	307, 324
特定少年	29, 120
特定生活指導	136
特定暴力対象者	76
特別改善指導	59
特別活動指導	137
特別支援ユニット	86
特別遵守事項	71
特別処遇	89
特別調整	61, 70, 139
特別法犯	i, 16, 110
独立行政法人国際協力機構（JICA）	101
取消・再処分率	251, 376
取消率	251

ナ

ナショナルステートメント	290
--------------	-----

ニ

2年以内再入率	244, 247, 374
日本司法支援センター（法テラス）	30, 78, 272, 275
入札談合等関与行為防止法	186
入所受刑者	iii, 51, 349
認知件数	iii, 3

ネ

ネルソン・マンデラ・ルールズ（国連被拘禁者処遇最低基準規則）	284
--------------------------------	-----

ハ

廃棄物処理法	18
配偶者暴力防止法	193, 276
ハイレベルセグメント（上級会合）	283
破産法	186, 309
罰金	42
発生率	iii, 3
犯行準備役	326, 409
バンコク宣言	285
犯罪収益移転防止法	95, 308, 324
犯罪少年	iv, 104, 118
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（通信傍受法）	309
犯罪対策閣僚会議	232, 278, 338
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律	277, 309
（第3次）（第4次）犯罪被害者等基本計画	269
犯罪被害者等基本法	269
犯罪被害者等給付金	277
犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）	94, 282
犯罪予防活動	92
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	278, 309

ヒ

BBS会（員）	84, 91, 139
PFI	66

被害回復給付金	277, 309, 388
被害回復分配金	278, 309, 388
被害者参加制度	272
被害者等通知制度	269, 274, 389
被害者特定事項秘匿決定	272
被害者の視点を取り入れた教育	59, 136
ひき逃げ事件（事故）	158, 278
被虐待経験	134, 205, 357
非行及び犯罪の防止に関する援助 （地域援助）	129
被拘禁者処遇最低基準規則	284
非拘禁措置に関する国連最低基準規則 （東京ルールズ）	285
非行少年率	106
微罪処分	31, 322

フ

FATF（金融活動作業部会）	95
風営適正化法	18
フォローアップ事業	90
福祉専門官	61
福祉的支援	61
付審判請求	271
婦人補導院	49
婦人補導院仮退院者	71
不正アクセス行為	190
不定期刑	29, 120, 148
不定期刑終了	81
腐敗の防止に関する国際連合条約	96
不服申立制度（矯正施設）	64, 141
不法残留（者）	215, 278
振り込め詐欺	338
振り込め詐欺撲滅アクションプラン	338
不良行為少年	114

へ

北京ルールズ（少年司法運営に関する国連最低基準規則）	285
----------------------------	-----

ホ

放火	15
暴行	14
法制度整備支援	101
暴走族	112

法テラス（日本司法支援センター）	30, 78, 272, 275
法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）	127
法務少年支援センター	129
暴力団	177, 319, 336, 372
暴力団離脱指導	59
暴力防止指導	136
暴力防止プログラム	77
保護観察	71
保護観察所	67
保護観察所が行う入口支援	86
保護観察処分少年	71, 142, 206, 256, 358, 380
保護観察付一部執行猶予者	71, 175, 206, 249, 376
保護観察付全部執行猶予者	71, 175, 206, 249, 376
保護観察の停止 （全部・一部執行猶予者の）保護観察率	iii, 71, 347, 358
保護司	87
保護司会	88
保護者会	139, 146
保護者参加型プログラム	139
保護処分	119
保釈	45, 348
補導援護	71

マ

マネー・ローンダリング	95, 306
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約	95
麻薬特例法	171

ミ

密輸入（薬物）	170
民間協力（者）	64, 91

ム

無期刑（無期懲役）	38, 40, 69, 148
-----------	-----------------

モ

戻し収容	146
------	-----

ヤ

薬物依存回復訓練	80
薬物依存離脱指導	59
薬物再乱用防止プログラム	77
薬物処遇重点実施更生保護施設	89
薬物処遇ユニット	80
薬物中間処遇	90
薬物犯罪	95, 111, 165, 237
薬物非行防止指導	136

ユ

UNAFEI (国連アジア極東犯罪防止研修所)	100, 286, 295
UNODC (国連薬物・犯罪事務所)	20, 95, 100, 282, 292, 293, 295
融資保証金詐欺	326
有前科者 (率)	235, 238, 249, 366, 367, 376

ヨ

預貯金詐欺	326
-------	-----

リ

略式手続	37, 42
------	--------

ル

類型別処遇	76, 145, 395
-------	--------------

ワ

ワークショップ	287, 295
---------	----------